大阪俘虜収容所の研究

—大正区にあった第一次大戦下のドイツ兵収容所—



大阪俘虜収容所研究会
大正ドイツ友好の会　編



大阪俘虜収容所碑除幕式典
平成 18 年（2006 年） 2 月 18 日



大正区第九合唱団第 1 回演奏会
平成 19 年（2007 年） 2 月 18 日

大阪俘虜収容所碑の内容





平尾亥開公園内に設置

（鳴門市ドイツ館所蔵）
（エアハルト・アルバムより）

平尾亥開公園と大阪俘虜収容所

平尾新田は大坂江戸堀（現西区）の平尾与左衛門が開発し、明和８年（１７７１年）に幕府の検地を受けました。その地域の中に「亥」の年に開発されたことに因み、「亥開」と呼ばれる所（現在の南恩加島抽水所あたり）がありました。この地名から名称を取ったこの「平尾亥開公園」の東側で木津川に面したところ（現在の南恩加島１丁目）に、明治４１年（１９０８年）にペスト患者隔離所が新設されましたが、その施設は、明治４２年（１９０９年）の北区の天満を火元とするいわゆる「北の大火」と呼ばれる火事で罹災した延べ約２２,０００人の市民を収容し、所内には小学校も開設されました。

その後、第一次世界大戦の結果、大正３年（１９１４年）１１月、中国にいたドイツ兵などの捕虜収容所が、日本各地（１２箇所）に設置された時、大阪においてはこの施設が「大阪俘虜収容所」として使用され、軍人など７６０人を収容いたしました。捕虜は収容所にあっては、毎日の生活として朝夕２回の点呼を受ける以外の労働は特になく、娯楽として、読書、絵画、演劇、音楽、あるいはテニスやフットボールおよび器械体操などのスポーツを楽しみました。その様子を撮影した写真も現存しています。大正６年（１９１７年）２月、大阪俘虜収容所は閉鎖され、似島（広島市南区）へ移転しました。

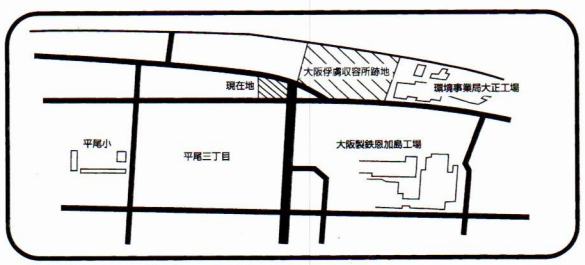

Hirao-Ibiraki Park und Gefangenenlager Osaka

Dieses Areal, das von Yozaemon Hirao in Edobori im gegenwärtigen Stadtteil Nishi in Osaka erschlossen worden war, wurde im Jahre 1771 unter dem Namen Hirao-Shinden von der Regierung Tokugawa offiziell registriert. In einem Teil dieses Gebietes, wo heute die “Pumpanlage Minamiokajima“ steht, gab es eine Ortschaft, die „Ibiraki“ hieß, da sie im Jahr des Wildschweins (i) erschlossen (biraki) worden war. Der dort angelegte Park wurde danach „Hirao-Ibiraki Park“ genannt. 1908 wurde östlich dieses Parks entlang des Kizu Flusses eine Evakuierungsstätte für Pestkranke errichtet (heute: 1-chome Minami-Okajima). In dieser Anlage waren 22.000 Bürger einquartiert, die 1909 bei dem sog. „Großfeuer im Norden“, einem Feuerausbruch in Tenma (Stadtteil Kita), evakuiert wurden. Auch eine Grundschule wurde dort eröffnet.

Im November 1914, während des Ersten Weltkriegs, wurden in Japan insgesamt 12 Gefangenenlager für in China gefangen genommene deutsche Soldaten gebaut. Eines davon war das „Gefangenenlager Osaka“ hier auf diesem Gelände, in dem sich 760 Soldaten aus Armee und Marine aufhielten. Dort hatten sie trotz der Gefangenschaft keine besonderen Verpflichtungen außer zweimal täglich, morgens und abends, beim Appell anwesend zu sein. Sie konnten sich mit Lesen, Malen, Theater und Musik beschäftigen und verschiedene Sportarten wie Tennis, Fußball und Geräteturnen treiben. Damals aufgenommene Bilder existieren noch heute.

Im Februar 1917 wurde das Gefangenenlager Osaka geschlossen und nach Ninoshima, im Stadtteil Minami in Hiroshima, verlegt.

収容所の風景



シュレーダー牧師の訪問
（エアハルト・アルバム）



我々の最初の楽団「収容所楽団　日本　大阪」
（エアハルト・アルバム）



グランドより収容所建物をのぞむ
（ヴァルツァー・アルバム）



グランドサッカー
（ヴァルツァー・アルバム）



「にせのお下げ髪」の１シーン
（エアハルト・アルバム）



われわれの体操チーム
（エアハルト・アルバム）



ためいき橋の衛兵
（エアハルト・アルバム）

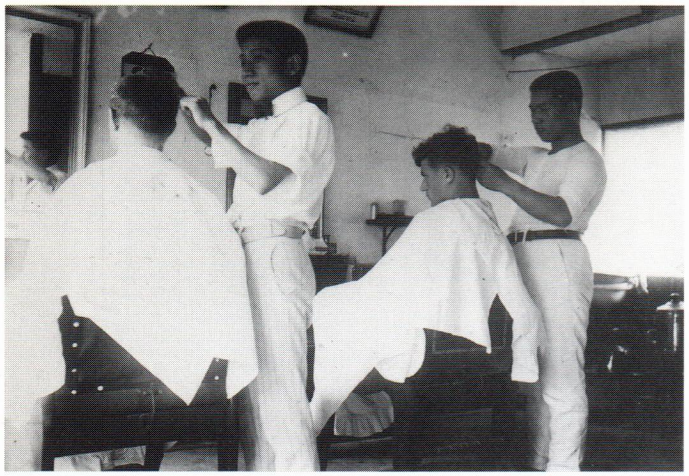

散　髪
（エアハルト・アルバム）



酒　保
（エアハルト・アルバム）



収容所の裏通り
（バルツァー・アルバム）



クリスマス・ツリー
（エアハルト・アルバム）



雪合戦
（エアハルト・アルバム）



雪だるま
（バルツァー・アルバム）



木津川堤を行進（似島へ移動）
（エアハルト・アルバム）

大阪俘虜収容所鳥瞰図

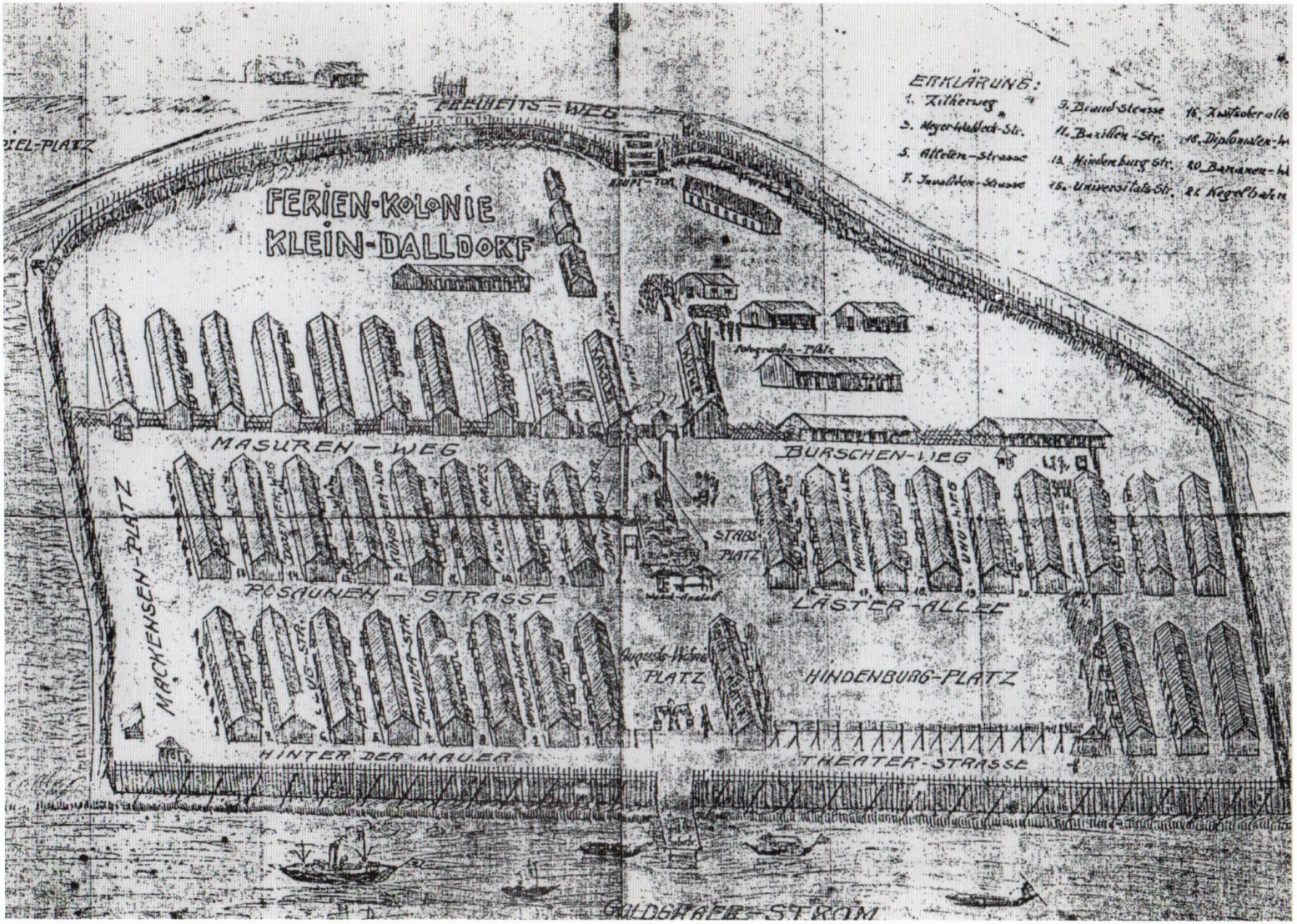

本書 P. 34 参照

大阪俘虜収容所の研究

―大正区にあった第一次大戦下のドイツ兵収容所―

大阪俘虜収容所研究会
大正ドイツ友好の会　編

90年の時空を超えて

大阪俘虜収容所研究会座長・大正区長
西　村　東　一

研究報告書を発刊するにあたり一言ご挨拶を申し上げます。

大正区では、平成16年からまちづくりの一環として、区の歴史の再発見を行っています。その結果、平成17年3月には、旧跡や渡船場に史跡パネルなどを設置し、同11月には、区民70人の方々による座談会を開催したうえで「大正区の歴史を語る」を発刊、平成18年5月には「懐かしい大正区の風景展」をなにわの海の時空館において開催いたしました。そして、平成19年4月には「わたしたちのまち大正区」を区内小学校の教員の方々のお力を得て作成し、区内小学生のみならず広く区民の方々に配布したところです。

このような中で「大正区の歴史を語る」の座談会の席上、第1次世界大戦の結果、ドイツ兵の捕虜収容所として「大阪俘虜収容所」（大正3年(1914年)～6年(1917年)）があったことが話題となりました。大阪市史にも大正区史にも一切記載されてない歴史であり、区民のほとんどがご存知でない「まったく忘れ去られた」歴史的事実を調べていくにつれ、収容所の報告書や写真などが残されており、同時に全国の収容所研究が行われていることを知るようになりました。そこで平成17年11月に「大正ドイツ友好の会」が設立され、鳴門市のドイツ館の田村館長のお力もお借りしながら、平成18年2月に大阪俘虜収容所のあった場所の近くの「平尾亥開公園」に、ドイツ総領事館のご協力の下、「大阪俘虜収容所碑」を大正ドイツ友好の会会員を中心に多くの区民のお力を得て設置いたしました。その際には「大阪俘虜収容所写真展」も開催いたしました。そして鳴門で日本最初の第九演奏がされたときの指揮者ヘルマン・ハンゼンが、当収容所にいたこともあって、区民による「第九合唱」の機運が急激に盛り上がり、同年6月には「大正区第九合唱団」が結成され、平成19年2月18日、千島体育館において、合唱団員240名、観客1000人の発表会を開催しました。当日はドイツ総領事夫人および大阪市長のご出席もいただき、大成功のうちに終了いたしました。平成19年度はドイツ文化センターのご協力も得て「ドイツセミナー」を実施しました。また平成20年2月には第2回大正区第九合唱団定期演奏会も行いました。

これまで、順調に数々の取り組みを行ってまいりましたが、出発点である「大阪俘虜収容所」の研究を進める必要性を感じ、平成19年5月に「大阪俘虜収容所研究会」を発足させ、大阪市史編纂所の堀田所長を中心に研究を進めた結果、今回このような研究報告書の発行を行うことができました。発行に当たりましては写真家の藤井寛さんを始め数多くの方々のお力によるところも大きく、まことに感謝の気持ちでいっぱいです。今後、大阪俘虜収容所の研究の基本書として、広く全国の研究者の良き資料として活用されることを祈念いたしております。

平成20年3月

大正とドイツの友好の架け橋作りを目指して

大正ドイツ友好の会会長・大正区政協力会会長
中　道　良　明

このたび、「大阪俘虜収容所研究」を発刊されるにあたり一言お祝い申し上げます。

私も参加させていただいた平成17年6月の「大正区の歴史を語る」の座談会から端を発し、長く歴史に埋もれていた「大阪俘虜収容所」が大正3年11月から大正6年2月までの間、当区の南恩加島にあり、760名もの捕虜達がそこで生活し、演劇やサッカーをしていた事実が判り、区民の間で評判になりました。そしてこのような事実を顕彰することの必要性を求める声が大きくなるに従い、平成17年11月に「大正ドイツ友好の会」を結成し、区役所や各種団体、企業の力も得て、平成18年2月に平尾亥開公園内に「大阪俘虜収容所碑」を設置いたしました。当日はドイツ総領事館からティート総領事代行や鳴門のドイツ館から田村館長が御出席され、多くの出席者が見守る中で厳粛に式典が行われました。また収容所の写真展も開催され、多くの区民が初めて見る写真に目を見張りました。

このような大正区からの国際交流はその後も続き、「第九」の日本初演（鳴門市の板東俘虜収容所）の指揮者が大阪俘虜収容所にいたことや、大正橋の欄干に第九の旋律が表示されていることから、大正区において「第九」を演奏しようという声が高まり、声をおかけしたところ、みるみる合唱団員が集まり、平成18年6月に「大正区第九合唱団」が結成され、9ヶ月間の練習を経て、平成19年2月18日、収容所が閉鎖されてから90年を経て、千島体育館で合唱団の発表会を行いました。

当日は総領事令夫人や市長のご出席をいただき、高谷光信指揮、エウフォニカ管弦楽団演奏の下、合唱団員240名が観客1000名の前で演奏を行いました。当日は田村鳴門市ドイツ館館長の記念講演会やジャーナリストの藤井さんによる捕虜の子孫からのメッセージ披露なども行われました。この演奏会は大好評のうちに終り、続けて4月に「大正区民合唱団フロイデ」が結成され、区民の音楽熱はさらに高まっております。また一方、ドイツ文化センターのご支援の下、「ドイツセミナー」が6回にもわたり開催され、大正区におけるドイツへの親愛感は着実に高まってきております。

このような中で、平成20年2月11日、第2回大正区第九合唱団定期演奏会が大好評の中に開催され、「第九」がすっかり区民に定着した感があります。このような活動の原点である「大阪俘虜収容所」の研究がなされ報告書にまとめられたことは、これまでの歩みを考えると大正区民の喜びであるとともに、日本とドイツとの友好のためにも真に貴重なものであると信じております。今後この報告書に記された事実が広く知られ、また大正区が取り組んでいる地域からの国際交流の活動が世に広まることで、日本とドイツとの友好がいつまでも続くことを念じ、私のお祝いの言葉といたします。

平成20年3月

研究報告書発刊によせて

大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館　総領事
ゲロルト・アメルンク

この研究報告書は、日独関係の特別な時代を歴史的に検証するための更なる一歩となります。ここに記載された出来事は90年以上遡ります。しかもドイツ人と日本人が、政治的な動向のために、一時的にせよ敵国として対峙した歴史的な局面についての報告です。それだけに当時の人々の心のこもった交流によって、敵対関係が今日まで脈々と流れる深い友情に実に早く変貌したことは注目に値します。この報告書を通して、この特筆すべき歴史が日独両国で、とりわけ両国の若い人々の心に再び蘇ることを私は嬉しく、ありがたく思う次第です。

この報告書に記された時代と同じように、地理的に遠く離れてはいても両国民の間には今も友好的な関係が生まれ発展していますが、これもひとえに一人一人の取り組みのおかげです。大正区の西村区長ほか多くの区民の皆様が、記憶から消えかかった大正区の俘虜収容所の歴史を再発見されたことのたまものと感謝します。当時の出来事に再び思いを馳せることが、両国の友好関係を新たなものにし、深めることに役立っています。たとえば大正区の皆様はベートーベンの第九の日本における初演がドイツ人捕虜収容所で行なわれたことを鑑みて自ら合唱団を設立、2007年の２月にはこの第九の演奏会が初めて開催されました。日独関係の極めて大切な要素であった音楽が、こうして再び両国の国民を結び付ける力になっています。大正区とドイツの歴史的な関係が再発見されることで、区民の皆様が現代のドイツにも関心を持たれるようになりました。皆様が現在のドイツとその文化について情報を得られるよう、ドイツについてのセミナーも何回か開催されました。

このように今回の研究報告書の発刊は21世紀における日独の友情を育くむ数々の発案のなかの一つのハイライトです。今回の発刊に尽力され、国際理解の推進に向けて多大なイニシアチブを発揮された皆様方に心から感謝申し上げます。

2008年３月

目　　次

ごあいさつ
90年の時空を超えて―大阪俘虜収容所研究会座長・大正区長　西村東一
大正とドイツの友好の架け橋作りを目指して―大正ドイツ友好の会会長・大正区政協力会会長　中道良明
研究報告書発刊によせて―大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館　総領事　ゲロルト・アメルンク

第1部　大阪俘虜収容所をめぐって
1　大阪俘虜収容所について　堀田暁生 …… 1
2　特別寄稿「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」　藤井　寛 …… 19
3　大阪収容所俘虜概要　瀬戸武彦 …… 71

第2部　各種資料
1　防衛研究所史料
①大阪俘虜収容所記事（大正6年8月提出） …… 107
②俘虜の近状に関する件（大正4年1月） …… 229
③大阪俘虜収容所に雇員増加の件 …… 229
④俘虜逃亡の件（大正4年9月） …… 229
⑤俘虜間軋轢に関する件（大正4年12月2日） …… 232
⑥帰化希望者隔離の件 …… 235
⑦所在不明の俘虜発見報告 …… 237
⑧独逸俘虜入獄理由に関する件 …… 240
⑨俘虜受刑者仮出獄の件 …… 241
⑩大阪俘虜収容所廠舎火災に関する件（大正5年3月28日） …… 243
⑪大阪俘虜収容所炊事場の1部模様替並麺麭焼炉新設工事の件 …… 254
⑫大阪俘虜収容所麺麭焼竈用材料処分の件 …… 254
⑬独逸俘虜墓地に関する件 …… 255
2　サムナー・ウエルズによるドイツ兵収容所調査報告書抜粋　高橋輝和　訳 …… 259
3　新聞記事集成（大阪朝日・大阪毎日・大阪時事新報） …… 263
4　軍事郵便 …… 317
5　似島俘虜収容所―その概要と特色（瀬戸武彦） …… 323
6　「大正三四年戦役俘虜写真帖」（大阪収容所分） …… 337

第3部　大正区と俘虜収容所
1　大正区に残る記録 …… 343
2　大正区とドイツの友好のあゆみ（西村区長談） …… 343
3　大正区第九合唱団演奏会でのドイツからのメッセージ …… 346
4　ドイツ兵の俘虜収容所がもたらしたもの …… 349
5　ある長いものがたり（ドイツＮＲ紙の記事） …… 354
6　モニュメント設置から第九合唱に至るまでの新聞報道 …… 356
7　大正ドイツ友好事業　活動報告 …… 361

編集後記 …… 366
執筆者紹介・協力者一覧・俘虜研究会員 …… 367

第１部

大阪俘虜収容所をめぐって

「大阪俘虜収容所について」（堀田暁生）は、大正３年11月の俘虜収容所設置の事情から、大正６年２月に閉鎖に至る全般的な概要を述べたもの。

「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」（藤井　寛）は、大阪の俘虜収容研究の第１歩となった、「エアハルト・アルバム」の発見入手と、筆者の藤井氏が俘虜収容所とかかわった過程を述べたもの。

「大阪収容所俘虜概要」（瀬戸武彦）は、全国にあった俘虜収容所に収容されたドイツ兵の経歴を調査し、そのうち大阪に収容された俘虜のうち、判明した分をまとめたもの。

大阪俘虜収容所について

堀　田　暁　生

はじめに

今から１世紀前（正確には95年前）、現在の大正区、当時の大阪市西区南恩加島に、ドイツ兵の俘虜収容所が設置された。大正３年（1914）11月から大正６年２月まで、約２年２ヶ月の期間であったが、この事実は長らく大阪市民から忘れられていた。

それでは、この大阪俘虜収容所とはどのようなものであったのだろうか。簡単に、その経過を述べておくこととしたい。

１　第１次世界大戦の経過

大正３年（1914）６月29日、ボスニアの首都サラエボで、オーストリア＝ハンガリー帝国の皇太子フランツ・フェルディナンド大公がセルビア人によって暗殺された。この事件を重く見たオーストリアはセルビア政府に最後通牒を送付し、７月25日に国交断絶、ついで７月28日には宣戦布告を行った。ロシアはセルビア独立を支持していたので、総動員令を７月31日に行い、緊急事態に備えた。一方、オーストリアと三国同盟を結んでいたドイツは、８月１日に総動員令を発動し、同時にベルギーに無害通行権を要求、８月２日にはロシアに宣戦布告、３日にはフランスに宣戦布告した。

イギリスはドイツがベルギーに侵入を確認すると、８月４日にドイツに戦線を布告し、イギリスの自治領であったカナダ・オーストラリア・ニュージーランドも参戦した。

こうして、ヨーロッパ諸国が参加した、世界的規模の戦争が始まったが、北欧諸国は中立の立場をとり、アメリカもモンロー主義をとっていて、戦争には当初介入しなかった。イタリアはドイツ・オーストリアと三国同盟関係にあったが、1915年に連合国側に立った。これは、イタリアがオーストリアとの間に領土問題があったからである。

イギリスは当初日本には不参加を要請していたが、当時の大隈首相と加藤高明は御前会議や軍部との折衝を行わないままに８月８日に参戦を可と決定した。その意図はイギリスにも伝えられ、イギリスも日本に参戦を要請するに至った。日本は、８月23日にドイツに宣戦布告を行った。イギリスは、ドイツの東洋艦隊の行動を、日本に制約させる意図があった。

ドイツの東洋艦隊の根拠地は、ドイツが中華民国から租借していた山東省の青島と膠洲湾にあり、堅固な要塞を築いていた。そこをイギリスと日本の連合軍が攻撃し、11月７日の総攻撃によって攻略に成功したのである。こうして、青島で捕虜となったドイツ兵が日本に送られることになったのである。この捕虜達は、当初日本国内の12ヶ所の俘虜収容所に入れられた。東京・静岡・大分・名古屋・姫路・松山・丸亀・徳島・福岡・久留米・熊本と大阪である。そのうち、大正４年には、東京は習志野に移され、姫路も青野ヶ原に移され、熊本も久留米に合わされた。大正６年（1917）には、松山・丸亀・徳島の３収容所が板東収容所にまとめられ、大阪の収容所も広島の似島に移された。さらに大正７年には、静岡・大分の収容所の俘虜が習志野に合わされた。第一次大戦中に日本国内に16ヶ所の収容所があったことになる。福岡の収容所が大正７年に閉所されたあと、残った習志野・名古屋・青野ヶ原・板東・似島・久留米の６収容所は、久留米が大正９年３月12日に、残りの５ヶ所は同年４月１日に閉所されている。

戦争は、ヨーロッパを主舞台に展開されたが、決着が付かずに長引いた。その間、ロシアでは1917（大正６）に革命が起こり、反革命軍を支援するために、イギリス・アメリカなどはロシアに出兵し、日本もシベリアに派兵した（1918年）。その一方で、アメリカは、1917年にドイツが無制限潜水艦作戦を始めたことに、アメリカの世論が非難の声をあげたことから、ウィルソン大統領は参戦に踏み切った（1917年４月）。ドイツは次第に追いつめられ、1918年11月９日、ドイツは共和国であるとの宣言が行われ、ヴィルヘルム２世皇帝はオランダへ亡命した。連合国とドイツの間で休戦協定に署名が行われ、軍事行動のすべてが停止された。11月11日のことであった。

2　当時の大阪市と現大正区

前述のように、青島にあったドイツの根拠地がイギリスと日本の連合軍の手に落ちたのは、1914年11月7日のことであった。その報が日本に伝わると、各地で非常な盛り上がりを見せた（本書収載「新聞記事一覧」参照）。

大阪においても、堂島女学校跡地（北の大火で焼失）で、記念の会が開かれ、大阪市長や商業会議所会頭らの祝辞が述べられ、陸海軍への感謝状などが読み上げられた。その会が終わってから市内へむけての提灯行列が行われ、市民の歓迎と昂揚感の盛り上がりが新聞報道などでうかがわれる（「新聞記事一覧」参照）。

当時の大阪市は、池上四郎市長の時期である。大阪市では、明治末年から大正に掛けて市政が非常に混乱していた。池上市長の前任は、肝付兼行であったが、肝付は就任後、6ヶ月で辞職し、その後任として池上が大阪府警察本部長から市長に推薦され、市長の裁可を得たのは、大正2年の10月であった。池上が市長になってから、ようやく大阪市政も安定するようになり、大正3年7月には高級助役として關一を、三顧の礼をもって迎えた。

いわば、この大正3年という時期は、大阪市が政治の安定期を迎え、それと同時に各方面で大阪市が拡大発展する出発点にあたっていたとも言える。そういう時期に大阪にドイツ兵が俘虜として来阪し、収容所が作られたのである。

また、当時の現大正区域は、西区に属していた。明治30年4月（1897）に、大阪市の第1次市域拡張が行われたときに、現大正区域も大阪市に編入され西区に含まれた。明治30年は、築港工事が開始された年でもあった。築港工事は、明治36年（1903）に大桟橋が一般に開放され、運用が開始された。この築港工事にともない、現大正区域は大阪港の突堤の中に包み込まれる形になった。また、工事の労働者として沖縄出身の人たちが集住し始めるのもこのころからである。現大正区の南部一帯はまだ新田地帯が広がっており、一部に工場が進出し始めていた程度である。後年、現大正区一帯は、現港区・此花区・西淀川区、それに尼崎方面へと連なる阪神重化学工業地帯を形成するにいたるが、大正時代の前半においては、おだやかな新田風景が広がっていたのである。**（図1）**

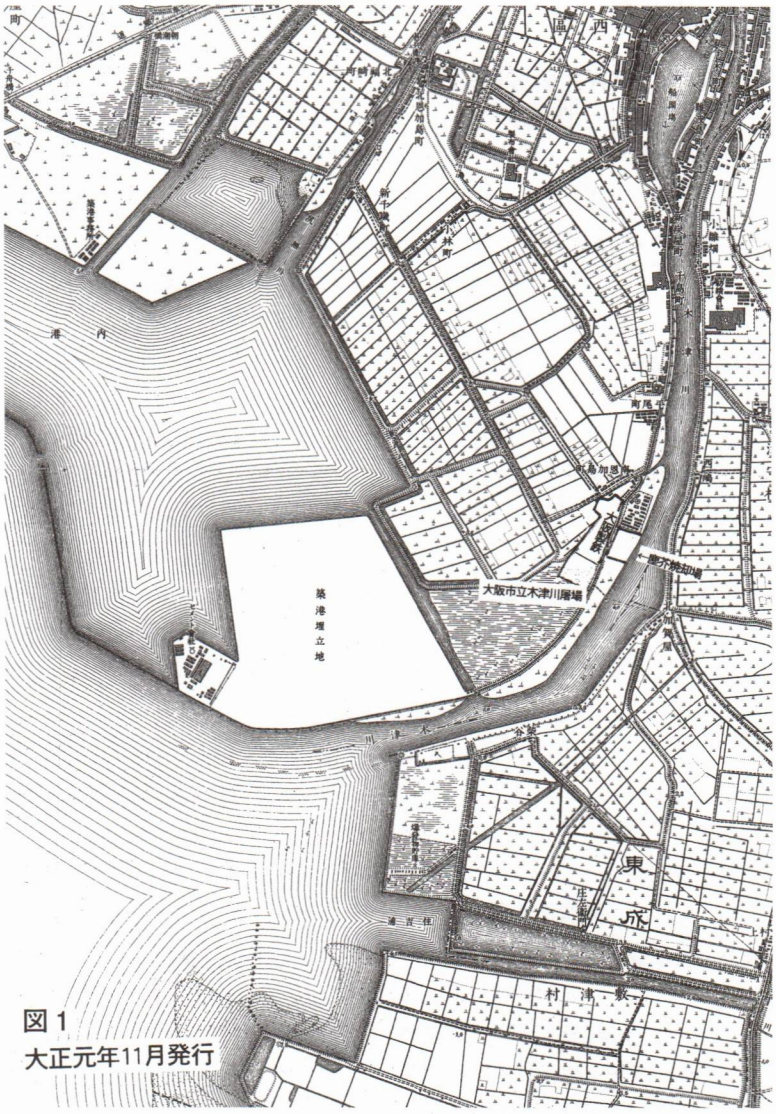

図1
大正元年11月発行

3　大阪俘虜収容所の設置

大正3年11月11日、陸軍大臣は日本国内8ヶ所（福岡、熊本、松山、丸亀、姫路、大阪、名古屋、東京）に俘虜収容所を設置すると告示した。大阪は、西区恩加島の大阪府の隔離施設に下士以下800人、北区の仏照寺に将校30人を収容する事になっていると報じられた（『大阪朝日新聞』、同年11月12日）。この時点で、新聞には大阪俘虜収容所長として菅沼來歩兵中佐の写真が掲載されている（同）。翌、12日、第四師団では、所員として上田愷歩兵大尉、後藤外馬騎兵中尉、丸山贏彦二等主計、松井敏行二等軍医を、また収容所附として、計手と看護長各1名を命じた。この日、陸軍省から、大阪へ護送するのは俘虜将校10名及び下士卒

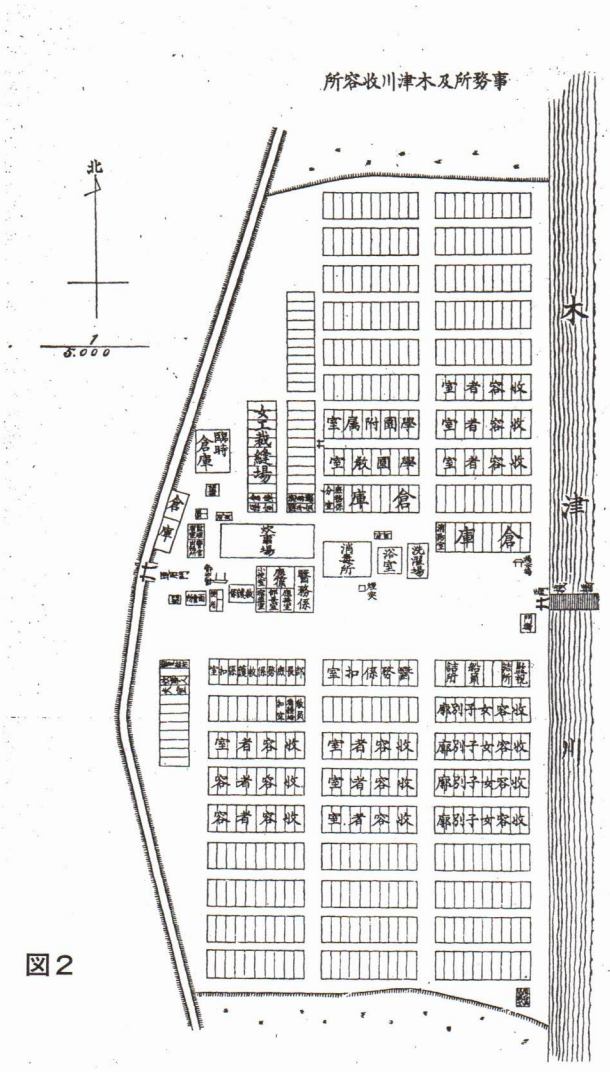

図2

450名であるとの連絡があった。第四師団では今回のものは第一回輸送であって、当初大阪には将校30人と下士卒800人ということであったので、残りの将校20人と下士卒350人は第二回の輸送であるかも知れないが、第一回輸送分だけと仮定して、準備することとなり、人数が半減したので、仏照寺を取り消し、大阪府の隔離所だけとした。そこで、13日から隔離所の修繕、畳替の着手することになったと報じられている（同、11月13日付）。

大阪俘虜収容所の所長菅沼來中佐らは、第四師団下の歩兵第37聯隊付であったが、当時第四師団の将兵は、滋賀県で行われていた特別大演習に参加していた。そのため、11月12日に急遽帰阪し、11月14日に第四師団司令部の一部内に仮事務所を設けて準備を開始した。大正6年に陸軍省に提出された「大正三四年戦役大阪俘虜収容所記事」（以下「収容所記事」と略記）には、菅沼來歩兵中佐・上田虔歩兵大尉・後藤外馬騎兵中尉・松井敏行二等軍医の収容所職務の就職をこの11月14日としている。もう一人の丸山贏彦二等主計の就職は11月17日である。

大阪俘虜収容所にあてられた大阪府の隔離所とは、大阪府が明治41年（1911）5月に建てたもので、ペストの流行に備えた隔離施設であった。「収容所記事」によれば、「バラック杉材、平屋建、薄柿葺」で、敷地総面積は8325坪（27472.5㎡）、長屋型式の建物が50棟、独立棟が15棟あった。建坪は3142坪（10368.6㎡）である。敷地の周囲は木柵で囲まれていた。

隔離所は、本来の目的で使用されたことはなく、明治42年7月30日に起きた、北の大火による罹災者を二ヶ月近く収容したことがあった。その時の様子を記録した『大阪市大火救護誌』に、施設の見取り図が掲載されている（**図2**）。罹災者を収容したので、当然のことながら老若男女が収容され、就学中の子供もいたため、この木津川収容所では臨時の教育施設（木津川学園）も作られた。

木津川収容所は、日本人のための救護施設であったから、日本人以外の使用は想定されていなかったのは当然である。したがって、木津川収容所が俘虜収容所にあてられることになったため、大阪府から借用した第四師団では、若干の改修を急遽実施した。一つは畳み替えであり、今ひとつは便所の改造であった。「収容所記事」には記されていないが、『大阪朝日新聞』の大正3年11月22日付の新聞には、「厠まで西洋式に改造して珍客を待ち受け」たとあるので、便所も改造がおこなわれたのであろう。また、収容所を運営する上において必要な陣営具および寝具類は、在阪諸部隊の在庫品を応用して使い、不足分は新調することとした。

4　俘虜の入所

青島からの俘虜第一陣は、大正3年11月15日、2隻の船で門司に着いた。将校69人、下士卒1381人であった。この第1陣の俘虜は、久留米・熊本・福岡・丸亀に収容された。

以下、順次青島から俘虜が輸送されたが、大阪へは11月21日に468人が築港に到着した。当初、桟橋への上陸も予定されていたが、小型の船に分乗させ、木津川尻まで輸送し、そこで上陸させて、徒歩で収容所へ移動させた。俘虜到着のことは、新聞で報道されていたので、見物人が築港に詰めかけた。そのため、九条署から署員が通路取締のため出張し、署長は騎馬で指揮をした（『大阪毎日新聞』大正3年11月22日）。

このとき、新聞記者の目を引いたのが、「大勢の俘虜の中に一人若い水兵が、一挺のバイオリンを後生大

事と抱へて」いる姿だった。この水兵は、テオドール＝エアハルトであり、後年彼の持ち帰った俘虜収容所のアルバムを、ドイツ在住のフォト・ジャーナリスト藤井寛氏が発見し、大阪俘虜収容所の研究の第一歩を刻むことになる（本書「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」に詳しい）。

入所した俘虜たちについては、当初の１週間ぐらいの食事は請負で行い、その後は自炊させる方針であった。また、毎日１回宛、ライスカレーのような雑炊を食べさせ、米飯に馴れさせるという予定であった（「大阪朝日新聞」大正 3.11.22）。

大阪俘虜収容所には、50 棟の長屋と独立家屋 15 棟があったが、そのうち下士卒用に長屋 15 棟、将校用に５棟を使用した。救護所の時には、木津川に面した西側が正門であったが、
収容所のときには裏門となり、かつて救護所時代に裏門であったところが正門となった（**図３**）。長屋は１

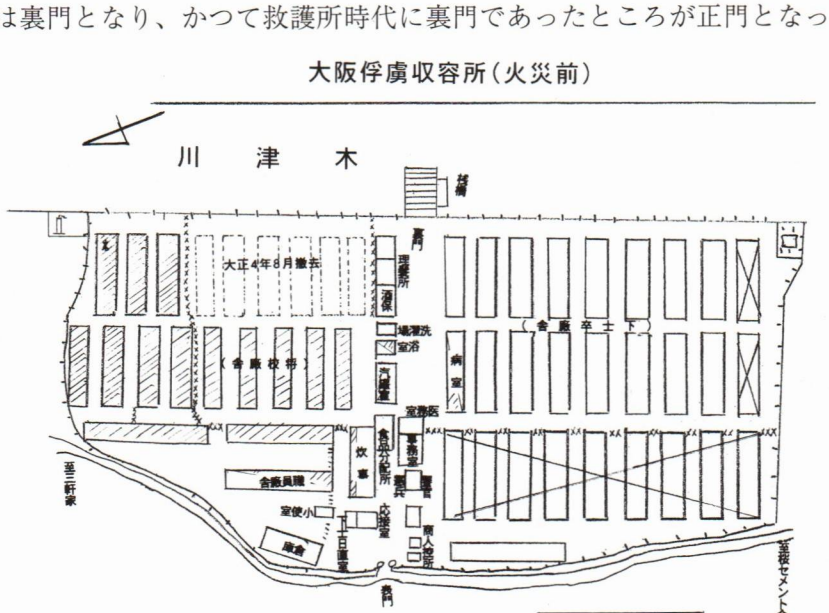

図３

棟 10 室（７畳･付押入）であり、各室の入口は１ヶ所であるが、縁側は２室共同で、便所も２室共有であった。将校（相当官）は１人１室、準士官（相当官）は２人１室、下士官（相当官）は３人１室、兵卒は４人で１室であった。各室畳敷で、入口は引き戸、室内と縁側は４枚の障子で画されていた。

ドイツ人俘虜は、いうまでもなく欧米スタイルの生活習慣を持っている。日本式の家屋には初めて接するものばかりである。もともと日本に来ようとして来たわけではなく、いやおうなしに来たわけであり、日本に関しての知識も興味もなかった。したがって、日本家屋でも欧米式に使用しょうとした。つまり、畳の上に軍靴のままあがろうとしたのである。これに驚いた日本側が、靴を脱ぐように指示したが、守るものはいず、折角新しい畳に替えたものの、すぐに痛んでしまった。そこで、後には畳を取払ったり、上にむしろを敷くことをした（「収容所記事」）。

第１回目に収容された俘虜は 468 人であったが、その後何回か俘虜の増減があった。最大の減員は、大正３年 12 月６日に、206 人の俘虜が徳島へ移動したことである。このとき移動した者のなかに、やがて板東俘虜収容所でベートーベンの第９交響曲を指揮するハンゼンが含まれていた。この移動によって、入所者は 269 人とほぼ最初の半分ぐらいになったが、翌大正４年１月 29 日に 159 人が青島から収容され、445 人となった。その後少規模の増員があり、大正５年 10 月 20 日に 37 人が増員されて 547 人となった（**表参照**）。この 547 人が大正６年２月 19 日に広島県似島に移送され、大阪俘虜収容所が閉鎖される。この２年３ヶ月余の間に収容された総人数は、「収容所記事」によればドイツ人 751 人とオーストリア人９人、合計 760 人であった。ところが「収容所記事」の附表を検討すると、１人の不足が生じている。これは、大正５年９月１日に１人の増員があったのを、計算上では２人の増加になっていることから齟齬が生じているようである。表化する際に、１人分を記入し落とした可能性がある。

大阪俘虜収容所の俘虜増減表

	収容			減員				
年月日	将校	下士卒	計	将校	下士卒	計	累計	備考
大正3.11.21	38	430	468				468	
12.13	4	3	7				475	
12.16				10	196	206	269	徳島へ
12.27	1	15	16				285	
大正4.1.23		1	1				286	
1.27	22	137	159				445	
2.15					2	2	443	静岡へ
3.23	2	16	18				461	
5.20	2	1	3				464	
7.8	2	11	13				477	
9.7					1	1	476	ゴル死亡
9.20		28	28				504	
12.20					1	1	503	神戸で解放
大正5.2.5		6	6				509	
2.27	1		1				510	
4.10		1	1				511	
9.1	1		1				512	
10.8					2	2	510	丸亀へ
10.20		37	37				547	
大正6.2.19				63	484	547	0	似島へ

注1：増員で備考欄に記載がないものは青島からの編入である。なお、大正6年2月19日現在で衛戍病院入院中の者も含まれている。

2：似島移動者547名とあるが、実数は548名もしくは550名との説がある。詳しくは瀬戸武彦氏「似島俘虜収容所―その概要と特色」（『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究』第4号、本書掲載）参照。

5　収容所の職員・通訳など

将校同等官
所　長　1914.11.14 菅沼來中佐→＊
所　員　1914.11.14 上田虔大尉→＊
　　1914.11.14 後藤外馬中尉→　1915.9.1 丹羽哲助中尉→＊
軍　医　1914.11.14 松井敏行軍医（2等）→　1915.7.3 秋田哲軍医（1等）→
　　1916.9.12 篠崎宣善→＊
主　計　1914.11.17 丸山嬴彦（2等）→1915.8.10、1915.8.9 高田忠治（2等）→
　　1916.12.26 前田駒吉（2等）→＊
下士判任文官
書　記　1914.11.17 千葉工（歩兵曹長）→1915.12.27 高田精一（歩兵軍曹）→1916.11.29、
　　1916.12.1 中村金太郎（歩兵軍曹）→1916.12.23
　　1916.12.1 西田又兵衛（砲兵軍曹）→＊
　　1914.11.20 中西良一（砲兵曹長）→1914.12.1、1914.12.5 浅井伊三郎（歩兵軍曹）→
　　1916.7.14 宮下滝蔵（歩兵軍曹）→＊
　　1914.11.18 東栄太郎（歩兵軍曹）→1914.12.15、1916.12.20 井関泰蔵（歩兵軍曹）→＊
所　附　1914.11.16 冨永畝吉（1等計手）→＊
　　1914.11.16 岩屋一郎（1等看護長）→1915.11.20 麓徳太郎（1等看護長）→＊
通　訳　1914.11.16 柿原貞（陸軍通訳）→1916.6.19、1916.6.22 飯島猛（陸軍通訳）→＊
　　1915.2.5 横井忠一（雇員）→1916.3.3、1916.3.20 吉川逸男（雇員）→＊
御用係　1914.12.28 鈴木秀四郎（陸軍助教）→1916.9.12

＊は1917.2.18の閉所まで在任したことを示す

収容所の職員は、所長菅沼中佐以下、所員６人（尉官２人・下士官４人、通訳１人を含む）、軍医１人、看護長１人、主計１人、計手１人の11人の体制であった。「収容所記事」の附表第１には職員表が掲載されており、11人の職員名が記載されている。通訳の柿原貞は、下士官相当官の扱いである。このうち通訳については、当初は柿原貞だけであったが、業務の内の通信等の検閲作業が膨大になり、増員を上申し、大正３年12月に御用係を１人雇うことになった。さらに、入院患者のために大正４年２月に雇員１人を増員し通訳として使用した。もっとも、これは衛戍病院に詰めたと思われる。したがって、収容所では正規の通訳と御用係の通訳の２人であった。しかし御用係の方は大正５年９月に辞めているので、その後の通訳は収容所では１人であったことになる。

なお、ドイツ人俘虜の中には日本語に通じているものもいた。例えば、収容者のなかでは最高位の地位にあったグスタフ・ハス中佐は、日本語の新聞も読めたようで、アメリカがドイツに宣戦布告したことを日本の新聞で知り、興奮を抑えようとしている様子が報じられている（『大阪毎日新聞』大正６年２月６日付）。また、オトマー少尉は、『万葉集』の研究まで手がけるほど、日本語を習得している（『大阪毎日新聞』大正５年９月16日夕刊）。オトマーは、青島の徳華高等学堂上級教師で、中国語学者であった（本書、瀬戸武彦「大阪収容所概要」のオトマーの項参照）。

収容所の衛兵については、第四師団の歩兵第８聯隊と第37聯隊から派遣されてきて、警戒にあたっていた。衛兵は、歩哨に任ずると共に、起床や朝夕の点呼の際にラッパを鳴らし、収容所生活の起点ともなっていた。



歩兵第37聯隊のラッパ手
エアハルト・アルバム



歩兵第８聯隊の衛兵、交代風景
エアハルト・アルバム

６　収容所の生活

俘虜の生活は、大正３年11月の入所から４年２月28日までは起床６時、朝の点呼が６時30分、朝食が７時。昼食は12時で夕食が５時、夕方の点呼が８時、消灯が９時であった。消灯から起床までの間は廠舎の外へ出ることは出来なかった。この時限割りは季節により、変化がつけられていて、３月から５月までは朝の点呼と朝食は30分づつ繰り下げられた。６月から９月10日までは、起床は５時、朝の点呼が６時、朝食７時になり、夕方の点呼が９時、消灯は10時となった。秋から春先までが６時の起床で、５月から９月頃までが５時起床、点呼や朝食などは起床時間に応じて30分繰り下げられるという情況であった（「収容所記事」参照）。食事の時間以外では、診断を受けようとするもののために、一日１回から２回そのための時間が設けられていた。そのほかの時間は自由時間である。したがって、ほとんどの者は毎日、食事と点呼以外は自由な時間を過ごせた。しかし、当然のことながら、収容所から外出することは禁じられていた。

そのため大半の俘虜は何をするでもなく時間を過ごさなければならなかった。こうした時間を有効に使うため、様々なことが行われた。読書・チェス・体操・テニスなどが行われ、のちにはフットボールや演劇なども行われている。中には簡単な木工細工で、収容所の模型を作る者もいた。

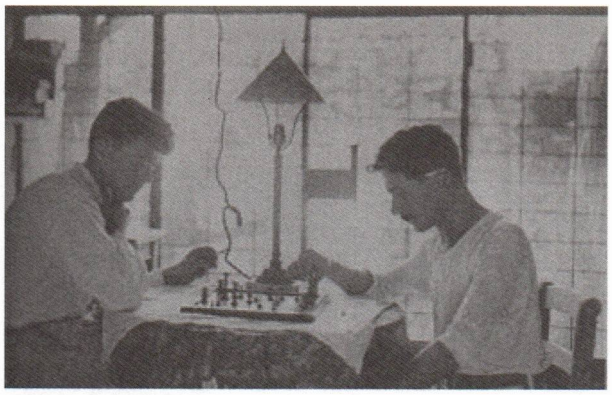

チェスの写真（エアハルト・アルバム）

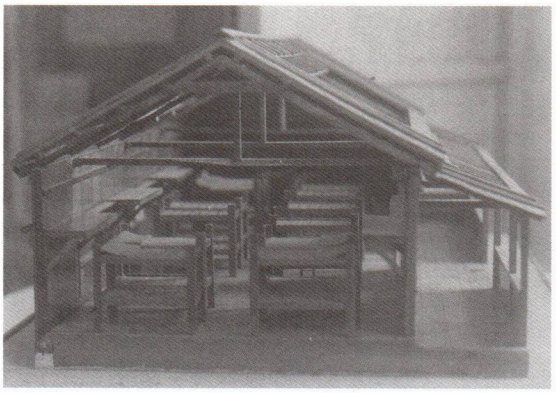

模型の写真（ヴァルツァー・アルバム）

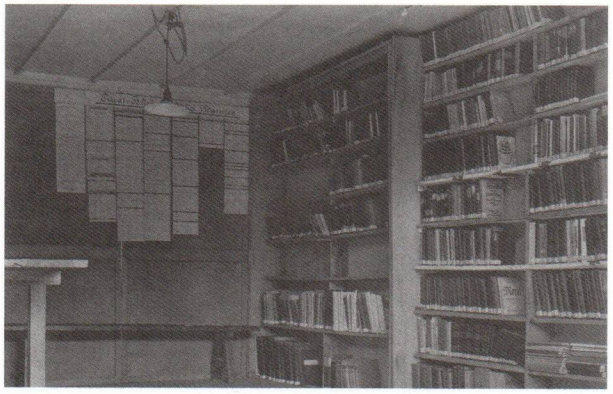

図書室（ヴァルツァー・アルバム）



テニス（ヴァルツァー・アルバム）

収容所の中には酒保が設けられていた。これは民間の業者に委託して、嗜好品や日常品等を販売させていたもので、ビールやタバコなども販売していた。この酒保の運営については、収容所職員からなる委員会が管理していた。

大正４年１月６日、憲兵司令官から陸軍大臣への報告書によると、俘虜の下士以下は頻繁に酒保に出入りし金銭を浪費しているとある（本書収載、「防衛研究所所蔵史料」中、「俘虜の近状に関する件報告」参照）。下士以下は１人ビール１本の規定であるのに、将校の従卒であると偽って規定以上の酒類を多量に購入する者が多いと述べている。

俘虜のうち将校と准士官には等級によって日本の将校相当の俸給と食費が支給されていた。下士卒については、食費と被服・寝具などが現物で支給されていた（田村一郎『どこにいようとそこがドイツだ』）。「大阪時事新報」大正４年２月１日付には、「下士に対しては一日食費三十銭の外に被服料八円、消耗費一円、又。兵士に至っては、一日の食費と被服料は下士と同額であるが、消耗費は五十セント定めて支給」と記してあるので、現物支給の目安がそれであるのであろう。また、日本在留のドイツ人達やドイツ本国、ドイツ系商社などから義援金が届けられており、それらは主に兵卒等に分配されていた。おおむね通常現金の所持は30円と制限されており、それ以外の現金は郵便局に預けられていた。

俘虜の楽しみの一つが、郵便である。郵便は堀江郵便局が取り扱うことになっていた。場所的には、収容所から約４km離れた所にあるため、大正５年４月以降は、郵便局員が出張してきて、郵便為替や貯金業務を行った。俘虜は、階級によって発信の制限があったが、料金が免除されていたためと、ほかにすることがないこともあって、多数発信されている。そしてまた、ドイツやオーストリア本国あるいは中国などの地域、日本国内の他の収容所から届く信書が無聊を慰める楽しみであった。しかし、すべての信書は検閲を受けなければならなかったが、検閲を行うのは通訳とドイツ語のわかる職員に限られたので、多量に届く信書が俘虜の許に手渡されるには、かなりの時間を要した。これが、俘虜にとっての不満の一つでもあった。特にクリスマスが近づくと、信書のほかに物品が寄せられる場合が多く混雑に輪をかけた状態になった。本書掲載の「俘虜写真帖」には、俘虜に手紙を配布している写真が掲載されているが、配布者のところに俘虜たちが押しかけている様子がよくわかる。手紙等に乗じて秘密の通信を行おうとする者もあり、「収容所記事」に

はその例がいくつか報告されている（「収容所記事」参照）。

クリスマスは俘虜達にとって最大の楽しみであったようだ。その様子は、新聞記事からもよくわかる（『大阪毎日新聞』大正４.12.21、『大阪朝日新聞』大正４.12.26 など）。ヴァルツァー・アルバムには、クリスマスツリーを前に、俘虜達が大勢集まっている写真がある。



ヴァルツァー・アルバム

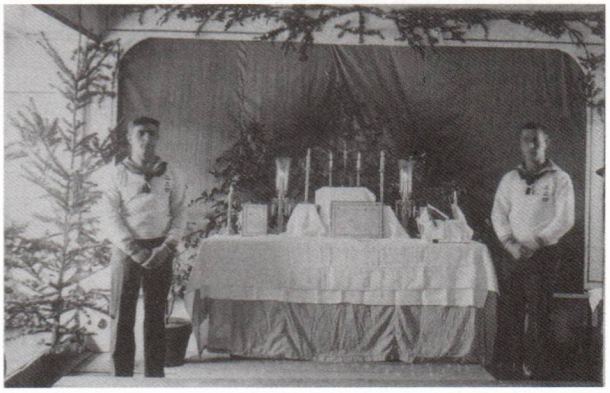

ヴァルツァー・アルバム

7　脱走事件

収容所から脱走した者もいた。脱走は３回の成功があり、１回の未遂がある。

脱走・逮捕日	脱走者	処罰	防衛研究所史料
大正 4.6.18 同 6.19	ルードウッヒ・リーブマン Liebmann, Ludwig フリードリッヒ・ポスピッヒ Pospich, Friedrich ヘルマン・ポェルシュケ Poerschke, Hermann	禁錮２年 禁錮２年６月 禁錮２年	独逸俘虜入獄理由に関する件 俘虜受刑者仮出獄の件 （東北隅より脱柵）
大正 4.9.4 同 9.6	マックス・アルテルト Artelt,Max	禁錮４月	俘虜逃亡の件 （東南部板塀下部の鉄葉板離脱し、土を掘って這い出す）
大正 4.12. 30 同 5.1.1	ルードルフ・ケルン Kern, Ludwig マツテール・ストルフ Storf, Matheus	収監 収監 （期間については未詳）	所在不明の俘虜発見報告（東側木柵を乗り越える）
大正 5.1.7	俘虜数名、未遂	－	大阪朝日新聞 大正 5.1.8 夕刊

３回の脱走事件については、本書の防衛研究所史料翻刻文に詳しい。脱走未遂は、『大阪朝日新聞』に報じられたものである。これらの脱走事件は、収容所の柵を乗り越えたり、あるいは柵の下を掘って脱出するというものであった。未遂事件も、俘虜数名が塀を乗り越えようとしているところを、見とがめられ自己の廠舎に逃げ帰ったものである。

これらのうち、マックス・アルテルトは日本人に変装し、列車に乗り込み、下関から門司へ出て釜山に向かおうとしたところを捕縛されたものであり、計画的であり大胆なものであった。また、アルテルトはエステーラ（Esterer, Maximilian）、モーラヴェク（Morawek Rudolf Edler v.）およびシャウムブルク（Schaumburg, Otto）の３人と、大阪および似島で脱走を企てている（本書、瀬戸武彦氏「大阪収容所概要」参照）。

ケルンとストルフの脱走に関して、収容所側は逃走を補助した者がいるとして、自白を求め、期限内に申し出なければ、通信・発送と酒保を停止すると宣告したが、誰も自白しなかったため、大正５年１月７日以

後通信と酒保の営業を停止した。これに対し、俘虜たちは解禁を要請したので、俘虜たちに逃亡をしないことと、逃亡を補助しないことの宣誓をすれば解除すると通告した。これにより、ただ一人の俘虜以外は誓約書を提出したので、通信と酒保の営業は再開された。誓約書を拒否したのは、上述の見習士官のエステーラである。そのため、エステーラは通信等の制約を受けた。

8　食事

俘虜の食事について、当初は商人に請け負わせていたが、のちに自炊をさせるようになった。そのことについて、大正3年11月24日付の『大阪時事新報』は、「俘虜の賄ひは地方商人の請負で、将校は一日六十銭、下士卒は、三十銭の洋食を給与して居る。将来は俘虜の内から炊事当番を選抜して、軍隊的にやらせる筈」であると、報じている（本書収載新聞記事参照）。

実際にいつから、自炊が始まったのかは不明である。自炊後の、献立例が「収容所記事」の附表の15で紹介されている。これを見ると、下士卒と俘虜との間には格差があり、献立自体では朝は簡単に済ませ、昼の食事に重きを置き、夜は朝ほどではないが簡単な食事をしているようである。炊事場は隔離所当時の施設をそのまま使っていた。「収容所記事」には、「請負賄一日一人三十銭ニ対シ、自炊賄一日一人二十四銭」と記し、自炊になってから一人6銭の差額が生み出され、全期間を通じて14,952円24銭の軽減になったとしている。

炊事当番が食材を使って調理するのだが、その食材はどこから持ってきたのであろうか。この点については未詳である。



食事の配給（エアハルト・アルバム）



酒保（エアハルト・アルバム）

酒保ではビールやタバコ、そのほかの日用品等も販売していたと思われるが、酒保の業者はどこなのかという点については、エアハルト・アルバムを紹介した「新発見　知られざる70年前の俘虜収容所　脱走兵もあった！　あるドイツ兵の大阪・似島アルバム」（『毎日グラフ』 昭和59.11.11号）の中で、「収容所内の売店」の写真があり、そこには「ハッピに「天満市場・北川」の名が見える」と注記されている。天満市場に属した北川商店単独なのか、ほかにも別の商店が関与したかはわからない。

パンについては、当時大阪で手広く営業していたパン屋であるマルキ号（水谷政治郎創始）ではないかと思われる。俘虜の中にパン職人がいたらしく、そのパン職人が大正6年1月26日から2月15日まで、水谷製パン工場で働いているからである。水谷製パン工場はマルキ号のパンを製造していた。また、パンについては収容所内にパン焼き竈を作る計画が進んでおり、工事材料まで調えられたが、似島への収容換えのため、材料を処分したことが報告されている（本書収載、「防衛研究所史料」参照）。

なお、俘虜達はニワトリやウサギを飼育していたらしく、「ヴァルツァー・アルバム」の中に、大きな囲いの中でニワトリやウサギ等を見守る俘虜の姿が撮されている。鶏卵や肉の補充も兼ねていたのであろうか。



ヴァルツァー・アルバム

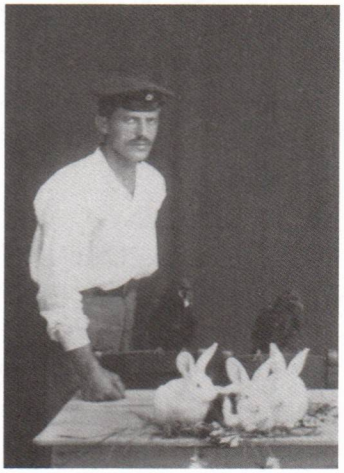

ウサギと水兵（ヴァルツァー・アルバム）

9　サムナー・ウェルズの来所と火災

大正５年３月 11 日、在日米国大使館書記サムナー・ウェルズが大阪の収容所を訪れた。

このサムナー・ウェルズは、本国政府の命を受けて日本各地の俘虜収容所を視察していて、大阪にもきたものである（高橋輝和氏「サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書」、『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究』創刊号（改訂版）、2003 年 12 月、本書に関係部分抜粋参照）。この視察は、ドイツ帝国が当時中立国であったアメリカに依頼したものであった（アメリカの参戦は大正６年４月）。

このウェルズの視察は、『大阪毎日新聞』『大阪朝日新聞』の両紙にも記事がある（本書『新聞記事史料』参照）。ウェルズの印象は、「俘虜が気儘勝手」「収容所としての取扱は寧ろ寛大」（『大阪毎日』）、「日本は俘虜に対して非常に好意を儘し居ることを確認」（『大阪朝日』）であったとし、好意的な印象を持っていると報じている。

ウェルズ自身は、報告書の中で、運動場が狭いこと、雰囲気が暗くて憂鬱であること、衛兵の兵卒達への虐待も事実である可能性もあることを指摘している。また、報告書には、大阪俘虜収容所での最上級将校であるハス中佐の苦情書も添付されている。その中で、９箇条にわたって苦情を述べているが、主なものは運動する場所が狭いということと、扱いが不当であるということにあると思われる。ただ、収容所の日本人将校に対しては、最善を尽くしてくれているとも述べている。しかし、閉じ込められた空間にいるため、その点での神経的消耗を訴えていることがよくわかる。「我々の大多数は１年以上も前から外部のものを見ていません、緑も全然みたことがありません」という、ハス中佐の言葉は、ストレスの発散ができないつらさを非常によく伝えているように思われる。

ところが、不満の一部を解消するような出来事が起きた。それは収容所の火災発生である。

大阪俘虜収容所での最大の事件は、大正５年３月 28 日に起きた火災である。この火災については、詳細な報告が陸軍大臣に対し、収容所長・第四師団長・憲兵隊長から報告が行われている（本書収載、「防衛研究所史料」参照）。また、新聞もいち早く報道した（本書収載、「新聞記事一覧」参照）。このうち、憲兵隊長の報告が最も情況をよく伝えているように思われる。要約すると次のようになる。

火災の発生は、３月 28 日の午前９時頃、火事が発生していたのを発見したのは、木津川を通航していた舟の船頭、および運動場にいた十数名の俘虜である。歩哨が発見したという報告もある（師団長の報告）。船頭が歩哨に伝え、この歩哨は衛兵に連絡した。一方俘虜の中で日本語を話せる者が歩哨に伝えたが、この歩哨は茫然としてなすところを知らなかったという。そこで俘虜たちは現場に向かい、竹矢来を破壊して現状を確認した。そのころ、衛兵副司令の仁田軍曹も駆けつけ、俘虜と共に竹矢来を破壊し、延焼が容易ならないことを確認した。

火災の現場は、収容所の東北隅にある空廠舎である。収容所開設の時には、収容所の真ん中より北側部分に 20 棟の建物（18 棟が東西方向、２棟が南北方向）が並んでいたが、内側の５棟は将校廠舎とし、ほかは未使用であった。ところが俘虜の運動不足を解消するため、そのうちの６棟を撤去し運動場に変え、運動場の周囲は竹矢来等で囲っていた（図３参照）。一番最初に燃え上がったのは、北東隅にある建物で、そこか

ら燃え広がっていった。
原因は収容所の北側に位置する岸本商店の工場で、水揚げ用のボイラーの煙突から火の粉が飛来し、薄板柿葺きの屋根に落下したことによると報告されている。

消火作業は、かねて組織されていた俘虜消防隊を中心とし、収容所派遣の消防手、西区消防署の朝日橋分署などが行い、10時10分に鎮火した。全焼が16棟、半焼4棟、破壊した木柵180間（324 m）、半壊1棟であった。

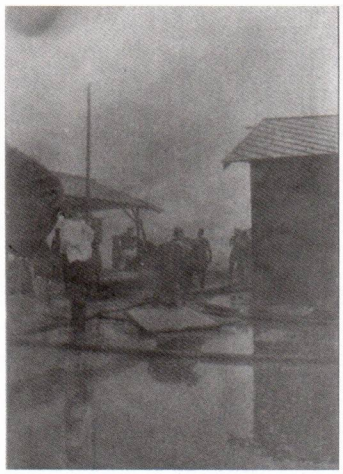

火災の様子（ヴァルツァー・アルバム）



破壊された竹矢來（ヴァルツァー・アルバム）

この火事の原因について、俘虜による放火説もあったようだが、俘虜収容所および第四師団は前述の、飛び火による出火として、責任者が存在しないとしている。放火説は俘虜の中にあったらしく、藤井寛氏が俘虜であった人からの伝聞として記述している（本書「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」参照）。ただ、現場が竹矢来等で囲われていて、容易に立ち入れないことなど、人為的なこととすればかなり問題が多いと思われる。

火災の後始末として、将校の廠舎が正門横に変更され、焼け跡が整地されて、運動場になった（図4、「大正三四年戦役俘虜写真帖」参照）。俘虜達が運動できる広い場所が欲しいという思いが、このような形で実現したのであった。



広くなったグラウンド（ヴァルツァー・アルバム）

大阪俘虜収容所(火災後)

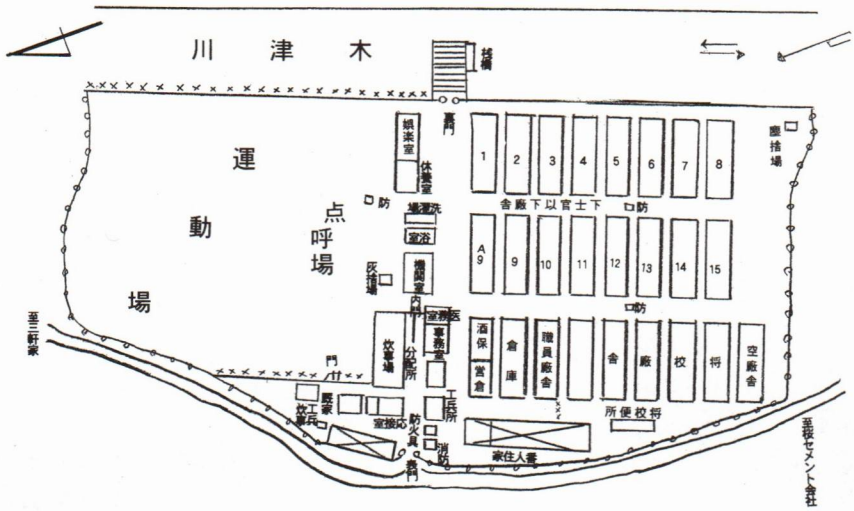

図4

10　似島への収容換と大阪俘虜収容所の閉鎖

大阪俘虜収容所は、陸軍が大阪府から無償で借用していたものであった。そのため、大阪府から返還を求められたときには、返還しなければならなかった。もともと、俘虜収容所の施設は、大阪府警察部衛生課の管理するもので、伝染病流行に備えての隔離施設であった。明治42年(1909)7月30日に起きた、「北の大火」の時には罹災者の避難施設として使われていたものであるが、大正初年には本来の目的である、隔離施設として再登場を促すような兆候が出てきていたのである。大正5年8月にコレラの流行があり、12月にはペストの流行の兆しがあった。そのため、俘虜収容所を大阪府に返還することになり、当初は大阪府泉南郡にある第四師団の信太山演習地にある廠舎に収容換の予定が立てられ(同年12月29日)、実際に作業が進んでいたが、大正6年1月31日に似島への収容換が命じられた。このため予定を変更し、種々の準備を整え、大正6年2月18日に俘虜たちは大阪を離れ似島へ移動したのである。収容所の閉鎖は2月19日である。

それに先立つ2月17日、大阪衛戍司令官は副官西谷孝吉を収容所に派遣し、告別の辞を伝えさせた。広いグランドに俘虜が集められて、告示を聞く俘虜たちの写真が残されている(「大正三四年戦役俘虜写真帖」)。

2月18日、俘虜たちは収容所を出て、木津川沿いの土手を北進し、三軒家・川口等を経て大阪駅まで歩いた。俘虜たちが大阪の市内を行進するのはこれが初めてで最後であった。

俘虜たちはたくさんの荷物を抱えていたが、中には鳥かごを持つ者もいて、群衆の注目を集めた(「新聞記事史料」参照)。大阪駅からは列車で、広島の似島に向かい、大阪の地を離れた(似島については、本書収載、瀬戸武彦氏「似島俘虜収容所－その概要と特色」を参照のこと)。

エピソード1　残置者について

「収容所記事」によれば、俘虜のうち兵役に堪えられず釈放詮議中の11人が残置されたとある。この11人は大阪衛戍病院に入院していた者であり、具体的な氏名が記載されている(「収容所記事」第5章5参照)。ところが、本書収載の瀬戸武彦氏「大阪収容所俘虜概要」を調べると、13人が似島移転時に大阪衛戍病院にいたことになっている。そのうちの1人はディートリッヒ・クラフトで、3月1日に同病院で死去している。その葬儀には、10人の俘虜が参列している(「新聞記事史料」参照)。その様子は、『大阪朝日新聞』大正6年3月3日付の新聞に写真で紹介されている(「新聞記事史料」参照、および「大正三四年俘虜写真帖」参照)。この写真は従来ヘルマン・ゴルの写真と考えられていたが、『大阪朝日新聞』にクラフトの葬儀の写真として載っていることが判明し、クラフトの葬儀と確認できた。同一写真は、「大正三四年戦役俘虜写真帖」にも載っており、俘虜情報局が、大阪朝日新聞社から写真の提供を受けたと思われる。なお、クラフトのファーストネームについて、藤井寛氏が検証しているが、ここでは「ディートリッヒ」としておく(本書「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」参照)。


（エアハルト･アルバム）

ディートリッヒ・クラフトは「収容所記事」には残置者として記載されていなかった。そうであるならば、クラフト以外に12人がいたはずであり、葬儀に参列しなかった者が２人いたことになる。この点について、外務省外交資料館所蔵の、『日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂』第４巻（在本邦俘虜名簿配布及俘虜安否其他情報問合ニ関スル件）には、残置者の表が記載されており、そこには13人の名前が挙がっている。「収容所記事」記載の11人以外に、フリードリッヒ・ベーマーとクラフトの名前がある。また、同表には収監されている人物として、ポスピッヒ、リーブマン、ケルン、ストフルの４人の名前も記載されている（瀬戸武彦氏の御教示による）。

すなわち、大正６年２月18日に似島に移動しなかった者は、病院にいた13人と収監中の４人、計17人であることが確認できる。何故、ベーマとクラフトの名前が漏れていたのかであるかについては未詳である。あるいは、「収容所記事」の記載は、「兵役に堪えられない者で釈放詮議中」の者であったので、ベーマーとクラフトは回復すれば兵役に服す者とされていたのかも知れない。

エピソード２　俘虜の墓について

本書の「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」の中で、大阪市天王寺区旧真田山陸軍墓地に眠る、ドイツ俘虜兵のヘルマン・ゴルとディートリッヒ・.クラフトについて詳しく述べられている。それについて若干付記を記しておきたい。

1922年（大正11）８月、ドイツ軍人墓地管理協会は、日本政府に対し、日本において俘虜になった者のうち、日本で死没した者の墓碑がどのように管理されているか、現状はどのようになっているかとの質問を寄せた（本書、「防衛研究所史料」参照）。政府当局は、俘虜収容所を管轄していた各師団長に報告を要請し、第四師団長は翌年の３月13日に、写真２枚を添えて現状を報告した。２枚のうち１枚は失われており、残る１枚がここに示す物である。

ドイツ兵の墓碑２基が、並んで建てられており、背後には十字架が立つ。墓は石垣を背にしており、墓域も十分な広さがあり、囲いもあるようである。この石垣は墓地と隣接する三光神社の石垣である。藤井寛氏の御教示によると、ドイツの軍人達は義援金を出して、このように異国で没した兵のために、墓碑の整備に力を尽くすという。そのためもあるのだろうか、写真の墓碑は立派に見える。

しかし、現状は異なっている。石垣の手前にはあるが、日清戦争に従軍した軍役夫の墓が並んでいる列の端に位置し、隣の墓と敷石が密接している。十字架もない。この真田山陸軍墓地は昭和３年（1928）に敷地の一部を小学校に譲ったことから、墓石の大移動が行われたが、その時には動かされていないのではと思われる。また、昭和６年に第四師団長が墓地でドイツ領事と会い、ともにドイツ俘虜の墓に参拝したが、その時には「一万三百廿一基の墓碑に伍して銀杏の木陰にさびしく立つ二つの墓標」と記されていて、他の墓碑とは離れているように感じられる（『新聞記事史料』参照）。

推測ではあるが、昭和６年以後、昭和20年までの間で、何らかの理由によって移動されたのではないだろうか。

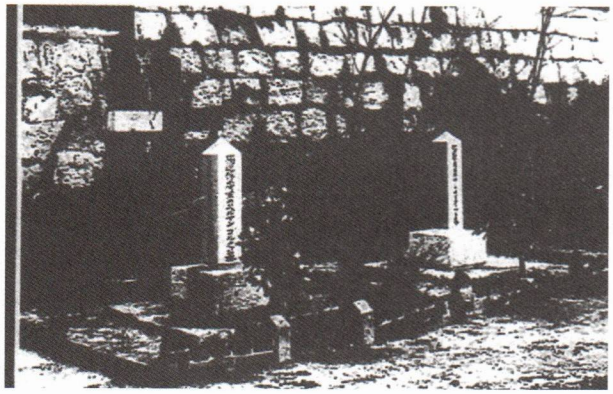

（防衛研究所蔵「独逸俘虜墓地ニ関スル件」、欧受大日記、大正13年）

ヘルマン・ゴルとディートリッヒ・クラフトの葬儀の記事や写真を見ると、柩を真田山陸軍墓地に運び埋葬している。埋葬された時には土葬であったことがわかる。しかし現状では、寝棺の形で埋葬されているとは考えられない。

恐らく、遺体を火葬にして、遺骨を瓶に入れて墓碑の下に埋めているのではないだろうか。昭和３年に真田山の墓地で墓碑の大移動があった時の記録では、移動された墓碑の埋葬者は、瓶に入れて埋めるように指示が行われているからである。

エピソード３　写真について

大阪俘虜収容所についての写真が何点かある。本書にも掲載している「大正三四年俘虜写真帖」（俘虜情報局が大正７年に発行）、藤井寛氏が入手した「エアハルト・アルバム」（本書、「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」参照）、それとヴァルツァー・アルバム（ヴァルツァーの孫娘篠田和絵氏所蔵、大阪俘虜収容所にいたヴィクトル・ヴァルツァーの残したもの。『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究１・２参照）などが主要なものであるが、ほかにインターネットで公開されているものもある。中には同じ写真がある場合もある。特に、「エアハルト・アルバム」と「ヴァルツァー・アルバム」には共通の写真が何枚かある。これは、写真が販売されていて、購入された結果であると思われる。もちろん、俘虜自身が撮影したり、俘虜同士で交換したのもあるとも思える。



ヴィクトール・ヴァルツァー

本書、「エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所」の中で、藤井寛氏は収容所の全景写真が、「エアハルト・アルバム」と「大正三四戦役俘虜写真帖」にあるのに注目し、同じ角度からの別写真であることを指摘している。この全景写真は「ヴァルツァー・アルバム」にもあり、「エアハルト・アルバム」と同一である。

インターネットの中に、「ヴァルツァー・アルバム」と同一の写真が紹介されているものがあった。それには「新聞の編集会議」というタイトルが付いていたので、このホームページの主宰者であるタカハシスタンプ商会の高橋健次郎氏に問い合わせたところ、写真はドイツの古書市で入手したものであること、写真に写り込まれているドイツ語などから、収容所新聞の編集部で間違いがないと考えているということであった。

また、「写真を見ると、収容所外からの情報（ドイツ語新聞、日本の新聞、電報、雑誌、個人的な手紙）を精査し、編集部で記事を書いている情況であると思われる。編集はこのように公開で行われていたと考えられ、いち早く外の世界の情報を入手したい俘虜たちが、編集部に集まって来ている」とも指摘している（筆者あてメール）。

俘虜収容所の中で新聞が発行された例は、板東収容所などであり、現物も残っている。しかし、大阪で新

聞が発行されたということは、ほかの資料から明らかになっているようだが、実際に発行されたものは現在のところみつかっていない。写真で編集部の存在が明らかになったのは貴重である。また、「ヴァルツァー・アルバム」には、表側から撮られた写真もある。



収容所新聞編集部（ヴァルツァー・アルバム）

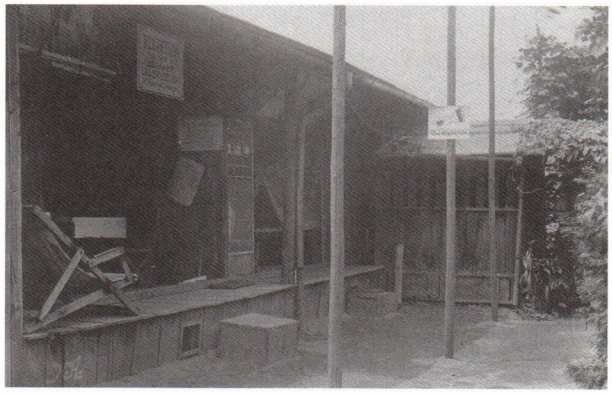

編集部の表側（ヴァルツァー・アルバム）

終わりにかえて

２年２ヶ月に及んだ、ドイツ兵の大阪俘虜収容所で何があったかということは、実はあまりよくわかっていない。ひとつには、大阪で研究するものがほとんどいなかったからである。同時代史である『明治大正大阪市史』でも触れられず、また『大正区史』にも記述はなかったので、大阪市民および大正区民にも知る人はほとんどいなかった。そのようなときに、大阪俘虜収容所の写真を入手したのがドイツ在住のフォト・ジャーナリスト藤井寛氏であった。その入手のいきさつは、本書の藤井氏による特別寄稿に詳しい。

筆者も、藤井氏が『毎日グラフ』に「エアハルト・アルバム」を掲載されたころに、お会いしたことがある。その時に「エアハルト・アルバム」を鳴門市に寄贈すると言われていたのを覚えている。大阪に残らないのかなと思った記憶がある（藤井氏に聞いたところでは、鳴門のドイツ館に寄贈されたのは、フィルムであるとのことだった）。

勤務先の大阪市史編纂所では、当時の防衛庁図書館から近代の大阪に関する史料を収集しており、「収容所記事」もマイクロで収集していた。しかし、その後の『新修大阪市史（本文編）』編纂の時には、俘虜収容所のことは触れることが出来なかった。

その後、平成11年６月に行われた第１回大正セミナーで講演をしたときに、俘虜収容所があったということは述べたが、詳しく説明することはなかった。そのころから、「収容所記事」の翻刻を始めていたが、途中で中断していた。

西村東一氏が区長に就任して以来、何かにつけて大正区の歴史について相談を受けることがあったが、平成18年２月の記念モニュメント設置をきっかけに、俘虜研究会が発足した。その成果として本書を刊行することになったため、泥縄式にこの原稿をまとめることになった。「収容所記事」も翻刻を再開し、何とか完了することができた（本書「防衛研究所史料」参照）。本稿については、収容所で行われた、演劇・音楽・サッカーなどの競技や等については触れることが出来なかった。また、新聞発行や俘虜の間での出来事など、述べなければならないことで欠落している事も多い。それらは今後の課題としておきたい。

なお、「収容所記事」については、十分に検討出来ていない。また、防衛研究所史料についても同様である。本書をきっかけにして、研究が進むことを願う次第である。

＜付記＞

上記のような理由で、大阪俘虜収容所についての先行研究は、藤井寛氏以外にはなく、本稿も、藤井寛氏のほか、俘虜研究についての先達である瀬戸武彦氏・高橋輝和氏・田村一郎氏等の業績にほとんど頼っている。特に瀬戸武彦氏には、「ヴァルツァー・アルバム」使用について所蔵者の篠田和絵氏からの了解を得ていただき、また貴重な助言を得たことを感謝する次第である。

大阪俘虜収容所関係年表

1897年（明治30）

11月１日　山東省曹州府鉅野県の張家荘で、ドイツ人宣教師２名殺害される。

11月14日　ドイツ東アジア艦隊（司令官ディーデリヒス海軍中将）の艦船三隻が青島沖に現れ、青島を無血占領。（当時の青島は、戸数約400の漁村で、駐屯する清国守備兵は約2000といわれる。）

1898年（明治31）

３月６日　独清条約締結（青島周辺並びに膠州湾一帯551平方キロを99ヵ年租借、青島・済南間の鉄道敷設権、鉄道沿線の鉱山採掘権等を取得）。膠州湾租借地を海軍省直轄として、総督（海軍大佐）を置く。

1914年（大正３年）

６月28日　オーストリア帝国皇太子フランツ・フェルディナント夫妻、ボスニアでセルビアの一青年によって暗殺される。

７月28日　第一次世界大戦勃発。マイアー＝ヴァルデック膠州総督、北京及び天津駐屯の海軍東アジア分遣隊に対して、青島集結の密命を下す。

８月15日　日本政府はドイツに対して8月23日までの回答期限をつけて、膠州湾租借地を中国に無条件で返還するよう最後通牒を発する。

８月23日　日独国交断絶し、ドイツに宣戦を布告する。

９月２日　日本軍、山東半島黄海側の港町龍口に上陸する。

９月９日　青島攻撃の軍事費として、5300万円の臨時軍事費予算案が国会で承認される（大隈内閣）。９月27日　浮山（ドイツ名ハインリヒ皇子山）山中で日独両軍の間に激しい戦闘が繰り広げられ、独軍将兵60名が捕虜となる。

10月６日　久留米俘虜収容所開設。

10月９日　俘虜第一陣55名が門司港に到着。

11月７日　未明、ビスマルク砲台へ日本軍の総攻撃があり、砲台は自爆。
マイアー＝ヴァルデック総督、日本軍に降伏して青島を明け渡す。

11月11日　東京、名古屋、大阪、姫路、丸亀、松山、福岡、熊本に俘虜収容所開設。青島近郊労山湾の沙子口より、俘虜の日本への移送が始まる。

11月22日　大阪に俘虜が到着し、木津川の収容所へ入る。

12月３日　静岡、徳島、大分に俘虜収容所開設。
12月末までに、青島から約4400名の独軍俘虜（ドイツ及びオーストリア＝ハンガリーの将兵）が日本に移送され、12ヶ所の収容所に収容される。その後も俘虜移送があり、青島からの移送俘虜数は4688名となる。その他南洋群島等からの俘虜を合わせて、最終的には4697名を俘虜として収容。

1915年（大正４年）

４月　徳島俘虜収容所において、俘虜による新聞『徳島新報』（週刊）第1号が発行（1917年４月まで発行されたと思われる）。

６月９日　熊本俘虜収容所閉鎖され、俘虜は久留米へ移送。

９月７日　東京俘虜収容所閉鎖され、習志野俘虜収容所開設。

９月20日　姫路俘虜収容所閉鎖され、青野原俘虜収容所開設。

10月　俘虜情報局より、『俘虜名簿』（大正４年10月調）発行。

1916年（大正５年）

３月５日　大阪俘虜収容所で第1回の演劇が上演。

３月28日　大阪俘虜収容所で火災発生。

６月　この月の終わり頃、『大阪収容所新聞』（日刊）発刊。

７月19日　松山俘虜収容所で、俘虜による新聞『陣営の火』（週刊）第1号が発行（1917年７月発行停止になる）。

９月１日　東京三宅坂の俘虜情報局が全焼。

9月6日　大日本麦酒、青島麦酒会社を60万円で買収。
10月21日　高松師範学校等の音楽教師の要望により、パウル・エンゲルとシュタインメッツが丸亀高等女学校で器楽の模範演奏。

1917年（大正6年）

2月18日　大阪俘虜収容所の俘虜が広島の似島へ出発。
2月19日　大阪俘虜収容所閉鎖され、似島俘虜収容所開設。
3月1日　D.クラフト、大阪衛戍病院で死去
4月9日　徳島、松山、丸亀の各収容所閉鎖され、板東俘虜収容所開設。
4月6日　アメリカが参戦。
6月　日本帝国俘虜情報局より、『獨逸及墺洪國俘虜名簿』改訂版発行。
9月30日　板東俘虜収容所で俘虜による新聞『ディ・バラッケ』（週刊）第1号発行（最終巻は1919年9月号）。
10月12日　習志野俘虜収容所において、ミリエス、ユーバシャールの共同主催で、「宗教改革400年記念の夕べ」開催。

1918年（大正7年）

3月8日　徳島市公会堂で、板東収容所俘虜製作品展覧会が開催される（～19日）。
4月12日　福岡俘虜収容所閉鎖。俘虜は閉鎖以前に段階的に青野原、久留米、習志野へ移送。
6月1日　板東俘虜収容所内でヘルマン・ハンゼン指揮により、ベートーヴェンの『第九』演奏。
7月9日　久留米俘虜収容所内でカール・フォークト指揮により、ベートーヴェンの『第九』が「合唱」部分を省いて演奏。
8月25日　静岡及び大分俘虜収容所閉鎖され、俘虜は習志野へ移送。
11月11日　休戦条約締結。
12月13日　青野原収容所俘虜製作品展覧会が開催される（20日にも開催）。

1919年（大正8年）

3月　広島県物産陳列館（現在の原爆ドーム）で、似島収容所俘虜製作品展覧会（似島独逸俘虜技術工芸品展覧会）開催。
6月22日　愛知県商品陳列館において、名古屋収容所俘虜製作品展覧会開催（～30日）。
7月8日　パウル・エンゲル、この日に板東俘虜収容所内で発行された「ビール新聞」に、「自伝」を載せる。
7月23日　習志野俘虜収容所内において、俘虜による大規模なスポーツフェスティヴァル開催。
夏、習志野俘虜収容所内で「チャップリン映画」等の上映会開催。
12月3日　久留米高等女学校講堂で女学生達を聴衆として、久留米収容所俘虜によるベートーヴェン『第九』の第2、第3楽章演奏。
12月5日　ヘルトリング男爵指揮（推定）により『第九』の全曲演奏。
12月25日　この日より翌年の1月28日にかけて俘虜の本国送還。

1920年（大正9年）

1月10日　ヴェルサイユ条約発効。
4月1日　習志野、名古屋、青野原、似島、板東、久留米の各俘虜収容所閉鎖。またこの日、俳優三船敏郎が、青島随一の写真館を経営する三船秋香を父として青島に生れる。

1931年（昭和6年）

5月5日　阿部第四師団長と在阪ドイツ領事が真田山陸軍墓地で偶然に会い、ともに俘虜の墓に参拝、歓談する。墓標の「俘虜」の文字を削除することが決まる。

2007年（平成18年）

2月18日、大正区平尾亥開公園内に、俘虜収容所跡の記念モニュメントが設置される。

備考：瀬戸武彦氏作成：「ドイツによる青島建設、日独戦争、俘虜収容所と俘虜の活動及び俘虜研究等に関する年表」より抜粋（インターネットより）し、若干追加した。



●渡船場

古くから利用されてきた水都大阪の風物詩ともいえる渡船。
今もなお、区民の交通手段として利用されています。

特別寄稿

エアハルト・アルバムと大阪俘虜収容所

フォト・ジャーナリスト　大阪ドイツ兵俘虜研究家
藤　井　　寛

第１章

エアハルト・アルバム入手

１　アルバムとの出会い

元洋服仕立業の　Willy　Metzner（ビリー　メッツナー）氏は、ハンブルク市内に一人住まい。高齢と病気のため自宅で看護人が必要となった。

現役の看護婦（現在は看護師）（勤務はハンブルク市立港湾病院）である私の妻が、「誰か面倒を見る者はいないか？」に応じることにした。

週２回、通常の家事全般は行わず、健康チェックと介護が条件。

車の免許証を持たない妻のため、私は車で送迎をし、３歳の息子を常に同行させた。

私自身は、意識がハッキリしているメッツナー氏の話相手をすることにした。

初めて訪問した日、私たちが帰るのと入れ違いに、一人の老女が夕飯を持参して入室してきた。

親戚ではなく、ただのお隣りさんだと言う。

それがエリザベート・エアハルトさんで、1981（昭和56）年６月22日のことだった。

２回目の訪問の際、メッツナー氏は私たちの来訪をとても喜んで下さった。

すでに御自身のアルバムを用意していて、亡くなった奥さんや、第一次世界大戦当時、西部戦線で一兵士だった頃の写真が貼ってあった。

奥さんとは常に一緒で、どこに行くにも離れたことはない、とか、兵士の頃の話を語ってたいそうごきげんである。

後に知ったのだが、息子たちが面倒をみないので、私たちのような介護人が必要なのだという。

私の息子は退屈だったはずだが、大人しくしていた。

帰り際メッツナー氏は、息子にドイツマルクのコインを「いい子にしていたから」と手渡した。

自分の持ち金として、現金を所持した体験を、このとき初めて息子は持てたのである。

この５ドイツマルクをしばらくは手離さず、誰かれなく「もらったよ」と見せていたので、よほど嬉しかったのだろう。

出会ってわずか２回目なのに、エアハルト夫人より、日本食を作って欲しいとの話が飛び出した。夫人の身内に日本へ行った者がいて、天プラやスキヤキの美味しさを語ったから、食べたいと長年望んでいたのだという。

「病気だし、年寄りだからたくさん食べられない。だから知人を呼ぶよ」とメッツナー氏。

何回かドイツ人宅で、準備から一切を仕切った経験から、スキヤキならと心よく引き受けた。

1981年７月10日、近所の人やメッツナーさんの孫娘も参加してにぎやかなスキヤキパーティとなった。



スキヤキパーティー後の記念写真。エアハルト夫人（左）、中央はメッツナー氏、妻まさ江と息子雅宏。当時西ドイツで流行した、モンチッチを持っている。（筆者撮影）

食後のお茶のとき、エアハルト夫人が姿を消す。

近くに住むのですぐ戻ってきたが、一冊のアルバムを脇に抱えていた。

テーブルに置かれたズッシリと重いアルバムには「写真帖」と古めかしい漢字が表紙に金箔で押してある。



古い書体だが「写真帖」と読める。(筆者撮影)

そういえば「私の夫は昔日本にいた」と語ったのを思い出す。

ハンブルクは港町だし、夫が船員だとすれば日本に寄港してもおかしくない。

だから聞き直さなかった。

しかし中をみて驚いた。ただの船員のアルバムではない。海軍兵がたくさん写っているではないか！

バラック群を上方から撮った写真にはペン書きで「我々の最初の俘虜収容所」とある。　夫人がこの写真を指差しながら「オザーカ」と口にした[1]。

「大阪か？」

注1：エアハルトさんは、OSAKAと書いている。ドイツ的発音では、オーサカとは読まず、オザーカと聞こえる

2　エアハルト夫人からの聞き取り

第一次大戦中、青島から捕虜が日本に来た話は知っていた。

才神　時雄『松山収容所』　中央公論社

棟田　博　『桜とアザミ』　光人社

長谷川　伸『日本捕虜志　上・下』　中央公論社

(これは日露戦争が主に記述されているが)

1975年から私は旧西ドイツのハンブルク市に在住している。以上の書籍はドイツでも読んでおり、捕虜には関心があった。もっとも書物のみの知識だったのだが。

一時帰国した1977（昭和52）年5月には、鳴門市の「ドイツ館」を初訪問し、収容所跡地や船本牧舎などを見て歩いた。この牧舎は、「板東収容所」の俘虜たちの手によって建てられたものである。

俘虜たちが自給自足で食料を調達するための歴史的な建造物で、訪問した当時は2頭の牛がいた。

船本さんによると「俘虜がおった時は、14頭もおったんです。バターやチーズを作る道具類も残ってましたが、俘虜がおらんようになったら、需要が無くなって売れんでねえ、ぶんなげてしまったんです。今思えば惜しいことをしたと思います」記憶にあるドイツ語を交えて話して下さる船本宇太郎さんは、当時お元気であったのを記憶している。

エアハルトさんが「大阪」と「似島」に収容所されていたのを知ってからは、メッツナー氏を訪問するたび、エアハルト夫人が顔を出すので、想い出話を聞くのが日課のようになった。

写真一枚ごとに詳しい説明が始まる。記憶力抜群だ。話するのが楽しくて、楽しくてたまらないという様子が熱く伝わる。

なんだか私は再び夫人に活力を蘇らせ「とってもいいことをしている」かのような気分に陥ったほどであった。

あまりによどみなく張りのある声で、解説されるので、少々不思議に感じ始めた。そこで、なぜそんなにスラスラと明快に語れるのか、率直に聞いてみた。

夫人の答えは、またも明快であった。

「行ったことのない日本のことを、夫はいつも詳しく話してくれました。結婚当初、日本について語れる人は身近にまったくいないし、夫はそれをとても自慢していたんですよ。

私も同じようにそれが自慢でしたし、誰かの誕生パーティとか、人が集まる場では、夫の日本でのことを聞きたがる人が必ずいました。

その度にアルバムを見せ、説明していたんです。

そりゃぁもう、何百回もね。

一緒にいる私は身替りで説明できるくらいに記憶してしまいましたよ。

新婚の頃は収入も少なくて、旅行にも行けず、子供ができたらもうそれは夢で終ったという感じでした。

そんなとき元俘虜仲間が来て昔話になると、アルバムを必ず出しました。

私の新婚時代の楽しみは、このアルバムが無ければあり得なかったと、今でも思ってますよ。

それに日本へ行くなんて、一生のうちまったく無いと決めていましたから。

日本の話はなにを聞いてもEXOTISCH（エキゾチック）で、飽きなかった。

この年齢になると、昨日のことはまるで憶えていないけれど、新婚時代のことや、アルバムのことは忘れはしません。

夫はとても話好きで、ビール好き。酔うと日本の兵隊のマネをしたり、本当に愉快な人でした。良い想い出ばかりで―。」

3　元俘虜仲間との交流

「日本からの帰国後も海軍でした。キールに住んでいたこともあって、俘虜仲間とは関係のない、新兵さんを引き連れて帰宅したことはしょっちゅう。
新婚の頃の方が、元俘虜仲間がよく来ていたと思います。
失業状態になってころがりこんできたのもいたんですから。
家計としては迷惑でしたけどね。
お茶のとき、オザーカやニノシーマ$_2$の話になると、皆よくスペイン風邪にやられず生き残ったなあとか言い合って、夫も嬉しそうでした。だからお金もう無いよって言いづらくて困ったことも何度もありました。」

注２：似島も、ニノシーマと夫人は発音していた。

よく訪ねてきた戦友の名前を教えてください。
「今想い出せるのは、

Caspari	カスパーリ	A
Bormacher		B
Grabecki		C

さんたち。
Caspari さんは時々来てました。」



A　Friedrich　Caspari：俘虜番号 3866、膠州湾海軍砲兵隊第２中隊、出身はザクセン州 Schochwitz、1976 年死去。（出典：エアハルト・アルバム）



B　Josef　Bormacher：俘虜番号　3855　（出典：エアハルト・アルバム）



C　Alfred　Grabecki：俘虜番号　3901、カスパーリと同じ海軍砲兵隊だが、第３中隊。
エアハルトさんと大阪では同室。（出典：エアハルト・アルバム）
〈戦友３人だけ、ABC で分類した〉

夫人の記憶は確かだとは思うのだが、出てくるのは断片的で、前後の脈絡がない。
話が飛んではまた戻るの繰り返し。
メモする私の方は、ひたすら夫人のモノローグを書き写す。
無作為に放り出された。パズルの断片をひろい集める作業に似ている。
これらの断片を再度組み合わすのは自宅で行い、はじめて話がつながるのである。

俘虜だったことをエアハルトさんや、元戦友の方々はどのように言ってましたか？日本では恥だとされていたのですが。

「恥じてなんかいませんでしたよ。今の質問で長く忘れていたことを想い出しました。
夫は EK Ⅱを帰国直後受けています。



元板東収容所にいた、パウル・クライ氏も、エアハルトさんが言う「功二級鉄十字勲章」を、帰国後、1920 年９月 16 日に受けている。勲章としては最下級に位置する。叙勲資格は、「５年間の精勤か、勇敢な

働き」とされた。５年間の俘虜生活が、５年間の精勤に　該当するとされたのであろう。パウル・クライ氏も最下級の兵士であり、エアハルト氏と階級的には同列。とすれば、叙勲して不思議ではない。
＊この写真の証明書付き鉄十字章はクライ氏より筆者にプレゼントされ、思いがけなく入手することになった。（筆者撮影）

式典のとき付けていた記憶がありますよ。こんな機会がなければ想い出せなかったと思う。ありがとう。いつの間にか紛失してしまって、今はありません。

俘虜仲間の方々が来るのを、私も楽しみにしていました。
夫の記憶にない話が聞けますから。

逆に私の方からよく質問してね。例えば、雪合戦の写真ですが、日本は南国のように暖かいと思いこんでいましたから、雪景色を“phantastisch（ステキ）”と言ったら、夫はめずらしく怒って、“そんなにステキじゃない”と、ムキになって反論してきたんです[3]。」

注３：大阪毎日新聞　大正３年12月14日付〈京都の初雪〉
京都市にては13日早朝微雨あり、同７時57分より雨交りの雪となり、８時22分を以って歇（や）歇みたり、これ京都における初雪にして―
因に13日の最低温度氷点下１度なりき

京都の底冷えは有名で、大阪もほぼ同じ寒さだったはず。
とても「ステキな雪景色」と浮かれる気分になれなかったのだろう。

「冬はとても寒いのに、木と紙でできた家というのは本当なんですってね。びっくりしました。
毛布を何枚重ねても寒くて、体の震えが止まらなかったと強調していましたよ。
同室の誰でしたか、名前は忘れましたが、寒さで怒りを爆発させ『こんなバカ気たバラックなんか、火をつけてやる！　燃やして暖房替りにするんだぁー』と、叫んだら、隣の部屋から『オレは賛成だ。仲間に入るぞ、さぁ火をつけよう』と答えが返ってきて、
『ヤレ、ヤレ、やっちまえ』の大合唱になったそうです。

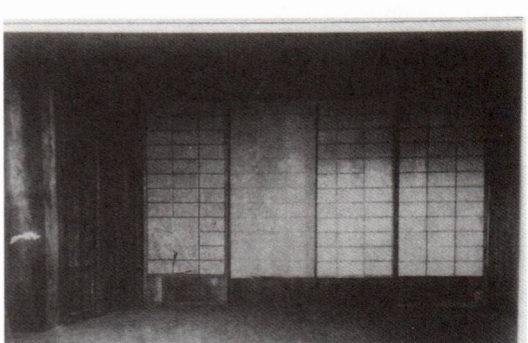

殺風景な室内の様子は、残された写真で確認できる。
（出典：エアハルト・アルバム）

消灯直後に２－３日間それを繰り返すと、収容所側から禁止されたって。
この出来事を、夫や俘虜仲間の方たちが再現するのがとてもおかしくて、大笑いしました。
カスパリさんは収容所劇場の役者だったそうで、そりゃぁ上手でした。
皆さんが来宅すると、必ず日本兵のマネと火をつけるぞで盛り上がりました。」

日本兵のマネはどうするんですか？
このように質問する私は、答を聞く前から俘虜たちの稚気にも似た、鬱憤晴らしがコッケイでたまらず、たぶんニヤニヤした表情をしていたと記憶する。

「起床ラッパのマネとか―そうそう、日本の兵隊にベラベラと早口で話しかける遊びもやったそうです。
そうするとドイツ語が理解できないからオドオドする。このときの態度が、ドイツ人ならまずやらない反応なので、とても『KOMISCH（コーミッシュ、ヘンだ、こっけいな）』
退屈してヒマつぶしによくやったそうです。
ドイツ語で話しかけられると、すぐ下を向いたり、顔をそむけたり、ゆっくり後ずさりするのが変だって。日本人は今もそうなんですか？
これをマネして、日本兵の困惑する表情を大げさに演じるのは、カスパリさんが上手。必ず大笑いになりましたよ。」

４　結婚、子だくさん、また戦争

エアハルトさんは、1894（明治27）年８月３日、ブレーメン市で出生。
大阪収容所に到着した1914（大正３）年11月の時点で20歳と４ヵ月だった。
その後、青春期の５年間を収容所で過ごしたこと

になる。

帰国は、1920（大正９）年で、25歳。祖国で人生の再出発を計ったのは、短命で有名な「ワイマール共和国」が成立して間もない頃である。

極右・極左の政治闘争で騒々しかった時代、1924（大正13）年５月６日、エリザベートさんと結婚。まだ海軍兵だった。

そして狂乱のインフレーションの中、息子１人、娘５人を育てあげる。

退役後は運送業に就いたが、38歳のとき「ナチスの時代」がはじまる。

また世界大戦が勃発し、やがて敗戦。

すでにエアハルトさんは50歳になっていた。

19歳で「青島戦」に参加し、日本で俘虜になって以来のエアハルトさんの人生が、いかに多難であったか、想像するのは容易ではない。

苦闘の日々を多く語らないエリザベート夫人だったが、「子だくさんの生活は、本当に楽ではなかった」と漏らしたことが数回ある。

そのような生活のなか、このアルバムはずっと手元にあり、何回となく繰り返した引越の際も、大切に持ち歩いたと聞かされた。

持ち帰ったアルバムは日本で買い求めたものだが、重量３ｋｇもある。

大正期の丁寧な造作で、当時としても一級品の写真帖であろう。

破損部分は少なく、保存状態も極めてよい。

戦時中でも、元俘虜が不意に訪ねてくることがしばしばあったらしい。

そんなひととき、必ずこのアルバムを広げ、想い出話で時間をすごしたそうだ。

エアハルトさんは、敗戦の色が濃くなりはじめると、「大阪や似島時代の方が断然良いとつくづく思うようになったよ」、夫人にそう語りかけたという[4]。

注４：パウル・クライ氏（坂東収容所）も、坂東では空腹感を感じたことは一度もなかった。まるでホテルの様だった、と言っていた。
“Wie Hotel”と、確かに語った。

アルバムを囲んで昔を懐かしみ、大騒ぎするのは昔のままだったというが、夫人によれば、この頃からエアハルトさんは酒量が増え、酔いつぶれるようになったそうである。

夫人が、サイフの中からエアハルトさん晩年の写真を取り出し、私に見せたことがある。

でっぷりと太り、二重あごで、初老の域に入った男の姿がそこにあった。

ビールグラスを持ち上げ、「KAMPAI」と叫んでいるように見える[5]。

注５：夫人は、カンタンな日本語を、エアハルトさんから習ったそうだが、すっかり忘れており、唯一「カンパイ」だけ憶い出した。

なにかの会合かパーティーでのワンカットであろう。夫人はエアハルトさんの部分だけ切り抜いて、サイフの中に入れ持ち歩いていたのである。

５　二つの大戦を生き抜いた男のあっけない最期

夫人と出会ったのが1981年。齢、80歳前後だったろうか、とても陽気で、小ざっぱりした服装の元気なおばあちゃんというイメージが強く今も残っている。

メッツナーさんの身のまわりの世話を、嬉々としてこなす姿は、動きにムダが無い。

そのような夫人にもたれかかって、甘えるそぶりを、メッツナーさんはよくしていた。

さぞかし、エアハルトさんが元気な頃、二人は仲の良い夫婦であったろうと、それを見て感じた。

経済的に恵まれなくても、子だくさんなドイツ流「肝っ玉かあさん」ぶりを発揮していたのは間違いない。

このように陽気で、大きな声のエリザベートさんの口が重くなる瞬間があった。

エアハルトさんが亡くなった事情に話が及ぶと、黙りこくってしまうからである。

亡くなる原因等を知ったのは、かなり後になってからだ。

戦後の荒廃から抜け出ようとしていた、1950（昭和25）年12月８日、ハンブルク市内を走る路面電車に巻き込まれ、エアハルト氏[6]は逝った。享年55歳。

注６：Theodor John Ehrhardt、俘虜番号　3885
膠州湾海軍砲兵隊　第２中隊、出身地　ブレーメン

激動の時代を生き抜いた男にしては、交通事故でのあっけない最後であった。

この不幸な事故の顛末については、夫人は頭を横に振り、顔を歪めて「想い出したくない」と何回も繰り返し、頑なに語るのを拒み続けた。

たまたま同席していた、事情をよく知る人や、メッツナーさんにまで「聞かないほうがいい」と釘をさされ、ついに夫人から聞く機会を失ってしまった。

一度だけ「カラダが・・・・」と口にして、黙ってしまったのを憶えている。

これ以上聞き出す勇気を持てなかったのを追記しておきたい。

6　日本製カメラと交換

夫人の想い出話をまとめると、すべてスラスラと運んだように感じる人も多いだろう。

また、私と一対一のインタビュー型式だと思われるかもしれない。

事実は、ほとんどの場合誰かが側にいたのである。

すべてはメッツナーさんの部屋で語られたもので、後ほど読みやすいようにまとめている。訪問するのは決まって夕方だったが、よく顔を出した年輩の近所の男性や、時々メッツナー氏の孫娘も同席した。

写真に残っているが、肌の色が黒い、国籍はどこだったか、東南アジア系の男性も数回顔を出している。孫娘の知り合いと言っていたはずだ。

夫人のモノローグに、居合わせた数人が合間に質問して話が深まったのが真相である。

数人で夫人を囲み、雑談形式で話を聞くのが幸いした。現在でも彼らがいてくれたことで、話にはずみがついたと感謝の念が強い。

私たちが訪問するたびに、話の中心となり、当時の想い出話に耽ることができる夫人は、本当に嬉しそうだった。

語り疲れて「では、また来週ね」と引き上げる夫人は生き生きとしていた。

出会った1981年7月から1983年8月まで、丸二年このような状態が続いたのである。

そして、ついに次のような発言を聞くことになる。

「このアルバムは、私が死んだらゴミ箱行きとなるでしょう。
子供たちや孫たちは、夫の俘虜時代なんて関心ありませんからね。」

アルバムを閉じて、「写真帖」と書かれた表紙をゆっくりと撫でる夫人の姿を、今も鮮明に記憶している。

すでにアルバム写真の複写を終え、鳴門市の「ドイツ館」にネガを郵送していた私は、オリジナルを私自身が入手する、などと考えなかった。複写ネガで満足していたのである。

夫人の憶い出がつまったアルバムを、手離せと言えるはずもない。

このアルバムが生き甲斐のようになっている夫人から、もぎ取るのはあり得ないことだと思いこんでもいた。

しかし「ゴミ箱行き」の発言は、私にとってかなりの衝撃だった。

その時改めて「こんな貴重なアルバムがゴミ箱にすてられるなんて」とんでもないと感じるようになる。

しかもエアハルトさんは、私の故郷・大阪に2年以上いたのだ。

後日、入手したい旨を告げると、まっ先にメッツナー氏は反対した。

「大切なものだ。夫人の手元に置くべきだ」と。

その場で私の申し出は中断となる。

その後夫人からこう切り出された。

「日本製のカメラと交換したい。小型で日付が写るのが欲しい」

夫人は指で大きさを示す。

コンパクトカメラを望んでいるのがわかった。

「娘が日本製じゃないとダメと言うので」と言ったので、私は理解した。

カメラが欲しいのは夫人ではなく娘さんなのだと。

後日、夫人と同席した娘さんと会い、カメラを手渡す。

この時が娘さんとは初対面。

2年以上夫人との交流があったのだが、その間一度も会わなかったのである。

7　エアハルト・アルバムと呼びたい

アルバムを小型カメラと交換した日、私はメッツナーさんと夫人二人の写真を撮った。



アルバムを日本製コンパクトカメラと交換した日、1983（昭和58）年8月24日。夫人はアルバムを手離すので沈みこんだ。横で慰めるメッツナー氏。（筆者撮影）

アルバムを膝の上に開いてカメラの方を向く夫人の顔が少し歪んでいるのがわかる。

今にも泣きだしそうに見えた。

確かに、夫人は動揺していた。いつもより口数が

少なく、静かにアルバムを眺めている情景に私は気が引けてならなかった。

カメラの露出も間違えて、露光不足となり、メリハリのない写真に仕上がっている。

私もどこか上の空で落ち着かなかった。

メッツナーさんが、夫人の腕に手をやり、気を配っているのがわかる。

この日からアルバムは私の手元にある。

日本の湿気で痛まぬよう、２階の風通しの良い場所に保管している。

アルバムの入手に関しては、以上のような事情が２年に渡って続いたのを理解して戴きたい。複写してネガを「ドイツ館」に郵送したのは事実で、有効利用してもらえたら、なお幸福だと思う。

だから使用されるとき、「鳴門市ドイツ館提供」とあるのは誤りではないが、私としては、「出典：エアハルト・アルバム」と呼称して欲しいという気持ちが強い。

無造作に寄贈されたものなら、客観的に「○○所蔵」でもよいと思う。

しかしながら、「エアハルト・アルバム」に関しては、そう単純に割り切れない。

私は、涙を飲んでアルバムを手離された夫人の気持を無視する訳にはいかないのだ。

なんとか、写真はエアハルトさんのアルバムから出たものである、という形を取れたらというのが私の願いである。

2007年春、ドイツ館に出向き大阪収容所の写真がどれだけあるのか調べてみた。

情報局の俘虜写真帖の他は、出所が明らかな「エアハルト･アルバム」からばかり。そうであるなら、私に関しては写真を使用する場合「出典：エアハルト・アルバム」と記入すると決めることにためらいはない。

なんとしてでも、エアハルトさんの名を残したいのである。

夫人が「ゴミ箱行き」と言い、ポイと捨てる動作をして以来、このアルバムには、テオドール・エアハルトという若者と、若きエリザベートさんの苦闘の人生が凝縮しているのだと思うようになった。

よくぞ、二つの世界大戦を生きのびてきたものだと、自分のアルバムでもないのに、哀惜の情がしきりに湧き出て仕方がない。

たかが一冊のフォトアルバムだが、私にとっては強烈なインパクトを今も与え続けているのである。

第２章
エアハルト・アルバムから

貼られた写真の中から、エアハルト氏自身が写っているものを集めてみた。

１　バイオリニストとして

「我等の最初の楽団」
とペン書きされた写真のエアハルトさんは、右から二人目、バイオリンを手にして座っている水兵姿。少年のような表情が初々しい。



大阪最初の小楽団。セーラー服のバイオリニストがエアハルト氏（エアハルト・アルバム）

バイオリンを持つ水兵の記事を、大阪の二大新聞が掲載している。

◎『大阪毎日新聞』大正３年11月22日付
「大阪へ来た俘虜一行　その態度や頗る呑気」と題され、

‥将校22、下士卒445名、午前九時大阪入港‥(中略)・・俘虜はすべて海軍兵で、紺色の水兵服着用、一人の若い水兵 が一挺のバイオリンを後生大事と抱へている。聞けば青島籠城軍中唯一のバイオリニストとの事だ

◎『大阪朝日新聞』 大正３年11月28日付では、

「俘虜は何うしてゐる、大阪収容所の五百人、この風流水兵」「・・三四日前の晩の事、係員がふと耳を澄ませると、此の人里離れた處で思ひも懸けないヴァイオリンの音が聞こえる、係員は不思議の耳を峙ててソット音する方へ行つて見ると唯（と）ある宿舎の雨戸を開けて、折柄の皎々（こうこう）たる月光を半身に浴びながら一人の水兵が頻(しきり)に弾奏（たんそう）して居た、何等の詩趣、何等の

風流兵士だらう、係員も彼の興を醒させてはと思つて又ソット引返した、名も聞かないが、それからも時折弾奏して居るさうである、・・・(中略)・・無邪気な元気な中にも感心に、彼等は独逸の面目といふ事を忘れない」

『大阪毎日』と、『大阪朝日新聞』の記事の筆致は俘虜に対して好意的である。「・・俘虜は呑気・・」とやや冷やかしたような書き方でも、悪意は感じられない。

むしろバイオリンを手にする若い水兵を目にするや、これは良いネタを見つけたとばかりに、ロマンチックな記事に仕立てている。

文化レベルの高い珍客を迎え、興味しんしんな様子がうかがえる。

他の記事にも、交戦国の「敵」扱いし、ことさら「敵愾心」を煽るような記事は見当らない。

『大阪毎日新聞』大正３年 11 月 24 日付では。「俘虜中の最年少者は十九歳の水兵」の記事もあった。

エアハルトさんは、収容所に来た時点では 20 歳と３カ月。

新聞記者にどのように伝わって 19 歳となったのかは不明だが、残されている楽団のバイオリニストで該当する水兵は、エアハルトさんしか見当らない。

水兵が若者であるのは当然であるが、バイオリンを青島から持参し、収容所内で弾くとなれば、人物の特定は容易となる。

収容所楽団でバイオリンを弾くのは他にもいるが、見た目が若いのはエアハルトさんだろう。

記念写真のエアハルトさんは、20 歳にしては幼い面影を残している。

夫人に新聞記事のことを伝えると、

「夫は青島までバイオリンを持って行ったと言ってました。日本へも持って行ったので　しょうか？それは聞いていませんねえ。
よく言っていたのは、バイオリンが弾けたので、日常の作業や労働から逃れることができたってことです。
それと、演奏すると将校たちからチップも入ったし、兵隊でも裕福だと投げ銭をしたので、お金に困らなかったそうです。
演奏後にはビールをずいぶんタダで飲ませてもらったとか。
階級が一番下でしたから、収入は少ないけれど、楽団員だったのでおこずかいには困らなかった。
だから太って帰国したんだって。」

２　我等の最初の収容所劇場

と、ペン書された写真のエアハルトさんは、前列右より２人目。



大阪収容所、右から二人目バイオリニストがエアハルト氏（エアハルト・アルバム）

エアハルトさんの実家を、「音楽一家でした」と夫人は言う。音楽が好きな家族だったそうだ。

家族全員が楽器をこなし、誕生日や、なにかの集まりがあると、皆で合奏したりして、地元ではちょっと有名な一家だったらしい。

プロになりたいと望んだ時もあったそうだが、海軍に入隊したのでアマチュアで終ってしまった。

３　クリスマスプレゼントの受領

と、ペン書きで解説されているので、状況がよくわかる。



中央一四九がテオドール・エアハルト水兵。X マスプレゼントが届いた（エアハルト・アルバム）

郵便に関しての苦情は、受け取るまでの期間が長すぎる点にあった。

小包の場合は、中身の検閲に手間取り、２－３カ月後に入手という例もあった。

この写真もクリスマスと書かれているが、12 月だとする根拠はない。

白いズボンや長ソデではあるが、軽装な俘虜たちの背景の木々には、葉がまったくない。

冬期の撮影は間違いないと思われる。
中央の一四九番がエアハルト氏。
俘虜番号は２本立てであったのが残された写真で確認されている。
青島で俘虜になった時点で、「俘虜情報局」が把握するためにナンバリングしたものと、各収容所内でのみ通用する番号の２種類が存在した。
エアハルトさんの、情報局による番号は 3885 番。大阪では 149 番

４　同室者と共に

アルバムに書き込まれている同室者の名前は一人のみ。
ALFRED　GRABECKI（アルフレート・グラーベッキー）



エアハルトさんの同室者と記念撮影（エアハルト・アルバム）

室内履きに注目したい。×(バツ)印のスリッパ？を、３人履いているのが見える。
当初収容所側は、俘虜を迎えるために畳替えや、障子の張り替えを実施した。
日本側の好意であったが、全く通じていない。
久留米の俘虜が、異文化に対する困惑を日記に書いている。

「―バラック内では日本人が支給したサンダル以外のものを、履くことが禁止されている。またそのサンダルはバラックの外では履いてはいけない。日本人は自分たちの馬鹿げた習慣から離れられず、靴を履いて部屋の中を歩けるということが理解できないでいる。―
サンダルで歩き回ると、扁平足になりそうだという懸念が抜けない」[7]

注７：『エーリッヒ・フィッシャー回想録』より
（『久留米俘虜収容所　Ⅳ　ドイツ兵捕虜と収容生活』、久留米市教育委員会　2007.3　発行　15 頁）

大阪収容所も初日から畳の上を軍靴で歩きまわり、せっかくの畳替えがアダとなった経緯がある。
俘虜たちの心境は久留米のフィッシャーと大差はなかったろう。
ドイツでこのようなサンダルで室内を歩く習慣は一般的ではない。
日本人の「室内履き」感覚が理解されていないのがわかる。
ドイツ語の原文では、恐らく“Sandale”（ザンダーレ）と書かれていると思う。
しかし写真のザンダーレは、日本人の私が見ても少々かわって見える。
このバツ（×）印はナンだ？
かなり昔だが、京都市内を歩いていたとき、まったく同じ形の「草履」を店頭で発見した。
名刺を探したら出てきたので紹介しておく。
1985 年２月 11 日の日付を書き込んであり、「独逸のゾウリについてインタビュー」とメモってある。
「老舗　はきもの　ぎをん　田中屋」、祇園だったのかと憶いだした。そこで聞いた話では、
「これはお茶席で使うハキモノですわ。お庭を歩くときも使いますなあ」との答えが返ってきた。
下駄のように親指と人指し指の間に、「鼻緒」を挟まなくていいので痛くない。
「外人さんにはええと思います」
収容所側が痛くないように、と気をきかせたのかもしれない。
御礼に一足購入したが、今も下駄箱に眠っている。

５　解説なし。場所不明

水兵服はエアハルトさんの他もう一人いる。他は所属部隊が違う。



中央セーラー服でビールグラスを持つのがエアハルト氏（エアハルト・アルバム）

二重アゴになるほど、太りはじめている。

エアハルトさんだけがビール入りコップを持ち上げて、少し酔っているようだ。

夫人の話によれば、たいへんに陽気でおしゃべりな性格だったという。

飲み会の場を盛り上げるムードメーカーで、バイオリンを弾くと、皆で合唱になったらしい。「あいつ、面白いやつだから連れてこいよ」と、呼ばれて一緒にビールを飲んだときのスナップで間違いないと考える。

所属部隊が異なると、入りにくいものだが、エアハルトさんは、収容所楽団のメインバイオリニストとして、俘虜の間で顔を知らない者がないほど、ちょっとした“有名人”だった、と夫人は語る。

おしゃべりな性格だったからこそ、夫人がアルバムについて語れる訳で、無口な男性だったら、写真だけが残ってなにもわからなかったはずだ。おしゃべりで本当に良かった！

6　広島高等師範学校・入口横にて

写真は厚紙に貼りつけられた、大判である。



広島高等師範学校にて。前列中央、白いセーラー服のバイオリニストがエアハルト氏（エアハルト・アルバム）

アルバムの間にはさまれていた。

エアハルト氏のバイオリンの腕は相当なもので、語らせても人気者だったのを証明するかのように、前列で真ん中に座っている。

白い水兵服でバイオリンを抱え、年齢より老けて見える。右脚に「×」印をエンピツで書いたのは娘さんだという。

台紙中央真下に“×　papi”（パピー）と見える。

Papi　はパパの幼児語で、くだけた表現。“とーちゃん”という感じだ。

残念なことに、日付・場所等一切写真にも、台紙裏にも書かれていない。

しかし、シュルッツエさんを訪問してイッキに解決。

この写真に、シュルッツエ氏も写っているからである。まさに生き証人である。

「似島俘虜製作展」が現在原爆ドームとなっている「広島県物産陳列館」で行なわれた。

大正８年３月４日から12日までの期間。

写真はその間に撮られたと断定できた。

前列は収容所楽団だが、後ろは男性合唱団である。

シュルッツエ氏は２列目で左より６人目。

白服でネクタイ姿。コーラス部員だった。

撮影地も、広島高等師範学校玄関横とわかった。

この大判の写真が世に出たのは、日本では『毎日グラフ』誌だけで、たったの一回。

ドイツで、私は一度もこの写真を見たことがない。と言うよりドイツではまったく知られていないのである。

かなり大量の資料を収集している郵趣家も、存在すら知らなかった。

理由はいくつかある。

まず広島の写真館からプロの写真師が来校し、撮影して売却したこと。

立派な台紙に貼られたプロ仕様。しかも大判。

これはかなり高価であったと推察される。

購入するとすれば、写真に写った者だけだろう。２枚も３枚も同じ写真を買うとは考えにくい。枚数としては、頭数以上は出ないと見てよい。

写真に写ったから必ず本人が購入するとは限らない。高価だからなおさら買わないかも。

そのような状況なら、さらに焼き増し枚数が減る。写真の絶対数が少ないのが、世に出てこない理由と考えられる。

7　哀愁の楽器・チター初演の地は？

旧西ドイツ時代に、日本から送った「師範学校前」での写真が一回だけ専門誌に掲載された。

日本で一回、旧西ドイツで一回の計二回のみ。

チター専門誌　“Seitenspiel”（ザイテンシュピール）誌　1985年12月号でのこと。

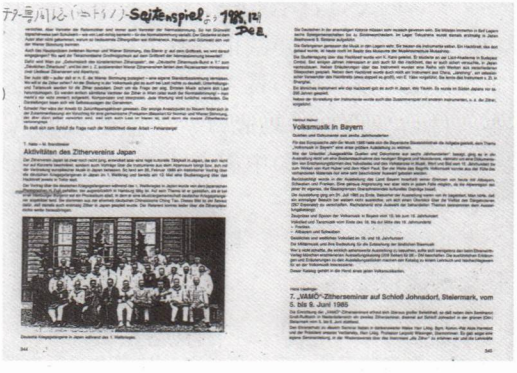
Seitenspiel

Volksmusik in Bayern

Aktivitäten des Zitthervereins Japan

7. „MMC"-Zitherseminar auf Schloß Johnsdorf, Steiermark, vom 5. bis 9. Juni 1985

西ドイツ誌のコピー
旧西ドイツ版・チター専門誌にエアハルトさんの写真が掲載された。

チターという楽器は、映画「第三の男」のテーマ曲で使用され、哀愁のあるその音色は世界的なヒットになった。記憶されている方も多いはずだ。

このチターという楽器が、日本で演奏されたのは、どうやら俘虜によってらしい。

この写真にチターが三台写っているので、「日本チター協会」会長・内藤敏子さんと連絡をとったところ、早速その写真が欲しいと言われた。

コピーをして差し上げたら、内藤さんはチター専門誌に送ったよと、おっしゃった。

それで“Seitenspiel”誌に掲載されることとなったのである。

日本でのチター演奏活動を紹介したりして、文章は長いのだが、要約すると、

「―ハンブルク市在住の写真家、藤井寛氏が入手した俘虜写真の中に、日本でのチター初演を証明する写真がみつかった―」

チターを演奏する捕虜の写真が、あと数枚エアハルト・アルバムにある。

大阪収容所でも弾いていたことは間違いない。

ベートーベンの第九シンフォニーの、本邦初演の地は実現しなかったが、「チター初演の地大阪」と称することは可能かもしれない。

チターに関しては門外漢なので、今後の研究が必要だろう。

8　大阪収容所についての初講演会

「日本チター協会」の会長・内藤さんより、捕虜について講演会の依頼があった。

1985（昭和60）年2月26日、東京都内・国際文化会館ホールにて、入場料を徴収する大がかりな講演会が準備されたのには驚かされた。

また、この日は37歳の私の誕生日。

わざわざこの日を指定してホールを予約したのを後ほど知る。

なんという素晴らしい気配りだろうか、と感激した。

しかし、ドイツ兵捕虜の話。しかも大正時代、入場料まで支払ってどんな方々が足を運ぶのだろうか？

不安な思いもあったが、忙しく準備を始めた。講演会をするなど、考えたこともないので、わかり易く聞いてもらえるよう工夫をしてみた。

さて、当日、お客さんが多数座っている！

これにも驚かされた。

さらにびっくりしたのは、クルト・フリーゼ博士の姿があったこと。

博士はこの当時すでに23年間、日本で外交官として活躍されていたし、私の大学での教授である。

さらに、ナチス・ドイツ崩壊までベルリンに留まり、貴重な証言を出版されていた、東京女子大学名誉教授・村田豊文先生も、教え子の女性たちを多数引き連れ、会場に来られていた。



左端が村田豊文名誉教授。中央はクルト・フリーゼ博士。右は筆者。昭和60年2月26日

ドイツ兵捕虜の話というのに、妙に華やいだ会場の雰囲気があったのは、教授のおかげである。

大阪収容所はもちろん、全収容所の様子を網羅して話を進めた。

その中でも「大阪収容所」については、当時知る限りの情報を話すよう務めた。会場にドイツ人の方や、ドイツの歴史好きの学生の方々が多かったせいで、質疑応答は予想以上に活発となった。

マックス・アルテルトの逃亡や、逃走経路、その結末。なぜ俘虜郵便が無料なのか、地元民との交流は、戦後彼らの中で有名人となった人物はいるか、など制限時間をはるかにオーバーして終えることができたのである。

その後、ドイツでも日本でも話をする機会があったが、聴衆がさほどドイツに関心がある訳でなく、お付き合いで来られている場合は質問はゼロとなる。

いずれにせよ、ドイツ兵捕虜の話は、広く世間に広まる時期にはほど遠かったのが実情だった。

第３章

大阪俘虜収容所全景写真

１　写真の裏側に日付を発見

大阪収容所の全体を見渡せる写真は、私の知る限り三枚ある。

二枚はエアハルト氏のアルバムに、もう一枚は「大正三　四年戦役　俘虜写真帖　俘虜情報局　大正七年三月発行」の中にある[8]。

注８：1984（昭和 59）年、国会図書館で初めて実物を見た。かなり痛んでいて、裏表紙ははずれかけている。許可を得て、複写専用台一式とカメラを持ちこみ、一枚ずつ丁寧にシャッターを切る。全収容所の様子がこれでわずかながら把握できて興奮した記憶がある。

エアハルト氏のアルバム３ページ目に貼りつけられた写真は実に鮮明である。



エアハルト氏のアルバムから、「大阪収容所全景」

当時の写真師の腕の確かさを感じさせる仕上がりだ。

写真の下方の台紙にはペン書で、

Unser 1 stes GefangenLager

と、エアハルト氏が書き込んでいる。

アルバムを真横から眺めると、印画紙に厚みがあるものと無いものが貼りつけられているのに気付いた。

印画紙に高低があるのだ。全景の写真はしっかりとした紙だが薄い

これはナニかある！

裏側に書き込みでもないか、全景写真を剥がして調べようと思い立つキッカケとなった。　剥がす作業は予想より手間取った。

全写真とも、四隅と中央に糊をつけて貼り込んであったからである。

やはり裏側に書き込みがあった。

Unser erstes Lager in Osaka
Kriegsgefangenenheim　　d. 9. Ⅲ. 1917

我等の最初の大阪にある収容所
戦争俘虜収容所
1917. ３月９日

と手書きしてあるのをみつけたのである。

２　不思議な写真裏の日付

写真裏の日付を見てすぐにオカシイと思った。

似島への移動は、1917（大正６）年２月 18 日で、公式の大阪収容所閉所日は翌 19 日である[9]。

注９：公報
陸軍省告示　第四号
本日十九日　大阪俘虜収容所を閉鎖し、似島俘虜収容所ヲ開設ス
大正六年二月二十日
　陸軍大臣　　大島健一
大島健一中将は、後に東京裁判で終身禁錮刑の判決を受けた、ナチス・ドイツ時代の駐独大使・大島浩中将の父親。
「日独戦争ノ際ー俘虜関係雑纂」４巻　外交資料館蔵

３月９日の日付はナニを意味するのか？

未亡人にこの件を伝えたところ、「写真を剥がしたことは一度もなく、初めて聞く話だ」と驚くばかりで、手がかりは得られなかった。

情報局の写真帖には「序」として、大正６年８月の日付がある。

その中に収録されている「俘虜収容所ノ開設並収容人員一覧」には「似島　大正六年二月開所」と印刷されていた。

写真帖には、似島収容所の写真も掲載されている。明らかに移動後の製本だ。

写真帖に残る似島の俘虜たちの中には、半ソデ姿の者も少数だが見られる。

大半は通常の軍服姿で、冬用のコートを着用していない。

とすれば、大正６年の春頃撮られたとみなしてよいだろう。

エアハルト・アルバムの前半には大阪時代が、後半には似島での写真が貼られている。

時間の流れが合致するので、当初は撮影順（写真を入手した順）に貼りつけていった、と思っていた。だが、見映えの良いよう写真の大きさも考え、整然と貼りつけられたアルバムを眺めていると、これは後年改めて整理されたらしいと推測するに到った。

そのように考えた理由のひとつは、大阪の鳥瞰写真の真下に似島へ移動する写真が貼られていることにある。

似島移動以後でないと入手できない写真が、鳥瞰写真と上下きれいに並べて貼ってあるのだ。

移動写真の現像・焼き付け、郵送、配布等の日数を考慮すると、鳥瞰写真裏の、1917年3月9日は、エアハルト氏が入手した日付ではなかったろうか。だとすれば似島時代となる。

3　どの位置から撮られたのか？

似島収容所も上方から撮影されているので全体像がよくわかる。

上方から眺められる収容所の写真は、大阪の他、板東収容所のみで、他に見たことがない。

似島・板東ともに山の麓から撮られているが、それでは大阪収容所はどこからなのだろうか？

木津川を手前にして、向こう岸にある収容所を撮った一枚にその答えはあった。

写真中央に貯水タンクらしきものが見える。



木津川対岸より収容所を望む。後方の給水塔らしきやぐらより、全景を撮影した。

ここから撮影した、と証言したのはエアハルト夫人である。

夫人によれば、この全景写真撮影状況についてエアハルト氏が、何度も面白おかしく語り、笑いころげたのでよく記憶しているそうだ。

特にドイツに帰還後かつての戦友が訪ねてきて、このアルバムを見ながら想い出話をするとき、必ず撮影裏話で盛り上がったという。

同席して聞いていた夫人は、戦友たちと笑いあう若いエアハルト氏たちを見ながら、日本に興味を持ったそうだ。

記憶が確かな夫人の話は、私もまた興奮させるにあまりある興味深さだった。

エアハルト夫人談から、

大阪市内の写真館から写真師が来し、俘虜写真帖用に撮影をはじめる、と伝えられたとたん、俘虜たちは助手をしたいと申し出た。

ヒマを持てあましていた俘虜にとって、目新しい仕事は大歓迎である。

エアハルト氏も例外ではなかったが、日独の下士官が写真師について歩いたという。

撮影に満足できなかった写真師が、あの塔から撮りたいと言い出したとたん、所内はまた盛り上がった。

一寸でも外に出られるチャンスとばかりに助手希望者が続出する。

俘虜たちにとり、ここが大阪の地であると理解できても、周辺すら見渡せない隔離状態にウンザリしていたところに朗報である。

ひょっとしたらあの塔に昇り遠望できるかもと。

将校の中から、私は撮影術の技術者だから手伝いたい、と名乗り出る者がいて、収容所側と交渉を始めた。

これがまったくの嘘で、写真師と話あうとバレてしまったのだそうだ。

操作を知らなかったから赤恥をかいただけの話であるが、下級兵士たちにとって、将校の恥ずかしい失敗談ほど嬉しいものはないらしく、ここでいつも大笑いになったという。

4　大阪市民と交流のなかった俘虜たち

さてこのやぐら状のものは給水塔なのだろうか？

用途が明確でない上に、収容所内に建っている訳でもない。

どこに属しているのか不明である。

そこで当時の地図で確認しょうと試みた。

木津川尻の古地図には、収容所の用地となった「隔離所」と、周辺の神社の他特に記載がない[10]。

注10：「大阪市内及び接続市町村番地入地図」　大正七年三月五日発行

区画整理の数字が規則正しく並んでいるだけであった。

当時の新聞には、

―平常はまるで閑古鳥の鳴いて居る木津川尻の救護所に、大阪俘虜収容所といふ新しい看板が懸り―

と、人里離れた地を彷彿とさせる書き方をしている[11]。

注11：『大阪朝日新聞』 大正三年十一月八日付

『大阪毎日』の記者は、「―最初の一夜―」の見出しで、

―二十一日大阪はズンと西の盡處（はて）の恩加島町の収容所に収容された例の俘虜達―

と、記者は「ズン」をカタカナで記し、「西のハテ」とかなり軽い筆致で報じた[12]。

注12：『大阪毎日新聞』 大正三年十一月二十三日付

大阪市内から取材に来た新聞記者の交通手段はなにだったのか？

現在もＪＲ「大正駅」からバスの他、鉄道はない。板東収容所の場合、面会希望の奥さんたちが、人力車で来た例がある。

記者達は自動車で来たと推測するが、閑古鳥が鳴いたり、ズンと西の端と書くほど、当時の恩加島町は人家の少ない交通不便な土地柄に映ったのは間違いない。

エアハルト夫人の話によると、

大阪から似島に移動すると決まった時、俘虜たちは大喜び。環境が変るのを期待したら、小さい島だったので、エアハルトさんたちはがっかりした。

一般の日本人と接触できたのはドイツの敗戦を迎えてからで、それまでは外に出ることはなかった。しかし、似島は気候が良く大阪より寒くなかったので嬉しかった。

エアハルトさんが常に語ったのは、「大阪の市民と交流する機会がまったくなかったこと。似島では広島市内に行く機会があったり、俘虜製作品展[13]で、毎日収容所と市内にある会場を往復して演奏し、実に楽しかった」とエアハルト夫人は、アルバムの写真を指差しながら、記憶にある想い出話を説明してくださった。

注13：広島県物産陳列館（現在の原爆ドーム）にて開催。大正８年３月４日から12日まで。（16344人入場）

収容所の火災後、運動場が整地されたので、所外に散歩で出ることが許されなくなる。

結局大阪にいても、大阪を知ることなく移動してしまった俘虜たちにとって、給水塔？からの撮影が、ちょっとした騒動になったのも理解できる。

すぐ側に建つやぐらであっても、一歩外に出られるという状況が俘虜には「幸運」な出来事に映ったのであろう。

元戦友がエアハルト家を訪問し、このアルバムを囲んで語り合い、笑いころげている様子が目に浮かぶ。

たった一枚の写真でも、数多くのエピソードが染み込んでいるのを思い知ったのである。

鳥瞰写真は当時の写真館の技術の確かさで秀逸であるし、木津川沿いの集合写真は、素人写真ではあるがやはりよくぞ撮った、という他言葉がない。

あのやぐらの上から撮った写真師の積極的な行動に、職業柄感銘を受けたことも記しておきたい。

5　＜追記＞

３枚目の全景写真はアルバムの中にある。

名刺大の大きさで、同時期に撮られた一枚だ。ただし、写真師のカメラではなく、俘虜が自分のカメラを手渡し、撮影を依頼したとエアハルト夫人から聞いている。

同一場所、同一角度から撮られているのだが、まったく魂がこもらず、気が抜けたような写真だ。煙突の煙に遮ぎられた上、余計なものまで写りこんでいる。

また暗室処理も素人で、光線をかぶった部分もあり、良い写真とはいえない。

6　平尾亥開公園の碑写真について

2006年（平成18年）、大正区の平尾亥開公園内に、「大阪俘虜収容所跡碑」が設置された[14]。

注14：記念式典に私は出席していない。まったく知らなかったし、知らされることもなかったからである。

この碑に全景写真が使用されている。同年板東のドイツ館に出向いた際、雑談中にこの写真について話題となった。

ドイツ館側での説明は「あの２枚の写真は俘虜情報局発行の写真帖のものでしょう」ということだった。

しかし、この説明は事実と異なる。

1981（昭和56）年当時、エアハルト夫人の許可を得て、私がハンブルク市内にある自宅まで持ち帰り、白黒ネガフィルムでコピーした中から使用されているのである。

秋に入った頃、そのネガを「ドイツ館」に郵送した。12月には鳴門市発行「広報なると」がハンブルクに送られてきた。ネガが届き焼き増した後、入館者に見せている写真が掲載されている。



鳴門市発行「広報なると」№331号、1981（昭和56）年12月1日号

この時のネガの全景写真が「平尾亥開公園」の碑に使用されているのである。

この地にいたエアハルトさん所有アルバムの中の写真が、元収容所跡地に戻ってきたことになる。あれほど親切にして下さったエアハルト夫人への恩に報いるためにも、この点は明確にしておきたいと、この文章を書く気になった。

エアハルトさんが大事に保管し、夫人がそれを引き継いだアルバムが「平尾亥開公園」で半永久的に残る―と考えただけで喜びがこみ上げてくる。

エアハルトさんは、また大正区に戻ってきたのである、と。

では、亥開公園の写真がエアハルト氏のアルバムからのものだ、と断定する根拠を示そう。

情報局発行の俘虜写真帖とエアハルト氏アルバムの全景写真は、同一写真師による、同一場所からのものだ。

しかし、時間差で微妙に異なる部分が見受けられる。

立証要件	俘虜写真帖（情報局）	エアハルト氏のアルバム
①後方の煙突の煙	出ていない	出ている 碑と同じ
②木津川の船の位置	碑と異なる	碑と同じ
③運動場の俘虜の位置	碑と異なる	碑と同じ
④左下の人物の位置	碑と異なる	碑と同じ

時間差から見ると、俘虜写真帖の方が先にシャッターを切っている。

決定的なのは、後方の煙突の煙の有無で、他の立証要件などは瑣末に過ぎよう。

私の思いは、亥開公園の碑の写真が、エアハルトさんからのものであって本当に良かったの一言に尽きる。

その後非業の死を遂げたエアハルト氏、２年数ヶ月の若き日々の足跡が、ここ大正区に碑として残されたことは喜ばしい。

そのためにも、碑の写真はエアハルトさんのアルバムからでないと、私としては納得がいかないわけです。

情報局の写真帖から使用しているでは、アルバムが日本にまた戻ってきた意義を失してしまう。

似たような写真だから、出所などどうでもいいではないか、という話ではないのを理解して戴きたい。

現在碑には、「鳴門市ドイツ館所蔵」と記されている。20数年前に寄贈したのだからそれは良しとしても、式典を事前に知っていたら、やはりテオドール・エアハルト氏の名前も刻み込んで欲しい、と頼んだであろう。

なぜならもう一枚使われている小楽団の写真は、エアハルト氏のアルバムの写真が使われているからである。

しかも、若き音楽愛好家エアハルト氏自身が写っているのだ。

同じ写真が「俘虜写真帖」にも載っているのだが、これも明らかにエアハルト氏のアルバムから、碑に使われているとわかる。

「俘虜写真帖」で使用されている写真は、急造だったらしく、複写が多い。碑の写真には、複写時の反射がなく鮮明である。私は当時、コピーの際は必ず反射防止特殊ガラス板を使用していたので、不要な反射が写りこんでいない。

が、写真帖では下段に白っぽく光の反射が覆っていて、非常に汚らしい。さらに、後方の人物の顔が黒くつぶれて見づらい。

誰が見ても明白で、「俘虜写真帖」からは２枚とも使用されていないのがわかるはずだ。

テオドール・エアハルト氏の名を刻めたらよかったな、と書くのはこれらの理由によってである。



撮影日 、1985（昭和 60）年２月７日、
中央の白っぽい横長の建物は、当時は「市原商店倉庫」で、運動場の跡地に当たる。
手前の鉄クズのある場所に、俘虜の居住建物があった。
隣接する「環境事業局木津川事務所・大正工場」屋上より撮影。

第４章

大阪収容所・鳥瞰図

小包用紙上に描かれた地図だが、残念ながらオリヂナルではなく、コピーである。厚手の包装紙だったらしく、紙質までコピーされて、ザラついて見える。

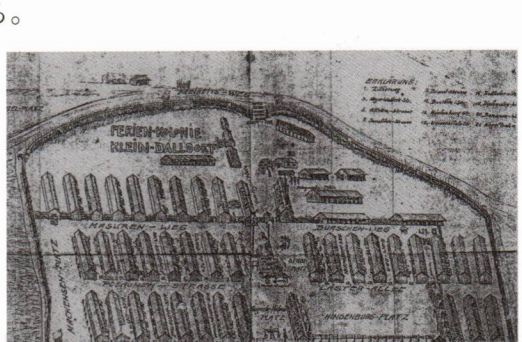

ハンブルク市在住の郵趣家、アルフレート・ミュンヒ氏を訪問して入手した。1985（昭和 60）年４月 20 日のことである。その後、数人の郵趣家が同様のコピーを所有していたのを知る。郵趣家間にコピーが出まわっているようだが、コピーの質が非常に悪い。

１　俘虜手書きの絵図

収容所内より発生した火災以後、バラックが取り除かれ、運動場として整地される以前の鳥瞰図なので、大正５年３月 28 日以前に描かれたとわかる[15]。

注15：この日収容所内の一部が火事で消失した。

その後撮られた鳥瞰写真には、出火周辺の建物が一掃され、サッカーだろうか、俘虜たちが遊ぶ姿が写しこまれている。

収容所の全体像がわかるのは、この手書きのものと、写真の２点しかない。たいへん貴重な資料である。

作画日時や作者名が記されていないので、誰の作かは、残念ながら不明である。手がかりになるものも無い。

さらに貴重なのは、各建物間に通り名がつき、各広場にも個有の名称が与えられている点だろう。

命名に関しては、収容者間で合議を経たと考えられる。その根拠は、エアハルト氏がアルバムに、通りの名称を万年筆で記しているからで、俘虜たちに共通認識があったと断定していいだろう。

将軍名での「通り名」は軍人集団ならではの命名で理解できる。だが、Masuren-Weg[16]（マズーレン

道）は北方ドイツを指すし、カルパチア山脈はさらに東方に位置する。

注16：Weg（ヴェーク）は、舗装されていない小規模な道を示す。

ドイツの西部（フランス寄り）に関連する命名が見あたらないのはどうしてか？

作画者一人で勝手に「通り名」を付けたと思われないので、偶然とも思えるが、現在のところ不明である。

Karapathen はカラパティア山脈を指す。アルプス・ヒマラヤ造山帯に属する新山系だという。

これだけではますますわからなくなるので、地図を辿ってみたい。

まず、スロヴァキアのブラチスラヴァから、北東に連らなり、ルーマニア中部のトランシルヴァニアに到達すると、さらに西部や北へと連なる広範囲な山脈地帯となる。

日本人には馴染みがないカルパチア山脈だが、なぜこの道をそのように命名したのか？

この件を放置して数年後、第一次大戦の戦況を回顧した本[17]を眺めていると、カルパチア方面でも戦闘が行なわれていたのを知った。

注17：Der Weltkrieg im Bild Ⅱ.
Ostlicher Kriegsschauplatz
Berlin=Oldenburg 1926
Verlag "Der Weltkrieg im Bild"

パンエツナ（レンベルクの南 90 km）で、露軍によりオーストリア軍の一支隊が撃破されたーというニュースが、日本でも報じられていたのだ[18]。

注18：大正３年 11 月 19 日 『大阪毎日新聞』 全欧戦局統治（某所着電）記事より

収容所内で、新聞・雑誌の購読が一部許可されていた事実がある[19]。

注19：新聞を読んでいる俘虜写真が存在する。

それらから情報を得ていた俘虜たちは、カルパチアでの戦闘を具体的に知っていた可能性は高い。

地図作成が大正５年３月 28 日の火災以前であるのは間違いないとすれば、大正３年 11 月の戦闘情報を知った後に描かれたとするのは充分な妥当性がある。

11 月は収容所入所の月であるから、恐らく翌年大正４年初頭に描かれたのであろう。

カルパチア地方での戦闘は、主に露軍とオーストリア軍であった。

大阪収容所には少数ながら、オーストリー・ハンガリア帝国に属する兵も収容されていたので[20]、この通りの建物に彼らが居住していたとも考えられる。

注 20：「大正六年 各俘虜収容所業務報告綴」
陸軍省 雑 T６－３ 47
第二章 俘虜収容及異動の項に、オーストリー人９人収容とある。（防研図蔵）

2 通りの名称一覧表

地図上に通し番号が付けられているので、一目瞭然、たいへんわかりやすい地図となっている。

＜建物の通り名＞

① Zitherweg（チター道）
映画「第三の男」で、アントン・カラスが弾く哀愁に満ちた響きを出す、南ドイツやチロル地方特有の民族楽器。
チターを弾く俘虜の写真も数点残されている。この建物からチターの音色が聴こえてくるので、命名されたのであろう。

② HUNDEFÄNGER-STR. （野犬捕獲員通り）〈追記〉を参照のこと。

③ Meyer-Wardeck-str. （マイヤー・ヴァルデック通り）
青島戦時の総督で最高指揮官の氏名。

④ PALAVER-STR.（だらだらとしたおしゃべり、ムダ話通り）

⑤ ATLETEN-Strasse
このようにしか読めないが、恐らく ATHLETEN で、H が抜けていると思われる。もしそうなら「競技者・運動家・筋肉を使う重量競技者」の通りとなる。
収容所の建物焼失後、運動場に整地されてから、各種の運動競技会が行なわれているので、これらに参加した俘虜が居住していたのかもしれない。建物の間の狭い空間が通り名なので、果してここで練習していたのかは不明である。

⑥ 字がかすれて判読不能

⑦ Invaliden-str.（傷痍軍人通り）
ベルリン市内に同名の通りが存在する。旧東独時代、この通りに検問所があり、出入の度にチェックを受けねばならなかった。

⑧ DAMPFBAD-STR.（スチームバス、蒸し風呂通り）

⑨ Brand-str.（燃焼あるいは火事通り）

⑩ Zu den CAFÉS （カフェへ、喫茶店）
この書き方は、ドイツ語特有で、飲み屋や飲食

店、ホテル、ペンションなどの屋号に使用される。例えば、森鴎外がドイツ滞在中に宿泊したホテルは“zur Sonne”という。

正確には“zu der Sonne”となり、縮小してzurと記すのが通常。

鴎外は「太陽客館」と訳している。

収容所内には「酒保[21]」が設置されていたので、この建物がそれだった可能性もある。

注21：注20と同じ

⑪ Bazillen-str.（ばい菌通り）

⑫ Künstler-WEG（芸術家―道）

⑬ Hindenburg-str.（ヒンデンブルク通り）



貴族出身でドイツ帝国の将軍。1914年（大正3年）当時、すでに陸軍元帥で高名であった。

⑭ DOZENTEN-WEG（教員。大学の講師―道）

俘虜の中には高学歴の者もおり、勉学の機会を設けていた[22]。

語学・数学・速記・簿記ほか多種。

この建物に教師となるべき俘虜が居住していたのかもしれない。

注22：ヘルムート・シュルッツェさんは、当初中国語を学んだが、後に日本語に切り替えたと語った。1985（昭和60）年1月20日のインタビューにて。

⑮ Universitäts-str.（大学通り）

これもDOZENTEN-WEGと同じで、大学卒の有識者が居住していたものと思われる。

⑯ 判読不能

⑰ KARPATHIEN-WEG（カルパチア山脈通り）

⑱ Diplomaten-weg（外交官―道）

⑲ UHU-WEG（ワシミミズクー道）

ミミズクの鳴き声を模した擬音で命名されている。

⑳ Bananen-weg（バナナー通）

㉑ Kegelbahn（ドイツ式ボーリング場）

地図上には、ボーリングの玉と、遊んでいる俘虜らしき人物が描かれている。

以上が各建物に付けられた通り名である。

＜大通りの名称＞

大通りに相当する広い通りにも命名されている。

◎ HINTER DER MAUER

ベルリンの壁も“ベルリーナ・マウアー”と呼ばれていたのを記憶している方も多いと思う。

マウアーは材質を問わず、外と内を遮断するものを指す。石垣、城壁、土べい、なども広義でそう呼ばれる。収容所の地図上では木津川と建物の間に、竹矢来をめぐらしてあるので、その通りを「マウアーの後側」と直訳するより「竹矢来の後（ウラ）側」とでも呼ぶべきかもしれない。

POSAUNEN-STRASSE（トロンボーン通り？）

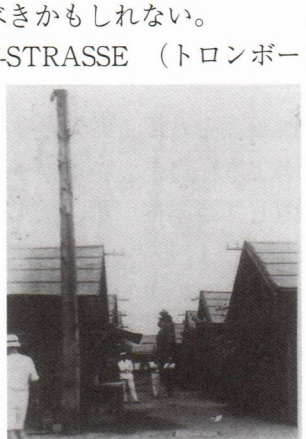

残された写真ではトロンボーンを演奏しているものは無い。なぜトロンボーンなのか？と考えたとき、Posaunenを動詞だと「トロンボーンを吹く」の他、「大きい音を出す」の意味がある。

日常の起床・就寝等を知らせるのは、日本陸軍の喇叭手が行っていたので、「大きい音」の方だと気付いた[23]。

注23：ヘルムート・シュルッツェさんは、起床と就寝ラッパのメロディーを憶えていて、楽しそうに「これは起きるときですね」とハミングで実演して下さった。
元板東の俘虜パウル・クライさんも、生前、この2種類のラッパのメロディーを口ずさんで懐かしそうだった。

日本陸軍の喇叭手は、通常営庭の中央で四方向に吹き鳴らす慣例がある。

写真には道路上に四角い板が見える。

その上に乗って奏している喇叭手の写真があるので、「大音響通り」とでも訳した方が適格だろう。

Posaunen-str.は収容所の中央にあり、吹き鳴ら

すには最適の位置なのがわかる。

MASUREN-WEG （マズール湖沼－道）



旧東プロイセン､現ポーランド領北方に位置する、マズール湖沼地方を指す。

この地帯は、氷河期にスウエーデンあたりから岩類が押しやられてきたことで有名。

現在の縮小されたドイツでは、ベルリンの北方メックレンブルク・ポンメルン州にその片鱗を見ることができる。

かなり大きな岩石がこの地まで到達しており、この岩を彫刻するアーチストのアトリエも数多い。

私も毎年この地で夏を過ごすが、岩石の多い土地柄を実感する。2007 年の夏には、私もこれらの岩を集めて、小規模な石垣の作品創りをした。

MASUREN は、このような地方の風景をまとめて表現する場合にも使われると聞いた。

◎ BURSCHEN-WEG

ブルシェンは、若者や青年の意味があるが、軍隊では将校等、上官の従兵・当番兵を指す。

火災で類焼したのが、将校・準士官収容廠舎とされる[24]。

注 24：注 20 と同じ

写真では地図に描かれた建物はすでに存在していない。そこから判断して、この２棟は将校用と考えてもよいのではないか。

将校と兵の上下関係の厳しい軍隊にあって、用事もなく兵たちが足を踏み入れる場所ではなかったはずだ。

従兵となった兵が通ってくる道だから、BURSCHEN-WEG（従兵・当番兵―道）と名付けられたのであろう。

◎ LÄSTER-ALLEE

アレーは並木道だが、プラタナスなどの木々はまったく無い。遊歩道の意味もあるので、この辺りで散歩をして運動をしていたと考えられる。

LÄSTER は悪徳、悪習、背徳行為を意味するが、口語で表現すると、卑しい奴、やっかいな奴の意味でも使用する。

どのような悪がこの地でタレ流されたのか、知りたいものだ。

＜広場の名称＞

◎ HINDENBURG-PLATZ

収容所の中で２箇所、同一人物名が登場するのはヒンデンブルク将軍しかいない。

◎ MACKENSEN-PLATZ

マツケンゼン将軍もヒンデンブルク同様国民的英雄であった。

第一次大戦中、マズール湖の戦いで勝利を収めたプロイセンの将軍。連戦連勝で名を高めた。

◎ AUGSTA-VICTORIA PLATZ



アウグスタ・ビクトリアは、ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の皇后。

木津川縁から収容所内に入れる唯一、入口に連なる広場で、汚穢屋が描かれている。

◎ STABS PLATZ（シュタープス 幕僚―広場）

軍用語では幹部を指し、本部、参謀部、幕僚の意味もある。

将校よりの伝達事項をこの広場で受領したのであろうか。

◎ FOTOGRAFEN-PLATZ （写真家―広場）



ベンチらしき物が見える。撮影ポイントだったと思われる。

＜その他＞

アウグスタ・ビクトリア広場に劇場があった。ヒンデンブルク広場に面して一棟のみ建つ。そこに通じる道が

◎　THEATER-STRASSE（劇場通り）である。

消えてしまって判読不能な箇所が２ヵ所あるが、どうしても読み取れなかった。

＜追記＞

HUNDEFÄNGER-STR. について

直訳で「野犬捕獲員通り」としておいたが。別の意味があるように感じてならない。本当に野犬がどこからかまぎれこんで捕まえたーという出来事から命名されたというのもあり得るだろう。

それと、俘虜たちが互いに了解するジョークのようなものがあって、面白がって命名したーとも考えられる。

どのようにも想像できるので、確実な資料の出現を待たないと断定するのはまだ早すぎると考える。

第一次大戦当時、ドイツ帝国陸海軍ともに白兵・接近戦を想定し、用途に備えて様々な銃剣を試作・制定している[25]。

注25：Deutsche　Uniformen　und Seiten-Gewehre 1841-1945
KLAUS LÜBBE
Niemann Verlag Hamburg 1999

海軍の場合

HIRSCHFÄNGER　M71　タイプの銃剣を下級水兵に支給した。

ヒルシュフェンガーとは、鹿猟用の刃だが、写真で見る限り長身の直刀である。

HIRSCH は鹿、HUNDE は犬。

この辺に兵士間で通用するような、ジョークか笑い話的な共通認識があるような気がしてならない。

３　小ーダルドルフ村

地図には収容所を次のように名付けている
FERIEN-KOLONIE
KLEIN-DALLDOLF

休暇村
小（ミニ）ダルドルフ村

KOLONIE（コロニー）は「植民地」の意味もあるが、ここでは「集団居住地」をイメージしている。

FERIEN（フェーリエン）は（HOLIDAYS）なので、「休暇」になり、「休暇村」となる。

KLEIN（クライン）は（SMALL）で、小いさい、ミニの意。

DOLF（ドルフ）は（VILLAGE）「村」のことで、どこか実在の村か（作者の出身村名とか）、架空の村名を創造したのか、入手当時は判然としなかった。

ミュンヒ氏は「どこかの村だろうが、どこにあるのか知らない」と言う。

ドイツで出会った郵趣家たちは、収容所の郵便物検閲者名を知りたがったし、ハンコの型や肉色、郵便局の位置などにのみ関心を持っていた。

郵便物の文面や、発信者、受領者名にはまるで関心がないのだと知ったのもこの件からである。

この頃、1985（昭和 60）年当時、私はハンブルク郊外に一部屋を間借りし、仕事に専念していた。

大きな一軒家で、家主は御主人がハンブルク大学病院[26]の医師。奥さんは学校の教師。

注26：当時はハンブルグ大学病院
UNIVERSITÄTS　KRANKENHAUS　EPPENDOLF
と称していたが、現在は UNIVERSITÄTS KLLNIKUM-HAMBURG　EPPENDOLF（UKE）

と名称が変っている。

大学病院はそのままだが、臨床部門が増えた附属病院に発展していた。

夕食を共にした後、ダルドルフの話を切り出した。「特別な意味でもあるのでしょうか？」と。

「ダルドルフ、知っているよ」とあっさり答えが返ってきた。

医師によれば、「ダルドルフは心の病を持っている人を集めて、当時としては画期的な治療を始めた村として知られている」と言う。

「確かベルリンにあるはず、詳しい場所はわからない。従来は患者を閉じこめて外に出さなかったが、

ダルドルフでは農作業や、カンタンな作業をさせることで、回復を期待し、社会復帰の機会を与える目的で創設されたんだ。学生の時そう習った記憶がある」

医師が精神科の専門医だったのが幸いした。

一気に解決してしまったのだ。わからなかったのは、どこにあるかだけだった。

4 「舞姫」に登場したダルドルフ村

森鴎外の小説「舞姫」に“ダルドルフ村”が登場する。鴎外の留学時、1884（明治17）～1888（明治21）年には、知られた治療院だったのがこのことでわかる。

鴎外の文章をを読んでみると、ダルドルフの場合は全く快復の余地のない患者を収容する施設のように読み取れてしまう。

実際は少し違うようだ。

鴎外はドイツ医学修得目的で留学、ロベルト・コッホに師事。

ベルリン大学衛生研究所で研鑽しているからダルドルフについて聞く機会は多かったはずだ。

鴎外は実際にそのような患者を見聞して「舞姫」が書かれたものと思われる。

5 旧ダルドルフ村訪問記

私はそこまで調べたのだが、時が過ぎてしまった。

再度ダルドルフの所在地を探す試みをしたのは、2007年になってからである。

元家主の医師のアドバイスで、地名辞典にあたってみることから始めた。

「ドイツ帝国の地域辞典」[27]にダルドルフが載っていた。

注27：Neumanns
Orts-Lexikon des Deutschen
Reichs Wilhelm Keil
Bibliographisches Institut
Leipzig u. Wien 1894

ベルリン北西、テーゲル湖近くにその名はあった。

2007年、最新大ベルリン市地図で調べてみると、同じ場所と思われる所にその名は無い。

しかし、同所は現在も病院施設があるとわかった。

かなり広大な敷地である。

当時存在していた「ダルドルフ駅」は駅名も違っていた。



現在は地下駅・Karl-Bonhoeffer Nerrenklinik駅（カール・ボンヘファー神経科クリニック）、下車すれば目前に病院の入口が見える。

Vivantes Humboldt Klinikum（フンボルト大学附属病院）が病院名だった。

守衛室窓口でダルドルフについてわかる方がいるか聞いてみた。予想どおりダンドルフ自体を知らなかった。

そこで広報課につないでもらう。

電話口に出た若い女性秘書は「ダルドルフって何？ ここはそんな名前ではない」とそっけない。

広報責任者は長期の夏期休暇中だという。

休暇あけのアポイントメントを取るため、要件のダルドルフについて説明したが、秘書は「そんな村の名を聞いたことがない。一度も！ どこか別の所ではないのか」とまったく通じない。

留学生の鴎外でさえ知っていたダルドルフは、精神科の医者か医学生が、治療方法の歴史を学ぶとき耳にする程度にまで過去になっていた。

そこで、なぜ収容所をダルドルフと称したのか、数人のドイツ人と検討してみた。

これは座談の席での見解であり、全員戦後生まれで実戦の経験がない男性ばかりで、私もまったく同じ生れと育ちである。

決して決定稿ではないのを前もって記しておく。あくまでも参考意見と受け止めて戴きたい。

6 望まない境遇を笑い飛ばせ！

全員がこれは皮肉たっぷりな命名に感じると答えた。

まず、ダルドルフがめざした目的と過程が収容所と似かよっている点に話が及ぶ。

ダルドルフがめざしたのは、隔離はするが、最終目的は社会復帰である点。

収容所も隔離状態だが、戦争終結後は釈放され、社会復帰しなくてはならない。

これが一点。

各種の手作業や農作業で日常生活を送るダルドル

フ方式も、収容所内の日々と重なる。
これが二点。
収容所では、精神的に落着かず、今後どうなるのか不安な気持で過すと、たいへんなストレスに襲われたであろう。
また、いつ出所できるのか期日を切らない状況に放りこまれたら、精神不安定に陥入っても不思議ではない[28]。

注28：心の病を生じた俘虜の名が資料に残っている。（注20に同じ）

心を病む者のための施設ダルドルフと収容所がピッタリとダブる。
これが三点目。

ヘルムート・シュルッツェ氏の話にも、

「強制労働がないのは楽だなんて言う人もいますが、毎日これといってスルことがないのは、数週間もたたないうちに苦痛となりましたね。
あの住み辛い収容所の部屋でくつろぐなんてとてもできないですよ。
今でも夏暑いでしょう。スチームバスみたいにね。冬はとても寒い。あの収容所のスキ間風には皆怒りとウラミでいっぱいでしたから。いまいましいーって。
それと、ずっと相部屋でプライバシーなんてゼロですからね、気分が重くてケンカもありましたよ。皆イライラしてね[29]。」

注29：H・シュルッツェ氏の初訪問は1985（昭和60）年1月20日だが、その後、何度も電話で話をしている。

エアハルト未亡人の想い出話にも同じような話があった。

朝夕の点呼だけで、収容所側からの強制労働がないので、とてもタイクツな毎日だったと語ったという。
エアハルトさんが精神的にまいらなかったのは、バイオリンのおかげだと常に口にしていたそうだ。
だから小楽団の練習の他、積極的に日々の作業を作り出してタイクツをしのいだという想い出話に私は納得がいくのだが。

ヒマを持てあますとよからぬ夢想で苦しむものだ。アジア各地で事業を展開していたり、家族と離ればなれになって身動きのとれない国民・召集兵たちにとって、不安が増大するたび、神経を逆なでされる日常だったろうことは想像に難くない[30]。

注30：「彼等将校ノ民家居住ト、自由散歩トハ彼等ノ特ニ期待セルモノノ如ク、収容後直ニ出願シタルモ、当分ハ許可サセルコトトナリタルヲ以テ、失望落胆シ、比ノ禁止ハ違法ナリ等ト称シ、後ニ至ルモ屡々不平ヲ洩シタリ」、注20と同じ

日本側からの通達にもしばしば反発しているし、日独の習慣・考え方・振る舞いの感違いからくるこぜりあいも起きている。
様々な悩みでふさぎ込み、心神に異状をきたした例はすでにあげたとおりである。
収容所側からの様々な規制·規則などは、考え方、受け取め方の違いから口に出してしまいがちだったろう。
良かれとして行った収容所側の善意が、まったく逆に受け取られたことも多々あったのである。

ヘルムート・シュルッツェさんの話では、衛戍病院から収容所に移ったとき、すでに畳は取りはずされ[31]、カンタンなベッドを用意してあったという。

注31：畳替えや、収容所の修繕については、『大阪朝日新聞』大正3年11月13日付

「病院でもベッドでしたからね、ラッキーだったね」
とおっしゃっていたが、

「はじめは畳だったそうで、靴の裏に鉄の鋲が打ってあるでしょう？　軍隊の靴ね。
そのまま入ったから、すぐに日本の兵隊ともめたそうです。靴を脱げって。青島ではドイツ式の兵舎で寝起きしてましたからねぇ。11月の肌寒い時に畳の上を靴下で歩く習慣はないですし、もう初日から不満でいっぱいだったと聞きました。
病院から移った時は、食事はドイツの兵隊が作るようになってましたけれど[32]、カレーライスが出た時は、もうたいへんに怒ったそうですよ。私は一度もカレーライス食べたことありませんから。ええ、似島でもなかったと思いますよ。なにからなにまで腹の立つことでねぇ、病院は暖房があってまあまあでした。でも、収容所はダメでしたね」。

注32：米食を主食としないドイツ人には、口に合わなかったはず。
しかし収容所側は、「当分のうち、朝はパンと紅茶、昼はライスカレーを多量与えて―」と、食事配分を考えていたようだ。口に合わないカレーを多量に出され、ドイツパンと比べてマズイ日本のパンを副食とされれば、不満がつのったろう。日本側としては、かなり精いっぱいの歓待ぶりなのだが、その誠意は伝わったとは思えない。（『大阪毎日新聞』大正3年11月22日）

このように、収容所側の善意はまったく通じていない。それどころか悪意に受け取られたりもしている。

このような生活環境の中、俘虜たちは語りあっただろう―頭がおかしくなりそうだ。閉じ込められているのと同じだ―

―そうだ、ここは小（ミニ）ダルドルフだ―

と、誰言うともなく、共通認識になったと想像してしまう。

これは後からの考え方である。が、当らずとも遠からずと思うのだが、どうだろうか？

戦後生れの男たちが、なんの制約もなく自由気ままにダルドルフ命名について語りあったところ、この辺で結論らしきものが出た。

ダルドルフも収容所も、誰一人として入居を望まないのに、その環境に甘んじなくてはいけないのも相似する。

これが四点目だ。

それを踏まえて鳥瞰図を改めて見直すと、彼らにとって思いがけない俘虜という境遇を笑い飛ばそうとする意図が見え隠れしないだろうか。

その観点から、収容所を揶揄したような「ミニ・ダルドルフ」の命名が、的を得ているようで、笑みが出てしまう。

少々ふざけたような通り名なども、皮肉がきいている。俘虜たちの鬱憤晴らしを物語っているようで微笑ましい。

第５章

大正区で証言者を探す

１　俘虜研究で日本を見直す

『毎日グラフ』1984（昭和 59）年 11 月 11 日号に、エアハルト・アルバムが掲載された[33]。

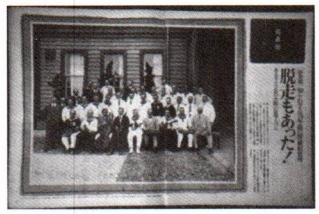

『毎日グラフ』昭和 59 年 11 月、毎日新聞社

注33：『毎日グラフ』、10 ページにわたって使用された写真は 47 枚。すべてエアハルト・アルバムからである。

私は写真家なので、写真を大きく活かしたいと考え、大判のグラフ誌を選んだのである。

掲載されるまで、外交資料館、国会図書館の他、恵比寿にある、当時は「防衛庁防衛研修所戦史部」だと思うが、担当の原剛氏にお世話になりながら、資料探しをした。

予想よりはるかに多い資料の山に驚いた記憶がある。

当時の私は、資料を手で書き写していた。

勿論コピーも頼めたのだが、資料を書き写すことで少しでも当時の空気に触れようとしたのである。

そうするうちに、資料に現れる俘虜以上に、関係した軍人や民間人の動向の方に、より興味を持つようになった。

コピーを依頼するのはカンタンで楽であるが、書き写すことで少しでも彼らに近ずきたいと思う気持は強くなる一方だった。

しばらくそのような作業をノート上に続けていると、ようやく気付き始じめる。

外交資料館や防衛研修所で、膨大な資料の山を漁りながら、これらは重要なドキュメントだが、必ずしも血が通っているわけではないのだと。

５年間も 4700 人近くのドイツ人、大半は若者が収容所生活を送っていたのだ。

資料を読み、書き取り、あるいはコピーさせただけで彼らのことが理解できるのだろうか、という思いに行きつく。

通常はただ資料を探し出し、コピーを依頼して終

る。

あとは前後を切り貼りしてとにかく形にしていく。

これでは4700人にものぼる俘虜たちの血が通ったドキュメントになりにくいのではないか？

一片の公的資料で彼らの思いを語らせ、決めつけるのはあまりに杜撰で早急に過ぎないのではないか？

資料は確かに膨大にある。

それらを眺めながら、私は関係者への取材をし、検証する作業も付け加えなければ、という思いを強くしてきたのである。

しかしこれは実にたいへんなことだった。

西ドイツのハンブルク市に住んで日本にいない私には、ハンディはとても大きかった。

大阪収容所だけのつもりが、他の収容所まで関心が及ぶようにもなると、もう時間などまるで無い状態、泥沼にはまりこんだようになっていく。

反面、すでに歴史になっている出来事を探る作業は、私を活き活きとさせるありがたい存在となった。

一時帰国するたびに収容所の跡地を訪ずねるようにした。

現地のほとんどは街の景色が近代化し、様相は一変している。

それでもあちこちに残る古い民家やお寺は当時の面影を残す。

古色蒼然とした土壁や、屋根瓦の色あい、年月を経たふるび方は過ぎた昔を感じさせ、私を喜ばせた。

ここに多くの人たち、大半は歴史に名を残すことのなかった市井の方たちの生活が確しかにあったのだ、と思うたびに体がいつもブルッと震えてしまう。

感動という表現は違うように思うが、似たような感じに襲われるのが常である。

日本に限らず、ドイツなどの「古写真」に多大の関心を持つのも、そういう感覚を味わいたいからかもしれない。

俘虜研究をめざしたことで、改めて「日本」を見直す機会を与えられたと思っている。

帰国して収容所跡地を訪ずねる度に、過ぎ去った日本に強い愛情の念が湧くようになったのである。

2　収容所跡地・大正区へ

1985（昭和60）年2月7日、薄ぐもりで天気は良い。肌寒くはないが風が強かった冬の日、大正区を歩きまわった。

収容所の跡地を見るのと、当時を知る古老を探すのが目的である。

すべては当時のメモからの引用である。

国鉄・大正駅を下車。子供の頃このあたりに降りた記憶はない。

大正橋方面から恩加島まで、今は片道3車線の広い道路が見える。とにかくトラックや自動車が往来し騒々しい。バスで南恩加島に行こうとしたら、平日・土曜日も同じ発着表で、本数が少ない。

昼間だったから、ずいぶん待たされた。バスに乗らず、俘虜が昔したように、収容所跡地まで歩く。その間、周辺をスナップし続ける。

古地図に見える「小林斎場」があった。

周辺は大型トラックが走り、工場や団地も多い。

南恩加島に来た。

工場地帯の印象で、雑然としている。大工場からの煙がモクモク。

工場街特有のにおいが、それほどひどくはなかったが鼻につく。

歩くと、「自動車修理工場」「運送屋」「スナック」「マージャン屋」などが目に入る。

周辺の様子は当然変っていた。

収容所の写真と比べてみた。曲がった道が同じようにあった。

運動場だった場所に「株式会社　市原商店木津川倉庫」の建物が並ぶ[34]。

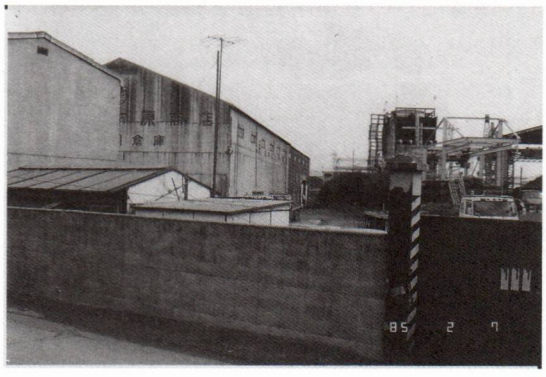

昭和60年2月、跡地は倉庫群に変貌していた。入口はほぼ昔と同じ位置にある。（筆者撮影）

注34：「市原商店」と書かれた倉庫が建つ場所は、俘虜たちの運動場である。
右手前の黒い扉は入口だが、ほぼ同じ所が昔も入口だった。
（撮影：1985（昭和60）年2月7日、筆者写す）

入口はほぼ収容所時代と同じ場所にある。

バラックがあった場所は、平地となり鉄クズが積みあげられている。

市原商店の事務所におじゃまして話を聞く。

ちょうど昼時で、従業員の方々がお茶を飲みなが

ら談笑中だった。

6～7人の事務所内の人たちは、妙な顔をして私を見ている。

それでも昼休みのくつろいだ時間帯が幸いし、話を聞くことができた。

まず俘虜時代の写真を回覧する。皆さんは「ホリョがおったんとは知らんかったなあ」と言いながら、第2次大戦中の俘虜についての風評を語り出す始末。

大正時代は確実に歴史に入ったと感じずにいられなかった。

その際の皆さんの発言をまとめると、

「戦時中(第2次大戦)は、ここは〈かつやま鍛造所〉ゆうて、軍の銃器の部品を製造してたちゅう話でな、戦後〈市原商店〉が倉庫を建てるとき、土地の下に厚いコンクリートが打ってあるので土台が打ち込めず、困ったそうや。

第二室戸台風のとき[35]、ここは水害で浸かってなあ、そこの道が堤防やったさかい、スレスレのところまで水が来よった。

注35：第2室戸台風は、1961（昭和36）年9月16日、近畿地方に大きな被害を出した台風。筆者は中学2年生だったので記憶している。

そんときあったんは『木元シャーリング社』で、鉄板を切る会社やった。

倉庫のとなりは『大阪製鐵のスクラップ置き場』や。

古い写真の高い煙突は、〈日紡〉やろうか。

なんせこの辺は昔は一面のネギやら、玉ネギの畑やったらしい。

市原商店のあるここは土地が低いんで、道路側は土手で、堤防がわりになっていたわけや。今は道路と同じ高さになってるけどな。

堤防は昭和44年にはもう無かったはずや。」

昔の写真と大きく異なるのは、この広い道路でしょう。俘虜がいた頃はこの道は無く、木津川の方へ45度ほど曲がった道だけですね。

今も道は曲って、当時のままの形で残っていますが。そこを曲がらずにまっすぐ道が新しくできていますよね。

「ああ、この道なぁ。昭和33年か34年頃までは、こんな直通の道はあらへんで。

ここは交通の便が悪いさかい、自転車で通勤してましたんや、よう憶えとる」

昼休みが終り、従業員の皆さんはそれぞれの持ち場へ去って行く。

跡地を出て私は隣のゴミ処理場へ向かうことにした。

3　塵芥処理場の屋上から跡地を撮る

俘虜が残した写真を入手すると、可能なかぎり、同一場所から撮影するよう心がけてきた。

そのときにぶつかる問題は、周辺の激変である。高い建物、マンション群で遮られてしまうのである。

大阪収容所の場合、隣接の「環境事業局大正工場」の屋上より撮影した。

上空より撮ったという状況は、昔のままだが一点だけ異なる。

オリヂナルの写真では、道路の左側から撮っている。私の場合は、跡地と同じ敷地方角からだ。見た目は同じだが、カメラの位置が違う。

隣接する「環境事業局大正工場」の受付でこちらの希望を通した。

係の方が快くOKを出して下さり、屋上より撮ることが可能となった。

1985（昭和60）年2月7日が第一回目で、同年9月3日に二度目の撮影をした。

燃えるゴミのみ処理しているとかで、市の清掃局の車がひっきりなしに出入りしている。　オリヂナル写真には、右下に煙突が一本立っている。

どうしても昔と今のエントツがダブって見える。もちろん同じものではないのだが。

現在のものは、白と赤色で塗り分けられ、かなり太い。燃えるゴミ専用である。

収容所があった当時のものは、「木津川焼却場」として使用されたと判明した。オリヂナルの写真右下に小さな煙突のある建物が見える。これが「木津川処理場」の煙突である。

「大阪市戦災焼失区域図・日本地図株式会社・昭和21年4月15日発行」によると、跡地は戦災を受けていないようだ。

約7カ月のブランクはあるが、屋上から撮った写真を比較してみると大差はない。

違っているのは「平尾亥開公園」の木々に葉があるか無いかだけである。

それにしても周辺の変り方はたいへんなものだ。

ドイツ人に見せると「ワァオー、すごい工業都市だね。緑が少ない」との感想が一致する。

一緒に屋上まで昇って下さった事業局の方に話を

聞いてみた。

昭和25～6年頃から引き揚げ者などで人口が増えまして、ゴミ処理の事業が拡大化しました。それでこの近辺も様子が変りはじめたようです。

その後鉄筋コンクリートのビルにしたんです。

屋上よりの撮影だけでなく、お茶まで飲ませて戴き、親切にされたことを記しておきたい。協力ありがとうございました。

4　長尾又蔵氏の証言

昔から住む古老を探すため、大正区内を歩きまわった。

そこでお話をうかがったのは、三軒家東の「長尾又蔵」さんだった。

訪問したのはまだ夏が去らないムシ暑い、1985(昭和60)年9月2日のことである。

「ステテコ姿ですんまへんなあ」と出てこられた長尾さんは、明治35年生れの83歳。

団扇でパタパタ風を起こしながら話される姿は、とても元気に見えた。

捕虜が来たときの様子、憶えておられますか？

「大正3年11月捕虜が来たときは、12歳やな。よう憶えとります。
風の強い日でね。土手にぎょうさん見物人がでましてな、その見物人相手に屋台が出とりました。
一軒だけやったが、掘っ立て小屋を立てて商売しよった。よう流行ってましたで。」

これが当時の収容所を上から撮った写真ですが、ご覧下さい。

「収容所は道より一段下におましたなあ。
ぬかるみでね、夏は蚊が多くてあんまり住むのはええとこちゃいますわ。
ずうっと長い間空家で、収容所になるまで管理人は柏原（かしわら）さん。
夫婦もんで娘が一人おった。
元船員で威厳のある人やった。まあ当時の日本人からみても粗末な家や。困ったやろうな、捕虜たち。
管理人は風呂焚きの男やったが、一人者（写真）で、捕虜が来よったとき同時に来よりました。
捕虜がおらんようになった後も、管理人を続けとりました[36]。」



下級兵士に慕われた独身の管理人

注36：長尾氏は管理人の名前を記憶しておらず、資料でも名前を発見できなかった。

エアハルトさんのアルバムに、日本人男性の写真が貼りつけられている。

白シャツに白ズボン姿、直立不動で写っている。足下は下駄か草履。少し笑みをたたえていて、善良そうな人物に見える。

写真は名刺サイズより小さい。

貼ってあるのはアルバムの中央。ど真ん中である。

当然これはナニかあると直感した。

日本側職員の写真をアルバムに貼らず、ナゼこの人物を？という疑問を持った。

夫人は「Bademeister　バーデマイスター　と言ってましたよ」「バーデマイスター（浴場管理人」だと合点がいく。そういう雰囲気をこの人物は持っている。背景の葉や、土に逆さに埋められたビール瓶の列は、収容所でよく見かける風景。あきらかに所内で撮られたもの。しかも素人写真。夫人の話によると。唯一エアハルトさんたち下級兵士が、一緒に作業をした日本人で、カタコトながら言葉を交わした管理人だという。　たいへん器用で、ドイツ語がわからなくても俘虜たちの望みを瞬時に察知して仕事をこなしたそうだ。

日常の雑事に追われる下級兵士たちにとって、彼は心強い味方となる。

アルバムの中央に貼ってある理由が、それとなく理解できた。

名前をエアハルトさんは口にしていたらしいが、夫人は憶えていなかった。

長尾さんが「一人者の風呂焚き男がおった」と言った時点で、残念ながら彼の写真を持ち合わせていなかった。

再訪時に他の写真と混ぜ、自由に見てもらうようにした。一切事前に知らせていない。

長尾さんは即座に「ああ､風呂焚きの一人もんや」と、この人物の写真を取り上げた。

エアハルト夫人と長尾さんの肉声証言で管理人と断定できると思う。

管理人は、俘虜移動後もしばらく居残っていたそうで、子どもたちが勝手に入ってきても怒らず、所内を見せて説明したという。

「ええ人やったねえー」と、長尾さんは語尾をのばして発音し､「懐かしいなあ、 この人にボイラーのスイッチとか、メーターとか説明してもろてな、捕虜やゆうてもええ生活しとったんやなと思ったんや」と、ニコニコ顔で語って下さった。

名前は知らないという。ゴミ引取りで収容所に入ったとき、段取りしたのは、この人物で、俘虜は一切タッチしなかったそうだ。

もともと夫婦の管理人がすでに住み込んでいたのに、一人者の男と交替させた理由は、不祥事が起こるのを避けるため独身の男性が選ばれたとすれば筋が通る。

「木津川が写ってますな。昔はキレイでね。
この頃はわしらの家は百姓やっとりました。戦後（昭和 20 年以後）からやね、果物屋は。」

エアハルト・アルバムの写真を見せながら、話を聞き続ける。

「ラッパの音はよう知っとる。畑仕事のとき、ラッパの音で時間がわかったもんです。
ああ、ここに汚穢屋がおりますなあ、うちも百姓やっとりましたから、オヤジなんかが汲み取りに行ってねえ､オヤジがようゆうとりました、タバコの吸い殻やミカンの皮がぎょうさん捨ててあったって。
残飯も堆肥にするんで地元の百姓が引き取ったんやけど、そんとき私も中に入りましたわ。
そしたら残飯の中にパンを捨ててまして、もったいないことしよると思ったん憶えとります。
百姓なんで、パン食べまへんからめずらしかったんですわ。」

パンで憶えていることはあるでしょうか？

「四ッ橋のマルキパンやった。大八車で運んどりました。
黒いパンが多かった。長方形のな[37]。



俘虜が運ぶパンは、イギリブレット型である。（出典：エアハルト・アルバム）

注37：写真でみる限り、イギリス・ブレットタイプ。薄く切ると、日本でいうトーストパンになるが、現在でもドイツ人はこのタイプを好まない。
ゴミとして捨てていたというのは、ありうる話だと私は思う。

ええ匂いがしてねえ、うまそうやった。
そんなパンをぎょうさん捨てて、ぜいたくやなあと子供心に思ったもんや。」

地元で食料とか売ってたんでしょうか？

「出入りの御用商人は、大阪市の街の人たちで、地元の百姓はおらんかった。
なんせ、ネギ畑ばっかしやから。天満市場あたりから来てたんとちゃうかなあ。この写真見てると懐かしいわ。」

火事騒ぎありましたね。

「火事なあ、あったなあ。
百姓も手伝って、オヤジも荷を出すの手伝ってねえ、捕虜から時計もろたんやが、返したと聞いとります。
収容所からなんか言われたんやろ。
他にも何かもろた百姓もおったそうですわ。」

近所の人と付き合うってのは無かったんですか？

「捕虜とモメたゆう話は聞いたことないわ。もともと付き合いあらへんし。
中の様子はわたしら子供には全然わからんかった。
捕虜がやかましゅう騒いでいる音はよう聞こえとりました。

静かやったとゆうのは憶えていない。
音楽？　音楽やってたんは聞いてまへんなあ。知りまへん。」

他に憶い出すことはありませんか？

「脱走騒ぎやね。船やった。櫂で漕いで逃げたと聞きましたかなあ。
他に二人の捕虜やったか、塀の下を掘ったのも見ましたでえ。
子供やから外までまわって見られたからねえ。
ぎょうさん兵隊やら、来とりました。
別に恐いゆうことあらしまへんがな。
子供やったからねえ。オヤジなんか面白がってました。『逃げよったでえ、どこに逃げたんやろ。島国の日本やから逃げるとこあるわけない。すぐ捕まるわ』ゆうてね。」

捕虜が出て行ったのを見ましたか？

「出ていったんは知らんのやわ。
なにやってたんやろうなあ、そのとき。
捕虜がおらんようになって、空家になったあとは、子供たちが入って遊びよった。
そこで見てびっくりしたんは、風呂場や。メーターがあって、ボイラーがあって、こんなもんで風呂湧くんか思ってねえ。
家じゃ薪割って焚いてたもんで。」

長尾さんは、時間が経つにつれ、「懐かしい、懐かしい」を何度も口にするようになる。
ドイツ兵捕虜から大きくはずれた昔話に話が飛ぶ。第二次大戦当時の話は、私にとってとても興味深かったのだが、今回は直接関連性がないので省略する。
話は貴重で有意義となったが、すでに夕方６時。ここで話を打ち切り、他に古老で当時この辺りにお住まいの方を紹介して戴きたいと伝え、長尾さんの許しを得て撮影した後、座を辞すこととした。

５　中島タバコ店さんの証言

翌日９月３日、長尾さんの紹介で、中島重雄さん（平尾１丁目）を訪ずれた。
明治43年（1910）生まれだとのことで、1914年俘虜が来たときは４歳。似島に移動するまでの２年間をプラスしても６歳。年齢的に若すぎないかとの思いがした。
しかし、店先に座らせて戴き、長尾さんと昨日あった仲を伝えると、色々と憶い出を語って下さった。

「長尾さんは恩加島に住んでましたよ。うちは、昔はよろず屋やっていて、ずっと平尾です。
今は大正区やったら１～２番の古いタバコ屋やろね。
収容所が火事いった頃からタバコ屋ですわ。３代のタバコ屋。200年ここに住んでまっさかい。
十番の渡し場、あのめがね橋のとこ、あそこでじいさんが渡し場やっとりました。
この辺で住んどるもんは、俘虜収容所とは呼ばんかった。隔離所と言うてました。
あの火事のあとやったか、脱走しよって大騒ぎして、兵隊が大勢来たの憶えてるけど、あとはよう知らんわ。親たちがゆうてることをちょこっと聞いたぐらいやね。」

突然飛び込んできた私に、憶い出しながら話してくださった中島さんに、感謝の意を伝え、外に出た。

６　奥村タバコ店さんから八坂神社へ

1985年（昭和60）年２月７日、近くの天満宮へ立ち寄る。
「古い方なら奥村タバコ店の御主人が、元警察官なので聞かれたら」と、天満宮の菅沼さんの奥さんが教えて下さった。
奥村さんは、毎日新聞社に連絡された方で、御本人は「捕虜のことは、私は知りません」と電話でおっしゃっていた。
一言ありがとうございました、を伝えたくてタバコ店に行く。
あいにく奥村さんは留守。奥さんと近所のおばさん２人の計３人が応対して下さる。
世間話で私も参加したが、俘虜については全員ご存じない。
「大正署の元署長さんが古い人やから聞かれたらよろしい」。奥村さんの上司にあたるそうだ。
天満宮を地図で見当をつける。「三軒家東２丁目」の八坂神社へ。
宮司さんに話を聞く。



上の宮・八坂神社（筆者撮影）



八坂神社　（筆者撮影）

「ここは上の宮・八坂神社で、下の宮の池田さなえ氏の方が詳しいですよ」

宮司さん談

「神社には年寄りがよく来られて集まりますんで、ホリョ収容所の話をチラッと聞いたことあります。
もっともここには古くから住みついている人が少ないから、知ってる人は多くないやろうね。
今想い出したんは、なんでも死にかけたホリョを木津川に流したーという話聞きましたわ。
まだ息があるのに川へ投げたそうですけど。」

初耳です、その話は。いつ頃ですか、第二次大戦の頃でしょうか？

「いや、第一次大戦のホリョやったと記憶してますけど。」

私にはその話が、ナニかの間違いであると確信していたので、さらに詳しく質問を投げた。

「いや、投げたというより、水葬やったんやないかと思いますが」

と、変わり、

「私はこの神社に就任しましてまだ５～６年しかたっていないので、やっぱり詳しいことは知りません」

良い感じの中年男性だったが、正直に最後はこのような答えを得た。

「下の宮・八坂神社」は、高架道路国道43号線際にあった。

宮司は、池田早苗氏。

池田氏談

「昔の写真ですね。収容所の左側上方に木で囲まれているところが、昔の神社です。
父は伊藤政雄と言いまして、亡くなってます。
当時の神社は、昭和20年３月の空襲で全焼。
一切書類なんかは残ってません。記憶では、欅が５～６本立ってました。
枝がいっぱい出て、空を覆う木やから、子供の頃は夜なんか恐くてね。
写真にもこんもりと木で囲まれているからようわかりますわ。
古井戸もあったな。焼けてしもうて、ここに引越したんです。」

俘虜については一切ご存じなかった。

相当な年輩と思ったが、まだ70前だったのではなかったか？

訪問した1985年は、神社の「創立360年祭」と立て看板に書かれていた。

7　柳本松之助氏・亀谷富蔵氏訪問

留守のため会えず。

柳本氏は「八坂神社氏子の会々長」で、宮司池田氏の父･伊藤氏の代からの「氏子総代」をしていた。

脚が不自由で、起き上がるのは辛いと事前に聞かされていた。

玄関が開いていたし、家の中におられたのかも知れないが、返事無し。

亀谷富蔵氏宅訪問

永楽橋近くにお住まいだった。

午後３時頃訪問したが不在。

夕方再度訪ずれると、白髪頭だがしっかりとした

足どりで出てこられた。
玄関先でお話を聞いた。満80歳とのこと。

「記憶にないですなー。署内でホリョは話題になってません。
古い刑事はもう亡くなってます。
あの辺を通ったときに、ドイツのホリョがおった、ゆうことは聞いたこともあるような気がしますがなー。知りまへんわ。」

当時の話ですが、収容所の外の警備は「九条署」がやっていたそうですが。

「九条署の管轄→泉尾警察→大正警察となったんと違いまっか。
私は3年1カ月も、36代目大正署の署長をしとりました。
あの頃は、2年間以上署長を勤めた者はほとんどおりまへんでした。」

という訳で、署長時代のお話も興味深く、記憶に残る事件の内幕も語って戴き、時間の経つのを忘れ、私も質問を繰り返したが、俘虜に関しては、得るところはなかった。

8　アルバム・70年目の発見

『毎日グラフ』誌発売に先立ち、10月29日付で「ドイツ兵のアルバム・70年目の発見」の新聞記事がでた[38]。


生々しく日本での捕虜生活
ドイツ兵のアルバム 70年目の発見
日本人写真家が持ち帰る
音楽会、テニス 楽しむ"自由"も

新聞のコピー

注38:『毎日新聞』1984(昭和59)年10月29日。地方によっては夕刊に掲載。

記者の方が、「大阪俘虜収容所について、戦後（第二次大戦のこと）初めての記事になるのではないでしょうか」と言う。
大阪生れ、育ちの私も俘虜が大阪に数百人もいたーという話を聞いた記憶はない。
だから、初の新聞記事になると聞いても、そんなものかなあ、という気持ちしかなかった。
案の定、まったく誰からも反応がない。
エアハルトさんのアルバムより、写真を選んで紹介したいのが私のもともとの意図だった。
だから、反響の無さを気に留めてはいない。
それよりもアルバムを提供して下さった夫人に、日本のグラフ誌に紹介されたと、一刻も早く知らせたい気持の方が強かったのである。
有名だったアメリカの“ＬＩＦＥ”誌のような、大判のグラフ誌は、現在では姿を消して類似誌も無い。
しかし、アルバムの写真を可能なかぎり多く掲載するには、当時では最適なサイズと思えたのだ[39]。



『毎日グラフ』毎日新聞社発行の表紙。1984（昭和59）年11月11日号。

注39：すべてテオドール・エアハルト氏のアルバムから選んだ写真ばかりである。
2007年度、鳴門市「ドイツ館」で調べた結果、所蔵する「大阪収容所」の写真は、かつて私が旧西ドイツ・ハンブルク市より郵送したネガからのもので、他からの寄贈は無いと判明。
少なくとも2007年度までに、「大阪収容所」の写真で、「ドイツ館所蔵」とあっても、出所は、エアハルト・アルバムからだと言える。
したがって、貴重なオリヂナルのアルバム自体を私の手に委ねて下さった夫人と、二つの大戦期保管されてきた、テオドール・エアハルトさん御両名に、敬意を払う意味合いを込めて今後は「エアハルト・アルバム」と記すことに、私は決意している。

『毎日グラフ』が発売されると、新聞では皆無だった反応が二件あった。
一件は、大阪と似島で俘虜経験をされた、ヘルムート・シュルッツェさんから。
初めて電話で会話を交わしたとき、シュルッツェさんは、「まだ生きてますよー死んだ人の話じゃな

いですよー」と、ユーモアたっぷりに笑いながらおっしゃった。

随分昔の話だし、まさか元俘虜の肉声を聞くとは！

ゆっくりとしたシュルッツェさんのユーモアまじりの語り口に、私も弾んだ声で応答した。後日訪問しますと約束したのである。

もう一件目は、大正区の奥村タバコ店さんから。

奥村さんは数人の古老の名前を挙げ、「当時から住んでる方ばっかしやから、一度行かれたらどうです」と、元気な声で教えて下さった。

長尾さんも、中島さんも、奥村さんからの情報で訪問が実現したのである。

そこでさらに数人の方々を訪ずれ、長い間話を聞くことができた。

話される方々は本当に嬉しそうで、想い出が次々に出て止まらない様子だった。

だからだろう、話は飛んで、飛んで、ドイツ兵俘虜から大きくハズれたところまでに及ぶ。いずれも貴重なので、そのまま拝聴し続けた。

時として明らかな日・時・場所・時代の間違いや、勘違いに誤解が入り交じる。

当然確しかな情報か否か、選定する眼力を養わねばならないと気を引き締めた。

ましてや事前に準備されたのではない、飛び込みのインタビューだ。

改めてそれを痛感したのもこの頃である。

明確な誤りについては、後ほどカットしたり、不確かな思いこみも捨てる作業をしばらくやってみた。

ここで気付くのは、多くの方々が話す内容は、直接見た、聞いた、触れたのではない場合が多いようだった。

いわゆる「ウワサ」、ハッキリ書けば「世間の風評」が元になっていると。

それらの風評で、そうだと思いこむケースは誰にでも起きうるのではないか。

その観点から、長尾さんの記憶力の素晴らしさは群を抜いていた。

風評を元に話さず、見知っていることだけを口にされた。

人名も出たが、陸軍側の資料と照らしても誤りがない。

中島さんも、俘虜と直接関係なくとも、当時の様子を詳細に話して戴いた。

私にとっては、はるか昔の収容所近辺の風景が、今あるかのように感じられたのも中島さんのおかげである。

改めて皆さんに御礼を申し上げたい。

ありがとうございました。

9 「風評」は社会を映す鏡

今では「風評」を根拠に語られる話を、私は排除しなくなった。

むしろ当時の人たちが、どのように聞き反応したかを偲ぶ一手段として、新たな価値を感じはじめている。

誰しもが現場に居あわせ、渦中の人になる訳ではない。

同じ時代に生きたとしても、直接、見・聞きする機会をもてる人は限られている。

だから「風評」でしか判断する他ない。

ということは、逆にそのような「風評・風説」には、当時の時代の空気が入り込んでいるとみてよいのではないか。

「風評」を軽くみなしてはいけない。

時代を映すのも「風評」であるからだ。

「風評」で記憶に残るのは、1997（平成９）年11月の、「金融危機騒動」。

山一証券や、北海道拓殖銀行の経営破綻の一件だ。

東京在住のドイツ人ジャーナリストが、真相を知りたい、手助けして欲しいと接触してきた。共に仕事をすることになった。

「あれほど大きな企業が倒産するには、それだけの根拠があるはずだ。それをルポしたい」。彼の発想はしごくマトモだった。

それがわかれば、この騒動は明解に分析できると張り切る。

が、いくら探ってもハッキリしない。

間違いなく破綻する原因は会社内にあったはずだが、、経営者側はひた隠しにしてウワサばかりが飛び交う状態となる。

結局つぶれるよう誘導してしまったのは市井からの「風評と風説」の波だった。

銀行の頭取が記者会見で、必死にウワサを否定したが手遅れだった。

もはや「ウワサ」の方がチカラをつけ、原因や根拠を誰も知りたがらない。

秋の日の釣瓶落しのように、金融危機はあっという間に破綻という結末で終息した。

まさに「風評」が人や社会を動かしたのである。

このような風評に俘虜たちは毎回一喜一憂した記録が残っている。

不確実な情報が本当らしいと変化し、いや本当だとなってぬか喜び。
やっぱりウワサだったと落胆する、の繰り返し。
人を動かすチカラを持ちうるのが「風評」だと知れば、インタビューした方々が語るのを、そうカンタンに排除する気になれない。

100年近くも前の出来事を調べれば、公的文書か、それに近いものしか研究者は目にする機会はないはず。
「風評」を語ってくれる市井の人たちもこの世にいない。
いきおい資料館・図書館の資料だけで歴史が作り上げられていく。
ドイツで誰だったか、作家か評論家だったと記憶するが（氏名を想い出せない）
「記録文書はタイクツである」と書いていたのを想い出す。
特に公的記録は作文臭く、出来事に血が通わない場合が多く見受けられる、と言っているのであろう。
1985年の頃の話ではあるが、大正区で古老の方々の話を間近で聞くことができて、本当にありがたかった。
感謝の念でいっぱいです。

第6章

大阪俘虜収容所・職員

1　軍人職員の氏名

新聞紙上に掲載された軍人職員の氏名は、

菅沼　来　中佐
上田　剴　歩兵大尉
後藤外馬　騎兵中尉
（大阪騎兵第4聯隊）
二等主計　丸山勝彦（贏彦）
二等軍医　松井敏行



大阪俘虜収容所・職員の記念写真（エアハルト・アルバム）

上田大尉はしばしば新聞紙上に登場し、俘虜の外出・散歩時に、引率者として名を残している。
大尉を「俘虜係」と書いた新聞もあるほどで、直接俘虜たちと接触する機会のない所長の補佐役をこなしていたのがよくわかる。
階級的にも所長を除けば先任であるから当然であろう。
Carl　Bräuer（カール・ブロイアー）[40]発信の郵便物に、大尉の検閲印[41]が見える。

注40：発信者の俘虜　Carl Bräuer　（カール・ブロイアー）は、故郷ザール・ブリュッケン・ラインラント宛で（父親か、兄弟のいずれかは不明）
Rudolf　Bräuer　と表書きしている。

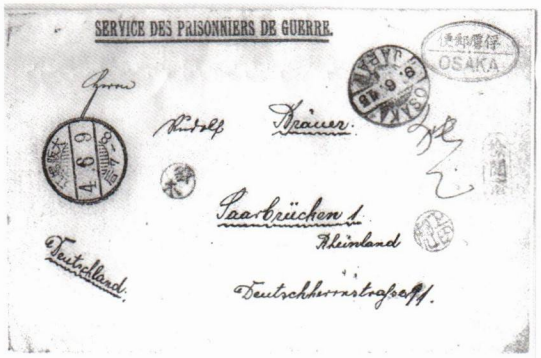

大阪より発信された俘虜郵便。
上田、鈴木の印が見える。
大西二郎氏提供

注41：大尉は必ずしも俘虜郵便に「検閲印」を押していない。ドイツ語ができたのかどうかは不明だが（筆者はできたのでは、と推測する）、可能性として民間人通訳の検閲済を承認するという意味で印を押したとも考えられる。すべての郵便物を検閲するとなれば、一人では無理。大尉も時間を見つけて検閲に参加したのではないか。そのような時だけ大尉の印が残ったと思われる。
似島の場合、検閲者のハンコが15種も発見されており、通訳の出入りはあったろうが、ドイツ語のできる職員・雇員の増加がうかがえる。

似島収容所の郵便物にも、大尉の検閲印があるので、引き続き勤務したのは間違いない。

2　所長の略歴

菅沼　來　中佐は、当初より「大阪俘虜収容所」の所長であり、似島移動後閉所するまで所長を務めている。

福井県出身の士族

〈任官歴〉

明治27年9月29日　　少尉
大正3年1月20日　　中佐

大阪時代は中佐だったが、大正6年8月6日、大佐に進級。進級時はすでに似島に移動していた。

1914（大正3）年当時は、43歳[42]。

第4師団・歩兵第37聯隊附であった。

注42：「陸軍現役将校　同相当官実役停年名簿　4分冊の1」より。（防衛省研修部戦史室蔵）

3　3人の民間人職員

開所当初、専属の通訳はひとりであった[43]。

注43：注20のうち「俘虜収容所職員の項」「大正六年　各俘虜収容所業務報告綴　陸軍省」
大阪俘虜収容所記事提出ノ件通牒
似俘発　第179号
俘虜収容所職員の項
防衛省　防衛研修所図書館蔵、以後「防研図」と略す。

500人もの俘虜たちの郵便物を、速やかに検閲し終えるのは不可能と思われる。

資料にも、

> 慨シテ勤務繁劇、収容所開設当初ノ如キハ、詰切執務ヲ命シ、又往々徹夜シタリ

とあり、

> 収容所ノ勤務中煩激ナルハ、俘虜郵便検閲事務ニシテ、通訳定員一名アルハ、大ニ検閲力ニ関係ス
> 通訳ノ増加ヲ上申シ、大正三年十二月御用係一名ヲ、大正四年二月雇員（通訳代用）一名ヲ増員セラレタリ[44]

注44：注43と同じ

11月開所時には1名だが、、翌月12月には計2名となり、翌年早々に計3名の職員が勤務していたことになる。

明確に「通訳」と記されているのは2人。

増員された「御用係」はどのような仕事をするのか不明だが、「通訳」ではなさそうだ。　すくなくとも2名の「通訳」とその補佐役とで、3人がいたのは間違いない。

残念なことに、職員名・通訳名はこの資料に記載されていない。

4　通訳の氏名を知る手がかり

エアハルトさんの未整理の写真袋の中に、職員の集合写真が一枚あった。

後方の冬期を感じさせる、落葉した木の枝から、大正4年2月以後春までの撮影と推測される。

民間人が3名となるのは2月に入ってから。

写真に3名が写っているので、2月から3月にかけて撮影されたと判断してよいのではないか。

「通訳」と「御用係」は民間人なので、写真では山高帽子、黒の礼服・ネクタイ姿の3人がそれに該当する[45]。

注45：通訳が山高帽や、ソフト帽を被った写真の一例として、丸亀収容所の荒川通訳をあげておく。
荒川氏は20代後半らしく若いのだが、山高帽とソフト帽の両方を被った写真が残る。
当時は礼式を重んじる時代であったし、男性が外出する際、帽子を被る習慣があった。古写真で容易に確認できる。

写真の裏には一切書き込みはなく、氏名はわから

ない。

そこで当時の新聞紙上から名前をひろってみよう。

『大阪毎日新聞』大正３年11月22日付に、柿原通訳名の記載があった。

通訳の氏名は、この日付の新聞紙上初出となる。

その後通訳者名は登場しない。

もう一つの可能性は、俘虜たちが出した郵便物上に押された「検閲印」である。

大正４年６月９日付。大阪より発信された封書に、２人分の日本名ハンコが押されている。

上田

鈴木

開所当初から通訳として勤務していたのは柿原氏であろう。

とすれば、鈴木氏は、大正４年２月の雇員（通訳代用）である可能性は高い。

写真の３人はともに若いが、前列右端に将校と並んでイスに座っている口ヒゲの人物は、他の二人より少し年輩に見える。

通訳として先任である柿原氏は、恐らくこの口ヒゲの人物と推測する。

鈴木氏は残りの二人のどちらかとなるが、現時点では判定は不可能。

似島の郵便物に鈴木氏の印を発見できないところから、大阪収容所閉鎖と共に職を辞したと考えられる。

５　エアハルト・未整理写真

エアハルトさんは、アルバムに貼りつけていない写真を、未整理のまま紙袋に入れたまま亡くなっている。

夫人の話によると､枚数はもっと多かったらしい。元俘虜の仲間が集まるたびに、持ち込まれたのもあるし、欲しいからと頼まれてプレゼントし、離れていった写真も多かったという。

大半は素人写真で、現像焼付処理が良くない。白黒のメリハリもないし、なんとなくボンヤリした仕上がりで、サイズ自体も小さい。アルバムに貼りつけるにはためらうような写真だから、そのまま紙袋にしまいこんだのではないか。

その中にこの一枚があった。

全収容所が、このような職員の集合記念写真を残したわけではない。

それだけに貴重な一枚である。

郵趣家のアルフレート・ミュンヒ氏（ハンブルク在住）やその関係者も、写真の複写だったが所持していた。

俘虜たちがドイツまで持ち帰っていったことから、記念として収容所側より進呈された可能性もある。

ミュンヒさんや他の郵趣家の方たちも、「似島で撮られた」と主張していた。

理由は、似島の元俘虜の未亡人から出たものだから、というのである。

しかし、ルーペでよく見れば、襟章に８と37の数字が見える。

大阪第４師団の各歩兵連隊と一目瞭然。

郵趣家の方たちは、しきりに郵便局の位置や、検閲印について質問を浴びせて来るが、私と関心のポイントが大いにズレているのを感じた。

中央礼服姿の所長・菅沼中佐の他全員個人名を特定できていない。

残る資料から個人を特定できるのは所長だけ。

前列６名はサーベル型の佐・尉官軍刀を所持。後方は軍帽の形式から下士官（一部将校が交じっているかもしれない）と思われる。

山高帽子の黒服３人は、通訳と御用係の雇印であろう。

人物を確定して名指しできないのはなんとしても残念である。

第７章

俘虜二名の死

ヘルマン・ゴル軍曹
？・クラフト国民兵

の二名が大阪衛戍病院で病死している。
両名共に、大阪真田山･陸軍墓地にて埋葬され、２基の墓碑が、同地に現在も建つ。

１　ヘルマン・ゴル軍曹の場合

外交資料館で目にしたのは、２人共ドイツ語で書かれた、死亡原因と年月日、所属部隊、階級、連絡先などであった。

Hermann　Goll
Sergeant
１．K.Ⅲ.S.B.
Militär-Friedhof in Osaka
７．９．１９１５
（Wegen der Krankheit welche von der Wunde verursache im Laz. Osaka gestorben）

ヘルマン・ゴル
軍曹
第３海兵大隊　第１中隊
大阪陸軍墓地
1915（大正４）年　９月７日
負傷したことによる病気併発で、大阪衛戍病院にて死亡[46]

注46：「日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂」３巻（外交資料館蔵）

この資料からは、戦闘等で負傷し、それが原因で他の病気を連鎖誘発、死亡したと受け取れる。
しかし、具体性に欠けて明確ではない。
他の資料では、

右臀部盲管銃創ノ為大阪衛戍病院ニ於テ加療ナリシカ、大正四年九月五日未明ヨリ異状ノ腹痛ヲ覚ヘタリ、
同七日午前七時三〇分ニ到リ突如トシテ死亡セリ[47]

注47：注20に同じ「各俘虜収容所業務報告綴」陸軍省　雑　T 6-3　47　大正６年　防衛研修所図書館蔵省

病院側の診断では

此ノ疼痛ハ本人ヲ始メ盲管セル銃弾ノ為ナルヘシト信シタル外、更ニ其ノ何故ナルヤヲ知ル能ハス

としていたが、入院中の俘虜27名による死因解明のため、「死体解剖」要求が起こった。
収容所側は、病院長と陸軍大臣の指令を仰ぎ、H・ゴル所属部隊附将校１名と、友人の両名を解剖に立ち会わせている。



ヘルマン・ゴル死の床につく（エアハルト・アルバム）

結果、当初の「盲管銃創」との見立てはまったく関係なかったと判明。

糞石ニ起因スル盲腸炎ヲ惹起シテ死亡シタルモノト判明セリ

ヘルムート・シュルッツェ氏の証言

1985年（昭和60）年１月20日、東京都内にお住まいのシュルッツェ氏を訪問してお話を聞いた。

ゴル軍曹死亡時はケガも治り、収容所にいたので、その後の病院内の出来事はまったく知りませんでしたとのこと。

ヘルマン・ゴルさんをご存じですか？

「ゴルさんは、同じ大阪陸軍病院にいましたが、中隊も異なっていたし、顔見知り程度で親しくなかったですよ。
太った人で松葉杖をつき、歩きにくそうにしていました。元気そうにみえたので、突然亡くなったので皆驚きましたね。
病院ではじめて亡くなった人ですから憶えているのです。」

死因について不明なので、入院中の俘虜27名が解剖を要求したということですが。

「ああそうですか。そんなこともあったかもねえ。もう退院してましたから直接には知りません。抗議はよくしたから、解剖要求もしたかもしれませんね。
大体、なんでも将校たちがリードしてやってましたから。」

ゴルさんの葬儀についてはどうでしょうか。

「葬儀みてません。
ゴルさんは病院から直接墓地に行ったと聞いていたんですがねえ。
あの頃はなにかあれば収容所の外に出たい者ばかりでね。葬儀列席のため、彼の中隊の上官や下士官兵なんかが多勢病院に向かったはずですよ。
収容所から出て、大阪市内を歩けるなんて、なんという幸せな連中だろうと、羨ましがったものです。」

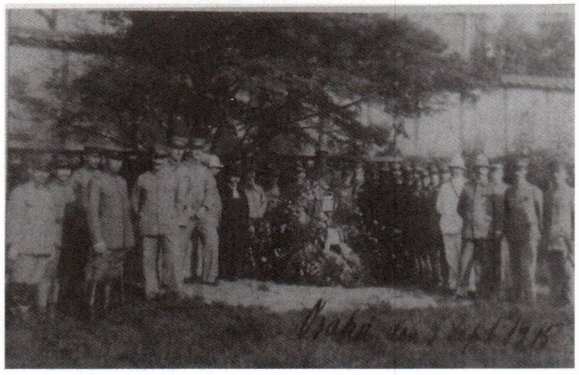

ヘルマン・ゴルの葬儀（エアハルト・アルバム）

俘虜の埋葬とその費用

葬儀に関する方法や費用等については「俘虜収容所会議ノ際提出事項及答解」[48]で様々な取り決めを決定している。

注48：「防衛省防衛研修所　図書館史料室」蔵　陸軍省雑纂　T 5-4
1985年、資料閲覧に通った頃は「防衛庁・防衛研究所戦史部」と称していたと記憶する（防研図と略す）

「遺族ヨリ遺骨請求アルヘキヲ考エ成ルヘク火葬ニ依ラシムルコトトス」

「陸軍埋葬地二埋葬」

以上の取り決めによって、ゴル軍曹は荼毘にふされ、真田山の陸軍墓地に葬られたと考えていたのだが、このような文面にぶつかった。

死亡俘虜ノ葬儀ハ俘虜一般ノ請ニ依リ、土葬トシ、九月九日大阪新教々会牧師ノ引導ヲ以テ宗教上ノ儀式ヲ執行シ、柩ハ俘虜ヲシテ牽カシメ、大阪真田山陸軍墓地ニ埋葬シタリ[49]

注49：注20に同じ

ゴル軍曹は土葬なのか、火葬なのか？
残された写真ではどちらとも判明しない。
写真は4枚組みで、その中の1枚が気になるのだが。
白地の夏服着用の俘虜たちが起立している写真では、どこかの待ち合い室のようにも見える。
柩らしきものは見えない。写っているのは年輩者が多く、服装からして将校か同等官と思われる。
開けはなたれ、イスが用意された一般住居と異なる建物は、火葬場の待合い室のようにも思えるが確証はない。



葬儀場の待ち合い室だろうか、場所不明（エアハルト・アルバム）

もし文面通り「土葬」したとすれば、現在も眞田山墓地に遺体が眠っていることになる。
大阪より「似島収容所」へ移動し、同所で死亡した、フリッツ・シューアマンの場合は火葬で、葬儀時の写真と同時に遺灰入りの壺がドイツの実家に送られている。
F・シューアマンの親族にお会いした際、確しかに遺灰が小さな壺に入って、写真とともに送られてきた、とオリヂナルの写真を見せながら語って下さったので、「火葬」であったのは間違いなさそうである[50]。

注50：2006年10月26日フリッツ・シューアマンの実家（アルト・ホルテン）にて、従弟妹となる親族の証言。

俘虜の埋葬費用

俘虜兵卒等埋葬費用ハ十円以内ヲ以テ実費弁償スヘキ規定（俘虜取扱細則第二十七条）
当時ノ物価ヲ以テシテハ、少キニ失シ、殆ト不可能ナルヲ以テ、多少ノ増額ヲ要ス

第二十七条　　埋葬費用ノ改正

	旧額	改正額
準士官以上同相当官	20,000	
下士同相当官	15000	20000
兵卒	10000	15000

「旧額ニテハ如何ニ節約スルモ葬具一式調弁不能ニテ、少クモ15円ヲ要ス[51]

注51：注20と同じ

2　？・クラフト国民兵の場合

ゴル軍曹と同じく、ドイツ語で書かれている

Diederich Kraft
Landsturm
MAK
gest. am 1. März 1917 an den
Syphilitischen Darmgeschwüren
im Laz. Osaka und begr. auf dem
Militär Friedhof Osaka

Frau D. Kraft Ww.
Bremen Wilhelms-havenerstr. Nr.22[52]

注52：日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独国俘虜関係雑纂」3巻　外交資料館

ディーデリヒ・クラフト
国民兵
大阪衛戍病院にて、腸潰瘍で　1917（大正６）年３月１日死亡
大阪陸軍墓地に埋葬された。
D・クラフト　未亡人
ブレーメン　ヴィルヘルムスハーフェン通り　22番地

『大阪毎日新聞』大正６年３月２日付の記事では

俘虜の病死
陸軍墓地へ埋葬
大阪衛戍病院に収容中なりしドイツ俘虜元青島砲兵大隊二等砲兵フリードリッヒ･クラフト(三五)は、持病の慢性腹炎が重症となり、一日午後死亡せるより、同衛戍病院にては、二日午後陸軍墓地に於て手厚き葬儀を行ひ、俘虜十名、青木牧師、ドイツ宣教師シルレル等参加せり。

記事では「持病の慢性腹炎」が悪化したのが死因としている。

さらに気になるのは、―俘虜10名が参加した―とある部分。
すでに同年２月18日、似島へ移動したはずで、この10名はどこから来たのか？
１日午後死亡し、２日午後葬儀。ともに正確な時間帯は不明だが、丸一日あれば広島より10名が夜行列車等で駆けつけることは可能であったろう。
午前中に葬儀を終える習慣があった当時、午後に行なわれたのは、俘虜たちの大阪到着を待ってからだった、とも考えられる。

公式の発表では、18日に似島へ全員移動し、翌日19日に収容所は閉所された―はずであるが。

大阪俘虜収容所撤廃ト同時ニ、釈放詮議中ニ属スル俘虜十一人ハ大阪衛戍病院ニ残置シタリ[54]
というドキュメントに出喰わす。

注54：注20に同じ「各俘虜収容所業務報告綴」陸軍省雑　T6-3　47　大正６年　防研図蔵

全員移動したのではなかったのか！
意外な発見であった。
「釈放詮議中」として11人も大阪に残留させられていたのだ[55]。

注55：注20に同じ
シュルッツェ氏は、大正４年１月27日大阪に到着している。特に印象深かったのは、「リヒャルト・トロイケ」だったという。
Helmut Schlutze
俘虜番号　4590
一年志願兵　第３海兵大隊　第６中隊
名簿では、中国･天津となっているが、シュレジア地方･ブレスラウ（現ポーランド領・ボルツラフ）出身

葬儀の参加者、ドイツ側10名。
衛戍病院に残置された者11名。
頭数は合う。

しかしこれらの俘虜は、ドイツ俘虜たちから殴られたりのイジメを受けていた者もいる。果して面識のないドイツ側のクラフトの葬儀に出席するだろうか？

では、日本側が員数合わせに連れ出したとしたらどうか？

病院内に残置させられた俘虜たちにしても、外出の機会ととらえ、引率されて墓地まで来たと考えるのも、あながち間違ってはいないように思える。

そうすれば似島・広島からはるばる列車で逆戻りさせる必要はなくなるではないか。

研究の余地を残す案件がまた増えた。

病院内でも孤独だったクラフト

クラフトは35歳の国民兵で、現役兵ではない。MAK所属となっていても、青島戦直前まで市民生活をどこかで送っていたと推測される。

ヴァルデック総督による、国民兵召集に応じて青島の防衛線に配置されたとき、果して友人と言える人物に出会えたのだろうか？

MAKは若い水兵たちの集団でもある。

クラフトは中年で、市民生活を引きずったまま応召したと考えられる。

H・シュルッツェさんに、クラフトをご存じか聞いてみた。

「クラフトさんはねえ・・・ちょっとねえ・・・。
同じ病室じゃなかったね。
動けない重病人だった。
病気がうつるからと言って、あまり皆行かなかったね。
20数人はね、大きな部屋でベット並べて寝ていました。
将校だけ個室になったのは少し後のことでした。
クラフトさんは、ちょっと遠い部屋にいたはず、と思います。
私は腕のケガが治ったらすぐ収容所に移動したので、もうクラフトさんのことは全然知らないです。」

大阪港に着いて以来、一度も収容所に移動することなく、2年以上も衛戍病院で闘病し続け、ついに淋しくこの世を去ったクラフト。

ゴル軍曹もまた、元気だったのに突然死している。

二人の死去の過程を知った後、墓地を訪れると、全く違う感情がわき出てきた。

整然と清められた墓地を眺めながら、異国の地で葬られた兵士・軍属の無念が、どれほどのものだったか、想像すらできなかった。

また、これほどまで整掃作業を熱心に続けてこられた方々が存在するのを知って、言いしれぬ感銘をも同時に受けた。

これはぜひ記しておきたい。

3　真田山・元陸軍墓地訪問



真田山・元陸軍墓地全景。1985年2月、筆者撮影。

1985（昭和60）年2月8日、二人のドイツ兵の墓碑を探すため、初めて墓地を訪れた。

当時の取材日誌をそのまま記すと、

くもり空で、肌寒い一日。
地図には「大阪靖国軍人墓地」とある。
環状線「玉造」駅より歩く。
朝9時過ぎ
小高い丘を登って行くと、老人たちがゲートボールに興じていた。

さらに行くと墓石が整然と並び、冬ではあるが落葉や雑草などの放置もなく、きれいに清められているのに驚く。

さらに、墓石の前に黄色い花が一輪ずつ供えてある。湯飲み茶わんに水も供えられていた。

戦後40年「陸軍墓地」は荒れ果てているかと想像していたのだが、あまりに手入れが良いので、感銘を受けることしきり。

「財団法人　大阪靖国霊場維持会」の看板が立つ前で、管理人とおぼしきおばさんと話す。

「―3年前にここへ来たから詳しいことは一切わからない。でも外人さんのやったら、あっちにありまっせ。」

と案内してくれた。

アッタ！　確かに独兵の墓が2基。

肌寒い冬の午前中、墓地内を巡ってみる。墓石には軍役夫、職工 、軍役石工、軍役人夫と刻まれていた。

殆どが清国で亡くなっている墓石群の前でしばし立ち止まる。

「陸軍看病人　明治二八」など、戦病死者の一角に独兵の墓があった。

ヘルマン・ゴルの墓石の後方には、

故　清国■■楊永寛之墓
大正四年五月
帝国在郷軍人会西区聯合会分会之建

とあり、その後はセメントでつぶされて読めない。

独逸■■兵卒　ル（リ）ードリヒ　クラフト

とあるように■■が消されている。

清国兵も同じ。

清国兵は、明治 28 年大阪陸軍病院死

と読めた。

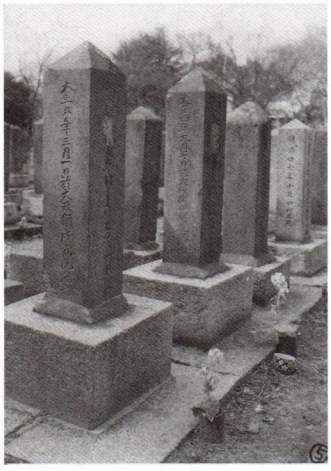

ゴルとクラフト両名の墓碑には、死亡年月日と場所が刻まれている。「俘虜」の文字が削り取られた跡がハッキリわかる。
1985 年 2 月、筆者撮影



一輪の花と水が供えられている。ゴルとクラフトの墓碑。1985 年 2 月、筆者撮影。

訪れる人のいない冬の朝、異国で戦病死した下級兵士・軍属の墓石群を眺めていると、哀悼の気持がしきりとわいた。

墓石だけで顔が見えない死の塊を見せつけられると、索漠とした気分に陥る。

それにしても、清められてゴミの無い様子はどうしたことなのだろう？

管理人さんに再びこのことを聞いてみる。

「そんなら、タカラベルモントの安田さんに連絡しやはったらよろしいわ。」

教えられた電話番号にかけてみた。

本日夕方終業後にもう一度電話下さいとの返事。

時間があるので、当時の新聞を検索するため、中之島図書館へ。

夕方５時、図書館内より再度電話した際、“衛戍病院”の話をしていたら、となりにいた年輩の男性が「懐かしいなぁ、～あんた若いのにそんなことよぉ知っとんな～」と話しかけてきた。

見知らぬ人が気軽に声をかける。

あ～大阪やな～と感じた一瞬だった。

タカラベルモント株式会社は、当時南区島之内にあり、名刺には「社長秘書」とあった。

安田清治氏は初老の落着いた方だったと記憶する。

あまりに清掃のいきとどいた様子をうかがうと、

「本門仏立宗・清風寺の檀家の人たちの「真田山墓地回向清掃奉仕」でキレイなんですわ。年間、1,238 名ほど参加してますやろ。」

ゆったりした語り口で、一切メモや資料を見ることなく語りかけて下さる。

「毎年 10 月 15 日の「真田山慰霊大祭」に、30 名前後のお坊さんが、お布施無しで回向してくださるんでありがたいこってす。
私は清風寺の責任役員でしてね、檀家には毎月清掃の当番がまわってくるんですわ。
参加者はいつも 60 ～ 70 名ぐらいですかなあ。
坊さんは２人位。
やはりお布施無しの回向となりますな。」

諸経費はどこから捻出されるのでしょうか？

「財団法人　大阪靖国霊場維持会の理事　22名が全会費を納め、昭和59年度、昨年ですけど計42万円でした。」

旧軍関係のものに公共から資金提供する場合、様々な問題を生じさせるだろう。戦後の事情を考えながら話を聞き続けた。

「旧軍用地の維持管理は、都道府県または市町村の宗教団体・遺族会等において行なうものとする」[56]

注56：『天王寺区史』

旧陸軍墓地の広さから考えて、年間42万円では、供花料等不足しませんか？

「大阪市・府からのお金は、直接我々の法人には支払われてません。憲法第89条によりましてね、“公金を、宗教団体等に支出できない”というので、遺族会に支払われたものが、そこを経由して維持会に入金されるんですわ。」

入金の流れを示すため、安田さんは役所からの入金・支出に関する手紙状の書類を私に見せて、「58年度収支計算書」の内訳を説明して下さった。

当時の金額とはいえ、現在からみても府と市からの供花料名義の額があまりに少ないので驚いた記憶がある。

ところで、熱心に旧陸軍墓地に拘わってらっしゃいますね。

この質問で俄然安田氏の大戦中の想い出話にチカラが入るようになった。

「戦死者を弔うのは義務だと考えてますからねえ。当然のことをしておるまでですわ。
私はね、戦時中パイロットやったですよ。昭和17年の冬、ハノイ上空で仏機を撃墜させてね。当時の航空隊では唯一の生き残りです。」

ハノイですか、陸軍でしたか？

「そう、陸軍航空隊ね。九七戦で、戦争のはじめ頃は、傑作機の誉れ高かったんやが、性能が優った敵機が出てきたら、もうアカンかった。」

九七戦って、九七式戦闘機のことですか？

２枚プロペラで、脚が出っぱなしの？

「そうやね、大戦初期まではエース格。
故障しないエンジンで信頼度抜群やったが、昭和12年産じゃ古すぎた。
ハノイに連合軍兵士が入っていた捕虜収容所があって、英国兵やったか、こう言われたのが忘れられん。
“カーチスＰ40に対して、九七戦で戦うのはヤメロ。絶対に勝てない”って。」

安田さんはさらに兵隊時代の想い出話を語り続けた。

真田山の陸軍墓地維持に熱心なのは、戦死した戦友や親族への哀悼の気持があるからだ、と何度も話された。

「鹿児島からも供花料を送ってくる遺族の方もいるんでね、休む訳にはいかんのですわ。」

ドイツ兵俘虜研究の過程で、出会った方々の大半は戦争の体験者であった。

その後、亡くなられた方も多い。

安田さんも鬼籍に入られた。

改めてお話を聞かせて戴いたことに感謝の言葉を書き残しておきたい。

ありがとうございました。

4　削り取られた「俘虜」の文字

削り取られた後に、色の異なるセメントを埋め込もうとしてある。

見た目は残念ながら美しくない。

墓碑のたたずまいを壊している。

初めて見たときから「俘虜」の文字が除去されたとわかった。

墓地内を一巡しれば、それはすぐ気付く。

ドイツ兵だけでなく、日清戦争当時の清国兵の墓碑にも削り取られた跡が見受けられるからである。

私は当初、俘虜（捕虜）の字が何年頃削り取られたかわからず、なんとなく日独伊三国同盟締結後、同盟国のよしみで削ったのか、などと不確かな考えを抱いたこともあった。

そこで安田さんにこの件を質問してみた。

「じゃこの複写を持っていきなさい。
『大阪毎日新聞』昭和６年（1931）年５月７日版

に詳しく載ってますから[57]。」

注57：眞田山陸軍墓地の成立過程や、歴史的な研究については『陸軍墓地がかたる日本の戦争』　ミネルヴァ書房　2006年刊が詳しい。
ただ、157ページ「真田山に眠る二人のドイツ兵」と題するコラム３に気になる部分を見つけた。
大正６年の大阪毎日新聞の記事は、安田さんよりもらっていたが、日付までは記憶がない。
そこでコピーを改めて見たところ、５月７日付であった。
17日とコラムにあるのは誤植なのか、あるいはさらに追報道があったのかと考え、再度大阪中央図書館でマイクロフィルムを調べてみた。
17日付では同様の記事は見当たらない。
その前後もマイクロフィルムを眺め続けたが、ドイツ兵の墓碑に関する記事は発見できなかった。
【編集者注、問題のコラムの日付は誤植で、５月７日が正しい】

コピーと言わず、「複写」と言うところが戦前派の安田さんらしい。

新聞には「独兵の墓前に咲いた人情の花」と見出しがあり、「墓参に来たドイツ領事ハンス・ワルネール・ローデ氏は、―第四師団戦没者の墓―の墓標前で回向していた、阿部師団長と偶然に出会う。

そして共に参拝したのだという。

師団では最近墓標の「俘虜」の文字を、その名誉のために削ることに決定している。

ここで昭和６年の記事は終わるが「削った」と断定していないものの、「削ることに決定している」との部分に注目したい。

ナチス政権成立は1933（昭和８）年。

その後の三国同盟まで数年ある。

「同盟国への気がねで削らせたんだよ」と断言した人もいたが、それはまず無いだろうと思った。

昭和６年の時点で削ろうか、との意志が師団側にあったのは記事から読み取れる。それはナチス政権成立以前の話であり、同盟国への気がねなどあり得ないからだ。

いつ削られたか、調べて見る価値はありそうだ。

5　定まらないクラフトの名前

名前がいくとおりも違って、後の俘虜研究書や資料に記載されているのは、クラフトだけだろう。

この状況は日・独とも同じで変わらない。

墓碑のリードリヒ、リードリビ。資料上でのルードビヒ、ディートリヒ、ディーデリヒなどなど。

読み方にもよるが、本当の名前はどれなのか？

例えば、大阪の墓碑に刻まれたカタカナの名前からしてオカシイ。

刻まれた通りに読んでも２通りの可能性がある。

「リードリビ」と読めるが、よく見ると「ヒ」の横に点が３点あるように認められる。

もし長年の風雪で自然に穴があいた、とすれば「リードリヒ」と読むこととなる。

読み方を混乱させているのは、この３つに見えかねない「点」にある。

３点が繋がって見方によれば「ツ」にも読める。

もっとも「ツ」は後から誰かが、そう読めるよう手を加えたのか。

「ド」では明確に「ト」の横上に「゛」の２点が刻まれている。これは間違いないだろう。

「ゴル」の「ゴ」にも明確な２点刻。

墓石の他の面はキレイで、点刻状の穴は他に見当たらない。

さらに妙なのは「リードリヒ」の頭の「リ」も、「ル」と読めるように、“撥ね”を後からつけ加えたように見えること。

もともと「リ」と刻まれているカナ文字に撥ねをつけるから、「リー」とのばす棒線に一部重なってしまっている。

明らかに「ル」にしようとした、意図が読み取れるのである。

だからこそ不自然に見えるのだ。

なぜ「リ」と断定するのかというと、二つの「リ」はともに「り」と一筆書きのように繋がって刻まれているのが、その根拠となる。

とすれば「リードリビ」か「リードリヒ」しか読みようがない。

恐らく「リードリビ」という名前はドイツ名ではないと気付いた誰かが、「ルードビヒ」あるいは「ルードヴィヒ」の間違いだと思いこみ、なんらかの手を加えたのではないか？　手を加えた部分を再現すると「ルードリッヒ」

「リ」はどうしても「ウ」に２点刻で「ヴ」にするか、「ビ」にしたいところだったろう。

が、あまりに「リ」が明確に刻まれているので、手の加えようがなかったのではないか？　私の考えはこうだ。

石工は「リードリビ」と刻んだに相違ない。

大正はじめの石工にとって、ドイツ人の名前に馴染みなどなかったはずだ。

伝達が誤っていたか、聞き間違いが生じたのではなかろうか。

はじめて真田山の墓地を訪れたときの写真でも、ハッキリ「撥ね」や３点に見える「ツ」状の書き加え部分が写っている。

とすれば、かなり前からのものだとわかる。

数通りの名を持つクラフト

ドイツで入手した紙質の良い印刷物には、日本国内で死亡した俘虜氏名を、各収容所　ごとに列記してある[58]。

注58：発行年、発行者不明。1ページ分の切り抜き。青島戦友会のパンフレットの一部。
裏面には、元板東収容所の俘虜だったエドゥアルト・ライポルト氏の手記がある。1985（昭和60）年
（A．ミュンヒ氏提供）

それによると、

Kraft, Dietrich（ディートリヒ）

とある。

1917（大正6）年6月改訂「日本国俘虜情報局名簿」

最後のページ

「日本軍埋葬戦病死者」リストには、

Kraft, Diederich　（ディーデリヒ）

とある。

Diederich名を、ドイツ人名辞典[59]で調べてみると、関連する同類名として、

Diederichs　（ディーデリッヒス）
Diederichsen　（ディーデリッヒゼン）

の名を列記し

Diederich名は、「低地ドイツ語圏に多く分布する」

とあった。

注59：Deutches Namenlexikon
Hans Bahlow
Keyserche Verlagsbuchhandlung
GmbH, München 1967

1976（昭和51）年、板東の元俘虜収容所跡地に建立された、「ドイツ兵士合同慰霊碑」の銅板上には、

Kraft, Ludwig　（ルートヴィヒ）

と刻まれている。

このように公になった名前だけでも、3通り存在するのだ。

ドイツで知り合った郵趣家たちも、3通りの名前を使っているケースが多い。

しかし、これだけ名前が数通り存在するのを知っているドイツ人に出会ったことはない。

私の知る限り、Dietrichを採っている郵趣家が多かった。

しかしこれとても根拠は乏しい。

なぜなら、誰かが書いた文章を、検証することなく引用しているにすぎないからだ。

収容所に入ることなく、病院で亡くなったクラフトに、名を残すべき業績があるはずもない。

彼の名が登場するのは、日本国内で死亡した俘虜リストの中にだけで、関心を寄せる研究家もいない。

第８章

収容所火災への疑義

１　火災の現場写真

一枚だけ「火災現場」の写真が貼られている。サイズは名刺より小さい。

同サイズの写真がアルバムには多くあるので、同じカメラで撮られたと思われる。

このサイズで被写体になっているのは、非公式でプライベートなシーンばかり。

気楽な仲間うちの小パーティー、雪合戦、冬期暖房用の火鉢など、身近な出来事や風物を収めている。

いわゆるスナップ写真である。

「火災現場写真」もスナップで、俘虜の誰れかが撮ったのは間違いない。

日本側の写真師は関わっていないはずだ。



大正５年（1916）３月28日出火、エアハルト・アルバム
後方左側、屋根の上に明かり取りの窓をのせた建物が一部見える。これは台所として使用させていたもの。
とすれば、将校が歩いている道は、BURSCHEN－WEG（ブルシェンーヴェーク）で、後方の焼失建物は、将校・準士官用のバラックとわかる。

アルバムにはこれ一枚しか現場写真はない。

写っているのは、５人とも将校あるいは相当官と、服装から判断した。

焼失したバラックの前を、ポケットに手を突っこんで散策中の彼らは、そろって沈痛で無表情な顔つきをしている。

後方のバラックは、ところどころ屋根が焼け落ち、修復が不可能なのは明らか。

収容所の火災は、1916（大正５）年３月28日、午前９時ごろ出火し、同10時10分鎮火したと報告書や新聞記事に書かれている。

状況報告には、

第四師団長から陸軍大臣宛のものと、大阪憲兵隊長より憲兵指令に報告後、陸軍大臣にあがったものがある[60]。

注60：一部引用した陸軍側報告書は、
「大阪俘虜収容所火災に関する報告」
（大正５年３月30日、第４師団長　仁田原重行、陸軍大臣宛）と、
「俘虜収容所火災の件報告」
（大正５年３月30日、憲兵司令官　小池安之、陸軍大臣宛）がある。

報告書は詳細でそのまま研究書に使いたくなるが、私は引用を一部だけにとどめておきたい。

さらに各新聞も写真入りで、ルポルタージュ風に面白く報道している。

報告書と抱き合わせれば、一片のドラマのように話を創りあげるのも可能だ。

しかし「大正六年　陸軍省　各俘虜収容所業務報告綴」にある次の文章でこと足るように思う。

逃走及火災予防の項

出火ノ原因ハ、収容所東側某商店出張所ニ属スル水揚用機関煙突ヨリ噴火セル火焔ノ風下ナル廠舎屋根ニ落下セシニ因ルモノト認メラレタリーー其ノ焼跡ニ比較的広キ運動場ヲ得タルヲ以テ爾後運動ヲ禁止シタリ

狭い収容所に運動場が欲しいとの願いは、収容当初からあった。

大きな不満のひとつは、そのための広い場所が無かった点で、その他の不満が重なって抗議書提出となる。

待遇改善の要求はドイツ本国を動かし、当時中立国だったアメリカ合衆国に、視察を要請する事態にまで発展した。

これを受けてアメリカは、大使館三等書記官・サムナー・ウェルズを、視察員として全収容所に派遣する。

大阪収容所へは1916（大正５）年３月11日訪問した。

抗議書どおり、収容所は狭く運動場が無いと、ウェルズは報告書に書く。

出火はその日から19日後に起きた。

火災で利益を得たのが、俘虜たちだけではないのは示唆に富む。

焼け跡は整地されて望んでいた広い運動場と化す。

賞品・賞金を賭けた運動競技会も容易に開催されるようになった。

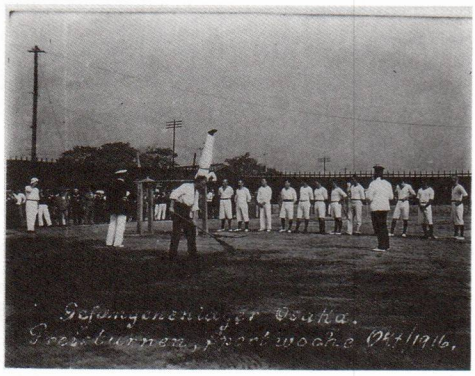

スポーツ大会　1916（大正５）年10月　エアハルト・アルバム

写真上に1916（大正５）年10月と焼き込まれている。
賞品（金）を賭けた「スポーツ協議大会」の様子。
火災がなければ実現しなかった競技会での俘虜たちは活き活きとしている。
収容所側も、運動のため引率の兵を同行させて外出する手間が省け、内心ホッとしていたのではないか。
火事がなければ、閉所するまで、運動場を提供しろと抗議し続けたに違いない。
放火であれ、失火であれ、お互いに益があったのは間違いない。
放火を深く追求しなかったのは、案外この辺にあるのかもしれない。
夫人の話によると、俘虜間で売買されていた写真だという。
賞品や賞金を賭けたスポーツ大会は、しばしば行なわれており、人気があったイベントだった。
賞金（品）はほとんど将校からの提供だそうだ。

テニスコートも将校用と下士官・兵用に分けて作られもした。

さらに、サッカーの試合は俘虜たちにとって最大の楽しみとなったのである。

建物から焼け出されたと、俘虜たちが被害者であるかのように新聞は書き立てるが、果たしてそうだろうか？

もともとバラックは俘虜所有のものではない。焼け落ちようが、倒壊しようがケガでも無い限り被害者にはなり得ない。

むしろ、彼らは広い運動場を得たのである。サムナー・ウェルズが訪れて三週間もしないうちに彼らは最大の望みを一挙に、火災によって手に入れた。

出火元は空き部屋だった。将校収容バラックも類焼するが、隣接しているというほど近くでもない。しかし全焼してしまった。

そしてそこが平地になる。

偶然といえば偶然。しかし、なにやら計画性の匂いがしなくもない。デキすぎの感も強くしてくるのだが・・・。

2　エアハルト夫人の反論

アルバムを見ながら夫人と話をしているとき、火事跡の写真について次のような言葉が出た。

「夫たちは“放火”と言ってました」

この言葉を聞いてもピンと来なかったのが、当時の私の反応である。

この時点の私は、大阪収容所についてなにも知っていない。似島と大阪の区別もつかないし、全くの無知状態だった。

火事は大阪収容所なのかどうか、エアハルト氏はなにも書き込んでいない。

特定できる場所、日時、手がかりは無い。

そんなとき夫人の“放火”という言葉を聞いたのである。

その時はまだドイツで仕事中。日本へ帰っておらず、外交資料館や防衛庁の図書館へ行ってもいない。

だからこの写真を見て“放火”などと考えもしないし、私の方から“放火”でしょうかと夫人に聞くはずもない。

この件は一時帰国するまで、おあずけ状態となり、日が過ぎた。

帰国してから、陸軍側が詳細な報告書を作成していたのを知った。

焼失したのは、無人の廠舎（バラック）と、将校・準士官用のバラックである。

俘虜手書きの地図によれば、一般の兵用バラックから、２棟だけ横並びに建っている。
番号が書き入れていない無人の廠舎も描かれているので、どの部分が焼けたかよくわかる。

報告書は詳細を極めるが、読み込んでコピーをとり、またドイツへ戻った際、夫人に内容を伝えた。

――出火の原因は「岸本商店・切板部出張所に属するボイラーの煙突より出た火が、バラックの屋根に落下したのが原因である――」　出典はＡ

訳し終えると、夫人は目をむいて反論してきた。

「その報告書だと私の夫は嘘つきになるではないか。嘘を私は聞かされてきたというのですか？元俘虜仲間の方たちが我が家に来て、寝泊まりしたとき、何回も火事は話題になっていました。夫だけではなく皆さんも放火の話をしていましたよ。」

夫人は収容所側を、いつも“日本陸軍”と発言していた。

「もし日本陸軍（ヤパーニッシェ　アルメー Japanische　Armee）の報告どおりだったとしたら、夫たちは数人で嘘を語り合っていたことになりませんか？
我が家で、私も側にいたんですよ。
そんなバカ気た話はあり得ない！」

たいへんな剣幕でまくし立てられた。
もともと大きな張りのある声で喋る方だったから、その迫力で私はシュンとしてしまい、黙って聞く他なかった。

「ドイツに帰還してきて、事前に相談したわけでもないし、誰にきかれても別に問題も起きないのに、数人の男たちが嘘を語り合う必要なんて、どこにありますか？」

この頃、聞き取りはもうすでに数十回を越えていた。
とはいえ、毎回俘虜時代の話だけをしていた訳ではない。メッツナーさんや近所の老人も加わって、昔話に興じていたのである。
１対１で夫人と話したことは一度もない。
いつも誰かが側にいた。
年寄りの想い出話を聞くために、嬉々として通ってくる日本人は、彼らにとっても嬉しいヒマつぶしとなっていたらしい。
「娘や息子、孫たちは、我々の若い頃の話を聞こうとしない」と、口々に不満を漏らす人たちばかり。
ドイツに限らずどこの国でも生ずる老人のグチだ。
彼らに受け入れられた大きな要素は、年輩者の経験談を聞くのが大好きな日本人だったことであろう。
だから、毎回複数で語り合い、「あの時はどうだった、イヤこうだった」と、和気あいあい。常に笑いあってお茶を飲みお菓子を食べていたのだ
それだけに「夫を嘘つきにするのか！」と、語気強く反論されてからは、しばらく気まずい空気に包まれてしまった。
狼狽したこの日の出来事を、今でも鮮明に記憶している。
夫人に気を取り直してもらい、メモしたのは次のとおりである。

「夫も仲間の方たちも、階級は一番下。
収容所の運営や日課は将校の命令で動いていたそうですが、なにも知らされなかったそうです。
夫は「放火だ」と私に言いましたが、もちろん夫がやったのではありませんよ。
すべては将校たちが計画し、信頼する部下に命じて放火の機会を狙ったんです。
日本陸軍の衛兵はドイツ語がわからないから、それを利用してね。
人の良い衛兵を選んで、俘虜たちが囲みながら親し気にどんどん話しかけるんです。
そうすると、衛兵は典型的な日本人の動きをするそうです。
オドオドしはじめると、上の空のような表情になり、話しかける俘虜の顔も見なくなる。警備中なのにそれを一時的に忘れさせる計画だったそうです。
カスパーリさんは放火を知らされていなかったけれど、兵隊のマネをすると本当に大笑いしました。たぶん計画した将校は、これを利用したのでしょう。
放火話をよく憶えているのは、カスパーリさんのモノマネがあったからですよ。
このような状況を作り出して放火したわけです。
火事のとき、夫は消火に協力したけれど、木と紙の家だから燃えるのが早かった。
あっという間なので、びっくりしたって言ってました。
秘密で計画・実行されたので、夫は本当に失火と思っていたそうです。
火事の原因より、その跡地が広場となって、好きなサッカーや運動ができるようになって嬉しかった、という話の方が多かった。
ニノシーマに移動して、帰国日が近づいた頃、実はあれは意図的な放火だったという話が広まったようです。
それで、あれは放火で、手順や実行者の役は誰れだったとかを知ったと言ってましたねぇ。
ニノシーマは大阪より気候が温暖で、住み心地ははるかに良かったので、大阪時代の火事については長らく話題にもならなかったそうです。
放火に関係した何人かの名前を言ってましたが、たぶん将校だったんでしょう。聞き慣れないので、すっかり忘れてしまいました。
将校については皆さん話題にしませんでした。付き合いがなかったからでしょう。」

3　A・ミュンヒ氏談

なにかあるたびに、遊びに行っていた、旧西ドイツ・ハンブルク市在住の郵趣家・アルフレート・ミュンヒ氏宅を訪れたとき、「放火」の話をしてみた。

初訪問は1985（昭和60）年4月20日。ひんぱんに訪問していたので、放火話になった正確な日時は不明である。

1985年代は間違いないのだが。

「放火―の話は聞いている。俘虜郵便を調べる過程で知った。

しかし、それを裏付ける資料に出会った話は聞かない。

切手のオークション会場か、趣味仲間との会合でその話を聞いたので、そういうウワサがあるのは確かだと思う。

大阪・似島にいた俘虜の未亡人が、夫の想い出話を語ったのがはじまりだそうです[61]。

注61：エアハルト夫人は「私ではない」と断言した。

それが広まったという訳。放火の件に詳しい郵趣家はいないでしょう。私も丸亀と板東専門でやってきたから、わからない。

大阪を研究している者は、数少ないのでは？

資料も板東のようには多くないし。」

一度だけ1985年だったが、ミュンヒ氏からの依頼で、エアハルト夫人宅へ連れて行ったことがある。

ミュンヒ氏の関心は、「俘虜郵便」なので、放火どころか、収容所内の生活の様子などについてほとんど質問しない。

収容所からの郵便物、例えばハガキなど今もお持ちか、とかの質問ばかり。

あっけない初訪問で、互いに実りのない会話で終始して終ってしまった。

放火については、その後も関係者（郵趣家が主）に会うたびに質問を繰り返してみた。

北ドイツで、「知っている」と答えた方は、Japan　Advatiser　紙・1916（大正5）年3月29日付のコピーのまた孫コピーを読んだからだとわかった。

未亡人から流れた「放火話」が、ウワサとなり、日本で発行された英字新聞が合体して広まったらしい。

もっとも英字新聞は収容所側からの情報を掲載しているだけで、放火を感じさせるような文面ではない。

「知っている」と答えた方でさえ、郵便のオークション会場や仲間から聞いた程度であり、あくまでもウワサの段階で前へ進んでいないのが現状である。

ここでドイツ兵俘虜がどれだけ知られていたのか、1980年代はじめの体験を記しておきたい。

ハンブルク大学の日本学科での話だ。

語学はもちろん、近・現代史、文学、中世史や文化史等、数多くの講座を設けており、学生数も多い。私は当時学生ではなかったが、1970年代後半から時々「日本学科」に顔を出していた。日本語書籍を収蔵した図書室を持っていたからである。

顔見知りになれば、自由に出入りでき、勉強するには静かで最善の場所だった。

オープンな書架に、大島浩からDr.ベルリーナ（丸亀から板東収容所へ）に寄贈された「大正三年　日独戦史　参謀本部編纂　偕行社」を見付けたりもした。

裏表紙に、大島浩が「献呈する」と、墨書してあったのである。

我が家には、日本学科の学生を下宿させていたこともあり、かなり親しい学生や教授もできた。そこで「俘虜」について話しかけてみた。結果は、まったく関心をしめされずに終る。改めて記憶をたぐっても、興味を持ったものは一人もいない。

ドイツ人の男性の学生が、あからさまに「ホリョですか、そんなの研究してどうなるんですか？　価値ありますか？」

軽侮の表情で一瞥されてしまった。

ケルン大学の日本学科でもまったく同じ反応だった。

現在は「昔・歌舞伎・今・アニメ」の時代に進化？したようだが、日本に関心を持って学んでいる学生でさえ、大正期の俘虜についての関心度は相変らず低い。

4　H・シュルッツエ氏談

再度の訪問を希望しながらも、御高齢のため叶わなかった。

しかし、電話を数度戴いた際、いくつかの質問をしている。

火事については即座に次のような返答を戴いた。1985（昭和60）年1月20日の初訪問以後の通話で、日時は不明。

「ああ、それは誰かが、火をつけましたね。」

明確な日本語で、シュルッツエさんはこのように答えた。

「放火」という言葉ではなく、「火をつけましたね」と、確かに電話口で聞いた。

「誰ですかねぇ。もうわかりませんね。なんでも将校が決めますから、わかりません。
仕事してね、サッカー場作るのやりました。燃えちゃったからね、バラックが。」

「仕事してね」は、焼け跡の片付けと整地作業に参加したことを指している。

シュルッツエさんが電話をかけてこられるときは、いつもどなたか御婦人が先に出て来られた。そしてシュルッツエさんに替わる。

ゆっくりと、しかしハッキリとした優しい話し方をする、日本語の上手な方だったと記憶する。

5　公的資料とオーラルヒストリー

意図的な放火だと仮定しても、それを立証するようなドキュメントを、ドイツ側が残すはずもなかろう。

今となっては藪の中だ。

検証の糸口は小さいが、エアハルト夫人の回想や、シュルッツエさんの答えを捨て去る訳にはいかない。

夫人の反論と回想は、事前にしくんで語られたものではない。聞き手の私は日本側資料の存在すら知らなかったのだ。

シュルッツエさんの電話口での話も、私は意図して「放火」という言葉を使用していない。「火事があったようですが」と、遠慮がちに言葉を選んで質問している。

話を誘導する愚を恐れたからである。

そうしたところ、すぐに「誰かが、火をつけましたね」と返ってきた事実を無視するわけにはいかない。

日本側の報告内容と全く異なる話を、お二人から聞いてしまった以上、私は大いなる疑義を感じるようになった。

第４師団や大阪憲兵隊の報告書は、詳細で納得いくような文章となっている。

前後の事情を知らず、初見であれば信じてしまうほど立派な組み立て方に仕上がっている。

火災が失火であろうとなかろうと、この報告書は書式の手本にしても良いぐらいだ。

読み込むほどに失火だなと思いこまされてしまう。

火災事情を時系列で記し、関係者の名前もひんぱんに登場する。

実にリアルな活写で見事。

一編の映画をみているかのようで、できばえは素晴らしい。

ではこの報告書を、丸々信じていいのだろうか？

憲兵隊の報告は次のようにも記している。

俘虜ノ行動ニハ、或ハ放火ヲ為シタルニアラザルヤヲ疑ヒ、取調タルニ怪シムヘキ事実ヲ認メス[62]

注62：注 60 のうち、「俘虜収容所火災の件報告」

一応放火を疑ったようだ。

久留米収容所では、俘虜による放火事件で処罰された例がすでにあった[63]。

注63:1915（大正４）年 11 月 26 日、バラックより出火した。俘虜カイランスキーの放火と判明。連累者８名が熊本衛戍監獄に収監された事件。
（久留米市文化財調査報告書第 213 集、ドイツ兵捕虜とスポーツⅢ　P.154）

収容所側は久留米の放火事件を知っていたろう。

知らなくても、出火原因が不明の時点で疑って当然である。

ここで気になるのは、報告書の日付が３月 30 日である点。

出火日は 28 日。

ずいぶん手早い取調と結論ではないか。

本当に取り調べたのだろうか？

放火を疑ったのなら、もう少し時間をかけてもよさそうなものだ。

事実を探るよりも、早く事態を収拾させようとした意図の方を強く感じる。

陸軍側には大臣にまで報告書があがるほど、文章化され、資料として今日でも閲覧が可能である。

一方、夫人やシュルッツエさんについては、私が聞き取っただけで、公式の文章化はなされていない。今後もそれは公式資料としての扱いはなされないかもしれない。

オーラルヒストリーを私は重要と考えるが、優劣の度合いから言えば、いかにも分が悪い。

どうしても資料館の公的ドキュメントを採用しがちだからである。

いずれにしても、この件に関して私は納得のいくところにまでに達していない。

今後も陸軍側の報告書に頼るつもりはないが、探索を続ける気力はあると付け加え、この項を終りたい。

第9章

フリッツ・シューアマンの死

1　スペイン風邪で死去

大阪収容所で２名死亡しているが、移動した似島収容所では、６名の俘虜が亡くなっている。

似島での一人が、フリッツ･シューアマンである。

当時世界的に大流行していた「スペイン風邪」が死亡原因となった。

日本国内で死亡した俘虜リストに名を連ねる他、シューアマンは特記するほどの足跡を残していない。

大阪収容所に入所した11月、まだ21歳の若さであったから無理もない。

今回シューアマンを取り上げるのは、彼が収容所サッカーチームのメンバーであったことから、広島での「日・独親善試合」に出場したかもしれない、という点にある。

2　F・シューアマンの略歴

1892（明治25）年12月24日

現：ドイツ連邦共和国、中西部北ライン・ヴェストファーレン州・HOLTEN（ホルテン）にて出生

ホテルンは現在でも地方小都市で、ライン河にも近い。

1893（明治26）年12月１日、ホルテンにて洗礼を受ける。

洗礼時の名付親と後見人は、

フリートリヒ・フォン・フェールゼン

フリートリヒ・ヴィルヘルム・シュレーア

ハインリヒ・ノーレン夫人

フールダ・ザム嬢

の４名

父：ゲルハルト・ハインリヒ・ヴィルヘルム・シューアマン

レストラン兼旅館経営

母:カロリーネ　旧姓:シュレーア(ホルテン出身)

住所：ホルテン郡　シュロッス通り２番地

フリッツ･シューアマンは、建築技術要員として、膠州湾海軍砲兵隊に所属

1914年日本軍の俘虜となり、似島（広島近郊）

に送られた。

1919年4月6日、スペイン風邪によって死亡後、当地にて火葬。

26歳3カ月13日であった。

遺灰入り骨つぼは、故郷のホルテンに送られ、1919年8月1日、埋葬。

以上は、プロテスタント・ホルテン教会区所蔵の「教会区内死亡者名簿録　1908―1946年」より探したものの全訳である。

3　ホルテンの生家へ

シューアマンの生家を訪問したのは、2006年10月25日。

フリッツ（フリートリヒという名前を短くしてこう呼ぶ。正式の名前ではない通称だが、そのまま公式の書類に記すことも、ドイツではよく行われている）が青島に旅立った往事と、同じ場所に生家はあった。

一階がレストランで、上階が旅館形式の、ドイツでは一般的な食堂兼宿屋が、今も変わらず続いている。店名は「アルト・ホルテン」

事前に連絡を取っていた、郷土史家の、カール・ランゲ氏とは翌日会う約束なので、周辺の散歩に出かけた。

この地を訪問する前、知人のドイツ人たちに、ホルテンについて尋ねてみたが、誰もどこにあるのか知らなかった。駅も無人のよく知られていない小都市である。

日本の紅葉は望むべくもないが、緑の多い静かな通りには人の姿はない。

黄色い枯葉が吹きだまり、車道の縁石を覆っている。その上を歩くと乾ききった枯葉が音を立てた。

空襲を受けなかったホルテンは、街並みがモダン化したとはいえ、昔とさほど変わっていない。

若きフリッツがこの地を去り、帰ってこれたのが骨つぼに入った遺灰であったとは―。

あれこれ想いながら散歩していると、墓地が見えた。偶然である。

中に入ってみた。シューアマンの名が刻みこまれた墓石が多い。

どれがフリッツのものか見当もつかない。

墓参の人たちが、熱心に草むしりをしている。ドイツの墓地は公園のように美しい。

整然とした様子はいかにもドイツという感をいつも持つのだが、管理人よりも親族のチカラが大きいのではないか。

墓石に刻まれた人々以上に、頻繁に訪れては清掃する親族の方々の御苦労を想う。

後までもこのように世話をされる死者は幸福だなと。

結局、フリッツ本人の墓石らしきものを発見できず、生家へ向かう。

生家のたたずまいは昔と変わらないが、経営は変わっている。

現在は、ロージーとユルゲン・クライエンベルク一家が経営者だ。

私が訪れる三週間前に入居したばかりだという。どうりで店の以前を知らないハズだ。

ペンション型式なので、客室は上階にある。

入口の呼び鈴に、ヴィルヘルム・シューアマンの名がまだ残っていた。

フリッツは子供を持たなかったので、兄弟が代々経営を続けてきたが、2005年に親族のヴィルヘルムが亡くなり、百年以上続いたシューアマン一族による経営は終止符を打ったのである。

フリッツ・シューアマンの生家



親類の方々の思い出によると、中央がヴィルヘルムで、フリッツの父親、小さい女の子の隣が母親。
アルト・ホルテン提供

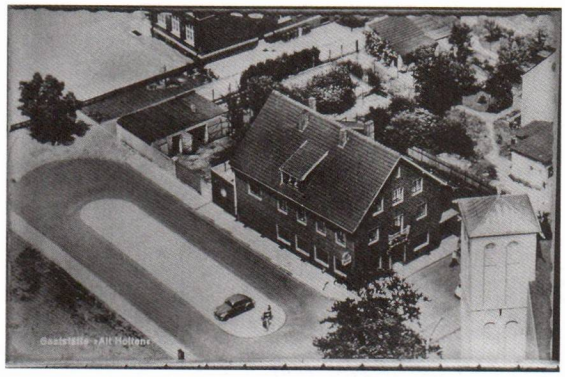

現在でも航空写真を撮って売る会社がある。私も一度経験があって、突然この一帯を空から撮ったので買わないか、とセールスマンが来たのを記憶する。
もちろんこちらから依頼して撮らせた可能性もある。
撮影年は不明。だが中央下側にフォルクスワーゲン車が一台止まっている。
ナチスの時代に製造されたので、1930年代は間違いないだろう。　（アルト・ホルテン提供）



1930年代の写真では、窓が増え、入口も位置が異なっているが、現在もまったく同じ場所に建つ。時間が止まったようだ。
2006（平成18）年10月25日、筆者撮影

4　郷土史家カール・ランゲ氏と会見

一見して誠実な人柄であると直感した。

ホルテンで一緒にビールを飲んだ客たちが口々に言う。

「ランゲさん？　我々の学校の先生だった。後に校長になった、良い先生だよ」

ランゲさんは大阪収容所についてまったくご存じない。

フリッツが似島で亡くなっているので、教会区の死亡者名簿に大阪は書かれていない。

ランゲ氏は大阪と似島収容所の２カ所に、フリッツがいたのを初めて知った、と驚いていた。

逆に私の方から大阪収容所の写真や資料を手渡し、解説して教えるようになってしまった。

メモを熱心にとるランゲ氏が、たいへんにマジメな方であるのは会話を通して痛切に感じる。また会うことになるだろうとの予感を残してこの日は別れた。

5　松田氏一行とホテル再訪

大正区の皆さんの記憶に新しい、ベートーベンの「第九」コンサートが、2007（平成19年）２月18日に行われた。

私も合唱で参加させて戴き光栄に思っている。

演奏に先立ち、シューアマン一族からのメッセージを読み上げる役目も。西村東一区長さんからの発案で実行した。

その時、私に大正区の方をシューアマンの生家に案内できたら、という考えが浮かんだのである。

「毎日グラフ」誌数部を、1984年度末に大阪市内の図書館に、私は寄贈している。

しかし、それ以後眠ったままだったのを、20数年後に「大正ドイツ友好協会」の松田邦雄氏が再発見された。

すでに平尾亥開公園に「大阪収容所」の跡地を記念するプレートが建てられており。盛大なオープニングも開催済みであった。

そこで、これらの事業に奔走された松田氏と、フリッツ・シューアマンの生家に泊って墓参するアイデアを思いついたのである。

それが実現したのは、2007年５月28日のこと。

同行されたのは、松田氏の奥様と妹さん。

フランクフルト空港に出迎えてから、その夜ホルテンまで走り、上階に宿泊できたのはなんとも幸運なことと言わねばならない。

若くして亡くなったフリッツは、特記すべき足跡は残さなかったけれども、現在の大正区とドイツを結びつけるキッカケを与えてくれた、という点でテオドール・エアハルトさん共々、大正区でさらに顕彰してもよいのではないかと思う。

6　ランゲ氏のお宅訪問

ランゲさんは、松田氏一行を自宅に招待して下さった。

お住まいは、ホルテン近郊の、シュマハテンドルフ。田舎だが、広い敷地と広々とした室内や調度品の数々が、インテリの住居を感じさせる。

聞けば、奥様も息子さんも、娘さんまですべて教授か学校の教師だという。

まさに教育一家である。

お茶の席でもフリッツの話題となった。

ランゲさんの話では、

フリッツは、若くして青島に行っており、現在の親戚で直接知る者はいない。

フリッツ伯父さんと呼ぶ親類も、80歳を超えているが、ただ実母が語るフリッツのことしか伝わっていない。

若くして異国に渡り、死亡したフリッツについての記憶は、年月を経なくても薄かったのがわかる。

再度、西村区長のメッセージに対する親切な対応をされたことに対し、御礼するとともに、「第九」コンサートの会場でそれを読みあげた事情を、御一家に説明した。

「第九」をこれほどまでに日本人が愛好し、アマ

チュアの一般市民が原語で歌っている事実を、信じられない！と、ただただ驚嘆するばかりだった。



NRZ　OBERHAUSEN　Sonntag, 12. Mai 2007

Eine Lange-Geschichte

HISTORIE. Wie der Sterkrader Heimatforscher Karl Lange ins japanische Fernsehen, zu einem neuen japanischen Freund und zu Erkenntnissen über deutsche Kriegsgefangene in Japan kam.

MICHAEL NICOLAS

Zivilisationsmüdigkeit könnte man es angesichts des Hochmuts, der in einem Weltkrieg in Hiroshima an Japanischer Grösse stach, nennen, wollte nicht als 85 Jahren später eine neue deutsch-japanische Freundschaft stiften. Aber die Geschichte ist nicht ohne weiter Zutaten und ist nun Teil buchstäblich so weit hergeholt, dass man sie der Rolle nach erzählen muss.

Eine solche Anfrage erreicht ziemlich auch den Sterkrader Heimatforscher Karl Lange nicht jeden Tag. Im September 2005 fragte ihn Emsdettener Stadtarchivarin, ihn nach der Heimer Familie Schürmann. Soweit noch nichts Aufregendes, aber dann kam Hiroshi Fujii ins Spiel, der Lange erzählte, eine studierte Japanologin aus der Berlin kontaktiert im Auftrag eines Projektes über Deutsche, die während des ersten Weltkrieges in japanische Gefangenschaft geraten waren.

Prinzip wurde der 82-jährige Lange während seiner Recherchen bei Wilhelm Schürmann in der Traditionsgemeinde „Alt-Holten" und bei dessen Bruder in Voerde. Denn „Onkel Fritz", wie 1. Februar 1895 in Holten auf dem Namen Friedrich Schürmann getauft, war als Bajonettlehrer im Militärdienst bei der Marine-Artillerie in Einsiedeln stationiert gewesen. 1914 geriet er in japanische Gefangenschaft und wurde auf der Insel Nämshima bei Matsuyama interniert. Dort verstarb er, 1919 wurden die Opfer einer Epidemie der Spanischen Grippe. Der deutsche Gefangene wurde eingeäschert, seine Urne in die Heimat geschickt und im August 1919 auf dem Friedhof an der Mattlerstraße feierlich beigesetzt. Fand Karl Lange heraus und gab die Daten an die japanische nach Berlin weiter.

Hiroshi Fujii ruft aus Holten an

Damit könnte diese Geschichte zu Ende sein, doch im November 2005 ging's erst richtig los. Da rückte wie nämlich an, die Japanologin, „mit einer Truppe von zehn Mann", sagt Lange. Ein komplettes Fernsehteam aus Japan filmte mit dem Sterkrader Historiker in den ganzen Nachmittag lang die Recherchen zum Schicksal des Fritz Schürmann. Mittendrin stand drei, und, tauchten Einstellungen, an den deutschen Originalschauplätzen: An der Wasserstraße in Holten und auf dem Gemeindeamt mit Blick ins Kirchenbuch. Lange weiß es noch genau: „Es war ein Mittwochnachmittag, das Gemeindeamt hatte geschlossen, ich stand mit einer Mitarbeiterin zum Treffen bei der Freundschaft in Holten." Dann ging's zum Friedhof und schließlich in den Garten der Schürmanns. Dort fehlt, der aus einem aufregenden Drehtag stammt, wurde Anfang 2006 in japanischen Fernsehen gezeigt.

Wieder war es ein Punkt erreicht, wo eine Geschichten ein Ende hatte haben können. Hatte, denn im Oktober 2006 hatte Karl Lange plötzlich einen Tages einen Hiroshi Fujii am Telefon. Der in Nürnberg und Osaka lebende Journalist beschäftigte sich mit deutschen Kriegsgefangenen im ersten Weltkrieg, hatte den japanischen Part mit Karl Lange gelesen - und auf gerade in der Schürmann-Geschichte in Holten. Da setzte sich Lange gleich dazu.

Von Fujii erfuhr der bisher Historiker viel über das Leben der deutschen Gefangenen in Japan. Die hätten viel von ihrer Kultur nach Japan gebracht, berichtete der Japaner respektvoll. „Sie gründeten Theatergruppen und Orchester", bestätigt Lange. Und, so habe es Fujii erfahren, die hätten den Japanern das Fußballspielen beigebracht.

Tonkünstler Nishimura entdeckt neue Talente für sich

Noch heute erwähnen die Japaner ihren damaligen Gefangenen Respekt. Am 18. Februar wird in Pavillon Heimatstadt Osaka, ein Gedenkstein zur Erinnerung der Lagerin gelobt. Tonkünstler Nishimura, Dirigent Daisho-ku, Tradition Hiroshimary, hat 2006 ein Denkmal errichten lassen. Und für die Feier in diesem Jahr, ein Konzert, bei dem die 9. Sinfonie von Beethoven gespielt wurde, hat Nishimura die Schürmanns und Lange schriftlich um Unterstützung. Verwandte: Es formulierten ihren Dank für die Übermittlung der Urne in Osaka durch die Japaner. 1000 Gäste kamen zu der Feier, wie Hiroshi Fujii, der Ehrgeiz im Chor als Base mitsang, an Lange Ende Februar schrieb.

Viel gibt es da noch zu erzählen, über die Deutschen in japanischer Kriegsgefangenschaft, über die Deutschen, die nach dem Krieg dablieben, über Respekt und deutsch-japanische Freundschaft. Die Geschichte ist noch nicht zu Ende. Am 28. Mai kommt Hiroshi Fujii mit Freunden wieder nach Holten - und Karl Lange wird natürlich da sein.

Karl Lange hielt gern die Postkarten, Briefe und Fotos von Hiroshi Fujii aus Japan. (Foto: nic)

フリッツは前列右端で座っている。
大阪収容所内での撮影。
すでにコピーされていたもので、ピントも甘く、ボヤけている。

（アルフレート・ミュンヒ氏）



大正５年、大阪収容所内で撮影



大阪収容所、大正５年撮影
中央の列左端はユーハイム氏

7　シューアマンとサッカー

大阪では一般市民と交流する機会を持てなかったが、似島では日本人とサッカーの試合を行った。

1919（大正８）年１月26日、広島高等師範学校の学生チームと対戦した。

２回対戦し、

５－０

６－０

２回戦ともにドイツが勝利している。

この時の記念写真を見たが、シューアマンの顔らしき人物を見つけられない。

たしかに、シューアマンがイレブンのメンバーだったのは写真で確認できる。

ただし、フリッツ・シューアマンがサッカーのユニフォームで写っている写真は、大阪で撮られたものだ。



似島での写真は未見である。

だから、広島の学生たちと対戦したイレブンに、シューアマンが入っていたか、私にはわからない。

ちょっと考えてみればわかるが、チームは少なくとも二チームなければプレーはできない。エアハルト・アルバムには、二チームの記念写真が貼りつけられている。

すべて顔が異なるので、恐らくフィックスのメンバーだったとみてよいだろう。

アルバムの二チームに、フリッツ・シューアマンの顔は無い。

写真だけで確認するなら、三チームあったのは間違いない。

とすれば、これらのチームからの選抜メンバーで日本の学生たちと対戦したと考えられる。

フリッツのサッカーの技術がどれほどのものかは不明だが、もし似島での日本人メンバーと撮影された記念写真に写っていなかったら、出場せずに見学していたか、控えの選手だった可能性は高くなる。

何回も日本人チームと対戦したのは事実で、フリッツがプレイした可能性を捨てるわけにはいかない。



アルバムには、出身地が同郷の、日本で言えば「県人会」のように、グループで記念撮影されたものが貼られている。すべて「大阪収容所」の内での撮影である。

プロの写真師の撮影で、裏側はハガキ仕様。

故郷の家族に無事を知らせる目的があったのが見てとれる。

エアハルト夫人も、そのハガキを結婚後見たことがあると言っていた。

宛先は両親。

しかし、戦後同郷の俘虜仲間が来宅して、自分も写っているけれど、家族が紛失したので手元に無い。ぜひ譲って欲しいとなって持ち去ってから見ていないそうだ。

アルバムには、エアハルトさんが写っている写真ハガキは無い。また貼りつけた形跡も無いので家族へ郵送したという夫人の話は本当のように思える。

フリッツ・シューアマンは、「ライン河戦友会」の一員として顔が見える。

2列目右から二人目。

大阪収容所俘虜概要

瀬　戸　武　彦

1）Abele（アーベレ），Karl（1892-）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。解放されて帰国後の4月15日、郷里のアムベルクの両親の元へ戻ったが、6月25日ミュンヘン、7月6日にギーセン、1912年4月20日にレーゲンスブルクに移った。上部プファルツのアムベルク（Amberg）出身。（3833：大阪→似島）

2）Ackenhausen（アッケンハウゼン），Wilhelm：国民軍・軍曹。[巡査]。青島時代はテティス街（Thetisstraße）に住んでいた。妻ヘンリエッテ（Henriette）と二人の子供（内一人は12歳以上の娘）は大戦終結まで上海で暮らした【『日獨戦争ノ際俘虜情報局設置並獨國俘虜関係雑纂第十巻　在本邦俘虜ノ家族取締ニ関スル件』より。以下、妻子に関する事項はこの資料による】。ブラウンシュヴァイクのシェーニンゲン（Schönigen）出身。（4469：大阪→似島）

3）Ahlers（アーラース），Heinrich：青島船渠・上等兵。[船大工マイスター]。妻アンナ（Anna）と娘オルガ（1908-）は大戦中も青島に留まった。1919年3月4日から広島県物産陳列館で開催された、似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會のために発行された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の27頁には、アーラースの写真スタジオのスケッチが掲載された。解放後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より。以下、日本国内での解放を記述したものはこの書類による】。ヴィルヘルムスハーフェン出身。（4468：大阪→似島）

4）Albrecht（アルブレヒト），Hans：第3海兵大隊第3中隊・後備上等歩兵。大戦終結後は、一般送還船出発前に予め日本国内で解放された。ロストック出身。（4466：大阪→似島）

5）Antoschowitz（アントショヴィッツ），Theodor：所属部隊不明・伍長。[巡査]。青島時代はダンチヒ街に住んでいた。妻は大戦終結まで青島に留まった。大阪時代、ヒンナイ（Hinney）と共に『大阪俘虜収容所新聞』（Die Osakaer Lager-Zeitung）の編集人を務めた。妻エンマ（Emma）は大戦終結まで娘（12歳以下）と二人青島に留まった。上部シュレージエン出身。（4623：大阪→似島）

6）Apel（アーペル），Adolf Waldemar：第2船渠部隊・予備1等焚火兵。青島時代はイレーネ街（Irenestraße；日本による占領・統治時代は久留米町）に住んでいた。似島時代の1919年1月26日、広島高等師範学校の運動場で、似島収容所の俘虜と高等師範学校、県師範学校、付属中、一中とのサッカー交歓試合が行われた。この試合にアーペルが出場したと思われる。当時付属中の生徒でサッカーに出場した茂森薫の次の証言が残されている。「アッペルという常駐通訳官が居た。（中略）或る日彼の素性を聞いたところ、横浜で生まれ、三十年前（大正三年）の第一次欧州大戦のとき召集され、青島で日本軍と戦ったが俘虜となり、広島の似島に収容されたという。そして曰く、当時最も楽しかったことはコウシ[高師]のグランドでやる蹴球だったという。」【『広島大学付属中・高八十年史　上巻』281頁】。また3月には、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に当って、運営本部の一員として出納係りを務めた。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放され、広島の広島電気機械会社に雇用された。アイゼナハ出身。（4624：大阪→似島）

7）Arnold（アルノルト），Alfred（1888-）：海軍膠州砲兵隊・予備1等砲兵。[商会雇員]。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。解放後は蘭領印度に渡って、バンドンのアルノルト商会（Arnoldt & Co.）に勤めた。ザールフェルト出身。（857：福岡→大阪→似島）

8）Arnstadt（アルンシュタット），Walter：海軍膠州砲兵隊第3中隊·2等砲兵。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。エアフルト郡のダハヴィッヒ（Dachwig）出身。（3837：大阪→似島）

9）Artelt（アルテルト），Max（1873-）：海軍膠州砲兵隊・海軍大主計（大尉相当）。〔総督府参謀本部〕。1891年10月海軍に入隊し、1902年4月少主計、1904年5月中主計、1913年4月に大主計に昇進した。青島時代はホーエンローエ小路（Hohenloheweg）に住んでいた。青島からの俘虜輸送船大通丸乗っ取りを計画したが断念した。大阪所時代の1915年9月4日、調達した和服を纏って人力車で大阪駅に向かい、電車で神戸に行き旅館で一泊、翌5日下関から釜

山行きの連絡船に乗船する際に逮捕され、禁錮4ヶ月の処罰を受けた。後に再び、エステラー（Esterer）、モーラヴェク（Morawek）及びシャウムブルク（Schaumburg）と共謀して脱走を企て頓挫し、彼を除く三人は1ヶ月の処罰を受けた。更に似島俘虜収容所に移ってからもこの4人は脱走を企てが、露見・逮捕され、アルテルトとエステラーは3年、モーラヴェクとシャウムブルクは2年半の刑を受けた。日独講和を受けての特赦で釈放された1920年1月15日まで、広島の吉島刑務所に服役した。妻と四人の子供は大戦中上海で暮らした。ドイツの資料で彼は「脱走王」の異名を付けられた。大戦終結して帰国後、引き続きドイツ海軍に属した。1940年から1942年まで海軍大尉として、北海ドイツ海軍基地中央資料室長を務めた。カーラウ郡ゼンフテンベルク（Senftenberg）出身。（3832：大阪→似島）

10）Auberle（アウベルレ），Wilhelm：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、鉱物・岩石の標本収集を出品した。バーデンのフルトヴァンゲン（Furtwangen）出身。（3835：大阪→似島）

11）August（アウグスト），Jacob：海軍膠州砲兵隊第3中隊・2等砲兵。大阪時代の1915年2月15日、静岡俘虜収容所で俘虜による自炊を行うことになったことから、料理の心得のあるアウグストは、ブロベッカー（Brobecker）とともに静岡俘虜収容所へ移送された【『静岡民友新聞』記事より】。エルザス出身。（3836：大阪→静岡→習志野）

12）Baehring（ベーリング），Bernhard（1884-）：海軍膠州砲兵隊第3中隊・海軍少尉。1909年10月1日海軍に入隊し、1911年10月14日予備海軍少尉になる。大戦終結して帰国後の1920年1月30日、予備海軍中尉になる（1915年1月27日付け発令）。1954年11月6日、青島戦闘40年を記念してハンブルクで開催された「チンタオ戦友会」に出席した。プファルツのカンテル（Kantel）出身。（3840:大阪→似島）

13）Baierle（バイエルレ），J.Maria（1893-1964）：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・海軍中尉。〔第15砲台指揮官〕。第15砲台は巡洋艦皇后エリーザベトの陸揚砲によるもので、偽装充分と思われた。しかし1914年10月31日、陸正面から日本軍の猛烈な砲撃を受け、砲員5名が死亡し、バイエルレも重傷を負った。大阪時代、秘密通信を企画し、また日本官憲に対して不敵なる態度・言動を弄した科で重謹慎20日の処罰を受けた。似島時代の1917年、「2月24日所長ノ命令ニ反抗シタル科」で禁錮4月に処せられた。ボヘミアのゲールハン（Görhan）出身。（4481:大阪→似島）

14）Basse（バッセ），Louis（-1952）：所属部隊不明・2等水兵。1914年12月16日、当時はまだ俘虜とはならずに、青島のティルピッツ街4番地でレストランを経営していた。日本送還前のバッセ宛てて、丸亀俘虜収容所のアルブレヒト（Albrecht）からクリスマスと新年の挨拶状が出された。文面は「親愛なるバッセ並びにご家族様。楽しいクリスマスと喜ばしき新年を迎えられますよう。フリッツ・アルブレヒト」である。【アルブレヒトの項参照】。大戦終結後は、青島就職既定者として日本国内で解放された。ドイツに帰国後、北海のヘルゴラント島でホテルを経営した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ゴスラール出身。（4485：大阪→似島）

15）Bauer（バウアー），Wilhelm：海軍第2工機団・後備2等焚火兵。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ハールツ山麓のゲルンローデ（Gernrode）出身。（4628：大阪→似島）

16）Baumgärtner（バウムゲルトナー），Nikolaus：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門で、寄木細工の図案を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ラインラントのニーダーオルム出身。（3845：大阪→似島）

17）Beck（ベック），Oskar Eduard（1881-）：所属部隊不明・後備1等砲兵。青島時代はテティス街に住んでいた。妻フリーダ（Frieda）は娘フリーダ（2歳）と息子オスカル（1歳）とともに、1915年1月22日に「マンチュリア号」で故国に帰った。大戦終結後の1919年12月26日、帰国船豊福丸で上記フーゴー（Hugo）と同船でドイツに帰国した【前記「親子兄弟同船者人名及配船表」より】。バーデン州のノルトハルテン（Nordhalten）出身。（4487：大阪→似島）

18）Becker（ベッカー），Anicet：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1915年12月、大阪で宣誓解放された。ロートリンゲンのニルヴィンゲン（Nilvingen）出身。（3851：大阪）

19）Beer（ベーア），Johann（1892-1941）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。低地バイエルンのライテンシュタイン（Reitenstein）出身。（3846：大阪→似島）

20) Benck（ベンク），Cäsar：第2国民軍・階級不明。[ベンク・ウント・クレッチュマー商会（Benck & Kretschmar）社長]。青島時代はヴィルヘルム皇帝海岸通（Kaiser-Wilhelm-Ufer；日本の占領統治時代は舞鶴浜）に住んでいた。大阪時代の1915年3月25日、ジームセン商会社長のヘフト（Hoeft）とともに陸軍省に宛てて請願書を提出した。それはディーデリヒセン商会社長等青島の大商人6名が、俘虜として送還される前、2ヶ月以上用務整理の期間を与えられたことから、自分たちにもその機会を与えるべく2、3ヶ月の青島帰還の許可を願うものであった【『欧受大日記』大正十一年一月より】。大戦終結後は、青島における就職既定者として日本国内で解放された。ハンブルク出身。(4478：大阪→似島)

21) Benedix（ベネディクス），Max：国民軍・階級不明。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放され、神戸のトーマス・トーマス商会（Thomas Thomas & Co.）に勤めた。ハンブルク出身。(4479：大阪→似島)

22) Bergemann（ベルゲマン），Richard（1869-）：海軍膠州砲兵隊第3中隊・海軍中尉。[膠州高等裁判所1等書記官]。1892年10月1日海軍砲兵隊に入隊、1909年8月6日後備海軍中尉で現役を退いた。青島時代はイレーネ街201番地に住んでいた。1934年、ハンブルクの東アジア協会発行の『東アジア展望』（Ostasiatische Rundschau）に、大阪、似島の両収容所で一緒だったオトマー（Othmer）のことを、「日本で俘虜となったオトマー博士について」（Mit Dr.Othmer in japanischer Kriegsgefangenschaft）と題して寄稿した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ブランデンブルクのキュストリン（Cüstrin）出身。(3839：大阪→似島)

23) Berger（ベルガー），Robert：国民軍・階級不明。[徳華（独中）高等専門学校教師]。青島時代は労山街（Lauschenstraße）に住んでいた。妻アンア（Anna）と息子のクルト（Kurt）は1915年1月22日に蒸気船「マンチュリア号」で帰国した。解放後、当初は中国の呉淞（Woosung）に赴いたが、その後南海丸で帰国した。ベルリン出身。(4477：大阪→似島)

24) Berger（ベルガー），Wilhelm：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代の1918年、聖霊降臨祭の記念絵葉書を作画した【高橋スタンプ商会のHP「第二部・日独戦争と俘虜郵便の時代　98」を参照：http://www.takahashistamp.com/2note98.htm】。トリーア出身。(3844：大阪→似島)

25) Biber（ビーバー），Fritz（1875-1969）：所属部隊不明・副曹長。石工マイスターの父の元、カールスルーエに生まれた。1886年にランダウに移り、1900年1月1日中国に渡った。1902年10月9日、青島で教育家ヘレーネ（Helene Margarethe Jänigen）と結婚した。青島時代当初は病院小路、やがて市内中心のフリードリヒ街269番地に住んだ。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催で、展覧会カタログの補遺によれば、額縁を出品した。1920年、アメリカのシカゴを経由して帰国した。ランダウ(Landau)出身。(4486：大阪→似島)

26) Bien（ビーン），Georg（1875-1964）：総督府・2等機関兵曹。1898年頃妻カタリーナ・ツォルン（Katharina Zorn）と結婚し、ルートヴィヒ（Ludwig；1900-）、ハンス（Hans；1905-）の二人の息子をもうけた。1907年頃家族を伴って青島へき、当初は青島醸造所で働いた。後に青島屠畜場の機械工になった。青島で三男のフリッツ（Fritz；1909-2001）が生れた。14歳の長男ルートヴィヒが俘虜として日本に送られ、妻は大戦終結まで、息子二人と上海で暮らした。三人の息子を伴って1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。マイン河畔のフランクフルト出身。(4483：大阪→似島)

27) Bientz（ビーンツ），Emil：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術部門の絵画で掛け布等のための図案1点を出品した。エルザスのミュールハウゼン出身。(3863：大阪→似島)

28) Biermann（ビーアマン），Johannes：青島船渠・軽歩兵。青島時代はベルリン街に住んでいた。妻ヘレーネ（Helene）は大戦終結まで青島に留まった。特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。オルデンブルクのイェーファ出身。(4480：大阪→似島)

29) Bindemann（ビンデマン），Fritz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。解放後は蘭領印度に渡って、サマラン（Samarang）の郵便局に勤めた。ミルデ河畔のカルベ(Kalbe)出身。(3854：大阪→似島)

30) Bischofs（ビショフス），Karl：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵伍長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額

縁10点を出品した。ラインラントのミュンヘン＝グラートバッハ出身。(3849：大阪→似島)

31) Bock（ボック), Friedrich Wilhelm（1891-1932)：海軍膠州砲兵隊・2等砲兵。労働者の父フリードリヒ・ヴィルヘルム・ボック（Friedrich Wilhelm Bock）と母ヴィルヘルミーネ・ミンナ・ドロテー・フンツェ（Wilhelmine Minna Dorothee Hunze）との間に、14人兄弟の長子として生れた。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。ドイツに帰国後、未亡人のヘンリエッテ・フリーデリーケ・エリーザベト・グロースマン（Henriette Friederike Elisabeth Großmann）と結婚した。ハールツ山麓のオスターヴィック（Osterwieck）出身。(918：福岡→大阪→似島)

32) Bodecker（ボーデカー), Karl Friedrich Georg von（1875-1957)：砲艦ティーガー（Tiger）艦長・海軍少佐。後に砲艦ヤーグアルがマティアース（Matthias）大尉の指揮の下青島に到着すると、その艦長になった。父フリードリヒ（Friedrich Bernhard von Bodecker）と母マリー（Marie）との間の六人兄弟で生れた。1895年5月海軍に入り、実務と理論を学び25.10.1897年10月25日海軍下級少尉、1899年1月1日海軍少尉、1900年6月18日海軍中尉、1905年3月21日海軍大尉、1911年11月11日海軍少佐 、1914年4月10日東アジアへ赴き、同年6月4日に砲艦ティガーの艦長となった。1914年8月4日から11月7日まで砲艦ヤーグアル艦長。日独戦争時の海戦で危うく難を逃れたが衛戍病院へ搬送された。青島陥落後も衛戍病院に留まり、1915年1月21日重傷者用輸送船で大阪衛戍病院へ運ばれた、快復後の3月15日大阪俘虜収容所へ収容された。大戦終結後の1920年1月27日、ボーデカーを輸送指揮官とする帰還船「ハドソン丸」は、最後の俘虜600名近くが乗船して神戸を出発し、2月初め上海で駆逐艦S90乗組員を収容して、4月2日ブレーメンに到着した。1920年1月30日海軍中佐（1917年10月14日付け)、1920年2月5日海軍大佐となった。1923年10月31日海軍少将で退役した。1921年7月28日ゲルトルート・ホッペンシュテート(Gertrud Hoppenstedt)と結婚し、子供三人をもうけた。第2次大戦に再び応召してニコラーイェフ等（現ウクライナ）へ赴いたが、1943年に退役した。キール出身。(4484：大阪→似島→習志野)

33) Böhme（ベーメ), Kurt：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。[ザンダー、ヴィーラー青島支店]。青島時代は皇帝街に住んでいた。解放後は青島に戻った。テューリンゲンのミュールハウゼン（Mühlhausen）出身。(3853：大阪→似島)

34) Boemer（ベーマー), Friedirch W.（1882-1932)：海軍野戦砲兵隊・後備上等兵。旅館主ヨーゼフ（Joseph）と母マティルデ（Mathilde）の元に1882年5月5日にアルフ（Alf）で生まれた。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。ハレ（Halle）に没した。モーゼル河畔のアルフ（Alf）出身。(4471：大阪→似島)

35) Bonifacio（ボニファキオ), Georg：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・1等水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で錨2点、蹄鉄2点、火鉢3点を出品した。イストリアのピラノ出身。(4482：大阪→似島→習志野)

36) Bormacher（ボルマッハー), Josef（1894-)：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門では、シュルテ（Schulte）と共同で昆虫標本3箱（蛾、甲虫､蝶)を出品した。ラインラント出身。(3855：大阪→似島)

37) Bornemann（ボルネマン), Erich（1888-)：海軍膠州砲兵隊・1年志願兵。1916年10月20日大阪へ収容所換えになった。ロスラウ（Rosslau）出身。(930：福岡→大阪→似島)

38) Bornmann（ボルンマン), Peter：国民軍・階級不明。[大工棟梁（マイスター)]。青島時代は皇太子街に住んでいた。ハンブルク出身。(4476：大阪→似島)

39) Bothe（ボーテ), Carl：総督府・1等木工。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。リューベック出身。(3862：大阪→似島)

40) Brandt（ブラント), Albert（-1956)：国民軍・卒。[酪農場経営]。青島近郊の四方（Syfang）で酪農場を経営していた。1915年9月下旬に青島俘虜収容所に収容され、1916年1月31日青島から大阪に移送された。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。シュレースヴィヒ＝ホルシュタインのラウエンブルク（Lauenburg）出身。(4674：青島→大阪→似島)

41) Brauer（ブラウアー), Friedrich（1891-)：海軍膠州砲兵隊第2中隊･1等砲兵。ライン＝ヘッセンのフラインヴァインハイム(Freiweinheim)

出身。(3852：大阪→似島)

42) Bräuer（ブロイアー），Karl（1878-1959）：第3海兵大隊重野戦榴弾砲兵隊・後備伍長。[山東鉄道・四方工場]。1878年5月25日、鉄道局助手の父ルードルフ（Rudolph）と母ルーツィエ(Luzie)の元にザールブリュッケンに生れた。中国に赴いて、山東鉄道の四方工場で主任として勤め、1914年8月上記部隊に入隊した【シュミット】。ザールブリュッケン出身。(4472：大阪→似島)

43) Brilmayer(ブリルマイアー)，Joseph(1886-1920)：海軍膠州砲兵隊第5中隊・予備海軍少尉。〔第13砲台指揮官〕。1920年1月16日、似島で死亡。ビンゲン出身。(3841：大阪→似島)

44) Brückel（ブリュッケル），Friedrich Wilhelm（1894-1966）：海軍膠州砲兵隊・2等砲兵。1916年10月20日、福岡から大阪へ収容所換えになった。大戦終結して郷里の戻った後、アメリカに渡って結婚し娘一人をもうけた。カリフォルニアのフレスノでいちぢく農園を経営した。フレスノで没した。バイエルンのポルジンゲン（Polsingen）出身。(924：福岡→大阪→似島)

45) Brüsehof（ブリュゼホーフ），Adolf（1884-）：海軍膠州砲兵隊・海軍少主計。1902年10月1日海軍入り、1912年3月30日海軍少主計になった。1914年8月、総督府被服・糧食部任務となった。大戦終結後、パッツィヒ（Patzig）中尉指揮の俘虜帰還船ハドソン丸の主計を務めた。エムス河畔のリンゲン出身。(3842：大阪→似島)

46) Buchenau（ブヘナウ），Paul：国民軍・階級不明。[アルンホルト、カルベルク青島支店]。青島時代はブレーメン街（Bremerstraße；日本の占領統治時代は馬関通）に住んでいた。大阪時代手紙を出す際に、カタカナで「ブヘナウ」と彫った楕円の判子を使用した。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ラインラントのレネップ（Lenepp）出身。(4474：大阪→似島)

47) Bungarts（ブンガルツ），Hubort：第3海兵大隊工兵中隊・2等工兵。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ラインラントのギア(Gier)出身。(4470：大阪→似島)

48) Caspari（カスパリ），Albert Friedrich Otto（1896-1976）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術部門の写真で、大阪収容所の写真50点を出品した。ザクセンのシャッハヴィッツ出身。(3866：大阪→似島)

49) Christian（クリスティアン），Erich（1892-1983）：海軍膠州砲兵隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部の作業道具の部門に鉋台を出品した。ザクセンのグラウハウ出身。(4488：大阪→似島)

50) Dahlmanns（ダールマンス），Daniel：海軍膠州砲兵隊・1等砲兵。1916年10月20日大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月に開催された、広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会のカタログによれば、ダールマンスはダニエル（Daniel）と共同でクリーニング屋を開いていた。「1916年開業 “迅速、ピカピカ”」等の宣伝文句が記されている。アーヘン出身。(981：福岡→大阪→似島)

51) Dalles（ダレス），Georg：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備1等砲兵。[土木監督]。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、画法幾何学のノート22枚のほか、一家族用の家や別荘等の計画書を多数出品した。解放後は蘭領印度のに渡り、バタヴィア石油に勤めた。バイエルンのズルツバッハ（Sulzbach）出身。(3875：大阪→似島)

52) Daniels（ダニエルス），Matthias：海軍膠州砲兵隊・2等砲兵。1916年10月20日、福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月に開催された、広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会のカタログによれば、ダニエルスはダールマンス（Dahlmanns）と共同でクリーニング屋を開いていた。「1916年開業 “迅速、ピカピカ”」等の宣伝文句が記されている。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ケルン出身。(985:福岡→大阪→似島)

53) Dengler（デングラー），Lorenz（1892-1947）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。解放されて帰国後にマティルデ（Mathilde Pohl）と結婚したが子供はいなかった。マイン河畔のフランクフルトでパン屋を経営し、その地で没した。バーデンのオオフェンブルク近郊のグリースハイム（Griesheim）出身。(3871：大阪→似島)

54) Dettmer（デットマー），Heinrich：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で文鎮（弾薬筒と弾薬の形）と額縁各1点を出品した。ヒルデスハイム出身。(3872：大阪→似島)

55) Dettmer（デットマー），Wilhelm（1876-1962）：海軍膠州砲兵隊第3中隊・掌砲兵曹長。1893年11月2日海軍入り、1911年4月1日掌砲兵曹長になった。大阪時代、日本側の意向に応えて収容所内の意思疎通に努め、怠慢や不服従の俘虜を報告し、処罰すように要求したりもした【『戦役俘虜ニ関スル書類』より】。妻マリー（Marie）は大戦終結まで二人の男の子と青島に留まった。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ブレーマーフェルデ（Bremervörde）出身。（3881：大阪→似島）

56) Diestel（ディーステル），Gustav：国民軍・2等歩兵。［ディーデリヒセン（H.Diederichsen & Co.）支配人］。青島時代はディーデリヒス小路（Diederichsweg；日本の占領統治時代は赤羽町）に住んでいた。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。妻オルガ（Olga）は大戦終結まで、こども二人（ともに12歳以下）と上海で暮らした。ハンブルク出身。（4630：大阪→似島）

57) Dietrich（ディートリヒ），Carl：国民軍・卒。［ホテル経営者］。青島で「港ホテル（Hotel Hafen）」を経営していた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。解放後は青島に戻った。妻クラーラ（Klara）と子ども達は、戦争終結まで青島に留まった。オーデル河畔のフランクフルト出身。（4675：大阪→似島）

58) Dittrich（ディットリヒ），Karl Wilhelm（1893-1944）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島収容所俘虜展示会カタログの広告によると、似島収容所時代は暖房の効いた部屋で、朝8時から午後2時までマッサージ、リュウマチ治療及び足の治療を行った【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』187頁】。ツヴィッカウ県のシュネーベルク出身。（3876：大阪→似島）

59) Döll（デル），Carl：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。アルトナ出身。（3873：大阪→似島）

60) Domele（ドメレ），Mathias：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・2等水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、ライザー（Leiser）と共同でなめし皮製品数点を出品した。ハンガリーのナギュエス出身。（4492：大阪→似島）

61) Domokos（ドモコス），Belak：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、長靴数足を出品した。ハンガリーのナルカニ出身。（4491：大阪→似島）

62) Dörfler（デルフラー），Georg：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、製本物数点を出品した。ニュルンベルク出身。（3880：大阪→似島）

63) Dörrenbächer（デレンベッヒャー），Nikolaus（1891-）：海軍東アジア分遣隊第2中隊・上等歩兵。［大工職マイスター］。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門でミュラー（Fritz Müller；俘虜番号458）と共同で、階段の模型を出品した。【1918年9月付けの、F.パラヴィチーニ博士（在ジュネーヴ赤十字国際委員会駐日代表）の報告によれば、デレンベッヒャーは顎部損傷により、咀嚼はもとより正常な食物摂取が著しく困難で、衰弱が激しく不眠を訴えているとのことである。参照：大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動　パラヴィチーニ博士の復権』214-215頁】。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ラインラントのザールブリュッケン出身。（4489：大阪→似島）

64) Dumproff（ドゥムプロフ），Karl（1875-1952）：国民軍・階級不明。［巡査］。青島時代は警察署近くの官舎に住んでいた。妻マリー（Marie）は大戦終結まで上海で暮らした。バンベルク出身。（4490：大阪→似島）

65) Ehegötz（エーエゲッツ），Karl Friedrich：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。ザクセンのランゲンザルツァ出身。（3884：大阪→似島）

66) Ehrhardt（エーアハルト），John Theodor（1894-1950）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。【1981年

当時ハンブルクに在住していた写真家藤井寛氏は、エーアハルトの妻エリーゼ（Eliese）から、エーアハルトの遺品である「写真帖」を見せられ、その貴重な写真を「新発掘　70年前の俘虜収容所」の記事の中で発表した(『毎日グラフ』昭和59年11月11日号)。以下はその記事からの情報である。写真はごく一部が似島の写真であるが、他の30枚の写真は全て大阪俘虜収容所で写されたものである。ヴァイオリンを手にするエーアハルトを始め37名が写っているものがある。他には、本国から届いたクリスマス・プレンゼントの受領、日本人理髪師による散髪、ドイツ風の雪だるま、大阪及び似島での芝居風景、収容所内の売店、似島のポンプ場風景等33枚である。写真には、大阪収容所で結成された「第2フットボール・チーム」のイレブン11名が写っている写真（裏面には、「郵便はがき」の文字がある）もある。なお、この中には、ヴァルツァー（Walzer）の遺品中の写真と同じ写真が8枚見られる。「『写真帖』と私」と題された藤井氏の文章によれば、エリーゼはドイツから収容所にいるエーアハルトに手紙を書き送り、1916年7月22日にエーアハルトに宛てて送った、エリーゼと料理学校での女友達と並んで撮ったスナップ写真の葉書が遺されている。1924年に二人は結婚し、一男五女に恵まれた。エーアハルトはハンブルクで運送業を営んでいたが、1950年12月8日に路面電車に轢かれて死亡した】。ブレーメン出身。(3885：大阪→似島)

67) Eich（アイヒ），Philipp：海軍膠州砲兵隊第1中隊・砲兵伍長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額縁2点を出品した。オーストリアのビュルモース出身。(3882：大阪→似島)

68) Eilers（アイラース），Heinrich：国民軍・階級不明。[職工長]。青島時代は小港小路（Kleiner Hafenweg；日本の占領統治時代は小港通）に住んでいた。妻メータ（Meta）は二人の子どもとともに大戦終結まで青島に留まった。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。オルデンブルクのブランケ出身。(4498：大阪→似島)

69) Eise（アイゼ），Theodor（1891-1974）：海軍膠州砲兵隊・1等砲兵。解放されて帰国後の1920年に、最初の結婚をした。1940年5月5日、二度目の妻マリー（Marie Freymann；1895-1972）と結婚したが子供はなかった。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ショッテン（Schotten）出身。(4497：大阪→似島)

70) Engel（エンゲル），Heinrich（1887-1957）：第3海兵大隊第3中隊・後備曹長。1887年1月17日、鉱夫ハインリヒとその妻エリーザベトとの息子として生まれた。大阪時代の1915年4月、福岡のマイレンダー（Mailänder）に宛てて葉書を出した。葉書は大阪城を写した絵葉書で、裏面には「上田虔」の印鑑が押されている。1957年7月9日、ザールブリュッケンで死去。ザールブリュッケン出身。(4493：大阪→似島)

71) Esterer（エステラー），Maximilian（1880-1956頃）：海軍膠州砲兵隊第3中隊・予備掌砲副曹長。[技術者]。1900年過ぎ、青島のジーメンス商会に勤務した。休暇で帰国中の1904年頃、ヨハンナ（Johanna Meißner）と結婚して息子5人、娘2人をもうけた。1914年11月7日未明、銃火を潜り抜けてビスマルク山頂砲台の自爆を成功させた。大阪時代の1916年、「12月28日他俘虜ニ託シ又翌年ノ1月6日他俘虜ノ名ヲ以テ秘密通信ヲ企図シタル科」で重謹慎30日に処せられた。アルテルト、モーラヴェク、シャウムブルクの4人で大阪と似島の両収容所から脱走を企て、似島からの脱走では、アルテルトとエステラーの二人は3年、モーラヴェクとシャウムブルクは2年半の刑を受け、日独講和を受けての特赦で釈放された1920年1月15日まで、広島の吉島刑務所に服役した。エステラーは大阪時代、脱走を企てないとの誓約書への署名を拒否して、手紙の送信・受領、所内の散歩及び所外への遠足等禁止の制約を受けていた。妻ヨハンナと6人の子（うち三人は12歳以下、三人は12歳以上の息子）は大戦終結まで上海で暮らした。解放されて帰国後に予備少尉に任じられた。1927年以降はポツダムに住み、やがて再びジーメンスに勤めた。1935年、ポツダムで二度目の結婚をした。息子のライナー（Rainer）は元俘虜のカール・シュタイガー（Karl Staiger）の孫娘と結婚した。バイエルンのアルテッティング（Altötting）出身。(3886：大阪→似島)

72) Euler（オイラー），Otto：海軍膠州砲兵隊第3中隊・予備副曹長。[帆製造工]。青島時代は小港小路(Kleiner Hafenweg)に住んでいた。ヴェストファーレンのアルンスブルク出身。(3887：大阪→似島)

73) Evers(エーファース)，Hans：国民軍・卒。[シュミット(F.H.Schmidt)商会]。1915年9月20日、

青島から大阪収容所に移送された。解放後は満州の大連に赴き、南満州鉄道会社に勤めた。メクレンブルクのボイツェンブルク・グロースヘルツ出身。(4676：大阪→似島)

74) Fick（フィック），Otto（1870-1945 頃）：青島船渠・2 等歩兵。青島時代はドイツ街（Deutschlandstraße）に住んでいた。解放されて帰国後女教師と結婚し、ハンブルクで技術者として働いた。ホルシュタインのブラームシュテート（Bramstedt）出身。(4505：大阪→似島)

75) Fick（フィック），Wilhelm：国民軍・砲兵軍曹長。[巡査]。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。シュレースヴィヒ・ホルシュタインのホルスト（Horst）出身。(4502：大阪→似島)

76) Fischer（フィッシャー），Ernst Heinrich（1875-）：総督府・土地管理部秘書官。青島時代はブレーメン街に住んでいた。似島時代の 1919 年 7 月 19 日、青島在住のアニー・フィッシャー（Anni Fischer）から小包を受け取った。その中身は菓子パン、ラード、ジャム、パスタである【高知在住の郵趣家河添潔氏所蔵俘虜郵便より】。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ケーテン（Coetehn）出身。(4658：大阪→似島)

77) Fischer（フィッシャー），Karl：国民軍・卒。[時計・宝石商]。青島のフリードリヒ街に住んでいた。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放され、青島に戻った。ニュルンベルク出身。(4503：大阪→似島)

78) Fischer（フィッシャー），Robert：海軍膠州砲兵隊第 2 中隊・1 等砲兵。解放後は蘭領印度に渡り、ジョクジャカルタ近郊のシーマンで巡査をしたと思われる。ザクセンのランゲンザルツァ（Langensalza）出身。(3890：大阪→似島)

79) Fokkes（フォッケス），Alfred：海軍膠州砲兵隊・後備砲兵軍曹長。大戦終結後は、一般送還船出発前に予め日本国内で解放された。ハンブルク出身。(3891：大阪→似島)

80) Franz（フランツ），Otto：海軍膠州砲兵隊第 2 中隊・2 等砲兵。右大腿部榴散弾弾子盲銃創により、大阪陸軍衛戍病院に入院した。ベルリン近郊のフュルステンヴァルデ出身。(4631：大阪→似島)

81) Fricke（フリッケ），Heinrich：海軍膠州砲兵隊第 1 中隊・1 等砲兵。1960 年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ブラウンシュヴァイクのシャンデラー（Schandelah）出身。(3893：大阪→似島)

82) Frings（フリングス），Leopold：海軍膠州砲兵隊第 1 中隊・1 等焚火兵。プリュショー中尉付き下士卒で、8 月 3 日飛行機の翼の再組み立てに従事した。ラインラントのケルンミュールハイム（Kölnmühlheim）出身。(3889：大阪→似島)

83) Fridhoff（フリートホフ），Wilhelm：所属部隊不明・後備 2 等筆記。[商人]。妻アンナ（Anna）は大戦終結まで青島に留まった。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ブランケゼー近郊のドッケンフーデン（Dockenhuden）出身。(4507：大阪→似島)

84) Fritsche（フリッチェ），Julius：国民軍・砲兵軍曹長。妻と娘二人は大戦終結まで上海で暮らした。ザクセン県のヴァイセンゼー出身。(4501：大阪→似島)

85) Fröhlich（フレーリヒ），Georg（1879-1952）：国民軍・階級不明。[ベルニック・ウント・ペッター建築事務所（Bernick & Pötter，Baugeschäft）]。1906 年（乃至は 1907 年）から青島で暮らした。青島時代はフリードリヒ街 413 番地に住んだ。1913 年 8 月 30 日アンナ・クヴェルンハイム（Anna Quernheim）と結婚し、息子一人をもうけた。妻と息子は大戦中も青島に留まった。大戦終結後は、青島での就職既定者として日本国内で解放された。1920 年家族と共にドイツへ帰国し、やがて娘一人をもうけた。メンヒェングラートバハ（Mönchengladbach）出身。(4504：大阪→似島)

86) Garken（ガルケン），Heinrich：第 3 海兵大隊第 2 中隊・2 等歩兵。似島時代の 1919 年 3 月に開催された、広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会のカタログによれば、ガルケンはシェルコプ（Schöllkopf）と共同で理髪店を営業していた。キール出身。(4508：大阪→似島)

87) Gerlach（ゲルラッハ），Julius：海軍膠州砲兵隊第 1 中隊・後備 2 等焚火兵。1919 年 1 月 21 日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1 月 26 日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。ラインラントのカル（Call）出身。(4510：大阪→似島)

88) Gerlach（ゲルラッハ），Max：国民軍・階級不明。[総督府法務局秘書官・裁判所書記]。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ブレスラウ地区のブリーク出身。(4514：大阪→似島)

89) Glaser（グラーザー），Karl F.：海軍膠州砲兵隊第 2 中隊・2 等砲兵。似島時代の 1919 年 1

月16日（26日との記述もある）、広島高等師範学校の運動場で、俘虜チームと高等師範学校、県師範学校、付属中、一中のチームとのサッカー交歓試合が行われた。この際グラーザーはキャプテンとして出場したと思われる。それは、その後高等師範の主将だった田中敬孝が日曜ごとに小船で似島俘虜収容所に赴き、俘虜チームに入って指導を仰いだが、その折の俘虜側1軍キャプテンがグラーザーだったからである。なお先の交歓試合は、5対0で俘虜側の勝利であった【『広島スポーツ100年』61頁】。また3月には、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で木彫りの箱1点を出品した。カールスルーエ出身。（3900：大阪→似島）

90) Glathe（グラーテ），Alfred：所属部隊不明・階級不明。［ジータス - プラムベック（Sietas, Plambeck & Co.）青島支店］。青島時代はホーエンツォレルン街に住んでいた。【1918年9月付けのF.パラヴィチーニ博士（在ジュネーヴ赤十字国際委員会駐日代表）の報告によればグラーテは、似島時代に共同で提出した嘆願書の中で自分が健在である事を、スイスのアンデルマットに住む妻に連絡を請うべく依頼したとのことである。参照：大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動　パラヴィチーニ博士の復権』218頁】。大戦終結後は、青島における就職既定者として日本国内で解放された。ドレスデン出身。（4519：大阪→似島）

91) Glatt（グラットゥ），Julius（1892-1962）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。ヒルツィンゲン（Hilzingen）出身。（3906 大阪→似島）

92) Glöckler（グレックラー），August（-1920）：国民軍・階級不明。［職工長］。青島時代はヘルタ街（Herthastraße）に住んでいた。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。1920年1月4日、送還される前に日本で死亡【大阪衛戍病院か、それとも似島へ移送後かは不明】。バーデン・バーデン出身。（4517：大阪→似島）

93) Gödecke（ゲーデッケ），Hermann：海軍砲兵中隊・海軍中尉。〔青島市要塞火工長〕。青島時代はビスマルク街に住んでいた。エッセン出身。（3905：大阪→似島）

94) Goll（ゴル），Hermann（1885-1915）：第3海兵大隊第1中隊・曹長。［巡査］。1915年9月7日大阪衛戍病院で急性盲腸炎により死亡した。所属将校1名と友人1名の立会いの下に解剖されて上記病名が確認された。9月9日、大阪の新教教会で牧師の司式のもとに葬儀が執り行われた。大阪の俘虜27名が参列する中、真田山陸軍墓地に土葬された。当時29歳だった。墓碑には「俘虜」の二文字が刻まれていた。1931年（昭和6）5月5日、城東練兵場での招魂祭を終えた阿部第四師団長が真田山陸軍墓地に墓参すると、そこで大阪駐在のドイツ領事ハンス・ワルネル・ローデがドイツ兵の墓参に来たのと出会い、両者共にドイツ兵の墓に参拝した。第四師団長が外国人俘虜の墓前に礼拝したのはこれが最初であり、ローデ領事も非常に喜び、一方第四師団では「俘虜」の文字を、その名誉のために削ることに決定したと報じられている【『大阪毎日新聞』昭和6年5月7日付】。カールスルーエ近郊のゲルスハウゼン出身。（4509：大阪）

95) Gomoll（ゴモル），Karl：国民軍・後備上等歩兵。大戦終結後、青島で独中資本による「カール・ゴーモル醸造所」を営んだ。解放後は青島に戻った。ポンメルンのシュトルプ（Stolp）出身。（4512：大阪→似島）

96) Gottlieber（ゴットリーバー），Josef：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・2等水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門で、ミュラー（Fritz Müller 629）と共同で、図案付き東屋の模型とヴォーゼラウ（Woserau）の意匠になる別荘の模型（20分の1）を出品した。ハンガリーのプレスブルク出身。（4515：大阪→似島）

97) Grallert（グララート），Hans（1882-1918）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。青島時代はドイツ街に住んでいた。1918年8月12日似島で死亡。シュレージエンのリンダウ出身。（4518：大阪→似島）

98) Grefen（グレーフェン），Hermann（1886-1956）：国民軍・後備上等歩兵。［屠畜マイスター；ジータス、プラムベック青島支店］青島時代はイレーネ街（Irenestraße）に住んでいた。妻ヨハンナ（Johanna）と子ども達は、短期間天津にいたが、1915年1月1日、「シベリア号」で帰国した。解放後はいったん青島に戻った。ラインラントのゲーステミュンデ（Geestemünde）出身。（4516：大阪→似島）

99) Gregor（グレーゴル），Hermann：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部

門で〇〇1点を出品し、また技術部門の機械建設及び電気技術の部では、ザウアーブライ（Sauerbrei）と共同で固定蒸気機関の模型を出品した。【『俘虜名簿』では「Greger」となっているが、「Gregor」の誤りと思われる】。東プロイセンのレッツェン出身。（3899：大阪→似島）

100）Grevsmühl（グレーフスミュール）, Hans（1888-）：国民軍・予備1等砲兵。［発電所機械技手］。1912年から青島発電所に勤務していた。青島時代はダンチヒ街（Danzigerstraße）に住んでいた。1915年1月4日の一斉捜索で検挙・逮捕され、青島俘虜収容所に収容された。同月30日に神尾光臣司令官宛に、軍籍に就いていなかったことを理由に解放するようにとの抗議書を提出した。大阪俘虜収容所に送られてからも1915年8月30日に、解放するようにとの抗議書を提出した。リューベック出身。（4633：青島→大阪→似島）

101）Griebel（グリーベル）, Gottfried（1890-）：海軍膠州砲兵隊第5中隊・海軍中尉。〔第1ａ砲台指揮官〕。1907年4月3日海軍に入り、1910年9月28日海軍少尉、1913年9月27日海軍中尉、河用砲艦オッターに乗り込んだ。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ベルリン出身。（3894：大阪→似島）

102）Groner（グローナー）, Ernst：国民軍・上等歩兵。［グローナー既製靴店経営］。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術部門の絵画で吹きつけ　画1点を出品した。ケーニヒスベルク出身。（4511：大阪→似島）

103）Haas（ハース）, Max：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、毛皮を詰めた靴を出品した。ニーダーバイエルンのフライジング出身。（3920：大阪→似島）

104）Haase（ハーゼ）, Adolf：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1917年2月19日、似島へ収容所換えになった。解放後は蘭領印度に渡り、ヴェルトヴェルデン（Weltverden）の郵便局に勤めた。上部シュレージエンのシュネレヴァルデ（Schnellewarde）出身。（1091：福岡→似島）

105）Habrichs（ハープリヒス）, Christian（1893-1965）：陸正面砲兵隊・上等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。ハープリヒスの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。なお裏は、「郵便はがき」となっていることから、この写真は絵葉書用に作製されたものと思われる。ドイツに帰国後1922年に結婚し、息子（1925-）が一人いる。ラインラント出身。（3932：大阪→似島）

106）Hachmeister（ハッハマイスター）, Paul：国民軍・卒。［上海のガルレス・ベルナー商会］。青島時代は皇太子街に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。1950年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ベルリン出身。（4677：大阪→似島）

107）Halbritter（ハルプリッター）, Robert（-1920）：国民軍・階級不明。［ディーデリヒセン青島支店］。青島時代は衛戍病院小路（Lazarettweg；日本の占領統治時代は病院通）に住んでいた。妻リーナ（Lina）は大戦終結まで、三人の子ども（いずれも12歳以下）と上海で暮らした。1920年1月21日、似島で死亡。ケルン出身。（4527：大阪→似島）

108）Hansen（ハンゼン）, Albert：国民軍・階級不明。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、一家族用の家の計画書2枚、住居兼店舗の計画書1枚を出品した。アルトナ出身。（4528：大阪→似島）

109）Harms（ハルムス）, Heinrich：第3海兵大隊・後備伍長。［指物師］。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門の責任者をクヌスト（Knust）とともに務め、自身額縁4点を出品した。ヴィルヘルムスハーフェン出身。（4523：大阪→似島）

110）Hartzheim（ハルツハイム）, Karl：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部で水槽を、また技術部門の機械製作・電気技術ではフリングス（Frings）及びシーヴェック（Schieweck）と共同でガスモーターを出品した。ケルン出身。（3922：大阪→似島）

111）Hasenbein（ハーゼンバイン）, Otto：第3海兵大隊第1中隊・伍長。解放後は蘭領印度に渡って巡査をした。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。東プロイセンのアルメンハウゼン

（Almenhausen）出身。（4520：大阪→似島）

112）Hass（ハス），Gustav（1872-1932）：海軍膠州砲兵隊長・海軍中佐。〔海正面堡塁指揮官〕。1913年、巡洋艦シャルンホルストで家族とともに青島に赴いた。青島時代はキリスト小路に住んでいた。1917年1月31日、上海滞在中のクルーゼン元青島高等判事に宛てて大阪収容所から手紙を出した。その内容は、収容所での給与に関する事であった。将校は日本の将校と同額の給与、つまり少尉は40円、中尉は54円75銭を受けているが、少なくとも75円は必要というのがハスの見解であった。その内訳としては、食事代に35円、下士卒手当てに3円、肌着5円、暖房及び入浴設備代3円、靴修繕費5円、衣服10円、医療衛生費3円、新聞書籍費6円。ただ比較のために挙げると、東京の兵器廠に務める役人は1日10時間勤務で月額40円から44円である、との報告をしている【Bauer，Wolfgang:Tsingtau 1914 bis 1931，50頁】。大戦終結してドイツに帰国後、『青島攻防戦における海正面堡塁の活動』の報告書を書いた。2006年11月21日、孫のクラウス・ハス（Klaus Hass）氏がシュミット氏のホームページの「ゲストブック」に書き込みをした。それによれば、ハスは帰国時には病気であったらしい。2006年12月上旬、シュミット氏を通じてクラウス・ハス氏から、その息子、つまりグスタフ・ハスの曾孫の来日意向が筆者（瀬戸武彦）の元に届いた。大阪・似島の俘虜収容所跡訪問の希望が寄せられ、瀬戸及び似島の宮崎佳都夫氏が連携して似島受け入れの対応をした。曾孫のニコ・ハス（Nico Hass）氏は年末年始に来日したが、他の事情から似島訪問は断念した。2008年に再度訪日の予定とのことである。ヴィルヘルムスハーフェン出身。（4525：大阪→似島）

113）Hastedt（ハシュテット），Wilhelm：第3海兵大隊第6中隊・予備2等歩兵。大戦終結後は、一般送還船出発前に予め日本国内で解放された。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。エルベ河畔のフライブルク出身。（4521：大阪→似島）

114）Haupt（ハウプト），Wilhelm：所属部隊・階級不明。［青島のアードルフ・ハウプト印刷所］。青島時代はイレーネ街に住んでいた。似島時代、収容所内に2ヶ所あった石版印刷所の内の1ヶ所はハウプト指導の下で、特に収容所展覧会のカタログの表紙と挿入の絵を、実に粋で見事な出来栄えで印刷した。【前記アードルフ・ハウプトの身内と思われる】。解放後は青島に戻った。アーヘン出身。（4532：大阪→似島）

115）Heide（ハイデ），Otto：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵軍曹長。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会の喫茶室で、屠畜・ソーセージ製造部門の営業責任者を務めた。また上記展覧会のカタログには、収容所肉屋の広告が掲載されている。広告には、「毎日、朝7時45分から8時45分、昼3時半から5時半まで営業。あらゆる種類の肉、ソーセージ、焙った豚肉販売」等の文字が記されている。アシャースレーベン（Aschersleben）出身。（1092：福岡→大阪→似島）

116）Heinemann（ハイネマン），Martin（1892-1979）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・上等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。ハイネマンの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。ドイツに帰国後の1922年9月19日、アンナ・ヴェルリッツ（Anna Werlitz；1973年3月26日死去）と結婚し、娘一人（1925-1981）をもうけた。ザクセン＝アンハルトのニーンブルク（Nienburg）出身。（3911：大阪→似島）

117）Heinzel（ハインツェル），Arthur Walfried：国民軍・補充予備兵。［A.W.Heinzel 運送会社］。青島時代はヴィルヘルム皇帝海岸通に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。キール出身。（4678：大阪→似島）

118）Heise（ハイゼ），Johannes（1882-1969）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・副曹長。［金属製建具等組み立て職人］。1902年、12年の予定で海軍に応召した。1913年、休暇で郷里に戻った折、1年後には結婚を約束した後の妻とは結局7年離れ離れとなった。ハイゼの多量の遺品は、娘のエルゼ・ハイゼ（Else Heise）によってヴュルツブルクのシーボルト博物館に寄贈された。大戦終結して帰国後、ハイゼは直ちに結婚し、また郡役所に勤務したが、従軍期間が長いことから、倍の勤務と換算され、ほどなく年金生活に入った。ハイゼは収容中、日本語も中国語も習得しようとは全く考えなかったが、苗字ハイゼを漢字で当てた指輪の印を持ち帰った。それはハイゼ（Heise）の音に近い「Hai-zi」から

当てた「海子」で、海軍兵士にちょうどぴったりだと考えたものと思われる。娘のエルゼの記憶では、似島の俘虜達は時に口にするものがろくになかったことがあったが、それでもハイゼは決して日本人の悪口を言うことはなかった、とのことである。1954年ハンブルクで、かつての青島戦士の集まりがあり、ハイゼもそれに出席した。エルゼはやがて父の足跡を辿るべく、青島を旅行した【メッテンライター『極東で俘虜となる』82-83頁】。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。カッセルののノイキルヒェン（Neikirchen）出身。（3927：大阪→似島）

119）Hendrich（ヘントリヒ），Franz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門に、ゼーボルト（Seebold）及びヴァーゲマン（Wagemann）と共同で、縮尺20分の1の家の模型を出品した。ザクセンのアルバーシュテッテ（Alberstett）出身。（3913：大阪→似島）

120）Henssler（ヘンスラー），Hermann（1883-）：国民軍・卒。［青島ゲルマニア・ビール会社醸造職人］。父ヴィルヘルム・ヘンスラーはテュービンゲンでビール醸造所の共同経営者だった。息子のヘルマンもその後を継ぐところであったが、何故か青島へ赴いた。1906年には青島のゲルマニア・ビール会社の酒蔵主任となり、1909年以降は醸造主任になって、会社では醸造マイスターと醸造支配人に次ぐ三番目の職人であった【テュービンゲン市立文書館主任ウード・ラオッホ（Udo Rauch）氏による「中国及び日本における三人のテュービンゲン出身者―フーゴー・クライバー、ヘルマン・ヘスラー及びフリッツ・リーケルト」（Drei Tübinger in China und Japan Hugo Klaiber，Hermann Henssler und Fritz Riekert）による】。1915年9月20日青島から大阪俘虜収容所に移送された。解放されて帰国後に結婚して娘一人をもうけた。その後再び中国に渡ったがすぐに帰国した。後にアルゼンチンに渡り、1950年代にはブエノスアイレスに住んだが、その後消息は途絶えた。テュービンゲン出身。（4679：大阪→似島）

121）Hillingmeier（ヒリングマイアー），Richard：海軍東アジア分遣隊第1中隊・2等歩兵。［機械工マイスター］。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門の機械建設及び電気技術の部で、汽罐の設計図を出品した。ドゥイスブルク出身。（4524：大阪→似島）

122）Hinney（ヒンナイ），Wilhelm：第3海兵大隊第7中隊・後備伍長。［A.W.Heinzel運送会社］。青島時代はヴィルヘルム皇帝海岸通に住んでいた。大阪時代、アントショヴィッツ（Antoschowitz）と共に『大阪俘虜収容所新聞』（Die Osakaer Lager-Zeitung）の編集人を務め、似島時代は『似島収容所新聞』の編集長を務めた。ヴェストファーレンのブラックヴェーデ＝ブーレフェルト（Brackwede Bulefeld）出身。（4522：大阪→似島）

123）Hirche（ヒルヒェ），Hugo：海軍膠州砲兵隊第2中隊・後備1等砲兵。［青島のパウル・フリードリヒ・リヒター（Paul Friedr Richter）商会］。青島時代はハンブルク街に住んでいた。大戦終結後は、青島での就職既定者として日本国内で解放された。ブランデンブルクのトリーベル出身。（3918：大阪→似島）

124）Hoeft（ヘフト），Emil：所属部隊なし・階級なし。［ジームセン商会社長］。大阪時代の1915年3月25日、ベンク・ウント・クレッチュマー商会社長のベンク（Benk）とともに陸軍省に宛てて請願書を提出した。それはディーデリヒセン商会社長等青島の大商人6名が、俘虜として送還される前の2ヵ月間ほど用務整理の期間を与えられたことから、自分たちにもその機会を与えるべく2，3ヶ月の青島帰還の許可を願うものであった【『欧受大日記』大正十一年一月より】。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。シュテッティン出身。（4531：大阪→似島）

125）Holona（ホロナ），Alois：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備1等砲兵。似島時代の1918年、聖霊降臨祭の記念絵葉書を作画した【高橋スタンプ商会のHP「第二部・日独戦争と俘虜郵便の時代　98」を参照：http://www.takahashistamp.com/2note98.htm】。また1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会に際して、美術部門の絵画に油絵模写の風景画2点を出品した。また、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。ホロナの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。なお、ホロナの足元にはサッカーボールが置かれている。鮮やかな白い文字

で、「D.Mannschaft OSAKA － 1916 －」（大阪チーム、1916年）と記されている。シュレージエンのリュブニク出身。（3917：大阪→似島）

126）Huber（フーバー），Adolf（1893-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術部門の写真で、大阪俘虜収容所の写真10点を出品した。解放後は蘭領印度のバタビアに渡り商人として働いた。1923年7月1日、ヴェルテヴェルデン（Weltevreden）でシャルロッテ・ヴェステカンプ（Charlotte Westerkamp）と結婚して子供二人をもうけた。1924年と1928年、短期間郷里に戻った。1946年12月21日の国外追放後、再び郷里に帰った。1963年11月21日バート・ヘルスフェルト（Bad Hersfeld）へ移った。ヘッセンのフリートベルク（Friedberg）出身。（3916：大阪→似島）

127）Huber（フーバー），August：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵伍長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の写真部門で、兵営・肖像・スポーツ等の写真20点を、また工芸部門で大阪収容所のモデルや青島戦没者のための記念碑等4点、金工部門で火箸付火鉢を出品した。バーデンのボールスバッハ出身。（3909：大阪→似島）

128）Hümmer（ヒュンメル），Friedrich：海軍膠州砲兵隊第5中隊・1等砲兵。解放後は蘭領印度に渡った。上部フランケンのドンドルフ（Donndorf）出身。（3910：大阪→似島）

129）Hunckler（フンクラー），Adolf：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、解析幾何学の教科書を出品した。上部エルザスのアンマーシュヴァイラー出身。（3915：大阪→似島）

130）Hundertmark（フンデルトマルク），Carl：国民軍・卒。［プリンツ・ハインリヒ・ホテル支配人］。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に送られた。妻フリーダ（Frida）は息子二人、娘二人（内一人は12歳以下）と大戦終結まで青島に留まった。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ハンブルク出身。（4680：大阪→似島）

131）Ide（イーデ），Georg：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。イーデの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。解放後は蘭領印度に渡ったが、1922年にはドイツに戻った。ブランデンブルクのハーゼルホルスト（Haselhorst）出身。（3934：大阪→似島）

132）Iffli（イフリ），August：海軍東アジア分遣隊第1中隊・2等工兵。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。宣誓解放された。ロートリンゲンのアルトリス出身。（4533：大阪→似島）

133）Ivanoff（イヴァノフ），Valentin D.（1891-）：国民軍・卒。『日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独國俘虜関係雑纂』（外務省外交史料館所蔵）によれば、1916年5月4日、ウラヂスラフ・コフラー（Wladislaw Koffler）という名のオーストリア人と称して青島に流れてきた。ロシア語以外ほとんど理解しなかった、と記されている。しかし、『大正三年乃至九年　戦役俘虜ニ関スル書類』（防衛研究所図書館所蔵）中の「獨逸及墺洪国俘虜捕獲及内地後送對照表」の「第三、其ノ他ノ俘虜」によれば、大正5年5月3日、長崎に着いた汽船山城丸の乗客に言動の怪しい人物がいることが判明し、5日に門司に入港した時点で取調べを行った。大阪収容所に収容後の取調べでは、時々刻々申し立てを変更した。やがて移された似島収容所における供述では、東普戦線で負傷し、ウラジオストックに戻って義勇艦隊ペンザ号に乗り組んだがやがて脱走した。日本に収容されることを意図してのことであった、と記されている。『俘虜名簿』で唯一「釈放」と記載されている人物である。ロシアのオムスク（Omsk）出身。（4713：大阪→似島）

134）Jacob（ヤーコプ），Wilhelm（1890-1956）：国民軍・卒。ゲッティンゲンで没した。リッペ＝デトモルトのエルダー（Erder）出身。【『俘虜名簿』では「Jakob」となっているがシュミット氏の表記に倣った】。（4536：大阪→似島）

135）Jacobi（ヤコービ），Jacob：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。大阪収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。宣誓解放された。下部エルザスのオーバーモデルン出身。（4535：大阪→似島）

136）Janssen（ヤンセン），Heinrich：海軍膠州砲

兵隊第1中隊・2等砲兵。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。ハノーファー近郊のヴェスターフーゼン出身。(3938：大阪→似島)

137) Jaschok（ヤショク），Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。ヴェストファーレンのレックリングハウゼン出身。(3940：大阪→似島)

138) Jauch（ヤオッホ），Joh.G.：第3海兵大隊第6中隊・後備2等歩兵。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。シュヴェンニンゲン出身。(4634：大阪→似島)

139) Jepsen（イェプセン），Julius：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。ヴェルサイユ講和条約締結後の1919年8月26日、出身地の帰属を問う州民投票に参加の為、ヤスペルセン（Jaspersen）、ブロイニンガー（Braeuninger）、カルステンス（Carstens）、フライエンハーゲン（Freyenhagen）、ハンゼン（Hansen）、ニールセン（Nielsen）の6名のシュレースヴィヒ出身者とともに一足先に帰国した。フレンスブルク出身。(3939：大阪→似島)

140) Johannsen（ヨハンセン），Martin：国民軍・卒。〔ミネラルウオーター製造会社「健康泉」経営〕。青島時代はブレーメン街264番地に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。解放後は青島に戻った。シュレースヴィッヒ＝ホルシュタインのブルンスビュッテラー（Brunsbütteler）出身。(4681：大阪→似島)

141) John（ヨーン），Hermann：国民軍・卒。青島時代はテティス街（Thetisstraße）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。ケーニヒスベルク出身。(4682：大阪→似島)

142) Juchheim（ユーハイム），Carl（1889-1945）：国民軍・卒。1889年12月25日、ライン河畔の町カウプに13人兄弟の10番目として生まれた。父はビール醸造職人のマイスターだった。シュトラールズントの菓子店で修業し、1908年職業学校を卒業して菓子職人になると、その年青島で菓子店と喫茶店を営むドイツ人に招かれて赴任した。バウムクーヘンを得意とし、ここで菓子職マイスターの資格を得て青島のビスマルク街で菓子店を営んだ。1914年7月28日にニッケル（Nickel）副曹長を証人の一人として結婚式を挙げた。妻の名はエリーゼ（Elise）と言った。青島陥落時はニッケル夫人が二人の幼子を連れてユーハイム家に身を寄せていた。そこへ日本軍兵士三人が家に入り込んできた。しかし危害を加えることはなく、ニッケル夫人の二歳の子供に、角のある色とりどりの可愛らしい小さなお菓子を差し出した。エリーゼは機雷を連想して、毒かと思って立ちはだかると、兵士は自ら食べてみせた。兵士が去ったあとで口にするととても甘くておいしいお菓子で、それは「金平糖」であったという。1915年9月、非戦闘員であったユーハイムに召喚状が届き、俘虜として日本に送られることになり、9月20日大阪収容所に収容された。やがて11月4日に息子カール・フランツが青島の病院で生まれたことをユーハイムは収容所で知った。1917年2月18日、大阪俘虜収容所から似島俘虜収容所に移送された。1919年3月4日から広島県物産陳列館（現在の原爆ドーム）で開催された俘虜作品展示即売会には、ヴォルシュケ（Wollschke）及びオトマー（Othmer）の勧め・励ましを受けてバウムクーヘンを出品し、市民の好評を博した。「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の30頁には、ユーハイムのバウムクーヘンのスケッチが掲載された。戦争終結まじかに、板東収容所の知友グロースマン（Grossmann）に似島や習志野収容所の動静を記した手紙を送った。青島に留まったエリーゼ夫人は困り果てた時幾度となく山田耕三大尉に訴え、その都度親切にしてもらった。大戦が終結しての1920年1月25日、エリーゼは息子カール・フランツを連れて青島から神戸に着いた。ユーハイムはやがて明治屋に就職し、銀座「カフェー・ユーロップ」の製菓主任になった。月給は350円で、当時としては破格の報酬であった。やがて独立して横浜山下町に菓子店「ユーハイム」を開業した。関東大震災で店は倒壊し、1923年神戸三宮に移って再出発した。一時健康を害してドイツに帰国したが再び来日し、第二次大戦中も日本に留まった。1945年6月5日の空襲で店は瓦解し、失意の内に8月14日六甲ホテルで死去した。息子のカール・フランツは第二次大戦に応召し、5月6日ウィーンで戦死した。戦後店は再建され、妻エリーゼ（1892-1971）の奮闘によって発展し、現在もドイツ菓子の店として広く知られている。【頴田島『カール・ユーハイム物語』等より】。芦屋市朝日丘の芦屋霊園に夫妻の墓がある。ポンメルンのリューゲン郡のガルツ（Garz）出身。

(4683：大阪→似島)

143) Kaden（カーデン）, Willy Oswald（1892-1966）：海軍東アジア分遣隊・2等歩兵。ザクセンのデンシュテン（Dönschten）出身。(4540：大阪→似島)

144) Kaltenhäuser（カルテンホイザー）, Hans：海軍膠州砲兵隊第5中隊・1等水兵。大戦終結後は、青島における就職既定者として日本国内で解放された。ゾーリンゲン出身。(4548：大阪→似島)

145) Kappler（カップラー）, Carl：国民軍・卒。[カップラー製造（R.Kappler & Sohn）]。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。大戦終結後は、山東省の省都済南に済南貿易商社を興して輸入業を営み、カッセラ社の代理店ともなって染料の輸入を手がけた。バイエルン出身。(4684：青島→大阪→似島)

146) Kaesemann（ケーゼマン）, Friedrich：国民軍・上等歩兵。[リヒャルト（Richard）運送会社]。青島時代は天津街（Tietsinstraße）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪収容所に送られた。1918年11月9日付けで、東京のスイス公使館からスイスの内田公使に宛てた文書が遺されている。それによれば、ロシアのチタ近傍のプジェチャンカ（Pjietschanka）にいる義理の兄弟クライゼル（Ernst Kreisel）に、ケーゼマンは50円の送金願いを申請した。妻マリー（Marie）は娘（12歳以下）と二人大戦終結まで青島に留まった。解放後は青島に戻った。ヴェストファーレンのシュペンゲ（Spenge）出身。(4685：大阪→似島)

147) Kaul（カウル）, Hans：海軍砲兵中隊・2等機関兵曹。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で錨の形の文鎮1点を、また全般の部の木製品部門に手提げ鞄及び写図器を、また展覧会カタログの補遺によれば、郵便箱を出品した。東プロイセンのパッベルン（Pabbeln）出身。(4541：大阪→似島)

148) Keining（カイニング）, Ernst：国民軍・曹長。[ホテル経営者]。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。元第3海兵大隊第6中隊の曹長だった。青島開城の際家族と天津に逃れた。1916年8月、所有家屋の課税問題で天津から青島に入り、その結果俘虜となって9月1日大阪収容所に送られた【『戦役俘虜ニ関スル書類』より】。青島でホテル「カイニング」を経営していた。妻の名はマリー（Marie）。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ヴェストファーレンのゾエスト（Soest）出身。(4712：大阪→似島)

149) Keiper（カイパー）, Georg（1877-）：第3海兵大隊第7中隊・予備副曹長。[徳華高等学堂講師]。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。インゴルシュタット出身。(4537：大阪→似島)

150) Kern（ケルン）, Ludwig：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。大阪時代の1915年12月31日の大晦日にシュトルフ（Storf）とともに脱走したが、翌元旦に堤防の上を歩いているところを発見され逮捕、大阪監獄に収監された。この事件のため、1月27日に予定されたドイツ皇帝誕生日を祝う祝賀会及び音楽会が許可されなかった。似島時代、屠畜職人だったケルン（Kern）、ヴォルシュケ（Wolschke）の三人で、当時の広島市広瀬町上水入町のハム製造会社酒井商会でハム製造の技術指導をした。三人の写真が『広島中国新聞』(大正8年12月25日付け)に掲載されている。バイエルンのアッマンゼー湖畔の出身。(3955：大阪→似島→習志野)

151) Ketelsen（ケーテルゼン）, Johannes F.：国民軍・後備伍長。[裁判所書記官]。青島時代はハンブルク街に住んでいた。妻の名はイーダ（Ida）であった。シュレースヴィヒ出身。(4543：大阪→似島)

152) Kiessling（キースリング）, Gustav Gotthard Friedrich（1892-1975）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。ドイツに帰国後ルツィー・グロス（Luzie Gross）と結婚して子供二人をもうけた。当初は製紙工場のボイラーマンとして働いたが、後にマイニンゲンで国有鉄道に勤務した。マイニンゲン郡のシュヴァルンゲン（Schwallungen）出身。(3961：大阪→似島)

153) Kirschner（キルシュナー）, Wilhelm（1892-1966）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。ドイツに帰国後1930年までパン屋を営んだが、後に農業に従事した。なお、1922年2月22日マリー・マルガレーテ・ヴァッカー（Marie Margarete Wacker）と結婚して息子4人をもうけた。ヘッセン＝ナッサウのランゲンゼルボルト（Langenselbold）出身。(3960：大阪→似島)

154) Klaiber（クライバー）, Hugo（1894-1976）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の

裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。クライバーの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。2005年になって、クライバーはイレブンの写真中左から3人目の人物である事が判明した。ドイツに帰国後タンクローリーの運転手をした。1921年5月16日、パオリーネ・ケッサー(Pauline Kässer, 1896-1936)とヴァンヴァイル(Wannweil)で結婚した。連れ子の息子リヒャルト(Richard Ewald, 1919-1942)はロシアで戦死した。またこの年、テュービンゲン近郊のヴァンバイルでサッカーチームを結成したが、そのチームは今日なお存続し、会員数は700名に及んでいる。息子のエーヴァルト(Ewald)は第二次大戦に出征し、23歳でソ連との戦闘で戦死した。最初の妻が亡くなって、やがて再婚後に生まれた次男クラウス(Klaus)は、テュービンゲン近郊のジップリンゲンに住んでいる。テュービンゲン出身。(3954：大阪→似島)

155) Kleinbeck(クラインベック), Ernst(1893-1944？)：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。クラインベックの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。マンハイム出身。(3944：大阪→似島)

156) Kleingünther(クラインギュンター), Otto：第3海兵大隊機関銃隊・上等兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門で、ヴァイス(A.Wei iv s)と共同で、ゴットリーバー(Gottlieber)及びミュラー(Fritz Müller 629)製作の東屋及び別荘の模型用22点家具と金属製品を出品した。ルードルシュタット出身。(4538：大阪→似島)

157) Klingner(クリングナー), Eugen(1884-)：海軍膠州砲兵隊第2中隊・後備砲兵軍曹長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会では、アーペル(Apel)、オットー(Otto)、シュピーロ(Spiro)及びヴォーゼラウ(Wosearu)とともに技術部門の責任者を務めた。ライプチヒ近郊出身。(3950：大阪→似島)

158) Klöckner(クレックナー), Fritz：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。ハンブルク出身。(4686：大阪→似島)

159) Knubben(クヌベン), Peter：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。クヌベンの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。ラインラントのヴュルゼルン(Würseln)出身。(3946：大阪→似島)

160) Knust(クヌスト), Heinrich A.W.：海軍膠州砲兵隊第5中隊・予備船匠伍長。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門の責任者をハルムス(Harms)とともに務め、また学校部門では地図を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。キール出身。(1205：福岡→大阪→似島)

161) König(ケーニヒ), Ernst：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。大戦終結後、第4次送還船で下記エーヴァルト(Ewald)と同船でドイツに帰国した。ポーゼン州ポツォリッツ(Podstolitz)出身。(3952：大阪→似島)

162) König(ケーニヒ), Ewald(1882-1930)：海軍膠州砲兵隊・後備1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会で飾り箱と駒付きのチェス盤を出品した。ザクセン・アンハルトのケーテン出身。(4636：大阪→似島)

163) Kopietz(コピーツ), Franz：第3海兵大隊・後備上等歩兵。青島時代はホーエンローエ小路(Hohenroheweg)に住んでいた。上部シュレージエンのポボルシャウ出身。(4635:大阪→似島)

164) Koslowski(コスロヴスキー), Hans von：消防隊本部・電話士。[青島のクリーネ商会(Kliene & Co.)]。青島時代はフリードリヒ街47番地に住んだ。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ダンチヒ出身。(4547：大阪→似島)

165) Kraft(クラフト), Diederich(-1917)：海軍膠州砲兵隊・2等焚火兵。1917年3月1日大阪衛戍病院で死亡、真田山陸軍墓地に埋葬された。当時35歳だった。墓碑には「俘虜」の二文字が刻まれていた。1931年(昭和6)5月5日、城東練兵場での招魂祭を終えた阿部第四師団長

が真田山陸軍墓地に墓参すると、そこで大阪駐在のドイツ領事ハンス・ワルネル・ローデがドイツ兵の墓参に来たのと出会い、両者共にドイツ兵の墓に参拝した。第四師団長が外国人俘虜の墓前に礼拝したのはこれが最初であり、ローデ領事も非常に喜び、一方第四師団では「俘虜」の文字を、その名誉のために削ることに決定したと報じられている【『大阪毎日新聞』昭和6年5月7日付】。ヘヒトハウゼン出身。(4542：大阪→［似島］)

166) Krauss（クラウス），Adolf：国民軍・卒。［ベディカー商会（Boediker & Co.）］。青島時代はハインリヒ皇子街（Prinz-Heinrich-Straße）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。ブレーメン出身。(4688：大阪→似島)

167) Kretzschmar（クレッチュマー），Ernst：所属部隊不明・1等水兵。［青島税関所］。1919年2月26日、スイス公使を通じて天津在住の妻を看護したいとの請願書を出した。シュテッティン出身。(4546：大阪→似島)

168) Kretzschmar（クレッチュマー），Georg：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。大阪時代の1915年（月日不明）、「蚊帳内ニ於イテ蝋燭ニ点火シタルノ行動ハ予テ之ヲ禁止シタル日本官憲ノ命ヲ遵守セサル科」で重営倉5日の処罰を受けた。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』中の附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。ザクセン＝アルテンブルクのロンネブルク（Ronneburg）出身。(3959：大阪→似島)

169) Krogh（クロー），Martin：国民軍・階級不明。［商人］。青島時代は妻アンナ（Anna）とフリードリヒ街に住んだ。1919年10月28日、スゥエーデン大使に宛てて、中国には家族、財産、仕事もあることから、ドイツへの帰還船に乗せられることなく、自費で青島に出発したい旨の請願書を出した【『俘虜ニ関スル書類』より】。シュレースヴィヒ＝ホルシュタインのゾンダーブルク出身。(4544：大阪→似島)

170) Kropatschek（クロパチェク），Hans W.（1878-1935）：海軍東アジア分遣隊参謀本部・陸軍少尉。［青島ロシア副領事館副領事］。帝国議会議員ヘルマン・クロパチェク（Hermann Kropatschek）の息子として、ブランデンブルクに生まれた。19歳でロストック歩兵第90連隊少尉になった。しかしその後、父ヘルマンの希望でロシアに赴いて通訳学校に通った。学校生活を終えると再び軍隊に入った。1900年から1901年にかけて起こった義和団事件の際には派遣軍の一員となり、ペッツェル（Petzel）陸軍少将の副官を務めた。その際には大沽要塞の監視任務にも就いた。1904年ドイツ参謀本部附きとなったその年、ペッツェル少将の長女マルガレーテ（Margarete Petzel；1880-）と婚約し、翌年結婚した。ペッツェル少将が清国駐屯軍司令官神尾光臣少将と知己だったことから、神尾少将から仙台箪笥を贈られた。結婚を機に軍隊生活を離れて、短期間ハンブルクのハンブルク汽船会社で業務を習い、1905年青島のハンブルク汽船会社で従事することになった。傍らロシア副領事館の副領事を務めた。1914年8月3日に総督府から動員令が発せられると、副領事の職を放棄して青島独軍に参加した【《The Japanese Siege of Tsingtau》53頁】。10月7日の晩、ベルリン福音教会の教区監督フォスカンプの家を訪問していた時、山東省の省都済南が日本軍によって占領されたとの知らせが届いた。山東鉄道並びにその沿線は既に日本軍の支配下にあったことから、その情報は伝書鳩によるものと居合わせたクロパチェクは推測した。兄が神学者だったことでフォスカンプとは親しかった【Voskamp《Aus dem belagerten Tsingtau》45-46頁】。青島時代はビスマルク街（Bismarckstraße）に住んでいた。日独戦争により、ビスマルク街の家が砲弾で壊されて住めなくなると、一家はギュンター民政長官の家に移った。外交官としての身分の主張、神尾青島守備軍司令官との縁故を模索したが、不首尾に終わって日本へ移送された。妻マルガレーテ（Margarete）は、娘のイルムガルト（Irmgard；1906-）と息子ハンス（Hans；1908-1982）の三人で大戦終結まで青島に留まった。大戦終結して解放後の1920年3月、妻子を日本に呼び寄せた。三人は大阪商船の台北丸で神戸に着き、神戸からは鉄道で横浜に向かった。一家は横浜山手の「ブラフ」126番の家に住んだが、それは休暇中のドイツ人の家であった。クロパチェクは当初イリス商会の倉庫清掃係りとしての職を得たが、神戸のHapag-Lloyd汽船就職を願っていた。そこで一家は神戸の郊外へ移った。しかし、Hapag-Lloydへの就職は不首尾に終わり、再び横浜の根岸へ引っ越した。子ども達をドイツで教育させるために、1922年9月3日、日本商船の熱田丸で横浜を出港してドイツに帰国した。その後郷里に戻り、1935年9月23日イルフェルト（Ilfeld）に没した。息子ハンスによっ

て記されたクロパチェク一家の歴史（Aus dem Leben der Familie Hans Kropatschek）が、シュミット氏のホームページに掲載されている。ブランデンブルク出身。（4637：大阪→似島）

171）Kuch（クーフ），Emil（1894-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で駒付きチェス版を出品した。バーデンのエッピンゲン（Eppingen）出身。（3957:大阪→似島）

172）Kühnel（キューネル），Carl：砲艦ヤーグアル乗員・2等砲工。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で金庫の模型1点を出品した。アーヘン近郊のアイラードルフ（Eilerdorf）出身。（3968:大阪→似島）

173）Kuon（クオン），Gustav：海軍膠州砲兵隊第1中隊·2等歩兵（？）。[電気工マイスター]。デッティンゲン出身。（3948：大阪→似島）

174）Kuss（クス），Johann：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、毛皮を詰めた靴を出品した。上部シュレージエンのプレス出身。（1190：福岡→大阪→似島）

175）Kutt（クット），Paul：国民軍・上等兵。[ヴィンクラー商会（Winkler & Co.G.m.b.H.）支配人]。青島時代はハンブルク街に住んでいた。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。似島時代、リースフェルト（Liessfeldt）とトスパン（Tospann）が共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳したが、時にクットも参加した。複雑な文章の時はオートマー（Othmer）予備少尉が手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。宣誓解放された。シュトラースブルク出身。（4638：大阪→似島）

176）Kux（ククス），Herbert（1881-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊長・海軍大尉。敷設船ラウチング艦長。機雷将校。〔台西鎮砲台指揮官〕。1900年4月海軍に入った。1903年9月27日海軍少尉、1905年9月29日海軍中尉、1910年6月14日海軍大尉になった。青島時代はホーエンローエ小路（Hohenroheweg）に住んでいた。ブレスラウ出身。（3949：大阪→似島）

177）Lange（ランゲ），Hermann（1877-1950）：第3海兵大隊第4中隊・後備上等歩兵。左大腿部銃創及び骨折、右大腿部中央砲弾破片盲貫銃創により、日本移送当初は大阪陸軍病院に入院した。大阪収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点でも大阪衛戍病院に入院していた。似島への移送時点では義肢を付けていた。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』中の附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。テューリンゲンのミュールハウゼン（Mühlhausen）出身。（4639：大阪→似島）

178）Lau（ラウ），Paul：第3海兵大隊第3中隊・2等工兵。左臀部榴弾破片創により大阪陸軍衛戍病院に入院した。ヴェストファーレンのホルスト＝エムシャー出身。（4550：大阪→似島）

179）Lauzening（ラウツェニング），Johann F.：河用砲艦オッター（Otter）乗員・2等水雷水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部で漁船の模型を出品した。メーメルのシュヴァルツオルト出身。（4557：大阪→似島）

180）Lehmann（レーマン），Ewald：国民軍・中尉補。〔第2国民軍小隊長〕。ポンメルンのケスリン出身。（4554：大阪→似島）

181）Leiser（ライザー），Ludwig：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、ドメーレ（Domele）と共同でなめし皮製品数点を出品した。バーデンのツォイテン出身。（3976：大阪→似島）

182）Lieber（リーバー），Fritz：海軍東アジア分遣隊第2中隊·2等歩兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額縁4点、裁縫箱1点、郵便物収集箱1点を出品した。テューリンゲンのブランケンハイン出身。（4640：大阪→似島）

183）Liebmann（リープマン），Ludwig：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。大阪時代の1915年6月初旬、ポルシュケ（Porschke）及びポ

スピヒ（Pospich）と脱走したが逮捕され、禁錮2年の刑を受け大阪監獄に収監されたが、11月12日の大正天皇即位の大典の恩赦で1年6ヶ月に減刑された。同年9月仮出所したが12月に取り消された。アウグスブルク出身。(3975: 大阪→似島)

184) Liedtke（リートケ）, Fritz：国民軍・後備1等木工。[スタンダード石油]。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。エルベ河畔のアルトナ出身。(4641：大阪→似島)

185) Liesenfeld（リーゼンフェルト）, Eugen：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等水兵。似島時代の1918年、聖霊降臨祭の記念絵葉書を作画した【高橋スタンプ商会のHP「第二部・日独戦争と俘虜郵便の時代　98」に掲載されている。図柄は、兵士が「"平和になる"、"平和は来ない"（"Friede"、"kein Friede" と花占いをしている図）」参照：http://www.takahashistamp.com/2note98.htm】。また1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に当って、運営本部の一員として出納係りを務め、美術部門の絵画で鉛筆画5点を出品した。マインツ出身。(3970：大阪→似島)

186) Liessfeldt（リースフェルト）, Alfred（1891-1968）：海軍東アジア分遣隊第2中隊・予備副曹長。似島時代、トスパン（Tospann）と共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳した。時にクット（Kutt）も参加し、複雑な文章の時はオートマー（Othmer）予備少尉が手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。ハンブルク出身。(4551：大阪→似島)

187) Lindner（リントナー）, Anton：第3海兵大隊第2中隊・軍曹。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、工芸技術の金工部門で火鉢用の金網1点を出品した。また上記展覧会のカタログの30頁には、リントナー経営のストーブ、セントラルヒーティング等の工作場の広告が掲載されている。上部プファルツのナッブルク出身。(4549：大阪→似島)

188) Lindner（リントナー）, Felix（1884-）：国民軍・階級不明。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放されたが、やがて蘭領印度のメダンに渡った。ライプチヒ近郊のケチャウ出身。(4556：大阪→似島)

189) Lipinski（リピンスキー）, Hans（1888-1969）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・海軍中尉。〔游内山特殊砲台指揮官〕。1907年4月海軍に入り、1910年9月少尉、1913年9月中尉に昇進し、1914年8月から青島膠州湾湾口の游内山特殊砲台指揮官になった。1920年6月退役した。その後、エーゲ海のヴォロス（Volos）港司令官として現役に復帰したが、実際任務には就かなかったと思われる。1941年7月から1943年8月まで、ガスコーニュ（Gascogne）海防部隊司令官となり、海軍大尉に昇進した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ブレスラウ出身。(3969：大阪→似島)

190) Litterst（リッテルスト）, Theodor（1889-）：所属部隊不明・階級不明。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。当初は日本に滞在したが、やがてドイツに帰国して1921年4月12日、クラーラ・フォルナー（Klara Forner）と結婚した。その後天津に赴きその地で息子が生れた。バイエルンのフューリンゲン（Vühringen）出身。(4558:大阪→似島)

191) Löffler（レッフラー）, Hermann：国民軍・卒。青島時代は小港小路（Kleiner Hafenweg）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。エアフルト出身。(4689: 大阪→似島)

192) Loeven（レーヴェン）, Heinrich：海軍膠州砲兵隊第2中隊・上等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。レーヴェンの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。2005年に、イレブンの写真中の左端がレーヴェンではないかとされたが、息子のフランツから確証は得られなかった。アーヘン出身。(3971：大阪→似島)

193) Löwenig（レーヴェニヒ）, Karl：国民軍・上等歩兵。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。ケルン出身。(4555: 大阪→似島)

194) Luft（ルフト）, Fritz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で装蹄用の模型1点を出品した。ゲーラ出身。(3973：大阪→似島)

195) Mache（マッヘ）, Joseph：海軍膠州砲兵隊

第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で裁縫箱1点を出品した。上部シュレージエンのコーゼル出身。(3991：大阪→似島)

196) Mahnke（マーンケ），Hermann：国民軍・卒。[土木建築監督]。青島時代はヴィルヘルム皇帝海岸通（Kaiser-Wilhelm-Ufer）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。妻は四人の娘と大戦終結まで青島に留まった。ポンメルンのシュトラールズント出身。(4690：大阪→似島)

197) Mändler（メントラー），Arnold：所属部隊不明・階級不明。1919年3月4日から広島県物産陳列館で開催された、似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會のために発行された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の26頁には、メントラー経営の薬局のイラストが掲載された。大戦終結後は、青島での就職既定者として日本国内で解放された。ミュンヘン出身。(4564：大阪→似島)

198) Martin（マルティーン），Hans von（1885-1973）：海軍膠州砲兵隊・海軍中尉。〔衙門砲台指揮官〕。青島時代はビスマルク街（Bismarckstraße；日本の占領統治時代は万年通）に住んでいた。1917年2月18日、大阪から似島に収容所替えで移る際、鳥篭を提げながら梅田駅まで歩いて異彩を放った。1920年1月30日【1915年10月17日発令】海軍大尉に昇進し、同年3月8日に退役した。第二次大戦を期に現役に復帰し、1940年12月31日から1941年11月22日まで、シェルブール（Cherbourg）のノルマンディー海防部隊司令部で、海軍少佐として参謀将校の任に当たり、1941年11月23日から1944年8月まで、ル・ハーヴル（Le Havre）の海軍砲兵第266部隊司令官であった。マイレンダー（Mailänder）が第二次大戦後にコンタクトを取った人物【『クッツホーフから中国、日本へ』55頁】。シュレージエンのローテンブルク出身。(3979：大阪→似島)

199) Martwig（マルトヴィヒ），Richard：海軍膠州砲兵隊第1中隊・後備1等水兵。似島時代の1919年3月に開催された広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会カタログによれば、マルトヴィヒは「水兵館」を経営していた。「ビール、各種アルコール、自慢料理：ハンブルク・砕氷船、営業夕方9時半まで」等の文字のほか、オーナーのマルトヴィヒと思われる人物等の、味わいあるイラストが描かれている。ポンメルンのシュテティン出身。(3980：大阪→似島)

200) Matthiesen（マティーゼン），Hans：国民軍・水先案内人。妻マティルデ（Mathilde）は大戦終結まで上海で暮らした。シュレースヴィヒ＝ホルシュタインのデュッペル出身。(4562：大阪→似島)

201) Mau（マウ），Kurt：海軍膠州砲兵隊第3中隊・1等砲兵。[鷲屋薬局]。青島時代はフリードリヒ街に住み、オットー・リンケ（Otto Linke）経営の鷲屋薬局に勤めていた。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。ベルリン出身。(3993：大阪→似島)

202) Metzger（メツガー），Franz（1984-1960）：海軍膠州砲兵隊第4中隊・予備1等砲兵。以下の記述は、息子のオットー・メツガー（Otto Metzger）氏からの教示による【1884年9月25日、アルテンドルフに生まれた。1905年、海軍に入隊した。1906年初頭、レーエ（Rehe）からボルシア（Borussia）号に乗り組んで青島へ赴き、1908年まで青島に滞在、その年の8月海軍膠州砲兵隊第3中隊の兵曹になった。1909年に一時期ドイツに帰国したが、その年にシュプレーヴァルト（Spreewald）号で青島に戻った。1912年から1913年にかけて兵営監督を務め、1914年9月上等兵曹になった。】。1916年10月20日、福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部の作業道具の部門に旋盤を出品した。先のオットー・メツガー氏作成の資料によれば、解放後は東京のカメラ製造会社「小西六」にレーザー技師として勤務し、1910年11月30日にエリーザベト・テレジア・レヴェリング（Elisabeth Theresia Levering）と結婚した。1926年、OAGのマネージャーとして勤務し、横浜市大神宮山に住んだ。1929年ごろ、横浜の山下町でフランス料理店「クレサン・クラブ」を経営したが、1931年に世界的大恐慌のあおりを受けて閉鎖した。1929年ごろに妻のエリーザベトと離婚したと思われる。1930年、宮崎県出身の丸山タツ（1907-2006）と結婚して長男カール（Karl；1930-2000）が出生した。1931年から翌年にかけては、メツガーにとって種々困難な時期であった。1932年、ヘルマン・ヴォルシュケ（Hermann Wolschke）からソーセージ造りを学びつつ独学もして、やがて横浜の元町でソーセージ製造・販売の店「デリカテッセン」を1945年まで経営した。二人の間さらに、次男ハンス（Hans；

1933-2006)、三男フランツ（Franz；1935-)、四男オットー（Otto；1938-)、長女マルガレーテ（Margarete；1942-)、次女ルイーゼ（Luise；1944-）が生れた。1945年の米軍B29による空襲で店は焼失し、1945年から1949年まで、米軍キャンプでコックの仕事をした。1949年から1952年にかけて、東京・丸の内で貿易商会を開設した。1952年、横浜の本牧で食品店「Metzger' s Delicatessen」を経営した。1960年2月9日鎌倉で没し、鎌倉雪ノ下教会（カトリック）墓地に埋葬された。今日は妻タツも一緒に埋葬されている。2006年10月､息子のオットー・メツガー氏から「チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会」に父親フランツの足跡探しの依頼が舞い込んだ。ルール河畔西エッセンのアルテンドルフ（Altendorf）出身。(1323：福岡→大阪→似島)

203) Meyer（マイアー)，Heinrich：第3海兵大隊第6中隊・後備上等歩兵。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。リューネブルク出身。(4642：大阪→似島)

204) Möbius（メービウス)，Emil：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。ザクセンのメルゼブルク・ザンダースドルフ出身。(3998：大阪→似島)

205) Moll（モル)，Albert：海軍膠州砲兵隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部でぶどう栽培地のぶどう圧搾機を出品した。上部エルザスのコールマル出身。(3994：大阪→似島)

206) Möller（メラー)，Paul：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。ハンブルク出身。(4691：大阪→似島)

207) Morawek(モーラヴェク)，Rudolf Edlerv.(1882-)：オーストリア野砲兵第17連隊・陸軍砲兵大尉(卿)。シベリアの収容所から脱走して、中国、アメリカを経由して本国に帰ったが、やがて満州のハルピン市内を流れる松花江の鉄橋爆破の任務に就いた。資金の10万円は上海のオーストリア領事館に預けられ、横浜港に入ったところで逮捕された。1915年2月23日に行われた第2回目の尋問調書が残されている。大阪時代の1916年、「12月28日他俘虜ニ託シ秘密通信ヲ企図シタル科」で重謹慎30日に処せられた。また似島時代の1917年、「2月24日所長ノ命令ニ不服従ナリシ科」で重謹慎30日に処せられた。アルテルト、エステラー、シャウムブルクの4人で大阪と似島の両収容所から二度にわたって脱走を企て、アルテルトとエステラーの二人は3年、モーラヴェクとシャウムブルクの二人は2年半の刑を受け、日独講和を受けての特赦で釈放された1920年1月15日まで、広島の吉島刑務所に服役した。セケリー出身。(4711：大阪→似島)

208) Mros（ムロス)，Heinrich：国民軍・卒。[ホテル経営]。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に送られた。妻ヨハンナ(Johanna)は子ども（12歳以下）と二人で大戦終結まで上海で暮らした。ドレスデン出身。(4692：大阪→似島)

209) Müller（ミュラー)，Barthoromäus：第3海兵大隊工兵中隊・後備上等工兵。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ニュルンベルク出身。(4643：大阪→似島)

210) Müller（ミュラー)，F.M.Eugen：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。ビュルテンベルクのブレンツ河畔のハイデンハイム出身。(4693：大阪→似島)

211) Müller（ミュラー)，Johannes：海軍膠州砲兵隊第1中隊･予備1等砲兵。青島時代はイレーネ街に住んでいた。大戦終結後は、青島での就職既定者として日本国内で解放された。ベルリン出身。(3981：大阪→似島)

212) Muendel（ミュンデル)，Harry：海軍膠州砲兵隊･海軍少佐。ボーデカー少佐の後を受けて、砲艦ヤーグアル艦長となる。シュテッティン出身。(3978：大阪→似島)

213) Musterer（ムステラー)，Adolf：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等歩兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月に開催された広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会カタログの補遺によれば、ムステラーは庭園のスケッチを出品した。ベルリン出身。(1321：福岡→大阪→似島)

214) Nicolai（ニコライ)，Friedrich：国民軍・伍長。[ハンブルク・アメリカ汽船青島支社長（？)]。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保

持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。妻の名はエンマ（Emma）。1954年11月6日、青島戦闘40年を記念してハンブルクで開催された「チンタオ戦友会」に出席した。メクレンブルク＝シュヴェーリンのグレーフェスミューレン出身。（4645：大阪→似島）

215）Nottbusch（ノットブッシュ），Willy：第3海兵大隊第4中隊・2等歩兵。［パン職人マイスター］。青島時代は直隷街（Tschilistraße；日本の占領統治時代は直隷町）に住んでいた。オスナブリュック出身。（4567：大阪→似島）

216）Oechsler（エクスラー），Karl：第3海兵大隊第7中隊・上等歩兵。［馬具職マイスター］。青島時代はホーエンローエ小路（Hohenloheweg）に住んでいた。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で木彫り箱1点、裁縫箱1点、チェス版1点、木彫り時計入れ1点、額縁3点を出品した。フレンスブルク出身。（4568：大阪→似島）

217）Ontrupp（オントルップ），Bernhardt：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部の作業道具の部門にケルン（J.Kern）と共同で簗2点を出品した。ミュンスター出身。（3834：大阪→似島）

218）Oertel（エルテル），Ferdinand：国民軍・卒。［理髪師］。青島時代はハインリヒ皇子街（Prinz-Heinrich-Straße）129番地に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。大阪収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。シュレージエンのロスバハ出身。（4694：大阪→似島）

219）Othmer（オトマー），Prof.Dr. Heinrich Friedrich Wilhelm（1882-1934）：第3海兵大隊予備榴弾砲兵隊・予備陸軍少尉。［徳華（独中）高等学堂教授・中国語学者；中国名：欧特曼］。1892年から1900までノルデン（Norden）のギムナージウムに通い、グライスヴァルト及びベルリンで学んだ。1904年学位取得、1907年末北京に赴いた。1908年5月18日歩兵第78連隊予備少尉、1909年青島の徳華高等学堂上級教師。青島時代はホーエンローエ小路（Hohenroheweg）に住んでいた。1911年看護婦をしていたエリーザベト・ブリ（Elisabeth Buri；1874-1920）と結婚し、ゲルハルト（Gerhard；1912-1996）とヴィルヘルム（Wilhelm；1914-1986）の二人の息子をもうけた。1912年、徳華高等学堂の同僚レッシング（Ferdinand Diederich Lessing）と協同で『北方漢語口語課程』（Lehrgang der nordchinesichen Umgangssprache）を発表した。これは独語圏における漢語のローマ字表記法の一方式である。1914年8月、第3海兵大隊予備少尉、大阪収容所に俘虜第一陣として収容されるや、多くの俘虜がまだ途方に暮れている最中、ただちに中国語の研究を続行した。このことは多くの俘虜達に刺激を与え、やがて次々に講習会が開催されるようになり、大阪収容所はさながら「学校収容所」になった、と収容所で一緒だったベルゲマン（Bergemann）中尉は書き記している【《Du verstehst unsere Herzen gut》63頁】。オトマーは講習会で教えるだけではなく、自らも学習の手本を示すべく日本語の勉強に打ちこんだ。小学校の国語読本から初めて、平仮名・片仮名を覚え、中国語の素養を生かして『漢字林』から漢字を習得し、『万葉集』にまで及んだ。大阪収容所、やがて移った似島収容所は、青島を中心とした中国での商売を営んでいた俘虜が多かったが、そうした商人達は折に触れオトマーの部屋に種々の相談に訪れた。似島時代のユーハイムもその一人で、広島県物産陳列館での俘虜作品展示即売会にバウムクーヘンを出品するよう勧められ、かつ励まされた。オトマー自身は講演、研究及び勉学以外では、似島でもっぱら野菜作りに励んだ。似島時代、リースフェルト（Liessfeldt）とトスパン（Tospann）が共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳した。時にクット（Kutt）も参加したが、複雑な文章の時はオトマーが手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。妻エリーザベト（Elisabeth）は息子二人（いずれも12歳以下）と三人大戦終結まで青島で暮らした。なお、青島に残ったオトマー夫人を始め総督府の高級官吏及び知識階級者の夫人達の動静は、中国学者にして宣教師リヒャルト・ヴィルヘルムの妻ザロメの日記で僅かながら窺い知ることが出来る【これに関しては、新田義之『リヒャルト・ヴィルヘルム伝』の第12章「世界大戦と青島」を参照】。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より】。解放後は上海の同済大学教授、1922年、エリーザベトの妹マリア（Maria Buri；1892-1971）と再婚して、息子カルステン（Carsten；-1923）と娘グード

ルン(Gudrun;-1926)をもうけた。ハノーファー出身。(4005：大阪→似島)

220) Otto（オットー），Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会では、アーペル（Apel)、クリングナー(Klingner)、シュピーロ（Spiro）及びヴォーゼラウ（Wosearu）とともに技術部門の責任者を務め、また学校部門では微分積分計算の教科書を出品した。ワイマール出身。(4007：大阪→似島)

221) Pape（パーペ），Otto（1885-1918）：所属部隊不明・後備2等機関兵曹。[鉄道機関士]。1918年3月18日似島で死亡し、広島市内の比治山陸軍墓地に埋葬され、その墓碑は今日なお遺されている。ブラウンシュヴァイク出身。(4647:大阪→似島)

222) Patitz（パーティツ），Richard：国民軍・伍長。[巡査]。日独戦争中は、元巡査や兵士の中国人スパイに日本軍の偵察をさせた。その際、情報の信憑性を確保するため、常に二人を1日ないしは2日違いでほぼ同じルートを探らせた。二人が出会って相談し、偽の報告をしないようなルートを考えた。二人の情報がほぼ合致すると、報酬として一人1ドルが与えられた。時にはプリューショウ中尉による空からの偵察も、その際の参考にされた。妻オルガ（Olga）は息子(12歳以下）と大戦終結まで青島に留まった。ザクセンのムルデ河畔のトゥレローゼン出身。(4574：大阪→似島)

223) Patzig（パッツィヒ），Conrad（1885-1975）：海軍膠州砲兵隊・海軍中尉。〔第12砲台指揮官〕。青島では、イルチス地区の空き別荘にプリュショウ中尉と一緒に住んだ。コック等の中国人使用人を三人雇っていた。西プロイセンのツォッポト出身。(4008：大阪→似島)

224) Petke（ペトケ），Georg（1893-1957）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。ドイツに帰国後の1920年、オルガ・ギュンター（Olga Günther)と結婚した。ブランデンブルクのミュルローゼ（Müllrose）出身。(4014:大阪→似島)

225) Pfister（プフィスター），Georg：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵伍長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額縁3点を出品した。ヴュルテンベルクのヒルトカルツハウゼン出身。(4013:大阪→似島)

226) Piastowski（ピアストウスキー），Franz：海軍砲兵中隊・2等水兵。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪陸軍衛戍病院に入院していた。似島への移送時点では義肢を付けていた。西プロイセン出身。(4573：大阪→似島)

227) Poerschke（ペルシュケ），Hermann：海軍野戦砲兵隊・2等野砲兵。大阪時代の1915年6月初旬、リープマン（Liebmann）及びポスピヒ（Pospich）と脱走したが逮捕され、禁錮2年の刑を受け大阪監獄に収監されたが、11月12日の大正天皇即位の大典の恩赦で1年6ヶ月に減刑された。同年9月に仮出所した。ポーランド人であったことから後に宣誓解放された。オステローデ郡のタンネンベルク出身。(4571：大阪→似島)

228) Pospich（ポスピッヒ），Friedrich：海軍膠州砲兵隊第3中隊・2等砲兵。大阪所時代の1915年6月初旬、リープマン（Liebmann）及びペルシュケ（Poerschke）と共謀して脱走を企てた。1915年7月5日に禁錮2年6月に処せられて大阪監獄に収監されたが、11月12日の大正天皇即位の大典の恩赦で1年10ヶ月に減刑された。シュパンダウ出身。(4016:大阪→似島)

229) Possardt（ポッサート），Alfred：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。ポッサートの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。ブランデンブルクのフォルスト（Forst）出身。(4012：大阪→似島)

230) Pötter（ペッター），Karl（-1919）：国民軍・卒。青島時代はハンブルク街（日本の占領統治時代は深山町)に住んでいた。1915年9月下旬、青島俘虜収容所に収容された。10月11日付けの俘虜情報局による追加名簿では、収容所先がまだ青島となっている。1916年2月初旬（あるいは1月31日）に青島から大阪収容所に送られた。1919年7月3日似島俘虜収容所で病死、享年45歳だった。妻のエリーザベトは大戦終結まで青島に留まった。1920年12月25日、青島欧人墓地内のドイツ人戦没者墓地に埋葬された。墓標番号は552番。ナッヘル出身。(4695:青島→大阪→似島)

231) Precht（プレヒト），Karl（1893-1985）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。[パン職人]。息子のヴィリー・プレヒト（Willi Precht）氏に

よれば、プレヒトはパン職人の家庭に生まれた。ヴュッルツブルクのフランクフルト街にあったパン屋テレーゼで徒弟修業した。その後フランクフルト、ケルン、ヴィースバーデン、ハノーファーで職人として働いた。1913年10月ククスハーフェンで海軍兵士として訓練を受けて、1914年1月青島に赴いた。プレヒトが収容所から祖国ドイツに送った手紙が今日いくつか遺されている。プレヒトは父親の遺品から、1918年末に似島収容所から姉妹に宛てた自分の手紙を発見したが、その内容は以下である。「僕はその後も変わりありません。今はサッカー、ファウストバル、テニスで時間をつぶしています。以前はさらに畑仕事もしていましたが、それは戦略的理由から再び禁じられています。…僕たちも直に故郷へ戻れるでしょう。というのもたった今平和条約が締結されたことを知ったからです」。大戦終結して帰国後、プレヒトはパン職人から方向転換して、煉瓦職人になった。第二次大戦中はニュルンベルクで煉瓦職として働いたが、1945年3月16日の大空襲で家が完全に破壊された。プレヒトの海軍時代の思い出の品は、時に道具箱に、時にジャガイモ入れとなっても空襲でも焼けずに残った海軍箱だけであるという。日本に対する熱い思いを終生抱き、息子によれば、ヴュルツブルクで日本人旅行客を見かけると、おぼつかない日本語で話しかけたという。もし飛行機恐怖症でなかったならば、必ずや日本にまた一度でかけたであろうとも息子のヴィリー氏は語っている。「日本人は世界で一番清潔好きだ。なにしろ毎日風呂に入る」との言葉を家族はよく耳にしたとも語っている。1972年、ヴュルツブルクでの最後の青島戦友会には、友人にして同じく戦友のヴィリッヒ（Willig）と出席した【メッテンライター『極東で俘虜となる』84-86頁】。下部フランケン出身。（4011：大阪→似島）

232）Preusse（プロイセ），Paul：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等機関兵曹。『ドイツ・トゥルネン新聞（Deutsche Turn-Zeitung）』の1917年4月19日付け16号に、「大阪（日本）からの手紙」と題して、プロイセからの同新聞編集部への感謝と催し物について述べた手紙と、また同年8月16日付けの33号には、似島への移転とそこでの活動状況を知らせる友人宛ての手紙が掲載された【山田『俘虜生活とスポーツ』145頁】。ザクセンのピルナ出身。（4009：大阪→似島）

233）Pröfener（プレフェナー），Johannes：第3海兵大隊第4中隊・後備2等歩兵。[上海居留地工部音楽隊員]。1906年11月7日、前記音楽隊に加入した【「1912年版上海工部局年次報告書」より】。1914年12月15日、在上海総領事から外務大臣宛に、上海租界の代表から、指揮者ミリエスとその楽団員であるエンゲル、ガーライス及びプレフェナーは非戦闘員なので解放せよとの申し入れがあったが、軍籍があることから不許可になった。ハンブルク出身。（4017：大阪→似島）

234）Quaas（クヴァース），Emil：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。ザクセンのランベルツヴァルト出身。（4018：大阪→似島）

235）Raake（ラーケ），Hermann：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。[製靴工マイスター]。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。アイゼナッハ近郊出身。（1416：福岡→大阪→似島）

236）Radtke（ラトケ），Heinrich：所属部隊不明・1等焚火兵。[錠前工]。青島時代は小港小路に住んでいた。妻クラーラ（Klara）は五人の子（内二人は12歳以下、一人は12歳以上の息子、二人は12歳以上の娘）と大戦終結まで上海で暮らした。リュストリンゲン/オルデンブルク出身。（4582：大阪→似島）

237）Ramin（ラミーン），Fritz：海軍膠州砲兵隊第4中隊・2等砲兵。右上膊部榴散弾弾子盲貫銃創により、大阪陸軍衛戍病院に入院した。ザクセン県のアイレンブルク出身。（4649：大阪→似島）

238）Rasch（ラッシュ），Albert：海軍膠州砲兵隊第5中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、背広1点及びジャケツとチョッキの試作品を出品した。上記展覧会のカタログの32頁には、ラッシュ経営の洋服店の広告がイラスト入りで描かれている。ゲッティンゲン出身。（4578:大阪→似島）

239）Redecker（レーデカー），Wilhelm：国民軍・階級不明。[教師]。妻ベルタ（Berta）は大戦終結まで青島に留まった。ビーレフェルト出身。（4581：大阪→似島）

240）Reimers（ライマース），Stephan:国民軍・卒。[メルヒャース商会社長]。青島時代は皇帝街（Kaiserstraße）に住んでいた。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に

送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。ヴェーザー河畔のニーンブルク出身。(4650：大阪→似島)

241) Reinhardt（ラインハルト），Josef：国民軍・卒。青島時代はイレーネ街に住んでいた。1915年9月下旬に青島俘虜収容所に収容され、1916年1月31日青島から大阪俘虜収容所に移送された。バイエルン出身。(4696：青島→大阪→似島)

242) Reining（ライニング），Josef：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で模型の大砲1点を出品した。ボートマン・アム・ゼー（Bodmann am See）出身。(1417：福岡→大阪→似島)

243) Richardt（リヒャルト），Julius：国民軍・2等兵曹。[運送業]。青島では運送業を営業し、青島郊外の名所である労山（標高1130 m）やプリンツ・ハインリヒ山等近郊へのタクシー、ハイヤーによる観光業も行っていた。ブランデンブルク県のノイダム出身。(4579：大阪→似島)

244) Richter（リヒター），Paul：国民軍・後備上等歩兵。[建築家]。青島時代は、イレーネ街のハンブルク街側の角に住んでいた。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。ベルリン出身。(4651：大阪→似島)

245) Riedinger（リーディンガー），Günther（1881-）：第3海兵大隊第5中隊・陸軍中尉。中間陣地守備にあたっていたが、第2歩兵堡塁攻防の戦闘にも参加した。上部シュレージエンのラチボア出身。(4029：大阪→似島)

246) Ritthausen（リットハウゼン），Otto（1871-1923）：所属部隊・階級不明。[ジームセン商会青島支店；不動産鑑定士・損害保険査定士]。青島時代は皇太子街（Kronprinzenstraße；日本の占領統治時代は浜松通）に住んでいた。大戦終結して解放後は青島に戻り、不動産売買及び火災保険を扱う事務所を経営した。生涯独身だった。ドレスデン近郊のヴィルスドゥルフ出身。(4583：大阪→似島)

247) Rittmüller（リットミュラー），Fritz：国民軍・卒。[ドイツ・アジア銀行]。青島時代はヴィルヘルム皇帝海岸通に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。大戦終結して解放後は青島に戻り独亜銀行に復帰した。シュトラースブルク出身。(4697：大阪→似島)

248) Röcker（レッカー），Eugen：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部で兵営用の2段式ベッドと庭用家具の模型を出品した。ヴュテンベルクのヴィンターバッハ出身。(4021：大阪→似島)

249) Rockser（ロックザー），Alexander（-1918）：国民軍・後備伍長。青島時代はホーエンツォレルン街に住んでいた。1918年7月31日、似島で死亡。イェーナ出身。(4580：大阪→似島)

250) Rohde（ローデ），Carl：所属部隊不明・階級不明。大戦終結後は、青島での就職既定者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より】。ブレーメン出身。(4586：大阪→似島)

251) Rollhausen（ロルハウゼン），Walter：第3海兵大隊機関銃隊・陸軍少尉。1914年11月2日未明の日本軍の攻撃に際しては、第8塹壕で機関銃が運び込まれるまでのいっとき、たった一人で日本軍の攻撃に耐えた。マイン河畔のフランクフルト出身。(4575：大阪→似島)

252) Röper（レーパー），Albert：国民軍・卒。[ペンキ職マイスター；A・レーパー・ペンキ店経営]。青島時代はイレーネ街に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。解放後は青島へ戻った。ベルリン出身。(4698：大阪→似島)

253) Röper（レーパー），Max：海軍膠州砲兵隊第1中隊・予備1等水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、その他部門で、マウ（Mau）と共同で種々のリキュール、薬品の調合剤及び洗面用品を出品した。上記展覧会のカタログには、マウと共同で経営していた薬局の広告が掲載されている。西プロイセンのマリーエンヴェルダー出身。(4019：大阪→似島)

254) Rose（ローゼ），Otto：国民軍・卒。[書籍・文具・玩具商]。1905年、威海衛でローザ（Rosa）と結婚した。やがて青島に居住し、ハンブルク街のベルリン街（日本の占領統治時代は麻布通）側の角に住んでいた。ヴェルニゲローデ出身。(4585：大阪→似島)

255) Rosengerger（ローゼンベルガー），Ernst Heinrich Dr.jur.（1873-1956）：総督府・後備陸

軍少尉。法学博士の学位取得後の1995年10月、バイエルン歩兵第17連隊に1年志願兵として入隊した。その後海軍法務官を経験した後1904年から1907年まで膠州総督府法務官を務め、1913年4月から青島の徳華高等専門学校講師となり、ハインリヒ皇子ホテルを住まいとした。1914年8月に総督府後備陸軍少尉となった。大戦終結して解放後の1920年6月30日に、上席法務官として再び海軍に入隊した。プファルツ県のツヴァイビュッケン（Zweibücken）出身。（4028：大阪→似島）

256）Ruffing（ルフィング），Hans：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会の技術部門で、自らの設計になる単葉と複葉の戦闘機を出品した。バイエルンのツヴァイブリュッケン出身。（4022：大阪→似島）

257）Ruge（ルーゲ），Otto（1874-）：砲兵兵站部・海軍火工中尉。1889年4月海軍に入隊し、1907年9月火工少尉、1910年4月火工中尉、1915年10月18日火工大尉に昇進した。妻フリーダ（Frieda）は大戦終結まで青島に留まった。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。フレンスブルク出身。（4030：大阪→似島）

258）Sander（ザンダー），Hermann（1884-）：第3海兵大隊第1中隊・予備副曹長。［徳華高等専門学校教師］。青島時代はイレーネ街に住んでいた。妻ベルタ（Bertha）は娘（12歳以下）と二人大戦終結まで青島に留まった。解放後は上海に渡って、同済大学に勤めたが、1925年にドイツに帰国した。ハールツ地方のシュトルベルク（Stolberg）出身（4068：大阪→似島）

259）Sanitz（ザニッツ），Hans：国民軍・後備伍長。［薬剤師］。青島時代はハインリヒ皇子街に住んでいた。ブランデンブルクのシュマゴライ出身。（4598：大阪→似島）

260）Sassin（ザッシン），August：国民軍・卒。［錠前工場経営］。青島時代は太沽路（Takustraße）に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。解放後は青島に戻った。シュレージエンのブラニッツ出身。（4699：大阪→似島）

261）Sauerbrei（ザウアーブライ），Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門の機械建設及び電気技術の部では、グレーゴル（H.Gregor）と共同で固定蒸気機関の模型を出品した。テューリンゲンのズール出身。（4060：大阪→似島）

262）Sauerland（ザウアーラント），Walter（1890-）：国民軍・卒。［ジータス-プラムベック青島支店］。青島時代はホーエンツォレルン街に住んでいた。1915年9月下旬に青島収容所に収容され、1916年1月31日青島から大阪に移送された。解放後は蘭領印度に渡って、ジャワのセマランに住んだ。アドリエンネ（Adrienne E. S. Mehlbaum）と結婚して子供一人をもうけた。ブラウンシュヴァイクのシュタットオルデンドルフ（Stadtoldendorf）出身。（4700：青島→大阪→似島）

263）Schäfer（シェーファー），Karl：国民軍・卒。1915年9月下旬に青島俘虜収容所に収容され、1916年1月31日青島から大阪に移送された。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ルードィクスドルフ出身。（4701：青島→大阪→似島）

264）Schauerte（シャウエルテ），August（1888-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備1等砲兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。ヴェストファーレンのオーバーフンデム（Oberhundem）出身。（1474：福岡→大阪→似島）

265）Schaumburg（シャウムブルク），Otto（1877-）：海軍東アジア分遣隊第2中隊長・陸軍歩兵大尉。〔外方陣地左翼陣地指揮官〕。1914年9月18日の李村郊外の戦闘で壮絶な死を遂げたリーデゼル少尉の屍から、勇敢な兵卒に砲火をくぐってその武器を取り戻させて、その夜少尉を埋葬した。大阪時代の1916年、「12月28日秘密通信ヲ企テタル科」で重謹慎30日に処せられた。大阪俘虜収容所及びその次に収容された似島俘虜収容所から、アルテルト、モーラヴェク、エステラーの4人で脱走を企て、アルテルトとエステラーは3年、モーラヴェクとシャウムブルクは2年半の刑を受け、日独講和を受けての特赦で釈放された1920年1月15日まで、広島の吉島刑務所に服役した。コブレンツ出身。（4069：大阪→似島）

266）Scheel（シェール），Wilhelm：国民軍・階級不明。［ジータス、プラムベック商会青島支店］。青島時代はハインリヒ皇子街に住んでいた。妻の名はアウグステ（Auguste）。ハンブルク出身。（4601：大阪→似島）

267）Scheithauer（シャイトハウアー），Josef：所属部隊不明・予備伍長。［錠前マイスター］。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。妻ヘレーネ（Helene）は娘（12歳以下）と二人大戦終結ま

で青島に留まった。上部シュレージエンのブラッチュ出身。(4607：大阪→似島)

268) Scherer（シェーラー），Ernst（1876-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備上等掌砲副兵曹。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より】。大連の南満州鉄道会社に勤務、1920年1月21日に退役し、同年2月21日付けで予備少尉になった。出身地不明（『俘虜名簿』では上海）。(4065：大阪→似島)

269) Schieweck（シーヴェック），Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会技術部門の機械製作・電気技術で、ハルツハイム（Hartzheim）及びフリングス（Frings）と共同でガスモーターを出品した。エッセン出身。(4045：大阪→似島)

270) Schindler（シントラー），Rudolf：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送された。(4702：大阪→似島)

271) Schlosser（シュロッサー），Karl：第3海兵大隊第4中隊・2等歩兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で人形芝居用の人形5体を出品した。ツヴィッカウ出身。(4589：大阪→似島)

272) Schmidt（シュミット），Ambrosius：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門でヴトカ（Wuttka）と共同で、鳥籠1点を出品した。マールブルク近郊のシュロック出身。(1475：福岡→大阪→似島)

273) Schmidt（シュミット），Otto（1891-1971）：第3海兵大隊第3中隊・2等歩兵。1891年12月28日、錠前工の子としてマルシュタット＝ブルバハ（今日はザールブリュッケン）に生れた。1914年8月上記中隊に入隊した。第二次大戦後「チンタオ戦友会」に出席した【シュミット】。ザールブリュッケン出身。(4587：大阪→似島)

274) Schober（ショーバー），Reinhold：海軍第2工機団・技術秘書官。青島時代はドイツ街に住んでいた。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。シュテッティン出身。(4653：大阪→似島)

275) Scholl（ショル），Maximilian：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等焚火兵。プリューショウ中尉付き下士卒で、8月3日飛行機の翼の再組み立てに従事した。ミュンヘン出身。(4032：大阪→似島)

276) Schöllkopf（シェルコプ），Adolf：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。[床屋マイスター]。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月に開催された広島県物産陳列館の似島独逸俘虜技術工芸品展覧会カタログによれば、シェルコプはガルケン（Garken）と共同で理髪店を営業していた。キール出身。(1478：福岡→大阪→似島)

277) Scholz（ショルツ），Rudolf Georg：国民軍・卒。[建築技師]。青島時代はハインリヒ皇子街に住んでいた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。1919年3月4日から広島県物産陳列館で開催された、似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會のために発行された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の26頁には、ショルツの石版印刷のスケッチが掲載された。ケルン出身。(4703：大阪→似島)

278) Schrey（シュライ），Johann：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。シュライの名が記されていることから、メンバーの一員だったと思われる。ラインラントのライト（Rhydt）出身。(4035：大阪→似島)

279) Schröder（シュレーダー），Arend：国民軍・階級不明。青島時代は大港地区に住んでいた。ブレーメン出身。(4602：大阪→似島)

280) Schubert（シューベルト），Paul：所属部隊不明・補充予備兵。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ヴィルヘルムスハーフェン出身。(4608：大阪→似島)

281) Schulte（シュルテ），Friedrich L.：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門では、ボルマッハー（Bormacher）と共同で昆虫標本3箱（蛾、甲虫、蝶）を出品した。ヴェストファーレンのリースボルン出身。(4059：大阪→似島)

282) Schulze（シュルツェ），Helmut：第3海兵大隊第6中隊・1年志願兵。右上膊部銃創及び骨折、右大腿部銃創により大阪陸軍病院に入院し

た。出身地不明（『俘虜名簿』では天津）（4590：大阪→似島）

283）Schürmann（シュールマン），Fritz（-1919）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。似島時代、俘虜サッカーチームと広島高等師範のチームがサッカーの試合を行ったことがあった。高等師範の主将だった田中敬孝の子息の手元には、俘虜チームの写真が遺されている。体操服を着て肩を組んで並んでいる11名の写真の裏には、メンバーの名前と思われる人名が記されている。その後2005年になって、シュールマンはイレブンの写真中の右端の人物であると、甥や姪によって確認された。1919年4月6日似島で死亡。死亡して一年後に郷里の両親の元に、遺灰と埋葬時の写真が送られてきた。遺灰はホルテンの両親が眠る墓に埋葬された。デュッセルドルフ近郊のホルテン出身。（4038：大阪→似島）

284）Schwaff（シュヴァフ），August：国民軍・伍長。［シュヴァルツコップ商会支配人］。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。なお同年4月20日、シュヴァフは陸軍省宛に釈放の請願書と損害賠償請求書を提出した。釈放の理由としては、戦役中軍務に服さず、開戦と同時に免除されたこと、国民軍、警察または消防隊等の勤務に従事しなかったことなど5項目を挙げた。損害賠償としては、シュヴァルツコップ商会において、自身が俘虜となることで生じた損害、及び現に生じつつある損害として数十万ドルに達するとしていること。また、自身が冷湿にして風の通る木造営舎に起居することで、健康上の障害を来たしたことを日本政府の責任としている。妻リリー（Lili）は大戦終結まで、こども（12歳以下）と二人上海で暮らした。ハンブルク出身。（4655：大阪→似島）

285）Schweim（シュヴァイム），Arthur：海軍膠州砲兵隊第2中隊・後備1等水兵。青島時代はドイツ街に住んでいた。妻ヨハンナ（Johanna）は大戦終結まで上海で暮らした。メーメル出身。（4043：大阪→似島）

286）Seebold（ゼーボルト），Philipp：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門に、ヘントリヒ（Hendrich）及びヴァーゲマン（Wagemann）と共同で、縮尺20分の1の家の模型を出品した。ヘッセンのエルフェルデン出身。（4051：大阪→似島）

287）Seidel（ザイデル），Alfred：国民軍・階級不明。［ザンダー、ヴィーラー商会支配人］。青島時代は皇帝街（Kaiserstraße）に住んでいた。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。大戦終結後は青島に戻り、ジーボルト（Siebold）と共同で精練・加工を中心とする化学工業会社を経営した。シュレージエンのヒルシュベルク出身。（4654：大阪→似島）

288）Seidel（ザイデル），Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・後備1等砲兵。［土木監督］。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、画法幾何学のノート15枚、鉄筋コンクリート構造物、小さな橋等を出品した。解放後は天津に渡ったが、1920年3月に南海丸で帰国した。出身地不明【『俘虜名簿』では上海になっている】。（4594：大阪→似島）

289）Sieger（ズィーガー），Jakob：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門でシュヴァルツヴァルト（黒い森）の晴雨自動表示器を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ヴュルテンベルクのトゥットリンゲン（Tuttlingen）出身。（4054：大阪→似島）

290）Spiesecke（シュピーゼッケ），Fritz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵伍長。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額縁2点、箱1点、戸棚1点、筆入れ1点を出品した。ブランデンブルクのフレーダースドルフ出身。（4042：大阪→似島）

291）Spiro（シュピーロ），Wilhelm：海軍膠州砲兵隊第5中隊・後備機関兵曹長補。1916年10月

20日福岡から大阪へ収容所換えになった。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放された。当初は小樽で職を得ようとしたが、最終的には上海へ渡り、同済大学に勤務し教授となり、工学部長を務めた。ハンブルク出身。(1488：福岡→大阪→似島)

292) Stabel（シュターベル), Heinrich（1892-1971)：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。シュトルベルク（Stolberg）出身。(4055：大阪→似島)

293) Stahlschmidt（シュタールシュミット), Hermann：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で木箱用の留め金（真鍮及び鉄製）を出品した。ライン河畔のアルテンドルフ出身。(4053：大阪→似島)

294) Staiger（シュタイガー), Karl：国民軍・伍長。大戦終結して解放後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より】。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。【『俘虜名簿』では「Steiger」となっている】。孫娘は、同じ収容所にいたエステラー（Maximilian Esterer）の息子ライナー（Rainer）と結婚した。ヴュルテンベルク出身。(4597：大阪→似島)

295) Steindecker（シュタインデッカー), Arthur：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。ハンブルク出身。(4704：大阪→似島)

296) Stelzner（シュテルツナー), Georg：第3海兵大隊第3中隊・2等歩兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門で、農場及び一家族用住居の設計図を出品した。ザクセンのメーラネ出身。(4070：大阪→似島)

297) Stephan（シュテファン), Matthias：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。大戦終結後の1919年12月26日、帰国船豊福丸で上記アンドレーアス（Andreas）と同船でドイツに帰国した。ヴァインスハイム（Weinsheim）出身。(4049：大阪→似島)

298) Stern（シュテルン), Heinrich：海軍砲兵中隊・海軍中主計。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に当って、運営本部の一員として出納主任を務めた。ヴェルニゲローデ出身。(4072：大阪→似島)

299) Steude（シュトイデ), Rudolf：国民軍・卒。[ザンダー・ヴィーラー青島支店]。青島時代はイレーネ街（Irenestraße；日本の占領統治時代は久留米町)に住んでいた。ライプチヒ出身。(4599：大阪→似島)

300) Stobrawe（シュトブラーヴェ), Paul：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、全般の部の作業道具の部門に手編みの壁掛けを出品した。ブレスラウ出身。(4058：大阪→似島)

301) Stoll（シュトル), Hugo：海軍東アジア分遣隊第2中隊・副曹長。〔第13砲台指揮官〕。指揮官は後に、ブリルマイアー予備少尉に替わった。似島時代、屠畜職人だったケルン（Kern)、ヴォルシュケ（Wolschke）の三人で、当時の広島市広瀬町上水入町のハム製造会社酒井商会でハム製造の技術指導をした。三人の写真が『広島中国新聞』（大正8年12月25日付け）に掲載されている。ランゲンザルツァ出身。(4067：大阪→似島)

302) Storf（シュトルフ), Matheus：海軍膠州砲兵隊第3中隊・2等砲兵。大阪時代の1915年12月31日の大晦日、ケルン（Kern）とともに脱走したが、翌元旦に堤防の上を歩いているところを発見され逮捕、大阪監獄に収監された。この事件のため、1月27日に予定されたドイツ皇帝誕生日を祝う祝賀会及び音楽会が許可されなかった。アウグスブルク出身。(4061：大阪→似島)

303) Straub（シュトラウプ), Eugen：装甲巡洋艦グナイゼナウ乗員・2等木工。[写真屋]。青島時代はフリードリヒ街に住んだ。ドラッケンシュタイン出身。(4606：大阪→似島)

304) Struck（シュトルック), Heinrich（-1950)：総督府。[巡査長]。妻オッティーリエ（Ottilie）は息子（12歳以下）と大戦終結まで青島に留まった。ハノーファー近郊のハンマー出身。(4074：大阪→似島)

305) Stuhlsatz（シュトゥールザッツ), Johann（1891-)：第3海兵大隊第3中隊・2等歩兵。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』中の附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。ザールブリュッケン出身。(4588：大阪→似島)

306) Sussmann（ズスマン), Kurt：海軍膠州砲兵隊第5中隊・2等水兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門で、一家族用の家のスケッチ、鉄筋コンクリート構造物等を出品した。ザクセ

ンのシェーネルン出身。(4063：大阪→似島)

307) Thiele（ティーレ），Wilhelm：海軍膠州砲兵隊第3中隊·2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で蹄鉄2点を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ザクセンのハルバーシュテッテ出身。(4078：大阪→似島)

308) Thilo（ティーロ），Friedrich：第3海兵大隊第6中隊・予備副曹長。[山林局長代理]。8月末からの豪雨で破壊された道路を、部下とともに中国人労働者を使って修復に努め、日本軍が租借地境界に進軍する前に復旧させた。【『青島戦史』76頁】妻エルナ（Erna）は大戦終結まで上海で暮らした。なお、1914年12月17日付けで、広島衛戍病院から青島ビスマルク街の歯科医ブーヒンガー夫妻に宛てたハガキ（俘虜郵便）が知られている。ホルシュタイン出身。(4079：大阪→似島)

309) Tospann（トスパン），Ernst（1889-）：第3海兵大隊第7中隊・2等歩兵。似島時代、リースフェルト（Liessfeldt）と共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳した。時にクット（Kutt）も参加し、複雑な文章の時はオートマー（Othmer）予備少尉が手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。1918年9月付けの、F.パラヴィチーニ博士（在ジュネーヴ赤十字国際委員会駐日代表）の報告によればトスパンは、似島時代に共同で提出した嘆願書の中で、父親から送金された200円が日本に届いていないことで探索依頼をした。大戦終結後は、一般送還船出発前に予め日本国内で解放された。1950年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ハーメルン出身。(4080：大阪→似島)

310) Traeder（トレーダー），Fritz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・予備1等砲兵。[灯台守]。妻の名はエミーリエ（Emilie）。ポンメルンのベルクラント出身。(4076：大阪→似島)

311) Treuke（トロイケ），Richard：国民軍·卒。〔イルチス砲台〕。[ヴィンクラー商会（Winckler & Co）青島支店・簿記係]。青島時代はホーエンローエ小路に住んでいた。当時43歳でベルリン生まれ。18歳の時スイスを経てアルゼンチン、ブラジルへ行き、数年を経て中国に渡り、上海、天津を経て青島に住んだ。最後は青島の貿易商社「ヴィンクラー」の簿記係となった。青島在住は14年に及んだ。〈その〉という名の日本人女性と暮らしていたが、〈その〉は青島のドイツ人家庭に保母として雇われていた。同棲6年になり、子供が三人いた。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に送られると日本への帰化を申請したが却下された。大阪時代、他のドイツ人と折り合いが悪く、マックス・ツィンマーマン（Max Zimmermann；本名はヤン・パホルチックでポーランド人）とともに隔離所に容れられた【『俘虜ニ関スル書類』より】。1916年10月9日、ツィンマーマンとともに大阪から丸亀に移された。板東時代は、ドイツ人俘虜達としっくりしなかったヘルトレ(Haertle)、コッホ（Lambert Koch)、ヴァルシェフスキー（Waluschewski)、ツィンマーマン等の反ドイツ感情の強いポーランド人、ロシア系ユダヤ人と一緒に成就院分置所に隔離収容された。トロイケはドイツ人であったが、帰化申請が反感を買っていたからであった。解放まじかの1919年11月22日、分置所から復帰したがナイフで自殺未遂を図った。大戦終結後は、特別事情を有す日本内地居住希望者として、日本国内で解放された。ベルリン出身。(4705：大阪→丸亀→板東)

312) Truber（トルーバー），Wilhelm（1892-1945）：海軍膠州砲兵隊第3中隊・2等砲兵。〔ビスマルク砲台〕。解放後はドイツで警察所の事務官になった。ヘッセンのバーベンハウゼン（Babenhausen）出身。(4077：大阪→似島)

313) Tschentscher（チェンチャー），Waldemar（1881-1962）：海軍東アジア分遣隊第1中隊・陸軍中尉。1900年陸軍に入隊し、1901年歩兵少尉1909年10月1日海軍歩兵隊に移った。1910年8月8日海軍歩兵中尉に昇進、1914年8月海軍東アジア分遣隊附きとなり、ヘルツベルク大尉の戦死後の1914年10月第1中隊長（第1中隊の指揮を執ったが、後バーケ中尉と替わった。)、.1914年10月8日大尉に昇進した。解放後の1920年3月10日陸軍に移り、少佐で退役した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。シュレージエンのナイセ出身。(4610：大阪→似島)

314) Urban（ウルバン），Wilhelm：海軍膠州砲兵隊第3中隊·2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門で額縁2点を出品した。シュレージエンのベアーレングルント出身。(4083：大阪→似島)

315) Verleger（フェアレーガー），Karl：第3海兵大隊工兵中隊・2等工兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工

芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で種々の鋳造品を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ヴェストファーレンのギュータースロー（Gütersloh）出身。（4090：大阪→似島）

316）Vogel（フォーゲル），Gustav（1892-）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。［鍛冶職］。ザクセン＝マイニンゲンのゾンネベルク（Sonneberg）出身。（4086：大阪→似島）

317）Vogelstein（フォーゲルシュタイン），Max Vogel von（1894-1949）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・1等砲兵。同名の父（1869-1927）と母マリア（Maria；1869-1935）との間に1894年3月4日、ヴァイルハイムのミュンヘン通り231番地に生まれた。大戦終結して解放後まもなく、1920年にブラジルへ旅立ち、森林労働者として働きやがて農園主になった。その後ブエノスアイレスに移り、その地でマリア・エレナ（Maria Elena；1898-1976）と結婚し、酪農を始めるとともに、やがてアイスクリーム工場を経営した。1949年11月10日、ブエノスアイレスで没した。上部バイエルンのヴァィルハイム（Weilheim）出身。（4085：大阪→似島）

318）Wagemann（ヴァーゲマン），Franz：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門に、ヘントリヒ（Hendrich）及びゼーボルト（Seebold）と共同で、縮尺20分の1の家の模型を出品した。ザクセンのガルストウルフ出身。（4097：大阪→似島）

319）Wagner（ヴァーグナー），Hermann（1892-1970）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸金工部門で火鉢の模型2点を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ヴェストファーレンのニーダーディールフェン出身。（4096：大阪→似島）

320）Wagner（ヴァーグナー），Dr.Wilhelm：国民軍・階級不明。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会学校部門では、農業の授業用の図版20枚と講義ノートを、また科学教授のカイパー（Keiper）と共同で授業用の化学実験装置、分析器、講義ノートを出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ヴィースバーデン出身。（4615：大阪→似島）

321）Waldecker（ヴァルデッカー），Emil：海軍膠州砲兵隊第1中隊・砲兵伍長。大戦終結して解放後の1920年、蘭領印度に渡ってセマラング（Semarang）の郵便局に勤めた。マンハイム出身。（4091：大阪→似島）

322）Walter（ヴァルター），Hugo：国民軍・卒。1914年8月3日の総督府による動員令発布時点では17歳未満であった。いったんは俘虜を免れたが、軍服を着た記念写真が発見され、尋問の結果俘虜と宣告された。母親と弟妹5人がいて扶養の要ありとみなされ、一時自宅居住を許された。1915年9月下旬に青島収容所に収容され、1916年1月31日に大阪収容所へ収容された【『戦役俘虜ニ関スル書類』より】。大戦終結後は、特別事情を有することから青島居住を希望した【『俘虜ニ関スル書類』より】。ククスハーフェン出身。（4709：青島→大阪→似島）

323）Walzer（ヴァルツァー），Viktor（1872-1956）：所属部隊不明・後備伍長。［為替仲介業］。ダルムシュタットの大手化学薬品取扱商社メルク（Merck）に勤務していた。27歳のとき、ロンドンに渡り、その後青島に赴き為替仲介の仕事に就いた。青島では長崎出身の日本女性ウメさんと家庭を持ち、時子と照子の娘二人をもうけ、市内中心のフリードリヒ街に住んだ。しかし第一次大戦が勃発して、日独の戦争も始まると一家は離れ離れに引き裂かれた。1918年11月9日付けで、東京のスイス公使館からスイスの内田公使に宛てた文書が遺されている。それによると、ロシアのイルクーツクにいる甥フェーリクス・ヘス（Felix Hess）が病気になり、窮地に落ちいていることからヴァルツァーは30円の送金願いを申請した。似島俘虜収容所から解放されたヴァルツァーは、なぜか長崎に住むウメとの接触をしないままドイツ本国に帰国した。帰国後は、リムブルク（Limburg）の姪夫婦の近くに住んだ。姪夫婦の間に生まれた娘ゲルトルート（Gertrud Wetzel；1928-）からは“おじいさん”と呼ばれるようになった。1938年、ヴァルツァーと姪夫婦一家はグラーツに引っ越したが、1945年グラーツから追放されると、ヴァルツァーは郷里のメッテンドルフ（Mettendorf）に戻った。1956年頃、メッテンドルフ近郊の村ヴァックスヴァイラー（Waxweiler）で没したが、メッテンドルフのヴァルツァー家の墓地に埋葬された。ヴァルツァーの遺品中には、大阪収容所時代のアルバムがあり、それには本人の写真二枚があることが判明している。【ヴァルツァーの生涯の一端が判明したきっかけは、平成12年1月に習志

野市教育委員会によって開催された「特別史料展　ドイツ兵士の見たNARASHINO」であった。史料展を訪れた三井悠二氏は、ウメさんが後に再婚した人との間に生れた方だった。やがて三井氏は母親ウメさんの先夫が俘虜であったことを思いだし、異父姉の時子さんから「ワルチェル」という名前、及び広島の近くの収容所にいたという話を聞き及んだ。その話をきいた星昌幸氏（習志野市教育委員会）によって上記二点を手がかりに、ヴァルツァーであることが突き止められた。照子さんの娘、すなわちヴァルツァーの孫娘に当たる篠田和絵さんの手元には、大阪収容所から差し出された手紙が遺品として遺されていた。また天津の「シュトラオホ商会（Strauch & Co.Ltd.）」からウメさんに宛てた、ヴァルツァーが似島収容所に収容されていることを伝える手紙も遺されている。やがて篠田和絵さん自身のルーツへの強い思いが前記のヴァルツァーの経歴・足跡の判明に至った。判明に至るその過程には、篠田和絵さんの友人石井晴美氏や、星昌幸氏及びドイツの俘虜研究者ハンス＝ヨアヒム・シュミット氏の支援と熱意があった。特にシュミット氏の探索によって上記ドイツの縁者が判明した。大戦終結して解放後、ヴァルツァーは何故か単身ドイツに帰国し、二人の子供をもうけたウメとはその後関わりを持たなくなったと思われる。しかしドイツに戻ったヴァルツァーは結婚することなく、子供をもうけることもなかった。参照：星昌幸「ワルチェルさんのこと」（所載：『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第1号、及び篠田和絵「メッテンドルフに眠る祖父ヴィクトール・ヴァルツァーへ」所載：『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第2号】。ラインラントのメッテンドルフ（Mettendorf）出身。（4618：大阪→似島）

324）Wassermann（ヴァッサーマン），Georg：国民軍・副曹長。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。シュミット氏のホームページの「ゲストブック」には、2005年3月20日付けでPákozdi氏が以下の書き込みをしている。「私の義母イルゼ・コッホ（Ilse Kosch；旧姓Wassermann）は、1915年2月4日に青島のファーバー病院で出生。義母の父親は青島のドイツ館のオーナーだったのでしょうか？　Georg Wassermannは1880年生れですか？情報お願いします」。これに対しては5月23日付けで、マツァトゥ（Matzat）教授が「ゲストブック」に大要以下の文章を寄せている。「Pákozdi氏に次の情報をお伝えします。1910年から1913年の青島住所録に名前が記載されています。1911年では、ヴァッサーマンはティルピッツ街のプショル醸造レストランの業務主任、1912年にそのレストランのオーナーになり、ヘレーネ（Helene）と結婚し、娘エディト（Edith）が1913年に生れたものと思われます。1913年に彼はレストランを売却して、フリードリヒ街の「チンタオ・クラブ」の支配人になりました。この建物は現存します。戦争中、妻と二人の娘は1920年初頭まで青島に留まりました」。ベルリン出身。（4614：大阪→似島）

325）Weber（ヴェーバー），Adolf：第3海兵大隊・後備曹長。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。ベルリンのシュパンダウ出身。（4657：大阪→似島）

326）Wegner（ヴェークナー），Arthur：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。大戦終結して解放後の1920年、蘭領印度に渡り、ソロ（Solo）の郵便局に勤めた。マグデブルク出身。（4092：大阪→似島）

327）Weiss（ヴァイス），Adolf：巡洋艦皇后エリーザベト乗員・2等下士。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、技術部門で、クラインギュンター（Kleingünther）と共同で、ゴットリーバー（Gottlieber）及びミュラー（Fritz Müller 629）製作の東屋及び別荘の模型用の家具と金属製品を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ウィーン出身。（3820：大阪→似島）

328）Weisshaar（ヴァイスハール），Ernst：海軍砲兵中隊・1焚火兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会の技術部門で蒸気機関の模型を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ラインラント出身。（4612：大阪→似島）

329）Wendekamm（ヴェンデカム），Albert：海軍膠州砲兵隊第2中隊・1等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会の喫茶室の屠畜・ソーセージ製造部門で、鰊・サラダを提供した。大戦終結して解放後の1920年、蘭領印度に渡り郵便局に勤めた。ザクセンのオーバールングヴィッツ出身。（4098：大阪→似島）

330）Wendler（ヴェントラー），Gustav：海軍膠州砲兵隊第4中隊・予備砲兵伍長。似島時代の1918年、聖霊降臨祭の記念絵葉書を作画した【高橋スタンプ商会のHP「第二部・日独戦争

と俘虜郵便の時代　98」に掲載されている。参照：http://www.takahashistamp.com/2note98.htm】。大戦終結後は、日本内地契約成立者として日本国内で解放され、オットー・ライマース横浜支店に勤めた。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ハンブルク出身。（4110：大阪→似島）

331）Wied（ヴィート），Emil：海軍膠州砲兵隊・2等砲兵。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。似島への移送時点で右目は義眼であった。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ヴェストファーレンのズィーゲン（Siegen）出身。（4613：大阪→似島）

332）Wilde（ヴィルデ），Carl：国民軍・卒。［商人］。青島時代は、市内中心のフリードリヒ街に住んだ。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。ポンメルンのバルテルスハーゲン出身。（4706：大阪→似島）

333）Wilhelm（ヴィルヘルム），Gustav：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に当って、目録の表紙・装丁を担当し、また美術部門の責任者をハッハマイスター（Hachmeister）とともに担当して、自ら油絵16点を出品した。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ズィーゲン出身。（1644：福岡→大阪→似島）

334）Willuda（ヴィルダ），August：所属部隊不明・後備伍長。［帽子仕立て職人］。青島時代は、市内中心のフリードリヒ街に住み、軍御用達商として広く知られていた。大戦終結が近づいた頃、『似島俘虜収容所新聞』に軍装品やシルクハット、背広の広告を出した。また1919年3月4日から広島県物産陳列館で開催された、似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會のために発行された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の32頁には、ヴィルダの帽子のスケッチが掲載された。妻アンナ（Anna）は子ども（12歳以下）と二人で大戦終結まで上海で暮らした。東プロイセンのラステンブルク出身。（4619：大阪→似島）

335）Winkler（ヴィンクラー），Albrecht：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪俘虜収容所に移送された。オーストリアのアウスゼー出身。（4707：大阪→似島）

336）Witt（ヴィット），Ludwig A.：国民軍・階級不明。［ジータス、プラムベック青島支店］。青島時代は皇太子街に住んでいた。1919年10月29日、大戦終結後は従来勤めていた上海のH.C.Augusteslenという、デンマークの会社に就職したい旨の手紙をスイス公使に出した。青島就職既定者として日本国内で解放された。シュレースヴィヒ＝ホルシュタインのゾンダーブルク出身。（4616：大阪→似島）

337）Wodarz（ヴォダルツ），Robert：海軍膠州砲兵隊第3中隊・副曹長。大阪俘虜収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点で大阪衛戍病院に入院していた。似島への移送時点では義肢を付けていた。シュレージエン出身。（4656：大阪→似島）

338）Wolschke（ヴォルシュケ），Friedrich Hermann（1893-1963）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。［屠畜職マイスター］。1891年7月31日、ブランデンブルクのラウノ（Rauno）に生れた。兄（Friedrich Paul）、弟（Friedrich Carl）、妹（Marie Martha，Frieda Charlotte，Agnes Margarethe，Anna Marie）四人の7人兄弟の次男だった。似島時代、屠畜職人だったケルン（Kern）、シュトル（Stoll）の三人で、当時の広島市広瀬町上水入町のハム製造会社酒井商会でハム製造の技術指導をした。三人の写真が『広島中国新聞』（大正8年12月25日付け）に掲載されている。1919年3月4日から広島県物産陳列館で開催された俘虜作品展示即売会では、バウムクーヘンを出品するようユーハイムを励まし、自身はソーセージを出品し、またドイツ料理を供した。似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會のために発行された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」の33頁には、ヴォルシュケ料理のスケッチが掲載された。大戦終結後は、銀座に新規開店した明治屋経営の「カフェー・ユーロップ」のソーセージ製造主任になった。後に軽井沢に自分の店「ヘルマン」を創業した。1932年、アメリカからベーブルース等を含むプロ野球チームが来日した折り、甲子園球場で日本初のホットドッグを販売した。第二次大戦中は同盟国の人間でありながら、長野県野尻湖畔で営業活動を停止されて、いわば幽閉生活を送った。今日、息子のヘルマン・ヴォルシュケ氏が神奈川県厚木で「ヘルマン」を営業している。東京・狛江の泉龍寺に墓があり、墓碑には「遥かなる祖国ドイツを誇り、第二の故郷日本を愛したヘルマン・ヴォルシュケここに眠る」と記されている。ブランデンブルクのラウノ出身。（4099：大阪→似島）

339）Woserau（ヴォーゼラウ），Arthur：国民軍・卒。1915年9月20日、青島から大阪収容所に移送

された。ベルリン出身。(4708：大阪→似島)

340) Wuttka（ヴトカ），Richard：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。似島時代の1919年3月、広島県物産陳列館での似島独逸俘虜技術工芸品展覧会開催に際して、美術の工芸木工部門でシュミット（A.Schmidt）と共同で、鳥籠1点を出品した。上部シュレージエンのブランデ出身。(4100：大阪→似島)

341) Zeffler（ツェフラー），Albert（-1919）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・砲兵軍曹長。1916年10月20日福岡から大阪へ収容所換えになった。1919年3月27日、似島で死亡。シュレージエンのシュトリーガウ出身。(1692：福岡→大阪→似島)

342) Zimmermann（ツィンマーマン），Fritz（1884-）：第3海兵大隊第7中隊・予備陸軍少尉。[アルンホルト・カルベルク通州支店]。(4621：大阪→似島)

343) Zimmermann（ツィンマーマン），Max：第3海兵大隊第6中隊・2等歩兵。本名はヤン・パホルチック（Jan Pacholczyk）でポーランド人。「ロシア領ポーランドのガリチアの出身。22歳の時スターコンチノクの歩兵第45連隊に入隊するが1ヶ月後に脱走する。その後フランスのパリで約一年間指物師の修業をする。再びロシアに戻り、シベリア、トルキスタン、満州を経て中国を放浪する。1914年夏、青島に来た。病気と貧困に耐えられず、ちょうど募集中の青島守備軍に国籍、居住地を偽って入隊する。病気のため衛戍病院送りとなり後方勤務となるが、青島陥落で俘虜となり日本に送られた」【『「第九」の里　ドイツ村』134頁】。1916年10月9日、トロイケ（Treuke）とともに大阪から丸亀に移された。板東では後に、コッホ（Lambert Koch）、ヘルトレ（Haertle）、トロイケ（Treuke）、ヴァルシェフスキー（Waluschewski）等の反ドイツ感情の強いポーランド人、ロシア系ユダヤ人と一緒に成就院分置所に隔離収容された。後に板東で宣誓解放された。ドレスデン近郊のグリンメンハウゼン（Grimmenhausen）出身。(4116：大阪→丸亀→板東)

第2部

各種資料

「防衛研究所史料」は、防衛省防衛研究所図書館が所蔵している史料のうち、重要と思われるものを翻刻したもの。

「サムナー・ウエルズ報告書」（高橋輝和訳）抜粋は、大正５年に日本各地の収容所の視察をおこなった、在日米国大使館付書記官の報告のうち、大阪関係の部分を掲載したもの。

「新聞記事集成」は、主に俘虜収容所が存在した大正３年11月から大正６年２月まで、当時大阪で発行されていた『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』『大阪時事新報』の３紙から関係記事を抜粋、翻刻したもの。

「軍事郵便」は、俘虜達が収容所から発信した郵便のうち、いくつかを紹介し、一部は翻訳したもの。

「似島俘虜収容所―その概要と特色」（瀬戸武彦）は、大阪から収容換えになった似島について概要を述べたもの。

「大正三四年戦役俘虜写真帖」は、国会図書館所蔵のもので、俘虜情報局が大正７年に発行したもの。大阪の部分だけを掲載した。

防衛研究所図書館所蔵史料抜粋

ここで紹介する以下の史料は、防衛省防衛研究所図書館所蔵のものである。②～⑬の史料については、アジア歴史史料センターのホームページからダウンロードしたものを翻刻した、（　）内はアジア歴史史料センターのレファレンスコードである。ただし、原文は縦書きであるが、①以外は横書きに改め、カタカナ表記は現代表記に、漢数字は洋数字に改めている。なお、判読不能や不鮮明のものについては■で表した。

①「大阪俘虜収容所記事」（「大正六年　各俘虜収容所業務報告綴」）
陸軍省大日記　雑　Ｔ６～３　47

②「俘虜近状に関する件」　欧受大日記　大正４年「欧受大日記　１月下」
【レファレンスコード、C03024436100】

③「大阪俘虜収容所に雇員増加の件」　欧受大日記　大正４年「欧受大日記　２月」
【レファレンスコード、C03024447800】

④「俘虜逃亡に関する件」　欧受大日記　大正４年「欧受大日記 10 月上」
【レファレンスコード、C3024578200】

⑤「俘虜間軋轢に関する件」　欧受大日記　大正５年「欧受大日記１月」
【レファレンスコード、C03024599700】

⑥「俘虜間軋轢に関する件」　欧受大日記　大正５年「欧受大日記１月」
【レファレンスコード、C03024602300】

⑦「所在不明の俘虜発見報告」　欧受大日記　大正５年「欧受大日記２月」
【レファレンスコード、C03024612700】

⑧「独逸俘虜入獄理由に関する件」　欧受大日記　大正５年「欧受大日記　５月」
【レファレンスコード、C03024649100】

⑨「俘虜受刑者仮出獄の件」　欧受大日記　大正５年「欧受第日記６月」
【レファレンスコード、C03024658700】

⑩「大阪俘虜収容所廠舎火災に関する件」
欧受大日記　欧受大日記（大正６年～ 12 月）
【レファレンスコード、C03024847300】

⑪「大阪俘虜収容所炊事場の１部模様替並麺麭焼炉新設工事の件」
欧受大日記　大正６年「欧受大日記　３月」
【レファレンスコード、C03024743800】

⑫「大阪俘虜収容所麺麭焼竈用材料処分の件」
欧受大日記　大正６年「欧受大日記４月」
【レファレンスコード、C030247519000】

⑬「独逸俘虜の墓地に関する件」　欧受大日記　大正 13 年「欧受大日記３冊之内其１」
【レファレンスコード、C03025396800】

①「大阪俘虜収容所記事」は、大正６年に似島に移っていた、大阪俘虜収容所長であった菅沼來中佐が提出した報告書である。大正３年11月から大正６年２月18日に収容所を閉鎖するまでの経過をまとめたもので、大阪収容所における様々なことが項目を分けて記述されている。客観的な記述に終始しているが、全容を記しているわけでもない。あくまでも管理者から見た報告にとどまっている。また、述べられていない部分も多くあると思われる。例えば、酒保を請け負った業者や、酒保に納入した業者、食料や食材を運んだ業者などは明らかではない。

ただ、このような欠点はあるものの、公式に大阪収容所のことを記したものはほかにはなく、貴重な価値を持つことはいうまでもない。

②「俘虜近状に関する件」は、俘虜が入所してから比較的短時日の時点での近状を報告したものである。

③「大阪俘虜収容所に雇員増加の件」は、通訳の不足を少しでも補うために置かれたものであるが、衛戍病院に属すことになったため、収容所での通訳不足は解消は出来なかったと思われる。

④は、大正４年９月４日のアルテルト逃亡に関したものであるが、俘虜の逃亡に関するものとしては、ほかに⑦⑧⑨がある。このうち⑧⑨は同一事件に関するもので、逃亡は大正４年６月18日に発生しており、ポスピヒ、ポエシュケ、リープマンの３人が脱走した。④は大正４年９月４日、アルテルトが脱走した事件。⑦は大正４年12月30日に、ストルフ、ケルンの２名が脱走した事件である。

⑤「俘虜間軋轢に関する件」は、アルサス・ローレン出身の俘虜アニセット・ベッカーが、フランスへの帰化を望み、それが他の俘虜に漏れたため集団で暴行を受けた事件である。

⑥「俘虜間軋轢に関する件」は、俘虜トロイケが青島にいたときに日本人を妻とし、そのゆえに周囲から冷視され、収容所内でも同様であることから日本への帰化を求め、そのことが他の俘虜に漏れる迫害を受けるとして、隔離と帰化の速やかなることを歎願している文書である。

⑩は、大正５年３月28日に起きた火災に関する報告類である。大阪俘虜収容所長、第四師団長、憲兵隊長等の報告が含まれている。火災は、隣接している工場の煙突から飛来した火の粉によるものとし、収容所の責任はないとしている。

⑪は、パン焼き竈の設置を計画したもの。⑫は、似島に収容換えになったため、パン焼き竈等の材料を処分するというもので、この２報告から、大阪俘虜収容所でパン焼き竈等の施設を作ろうとしていたことがわかる。

⑬「独逸俘虜の墓地に関する件」は、第１次大戦後にドイツから、戦時中の俘虜で死亡した者の墳墓の現状についての問い合わせがあり、それに対する第四団の回答である。

①大阪俘虜収容所記事（大正６年８月提出）

大正六年

各俘虜収容所業務報告綴

陸軍省

陸軍省雑Ｔ６～３４７

似俘発第一七九号　軍事欧第六九号

大阪俘虜収容所記事呈出ノ件通牒

大正六年八月二十七日　似島俘虜収容所　印

陸軍省御中

別冊大阪俘虜収容所記事壱部及呈出候也　」

大正三四年戦役　大阪俘虜収容所記事　」

緒言

青島攻囲軍ハ大捷ヲ博シテ独墺軍俘虜ヲ獲タリ、大阪俘虜収容所ハ　大正三年十一月二十一日ヲ以テ開設セラレ、収容セシ俘虜前後総テ七百六十名、爾来二年有余、大正六年二月十九日似島ニ収容換ヲ了スルニ当テ閉鎖セラレタリ、此間上司ノ督励ト職員ノ努力トニ由リ、抑留適法ニシテ、概シテ静穏ナルヲ得タリ、俘虜ヲ移シ局ヲ結フニ当リ、梗概ヲ録シテ報告シ、聊カ後日ノ参考ニ資ス

大正六年二月　」

大正三四年戦役 大阪俘虜収容所記事目次

第一章 開設
第二章 俘虜収容及異動
第三章 取締及警戒
一 概説
二 俘虜収容所職員
三 衛兵
四 憲兵警察官
五 俘虜ノ起居
六 服装
七 面会及慰問
八 俘虜郵便物及発受金品
九 秘密通信
一〇 没取領置品
一一 寄贈金品
一二 逃走及火災予防
一三 俘虜ノ処罰
一四 所持金ノ制限及貯金
一五 俘虜ノ利用
一六 酒保
第四章 給与
一 概説
二 金銭
三 糧食
四 被服
五 陣営具其他ノ物品
第五章 衛生
一 廠舎及付属物
二 給水
三 養価
四 診断治療ノ景況
五 患者ノ状況
六 恩賜義眼義肢拝受者
七 防疫

八　衛生材料
九　健康状態
一〇　俘虜ノ死亡
一一　文身
第六章　労役
第七章　事務
一　庶務
二　経理
三　衛生
四　雑件
（一）　検査
（二）　俘虜ノ請願
（三）　出入商人取締
（四）　衛戍司令官巡視
（五）　会計経理検査
（六）　関係諸官ノ視察
第八章　俘虜収容換及閉鎖
第九章　将来ニ関スル意見
附表
第一　大阪俘虜収容所職員表
第二　俘虜収容異動表
第三　俘虜役種別人員表
第四　俘虜階級別人員表
第五　俘虜所属部隊別人員表
第六　俘虜将校准士官氏名表
第七　大阪俘虜収容所職員異動表
第八　俘虜郵便物表
第九　没取俘虜于郵便物表
第一〇　俘虜郵便為替表
第一一　俘虜発送金品表
第一二　寄贈金品表
第一三　俘虜処罰表　其一其二
第一四　給養品目数量表
第一五　俘虜献立表
第一六　貸与被服寝具員数表

第一七　被服修理品目及価格調査
第一八　俘虜足踝文数調査表
第一九　備付物品員数表
第二〇　俘虜消耗品支給表
第二一　俘虜病類別患者表
第二二　俘虜戦場患者表
第二三　医療器械備付員数表
第二四　薬物及治療用消耗品消費表
第二五　俘虜身長ニ対スル体重比較表
第二六　俘虜体重調査表
第二七　俘虜体格一般比較表
第二八　経費節別区分表
第二九　俘虜給与ノ為ニ要スル経費調査表
第三〇　俘虜収容換業務分担一覧表
第三一　俘虜収容換日課予定表
第三二　俘虜収容換鉄道輸送計画表

附図
第一　大阪俘虜収容所要図
第二　同
第三　俘虜所外運動場要図

附録
第一　大阪俘虜収容所服務細則
第二　大阪俘虜収容所防疫業務概要
第三　大阪俘虜収容所帋列刺予防事項
第四　大阪俘虜収容所ペスト予防計画及実施事項
第五　大正六年一月欧発第六六号　俘虜収容換ニ関スル件達
第六　大正六年一月第四師団俘第二九号俘虜収容換ニ関スル件達

【編者注、目次では、右の通りであるが、実際には本文の後に、附録・附表・附図という順序になっている。】

第一章　開設

日独ノ役、大正三年十一月七日青島陥落スルヤ、我攻圍軍ノ獲タル俘虜ノ大部ハ、帝國内地ニ収容セラルヘク、同月十日大阪俘虜収容所開設ニ関スル命令アリ。翌十一日、大阪俘虜収容所職員（附表第一参照）ノ任命発表セラレタリ。当時第四師団ハ、特別大演習参加ノ為滋賀県下ニ出張中ニシテ、発表セラレタル職員ノ多クハ猶演習地ニ在リ。十月十二日、命ヲ拝シテ急遽帰阪シ、十四日第四師団司令部（当時大阪城内ハ大本営ニ充テラレ、第四師団司令部ハ歩兵第八聯隊第一大隊兵舎内ニ在リ）ノ一部内ニ仮事務所ヲ設ケ、収容所開設準備ニ関スル業務ヲ開始シタリ。

十一月十五日、収容所設備ノ為、所長所員及軍医ハ、第四師団副官村松新一郎、同経理部附技師置塩章ト共ニ、収容所ニ予定シタル大阪市西区南恩加嶋町隔離廠舎（大阪府警察部衛生課ノ管理ニ属ス）ヲ視察シ、借上（無償）ニ決シテ、使用廠舎ノ配当及附属所設備ヲ計画シ、補修其ノ他警戒ニ要スル施設工事ハ直ニ著手セラレタリ。

収容所々要ノ陣営具・寝具類ハ、在阪諸隊ノ在庫品ヲ応用シ、其ノ已ムヲ得ザルモノハ之ヲ新調シ、衛生材料ハ大阪衛戍病院ヨリ借入レタリ。当時諸隊ハ特別大演習出張中ニシテ、此等交渉ニ甚タ困難ヲ感シタリ。

当時匆々ノ際、俘虜ニ関スル諸法規ノ研究ニ暇ナカリシモ、収容所ニ要スル諸規定ノ編纂急ヲ要スルヲ以テ、先ツ俘虜情報局ヨリ配付セラレタル俘虜ニ関スル法規、及明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末ヲ参照シ、大阪俘虜収容所服務規則、仝俘虜取締規則ヲ起草シ、大阪俘虜収容所服務細則、及俘虜心得ヲ編述シ、其ノ他所用ノ規定ハ日ヲ追ヒ漸ヲ以テ完備ヲ期シ、又大阪中央郵便局ト交渉シ、俘虜郵便取扱ニ関スル事項（第三章第八参照）ヲ協定シタリ。

第二章　俘虜収容及異動

大阪俘虜収容所ニ収容シタル俘虜ハ、陸海軍人其ノ他総員七百六十人（独国人七五一　墺国人九）ニシテ、其ノ主タルモノハ大正三年十一月二十一日、仝四年一月二十七日青島ヨリ到著セリ。収容後ケニ於ケル俘虜ノ異動ハ、大正三年十二月徳島俘虜収容所ニ収容換ノ俘虜将校以下二百六名ヲ主トシ、解放・死亡俘虜各々一アリ。収容セシ俘虜中特異ノ者ヲ挙クレハ左ノ如シ。

俘虜海軍一等砲兵「アニセット・ベッカー」ハ、「ロートリンゲン」ノ産ニシテ、仏国ニ帰化ヲ希望シ宣誓シタルヲ以テ、解放詮議中、大正四年十二月他ノ俘虜ノ知ル所トナリ、危害ヲ加ヘントスルノ状アリ、保護ヲ密願シタルヲ以テ、隔離収容中解放ノ命アリ。十二

月三十日、神戸仏国領事ニ引渡シタリ。

俘虜国民軍兵卒「リヒヤード・トロイケ」ハ、其ノ妻ノ日本人ニシテ、其ノ間ニ三子アルノ故ヲ以テ、曩ニ日本国ニ帰化ヲ出願シタルモ、他ノ俘虜ノ察知スル所トナリ、危害ヲ加ヘラレムコトヲ虞レ、隔離ヲ内願シ、大正四年十二月所内ニ隔離収容シタリ、又俘虜義勇兵「マックス・チムメルマン」ハ、大正五年一月自ラ露国人「ヤン・パホルチョック」ナリト称シ、露国領事ノ証明ヲ得テ解放セラレンコトヲ出願シ、審問中同年二月他俘虜ノ迫害ヲ受ケンコトヲ虞レ、隔離ヲ内願シ、「トロイケ」ト共ニ隔離収容シタリ。此俘虜二名ハ、大正五年十月、丸亀俘虜収容所ニ収容換ヲ命セラレタリ。

大正五年五月収容セル、俘虜嫌疑者墺国人「ウラジスラウ・コフラー」ハ、数回審問ノ結果、逮捕当時国籍氏名ヲ偽称シタルモノニシテ、実ハ露国人「ウォレンチン・ドミトリー・イワノフ」ナル者ト判明シタルモ、其ノ確証ナキヲ以テ、取調中決定ヲ見ルニ至ラス、一般俘虜ト隔離収容中似島ヘ収容換スルコトトナレリ。

俘虜人員ハ、附表第二乃至第六ノ如シ。

大阪俘虜収容所撤廃ト同時ニ、釈放詮議中ニ属スル兵役不堪ノ俘虜十一人（副曹長一、兵卒一〇）ハ大阪衛戍病院ニ残置シタリ。

第三章　取締及警戒

一　概説

俘虜ノ取締俘虜ニ関スル諸法規、大阪俘虜収容所俘虜取扱規定、及大阪衛戍司令官訓示ニ遵拠シ、明治三十七八年戦役俘虜取扱顛末ヲ参照シ、俘虜ノ起居、及火災逃走予防等ニ関シテ細則ヲ定メ、之レカ実行ノ監視ヲ密ニシ、俘虜ノ犯則並不正行為ハ、毫モ寛仮スルコトナク、処罰ヲ厳ニスルト共ニ、一面俘虜ハ之レヲ教育スヘキモノニアラサルト、風俗習慣ノ異ナルモノアルヲ顧慮シ、帝國官憲ノ威権ヲ防ケサル範囲ニ於テハ、取締上寛厳其ノ度ノ宜シキヲ得ヘキニ注意シタリ。

収容当初、俘虜ノ態度ハ一般高慢ニシテ、日本官憲ニ対スル服従・敬虔ノ念乏シキノ感アリシモ、収容当日印刷シタル俘虜心得（附録第一第十一章）ヲ俘虜ニ配付シ、規律ヲ厳守スルハ俘虜ノ義務タルヲ説諭シ、我邦俘虜取扱方ノ適法ナルヲ明ニシタルノ結果、日ヲ追フテ従順ナルニ至リ、収容間概シテ平穏ナルヲ得タリ。

当収容所開設当初、俘虜ノ取扱ハ、主トシテ明治三十七、八年戦役俘虜取扱顛末ヲ参考シタルモ、大正三年十二月欧発第一、四二二号・同第一、六五三号通牒アリ。爾後俘虜情報局事務官収容所視察ノ結果、大正四年二月欧発第三五七号ヲ以テ、俘虜取締に関シ注意ヲ促サレ、又同年十二月欧発第七二〇号ヲ以テ取締ニ関スル通牒ヲ発セラルルアリ。更ニ大正五年九月、俘虜収容所長会議アリ、俘虜ノ緊粛ヲ加ヘタリ。

収容所ノ警戒ニ関シテハ、衛兵ヲ督励シ、帝國ノ権威ト帝國陸軍々人ノ威信ヲ損サルニ努メ、時々其ノ服務状況ヲ所属部隊ニ通報シテ改善ニ資シ、亦憲兵・警察官、各官公衙ト連絡シ、以テ火災及俘虜逃走予防上意ヲ注キ力ヲ尽シタリ

一一　俘虜収容所職員

俘虜収容所職員ハ、大正三年十二月欧発第一、四六一号ヲ以テ改正セラレ、大阪俘虜収容所ニ在リテハ、所長　佐官　一、所員　尉官　二、下士四　内通訳一、軍医、看護長、主計・計手各一ニシテ、概シテ勤務繁劇、収容所開設当初ノ如キハ、詰切執務ヲ命シ、又往々徹夜シタリ。

軍医ハ他部隊トノ兼務ナリシヲ以テ、遠隔ニシテ交通不便ナル収容所ニ於ケル衛生業務ニハ、常ニ不便ヲ感シ、時ニ或ハ不時患者ノ診療ニ事ヲ欠くコトアルヲ以テ、屢々専任軍医ヲ充テラレタキノ希望ヲ上申セシモ、遂ニ詮議セラルルニ至ラサリキ。

収容所ノ勤務中煩激ナルハ、俘虜郵便検閲事務ニシテ、通訳定員一名ナルハ大ニ検閲力ニ関係ス。所員亦之ニ当ルモ、猶足ラサルノ状況タリシヲ以テ、通訳ノ増加ヲ上申シ、大正三年十二月御用係一名ヲ属セラレ、更ニ入院俘虜患者多数ノ為、大正四年二月雇員　通訳代用一名ヲ増員セラレタリ。

所員補助勤務トシテ、大正五年十二月以降、大阪衛戍司令官ヨリ将校一名ヲ衛生勤務補助トシテ、大正四年十一月以降、大阪衛戍病院ヨリ看護卒一名ヲ派遣セラレタリ。

俘虜収容所傭人ハ、大正四年二月、欧発第三八六号ヲ以テ其ノ定員ヲ定メラレ、大阪俘虜収容所ニ在リテハ、其ノ定員二名ナリシモ、大正五年十一月、更ニ欧発第九七六号ヲ以テ一名ヲ増加セラレタリ。

大阪俘虜収容所職員ノ異動、附表第七ノ如シ。

俘虜ノ職員ニ対スル状態ハ、当初其ノ将校ノ如キハ、概シテ意気昂リ傲慢ニシテ、不従順ノ感アリシモ、高圧的ニ威力ヲ加ヘテ之ヲ抑制シタル結果、漸次従順トナリ、全収容期間、職員ニ反抗カマシキ行動ヲ採リタル如キハ、一モ認メサル所ニシテ、概シテ順良ナルヲ得タリ。

三　衛兵

大阪俘虜収容所衛兵ハ、当初其ノ人員ヲ減少スルノ主義ニ依リ、下士ヲ司令トシ、単ニ歩哨ニ止メシモ、大正四年五月以来、俘虜ノ脱柵逃走者ヲ出シタルヲ以テ、畢竟歩哨数少ニ警戒粗ナルニ由ルモノト認メ、逐次人員ヲ増加シ、大正五年一月ヨリ将校ヲ司令トシ、下士卒二十二名ヲ充ツルニ至リタリ。其ノ階級人員左ノ如シ。

大阪俘虜収容所衛兵人員表

階級 / 年月	自大正三年一一月	自仝三年一二月	自仝四年六月	自仝四年九月	自仝五年一月
将校（中少尉）					一
下士	一	一	一	一	一
上等兵	一	一	二	二	二
一二等兵	六	九	一五	一八	一八
喇叭手	一	一	一	一	一
計	九	一二	一九	二二	二三

備考
一、本表ノ外入倉者アルトキハ一、二等卒三ヲ増加ス
二、本表ノ人員ハ在阪歩兵聯隊ヨリ隔月交代服務ス

俘虜ノ衛兵ニ対スル状態ハ、概シテ従順ナリシモ、彼等独特ノ国民性ヲ発揮シ、往々驕慢ニシテ、衛兵ヲ軽視スルカ如キモノアリ。苟モ此ノ如キ者ニハ、厳罰ヲ加ヘテ懲戒シタルモ、衛兵動作ノ厳否ハ又大ニ俘虜ノ態度ニ感響スルモノニシテ、其ノ過失ノ如キハ直ニ俘虜ノ知ル所トナリ、時ニ誇大ノ訴ヲ為スモノアルノミナラス、之ヲ蔑視セシムルニ至リ、反之衛兵ノ緊厳ナルニ対シテハ、俘虜ハ其ノ威力ニ圧セラレテ能ク従順ニ克ク服従シ、取締容易ナルニ至ルヲ見ル。即チ衛兵ノ動作ニ関シテハ、爰ニ戒心ヲ加ヘテ、常ニ精神ヲ緊張シ、其ノ動作ノ謹厳犯スヘカラサルモノアラシムルニ努メタリ。

四　憲兵警察官

大阪俘虜収容所開設セラルルヤ、収容所直接警営ノ為、大阪憲兵隊ヨリ憲兵上等兵一名ヲ収容所ニ派遣セラレ、所内ニ詰切リ、一週間毎ニ交代服務シタリ。其ノ任務ハ衛兵・警察官ト協同シ、俘虜ノ逃走、出入商人及附近地方人ニ対警戒シ、又主トシテ憲兵隊ト収容所トノ連絡ヲ確実ニスルニアリタリ。

第四師団参謀長ノ照会ニ基キ、大阪俘虜収容所設置間、其ノ附近地方人民ニ対シ、収容所構外附近ノ警戒、及人民取締ノ為、大阪府警察部ノ区署ヲ以テ警察官四名（爾後八名ニ増加ス）ヲ九条警察署及安治川水上警察署ヨリ派遣セラレ、収容所構内ニ詰切服務シタリ。

衛兵ト警察官トノ関係ニ就テハ、特ニ其ノ責任区分ヲ明ニシ、収容所内ノ警戒ニハ、警察官ヲシテ毫モ干渉スルコトナク、衛兵ヲシテ主トシテ之ニ当ラシメタリ。

五　俘虜ノ起居

俘虜収容廠舎ハ純日本式木造畳敷ニシテ、一廠舎ハ十室ニ区画セラレ、一室ニ俘虜一乃至四人　将校、同待遇者ハ一人。准士官同待遇者ハ二人。ヲ収容シ下士以下室内脱靴　後畳ヲ廃シ穿靴ニ改ム　セシメ、其ノ起居ニ関シテ、概ネ衛戍地各隊ニ準シ、規定セル日課時限ニ拠ラシメタルモ、其ノ起床・消灯時刻ハ、逃走予防上、戸外ニ出スル俘虜取締ノ便ヲ顧慮シテ、比較的之ヲ延ハシ、日夕点呼ハ、初メ消灯一時間前ニ於テセシモ、暗夜照明ニ適スル場所ナキ為、往々点呼ノ不確実ナルニ至ルモノアルヲ認メ、大正五年十月以来ハ改メテ、日没前ニ行ヒタリ。又俘虜ノ保護上、所内空地ニ運動場ヲ指定シ、人員ヲ班別シテ運動時間ヲ定メタルモ、彼等ノ状勢ハ運動ニ規定ノ要ヲ認メス、各自進テ適度ノ運動ニ怠ラサルヲ以テ、自然之カ規定ヲ廃止スルニ至レリ。俘虜日課時限左ノ如シ。

俘虜日課時限表

区分＼期間	自三・一一・二二 至四・二・二八	自四・三・一 至四・五・三一	自四・六・一 至四・九・一〇	自四・九・一一 至五・五・一〇	自五・五・一一 至五・九・三〇	自五・一〇・一 至五・一〇・三〇	自五・一一・一 至六・三・一八
起床	六時		五時	六時	五時	六時	
朝点呼	六時三〇分	七時	六時	七時		七時三〇分	八時
朝食	七時	七時三〇分	七時	七時三〇分			
診断	日・月・水・金　七時三〇分（八時　・二、三時）　火・木・土　八時（九時・二時）						
昼食	十二時						
夕食	・五時	・六時				・五時三〇分	・四時三〇分
夕点呼	・八時		・九時			・五時	
消灯	・九時		・十時				
備考	一、大正三年十一月中診断ハ午前九時 二、時ノ上と・ヲ附スルモノハ午後ヲ示す 三、消灯ヨリ起床マデハ俘虜ヲシテ一切戸外ニ出ササルモノトス						

所外運動ハ俘虜ノ常ニ切望セル所ニシテ、初ハ一週一二回ヲ限リ、収容所附近ノ郊外ニ引率シタルモ、大正五年三月所内廠舎ノ一部　空廠舎及将校・准士官収容廠舎　類焼ノ災アリ、其ノ焼跡ニ比較的広キ運動場ヲ得タルヲ以テ、爾後所外運動ヲ禁止シタリ。

俘虜ハ毎日朝夕二回人員点呼ヲ受クル為、戸外ニ整列スルノ外労作ナク、日課時限ノ範囲ニ於ケル各自ノ起居ハ随意ナリ。其ノ多ハ自ラ日課予定ヲ作為シ読書　教学・簿記・速記、其ノ他ノ科学等　手工　絵画・彫刻・細工等　園芸・遊戯　演劇、骨牌、将棋、音楽　運動　「テニス」「フートボール」、器械体操、角力等　ニ親シミ、時々郷

里ノ音信ニ接シテ家情ヲ偲ヒ、屡々寄贈金品ノ分配ヲ受ケテ救恤ノ恵ニ浴シ、亦屡々酒保ニ就キ鬱情ヲ慰スルヲ得タリ。

俘虜将校ノ民家居住ト自由散歩トハ、彼等ノ特ニ期待セルモノノ如ク、収容後直ニ出願シタルモ、当分ノ内許可セサルコトトナリタルヲ以テ、失望落胆シ、此ノ禁止ハ違法ナリ等ト称シ、後ニ至ルモ屡々不平ヲ洩シタリ。

六　服　装

俘虜ノ被服ハ、本人著装セルモノヲ使用セシメタル為、軍人以外ノ俘虜ニアリテハ、軍服以外ノ通常服ヲ著用シ、認識困難ニシテ、取締上不便ナリシヲ以テ、最初ハ下士以下一般ニ、上衣胸部ニ俘虜番号ヲ金具文字ニテ附著甲図セシメタリシモ、離脱又ハ紛失シ易キヲ認メ、大正五年十月以降ハ、白布ニ墨ニテ日本文字ヲ印刷シ、上衣胸部ニ縫著乙図セシムルニ至リ、認識容易ニシテ、保存確実トナレリ。

大正四年十二月、俘虜ハ一般軍服以外ノ通常服著用ヲ禁止セラレタルヲ以テ、悉ク之ヲ領置シ、其ノ軍服類似ノモノニシテ使用シ得ルモノハ詰襟ニ改造セシメ、袖章ヲ附シテ識別ヲ容易ナラシメタリ。

帽子モ軍帽以外ノモノヲ禁シ、又大正五年三月以降、運動帽トシテ、左図ノ如キ一定セル略帽ノ使用ヲ許可シタリ

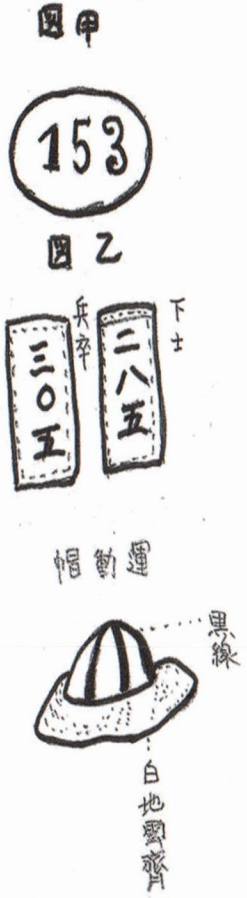

七　面会及慰問

俘虜ノ面会ハ、所内指定ノ場所ニ於テ所員立会ノ上、外国人ハ陸軍大臣、日本人ハ大阪衛戍司令官ノ許可証ヲ有スル者ニ限リ許可シタリ。而シテ面接ハ約三十分ヲ限リ、軍事・政治及商工業ニ関スル交話ヲ禁シ、且ツ面会者相互ノ間、秘密ニ書翰其ノ他一切ノ物品ヲ

受授セシメサルコトニ関シテハ、特ニ監視ヲ厳ニセリ。

大正三年十二月、大阪府知事大久保利武・大阪府警察部長新妻留五郎・大阪市長池上四郎ハ、属員ヲ従ヘテ俘虜代表者ヲ慰問シ、大正四年三月、浄土宗管長代理慰問使樋口法隆師ハ、属僚ヲ伴フテ俘虜ヲ慰問シ、記念品ヲ寄贈シタリ。又貴族院議員伯爵柳沢保恵ハ、大正五年一月及五月ニ於テ収容所ヲ巡視シ、俘虜代表者最高将校俘虜ニ対シ慰問シタリ、其ノ他内外人ニシテ、俘虜ニ面会ヲ許可シタル者ハ左表ノ如ク、其ノ目的日本人ノ多ハ、青島ニ於ケル俘虜財産ノ譲受、薬品ノ買入、若クハ債務ノ督促・整理ニ関スル交渉、及内縁婦人ノ家政・用談等ニシテ、外人ノ多ハ慰問ニ属ス。

面会者表　自大正三年十二月　至仝六年三月

区分		面会人員	被面会俘虜人員	面会回数
日本人	官公吏	六	五	一三
	宗教団体代表者	四		
	私人 男	一八		
	私人 女	三		
	計	三一		
外国人	仏国人	一	一	二五
	瑞西国人	一		
	独国人	二五	六	
	墺国人	一		
	計	二八		
累計		五九	一一	三六
				六四

外国宣教師ニシテ、陸軍大臣ノ許可ヲ経、俘虜ニ対シ宗教上ノ説教・礼拝及慰問シタルモノ左表ノ如シ。

宣教師説教慰問表									
国籍	宗教種類	氏名	回数	国籍	宗教種類	氏名	回数
米	旧教	ラムブレート	一	墺	旧教	エミール、シュレーゲト	七
		ニコライ、ワルター	一〇			ヨゼフ、ライネルス	一
瑞西	新教	フンチカー	一			ヨハネス、チンメルマン	一
独		エミール、シルレル	一一			フランツ、アインゲル	二
計	八人		三四回				

宗教上、俘虜ノ赦罪式ハ、監視者ノ之ニ立会フヲ嫌ヒ、実施シタル俘虜ナシ。

仏国人宣教師加土利教「ジェイオ、シャトロン」ハ、陸軍大臣ノ許可ヲ得テ、大正三年十二月俘虜訪問ヲ申込ミタルモ、俘虜ノ多クハ敵国人タルノ故ヲ以テ、之ヲ拒絶シタリ。然ルニ俘虜将校二名海軍大主計「アルテルト」海軍少尉「ブリルマイヤー」ハ、宗教ハ戦争ノ上ニ超然タルモノナルカ故ニ、国籍ノ如何ヲ問フヘキモノニアラストナシ、快ク面接シタリ。

米国大使館三等書記官「ヅンマー・ウェールス」ハ、大正五年三月九日、同書記官補「アイ・ダブリュー・バランスタイン」ヲ、仝年十二月五日、在神戸米国領事「エレーアール、デッタオワー」ヲ随ヘ、大阪俘虜収容所ヲ視察シタリ。蓋シ独乙国政府ノ依頼ニ依リタルモノニシテ、其ノ参観ニ当リテハ、観覧ヲ希望スル場所・物品ハ隈ナク之ヲ許容シ、視察員ノ質問ニ対シテハ、隔意ナキ答解ヲ与ヘ、俘虜トノ談話ハ之ヲ拘束スルコトナシ、且ツ所長ハ、収容所ノ概況ヲ説明シタリ。

八　俘虜郵便及発受物品

俘虜郵便ノ取締ニ関シテハ、大阪俘虜収容所服務細則中、郵便電信並為替小包取扱細則ヲ定メ、俘虜心得中俘虜ノ発信ニ関シ遵守スヘキ事項ヲ示シ（附録第一章第十一章参照）、大阪中央郵便局及堀江郵便局ト、左ノ事項ヲ協定シタ。

一　俘虜郵便物ノ取扱ハ、総テ堀江郵便局ニテナスコト。

二　俘虜発送郵便物ニハ、其ノ表面ニ「俘虜郵便」「検閲済」及責任者印ヲ押捺スルコト。之カ為、予メ見合印鑑ヲ送付シ置クコト。

三　俘虜郵便物著便ハ、毎日二回（後一回ニ改ム）配達ヲ受クルコト。

四　発送郵便物ニハ、収容所ニ於テ宛名・地名ヲ、邦字ニテ付記スルコト。

五　発送有価郵便物ハ、送達簿ヲ以テ受授スルコト。

六　俘虜名簿ヲ送付シ置クコト。

大阪堀江郵便局ハ、大阪俘虜収容所ヲ距ルコト約一里、交通便ナラス。特殊郵便・為替、及郵便貯金取扱上甚タ不便ヲ感シタルヲ以テ、郵便局ト交渉結果、大正五年四月十四日以降、一週一回郵便局員収容所ニ出張シテ執務（附録第一追加五参照）セシ為、大ニ便宜ヲ得タリ。

俘虜郵便物ノ発受ハ、俘虜ニ最大ノ慰安ヲ与フルモノニシテ、俘虜郵便事務ハ収容所ノ一大業務ナリ。俘虜郵便物ハ、俘虜郵便規則ニ依リ料金ヲ免除セラルルヲ以テ、其ノ数随テ多キニ上リ、検閲ハ益々困難ニ、時間ト手数トヲ要スル甚タ大ナルニ至リ、然モ受信ハ之ヲ制限スル能ハサルヲ以テ、発信ニ於テハ一定ノ用紙封筒ヲ支給シ、且ツ通数ニ左ノ如

ク制限ヲ附シタリ。

俘虜発信制限表

階級 / 期日	大正四・四・九以前	大正四・四・一〇以		大正五・五・一〇以	適用
通信種類	無制限	封書	端書	封書	端書	
将校同待遇者		三	二	三	二	本表ノ外金銭物品受領証及祝祭日挨拶物ノ一定文字ヲ区別シタル通信用紙
准士官 同待遇		二	二	二	一	
下士同待遇者		二	二	一		
兵卒 同待遇者						
備考	本表一人一ヶ月ノ発信通数ヲ示ス					

俘虜宛著便ハ、主トシテ独墺及東洋方面、又往々英仏収容ノ俘虜ヨリ来リ、独墺便ハ始メ西比利亜線ヲ経由セシカ、大正五年二月以後ハ全部亜米利加ヲ経由シ、約一ヶ月毎ニ到著シ、其ノ日数二月乃至三月ヲ要シタリ。交戦諸国収容中ノ俘虜ヨリスルモノハ、検閲済ノ捺印アリ。独逸便ハ多ク開封ノ儘到著セリ。又文中塗抹、或ハ切抜キタルモノヲ見ル。蓋シ出征部隊号・位置、或ハ物価騰貴ノ状況等、国家窮状ヲ記載セル部分ナルカ如ク、敵国官憲若クハ英国経由中、官憲ニテ検閲セラレタルカ如シ。用語ハ独逸語大部分ヲ占メ、稀ニ英仏語等ヲ発見セリ。発信者ノ大部ハ、父母妻子親戚知人ニ宛テ消息ヲ通シ、会社商会等ノ要務亦一部ヲ占ム。

俘虜発信用語ハ、日本語及独逸語トシ、適ニ英語ヲ許可シタリ。其ノ通信ハ、多ク家族ニ宛ツルモノニシテ、安否・訪問・日用品ノ請求発受、金品ノ通知、祝祭日挨拶等ニ限リタリ。

俘虜ノ発送セントスル電報ハ、帝國内地及東洋方面ニ於テ、必要已ムヲ得サルモノニ限リ許可シタリ。独墺人ノ青島ニ発スル電報ハ、大正四年十二月以降禁止セラレタリ。

俘虜宛小包著便ハ、独墺米支邦方面及内地在住ノ家族知人ヨリ送リ越シタルモノニシテ、特ニ「クリスマス」祭期ニアリテハ、同時ニ多数到著シ、内容ノ検閲、秘密通信ノ検索ニ多大ノ手数ヲ要シタリ。内用品ハ食料品（缶詰・腸詰、莨各種、衣類「シャツ」靴下、其ノ・菓子類「タオル」等）、他日用品ニシテ、食料品・莨最モ多シ。此等内容品質ハ、歳月ノ経過ト共ニ漸次低下シタルヲ見ル。

俘虜郵便物ノ統計附表第八ノ如シ。其ノ没収セルモノハ附表第九ノ如シ。

俘虜ノ発受スル金銭ハ、為替価格表記銀行小切手ニ依リ、其ノ受領金銭ハ、東洋方面ニ居住セル俘虜ノ家族ヨリ送付シ、或ハ銀行預金ノ引出、商店・会社等未払給料等ニシテ、其ノ発送金銭ハ、妻子生活費、知己友人ヘノ補助物品注文（新聞雑誌、食料品、楽器、運動器具等）等取締上差

支ナキモノニ限リ之ヲ許可シタリ。其ノ往々独逸本国国債応募ニ宛テントスルモノアルカ如キニ対シテハ、殊ニ取締ヲ厳ニシ、苟モ其ノ疑アルモノハ其ノ発送ヲ禁止シタリ。

俘虜ノ発受金額統計ハ附表第十ノ如ク、其ノ受授ノ責任ヲ明ニシ、後証書類ヲ整理スル等尠カラス手数ヲ要シタリ。

俘虜ノ発送スル物品ハ、多ク支邦方面ニ居住スル家族、若クハ内地ニ在ル俘虜相互間ニ宛ツル、書籍・衣類・玩具、其ノ他日本特産ノ器具類、及俘虜所持品ノ制限上生シタル不用物品ノ還送ナリキ。而シテ秘密通信ノ予防取扱ノ手数上、必要已ムヲ得サルモノノミ発送ヲ許可シタリ。

発送物品ハ、小包郵便ヲ主トシ、其ノ已ムヲ得サルモノハ運送店ニ委托セシメタリ。

俘虜ノ受領セル貨物ハ、其ノ家族知己ヨリスル、救恤用衣類・楽器・運動具等ニシテ、船積若クハ汽車便ニ依レリ。而シテ、其ノ輸入品ハ無税通関ノ為、俘虜救恤品タル所長ノ証明書ヲ要シ、税関若クハ取扱店ヨリノ通告ニ依リ、手続ヲ為シタリ。俘虜ノ発送シタル貨物数量、左ノ如シ。

俘虜発受貨物数量表

発受	発送	受領
内地		六〇五梱
外国	五〇梱	三五梱
計	五〇梱	六四〇梱

俘虜発送金品数量附表第二ノ如シ

九　秘密通信

俘虜及之ニ宛ツル通信者中、秘密通信ハ往々企画セラルル所ニシテ、信書・端書若クハ小包郵便物中ニ、巧ニ諸種ノ方法・手段ヲ講シメルモノアリ。其ノ通信内容ハ、作戦ニ関スル如キ重要ノモノナキモ、往々戦況又ハ本国ノ窮状、若クハ卑猥ナル恋愛的通信ナリ。其ノ検索ヲ密ニスルト共ニ、其ノ方法ヲ研究スルヲ緊要トセリ。大阪俘虜収容所ニ於テ発見セシ秘密通信方法、左表ノ如シ。

秘密通信 種類	秘密通信 方法	発覚数 発信	発覚数 受信
牛乳ヲ利用	木片ヲ削リテ其ノ先ヲ尖鋭トナシ牛乳ヲ附シシ白紙上ニ通信文ヲ認メ牛乳乾燥セハ普通ノ状態ニ於テ読ニ難カシスル方	一	二
	紙ヲ燃焼シテ造リタル■(灰カ)又ハ鉛筆ノ粉末ヲ以テ紙面ヲ磨		

	ストキハ黒ノ顕字ス		
薄紙ヲ利用スル方	画像ヲ保護スル為メ其ノ上ニ貼付セル薄紙一部ニ鉛筆ヲ以テ殆ント閲読シ難キ様通信文ヲ記ス		一
二重封筒ヲ利用シ紙片ヲ隠匿スル方	普通ノ信書内ニ恰モ通信内ニ宛ツル如ク文字ヲ記スナル二重封筒一ヲ封入シ之ト同大ナル薄紙ニ軽ク鉛筆ヲ以テ秘密文ヲ認メタルモノニ封筒ノ二重ノ間ニ挿入シ本二重ノ裏紙ハ特ニ濃紺色ヲ使用ス		一
雑誌ヲ利用スル方	雑誌ノ内部ニ於テ記事中ノ文字下所々ニ黒点ヲ付ケ之レヲ連結スレハ通信文トナル如クシ此ヲ施シタル二葉ヲ貼著ス	一	
二重底小包及煙草巻用紙ヲ利用スル方	小包ヲ紙箱ヲ二重底トナシ、其ノ間通信文ヲ記シタルヲ新聞紙ニ挿入ス、此小包内容煙草用紙ニ鉛筆ニテ箱蓋ト底トニ見■■新聞ニ■■記ス		一
写真端書利用スル方	写真端書ノ画面ヲ剥離シ其ノ間ニ鉛筆ヲ以テ極メテ細ク薄キ紙ニ通信文ヲ認メ挿入シ点々糊ヲ付ケテ之ヲ圧■シ画面ヲ台紙ニ密着セシム	二	

小包郵便・郵便物ニ装スル秘密通信ハ、発見容易ナラサルヲ以テ、検閲ヲ綿密ニシ、如何ナル物品ト雖、悉ク解披シテ其ノ内容ヲ検シ、又端書ヲ利用セサラレシメンカ為メ、ナシ得ル限リ其ノ紙質ヲ薄クシ、且ツ絵葉書ノ使用ハ一切之ヲ禁止シタリ。

十　没収領置品

俘虜ノ所持品ハ、収容当時之ヲ検査シ、差支ナキモノニ限リ所持セシメタルモ、大正三年十二月、欧発第一、五八一号ヲ以テ、俘虜ノ所持品中ニハ公用文書其ノ他、俘虜トシテ所有セシムヘカラサル物件ヲ混入ノ疑アルモノアリ、無漏検査ヲ行フヘキ旨通牒ニ接シ、更ニ厳密ノ検査ヲ行ヒ、爾後時々所持品検査ヲ施行シタリ。

検査ノ結果、没収領置シタル物品左表ノ如ク、其ノ没収品ハ第四師団司令部ニ送付シタリ。

俘虜所持品没収領置表

品目	数量	没収	領置	品目	数量	没収	領置
軍刀	二振		二一振	鉄線鋏			三個
短剣	三振		二振	独亜銀行切手			二個

拳銃	二挺		外国貨幣	四二二個	
拳銃弾	四発		写真機械	二三個	
公用書類	九件		雙眼鏡	一個	
戦況地図	三枚		被服入行李	一二四個	
鉄槌		一個			
備考	被服入行李ハ軍服以外ノ被服其ノ他不明品トス				

十一　寄贈金品

団体若クハ救恤協会ヨリ寄贈セル俘虜救恤金ハ、其ノ総額二萬四千五百余圓ニ達シタリ。

独逸海事協会亜細亜商業組合「クルップ、フォン、ローレンハルバッハ」其ノ他、在伯林及紐育「シーメンス、シュケルト」会社取扱ニ係ル寄贈金ハ、在東京「ハンス、ドレンクハーン」ヲ主体トシ、毎月俘虜情報局ヲ経テ送金セラレ、准士官二円・下士一円五拾銭・兵卒一円三十銭ノ割ヲ以テ、准士官以下全員ニ分配セラレタリ。

大正五年一月以後ハ、右ノ分配額ハ半減セラルルニ至リ、次ニ同三月以降ハ寄贈金ノ必要ヲ感セサル者ヲ除キ、真ニ救恤ヲ要スル俘虜ノミニ限リ、前記ノ金額ヲ分配セラレタリ。其人員准士官ハ、下士二六・兵卒二七三名トス。

其ノ他天津独立銀行、独逸人団、東京及横浜「フロッケンフェルアイシ」「ミュンヘン」市、「ゲゼルシャフト・フュール・クンデー・デュ・オステンド」、上海独逸倶楽部、独逸赤十字社、天津救護協会、及婦人会等ヨリ、「クリスマス」用或ハ入院俘虜患者、困窮俘虜宛寄贈セルモノ、天津俘虜救恤音楽会収入金ノ分配等ニシテ、果実野菜類寄贈ノ目的ニ依ルモノ、及歯科患者ノ治療費ハ又屡々「ハンス、ドレンクバーン」ヨリ送金セラレタリ。

俘虜情報局ヲ経テ送附セラルル寄贈金ハ、歳入歳出外現金トシテ整理セシモ、大正五年七月以降ハ、他ノ寄贈金モ悉ク歳入歳出外現金トシテ取扱フコトトセリ。

寄贈金ハ、俘虜代表者トシテ指定セル俘虜主計ニ交付シテ、受領証ヲ徴シ、俘虜主計ヨリ各俘虜ニ分配セシメタリ。

個人、団隊、救恤協会ヨリ寄贈セル物品ハ、其ノ評価総額一萬九百余圓ヲ算セリ。其ノ物品ノ多クハ、「ハンス、ドレンクハーン」、神戸独墺俘虜救恤団、「イリス」商会、独逸海事協会、神戸「ヘルム」兄弟商会等ヨリ寄贈セルモノニシテ、襦袢・袴下・靴下類、煙草・麺麭・乾酪・腸詰・豚脂・「ジャム」・胡桃、書籍等最モ多ク、其ノ他日用品・食料品類トス。又日本基督教青年会ヨリハ、「クリスマス祭樹及書籍ヲ寄贈シタリ。

寄贈金ハ、取締上差支ナキ限リ、准士官以下平等ニ之ヲ分配シ、特ニ其ノ数全員ニ亘ラサル物品ニ在リテハ、俘虜代表者ノ意見ヲ徴シ、缺乏者ニ交付シタリ。地方人俘虜　国民軍トシテ検挙セラハ、概シテ所持品豊富ナリシヲ以テ寄贈品ヲ辞シ、現役兵卒ニ譲与シタリ。物品

レタル者

寄贈ノ状態斯ノ如キナリシヲ以テ、襦袢・袴下ノ如キハ、敢テ缺乏ヲ感セサリシノミナラス、常ニ数著ヲ所有スルヲ得タリ。

大阪俘虜収容所開設ヨリ閉鎖ニ至ル間ニ於ケル寄贈金品、附表第一二ノ如シ。

十二　逃走及火災予防

俘虜ノ逃走ニ対シテハ、収容所周囲ノ木塀ヲ改修シ、外灯ヲ設備シ、歩哨ヲ要所ニ配置シテ警戒ヲ厳ニシ、警察官ハ収容所外囲ニ在リテ警戒ス　人員点呼ヲ正確ニシ、俘虜ノ夜間消灯後、戸外ヘ出スルヲ禁シ、屢々巡察ヲ内外ニ派遣シテ、俘虜ノ動静ヲ監視シ、出入商人・使用人・其ノ他外来人ノ取締ヲ密ニシ、俘虜トノ接触ニ注意シ、又俘虜ノ所持金ヲ制限　三十円以上所持スルコトヲ禁シ、屢々所持品検査ヲ行フテ、逃走用物品ノ陰匿ヲ予防シ、常ニ俘虜ノ集団ヲ禁シ、又俘虜中日本ニ好意ヲ有スルモノ、及勤務俘虜ヲ利用シ、密告ヲ奨励シ、更ニ所外ニ対シテ、ハ附近停車場・停留場・碇泊場、及各渡場ニ連絡シテ、疑ハシキ外国人ノ通過ニ注意セシメ、憲兵・警察署ト交渉シテ、俘虜逃走ニ対スル一般的警戒手当、及探索ニ遺漏ナキヲ期シタリ。

大正四年五月、兵卒俘虜三名、同年九月将校俘虜一名、仝年十二月兵卒俘虜二名ハ、各夜間脱柵逃走シタルモ、兵卒俘虜ハ収容所附近ニ陰伏中、若クハ目的ヲ達セス再ヒ収容所ニ帰還中ニ於テ、将校俘虜ハ門司ニ於テ逮捕セラレタリ。此ノ将校俘虜ハ、独逸海軍大主計「マックス・アルテルト」ニシテ、日本労働者ニ変装シ、夜間降雨ニ乗シテ収容所外ニ脱出シ、附近ヨリ人力車ニ乗シテ阪神電車停留場ニ至リ、更ニ電車ニ乗シ、神戸ニ下車シ、日本旅館ニ一泊シテ出発シ、汽車ニテ門司ニ到着シタルモノニシテ、其ノ行動ノ大胆ナルモ、服装ヲ全ク日本服ニ変シアリタルヲ以テ、却テ衆目ニ怪マレ、遂ニ其ノ目的ヲ達シ得サリシハ幸ト云フヘシ。

逃走者ハ、常ニ夜間降雨ノ際、暗黒ヲ利用シ、巧ニ歩哨ノ警戒線ヲ脱シ得タルモノニシテ、当時廠舎ノ各々密接シアリタルト、外灯不充分、歩哨数少ク、且ツ人員点呼ノ方法ニ缺ケル所アリタルヲ認メ、爾後外灯ヲ増設シ、衛兵ヲ増加シテ、将校ヲ司令トシ、人員点呼方法ヲ改善シ　朝夕定時点呼ノ外、夜間廠舎ニ就キ人頭検査ヲ行フ　一層厳重ヲ加ヘタル結果、逃走者ノ跡ヲ絶ツニ至レリ。

火災予防ニ関シテハ、収容所廠舎ハ薄柿葺堀立木造ナルカ為、特ニ火災ニ顧慮ヲ要スルヲ以テ、一般火気ノ取締ヲ厳ニシ、各廠舎中央ノ二室ヲ改築シテ、土間トナシ、炉ヲ設ケテ採暖且ツ喫烟用トシ　土地没潤ノ為後之ヲ廃シ、採暖用火鉢ヲ支給ス　、以外ニ於テ一切俘虜ノ喫煙ヲ禁止シ、各室ニ一個ノ電灯ヲ設備シテ、其ノ他ノ点火ヲ禁シ、火災予防規定　附録第一第　ヲ設ケテ厳

守セシメタリ。

消防用トシテ所内ニ五個ノ防火栓アリ。之ニ所用ノ消火器具ヲ備付ケタルモ、水勢弱ク、応急不可能ノ状態ナルヲ以テ、特ニ関係官衙ト交渉シテ、警察部消防手ノ派遣ヲ要求シ、大正四年十二月以降、収容所構内ニ消防手二名ノ分遣ト共ニ、手押式喞筒一臺ヲ備付クルコトトナレリ。別ニ各廠舎ニハ、軽便消火器ヲ備付ケ、又消防動作規定（附録第一追加一参照）ヲ設ケテ消防隊（職員衛兵ヨリナル一隊ト俘虜一隊）ヲ組織シ、屢々防火演習ヲ行ヒタリ。

大正五年三月二十八日、収容所構内空廠舎ヨリ出火シ、遂ニ空廠舎及俘虜将校・准士官廠舎十四棟ヲ全焼シ、一棟ヲ半焼シテ鎮火スルヲ得タリ。防火ハ消防手及俘虜消防隊ニ依リテ始メラレ、警察及地方消防隊ノ赴援ヲ受ケタリ。俘虜消防隊ハ、誠意消防ニ従事シ、俘虜一中尉ノ如キハ、自ラ危険ヲ顧ミス防火ニ尽力シタルハ賞賛ニ値セリ。出火ノ原因ハ、収容所東側某商店出張所ニ属スル、水揚用機関煙突ヨリ噴出セル火焔ノ、風下ナル廠舎屋根ニ落下セシニ因ルモノト認メラレタリ。

火災後、廠舎屋根ノ薄柿葺ハ甚タ危険ナルヲ以テ、全部便利瓦（アスファルドフェルト）ニ葺替ヘラレタリ

十三　俘虜ノ処罰

俘虜ノ処罰ハ、明治三十八年法律第三十八号俘虜ノ処罰ニ関スル件、及陸軍懲罰令ヲ適用シタル外、犯則ノ情状懲罰処分ヲナスノ程度ニ至ラサノ（ママ）ニ対シテハ、通信ヲ禁シ、酒保ニ就クコトヲ停止シ、又ハ単ニ説諭ヲ加フルニ止メタリ。俘虜処罰者、附表第一三ノ如シ。

俘虜懲罰処分ハ、犯行情状ヲ参酌シ、其ノ収容所職員及衛兵ニ対スル不従順、逃走・火災予防等、取締上不穏当ノ行為ニ対シテハ、毫モ之ヲ仮借スルコトナク厳重ニ処罰シ、殊ニ点呼整列遅刻者ノ如キハ、其ノ同室者ニ連坐罰トシテ某期日間通信ヲ禁シタリ。

初メ収容所内ニ営倉設備ナカリシ為、歩兵第八聯隊営倉ヲ使用シタルモ、之カ為入倉俘虜ハ大阪市内ヲ護送セラレ、市内ノ景況ヲ看ルニ便ヲ得、却テ営倉処分ヲ悦フカ如キ傾向アリシヲ以テ、所内ニ営倉ヲ設備シ、大正四年五月以降之ヲ使用セリ。

大正四年十二月三十日夜、俘虜兵卒二名脱柵逃走シ、人員点呼ニ当リ、他ノ俘虜逃走者不在ヲ補翼シタルヤノ形跡ヲ認メ、此検挙ノ為、定日内自白セサレハ、一般酒保及通信ヲ禁スヘキコトヲ宣告シタルモ、遂ニ自白スル者ナカリシヲ以テ、大正五年一月七日以降通信発送及酒保ヲ停止シタリ。然ルニ俘虜ハ之カ苦痛ニ堪エス、頻リニ解禁ヲ出願シタルヲ以テ、将来俘虜ハ逃走セス、又逃走ヲ幇助セサルヲ誓約スルニアラサレハ解禁スル能ハサル旨ヲ申渡シタルニ対シ、一月二十六日、各組長代表シ誓約書ヲ呈出スルニ至リ、通信及

酒保ノ禁止ヲ解ケリ。唯俘虜見習士官「マキシミリアン、エステレル」ハ、此ノ誓約ヲ肯セス、通信禁止ヲ違法ナリトシ、仮令将来絶対ニ禁止セラルルモ、斯ノ如キ不法ニハ服従スル能ハサルヲ明言シ、其ノ態度毫モ従順ナラサリシヲ以テ、遂ニ之カ禁止ヲ解カサリキ。

俘虜犯罪者ハ、大阪憲兵隊ニ検察処分ヲ依托シ、第四師管管軍法会議ニ於テ判決セラレ、其ノ服刑ハ大阪監獄ニ於テセシメラレタリ。

大正四年十一月　即位大礼ニ際シ、俘虜ノ犯罪者ニシテ減刑ノ特典ニ浴シタル者、左表ノ如シ。

俘虜処刑者減刑表

罪名	刑名刑期	更刑名刑期	級	氏名
共謀逃走	禁錮二年六月	禁錮一年十月十五日	海軍二等砲兵	フリトリッヒ・ポスピット
同	禁錮二年	禁錮一年六月	同野砲兵卒	ヘルマンポェルシュケー
同	禁錮二年	禁錮一年六月	同二等砲兵	ルードリッヒ・リーブマン
竊盗	懲役一月	懲役二十三日	同同	エドワールド・ワルツ
同	懲役一月	懲役二十三日	同同	アウグスト・ウェルフェルス

懲罰免除者ハ、命令ヲ遵奉セサル科ニ由リ、重営倉三十日ニ処セラレタル海軍二等砲兵「エミール・ウィード」、及大礼当日前ノ所為ニシテ、陸軍懲罰令ニ依リ懲罰処分ヲ受ケ、其ノ執行ヲ終リタル俘虜三十四名トス。

共謀逃走罪ニ依リ服刑シタル俘虜、海軍二等砲兵「ヘルマン・ポェルシュケー」ハ、大正五年六月十一日、同「ルドウィッヒ・リーグマン」ハ、今年九月十六日仮出獄ヲ許サレテ出獄シタルモ、「リーグマン」ハ爾後改悛ノ状ヲ見サルノミナラス、更ニ懲罰処罰ヲ受クルコト二回ニ及ヒ、大正五年二月二十五日仮出獄ヲ取消サレ、再ヒ入獄シタリ。

十四　所持金ノ制限及貯金

俘虜ノ所持金及貯金ニ関シテハ、大正四年十二月欧発第一、七二〇号ヲ以テ通牒アリ。爾来俘虜ノ所持セル現金ハ、規約貯金ノ方法ニ拠リ、総テ郵便局ニ預ケ入レシメ、日常所用トシテ三十円以内ノ現金所持ヲ許可シタリ。爾後貯金ハ漸次増加シテ、収容所閉鎖当時ニ於ケル貯金額ハ左表ノ如ク、一萬三千七百余円ヲ算セリ。

俘虜貯金表　　大正六年二月十三日調

預入金高	払出金高	残高	預入人員
三二、〇七五	一八、三六九	一三、七〇四	一四八
八七〇	八三〇	一四〇	

備考　預入人員ニ対スル一人平均貯金高九二、五八五

総人員ニ対スル一人平均貯金高二五、〇二七

貯金払出ハ、毎月一回定日ニ於テシ、俘虜ノ請求ニ依リ、其ノ所用事項ヲ調査ノ上払渡シタリ。

貯金通牒ハ収容所主計之ヲ保管シ、金櫃ニ収蔵セシメタリ。

十五　俘虜ノ利用

取締上俘虜ヲ利用シタルコト左ノ如シ。

古参准士官俘虜ニ、下士以下総取締ヲ命シ、命令ノ伝達普及ニ、諸規定ノ履行ニ、郵便物ノ受授寄贈品ノ分配ニ、或ハ調査ノ補助ニ利用シ、概シテ良好ノ結果ヲ得タリ。此ノ准士官ハ海軍掌砲兵曹長「ウイルヘルム・デットマー」ニシテ、能ク日本官憲ニ服従シ、熱心精励、俘虜全般ニ収容所ノ意思ヲ疎通スルニ努メ、俘虜中怠慢不従順ノ者アルトキハ、之ヲ報告シ、処分ヲ要求スル等、終始誠意ヲ以テ従事シタリ。又、選挙セル俘虜下士ニ、炊事係、縫工長、靴工長、消防隊長及雑役監視等ヲ命シ、各々便利ヲ得タリ。又、往々日本語ニ通スル俘虜ヲ通訳ニ利用シタルモ、一般ノ俘虜ハ之ニ対シ好感ヲ有、却テ結果良好ナラサルノミナラス、日本語ヲ解スル俘虜モ年々避クル状態ナリキ。

組長タル俘虜下士ノ成績ハ十分ナラス。蓋シ俘虜相互間ニハ、階級ヲ認メル上下ノ関係命令指揮権、及服従ノ義務ナキハ、収容当時所長ノ厳訓セシ所タルヲ以テ、俘虜兵卒ハ之ヲ幸トシテ、毫モ俘虜下士ノ権能ヲ認メス、之ヲ口実トシ、組長及俘虜日直下士ニ従順ナラサリシニ因ルモノノ如シ。此等俘虜下士ハ、往々不従順ナル俘虜兵卒ノ処分ヲ請求シタルコトスラアリタルノ状態ナリ。日本官憲ノ命ヲ受ケテ服務スル俘虜下士ニ対シ、服従セサルハ勿論、不心得ニシテ此等俘虜兵卒ニ対シテ又屢々懲戒ヲ加ヘタリ。

十六　酒保

大阪衛戍司令官ノ認可ヲ得テ、俘虜ノ為収容所内ニ酒保ヲ開設セリ。販売品ハ、飲食品・日用雑貨ニ区分シ、又理髪所ヲ属シ、各々請負商人ニ依托シタリ。酒類ノ飲用ハ、下士以下一日麦酒一本ヲ限リ許可シタリ。

販売品ハ酒保委員之ヲ検査シ、許可ナキ物品ヲ持込マサルコトニ関シテハ、特ニ取締ヲ厳ニシタリ。

酒保ハ、通常毎日午後一時ヨリ四時ニ至ル間販売セシメ、販売品価格ハ酒保内ニ掲示シタリ。

酒保ニ於ケル売上金高ハ左表ノ如ク、販売品中最モ多キヲ占ムルモノハ麦酒・鶏卵・果実・煙草等トナス。

酒保売上金高表

品種	金額	摘要

飲食品	一一九、七八〇	九八五	一月平均売上高
雑貨	二七、八二六	二六〇	六、三三七円一一四
理髪	六、四六二	九八〇	本表中其ノ他ニハ俘虜
其ノ他	四六、五八〇	四二〇	将校糧食被服家具類
計	一九六、四五〇	六四五	ヲ含ム

第四章　給　与

一　概　況

俘虜ニ対スル諸給与ハ、総テ定額ノ範囲内ニ於テ之ヲ実施シタリ。斯く定額ハ、概シテ豊富ニシテ、給与十分ナルヲ得タリ。殊ニ糧食費ノ如キハ、本邦軍隊ノモノニ比シ多キヲ以テ、常ニ営（ママ）養ニ必要ナル限度ニ減少シテ実施シタリ。

一般給与品ハ、俘虜ノ現状ニ応シテ決定シ、努メテ冗費ヲ節シ、必需ヲ充シタリ。即チ彼等ノ生活状態ハ、我ト異ルモノアルト、必需品中往々寄贈品アルトニ顧慮シタリ。俘虜ハ一般ニ其ノ需要ヲ充シ得タルノミナラス、概シテ満足ノ意ヲ表シタリ。

唯将校俘虜中、支給ヲ受クル俸給額ハ、彼等ノ本国ニ於ケルモノニ比シ、少額ナルニ不平ヲ訴フル者ナキニアラサリキ。

二　金　銭

俘虜ニ給スル金銭ハ、将校同相当官ニ対スル俸給、及士官待遇文官ニ対スル被服、及糧食費ニシテ、其ノ金額一ヶ月千九百八十四円八拾銭、中佐一、少佐二、大尉同相当官四、中尉同相当官一四、少尉同相当官九十、官待遇文官二　大阪俘虜収容所中ノ総額、金四萬九千百拾二円六拾八銭ヲ算ス。

三　糧　食

俘虜ノ糧食ハ、我邦ト其ノ常食ヲ異ニスル為、我軍隊ノ給食金額ニ比シ、多キヲ要スルハ寔ニ已ムヲ得スト雖、彼我ノ権衡上好マシカラサル現象ナルヲ以テ、努メテ之カ減少ヲ図リタルモ、欧洲人ノ体格ニ応スル所用摂取熱量標準率（一、八〇〇乃至二、〇〇〇カロリー）ヲ顧ルトキハ、最少限度ノ養価ヲ得ルニ猶ホ且二十四五銭ヲ要シ、我軍隊ノ給養額ヲ超過スルヲ免レス、今大阪収容間ニ於ケル一日一人ノ給養品中、主ナルモノノ分量ヲ示セハ、附表第十四ノ如ク、一人一日平均賄額ハ金弐拾六銭壱厘強ニ相当ス。

給養ノ実施ニ関シテハ、当初ヨリ大正三年十二月二十八日迄ハ、一人一日下士以下ハ参拾銭准士官ハ一人一日拾銭ヲ増加ス　ヲ以テ請負賄ヲ為サシメ、炊事場ニ於ケル諸設備成ルト共ニ、爾後ハ俘虜ヲシテ自炊セシメタリ。炊餐ノ為ニハ、俘虜下士一・卒八名ヲ使役シ、大正四年十一

月以降労役賃金ヲ給セリ。

献立表ハ、俘虜炊事掛下士ノ立案セル週間予定表ヲ参考トシ、定額ヲ顧慮シテ、経理委員之ヲ調製シタリ。其ノ二三ヲ例セハ附表第一五ノ如シ。

炊具ハ在来設備和式、直火二斗焚釜、七個シアリタルモノヲ利用シ、別ニ将校炊事用トシテ「ストーブ」二個ヲ備付ケ、其ノ他ノ諸器具ハ多ク我軍隊用ト同一ノモノヲ使用シタリ。

食事ハ一廠舎三十名毎ニ四個ノ「バケツ」ヲ以テ、食需当番俘虜ヲシテ、炊事場ニ就キ受領シ、廠舎ニ分配セシメ、食器飯皿、菜皿、湯呑、食刀、肉匙ハ各人ニ貸与シタリ。

俘虜将校ノ糧食ハ、自弁自炊トシ、一名ノ炊事係ヲ置キテ取扱ハシメ、俘虜下士卒五名ヲ属シテ、調理炊餐並分配ニ当ラシム。其ノ献立ヲ例セハ附表第一五ノ如ク、食費一ヶ月約八百九十円ニシテ、一人一ヶ月約二十四、五円ニ相当ス。

食料品ハ、野菜類ノ比較的少キニ俘虜ハ幾分ノ苦情ヲ感セサルニアラサリシカ如キモ、大体ニ於テ敢エテ缺乏シタルニアラス。大正四年六月、戦利食料品乾麺麭、缶詰、肉・鮭缶詰、馬鈴薯ノ交付ヲ受ケタルヲ以テ、同年十月ニ至ルマテ、毎週一回乃至三回之ヲ使用セシメタルモ、俘虜ハ一般ニ之ヲ悦ハサリシモノノ如シ。

四　被服

俘虜ノ被服ハ、其ノ着用若クハ所持セルモノヲ使用シ、寝具ハ各部隊ヨリ借入レ、各人毛布四枚（冬季ハ防寒用ト シテ二枚ヲ増加ス）、敷布二枚、藁布団、枕及同覆ヲ貸与シタリ。大正四年四月、戦利品タル独逸夏冬衣袴及仝襦袢袴下ノ交付ヲ受ケテ、之ヲ補給ニ充テシモ、該戦利品ハ品質不良ノモノ多ク、俘虜ハ之カ着用ヲ好マス。自己ノ所有品ヲ相互間ニ転売スルカ如キ形跡アリタリ。

所持被服ナキ俘虜ニハ、寝具ノ外、衣袴・襦袢、袴下・靴下・靴、合二著標準トシ、戦利品ヲ貸与シタリ。被服・寝具ノ貸与数ハ、附表第十六ノ如シ。

被服ノ洗濯及修理ハ、成ルヘク俘虜個人ヲシテ実施セシメ、補修材料■■針・糸・靴油・地質ヲ支給シタリ。洗濯ハ概シテ多クセラレ、却テ地質ヲ損スルノ顧慮ヲ要スルニ至リタリ。被服ノ補修ハ、甚タ不充分ナルノミナラス、或ハ貸与品ヲ無断ニテ処分シ、或ハ修理スヘキヲ放置シ、大破ニ至リ、他品ト交換ヲ希望スルノ風ナキニアラサリシモ、検査ヲ励行シ、適時ノ補修ヲ強制シタリ。個人修理不能ノモノハ市井商人ニ托シテ修理セシメタリ。

大正五年十一月、収容所内ニ縫靴工場ヲ開設シ、俘虜工卒ヲ使役シ、以来被服ノ修理ハ全部之ヲ所内ニ於テ実施スルニ至リタリ。其ノ修理被服ノ品目数量等附表第一七ノ如ク、

俘虜足蹠文数ハ附表第一八ノ如シ。

五　陣営具消耗品及其ノ他ノ物品

陣営具中主ナルモノハ各隊ノ在庫品ヨリ借入使用シ、其ノ他已ムヲ得サル物品ハ之ヲ購入シタリ。其ノ品目員数ハ附表第一九ノ如ク、陣営具中俘虜個人又ハ共同使用ノ為ニ貸与シタル物品ハ左表ノ如シ。

区分＼階級	将校	准士官	下士卒
表与 配当人員	一	二	三〇
寝台	一	各人一	
貸小大鉢	一	一	八
具炭取	一	一	八
営鉄靴拭	一	一	
陣机 一人用			
虜 二人用	一	各人一	
俘椅子	一	一	
面洗器	一		五

区分＼階級	将校	准士官	下士卒
火取			二
火授			二
茶瓶			八
バケツ			二
杓子			二
痰壷			四
紙屑入			二
手水桶			四

下士以下ニハ、寝台及机腰掛ヲ支給スルコトナク、自製使用ヲ許可シ、多クハ麦酒空箱等ヲ以テ製作シタリ。又机腰掛ハ購買ヲ許シタルヲ以テ、自製品トヲ併セ、各室概ネ之カ備付ヲ見ルニ至レリ。

第五章　衛生

一　廠舎及付属物

大阪俘虜収容所ハ、大阪市ノ西南隅南恩加島町ニ在リ。木津川下流ヲ埋立タル平坦低地ニシテ、大阪市立塵芥焼却所ニ隣接シ、附近ニ大阪市立屠場株式会社・大阪製鉄所等ノ建築物ヲ有スル外、周囲ハ人家稀薄ナリ。東南方ハ木津川ヲ隔テテ、津守村及加賀屋村ノ広袤タル田圃ヲ控ヘ、西南方ハ数町ニシテ海ニ接シ、沼沢多ク陰湿ナリ。

廠舎建物ハ、明治四十一年五月ノ建物ニ係リ、「バラック」式杉材平屋建、薄柿葺ナリ。敷地総面積八千三百二十五坪ニシテ、周囲ハ木柵ヲ以テ囲ミ、建家長屋五十棟、独立家屋十五棟、此ノ建坪三千百四十二坪ナリ。内俘虜ヲ収容シタルモノ二十棟　将校同相当官五棟、下士以下十五棟

ニシテ、長屋一棟ハ十室ニ区画シ、各室ニハ引戸ヲ有スル入口アリ。此レニ反スル側ハ四枚ノ障子ヲ隔テテ縁側ニ通ス。縁側ハ各二室共通ニシテ、二室共通ノ便所ニ導ク。各室畳

ヲ敷キ、日本式天井ヲ有ス。一室ニハ俘虜一人乃至四人　将校同相当者一人、准士官仝相当者二人、下士同相当者三人、兵卒同相当者四人ヲ収容シ、一人ニ対スル占領気容六五七立方米突、換気亦十分ナリ。其ノ構内廠舎配置ハ附図第一ノ如シ。

大正五年三月二十八日、火災ノ為メ廠舎ノ一部ヲ類焼セルヲ以テ、俘虜将校・准士官ヲ構内西南隅ノ空廠舎ニ移転シ、同時焼跡ヲ整理シ、運動場ヲ設置セリ。即チ焼失後ノ構内廠舎配置ハ附図第二ノ如シ。

各室内　将校・准士官・俘虜室ヲ除ク　ハ畳ヲ敷キタル儘使用セシメ、穿靴ヲ禁シ上草履ヲ穿ツヲ許可セシモ、其ノ多クハ習慣上脱靴スルコトナク、穿靴ノ儘畳上ニ登リ、畳ノ破損甚シク、従テ不潔トナリシヲ以テ、其ノ多数ハ遂ニ畳ヲ除キ、或ハ従来ノ畳上ニ更ニ莞筵ヲ敷キ詰メ、之レヲ使用セシメタリ。

収容所ノ位置、前記ノ如ク、満潮時川水面ヨリ約二尺ノ高サヲ有スルニ過キス。且ツ床下ノ地面凸凹甚シク、降雨時雨水流水シテ潴溜シ、尚屋根雨漏多ク、畳ヲ浸スコト類々タルヲ以テ、湿潤ニ陥リ易ク、衛生上危険ナルカ故ニ、常ニ其ノ改修ニ努メタリ。全廠舎ノ屋根葺換工事ハ、大正五年六月竣工シ、便利瓦　アスファルトフェルト　ニ改良セラル。其ノ他ノ改修ニ関シテハ、小修理ハ俘虜中ノ特技者ヲ以テ之レヲ実施セシメ、常ニ其ノ缺隙ヲ補ヒ、衛生上ノ完全ヲ期セリ。

収容所開設当時、構内狭隘ニシテ、運動及遊戯ニ充ツヘキ余地少ク、且ツ木柵高クシテ更ニ外界ヲ展望シ得サルニ依リ、彼等ノ保健ニ対スル顧慮上、大阪市ニ交渉シ収容所ヲ距ル約千五百米突、築港埋立地　附図第三　ノ一部ヲ借リ運動場ニ充当セリ。然レトモ尚所内ニ運動場設置ノ要ヲ感シ、大正四年八月将校廠舎東南側空廠舎六棟ヲ取除ケ、運動場トナシ、次テ仝年十一月ニ至リ、収容所門前ノ空地約二千坪ノ埋立工事完了シタルヲ以テ、更ニ大阪市ノ承諾ヲ得、所外運動場ヲ同所ニ移転セリ。越ヘテ翌年四月、所内火災焼跡ニ一大運動場ヲ得タルヲ以テ、爾来俘虜ノ運動遊技ハ全テ所内ニ於テ実施スルヲ得タリ。

中庭トシテ特ニ記載スヘキモノヲ有セサルモ、俘虜ハ各廠舎間ノ僅少ナル空地ヲ利用シ、諸種ノ樹木並ニ草花ヲ移植シ、夏期緑陰ヲ作ルニ努メ、亦構内東南隅ノ稍大ナル空地ヲ以テ、花園トシ、諸種ノ草花ヲ配植セリ。

営倉ハ、構内衛兵所東南側在来ノ廠舎ヲ改造シ、内部ヲ四箇ニ区分セリ。大正四年五月六日竣工ス。各室ノ広サ、幅四、三九米、奥行四、三六米突、高サ二、〇五米、三方ハ板壁ニシテ、室ノ一隅ニ接続ノ便所ニ通スル通路ヲ設ケ、表テハ丸太木ヲ以テ格子ヲ作製シ、各房共ニ板壁ヲ以テ隔離ス。換気充分ナリ。

医務室ハ、事務室ノ一隅東北隅ニシテ、建坪総面積十五坪ヲ有シ、内部ヲ事務室・治療

室・薬室・患者控所ニ区分セリ。

炊事場・浴場及洗濯場ハ、在来ハ当該建物ヲ其ノ儘使用シ、浴場用トシテ簡単ナル蒸気釜ヲ備付ケタリ。

洗面場ハ、廠舎各一棟ニ対シ一箇宛、各棟ノ横側屋外ニ新設シ、各洗面場ノ一端ニ水道栓一箇ヲ備付ケタリ。

二　給水

給水ハ、大阪市設立上水道ヲ引用シ、飲用及雑用ニ供セシヲ以テ、其ノ水質佳良ナリ。構内水道栓ノ員数左ノ如シ。

水道栓備付員数表

場所	炊事場	運動場	洗濯場	浴場	職員廠舎	各廠舎	計
員数	二	一	一	一	二	二	一〇

糧食ハ、最初受負賄ナリシモ、大正三年十二月廿九日以来原料ヲ給シ、俘虜ヲシテ自炊セシム。爾来俘虜炊事当番ノ本邦竈及庖厨諸器具ノ使用ニ慣ルルニ至リ、其ノ料理法ノ如キモ、漸次改良セラレ、全般ノ嗜好ニ適スル調理ヲ営ムニ至リタルヲ以テ、一般大ニ満足ヲ表シタリ。

糧食ノ営養価ハ左表ノ如ク、三千「カロリー」内外ニシテ、之ヲ体重ニ比較スルニ、一基瓦ニ対シ五〇一ー三七一「カロリー」ヲ算シ、略規定ノ営養ヲ摂取セシメ得タリ。

自大正四年十二月
至大正六年一月　俘虜兵食養価算定表

曜日 ＼ 区分	温量					
	大正四年十二月	大正五年三月	大正五年七月	大正五年十月	大正六年一月	庖厨品ヲ加ヘタ時ノ平均
日	三二五六・〇四八	四〇五七・二〇八	二九六七・七六三	二七七〇・九九八	二八二八・八三三	三五五七・〇九一
月	四五九七・九五五	二四七一・〇八四	二九六九・九〇五	三二九二・〇五五	二一九五・四八四	五六二九・〇九四
火	五一〇五・七〇二	五三九二・五五二	二五七五・七七六	三三八四・八一三	二六一六・五四三	二九七〇・九一五
水	二九二四・八四三	三八七六・九三四	二五三六・〇三〇	二一〇〇・〇九一	二二五五・六六六	二九二七・九一一
木	三五二〇・四一八	五七八一・七一七	二一九五・四八八	二六四九・九一二	二七四七・九六九	二八二三・九一七
金	三〇六九・五七二	三三四八・二七〇	三二一七・五三三	二六九二・九三四	一九六四・二七三	二八二三・九一七
土	三二九六・一一五	二六八三・三二三	二〇〇五・九二三	二四七六・五九三	三〇二〇・三五三	二九二七・九一一
平均	二四一〇・〇九三	五五一五・八二九	二八二三・九一七	二七八〇・九一三	二五一六・三〇一	二九二七・九一一

重一基瓦ニスル温量	五〇〇	五〇一	四一六	四一三	三七一

四　診断治療ノ景況

軍医ノ診断ハ、日課時限表ニ基キ、毎日定時ヨリ治療、亦同時ヨリ実施セリ。受診ノ方法ハ、軍隊内務書所定ノモノト略同一ニシテ、俘虜内務日直下士ハ、患者名簿ニ受診者ノ氏名・階級等其ノ他所要ノ記入ヲナシ、診断時限迄ニ引率医務室ニ来リ受診セシム。治療ハ、軍医診断ノ上、看護長卒ヲ補助トナシ、治療室ニ於テ実施セリ。

受診患者中、耳鼻科眼科及血液検査等特別ノ検査・器械ヲ要スルモノニ対シテハ、大阪衛戍病院ト協議シ、一定ノ時日ヲ撰定シ、衛戍病院ニ於テ受診セシメタリ。

歯科治療ニ関シテハ、齲歯ノ為充填並架工ヲ要スルモノ多数ニシテ、専門ノ技術ヲ要スルヲ以テ、地方歯科医ノ出張治療ノ認可ヲ経、地方歯科医遠藤壮七郎ヲシテ、毎週三回出張治療セシメタリ。

五　患者ノ景況

収容所開設ヨリ閉鎖ニ至ル患者総計一一二八名　就業患者四九一ニシテ、其総治療日数三一六〇六日　就業患者ニ対スル治療日数八六〇七日ヲ含ム　即チ一日平均現在患者三八・五四　就業患者一〇、三九ヲ含ム、健康者千人ニ対スル一日平均患者七九・九九　就業患者二一七二ヲ含ムナリ。

以上ノ患者中帯患者九三名　就業患者五名ヲ含ム　ニシテ、戦傷患者多数ヲ占メ、花柳病及其ノ他ノ慢性疾患ノ少数、之ニ亜ク。尚収容中多発疾患トシテ計上スヘキハ、栄養器病・外被病及外傷等ニシテ、其ノ詳細ハ附表第二一ノ如シ。

前項ハ、患者中戦傷患者トシテ青島守備軍病院ヨリ、大阪衛戍病院ニ転送ヲ受ケタル者、及収容時既ニ治療シ僅少ノ機能障碍ヲ貽シ、又ハ全ク機能障碍ヲ貽サルモ、戦傷者トシテ調査セルモノ全部ヲ計上セハ、附表第二二ノ如シ。而シテ、負傷ノ結果、機能障碍多大ニシテ、将来増加恩給見込ヲ以テ、負傷証明書ヲ交付シタルモノ三十五名ナリ。其ノ人名及病名ハ表中ニ附記ス。

兵役ニ堪ヘサル理由ニヨリ、解放詮議中ノ俘虜患者、左表ノ如ク十一名ヲ有シ、収容所閉鎖前既ニ彼等ノ宣誓ヲ了リタルモ、末タ解放ノ命ニ接セス、大阪出発時全部大阪衛戍病院ニ残留シタリ。

解放俘虜調査表

兵役ニ堪ヘサル理由	国籍	年齢	階級	氏名
右肘砲弾創神経切断把握不能	独	二四	現役兵卒	ヤコブ　ヤコビ
右上膊砲弾創上肢三分一亡失	仝	二五	仝	フランツ、ビヤストウスキ
顔面砲弾破片創右眼亡失	仝	二一	仝	エミール、ウィード
右上膊砲弾創機能障碍	仝	二五	仝	アウグスト、イフリー
右大腿及足部貫通骨折銃創	仝	三五	現役副曹長	ローベルト、ウォダルツ
右大腿三分ノ一以下亡失				
左大腿中央盲管爆弾創兼骨	仝	三八	第二次予備	ヘルマン、ランゲ
折及右大腿中央貫通爆弾創			役兵卒	
右大腿三分一亡失				
肺結核	仝	四六	国民兵	フェルヂナント、エルテル
気管支喘息	仝	二三	現役兵卒	パウル、ヤシヨツク
仝	仝	三七	後備約兵卒	アウグスト、グリョックネル
ヒステリー狂	仝	二六	国民兵	パウル、ブーヘナウ
脳神経衰弱（大正五年十一月一三日自傷ヲ企ツ）	仝	二四	現役兵卒	エミール、モヨービウス

六　恩賜義眼義肢拝受者

恩賜義眼・義肢拝受者ヲ決定セルハ、左記四名ニシテ、大正四年七月二十日俘虜全部ヲ集合シ、荘厳ナル方法ヲ以テ、所長ハ我
皇后陛下ノ優渥ナル御沙汰ヲ伝達シタルニ対シ、高級者タル俘虜中佐ハスハ、俘虜一同ヲ代表シ、日本帝國
皇后陛下ヨリ独逸重症者ニ対シ、難有御沙汰ヲ賜リ、誠ニ感激ニ堪ヘス。我等一同此ノ御思召ヲ永久忘却セサルヘシト奉答セリ。

恩賜義眼義肢拝受俘虜

病傷名	区分	階級	氏名
下腿及足部骨折銃創（右）	義肢	副曹長	ローベルト、ウォーダルツ
右大腿三分ノ一以下ヲ亡失ス			
右大腿中央爆弾骨折及右大腿	仝	後備役	ヘルマン、ランゲ
中央貫通爆弾創右大腿三分ノ		上等兵	
一以下ヲ亡失			
右上膊砲弾創	仝	水兵	フランツ、ツアストウスキー
右上膊三分ノ一亡失			

七　防　疫

収容当初ニ於ケル検疫並消毒ハ、収容ノ都度之ヲ励行シ、殊ニ健康診断ハ収容所到着時更ニ精細ニ之ヲ実施シ、帯患伝染病者ノ早期発見ニ努メタリ。大正四年一月二十七日、大阪築港著ノ俘虜ニ於テ赤痢疑似患者ヲ発見シ、直ニ大阪衛戍病院ニ入院セシメ、該患者ト同時ニ収容セシ俘虜全部ヲ隔離収容シタリ。

大正四年七月、俘虜中一名ノ腸窒扶斯患者発生シ、同患者入院ト共ニ、収容所ニ於テ計画並ニ実施セル防疫業務ハ附録第二ノ如シ。

大正五年八月、大阪市内虎列刺流行シ、次テ仝年十二月ペスト蔓延ノ徴アリ、共ニ予防上計画実施セシ事項、附録第三、四ノ如シ。

大正三年十二月十九日現在、収容俘虜全員ニ対シ種痘ヲ施行ス。其ノ成績、善感者准士官以上二名、下士以下三二名ナリキ。次テ翌年二月、前回以後ノ収容者ニ対シ接種、善感者二一名一六・四％ノ成績ヲ得タリ。而シテ全収容俘虜中、種痘反対同盟会員一名アリ。種痘ヲ実施セハ、血液ノ疾病ヲ惹起シ、次テ皮膚ノ潰瘍ヲ生シ、結核病ニ対スル素因ヲ高ムルモノナリト主張、種痘ヲ諾セス遂ニ之ヲ実施セス。

八　衛生材料

治療器械・検査器械及調剤器械ハ、品目員数表（附表第二三）ニ示スカ如ク、全部大阪衛戍病院ヨリ借用シ、閉鎖ト同時ニ之ヲ返納シタリ。

薬物及消耗品ハ、伝票ヲ以テ大阪衛戍病院ヨリ受領セリ。而シテ収容所開設時ヨリ、閉鎖時ニ至ル其ノ消費高、附表第二四ノ如シ。

九　健康状態

大正三年十一月下旬、第一回収容当時下士以下四百三十人ニ対シ、体格検査ヲ施行セルニ、一般体格栄養佳良ニシテ、一人ノ平均体重拾八貫四百三十九匁ヲ有シ、最高弐拾五貫六百五拾匁、最低拾四貫五百匁ヲ示セリ。即チ、身長ニ対スル体重比較ハ、附表第二五ノ如シ。

爾後、転出転入頻々タリシカ故ニ、各月ニ於ケル現在人員ニ差異ヲ来シ、従テ同一人ニ対スル体重ヲ継続測定シテ、之ヲ各月及各年次ニ区分比較対照スル能ハサルモ、一般的ニ各自（ママ）ニ於ケル現在人員ニ対シ、各役種並各階級別ニ区分比較スルニ、附表第二六ニ示スカ如ク、収容当時ニ比シ、其体重ニ於テ一人平均一貫七二匁ヲ増加シ、充分ナル栄養ト健康ヲ保持シ得タリ。尚全収容人員ニ対スル体格一般ノ状況ハ、附表第二七ノ如シ。

十　俘虜ノ死亡

俘虜独人陸兵軍曹「ヘルマン・ゴル」ハ、右臀部盲管銃創ノ為、大阪衛戍病院ニ於テ加療中ナリシカ、大正四年九月五日未明ヨリ異状ノ腹痛ヲ覚ヘタリ。此ノ疼痛ハ、本人ヲ始メ、盲管セル銃弾ノ為ナルヘシト信シタル外、更ニ其ノ何故ナルヤヲ知ル能ハス。只応急ノ処置ヲナシテ以テ、鎮静ノ時期ヲ待テリ。然ルニ、同七日午前七時三十分ニ至リ、突如トシテ死亡セリ。固ヨリ遺言其ノ他之ニ類スル言語ヲ発スルノ遑ナク、絶息シタルヲ以テ、

先ツ在院俘虜　二十七名　ハ、死因闡明ノ為、死体解剖ヲ要求シタルカ故ニ、衛戍病院長ト協議ノ上、陸軍大臣ノ指命(令)ヲ仰キ、許可セラレタルヲ以テ、死者ノ旧所属隊附将校一名、及死者生前親交アリシ友人俘虜トノ両名ヲ立会者ト定メ、解剖ノ結果、盲管銃創ニハ何等ノ関係ナク、糞石ニ起因スル盲腸炎ヨリ腹膜炎ヲ惹起シテ死亡シタルモノト判明セリ。

死亡俘虜ノ葬儀ハ、俘虜一般ノ請ニ依リ土葬トシ、九月九日大阪新教々会牧師ノ引導ヲ以テ宗教上ノ儀式ヲ執行シ、柩ハ俘虜ヲシテ之ヲ牽カシメ、大阪真田山陸軍墓地ニ埋葬シタリ。

十一　文身

文身ヲ有スル俘虜ハ、五百四十五名中百五十二名ニシテ、全人員ノ約二十八％弱ニ相当シ、現役下士卒ニ最モ多ク、将校及国民軍ニハ稀ナリ。身体中最モ多キハ上肢ニシテ、前腕部之ニ次ク、又其ノ種類ハ人物女ノ像、錨、船、草木、旗、花、鳥、獣、蛇、地図等ニシテ、就中、女像ヲ画ケル者、過半ヲ占メ、錨、鳥、旗等之ニ亜ク。而シテ彼等ノ多クハ、入隊後行ヒタルモノナリト云フ。是ニ依リテ之ヲ観レハ、彼等ハ我ガ日本人トハ異ナリ、地方ニ在リテハ勿論、軍隊ニ於テモ尚ホ好ンテ文身ヲ行ヒ、其ノ女像ノ多キハ、以テ彼等カ性慾的感情ノ如何ヲ推察スヘク、錨旗等ノ多キハ、海軍兵ナルヲ以テナラン。因ニ独逸国ニ於テハ、文身ニ対シ法律的並社会的制裁ナシト云フ。

第六章　労役

収容所内ニ於ケル俘虜ノ労役ハ、主トシテ炊事当番・縫靴営繕小修理、其ノ他雑役ニシテ、火災後焼跡運動場地準工事等ニ使役シタリ。

収容所外ニ於テハ、大阪衛戍病院庭園作業及製麺麭作業ニ使用シタリ。其ノ人員等左表ノ如シ。

特種技能ヲ有スル俘虜ノ利用ニ関シテハ、時期ヲ得ル毎ニ地方官民ト連絡シ、其ノ利用ヲ勧誘シタルモ、労務ノ種類ト取締法ノ顧慮トノ為メ、利用充分ナルヲ得サリシハ遺憾トス。

大正六年一月、収容所外ニ於ケル俘虜労役取締規定ヲ定メタリ。仝月屠殺法研究ノ為、屠殺心得アル俘虜五名（准士官一　卒四）ヲ大阪市屠場派遣シ、牛豚ノ屠殺ヲ実施セシメタリ。其ノ結ヲ見ルヘキモノ多シ

俘虜労役表

労役期日	労役場所	労役種類	一日労銀ノ額	階級	人員
自大正四・一一・一 至　六・二・一八	大阪俘虜収容所	炊事ノ当番	七銭	下士	二
			四銭	兵卒	二一
自大正六・一・二二 至　六・二・一八	大阪衛戍病院	庭園作業	四銭	兵卒	五
自大正六・一・二六 至　六・二・一五	水谷製麺麭工場	製麺麭	五拾銭	兵卒	二
自大正五・一二・一二 至　六・二・一〇	大阪俘虜収容所	縫工		下士	一
				兵卒	二
		靴工		下士	一
				兵卒	四
計					一七

第七章　事務

一　庶務

庶務ハ二名ノ所員之レヲ分担シ、高級所員ハ報告・通報・交渉・人事・命令・達示・日誌ノ調製、文書ノ整理、内外人接待等ニ関スル事務ニ、次級所員ハ俘虜名簿・俘虜郵便・俘虜ノ請願、面会・慰問・寄贈金品等ノ事務ニ服シ、且両名ノ所員ハ経理ニ関スル各委員業務ヲ分掌シ、又俘虜ノ取締監督ニ任シタリ。

俘虜ノ取締監督ニ関シテハ、不断俘虜ノ動静ヲ詳ニスル為、俘虜廠舎ヲ巡視スルノ要アルモ、僅ニ二名ノ所員ハ、多ク事務ノ為忙殺セラレ、常ニ巡視不充分ナルノ状態ナリシヲ以テ、大正五年十一月以降ハ、特ニ日直巡視規定（附録第一追加九）ヲ定メテ、毎日必ス少クモ二回ノ巡視ヲ励行セシメタリ。又、毎日定時ニ俘虜取締古参准士官・各組長及、俘虜日直者ヲ集メテ会報ヲ行ヒ、命令・達示・内務ニ関スル諸注意ノ伝達・普及ニ努メタリ。

俘虜郵便物検閲ハ、常ニ煩累ヲ極メタル所ニシテ、所員及通訳ハ多ク之レニ没頭シタルノ状況ナリ。通信・書籍・新聞・雑誌ノ検閲ハ、主トシテ通訳ヲシテナサシメ、所員之レヲ補助シ、亦勤務補助将校ヲシテ当ラシメタリ。通常通訳一名ハ発信ヲ、他一名ハ受信ヲ分担セシメタリ。

其ノ検閲要領左ノ如シ。

左ノ事項ニ該当スル記事ハ没取、若クハ切抜キ、俘虜ヲシテ発受セシメス。之レヲ発見シタル時ハ、高級所員ニ報告シ、高級所員ハ意見ヲ附シテ所長ニ提出シ、所長之レヲ採決ス。

軍事・政治・商工業ニ関スル記事、

我邦若クハ同盟国ヲ誹謗スル記事、

我官憲ノ取扱ヲ批評スル記事、

俘虜ノ感情ヲ激興シ、又ハ誤解ヲ生セシムル記事、

国債応募ニ関スル記事、

日・英・独国以外ノ国語、又ハ暗号記号、若クハ速記ヲ用ヒテ検閲スルコト能ハサル記事、

秘密通信、其ノ他規定ニ反スルモノ、

其ノ他、時局若クハ軍事調査資料ニ供スヘキモノハ、之レヲ押収シテ俘虜情報局ニ送付シタリ。其ノ数量左ノ如シ。

軍事調査資料発送数量表

書籍	新聞・雑誌	表	其他	計
三二	二、四〇〇	五	一二〇	二五五七
備考	其他ハ書籍新聞雑誌類ニシテ区分セサリシモノトス			

俘虜郵便貨物ノ受授、及小包貨物ノ検閲ニ関スル事務ハ、郵便係タル所員及書記ヲシテ担当セシメタリ。小包及貨物ハ悉ク解梱シ、箱詰缶詰類ハ其ノ蓋ヲ離脱シ、菓子類ハ之レヲ折半シテ、其ノ内容ヲ検シタリ。

有価郵便物ハ、其ノ受授ノ責任ヲ明カニシ置カンカ為、悉ク受払簿ニ記入シ、証書ヲ整理シ保存シタリ。

俘虜救恤用輸入煙草ハ、大阪税務署ト協定シ、一人所要数量ヲ参酌シ、交付ヲ制限シ、紙巻二五〇〇、葉巻五〇本、刻三〇匁シタリ。其ノ他ハ之レヲ受渡簿ニ記入シテ領置シ、後所要ニ応シ逐次之レヲ交付シタリ。其ノ領置煙草ノ数量左ノ如シ。

輸入煙草領置数量表

葉巻	紙巻	刻
四〇七八七本	四一三六二本	一八七二九匁

俘虜事務用トシテ発受シタル郵便物左ノ如シ。

俘虜事務郵便物表

内外別	内地		外国		計
種類＼発受	発	受	発	受	
信書	一三四八	一六八八	二九	三	三〇九六
端書	一〇六	六八	四		一八一
小包	四八二	一八四	五		六七二
新聞雑誌		一一八			一一八
電報	一三〇	五二	四		一八六
計	二〇六六	二一一〇	四二	三	四二五三
替口数	二九	二八	一		五八
為金額	二四三、七一〇	五〇九、三三〇	一〇〇、〇〇〇		三八五三、〇四〇
価格口数	二八三				三〇五
表記金額	六六七〇、三〇〇	三一五八、七三〇			九八二九、〇三〇
計口数	三一二	五〇			三六三
計金額	六九一四、〇一〇	六六八、〇六〇	一〇〇、〇〇〇		一三六八二、〇七〇
備考					

二　経理

大阪俘虜収容所ニ於ケル経理事情ハ、陸軍一般経理ニ関スル諸法規及俘虜取扱規程、同細則、其他示達ニ基キ、経理事務執行手続（附録第九章参照）ニ遵拠シ、経理委員ヲ設ケテ処理シタリ。

収容所所要経費ハ、初メ大正三年十一月ヨリ仝四年四月ニ至ル間ハ、第四師団経理部分任現金前渡官吏ノ文任官トシテ、現金前渡ヲ受ケシモ、大正四年五月以降ハ、陸軍東京経理部ヨリ、直接現金ノ前渡ヲ受ケタリ。此経費ハ、初メ毎月所要ニ応シテ前渡金ヲ請求シタルモ、大正三年十二月以来、三ヶ月毎後更ニ六ヶ月毎ノ所要額ヲ見積リ申請シ、認可ヲ経タリ。

当収容所ニ使用セル経費総額ハ、十八万四千九百二十一円五十八銭ニシテ、其ノ各費目区分額ハ、附表第二八ノ如シ。

大正五年三月、収容所ノ火災ニ際シ、供用品中焼失又ハ毀損ニ係ハル損害金額壱千九十三円八十九銭ニシテ、之カ復旧費ヲ申請セシモ、被害被服ハ収容所閉鎖ノ際一般被服ノ復旧ト共ニスルコトトセラレ、陣営具及衛生材料ニ関スル復旧ノミ認可セラレタリ。

俘虜給与ノ為ニ要セシ経費ハ附表第二九ノ如シ。

請負賄一

糧食費ハ、俘虜ニ原料ヲ給シテ自炊セシメタル結果、請負賄ニ比シ賄額ヲ低下シ得タルヲ以テ、収容全期間ノ定額拾壱万壱千五百九拾五円七拾銭ニ対シ、実費額九万六千六百四拾参円四拾六銭ヲ使用シ、畢竟其ノ差額一万四千九百五拾弐円弐拾四銭ヲ節減シ得タリ。

入院患者ニ対スル糧食費ハ、初メ大阪衛戍病院ニ於テ購買給与セシ原証書ニ依リ支払タルモ、大正五年四月以降ハ定額ヲ病院ニ送付シ、其ノ糧食ヲ委任シタリ。

俘虜用食麺麭ハ、市井ヨリ購買支給シタルモ、製麺麭技能ヲ有スル俘虜ヲ使役シテ、収容所内ニ製麺麭ヲ自営スルトキハ、経済上有利ナルヲ認メ、麺麭焼爐ノ構築ヲ申請シテ認可ヲ得、俘虜ヲ使役シテ其ノ工事ニ著手セントスルニ際シ、収容換ノ命アリ、実施ヲ見ルニ至ラスシテ似島ニ移転シタリ。

俘虜被服ハ、補修ヲ加ヘテ使用シタルヲ以テ、其ノ程度漸次不良トナリ、破損甚シク修理品ノ数益々増加シタルモ、縫靴工場各々備付「ミシン」単ニ一臺ノミナリシト、着用人員ニ比シ俘虜工卒ノ人員少キ為、常ニ修理品堆積シタルノミナラス、大正六年二月ニ至リ収容換決定セラルルヤ、加修ヲ要スル靴多数ニ上リ、所内工場ノ力足ラサルヲ以テ、市井商人ヲシテ修理セシムルノ已ムヲ得サルニ至レリ。

陣営具及消耗品ニ係ル経費ハ、毎月ノ所要額ヲ予定シテ之ヲ請求セシモ、大正四年十二月ニ至リ、其ノ標準額ヲ定メラレタル結果、建築物ノ関係上電灯料ニ多額ノ経費ヲ要シ、標準額以内ニテハ到底支弁シ得サリシヲ以テ、大正五年一月之カ増額ヲ申請シ、仝年五月ニ至リ、毎月弐拾円以内ノ増額ヲ認可セラレタリ。

商人ノ撰定ニ関シテハ、当初収容所仮事務所ヲ開設スルヤ、各種ノ商人ノ希望者蝟集シ来リ、之カ採択ニ難ミタルモ、其ノ身元信用等厳正審査ノ上撰択採用シタリ。

三　衛生

当収容所ニ於ケル衛生事務ハ、陸軍衛生医務ニ関スル諸法規ニ依ルノ外、大阪俘虜収容所服務規則ニ基キ取扱タリ。

衛生部員ハ軍医、兼勤一、看護長一ニシテ、看護卒ハ当収容所開設当時、大阪衛戍病院ヨリ使役トシテ三名ヲ臨時借用シ、大正三年十一月廿七日ニ至リ、帰休看護卒二名ヲ傭、看病人トシテ採用セリ。次テ大正四年三月三日、経費ノ関係上、傭看病人を解傭シ、爾後大阪衛戍病院ヨリ看護卒一名ノ分遣ヲ受ク。

俘虜患者ノ診断ハ、毎日一回定時ニ施行シ、急病者アルトキハ臨時診断ヲ為ス。

患者ハ病症ノ軽重ニヨリ、就業・業務休、入室・入院ニ区分シ、其ノ入室ハ、収容所内休養室ニ、入院ハ大阪衛戍病院ニ入ラシム。

医務室ノ日直ハ、軍医及看護長交互ニ服務シ、執務時間以外ノ業務ヲ執リタリ。

防疫上、俘虜ニ対シテハ種痘・馬列刺予防接種ヲ行ヒ、又大阪市内馬列刺・ペスト流行期ニ於テハ、陸軍伝染病予防規則ニ基キ防疫ヲ実施シ（第五章七参照）、屢々俘虜身体検査ヲ行ヒタリ。

薬物及治療用消耗品・治療器械（第五章八参照）ハ、大阪衛戍病院ニ請求シ受領シタリ。

四　雑件

（一）検査

通常土曜日ヲ検査日ト定メ、営繕備付陣営具・俘虜支給品ニ就キ取扱・修理・保存ノ良否ヲ検シ、屢々俘虜ノ所持品ヲ検査シ、許可ナキ物品ノ陰匿ヲ予防シ、又毎月概ネ一回金櫃検査ヲ行ヒタリ。

（二）俘虜ノ請願

俘虜ハ、其ノ境遇ノ自由ト欲望ヲ満タサンカ為、収容当初ニアリテハ自由散歩ニ、所外運動ニ、其ノ他日常起居及通信等ニ関シ、諸種ノ請願ヲナシタルモ、漸ク其ノ許可セラレサルヲ知ルヤ、此種ノ請願ヲ為スモノナキニ至レリ。大正五年一月以降、収容シタル国民軍俘虜中ニハ、兵役免除其ノ他ノ理由ヲ以テ、俘虜トナサルルノ資格ナキヲ主張シ、釈放ヲ請願スルモノ多カリシモ、確証ナキカ為、遂ニ詮議セラルルニ至ラサリキ。而シテ此等ノ願書ハ俘虜情報局ニ送致シタリ。

（三）出入商人取締

出入商人ハ、其ノ身上ヲ調査シ、身元確実ナルモノヲ撰択シ、酒保商人ニ在リテハ、特ニ誓約書ヲ徴シタリ。出入商人ノ通門鑑ハ写真門鑑（一面写真ニシテ、一面所印ヲ押捺ス）トシテ、出入ニ際シテハ、衛兵ヲシテ其ノ装具・所持品等ヲ検査セシメタリ。

出入商人ノ異動ハ、凡テ大阪憲兵隊ニ通報シ、身上内偵ヲ依頼シテ参考ニ供シタリ。

出入商人ニハ俘虜ニ対スル心得ヲ懇示シ、俘虜ヨリ依托ヲ受ケ、許可ナキ物品ヲ受授シ、逃走・秘密通信ノ媒介ヲ為スモノノ如キハ、厳重ノ処分ヲ受クヘキコト、及商業道徳ヲ重ンシ俘虜ノ軽侮ヲ受クルカ如キコトナキ旨ヲ訓示シタリ。

（四）衛戍司令官巡視

大阪衛戍司令官、大阪俘虜収容所ヲ巡視セラレタルコト、左ノ如シ。

大正三年十二月二十八日　陸軍中将大迫尚敏
大正四年十月二十一日　陸軍中将仁田原重行
大正五年十月九日　陸軍中将宇都宮太郎

巡視ニ際シ、巡視官ハ、或ハ俘虜一同、若クハ代表俘虜ニ対シ、慰安的訓示ヲ与ヘラレ、又職員ノ執務ニ関シ訓示セラルルコトアリタリ。

（五）会計経理検査

大阪俘虜収容所会計経理成績ニ関シ、実地検査ヲ受ケタルコト左ノ如シ。

大正四年七月十六日　第四師団経理部長　大野賢一郎
大正四年七月二十八日　会計検査院検査官　三輪一夫
大正五年七月十日　第四師団経理部長　伊藤彭平
大正五年十一月二十六日　会計検査院副検査官　木村精一

（六）関係諸官ノ視察

陸軍省俘虜情報局等職員ニシテ、大阪俘虜収容所ヲ視察シタル諸官左ノ如シ。

大正三年一月九日　俘虜情報事務官　竹森正一
大正四年五月二十六日　陸軍省課員　河西惟一
大正四年十二月二十四日　俘虜情報局事務官　篠崎惣太郎
大正五年四月二十日　臨時軍事調査員　佐野会輔
大正五年八月二日　陸軍省軍務局課員　田中稔
大正五年十一月廿六日　陸軍省軍務局軍事課長　津野一輔
大正六年一月十日　俘虜情報局主計　川瀬金一郎

第八章　俘虜収容換及閉鎖

大正五年十二月下旬以来、大阪市内「ペスト」蔓延ノ徴アリシヲ以テ、大阪俘虜収容所廠舎ヲ大阪府ニ返還ノ議アリ。十二月二十九日、命ニ依リ、俘虜ヲ第四師団信太山演習廠舎ニ移転ノ計画ヲナセルモ、越ヘテ大正六年一月卅一日、欧発第六三号ヲ以テ、大阪俘虜収容所収容ノ俘虜ハ、似島ヘ収容換ノ電命ニ接シタルヲ以テ、諸般ノ準備ヲ了ヘ、二月十九日収容換ヲ完了シ、大阪俘虜収容所ヲ閉鎖シタリ。其ノ概況左ノ如シ。

大正六年一月、欧発第六六号及第四師団俘第二九号ニ基キ、収容換業務分担、及日課予定表（附表第三〇、三一）ヲ定メ、準備業務ヲ実施シタリ。

又所長ハ、第五師団司令部及陸軍運輸部本部ヲ経テ似島ニ出張シ、輸送及収容換ニ関シ諸般ノ協議ヲ遂ケタリ。

大正六年二月十七日、大阪衛戍司令官ハ衛戍副官西谷幸吉ヲ大阪俘虜収容所ニ遣ハシ、告別式ヲ挙ケ、俘虜一同ニ対シ左ノ告別辞ヲ与ヘラレタリ。

告別辞

諸子ハ、大正三年十一月廿一日ヨリ今日ニ至ル間、当地ニ収容セラレアリシカ、今般都合ニ拠リ似島ニ収容換ノ為、不日当地ヲ出発セントス。諸子ヨ、輸送途中ニ於テハ勿論、到着後ハ益々所定ノ諸規則ヲ遵守シ、而シテ各々其ノ健康ヲ保全シ、以テ平和ノ克復ヲ待チ、一日モ早ク再ヒ団欒セル家庭ノ人トナランコトヲ切望ス、敢テ一言ス。

大正六年二月十七日

大阪衛戍司令官　陸軍中将　宇都宮太郎

収容換輸送ハ俘虜収容換鉄道輸送計画表（附表第三二）ニ基キ左ノ如ク実施シタリ。

俘虜ハ健康者患者（車送及独歩）及入院患者ニ区分シ、健康者、所員大尉、患者ハ軍医ノ引率ヲ以テ、二月十八日午前九時収容所及大阪衛戍病院ヲ出発シ、健康者ハ途歩行軍（将校二、下士卒五三、騎馬憲兵一〇ノ、車送及入院患者ハ人力車及電車ニ依リ、午前十二時大阪駅ニ到著シ、午後十二時十分乗車（将校一、下士以下三〇ノ護衛兵ヲ附ス）、各車ニ分乗ス）ヲ了セリ。午後一時十七分発車、翌十九日午前七時二十三分宇品着車シ、下車後直ニ大団平船三隻ニ分乗シ、汽艇之ヲ曳ヒテ、午前九時似島ニ収容シタリ。其ノ入院患者ハ、途中広島駅ニ於テ広島衛戍病院ヨリ派遣ノ受領者ニ引渡シタリ。

収容所職員（後発者ヲ除ク）・人馬ハ、俘虜ト共ニ輸送シタリ。

荷物ハ、陣営具・被服・俘虜荷物ニ区分シ、其ノ搭載・卸下ハ内国通運株式会社ニ請負ハシメタリ。其ノ数量千九百五十八梱ヲ算ス。

俘虜ノ荷物ハ、其ノ数量甚タ多キヲ以テ、官費輸送個数ヲ制限（将校一人三梱、准士官一人二梱、下士卒一人一梱、容積大方重量八貫匁）シ、他ハ一切私費ヲ以テ輸送セシメタリ。其ノ数量九百十三梱トス。輸送途中俘虜ハ一般静粛従順ニシテ、諸規定ヲ遵守シ、故障ナク輸送ヲ完了セリ。

収容換ニ要セシ経費ハ、人件費金四百七十一円五十三銭、物件費金四百四十七円七十七銭、計九百十九円弐拾七銭トス。

大阪俘虜収容所閉鎖ニ関スル業務ハ、後発員タル主計（書記一ヲ属ス）之レニ任シタリ。其ノ景況左ノ如シ。

二月十八日俘虜出発スルヤ、残品ヲ整理シ、各部隊ニ返還スヘキ借用品ヲ運搬請負人ニ交付シ、第四師団経理部部員ハ立会ヲ以テ廠舎及附属構築物ヲ検査シ、引継キ準備ヲ為シ、二月十九日借用物品ヲ各部隊ニ返還シ、収容所経費支払ヲ完了シ、廠舎及附属構築物ヲ第四師団経理部ニ引継キ、収容所派遣衛兵・憲兵・警察官・消防手ヲ撤シ、爰ニ大阪俘虜収容所ノ閉鎖ヲ完了シタリ。

第九章　将来ニ関スル意見

一、俘虜収容所ハ、収容力大ナルモノ小数ナルヲ可トス。

収容所ノ職員ハ、収容人員比較的少ナキモ、猶庶務郵便及俘虜監督事務ノ為、所員三

名ヲ要シ、既ニ収容力五百名以上ニ及フトキハ、現時ノ定員タル所員二名ニテハ常ニ不足ヲ感シタリ。即比格的多数ノ俘虜ヲ収容シ、之ニ必要ナル職員ヲ充ツルハ、収容力少キ収容所ヲ多数開設スルニ比シ、却テ職員ヲ減シ、且ツ取締上ノ統一及経費上ニモ有利ナリト認ム。

一、収容所廠舎ハ陣営式ナルヲ可トス。

大阪俘虜収容所ノ各廠舎ハ、各々十室ニ区画セラレ、全ク本邦人家族居住ニ適スルモノナリ。而シテ一室一乃至四人ノ俘虜ヲ収容シタルヲ以テ、室数ハ二百以上トナリ、取締不便ニシテ、巡視ニ多クノ時ヲ要シ、猶且ツ常ニ俘虜ノ動静ヲ詳悉スル如キハ、到底不可能ニ属シ、俘虜ハ却テ家族的生活ニ為シ得ルヲ歓ヒシ状態ナリ。即チ、斯ノ如キ廠舎ハ、俘虜ノ収容ニ適セス、一室数十人ヲ収容シ得ル如キ陣営式廠舎ヲ可ナリトスル所以ナリ。

一、俘虜将校ト俘虜下士卒トハ、其ノ収容所ヲ別ニスルヲ可トス。

同一収容所内ニ収容セル俘虜ハ交通容易ニシテ、自然俘虜タル以前ニ於ケル上下ノ継続ヲ持続シ、将校俘虜ハ陰然下士卒俘虜ノ取締上ニモ干渉シ、下士卒俘虜亦将校俘虜ニ服従スルカ如キ関係アルヲ逸レス。且ツ俘虜待遇上ニモ、将校ト下士卒ノ間必要ナル差異ヲ附スルコト困難ナルノミナラス、内務ノ諸規定履行上ニモ影響ヲ及ホスニ至ルナシトセス。故ニ俘虜将校ト下士卒トハ全然収容所ヲ異ニスルヲ可トス。

一、所員ヲ増加シ、軍医・主計ヲ専属ニスルヲ要ス。

収容人員百名以上ニ及フトキハ、所員三名ヲ要スルハ前述ノ如シ。亦当収容所ニ於テハ、軍医ハ常ニ他部隊ト兼務ナリシヲ以テ、衛生業務上甚タ不便ヲ感シタリ（第三章、二参照）故ニ所員ノ定員二名ニ対シ、尚一名ヲ増加シ、軍医・主計ハ之レヲ専属セシムルノ要アリト認ム。

一、俘虜取締ニ関スル諸規定ハ、尚詳細ニ渉リ統一セラルルヲ可トス。

国内数ヶ所ニ収容セラルル俘虜相互ノ間ニハ、其ノ収容所検閲済ノ通信ヲ発受シ得ル為、常ニ他ノ収容所ノ状況ヲ知リ、苟クモ他ニ許サルル所ハ、直ニ其ノ例ヲ挙ケテ出願シ来リ、之レカ許可ヲ得ルハ自己ノ権利ト心得、許可セラレサルヲ不法ト信スルカ如キ状態ナリ。各収容所ノ状況ニ依リ、取締上ニモ多少特異ノ点アルハ免レサルモ、所外運動・信書発受ノ制限、閲読ヲ許スヘキ新聞・雑誌・寄贈品・面会人・宣教師ノ取扱ニ関スルモノノ如キハ、各収容所同一ニ取締リ得ル如ク、中央部ニ於テ尚詳細ナル規定ヲ設ケラルルヲ可トス。

一、俘虜ノ取締ハ最初ニ於テ最モ注意スルヲ要ス。

俘虜トセシ最初ノ取扱ハ、俘虜ノ脳裏ニ深キ印象ヲ与ヘ、之ヲ基礎トシテ爾後ニ於ケル取扱ノ寛厳ヲ云謂スルヲ常トス。故ニ最初ノ取扱ハ、寧ロ厳ニ失スルモ寛ニ流レス、俘虜相互間上下ノ命令・服従権ノ褫奪、我命令ノ絶対的遵守及服従ヲ最高度ニ強制シ、

彼等ヲシテ俘虜タルノ境遇ヲ自覚セシムルヲ必要トス。

一、俘虜ノ犯罪ニ対スル検察権ハ、陸軍治罪法第三十二条ヲ摘用シ、収容所長ハ検察処分ヲ為シ、若クハ陸軍検察官ニ其ノ処分ヲ委スルヲ得ルコトトスルヲ可トス。

明治三十八年三月十一日満発第二三九二号ニ依レハ、収容所長ハ検察処分ヲ為スノ権ナキモ、犯罪ニ対シ臨機ノ処分ヲ速ニシ、且ツ収容所長ノ権威ヲ加フル上ニ於テ、検察権ヲ附与スルヲ便トス。

一、単独逃走ノ俘虜ニ対シテハ、特別ニ其ノ処分法ヲ規定セラルルヲ可トス。

明治三十八年法律第三十八号俘虜処罰ニ関スル件ニ依レハ、俘虜ノ逃走ハ共謀セル場合ニアラサレハ、刑罰ヲ科セラルルコトナク、陸軍懲罰令ニ依リ懲戒セラルルノミナリ。然ルニ該令ニ依ル謹慎ノ如キハ、他ノ俘虜トノ交通モ絶対ニ禁止シ得サルカ如キ状態ナルカ故ニ、毫モ其ノ効果ナク、又取締上甚タ困難ナリ。宜シク逃走者ニハ厳重ノ刑罰ヲ加ヘテ、再ヒ逃走ノ念ヲ絶タシムルヲ要ス。法律ヲ以テ特別ニ規定セラルルヲ可トセン。

一、俘虜収容所衛兵ハ警戒ヲ主トシ、俘虜内務ノ監督ハ収容所長ノ命スル一部ニ止ムルヲ要ス。

常ニ交代服務スル衛兵ハ、収容所ノ内情ヲ詳ニセサルト、言語ノ通セサルカ為、俘虜ニ対シテハ、相互ニ意思ノ疎通ヲ欠キ、誤解ヲ起シ、其ノ処置ハ却テ威信ヲ俘虜ニ失スルニ至ルナシトセス。衛兵ト俘虜トノ間、往々煩累ヲ構スハ、常ニ斯ノ如キニ胚胎ス。故ニ衛兵ヲシテ、俘虜ノ内務一般ヲ監視セシムル如キハ利アラス。

火災予防等重要ナル一部ノ監視ヲ要述シ、他ハ主トシテ警戒ニ任シ、常ニ緊張セル精神ト厳確ナル態度トハ、俘虜ヲシテ畏怖セシメ、毫モ乗スル所アラシメサルヲ緊要トス。

一、俘虜ノ労役ニ関シテハ、予メ必要ノ準備計画ヲ為シアルヲ要ス。

俘虜ノ利用ニ関シテハ、屡々上司ノ訓示アリタルモ、諸種ノ関係上其ノ希望ヲ充タスコト不可能ナリキ。畢竟、最初ニ於テ何等ノ準備計画ナク、漠然之レヲ利用セントスルニアリタルヲ以テナリ。故ニ俘虜ノ労役ニ関シテハ、概ネ左ノ事項ヲ顧慮シ、予メ準備計画セラレアルヲ要ス。

一、収容所ノ位置ハ、成ルヘク其ノ附近ニ諸種ノ工場ヲ有シ、其ノ他労役ノ目的ヲ達スルニ便宜ヲ得ル場所ニ撰定セラルルコト。

二、俘虜ハ、予メ其ノ職業・特種技能等ヲ調査シテ分類シ、可成同一種類ノモノヲ同一収容所ニ収容スルコト。

三、労役俘虜取締ニ関シテハ、中央部ニ於テ尚詳細ナル規定ヲ設ケラルルコト。

一、俘虜ノ携行品数量ハ、最初ニ之ヲ制限スルヲ要ス。

今回収容セル俘虜ハ、携行物品数量ニ制限ナカリシカノ如ク、或種ノ俘虜ノ如キハ我邦ヘ観光旅行ナスカ如キ準備ヲナシ、多数ノ荷物ヲ携帯セシモノアリ。収容所ニ於テ

ハ此等ノ荷物ヲ一定ノ居室ニ収容スル能ハス、之ヲ領置セントスルモ倉庫ナク、止ムヲ得ス新ニ倉庫ヲ設備シ、之ヲ領置シタルモ、収容長キニ随フテ、内容品ノ虫干・手入ノ要ヲ生シ、時ニ監視ノ許ニ解梱スル等勘カラサル手数ヲ及ホシ、加之収容換ニ当テハ其ノ運搬ニ一層ノ煩累ヲ生シタリ。即チ俘虜ノ携行物品数量ニハ、最初ニ於テ大ニ制限ヲ加フルノ要アルヲ感ス。

附録第一

大阪俘虜収容所服務細則

目次

第一章　俘虜発受郵便・電信・為替・小包取扱
第二章　寄贈金品
第三章　宿直
第四章　新聞記者
第五章　酒保
第六章　診断
第七章　火災予防及非常
第八章　木工器具使用
第九章　経理事務執行手続
第十章　金櫃管守法
第十一章　俘虜心得
第十二章　敬礼
第十三章　廠舎構内出入
追加
一　消防動作規定
二　火鉢使用規定
三　俘虜預金規定
四　俘虜共有金櫃取扱規定
五　郵便局員出張ニ関スル事務取扱規定
六　俘虜発送郵便取扱規定
七　縫靴工場規定
八　被服修理規定
九　日直巡視規定
十　収容所外労役俘虜取締規定

大阪俘虜収容所服務細則

第一章　俘虜ノ発受スル郵便・電信並為替・小包取扱

第一条　俘虜ノ発受スル郵便物ハ、明治三十七年三月三日逓信省令第十三号、大正三年十月十日逓信省令第三十七条、及大阪俘虜収容所服務規則ニ拠ルノ外、尚本細則ニ依リ取扱フモノトス。電報及小荷物並貨物ノ発受モ、本細則ニ拠ル。

第二条　本細則ニ規定スル事項ハ、之カ分担ヲ命セラレタル所員、及下士ニ於テ取扱フ本則トスト雖モ、本人不在等已ムヲ得サル事故アルトキハ、代理者ニ於テ之カ取扱ニ任スルモノトス。

第三条　信書検閲ニ任スルモノハ、徳義上其ノ内容ニ関シテハ秘密ヲ守ルヲ要ス。

第四条　郵便物ノ取扱ニ任スル者ハ、常ニ慎重事ニ当リ、特ニ金品ノ取扱ハ動モスレハ、錯誤ヲ生シ易ク、然モ些細ナル過失モ、累ヲ我士道及国民ノ品位ニ及ホス虞アルヲ以テ、最モ厳正ナラサルヘカラス。

第五条　発送郵便物ノ取扱左ノ如シ。

普通郵便

一、俘虜ニシテ、郵便物ヲ出サントスルトキハ、備付ノ郵便箱ニ投函セシムルモノトス。但シ、内容ニ関シ特ニ承知スルヲ要スルモノ、又ハ郵便箱ニ投入シ得サルモノニアリテハ、毎日一定時間ニ於テ、所員直接之ヲ受理スルコトアルヘシ。

二、備付郵便箱ハ月・水・金曜夕食時ニ於テ、郵便係下士之ヲ開キ、郵便物検閲簿ニ其種類・員数ヲ記入シ、郵便係所員ニ差出スモノトス。

三、所員ハ、前項ノ郵便物ヲ点検シ、其支障ナキモノハ、行先ヲ日本文字ニテ認メ、自己認印及検閲済ノ捺印ヲナシ、一括シテ郵便係下士ニ交付ス。

四、通訳　代用雇員、御用掛ヲ含ム、以下仝シ　ハ所員ノ命ヲ受ケ、前項ノ検閲行先ノ記入、「検閲済」ノ捺印等ヲナスモノトス。

五、郵便係下士ハ、所員ヨリ交付セラレタル郵便物ヲ、必要ニ応シテ区分シテ、結束シ、発受郵便物員数控簿ニ記入シ、発送ノ手続ヲナスヘシ。

六、閲読シ能ハサル信書、其他疑義アルモノ、及不穏ノ文言アル書信ハ、要スレハ翻訳ヲ添付シ、高級所員ヲ経テ所長ノ許ニ呈出シ、其処決ヲ受ケ、没状・発送禁止等処置ヲナスヘシ。

電　報

一、電報ノ取扱ニ関シテハ、前諸項ヲ準用ス。

書留郵便信書

一、書留郵便信書ハ、金券其他之レニ類スルモノ、有価物ニ混入セル信書ヲ発送スルトキニ限リ、取扱フモノトス。

二、書留郵便信書ノ取扱ハ、書留小包ノ取扱ニ準ス。

為替価格表記

一、俘虜ヨリスル有価物件ノ発送ハ、便宜上価格表記トナサシムルヲ可トス。
但シ、価格表記ニ依ル能ハサルトキニ限リ、為替ノ振込ヲナスモノトス。

二、為替価格表記ノ受理ハ、毎日一定ノ時間ニ於テシ、直接俘虜ヲシテ発送有価郵便物受付簿ニ所要ノ記入ヲナサシメ、所員之カ内容及記載事項ヲ検シ、発送ニ支障ナキモノハ和訳ヲ記入シ、封筒並帳簿ニ捺印シ、郵便係下士ニ交付スルモノトス。
為替ノ振込ニアリテハ、俘虜ヲシテ先ツ為替振出請求書ニ所要ノ記入ヲナサシムルヲ要ス。
価格表記ノ封筒ニハ、「俘虜郵便」「検閲済」、為替振出請求書ニハ「俘虜為替」ノ印ヲ押捺スヘシ。

三、郵便係下士、前項ノ郵便物ヲ受領シタルトキハ、発送有価郵便物受付簿相当欄ニ捺印シテ、其ノ受領ヲ證シ、且ツ有価郵便物受払簿ニ記入シ、発送ノ手続ヲナスヘシ。

四、前項ノ郵便物ハ、更ニ有価郵便物送達簿（本帳簿ハ収容所ト郵便局トノ間ニ於ケル受授ヲ明ラカニスル為ニ備附ク）ニ記入シ、該帳簿ト共ニ郵便集配人ニ交付シ、郵便局ニ送ルヘシ、局ノ主任者ハ同帳簿ニ捺印ノ上収容所ニ回送スルモノトス。
集配人ニ郵便物交附後、有価郵便物送達簿ノ回送セラルルマテ、発送済ヲ證スル為メ、該郵便物交付ト同時ニ俘虜郵便托送者證印簿ニ集配人ヲシテ捺印セシムルモノトス。
右ノ方法ヲ以テ正当ニ集配人ニ交付シタル郵便物ヲ完全ニ郵便局ニ送リ届クルハ、集配人其ノ責ニ任スルモノトス

五、郵便下士ハ、郵便局主任者ノ捺印アル有価郵便物送達簿ノ回送ニヨリテ、托送郵便物ノ到着ヲ確メタル上、尚郵便局ヨリ発行スル受領證ハ有価郵便物受払簿ト対照シ整理保管スルモノトス。

普通書留小包郵便物

一、小包郵便ハ、梱包ニ先チ所員其ノ内容ヲ検シ、支障ナキモノニ限リ発送ノ手続ヲナス。

二、小包ノ梱包ノ封ハ郵便係下士ニ於テ、表記スヘキ必要事項ノ翻訳記載ハ通訳之ヲナスヘシ。

三、発送スヘキ小包ハ、郵便係下士之ヲ俘虜発送物品控簿ニ記入シ、集配人ニ托送スルモノトス、此際書留小包ニアリテハ集配人ヲシテ、俘虜郵便物托送者證印簿ニ捺印セシム。

四、外地宛ノモノ及内地宛ノモノニシテ、貴重品ナルトキニ限リ、書留小包ノ取扱ヲナスヲ通常トス。

五、郵便係下士ハ、発送シタル書留小包ニ対スル郵便局ノ受領證ハ、俘虜発送物品控簿ニ照合シ整理保管スルモノトス。

第六条　俘虜宛郵便ノ受領分配ニ関スル手続左ノ如シ

普通郵便物

一、郵便係下士、普通郵便物ノ配達ヲ受ケタルトキハ、発受郵便物員数控簿及郵便物検閲簿ニ必要ナル記入ヲナシ、郵便物検閲簿ト共ニ郵便係所員ニ差出スモノトス。

但シ、日本官憲ニ於テ検閲シタルコトヲ表明セル郵便物ハ、郵便物検閲簿ニ記入スルコトナシ

二、所員前項ノ検閲スヘキ郵便物ヲ受領シタルトキハ、ナルヘク速ニ開封シ、金券其他貴重品ノ封入アルヤ否ヲ検スヘシ、若シ此際之ヲ発見セル有価郵便物ニ関スル手続ニ依リ処理スヘシ。

三、所員又ハ所員ノ命ニ依リ、通訳ハ俘虜宛郵便物ノ検閲ヲ了シ、交付シテ差支ナシト認メタルモノハ、之ヲ取纏メ郵便係下士ニ送ルヘシ。

四、郵便係下士ハ、前項検閲済郵便物、及第一項但書留郵便物ハ、通常郵便物交付簿ニ種類員数ヲ記入シ、所長ノ指名スル俘虜代表者ニ交付シ、其受領ヲ證スル記名ヲ徴スヘシ。

五、没収領置ノ処置ヲナスヘキモノハ、発送郵便物ニ於ケル規定ニ依ル。

電　報

一、電報ノ受領受付モ亦前諸項ニ準ス。

書留郵便信書為替価格表記

有価郵便物ハ郵便係所員之ヲ受領シ、内容ヲ検閲シ、支障ナキモノハ俘虜宛有価郵便物受付簿ニ所要ノ記入ヲナシ、之ニ捺印シテ郵便係下士ニ交付ス。検閲ノ結果本人ニ交付スヘカラサルモノハ、返送又ハ没収領置ノ処置ヲナスヘシ。

二、書留郵便信書ノ受領モ亦前項ニ仝シ。

但シ、受領ト同時ニ開封シ、有価物件ノ有無ヲ検シ、之ヲ封入セサルモノニアリテハ所員之ヲ検閲シ、交付支障ナキモノハ有価物件ヲ封入セサル書留郵便ナルコト一見シテ明瞭ナル如ク、封筒表面ニ記入スルカ亦ハ付箋ニテ郵便係下士ニ交付ス。

三、郵便係下士、所員ヨリ有価郵便物ヲ受領シタルトキハ、有価郵便物受付簿ニ記入スル事項ト現品トヲ対照シテ受領印ヲ捺シ、更ニ之ヲ有価郵便物受払簿ニ受入レ、毎日一定時間ニ於テ受領者ヲシテ記名セシメ払出スモノトス。

四、郵便係下士ハ、第二項但シ書ノ郵便物ヲ書留小包ニ準シテ取扱フヘシ。

普通、書留小包郵便物

一、書留小包郵便物ハ、郵便係所員之ヲ郵便係下士ト立会ノ上受領シ、同下士ハ書留郵便物及貨物交付簿ニ記入スヘシ。

二、郵便係所員ハ、前項小包及貨物ノ内容ヲ検シ、支障ナキモノニ限リ交付手続キヲナ

シ、書籍類ハ検閲済ノ捺印ヲナス　其ノ他疑義ニ亘ルモノハ、高級所員ヲ経テ所長ニ申出テ、其ノ処決ヲ受クルモノトス。

内容品ノ検査ハ、郵便係下士ヲシテ補助セシムルコトヲ得、又要スレハ此ノ時受領スヘキ俘虜又ハ俘虜代表者ヲ立会セシムルモ亦可ナリ。

三、交付シテ支障ナキモノハ、毎日一定時間ニ於テ、受領スヘキ俘虜ヲシテ、書留郵便物及貨物交付簿ニ記名セシメテ交付ス。

四、普通小包ノ内容検査ハ、書留小包ニ仝シク、之カ交付ハ普通郵便物ニ仝シ。

第七条　回送ヲ要スヘキ郵便物ノ取扱左ノ如シ

一、回送ヲ要スヘキモノハ、到着シタル現況ノ侭、配達セラレタル郵便物ノ種類ニ依リ回送ノ手続キヲナス。但シ衛戍病院ニアル俘虜患者宛ノモノハ、当所ニ於テ検閲スルモノトス。

二、一旦当所ノ帳簿ニ受入レタル郵便物ハ、郵便係下士、俘虜書留小包回送簿ニ必要ノ記入ヲナシテ送付シ、之ニ対シ郵便局ヨリ受領證ヲ送付シ来ラハ、帳簿ト対照シテ整理スルモノトス。

第八条　郵便係下士ニ於テ、保管ノ責任アル期間、有価郵便物ニアリテハ金櫃行李ニ格納シテ衛兵所ニ預ケ、小包類ニアリテハ応接室附属有鍵物置内ニ収容スヘシ。

第九条　検閲ノ結果、没収又ハ領置ニ決シタルモノハ、高級所員之ニ品目・員数・発送者・受領者氏名・理由ヲ附箋シ、没収物件ハ俘虜情報局ニ送附シ、要スレハ其内容ヲ衛戍司令官ニ報告スルノ手続ヲナシ、領置物件ハ之ヲ領置品格納箱ニ保管スルモノトス。

但シ、発送又ハ格納ニ先チ、必要事項ヲ書記ヲシテ没収領置目録ニ記入セシムヘシ。

第十条　俘虜宛小荷物及貨物ノ取扱ハ、書留郵便物ノ取扱ニ準ス。

第二章　寄贈金品

第一条　俘虜ニ対シ、直接物品ノ寄贈ヲ申出ツル者アルトキハ、所長ハ所員ヲシテ目的、品種ヲ調査セシメ、取締上支障ナキモノニ限リ之ヲ受領スルモノトス。而シテ其寄贈人名・品種・年月日ヲ寄贈品名簿ニ記入スヘシ。

第二条　金員ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ、寄贈者ノ目的ニ適スル如ク使用スルコトトス。若シ其ノ目的単ニ慰問ニアルトキハ、所長之ヲ支途ヲ決定スルモノトス。

第三条　前条金員ニシテ、支出迄ノ保管ハ、所附主計之ヲ郵便局、若クハ確実ナル銀行ニ預ケ入レ、其通牒ハ所長之ヲ金櫃内ニ保管スルモノトス。

第四条　金員ノ支途ニ就キテハ、予メ俘虜将校下士卒代表者ト協議シ、ナルヘク彼等ノ希望ヲ充ス如ク便宜ヲ與フルモノトス。

第五条　金員出納ノ為、別ニ寄贈金ニ対スル出納簿ヲ備ヘ、所員主計之カ出納ヲ明カニナシ置クヘシ。

第六条　受領物品ハ、之ヲ各人ニ分配スルカ、或ハ協同使用ニ供スヘキカハ、物品ノ種類・員数、及俘虜ノ希望ニ依リ決定スヘキモノトス。

第七条　寄贈書籍ノ受領ニ関シテモ亦第一条ニ規定スルモノニ準用シ、之ヲ配賦スル際ニハ、点検者ノ認印及検閲済捺印ヲナシタル小紙片ヲ貼付スルモノトス。

第八条　俘虜ニ配賦後ノ前條物品及書籍ノ出納保管ハ、俘虜中ノ兵曹長二名ヲシテ之ニ任セシム。其ノ下ニ若干ノ下士ヲ附属シ、常ニ其ノ出納ヲ明瞭ナラシムルモノトス。

第九条　新聞雑誌ハ検閲ヲナスモ、検閲者ノ捺印ヲナスコトナク、且ツ之ヲ保管セシムルヲ要セス。

第三章　宿　直

第一条　所内ニ左ノ宿直ヲ置ク。

日直士官　一名
日直下士　一名
医務室日直　一名
日直通訳　一名
当直小使　一名

第二条　日直士官ハ、所員交互ニ服務スルモノトス。

第三条　日直士官ハ、日直下士ヲ随ヘ、朝夕俘虜下士以下ヲ運動場ニ、将校・准士官ハ医務室東側空地ニ整列セシメ、人員ヲ点呼シ、全員終リシ後、号音ニ依リテ解散セシム。

第四条　日直士官ハ、下番ノ衛兵司令ヨリ其服務中ノ状態ヲ承知スヘシ。

第五条　日直士官ハ、営倉入ノ者ノ出入ニ関シテハ、衛兵司令ニ通知スヘシ。

第六条　営倉入ノ者アルトキハ、日直士官其著装携帯品ヲ検査シ、罰月日数・官等・氏名ヲ記シタル覚紙ト共ニ、衛兵司令ニ引渡スヘシ。又営倉ヨリ出ルモノアルトキハ、之ヲ同司令ヨリ受取ルヘシ。

第七条　日直下士ハ、所附下士交互ニ服務シ、其割当ハ高級所員之ヲ命スルモノトス。

第八条　日直下士ハ、大阪俘虜収容所俘虜廠舎構内出入ニ関スル規定ニ於テ定メラレタル徽章ヲ保管シ、所員ノ許可ヲ受ケタル者ニ限リ之ヲ交付シ、用済都度返納セシムヘシ。

第九条　日直下士ハ日直士官ノ命ヲ受ケ、諸官退出後ノ文書ノ接受・発送・巡視、其他ノ細務ニ服スルモノトス。

第十条　日直下士ハ、営倉入ノ者アルトキハ、所員ノ指示ヲ受ケ、其食餌ヲ炊事ニ於テ受領シ、之ヲ衛兵司令ニ渡スヘシ。

第十一条　医務室日直ハ、軍医及看護長交互ニ服務シ、執務時限以外ノ業務ヲ執ルヘシ。

第十二条　日直通訳ハ、通訳及通訳代用雇員交互ニ服務シ、執務時限以外ニ於テ、日直士官及医務室日直ノ指示ニヨリ、翻訳並通訳ノ事務ニ任スルモノトス。

第十三条　当直小使ハ小使相互ニ服務シ、宿直職員ノ命ヲ受ケ、雑役ニ服スルモノトス。

第十四条　宿直勤務者ノ交代ハ出務時刻トス。

第十五条　宿直勤務ニ服スヘキ者、疾病其他已ムヲ得サル事故ニ依リ、不時ニ交代ヲ要スル時ハ、次ノ■宿者ヲシテ服務セシム。

第四章　新聞記者

第一条　新聞記者ノ質問ニ対シテハ、許ス範囲ニ於テ相当ノ答弁ヲ与フヘシ。

第二条　衛戍司令官ヨリ当所ニ出入ヲ許可セラレタル新聞記者以外ノモノハ、謝絶スヘシ。

第三条　新聞記者ニ対スル記事上ノ談話ハ、所長若クハ所員ノ外為スヘカラス、其所員ノ為スヘキモノハ、所長ノ承認ヲ経ルヲ要ス。

第四条　出入ヲ許可セラレタル記者ニ属スル新聞ハ、日々送附シ来ルヲ以テ、高級所員ハ同新聞ヲ点検ヲナシ、所長ノ許ニ回送スヘシ。

第五条　新聞記者ニハ、日々午前十時ヨリ仝十一時ノ間ニ於テ面接スルモノトス。

第六条　職員中記者ニ通報、若クハ注意セントスル事項アルトキハ、日々午前十時迄ニ高級所員ニ通知スヘシ。

第七条　新聞記者トノ面会ハ別室ニ於テスヘシ。

第五章　酒保

第一条　経理委員会首座（高級所員）ハ酒保業務ヲ監督シ、酒保内ニ生スル萬般ノ事項ヲ裁決シ、所長ニ報告スルモノトス。

第二条　経理委員中（少）尉ハ、商人ノ監督及酒保場内ノ秩序ヲ維持シ、併テ酒保商品ノ鑑査ヲナス。

第三条　経理委員主計ハ、専ラ酒保場内ニ於ケル計算事務ヲ監督シ、委員中（少尉）ト共ニ酒保商品全般ノ鑑査ニ任ス。

第四条　軍医ハ酒保一般ノ衛生保持ニ任シ、併テ酒保販売品中、特ニ飲食物ノ検査ヲナス。

第五条　経理委員附下士ハ、委員ノ命ヲ受ケ、酒保場内ノ整理ニ任シ、特ニ商人ノ行為ニ注意シ、所内規定ノ服行ヲ監視スルノ外、翌日請負商人ヨリ、酒保販売品売上日計表（月報ハ翌月十日以内ニ）ヲ提出セシメ、又必要ニ応シ受払簿ト売上金額、及残品ノ対照検査ヲ実施シ、併テ販売高ニ対スル統計調製ノ材料ヲ徴シ、主計ノ区署ヲ受ケ、統計表調製ニ任スルモノトス。而シテ其業務ニシテ、計算事務ニ属スルモノハ主計ノ指示ヲ受クルモノトス。

第六条　酒保販売品売上日計表及月報ハ、主計ヲ経テ所長ノ閲覧ニ供スルモノトス。

第七条　酒保商人、採用及解約ハ、所長及委員協議ノ後、衛戍司令官ノ認可ヲ受クヘシ。

第八条　酒保販売品ノ名簿及単価ハ、日独両語ヲ以テ掲示スヘシ。

第九条　酒保販売時刻ハ、午後二時ヨリ同五時迄トス。但シ酒保請負人ハ、販売開始時刻

前当日ノ持込品ニ付キ、委員ノ検査ヲ受クルニアラサレハ販売ヲ許サス。

第十条　酒保ノ販売ハ、日本帝国ノ通貨ニ限ル。

大十一条　酒保ハ、俘虜ノ外、所員及属員ニ販売スルコトヲ得。

附則

酒保販売人ニ與フル心得

一　販売商品ハ、良質廉価ナルコト。

二　酒保場内以外ニ於テ販売スルコトヲ禁ス。

三　酒保請負商人ハ、物品販売ニ必要ナルコトノ外、俘虜ト雑話スルヲ禁ス。

四　酒保請負商人ハ、其ノ事ノ何タルヲ問ハス、又俘虜ノ依托ヲ受クルヲ禁ス。

五　以上ノ外、公務ニ関シ、委員ヨリ命スル諸件ハ、悉ク服行スルモノトス。

誓約書

私儀、今般大阪俘虜収容所酒保請負人ノ御下命相成候ニ就テハ、誓テ酒保請負人心得ヲ遵守致スヘク、萬一違背致候節ハ、契約ノ解除ハ勿論、其他如何ナル制裁相加ヘラレ候モ異儀無之、誓約書仍テ如件。

第六章　診　断

第一条　受信患者ハ、毎日日朝点呼時限迄ニ、其旨組長ニ届出テ、組長ハ外務日直下士ニ受診者ノ等級・姓名及舎室・本人番号ヲ通知ス。外務日直下士ハ、患者名簿ニ所要ノ記入ヲナシ、所附軍医ニ出スヘシ。

第二条　軍医ハ、診断後引率者ニ、診断区分・傷病等差、及病名ヲ告ケ、之ヲ患者名簿ニ記入セシメ、且ツ必要ノ注意ヲ與フ。

第三条　診断時限ニ到レハ、外務日直下士ハ、所定ノ場所ニ受診者ヲ集メ、人員ヲ検査シ、医務室ニ引率セシムルモノトス。

第四条　診断終ラハ、外務日直下士ハ引率シ帰舎スルモノトス。

第五条　臨時診断ヲ請フ者アルトキハ、第一条ニ準シ、外務日直下士ハ医務室ノ宿直者ニ申出ルモノトス。

若シ医務室宿直者看護長ナルトキハ、応急ノ手当ヲナシタル後チ、所附軍医ニ通報スルモノトス。

第七章　火災予防消防及非常

第一条　火災予防ニ関シ、各人ノ厳守スヘキ規定左ノ如シ。

一、喫煙ハ、舎内ニ於テ所定ノ場所ニ於テシ、舎外ニ於テハ一切之ヲ禁ス。

二、燐寸ノ燃殻・煙草ノ吸殻ハ、火ノ気ノ残ラサルコトニ注意シ、必ス火鉢又ハ吸殻入ニ棄ツヘシ。

三、蝋「マッチ」ノ如キ発火シヤスキモノヲ所持スヘカラス。

四、油紙又ハ油雑巾・紙屑籠類ハ、特ニ火気ノ傍ニ置クヘカラス。
五、擅ニ火ヲ点シ又ハ■火ヲ使用スヘカラス
六、火ヲ運フニハ、規定ノ器具ヲ以テシ、舎外殊ニ風アル場合ニハ、必フ蓋ヲナスヘシ。
七、火鉢ハ室ノ壁ニ密接シテ置クヘカラス。
八、火鉢ノ灰ハ、七分目ヲ■トスヘシ。
九、火鉢使用者、室内ヲ離ル時ハ、必ス之ヲ小使監視ノ下ニ置クカ、或ハ蓋ヲナスヘシ。
十、小火鉢ノ使用ニ関シテハ、追加二ノ規定ニ従フヘシ。
十一、公務等ノ為メ消灯後火鉢ヲ使用スル者ハ、其使用終ラハ、必ス之ヲ炊事場ニ送ルモノトス。
十二、入浴所及炊事場ノ煙筒ハ、一週必ス一回掃除ヲ励行セシムヘシ。
十三、外来者ニシテ、以上ノ規定ニ戻ル行為アルヲ発見セハ、直チニ之ニ注意ヲ與ヘ中止セシムヘシ。
第二条　日直士官ハ、火災予防ノ主ナル責任者トス。日直下士・宿直・小使ニ場所及時刻ヲ割当テ、所内各所ヲ巡視シテ、火元取締ニ任セシメ、又火災予防法実施ノ成否ヲ監視スヘシ。
第三条　防火災ハ、日直士官ノ指揮ニ属シ、其編成ハ左ノ要領ニ依ルヘシ。
日直下士ヲ長トシ、各宿直者等ヲ以テ編成シ、適宜俘虜ヲシテ之ヲ補助セシム。之ヲ第一防火隊トス。第二防火隊ハ、俘虜准士官ヲ長トシ、俘虜・下士卒ヲ以テ編成シ、之ヲ三小隊ニ分ツ。
第四条　第一防火隊ハ、職員廠舎西南ノ、第二防火隊ハ俘虜廠舎構内ノ四防火栓ヲ使用シ、現場ニ備付ノ防火具ヲ使用スルモノトス。
第五条　非常其他警急集合ヲナス場合ニハ、俘虜ハ第一号舎北側空地ニ北面シテ各班ノ縦隊ニ集合シ、其他ノ諸官ハ平素服務ノ場所ニアリテ所長ノ命ヲ俟ツヘシ。
第六条　諸官退出後、非常アリタルトキハ、日直士官ハ衛戍司令官及所長ニ急報スルト同時ニ、在阪歩兵両聯隊、九条警察署及憲兵隊ニ通報シ、所長ノ命ヲ俟ツヘシ。但シ事火急ニシテ、所長ノ命ヲ俟ツノ暇ナキ場合ニアリテハ、臨機ノ処置ヲ取ルヘシ。
第六（ママ）条　火災ニ際シ、防火及消火ニ関シテハ、追加一ニ従フヘシ。

第八章　木工器具使用

第一条　木工器具ハ、俘虜ヨリ選抜シタル下士兵卒ヲ使役シ、建物及陣営具等小修繕ヲナス為ニ備ヘラレタルモノトス。
第二条　木工器具ハ、木工場以外ニ持出スコトヲ禁ス。
第三条　建物等其位置ニ於テスルニアラサレハ、修理シ得タルモノノ外ハ、スヘテ木工場

ニ於テ作業スヘキモノトス。

第四条　木工器具ノ保管ハ、営繕委員助手タル下士之ニ任スヘシ。

第五条　木工器具ノ使用ニ関シテハ、俘虜木工係下士其責任ニ任スヘシ。

第六条　木工器具ノ受授ハ、営繕委員助手タル下士ト、俘虜木工係下士ト立会ノ上、員数及完否ヲ吟味ノ上ニ於テナスヘシ。

第七条　私有品等ヲ修理セント欲スル者、其旨ヲ出願スルトキハ、詮議ノ上許可スルコトアルヘシ。

但シ器具ハ選定シアル木工卒以来（ママ）ノ者ノ使用ヲ禁ス。

第九章　経理事務執行手続

第一　総則

第一条　本手続ハ、軍隊経理規定及大阪俘虜収容所服務規則ニ基キ、各委員ノ分担並ニ各業務ノ連繋ニ関スル細部ノ事項ヲ規定スルモノトス。

第二条　委員ハ、各自分担スル事項ニ付独立事務ニ従事スト雖モ、常ニ彼此連絡ヲ保持シ業務ノ疎通進捗ヲ図ルモノトス。

第三条　経理事務ニ服スルモノハ、関与スル業務ニ対シ、物件ノ供給者又ハ受負人ノ為ニ、之レニ関スル文書作成ノ代理ヲ為スヘカラス。

但シ、之ヲ代理スルニアラサレハ他ニ方法ナキトキハ、証書ノ余白ニ其事由ヲ附記シ、代理者署名・捺印スヘシ。

第二　金櫃事務

第四条　会計監督部ヨリ前渡金ノ通知書到着セハ、一旦其金額ヲ雑部保管ニ組入シ、更ニ引出切符ヲ以テ、所要額ヲ金庫ヨリ受領スヘシ。

俘虜情報局ヨリ俘虜宛寄贈金ヲ受領セハ、雑部保管ニ組入レ、其支給ハ俘虜主計ヲシテ支払ハシム。其証明ハ支払証書ニ依リ、各俘虜ニ対シテハ、金銭給与原簿ニ署名セシム。

第五条　金銭支払ハ毎月十日・二十日・二十五日、及末日ニ於テ行フヲ例トス。

第六条　首座ハ金櫃事務ノ監督ニ任シ、金櫃開扉前、出納官吏ヲシテ収支証憑書類ヲ提出セシメ、其正確ヲ確メタル後之カ開閉ニ立会スルモノトス。

第七条　一時不在等、已ムヲ得サル事故ニ依リ、首座自ラ金櫃ノ開閉ニ立会フコト能ハサル時ハ、臨時所長ノ指定スル諸官ニ於テ立会スルモノトス。

第八条　主計ハ、現金ノ保管・出納及金銭ノ請求、並ニ支払ニ任シ、委員管掌ニ属スル簿票ヲ整理シ、事務整理ノ責ニ任スルモノトス。

第九条　委員ハ計手、委員ノ指揮ヲ受ケ計算記簿、其他ノ雑務ニ服スルモノトス。

第三　糧秣事務

第十条　委員ハ左ノ区分ニ従ヒ事務ヲ担任スルモノトス。

委員区分	分担事務摘要	附属員
首座	委員以下ノ服務監督、炊事場諸規定ノ励行維持	委員ノ命ヲ受ケ
委員	糧食諸品ノ物品会計官吏、炊事場浴室、倉庫及庖厨具ノ清潔保存整頓ノ監視、炊事下士以下ノ取締	細部ノ業務ニ服ス
主計	物品購買及払下ニ関スル業務、献立表ノ調製、納品検査、記簿計算及其監視	

第十一条　糧食諸品ノ納入ニ際シテハ、首座又ハ委員　肉類等ニ在リテハ軍医ノ検査ヲ受クルモノトス　ノ内一名、主計委員、助手及俘虜炊事係下士立会ノ上、品質・数量ヲ検査シタル後、俘虜炊事係下士ニ交付シ、俘虜下士卒ヲシテ調理分配セシム。

第十二条　委員ハ、庖厨具其他備付品ニ付検査ヲ行ヒ、其景況ヲ所長ニ報告スヘシ。

第十三条　庖厨具ニ毀損紛失アリタルトキハ、俘虜炊事係下士ハ直ニ其事由ヲ調査シ、委員ニ申出スヘシ。首座ハ其理由ヲ調査シ、弁償区分ヲ決定シ、其補填又ハ修理ヲナサシムルモノトス。

第十四条　不用品アルトキハ、委員・助手ハ其品目員数ヲ調査シ、主計ニ報告シ、其指示ヲ受クヘシ。

第四　被服、陣営具事務

第十五条　委員ノ事務分担ハ、第十条ノ規定ヲ準用ス。

第十六条　俘虜著用官給被服ノ修理等ハ、修理材料ヲ給シ、可及的個人修理ヲ励行セシムルヲ本義トスルモ、委員ニ於テ修理不可能ト認ムルモノハ、市井商人ヲシテ修理セシムルモノトス、但シ軍靴ニ限リ、破損ノ程度ニ拘ラス市井商人ヲシテ修理セシムルモノトス。

第十七条　前条ニヨリ、市井ニ於テ修理ヲ要スルモノハ、毎月定日ニ各廠舎毎ニ物品監守ノ俘虜下士ヨリ、修理申立帳ニ記入ノ上、物品監守下士ニ申出シメ、委員ノ検査ヲ受クルモノトス。

第十八条　俘虜カ公私物品修理ノ場合ニハ、必ス自己ノ廠舎番号・氏名・俘虜番号ヲ記シタル紙片ヲ附シ置クヲ要ス。

第十九条　俘虜廠舎備附物品ハ、凡テ委員附下士監守ノ責任ニ任スルモ、委員附下士補助ノ目的ヲ以テ、更ニ一棟毎ニ俘虜下士ヲシテ物品事務ヲ分担セシメ、該一棟ニ備附物品ヲ監守セシム。

第十九条（ママ）　備附品ノ修理ハ、前三条ニ準ス。

第二十条　スヘテ物品ノ紛失・毀損及不要品ハ、物品監守者ニ於テ調査ノ上、第十三、十四条ノ手続ヲナスモノトス。

第二十一条　消耗品及被服補修品ハ、毎月定日ニ物品監守者ヨリ、各棟毎ニ俘虜下士ニ交付シ、該下士ヲシテ各俘虜ニ分配セシム。

第二十二条　修理申立帳ハ、左ノ様式ニヨル。

修理申立帳

品目／種別	員数	申立人氏名及俘虜番号	申立人受領署名	摘要

第十章　金櫃管守法

第一条　金櫃ハ経理委員連帯シテ管守ノ責ニ任シ、常時衛兵所ニ存置シ、衛兵司令ヲシテ監守セシム。

第二条　金櫃ハ、経理委員首座及出納官吏双方立会ノ上開閉スルヲ本則トス、而シテ其職官・氏名ハ、金櫃外扉ニ表示シ置クモノトス。

第三条　金櫃ノ開扉ニ際シ、経理委員首座又ハ出納官吏一時不在ノ時ハ、所長之カ臨時代理官ヲ命スルコトアルヘシ。此ノ場合ハ、代理官ノ氏名ヲ、高級所員又ハ日直士官ヲシテ衛兵司令ニ通報セシム。

第四条　水火・盗難其ノ他非常ニ際シテハ、衛兵司令ハ金櫃ノ異状ノ有無及周囲ノ実況ヲ、速ニ金櫃管守者又ハ日直士官ニ報告シ、其指示ヲ受クヘシ。但シ、事急ヲ要シ報告ノ暇ナキ場合ハ、独断以テ金櫃ノ安全ニ付キ、応急ノ処置ヲ講シタル後之ヲ報告ス。

第十一章　俘虜心得

第一条　俘虜ハ、日本帝国官憲ノ定メタル軍紀、風紀上ノ法則ヲ遵守スヘキ義務ヲ有ス。

第二条　俘虜ハ、日本帝国陸軍ノ軍紀・風紀ニ反セサル限リ、信教ノ自由ヲ有ス。

第三条　俘虜ハ、各人ノ名誉・財産・身体・生命ハ、法規ニ従ヒ充分ニ保護セラル。而シテ俘虜自身ニ於テモ細心注意シ、日本官憲ノ処置ニ信頼シテ、之レニ背カサルコトヲ勉ムヘキモノナリ。

第四条　俘虜収容所ハ、日本帝国陸軍省ニ属シ、当地衛戍司令官ノ監理ノ下ニアルモノトス。

第五条　俘虜ハ、衛戍司令官・収容所長、及其属僚ニ対シテハ、絶対的服従ヲ要ス。

第六条　俘虜ハ、監視将校及俘虜収容所衛兵司令ニ対シテハ、服従スルノ義務ヲ有ス。

第七条　俘虜相互ノ間ニ於ケル指揮・命令権、並服従ノ義務ハ、日本官憲ノ命令アル場合ヲ除ク外、一切之レヲ認ムルコトナシ。

第八条　俘虜ハ、収容所ノ諸規則ヲ遵守服行スヘシ。之レニ違犯スル者ハ、日本帝国陸軍

刑法、若クハ陸軍懲罰令ニ依リ処罰セラルルコトアルヘシ。又逃亡ヲ企テ、或ハ不法ナル抵抗ヲ為ス者ハ、自ラ生命ヲ危カラシムルニ至ルコトアルヘシ。蓋シ衛兵ハ、斯ノ如キ場合ニ際シテハ、止ムヲ得ス兵器ヲ使用セサル可ラサルヲ以テナリ。

第九条　俘虜ハ、室内及前庭ニ於テ、遊戯及運動ヲ為スコトヲ得。但シ、風紀ヲ紊リ、又ハ危険ノ虞アル所為アルヘカラス。

第十条　俘虜ハ、毎朝夕一定時刻ニ監視将校ノ人員点検ヲ受クヘシ。

第十一条　酒保ニ販売シアラサル物品ヲ購買セント欲スルモノハ、監視将校ニ其旨ヲ願出スヘシ。

俘虜下士以下ハ、麦酒ノ外酒類ノ飲用ヲ禁ス。

第十二条　俘虜ヨリ発送スル郵便物ニハ郵税ヲ要セス。但シ価格表記電信、及下ニ掲クル諸国ヘ発送スル小包郵便物ヲ除ク。

古西多利加、「クリート」、「エチオピア」、「ルヘリア」共和国、土耳古

当分ノ内、独墺人ノ青島ニ発送スル電信ハ、一切取扱ハレサルモノトス。

第十三条　俘虜ノ発送スル電信及郵便物ハ、監視将校ニ於テ豫メ之レヲ検閲シ、支障ナキモノハ之レヲ許可シ、商業取引上ノ通信、軍事・外交ニ関スル記事其ノ他、暗号ヲ使用シ、又ハ疑ハシキモノハ、其発受ヲ禁シ又ハ之ヲ没収ス。

俘虜ノ発送スヘキ郵便物ハ、監視将校ノ検閲ニ便ナル如ク、開封ノ侭係官に差出スヘシ。其ノ内容ノ冗長ニシテ、書体ノ明瞭ナラサルモノハ、検閲ニ不便ナルヲ以テ、可成簡明ナルヲ要ス。然ラサレハ郵便ノ到着自ラ遅延セラルルモノト知ルヘシ。

監視将校ハ、俘虜ノ信書ニ就キ、知得セル個人ノ秘密ハ、之ヲ確守ス。

第十四条　俘虜郵便ハ差出人ニ於テ、其表面ニ「ｓｅｒｖｉｃｅ　ｄｅｓｐｒｉｓｏｎｉｅｒｓｃｈ　ｑｕｅｒｒｅ」ノ文字ヲ記載スヘシ。

第十五条　俘虜郵便為替ハ、条約ニ依リ、其料金ヲ免除セラル。

第十六条　俘虜ノ面会ハ、日本人ニ在リテハ衛戍司令官、外国人ニ在リテハ日本帝国陸軍大臣ノ允許ヲ得サルヘカラス。

第十七条　俘虜ハ、日本将校ニ対シ、室ノ内外ヲ問ハス敬礼ヲ行フヘシ。

第十八条　俘虜ハ、監視将校ノ許可ナクシテ書簡ハ勿論、其ノ他一切ノ物品ヲ他人ニ委托、若クハ授受スルコトヲ得ス。

第十九条　俘虜室備付、及俘虜個人ニ支給セル諸物品ハ、之ヲ大切ニ取扱ヒ、其形状ヲ改メ又ハ其ノ位置ヲ移シ、若クハ目的以外ニ乱用スルコトヲ禁ス。

毛布・敷布等寝具類ハ、之ヲ板壁ニ釘着シ、若クハ机掛ニ使用スヘカラス。

第二十条　俘虜室及其ノ他空室ノ戸障子、若クハ床板等ヲ離脱シ、之ヲ他ニ応用スルヲ厳禁ス。

第二十一条　各人深ク火災予防ニ注意シ、下記事項ヲ遵守スヘシ。

ａ　燐寸摺殻、煙草吹殻ハ、其ノ容器以外ニ投棄スヘカラス。

b　将校准士官、見習士官ヲ含ム以下同シ　及下士ハ、其ノ居室及喫煙室、兵卒ハ喫煙室以外ニ於テ、一切喫煙ヲ禁ス

c　内務日直下士ハ、日夕点呼前ニ、兵舎附属ノ喫煙室ノ爐火ヲ消サシムヘシ。

d　将校下士従卒使用ノ火鉢ハ、日夕点呼前ニ将校及従卒ハ用済次第　其ノ火ヲ消シ、最寄喫煙室ニ集メ置クヘシ。

第廿二条　失火ニ際シテハ、其ノ地ニ現在スルモノ消火器ヲ使用シ、又ハ臨機ノ処置ヲナシ、大事ニ至ラサル前之レヲ消止ムルヲ以テ第一ノ目的トス。

此ノ際速ニ衛兵所ニ報告スルヲ要ス。

第廿三条　中少尉ヲ通シテ一名ノ日直将校ヲ、准士官見習士官ヲ通シテ一名ノ日直准士官ヲ置ク。此ノ勤務ニ服スルモノハ、将校及准士官、見習士官ニ対シテ、命令・会報ノ伝達、請願事項ノ取纏メニ任シ、併セテ火薬ノ取締ヲナスモノトス。

第廿四条　最古参ノ下士ハ、監視将校監督ノ下ニ、下士卒ノ秩序ト衛生トニ注意シ、且ツ下士以下一般ノ取締ニ任スルモノトス。

第廿五条　兵室一棟ノ人員ヲ一組トシ、下士若クハ上等兵ヲ以テ組長トス。各組長ハ、其室内ニ於ケル規律ヲ維持シ、俘虜ノ請願等ニ関スルコトヲ取扱フモノトス。

第廿六条　兵室四棟毎ニ内務日直下士赤布ヲ左腕ニ纏フヲ置キ、舎内ノ清潔保持ニ任シ、食事受領ノ為メ、兵卒ヲ炊事場ニ引率シ、又其ノ監視下ニ食餌ヲ受領・分配セシム。

第二十七条　兵室四棟毎ニ外務日直下士白布ヲ左腕ニ纏フヲ置キ、舎外ノ清潔保持ニ任シ、又所定ノ時刻ニ患者ヲ診断所ニ引率シ、診断ニ立会フモノトス。

第二十八条　兵室四棟毎ニ物品看守下士一名ヲ置キ、建物及備付物品ノ監視保存ニ任シ、支給品ノ受領・分配ヲ掌ラシム。

第二十九条　俘虜炊事係下士ハ、所員及所附主計ノ指揮ヲ受ク、俘虜ノ糧食ニ関スル事務ニ服ス。

炊事係下士ハ、週間献立表ヲ調製シ、所附主計ニ呈出シ、職員ヨリ食料現品ヲ受領シ、炊事当番卒ヲ監視シテ、炊爨調理ヲナシ、且ツ庖厨諸品ノ保管及炊事場ノ清潔ニ任スルモノトス。

第三十条　俘虜ニ対スル命令通報伝達ノ為メ、毎日午后二時会報ヲ行フ。

日直将校、日直准士官、見習士官及各日直下士ハ、同時ニ収容所事務室東側ニ集合スヘシ。

俘虜将校以下ノ請願希望等ノ申立ハ、スヘテ此ノ時ニ於テナスヘシ。

第十二章　敬礼

第一条　本規定ハ、日本軍人ニ対スル敬礼ヲ規定スルモノトス。

第二条　俘虜将校（将校待遇者ヲ含ム）ハ、同階級以上ノ日本将校、同相当官ニ対シ敬礼スヘシ。

第三条　俘虜下士卒及地方人ハ、日本将校、同相当官及所附下士（同階級及同階級以上）ニ対シ敬礼スヘシ。

第四条　日本軍人ハ俘虜ニ対シ、日本陸軍礼式ニ依ル制規ノ敬礼ヲ行ハス。

第五条　俘虜室内ニ於ケル単独ノ敬礼ハ、起立注目トス。

第六条　俘虜下士以下及地方人、室内ニ於テ集団シアル時、日本将校、同相当官以上来場セハ、最初ニ認メタル者一同ニ告知シ、同時ニ敬礼スヘシ。

第七条　俘虜、室外単独敬礼ハ、軍人ハ挙手注目シ、地方人ハ脱帽注目トス

第八条　俘虜下士以下、室外ニ於テ集団シアル時日本将校、同相当官以上来場セハ、最初ニ認メタル者一同ニ告知シ、同時ニ敬礼スヘシ。

第九条　俘虜下士、或ハ兵卒ノ引率スル部隊ハ、日本将校ニ対シ歩調ヲ取リ、頭右（左）ノ敬礼ヲナスヘシ。但シ、地方人ノ部隊ハ、其指揮官ノミ敬礼スルモノトス。

第十条　俘虜下士或ハ兵卒ノ引率スル部隊ハ、日本将校相当官収容所下士ニ対シテハ、引率者ノミ敬礼スヘシ。

第十一条　俘虜下士或ハ兵卒ノ指揮セル部隊、整列シアルトキ、日本将校及同相当官ニ対シテハ隊員ヲ気ヲ付ケノ姿勢ヲ取ラシメ、頭右（左）ヲ号令シ、指揮官ハ挙手注目ノ敬礼ヲナスヘシ。但シ地方人ハ頭右（左）ニナサシメサルコトヲ得。

第十二条　俘虜下士或ハ兵卒ノ指揮セル部隊、衛兵所前ヲ通過スルトキハ、指揮官ハ衛兵司令ニ敬礼スヘシ。

第十三章　廠舎構内出入

第一条　大阪俘虜収容所内門、歩哨特別守則第二ノ一、三・四、及当所職員並職員ト同行スル者以外ニシテ、俘虜廠舎構内ニ出入ノタメ、門内歩哨哨所通過ヲ許可セラレタル者ニハ、一定ノ徽章（赤地楕円形ニシテ表面ニ番号ヲ附シ、裏面ニ所印ヲ押ス）ヲ胸部ニ附著セシムヘシ。

第二条　此徽章著用ヲ許可セラレタル者、俘虜廠舎構内ニ在リテハ常ニ之レヲ著用スヘキモノトス。

第三条　此徽章ハ日直下士之ヲ保管シ、所員ノ許可ヲ受ケタル者ニ限リ之ヲ交付シ、用済都度返納セシムルモノトス。

一　消防動作規定

出火ノ場合ニハ、大事ニ至ラサル以前ニ之ヲ消シ止ムルヲ以テ第一トス。故ニ其附近

ニ居合セタル者ハ、直ニ諸種ノ手段ヲ盡シテ極力鎮火ニ勉ムルハ勿論ナルモ、一般ノ場合ニ於ケル動作ヲ定ムルコト、左ノ如シ。

一、所内ニ火災アリタルトキニ於ケル日直士官ノ処置スヘキ事、左ノ如シ。

イ 衛兵司令ニ通知シ、要スレハ警戒其他ニ関シ協議ヲナス。

ロ 所附下士ノ中、二名ニ各々防火隊長及破壊隊長ヲ命ス。

ハ 消防手及防火隊長ニ左ノ事項ニ関スル指示ヲ與フ。

使用スヘキ防火栓、防火スヘキ方向、防火スヘキ位置ニ到ル経路等

ニ 破壊隊長ニ延焼及飛火防止ニ関スル動作ヲ指示ス。

ホ 爾余ノ職員ハ、事務室物品ノ持出其ノ他防火ノ援助ニ従事セシム。

ヘ 応援消防隊来ラハ、之カ動作ニ関シ其ノ隊員ト協議ス。

第二　日直下士ノ動作

一、日直下士ハ兵卒二名（衛兵服務者）、小使一名ヲ指揮シ、左記ノ所ニ急報セシムルコト。同時ニ事務室ニアル非常持出物品ヲ収容所西側空地（出火場所及風向等ニ依リ変更スルコトアリ）ニ運搬セシム。其ノ位置ヲ衛兵司令ニ通報スヘシ。

イ 西消防署	電話番号	土	三九〇 八四〇
ロ 所長住宅	同	南	五四六〇
ハ 大阪衛戍司令官	同	東	二一四五
ニ 大阪憲兵隊	電話番号	東	一三〇〇

（三五〇 不通ノ場合）

電話故障アルトキハ、警察電話、又ハ附近民家電話ヲ借用シ、通信手段ヲ講スヘシ。

第三　防火隊長ノ動作

一、衛兵司令ヨリ上等兵一名、兵卒四名（内当番卒ヲ含ム）ヲ受領シ、衛兵所西側ノ喞筒置場ニ備付ノ器具ヲ、第一防火栓ニ取リ付ケ、日直士官ニ報告シ、其ノ指揮ヲ受クヘシ。

但シ、命令ヲ受クル遑ナキ時ハ自ラ責ニ任シ動作スヘシ。

第四　破壊隊長ノ動作

一、医務室東南側空地ニ集合スル破壊隊員タル俘虜ニ破壊器具ヲ分配シ、日直士官ノ命ニ依リ動作スヘシ。

若シ命令ヲ受クル遑ナキ時ハ、自ラ責ニ任シテ延焼、若クハ飛火予防等ノ処置ヲナスヘシ。

第五　衛兵司令ノ動作

一、衛兵司令ハ所内ニ出火アルヲ知ラハ、火災号音ヲ吹奏シ、直ニ日直士官・日直下士其

他宿直者ニ急報ス。

二、衛兵司令ハ、出火夜間（消灯后）ナレハ、直ニ各廠舎ニ点灯ス。

三、衛兵司令ハ、必要ニ応シ歩哨掛ヲシテ、表門歩哨ヲ複哨トシ、尚収容所外部四隅ニ増歩哨ヲ配置シ、警察官ト共力シテ、四圍ヲ監視シ、俘虜ノ逃亡及地方人ノ近接ヲ防止ス。

四、衛兵司令ハ、扣兵中ヨリ第一防火隊員トシテ、上等兵一名、兵卒三名、当番卒トシテ一名ヲ事務室ニ出シ、所附下士防火隊長指揮ヲ受ケシムヘシ。

五、衛兵司令ハ、収容所非常持出物品置場ニ歩哨ヲ配置スヘシ。

六、衛兵司令ハ必要ニ応シ、斥候又ハ巡査ヲ派遣シ俘虜ノ騒擾及逃亡ヲ予防スヘシ。

七、警察若クハ地方消防隊来援セハ、衛兵司令ハ之ヲ所内ニ通シ速ニ日直士官ニ報知スヘシ。

之カ為メ要スレハ扣兵ヲ指揮シ、表門ニ阪路ヲ急設スルヲ要ス。

亦木津川ヨリ喞筒船来援アル時ハ、桟橋門ヲ開キ便宜ヲ計ルヘシ。

八、入倉者ハ要スレハ出倉セシメ監視兵ヲ附ス。

第六　所内居住下士卒（日直者ヲ除ク）ノ動作

一、所附下士ハ日直士官ノ命ヲ承ケ、一名ハ防火隊長、一名ハ破壊隊長ヲ命セラルルモノトス。

其動作ハ第三、第四ニ規定セル如シ。

二、其ノ他ノ者全部ハ直チニ事務室前（事務室、炊事場出火ノ場合ニハ衛兵所前）ニ集合シ、日直士官ノ命ヲ俟ツヘシ。

第七　俘虜ノ動作

一、所内ニ出火アルヲ知ラハ、出火個所附近ノ俘虜ハ、廠舎ニ属スル軽便消火器ヲ使用シ、百方手段ヲ盡シテ鎮火ニ努ムヘシ。

二、消防隊員タル俘虜ハ、火災号音ニ聴キタルトキハ、直チニ事務室ニ来リ、日直士官ノ命令ヲ承クヘシ。

三、消防隊員タル俘虜ハ、左ノ区分ニヨリ各防火栓ノ位置ニ集合シ、消防隊長ノ命ヲ承クヘシ。

但シ、消防隊員・隊長到来遅キ時ハ、自ラ動作シテ防火ニ努ムヘシ。

第一小隊　第四防火栓　第十二第十三廠舎中間西北端
第二小隊　第三防火栓　第五第六廠舎中間西北端
第三小隊　第二防火栓　洗濯場東側
第四小隊　第五防火栓

四、破壊隊員タル俘虜ハ、直ニ医務室盗難側空地ニ集合シ、破壊隊長ノ指揮ヲ受ケ、建物破壊ニ従事スヘシ。

五、消防隊及破壊隊ニ属スル俘虜ハ、火災号音若クハ火災ヲ知リタル時ハ、直ニ白帯ヲ附スヘシ。

六、其ノ他ノ俘虜ハ構内運動場ニ集合シ、日直士官ノ命ヲ俟ツヘシ。

但シ、出火ノ箇所ニ隣接スル室ニアル者ハ、先ツ其荷物ヲ室外ニ持チ出スコトヲ得ルモ、荷物ヲ通路ニ出スコトヲ禁ス。

七、風下ニアル廠舎ニ属スル者ハ、「バケツ」其ノ他ノ容器ヲ以テ、屋根ヨリ湿シ、防火ニ努ムヘシ。

第八　消防手ノ動作

一、所内出火ノ場合ハ、消防手ハ防火隊及俘虜防火隊ヲ応援シ、若クハ之ニ代リテ消防ニ従事スルモノトス。

イ、消防手、所内ニ出火アルヲ知ラハ、直ニ日直士官ノ許ニ到リ、防火ニ関シ承合スヘシ。

ロ、指揮者宿直シタル時ハ、前項承合ハ、成ル可ク指揮者ニ於テナスヘシ。

ハ、消防手ノ中一名ハ、直ニ構内消防車通用門ヲ開キ、防火ノ準備ヲナス。

二、所外出火ノ場合ニアリテハ、直ニ衛兵司令ニ通報シ、適宜防火ノ区署ヲナスモノトス。

第九　防火隊俘虜于消防隊並ニ破壊隊ノ編成

防火隊

長　所附下士　一名

隊員　上等兵　一名　一、二等卒二名（以上衛兵服務員）

看護卒　小使各一名

俘虜消防隊

長　俘虜准士官　一名

隊員　（四小隊編成）　一隊ノ人員、俘虜下士一名、同兵卒四名

破壊隊

長　所附下士　一名

隊員　俘虜兵卒十名（必要ニ応シ増減スルコトヲ得）

消防隊及破壊隊ニ属スル俘虜氏名ハ事務室ニ掲示シ、異動アルトキハ直ニ訂正スヘシ

消防手

常勤　二名

二　火鉢使用規定

第一条　火鉢ノ使用ハ午前六時ヨリ午后九時迄トス。

第二条　火種ハ、炊事場ニ於テ火取ヲ用ヒテ受領シ、決シテ焚火ヲナスヘカラス。

第三条　火鉢ハ午後九時蓋ヲ施シ、消火ヲ確メタル後、所属喫煙室椽側ニ集ムヘシ。

（第九号タ、（ママ）者ハ第九号廠舎喫煙室）

第四条　俘虜日直服務者ハ、其受持区域内ニ火鉢全部集メラシ（ママ）、且ツ消火充分ニシテ、火気ノ残リ居ラサルヲ確メタル後、筆記シテ事務室ニ報告スヘシ。

第五条　火鉢ノ取扱ヲ丁寧ニシ、運搬ノ際ハ必ス臺ヲ提ケ、火鉢ヲ臺ヨリ離脱スヘカラス。

第六条　火鉢又ハ火取ニシテ、破損シタルトキハ、直ニ修理ヲ申立テ、破損セルモノヲ其儘使用シアルヘカラス。

但シ不注意ニ起因スル破損ハ、自償ヲ命スルコアルヘシ。

第七条　火気ニ関シテハ、火災予防規定ヲ遵守スヘシ。

第八条　本規定ヲ遵守セサル者ヲ発見シタル時ハ引揚ケ、使用ヲ禁ス。

三　俘虜所持金預金規定

一、俘虜ノ所持スル現金ハ、総テ郵便局ニ預入ヲナスモノトス。

但シ、日常ノ所要トシテ、金三十円以内ノ現金ヲ所持スルコトヲ得。

二、俸給又ハ為替送金ヲ受領セントスルモノハ、其所要金額及事由ヲ次級所員ニ申出テ、承認ヲ経、残額ハ其都度預入レヲナスモノトス。現ニ所持スル現金ニシテ、制限額ヲ超過スル者亦同シ。

三、預金預入レ及払戻シハ、本人ノ名ヲ以テ高級所員ノ代印ニヨリ之レヲナス。

四　俘虜共有金櫃取扱規定

一、俘虜ノ支払ニ要スル共有金ハ、之レヲ俘虜私有金櫃ニ格納シテ領置シ、収容所衛兵所ニ保管ヲ依托ス。

二、俘虜共有金櫃ニ格納スヘキ金ノ出納ハ、帳簿ヲ作リ之レヲ明カニシ、金櫃ノ開閉ハ所員之レヲ為シ、俘虜ヲシテ立会セシム。

三、俘虜共有金櫃ノ開閉及商人ノ支払ハ、所長ノ指定スル一定日時ニ之レヲ為スモノトス。

五　郵便局員出張ニ関シ事務取扱規程

一、大阪堀江郵便局員（以下単ニ局員ト略称ス）ハ、毎週金曜日ニ於テ大阪俘虜収容所（以下単ニ収容所ト略称ス）ニ出張シ、左ノ事務ヲ取扱フモノトス。其日休日ナルトキハ漸次繰下ク。

郵便仏引受

為替貯金受払

二、局員事務取扱ノ為メ、収容所ハ一室（応接室）及所要ノ椅子・机ヲ提供スルモノトス。

三、局員事務取扱時限左ノ通定ム。

七月十日ヨリ九月三十日迄テ　午前九時ヨリ同十一時迄
右以外ノ期間　午後二時ヨリ同四時迄
但シ都合ニ依リ協議ノ上変更スルコトアルヘシ

四、収容所ハ、局員出張前日差立小包数、同価格表記高、貯金預払、為替振出払渡金額ノ概数ヲ、堀江郵便局ニ通告スルモノトス。

五、局員ノ取扱事務ハ、収容所職員ヲ介シテ取扱ヒ、俘虜ト直接受授ヲナスコトナシ。

六　俘虜発送郵便取扱規程

一、毎月俘虜ノ発送スル封書及葉書、左ノ区分ニ従ヒ一通ヲ許ス。

階級別 差シ出指定日	将校	准士官	下士	兵卒
第一月曜	封書	封書	封書	葉書
第一水曜				
第一金曜				
第二月曜	葉書			
第二水曜				
第二金曜		葉書	葉書	
第三月曜	封書			封書
第三水曜				
第三金曜		封書	封書	
第四月曜	葉書			
第四水曜		葉書	葉書	
第四金曜	封書			

二、准士官・下士ニ発送ヲ許可シアル葉書ハ、第四金曜日ニ於テ差出スコトヲ得。

三、封書及葉書ハ収容所規定ノモノニ限ル。違式ノモノハ、没収シテ発送セス。

四、金銭及小包ヲ受領シタル時ハ、左ノ様式ニ依リ、制限外葉書ヲ以テ受領セシトヲ発送者ニ通知スルコトヲ許ス。

一、金銭ヲ受領セシトキ　月日金額受領ヲ證ス、謝ス

二、小包ニヲ受領セシトキ　月日内容状態ノ受領ヲ證ス、謝ス

五、救恤団又ハ銀行等ヨリ、其ノ規定ノ受領證用紙ニ依リ、金員受領ヲ證スルヲ要スルトキハ、所定ノ文字ノミヲ記入シタルモノニ限リ、制限外封書トシテ発送スルコトヲ得。

六、前二項ノ郵便物ハ郵便箱ニ投入スヘシ。

七、価格表記ニ依リ現金ヲ発送セントスルトキハ、先ツ情願簿ニ依リ許可ヲ受ケ、毎週水曜日執務時間内ニ於テ事務室ニ差出スヘシ。同郵便物ニ封入スル通信文ハ、送金ノ目的

ヲ極メテ簡単ニ認メタルモノニ限リ許可ス。

八、発送郵便物ハ、将校准士官ニ在リテハ日直、下士以下ニ在リテハ廠舎長、其ノ廠舎ノ分ヲ取纏メ、日直下士、更ニ其ノ分隊ノ分ヲ取纏メ、指定当日会報ノ際所員ニ差出スヘシ。

九、指定当日発送セサリシモノハ、収容所規定ノ封書葉書ト雖モ将来ニ向テ無効トス。

十、自己ノ発信権ヲ他人ニ譲渡スコトヲ禁ス。差出郵便中之ヲ発見セ(ママ)、同人ノ郵便物全部ヲ没収シタル上、相当ノ処分ヲナスヘシ。

十一、写真ハ、規定ノ封筒ニ挿入シ得ルモノニ限リ、同封シテ送ルコトヲ許ス。

七　縫靴工場

一、収容所内ニ縫工場及靴工場ヲ設ケ、官給品修理ヲ行フ。

二、縫靴工場ニ勤務スヘキ人員、左ノ如シ。

縫工長	下士	一名	縫工卒	兵卒三名
靴工長	同	一名	靴工卒	兵卒四名

三、収容所監督将校ハ、工長及工卒勤務ヲ監督ス。

四、工卒ハ、其作業ニ関シ、工長ノ指揮命令ニ従フヘシ。但シ不当ト認ムルコトアラハ、監督将校ニ申出ルコトヲ得。

五、工場業務時間ハ、午前午後ヲ通シ六時間トシ、工場ノ開閉ハ季節ニ応シ其都度之レヲ定ム。

六、工卒、疾病其他已ムヲ得サル故障ノ為、業務ヲ休マントスルトキハ、豫メ監督将校ノ許可ヲ受クヘシ。

七、工卒工場勤務中ハ、工長ノ許可ナク工場ヲ離レ、又ハ事ニ托シテ勤務ヲ免ルルヲ得ス。

八、工卒ハ、私ノ依托ニ応シテ作業スルコトヲ禁ス。

九、工場内ニ於テハ、殊ニ火気ニ注意シ、工長ノ許可シタル休憩時間、所定ノ場所ニ於テスル外、喫煙ヲ禁ス。

十、工場ニ在リテハ、喧噪ニ亘ル言動ヲ慎ミ、工場ノ勤務ニ関係ナキモノヲ入ラシムヘカラス。

十一、工場休業ハ、毎日曜及宗教上ノ祭日トス。

十二、工卒工場ニ出務セハ、姓名札ヲ工長ニ差出シ、作業ヲ終リ工場ヲ閉鎖シタル後、労役簿ニ姓名ヲ記入シ、姓名札ヲ受領スヘシ。

縫靴工長ノ心得

一、工長ハ監督将校ノ命ヲ受ケ、工場取締・作業監督及物品出納ノ責ニ任スルモノトス。

二、工長ハ其業務ニ関シ、工卒ヲ指揮シ、命令スルコトヲ得。

三、工長ハ、日本官僚ヨリ命セラレタル以外ノ作業ヲナシ、又作業セシムルコトヲ得。

四、工長ハ、毎朝工場ヲ開クニ当リ、事務室ニ於テ監督将校ヨリ、当日修理スヘキ被服及材料ヲ受領シ、工場閉鎖後、之レヲ事務室ニ返納スヘシ。

当日修理シ得サルモノモ、未修理ノ侭返却スルモノトス。

五、工長ハ、毎朝工卒出務セハ、其姓名札ヲ事務室ニ差出シ、工場閉鎖後、更ニ之ヲ工卒ニ返却スヘシ。

六、規定休日以外ニ休務ヲ要スルトキハ、其理由ヲ具シ、監督将校ヲ経テ所長ニ出願スヘシ。

七、工長ハ、業務ニ改良ヲ必要ト認メタル時、若クハ希望アル時ハ、監督将校ニ申出テ、其許可ヲ得タル後実施スヘシ。

八、工長ハ、業務ニ関スル日誌ヲ認メ、毎日監督将校ノ閲覧ニ供スヘシ。

八　被服修理

一、修理ヲ要スヘキ被服ハ、各廠舎長（准士官ニ在リテハ日直者）ニ於テ取纏メ、被服修理申立簿（甲号様式）ニ記載ノ上、毎月曜日（当日休日ナルトキハ次日）午前八時（但シ十一月一日ヨリ翌年二月盡日迄テハ午前九時）、事務室ニ差出スモノトス。

二、前項ニ依リ差出シタル被服ハ、事務室ニ於テ廠舎長ヲ立会セシメテ検査シ、修理ヲ要スヘキモノハ、修理申立簿受領欄ニ捺印ノ上受領ス。

三、修理スヘキ被服ハ、其ノ種類毎ニ取纏メ、之ヲ修理被服受払簿（乙号様式）ニ品目・員数ヲ記入シ、工長ニ交付ス。

四、工長前項ノ被服ヲ受領セハ、之ヲ工場ニ運搬シ、工卒ヲシテ修理セシム。

五、当日修理ヲ終リタル被服ハ、工場閉鎖ト共ニ工長ヨリ修理被服受払簿ト共ニ事務室ニ差出スヘシ。

六、工長、修理ヲ終リタル被服ヲ事務室ニ差出シタルトキハ、其修理可否ヲ検シ、合格シタル員数ヲ修理被服受払簿ヨリ払出サシム。

七、修理ヲ終ヘタル被服ハ、適時廠舎長ニ交付シ、修理申立帳交付欄ニ月日氏名ヲ記入セシム。

修理ニ出スヘキ被服ニハ、丈夫ナル紙片又ハ布片ニ廠舎号・氏名及俘虜番号ヲ記シ、結ヒ付クヘシ。

（甲号）被服修理申立簿

月日	品目	員数	廠舎号	氏名	番号	受領	交付	摘要

（乙号）修理被服受払簿

月日	品目	員数	受	払	残	摘要

九　日直巡視規定

一、大阪俘虜収容所日直将校下士ハ、絶ヘス俘虜ノ状態ヲ明カニスルノ目的ヲ以テ、毎日俘虜廠舎ヲ巡視スルモノトス。其ノ巡視ハ必ス各室ニ入リ、俘虜ノ状態ヲ視察スルヲ要ス。

二、所長ハ、日直勤務割ニ基キ、毎土曜日日直将校下士ノ巡視時限及区域ヲ定メ、通知簿（第一様式）ニ依リ、日直勤務者ニ承知セシムルモノトス。

三、日直将校下士ハ、巡視終ラハ其景況ヲ筆記シ、左ノ時刻ニ所長ニ報告（第二様式）スヘシ、但シ事急ヲ要スルモノハ、即時口頭（電話）ヲ以テ報告スヘシ。

巡視　午前中ニ終了シタル場合　当日午後二時
巡視　午後中ニ終了シタル場合　翌日午前十時
巡視休日ノ場合

（第一様式）

巡視者印	㊞		
曜	日	月	土 金 木 水 火
月日	一一 二一		
時限	自 午 時 分 至 午 時 分	自 午 時 分 至 午 時 分	
巡視者	某大尉	某大尉	
巡視区域	・・・・・・・・	・・・・・・・・	

所長印　㊞

注意
本表ノ時限ハ巡視開始時ノ範囲ヲ示す

（第二様式）

大正　年　月
日　巡視報告　某注意（軍曹）印

一、巡視時間　午　時　分開始
　　午　時　分終了
二、巡視場所　・・・・・・・・・
三、状況　・・・・・・・・・
1第五号廠舎第四室ニハ衆多ノ俘虜集合シアリタリ、直ニ解散ヲ命ス
2第十四号廠舎第二号室俘虜218ハ私製鋸ヲ使用シ居レリ没収ス
3・・・号室ニ於テ俘虜110某ノ飲酒酩酊シテ処分ヲ要ス
4
5
6

注意　下士ノ報告ハ日直士官ヲ経由スヘシ

十　収容所外ニ於ケル労役俘虜取締

第一条　収容所ヨリ労役場ニ至ル往復途中ノ警戒ハ収容所長、労役場到著ヨリ出発迄ノ間ニ於ケル警戒ハ使用者ノ責任トス。而シテ往復途中ハ、収容所衛兵ヲシテ俘虜ヲ引率セシメ、俘虜ノ受授ハ使用者（社長店主、其ノ他責任アル者）ト衛兵トノ間ニ於テ、直接之ヲ行フモノトス。

第二条　労役場内ニ於ケル取締ハ、使用者ノ責任トス。之レカ為メ、使用者ハ特別ナル監視者ヲ指定シ、取締ノ責ニ任セシムルコトヲ得。

第三条　俘虜ニハ左記ノ心得ヲ遵守セシム。

一、自ラ逃走セス、又他ノ俘虜ヲ幇助スル一切ノ行為ヲナササルコト。

二、労役間・往復途中ニ於テ、郵便電信其ノ他一切ノ通信ハ、収容所ノ規定ニヨリ、収容所ヲ経由セサルモノハ受授セサルコト。

三、労役場及往復途中ニ於テハ、使用者（監視者ヲ含ム）以外ノ者ト交話シ、又ハ一切ノ物品ヲ受授スルコトヲ得ス。

但シ、収容所長ノ許可シタル者ハ此ノ限リニアラス。

四、労役場ニ於テハ、定メラレタル区域外ニ出ルヲ禁ス。

第四条　使用者ハ左ノ条件ヲ遵守スヘシ。

一、俘虜就業中、第三条俘虜心得ニ違背スル行為其ノ他非違ヲ認メタルトキハ、直ニ電話ヲ以テ収容所ニ急報スルモノトス。

二、監視者ノ年齢学歴等ハ、豫メ収容所長ニ通報シ、同意ヲ得ルヲ要ス。監視者ヲ交代セシメントスルトキ亦同シ。使用者若シ請願巡査ヲ置キ監視セシムルトキハ、其氏名ヲ収容所長ニ通報スヘシ。

三、内外人ニシテ俘虜ニ面会ヲ求メ来ルトキハ、之ヲ拒絶スヘシ。

四、就業中俘虜用便ノタメノ外、定位置ヲ離レシムヘカラス。用便ノ際ハ相当距離ヲ隔テテ之ヲ監視スヘシ。

五、邦人ニシテ、俘虜就業ノ状況ヲ視察センコトヲ乞フ者アルトキハ、収容所長ニ電話ヲ以テ申出テ、其ノ同意ヲ得テ之ヲ許スコトヲ得。

六、俘虜ニハ物品ノ購買ヲ許サス。

七、俘虜ノ電信・電話・伝言、又ハ郵便物等ノ依托ヲ受クヘカラス。

八、俘虜ト使用者（監視者）トノ談話ハ、作業上必要ナルカ、取締上必要ナル事項ニ限ルモノトス。

九、俘虜労役時間ハ八時間以内トス。

十、俘虜喫煙ヲ願出テタルトキハ、差支ナキ限リ之ヲ許可スヘシ。

十一、俘虜若シ逃走ヲ企図スルコトヲ発見セハ、何人ヲ問ハス之ヲ抑留セシムヘシ。

十二、俘虜若シ逃走シタルトキハ、直ニ電話ヲ以テ収容所ニ急報シ、一面俘虜ヲ追躡セシメ、尚最寄憲兵隊及警察署ニ申告スヘシ。

第五条　収容所員、衛戍巡察憲兵ハ、一定日時若クハ臨時ニ労役場ニ臨検スルモノトス。之レカ為メ労役場ニハ臨検簿ヲ備付ケ、臨検ノ際到着日時・所見ヲ記シ、署名捺印ス。

第六条　前項臨検簿ハ、帰還俘虜護送衛兵ヲシテ、収容所ニ携行セシメ、所長ノ一覧ヲ経テ、翌日ノ護送衛兵之ヲ労役場ニ持参スルモノトス。

第七条　労役賃金ハ、使用者ト俘虜トノ間ニ於テ協定シ、月末ニ於テ収容所出納官吏之ヲ受領シ、収容所出納官吏ヨリ俘虜ニ現金ヲ支払フモノトス。

付録第二

大阪俘虜収容所防疫業務概要

一、患者発生ノ居室並隣室　附属厠圏全部ニ於テ薬物消毒ヲ行ヒ、同時患者及同室者携帯被服寝具所持品全部ハ、大阪衛戍病院ニ依托、蒸気消毒ヲ行ヒ、皮革類其ノ他蒸気消毒ニ耐ヘサルモノハ収容所ニ於テ薬物消毒ヲ行ヘリ。

二、患者ト同室及隣室者ハ、患者入院ト共ニ隔離、毎日二回ノ健康診断ヲ施行シ、尚一般俘虜ニ対シテモ亦毎日一回健康診断ヲ実施ス。

三、隔離者ノ食器ハ隔離室ノ・・〔不鮮明〕・・内ニ消毒場ヲ設ケ、番卒ヲ付専属当シ、煮沸消毒ヲ■■ス。

四、隔離者ヲ■■■トシ、次テ一般俘虜ノ糞便並尿ノ菌検索ヲ大阪衛戍病院ニ依托セ　ル二、同月二十四日ニ至り、患者ト同室者中ヨリ腸窒扶斯菌保有者ヲ発見セルニヨリ、即時該菌保有者ヲ入院セシメタリ。

五、各廠舎厠圏ノ消毒方法ハ、各厠毎ニ石灰末ヲ備付ケ、各人上圏后必ス石灰末ヲ糞塊上ニ撒布セシム。

六、俘虜一般ノ被服寝具ハ、日光消毒ヲ励行セシム。

七、蝿ノ駆除ハ従来実施セルモ、尚伝染者発生ト共ニ之ヲ励行ス。

即チ各室ニ一箇宛ノ蝿叩キ及「トリモチ」ヲ備付ケ、尚炊事場ニハ俘虜中ヨリ蝿叩キ専務ノ当番卒数名ヲ置キ、之カ駆除ニ務ム。

八、出入商人ノ健康診断ヲ行ヒ、尚同時ニ家族並ニ附近ニ於ケル伝染病者、並同疑似者ヲ調査セルニ、該当者一名モナク、且ツ商人及同家族全部ノ糞便検査ヲ実施セルニ、全部陰性ナリキ。

腸窒扶斯菌保有者ハ第二国民軍オットー・ローゼニシテ、大正四（ママ）四年一月二十七日収容、爾后二回ノ糞便検査ニ於テ陰性ナリシモ、同室者中腸窒扶斯患者ヲ発生セシニヨリ、之ヲ隔離シ、更ニ糞便検査ニ於テ、七月二十六日採取糞便中ヨリ、チフス菌ヲ発見シ、翌二十七日入院、爾後引続キ該菌ヲ証明シ、遂ニ今回ノ移転時ニ至ル。而シテ同患者ノ既往症ヲ調査スルニ約十年前、青島ニ於テ腸窒扶ニ罹リ、約一ヶ月ニシテ治癒、爾後何等ノ症状ヲ呈セサリト云フ。故ニ恐ラク該患者ハ該菌ノ永続保有者ニシテ、当時同室者ニ腸窒扶斯患者ヲ発生　シタルモ全ク菌保有者ヨリ感染セシモノナルヘシ。

爾后患者ノ発生ナカリシヲ以テ、八月十二日隔離者ノ交通遮断、第二〔・・〕シ、出入商人並俘虜ノ健康診断ヲ中止セリ。

附録第三

大阪俘虜虎列刺予防事項

一、時々職員竝ニ俘虜一般ニ対シ衛生講話ヲナス。

二、所内一般ニ大清潔法ヲ行ヒ、温潤セル箇所ニ石灰末ヲ撒布シ、上圃后、及食前ニハ手指ヲ清洗セシメ、上圃ノ際糞便上ニ石灰末ヲ撒布シ、又時々坐板ノ昇汞水清拭ヲ行ハシム。

三、被服寝具ノ日光曝乾ヲ行ハシム。

四、毎週二回俘虜ヲ使役シ、所内不潔トナリ易キ箇所（便所外側、洗面場、洗濯場、炊事場外側、下水会所、残飯置場、芥捨場、厩舎等）ニ二百倍苛性加里液ヲ撒布シ、駆蠅ニ努ム。

五、各室ニ蠅叩キヲ備付ケ、時々該器ヲ検査シ、破損品ノ交換ヲ行ヒ、駆蠅ニ努ム。

六、炊事場ニハ蠅取専務ノ俘虜当番卒ヲ増加シ、「トリモチ」・蠅叩キ等ヲ用ヒ駆蠅ヲ励行ス。

七、毎週二回昇汞水ヲ以テ浴槽及脱衣場ノ消毒ヲ行フ。

八、各廠舎ニ一罐宛ノ「デシンヘクトール」ヲ給シ、常ニ便所内ニ撒布セシム。

九、職員竝ニ俘虜ニ対シ、毎月二回健康診断ヲ実施ス。

十、俘虜一般ニ早期診断ヲ申出テ励行セシム。

十一、入門者ノ健康診断ヲ行ヒ、已ヲ得サル者ノ外ハ表門ニ於テ応接シ、事務室ニ入ラシメス。

十二、表門・事務室・炊事場・衛兵所・応接室ニ、靴底消毒器ヲ備付ク。

十三、俘虜及衛兵、炊事場ニ於テ生魚ノ使用及生野菜瓜類ノ生食並ニ浅漬類ノ使用ヲ禁ス。

十四、酒保販売品中、果物及タンサン水、サイター、生菓子等ノ販売ヲ停止ス。

十五、常ニ地方警察ト連繋ヲ確保シ、出入商人家族及其附近ニ虎疫患者発生有無ヲ調査ス。

十六、数回職員、俘虜、出入商人全部ノ糞便検査ヲ行ヒ菌保有者ノ発見ニ努ム。

十七、職員全部及俘虜中ノ希望者（八十名）ニ対シ、虎列刺予防接種ヲ施行ス。

十八、出入商人及家族中虎列刺予防接種ノ状況ヲ調査シ、未済者若干名ニ対シ実施ヲ命ス。

十九、衛兵ノ食器ハ、各自所持ノモノヲ使用セシメ、毎食后煮沸消毒ヲ行ハシム。

二十、酒保及炊事場持込品ニ対スル検査ヲ一層厳ニス。

二十一、理髪場ハ、常ニ清潔ニシ、器械器具、タオル等ハ煮沸及熱気、「クレゾール石鹸液」ヲ以テ消毒シ、手指並ニ刷毛等ハ昇汞水ヲ以テ消毒セシム。

二十二、蠅叩キハ常ニ昇汞水ニ浸シ之ヲ用フ。

附録第四

大阪俘虜収容所ペスト予防計画及実施事項

一、予防医院ヲ編成シ、各医院ヲシテ互ニ連繋ヲ確保シ極力予防業務ニ従事セシム。

二、防疫業務分担業務左ノ如シ。

委員長　歩兵大尉　上田　虁

委　員　歩兵中尉　丹羽哲助

捕鼠ニ関スル件

同　　助手　歩兵軍曹　井関泰蔵
同　　同　　同　　宮下瀧蔵
物件消毒及健康診断ニ関スル件　委員　一等軍医　篠崎宣善
同　　助手　一等看護長　麓徳太郎
経理ニ関スル件　委員　二等主計　前田駒吉
同　　助手　一等計手　冨永畝吉

三、予防委員編成、右各委員ヲ会シ予防業務ノ打合ヲ為シ、左記事項ヲ実施ス。

1、所内ニ於ケル捕鼠ノ励行。

イ、捕鼠器　従来備付ノ捕鼠器ヲ増加シ、各廠舎毎ニ、更ニ五箇。

其他之ニ準シ配布ス。

ロ、殺鼠剤　大阪衛戍病院ヨリ受領使用ス、其ノ使用法及注意事項ハ、軍医ヨリ一般ニ達ス。

2、立寄禁止区域

イ、衛戍司令官ヨリ達セラレタル区域ヲ立寄禁止区域トス。

ロ、該立寄禁止区域内居住者ノ出入ヲ禁止ス。

但シ已ヲ得サルモノハ健康診断ノ上入門ヲ許ス。

3、外来人ノ健康診断

イ、名古屋、四日市、神戸、横浜地方ヨリノ外来人ニ対シテハ健康診断后入門ヲ許可ス。

4、物件ノ消毒

イ、梱包類ハ外被ヲ消毒ノ上搬入セシム。

ロ、梱包及郵便物取扱者ヲシテ、外被ヲ着シ手套ヲ穿シム。

但シ外被及手套ハ作業終了后医務室ニ於テ消毒ス。

ハ、雑中塵払等ハ購入ノ都度医務室ニ於テ消毒ス。

5、所内ノ清潔

イ、屡々所内清潔法ヲ実施シ、被服寝具其ノ他ノ物件ノ日光乾燥ヲ行フ。

6、雑件

イ、防疫日誌ハ医官ニ於テ調製ス。

ロ、ペスト予防心得ヲ調製シ、各人ニ配賦ス、即左ノ如シ

ペスト予防心得（俘虜ニ対シテハ独逸文ニ飜訳配布セリ）。

一、ペスト予防ハ第一ニ鼠族駆除ヲ励行スルニアリ。

二、鼠ノ捕獲ハ捕鼠器又ハ殺鼠剤ヲ使用スヘシ。

三、居室ニ鼠ノ食物ヲ出シ置カス様注意スヘシ。

四、炊事場、洗面場ハ常ニ清潔ニシ、塵芥箱、残飯箱等ハ厳重に蓋ヲ為シ置クヘシ。

五、鼠カ居室内ニ入ラヌ様間隙ヲ閉塞スヘシ。

六、天井裏、床下、其他鼠ノ棲息場所ヲ捜索シ捕鼠ヲ励行スヘシ。
七、斃鼠ヲ発見シタル際ハ、直ニ医務室ニ報告スヘシ。、且ツ斃鼠ニ対シテ直接手ヲ触ルヘカラス。
八、ペスト病ハ又蚤ヨリ伝染ス、故ニ室内及被服寝具ハ常ニ清潔ヲ保チ、駆蚤ヲ励行スヘシ。
九、ペスト病ハ細微ナル傷口ヨリ伝染ス、故ニ創傷ハ細微ナルモノト雖モ直ニ医務室ニヨリ処置ヲ受クヘシ。
十、洗足ヲ禁ス。

附録第五

大正六年一月欧発第六六号

俘虜収容換ニ関スル件達

一、大阪俘虜収容所ノ俘虜ハ、之ヲ二月二十日迄ニ似島検疫所第二消毒所内ニ収容換スヘシ。但シ入院中ノ俘虜ニシテ、病況上輸送ニ堪ヘサル者ハ、之ニ堪ユルノ期ニ至リ広島衛戍病院、又ハ似島収容所内ニ移送シ、其ノ人名及病況ハ大阪衛戍司令官ヨリ陸軍大臣ニ報告シ、且広島衛戍司令官ニ通報スルモノトス。
二、前項俘虜収容ノ為、似島収容所内ニ所要ノ補修工事ヲ為スコトヲ得。但シ其ノ補修ハ程度ハ一月二十二日五経営第三一報告別紙丙号ニ基キ、努メテ経費ノ節約ヲ図ルヘシ。
三、広島衛戍司令官ハ似島収容所ノ準備終ラハ、収容換ヲ行フヘキ期日ヲ定メ、之ヲ陸軍大臣ニ報告シ、且大阪衛戍司令官及運輸部本部長ニ通報スヘシ。
四、運輸部本部長ハ、前項ノ通報ニ依リ関係各官衙ノ長ト協議シ、速ニ俘虜ノ輸送ヲ実施スヘシ。
五、俘虜収容換ニ関係アル物品ハ、左ノ各号ニ依リ処理スヘシ。
1、現ニ貸与シアル被服及換給用、補修用トシテ現在スル被服品ノ總テ似島収容所ニ携行スル事。但シ廃品被服ヲ除ク。
2、寝具其ノ他ノ被服ニシテ、廃品控除ノ結果、不足スルモノハ似島収容所管理師団ヨリ陸軍省ニ請求スルコト。
3、藁布団及枕ハ輸送上差支ナキ限リ、藁及穀殻ヲ充填セル儘輸送スルコト。
4、収容俘虜ノ関係書類、領置物件、私有品等ハ似島収容所ニ携行スルコト。
5、前記各号以外ノ物品ハ似島収容所ニ備付ナクシテ、且転送ヲ必要トスルモノニ限リ、同収容所ニ携行スルコト。但シ衛生材料ハ、大阪収容所ノ為特ニ準備シタルモノノ外之ヲ転送セサルコト。
6、似島収容所ニ於テ俘虜収容上、尚不足スル物品ハ、大正三年十一月欧発第一〇四四号ニ依ルコト。
六、俘虜収容換ノ細部ニ関シテハ、関係衛戍司令官及運輸部本部長間ニ於テ協議決定スヘ

シ。

七、俘虜収容換完了セハ、広島衛戍司令官ハ直ニ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ。

八、大阪収容所ニ於テ不用トナリタル借入家屋ハ、当該契約ニ基キ、又補足構築物ハ大正四年十一月欧発第一七九号ニ依リ、其ノ他ノ不用物品ハ所管師団ニ於テ相当処分スヘシ。

九、収容換ノ為要スル経費ハ、臨時軍事費ノ支弁トシ、其ノ所要額ハ陸軍大臣ニ申請スヘシ、但シ似島収容所ニ於ケル所要経費ハ大阪収容所ニ於ケル認可済残額ヲ差継キ、不足額ヲ申請スルモノトス。

大正六年一月三十一日

陸軍大臣

附録第六

大正六年一月第四師団俘第二九号

俘虜収容換ニ関スル件達

一、大阪俘虜収容所内ノ俘虜ハ、之ヲ二月二十日迄ニ似島検査所第二消毒所内ニ収容換スヘシ。但入院中ノ俘虜ニシテ、病況上輸送ニ堪ヘサル者ハ、之ニ堪ユルノ期ニ至リ、広島衛戍病院又ハ似島収容所内ニ移送シ、其ノ人名及病況ハ大阪俘虜収容所長ヨリ衛戍司令官ニ報告スヘシ。

二、俘虜収容換ニ関係アル物品ハ、左ノ各号ニ依リ処理スヘシ。

1、現ニ貸与シアル被服及換給用、補修用トシテ現在スル被服品ハ總テ似島収容所ニ携行スルコト。但シ廃品被服ヲ除ク。

2、寝具其他ノ被服ニシテ、廃品控除ノ結果不足スルモノハ似島収容所管理師団ヨリ陸軍省ニ請求スルコト。

3、藁布団及枕ハ、輸送上差支ナキ限リ穀殻ヲ充填セル儘輸送スルコト。

4、収容俘虜ノ関係書類・領置物件・私有品等ハ、似島収容所ニ携行スルコト。

5、前各号以外ノ諸物品ハ、似島収容所ニ備付ナクシテ、且転送ヲ必要トスルモノニ限リ、同収容所ニ携行スルコト。但シ衛生材料ハ、大阪収容所ノ為特準備シタルモノノ外之ヲ転送セサルコト。

6、似島収容所ニ於テ俘虜収容上、尚不足スル物品ハ大正三年十一月欧発第一〇四四号ニ依ルコト。

三、俘虜収容換ノ細部ニ関シテハ、関係衛戍司令官及運輸部本部長間ニ於テ協議決定スルモノトス。

四、大阪俘虜収容所ハ、収容完了ト共ニ閉鎖ス。

五、大阪収容所ニ於テ不要トナリタル借入家屋ハ、当該契約ニ基キ、又不足構築物ハ大正四年一月欧発第一七九号ニ依リ、其他ノ不要物品ハ当師団ニ於テ相当処分ス。

六、収容換ノ為要スル経費ハ、臨時軍事費ノ支弁トシ、其ノ所要額ハ陸軍大臣ニ申請スル

モノトス。但シ似島収容所ニ於ケル所要経費ハ大阪収容所ニ於ケル認可済残額ヲ継キ、不足当該衛戍司令官ヨリ陸軍大臣ニ申請スルモノトス。

大正六年二月七日

大阪衛戍司令官　宇都宮太郎

附表第一

大阪俘虜収容所職員表

将校相当官		下士　判任文官
所長		書記
陸軍歩兵中佐	菅沼　来	陸軍歩兵曹長　千葉　工
所員		陸軍砲兵曹長　中西　良一
陸軍歩兵大尉	上田　虔	陸軍歩兵軍曹　東　榮太郎
陸軍騎兵中尉	後藤　外馬	所附
所附		陸軍一等計手　冨永　畝吉
陸軍二等主計	丸山　贏彦	陸軍一等看護長　岩屋　市郎
兼陸軍二等軍医	松井　敏行	通訳
		陸軍通訳　柿原　貞
備考		
「兼」ヲ附スルモノハ兼勤トス		

附表　第二

大阪俘虜収容員表	区分	収容異動事項	将校 陸兵 同相等官	将校 陸兵 准同相等官	将校 陸兵 文官	将校 陸兵 計	将校 海兵 同相等官	将校 海兵 准同相等官	将校 海兵 計	将校 合計	下士卒 陸兵	下士卒 海兵	下士卒 其他	下士卒 計	累計	備考
	収容	大正3年11月21日 青島ヨリ	3	2		5	19	14	33	38	10	420		430	468	1 2 3 4
		大正3年12月13日 青島ヨリ	2	2		4				4	2	1		3	475	大 陸 海 国
		大正3年12月27日 青島ヨリ		1		1				1	11	3		15	491	正 兵 兵 民
		大正4年1月23日 青島ヨリ									1			1	492	5 准 将 軍
		大正4年1月27日 青島ヨリ	5	6 7		18	4		4	22	87	39	11	137	651	年 士 校 ニ
		大正4年3月23日 青島ヨリ	1			1		1	1	2	8	8		16	669	5 官 ノ 属
		大正4年5月20日 青島ヨリ		1	1	2				2	1			1	672	月 ノ 罫 シ
		大正4年7月8日 青島より		1		1	× 1		1	2	6	4	1	11	689	6 罫 中 タ
		大正4年9月20日 青島ヨリ									28			28	712	日 中 ニ ル
		大正5年2月5日 青島ヨリ									6			6	719	長 ニ × 者
	容	大正5年2月27日 横須賀ヨリ	1							1					720	崎 ヨ リ 印 ハ
		大正5年4月10日 青島ヨリ											1	1	721	ヨ リ ア 陸
		大正5年9月1日 青島ヨリ		1						1					723	リ ル ル 兵
		大正5年10月20日 福岡ヨリ										37		37	760	俘 ハ ハ ノ
	計		12	21	1	34	24	15	39	73	160	512	14	686		虜 其 海 部
	異動 収容換	大正3年12月16日 徳島へ					5	5	10	10	7	189		196	206	嫌 他 軍 ニ
		大正4年2月15日 静岡へ										2		2	208	疑 ヲ 文 計
		大正5年10月8日 丸亀へ									2			2	210	者 示 官 上
	解放	大正5年12月30日 神戸ニテ										1		1		1 ス ヲ ス
	死亡	大正4年9月7日 大阪ニテ									1			1		ヲ 示
	計						5	5	10	10	10	192		202		収 ス
		大正6年2月19日現在員	12	14	1	34	18	10	29	63	150	320	14	484	547	容
		似島へ収容換		7			× 1									ス

注1．原表は漢数字であったが、洋数字に改め、一部表記法を改めている
注2．累計欄のうち、総計は759となり、1名分齟齬している。これは大正5年9月1日に1名の増であるのに、2名の増となっていることに原因があると思われる。実際には、別にもう1名の増があった可能性もある。

附表第三

大阪俘虜収容所　俘虜役種別人員表

階級＼役種	現役	予備役	後備役	国民兵役	退役	その他	計
将校							
陸軍	五	五			二	一	一二
海軍	一	三				二	一八
文官	四						二
計	一九	八			二	三	三二
准士官							
陸軍	三	六	四				一四
海軍	七	二	一				一〇
その他						七	七
計	一〇	八	六			七	三一
下士							
陸軍	五	二	七	四			一八
海軍	二五	三	一〇	五			四三
その他						三	三
計	三〇	五	一七	九		三	六四
兵卒							
陸軍	四一	三	一五	一二			七一
海軍	二四二	一一	二二	三			二七八
その他						一五	一五
計	二八三	一四	三七	一五		一五	三六四
国民軍合計	二八三	一四	三七	一五		七一	四二〇
総計	三四二	三五	五九	二五	二	八四	五四七

備考

一、其他兵卒中ニハ義勇兵ヲモ含ム

二、本表外ニ俘虜嫌疑者一名アリ

三、俘虜訊問ノ際青島攻囲戦中軍務ニ服セスト称シタル者ハ国民軍兵卒ト見做ス

四、本戦役間勤務セシ場所ノ如何ニ関セス、嘗テ軍籍ニ在リシ者ハ、其当時ノ所属ニ従ヒ、陸・海兵ヲ区分ス

五、嘗テ兵役ニ服シタルコトナク、本戦役間消防隊、病院、発電所、水道部、又ハ屠場ニ於テ勤務シタル者ハ其ノ他ノ兵卒トセリ

六、巡査部長、監獄視長ハ其ノ本人本来ノ階級ノ如何ニ関セス、「准士官其ノ他」トシ、巡査ハ元准士官タリシ者ヲ除キ、前述ト同様「下士其他」トセリ

七、O・M・D　Ⅲ S・B　ハ海軍省ノ管轄ニ属セルモ、此兵員ハスヘテ陸軍トセリ

【注、大正六年十月十日、似俘発二〇六号、「大阪俘虜収容所記事附表訂正ノ件通牒」によって訂正を加えた。】

附表第四

収容大阪俘虜俘虜階級別人員表

大正六年二月十九日現在

階級＼区分	校将 中佐	校将 少佐	校将 同大相当官尉	校将 同中相当官尉	校将 同少相当官尉	校将 計	官下士 同准士官相当官	官下士 同下士官相当	官下士 同兵卒相当官	官下士 計	合計
陸兵			二	四	六	一二	一四	一八	一二八	一六〇	一七二
海兵	一	二	二	一〇	三	一八	一〇	四三	二七七	三三〇	三四八
計	一	二	四	一四	九	三〇	二四	六一	四〇五	四八九	五二〇
文官				一	一	二					二
其他							七	三	一五	二一五	二一五
合計	一	二	四	五	〇	三二	三一	六四	四二〇	五一四	五四七

考備

一、本表外ニ俘虜嫌疑者一アリ
二、国民軍ニ属スル者ハ陸兵ノ欄ニ計上セリ
三、本表中陸兵大尉一、兵卒其他二。海兵中尉一、兵卒五、計九名ノ
　　壊洪国人トス

【注、大正六年十月十日、似俘発二〇六号、「大阪俘虜収容所記事附表訂正ノ件通牒」によって訂正を加えた。】

付表第五

俘虜所属部隊別人員表　大正六年二月十九日調　似島俘虜収容所							
隊　号	原　名	将校同相当		准士官	下士	兵卒	計
		佐官	尉官				
青島総督府	Gouvernement		4		4	1	9
青島造船所	Werft					7	7
海兵第二大隊	Ⅲ S B		3	6	8	19	36
東亜海軍派遣隊	O.M.D		3	1	1	21	26
海兵第三大隊 機関銃隊	Maschinengewehr					1	1
海兵第四大隊 工兵中隊	Pionier-Komp.			1	1	3	5
野戦榴弾砲隊	Feld- Haubitzen				1	2	3
海軍野砲中隊	M. Feld-Batterie					3	3
国民軍隊	Landsturm		2	1	7	58	68
海軍中隊	Marine,Komp		3		2	4	9
膠州湾海軍砲兵隊	Matr. Artl. Kiaut.	2	10	11	31	248	302
巡洋艦　シヤルンホルスト	Scharnhorst					1	1
同　エムデン	Emden					1	1
砲艦　オッター	Otter					1	1
同　ヤクアル	Jaguar	1			1	1	3
同　イルチス	Iltis					1	1
測量船	Peilboot					1	1
墺西國巡洋艦エリザベット	K. Elisabeth		1			5	6
兵器廠	Artl. Depot		1				1
電気工場	Elektrizitätswerk		1		1	7	9
野戦加農第十七聯隊	Feldkanonen Regt.		1				1
検察事務	Polizeidienst			9	3		12
個人営業	Privat-Geschäft				3	19	22
万国赤十字社	Rotes Kreuz					3	3
衛戍病院	Lazarett (Krank)				1	1	2
消防隊	Feuerwehr			2		8	10
給水所	Wasserwerk					2	2
国民軍（墺西国人）	Landsturm (arterzeich)					2	2
合　計		3	29	31	64	420	547
備考	1．尉官相当官中文官２ヲ含ム 1．本表ノ外俘虜嫌疑者１アリ						

注１：原表は縦組であったが、横組に変え、漢数字も洋数字に変えた。

２：大正６年 10 月 10 の訂正も加えた。

付表第六

俘虜将校准士官氏名表

	役種	階級	氏名	年齢
将	現役	海軍大主計	Max Artelt （マックス・アーテルト）	44
	予備役	海軍少尉	Bernhard Baehring （ベアンハート・ベーリング）	34
	現役	海軍中尉（墺洪国）	Ivo Maria Baierle （イボ・マリア・バイエーレ）	23
	予備役	海軍中尉	Richard Bergemann （リヒァート・ベルゲマン）	48
	現役	海軍少佐	Karl von Bodeker （カール・フォン・ボーデカー）	41
	予備役	海軍少尉	Joseph Brilmayer （ヨーゼフ・ブリルマイアー）	31
校	現役	海軍少主計	Adolf Brueschof （アドルフ・ブリュゼホーフ）	33
		総督府文官	Ernst Fischer （エァンスト・フィシャー）	45
	予備役	陸軍工兵中尉	Hermann Goedecke （ヘァマン・ゲーデッケ）	43
	現役	海軍中尉	Gottfried Griebel （ゴットフリート・グリーベル）	28
	現役	海軍中佐	Gustav Hass （グスタフ・ハス）	44
	現役	海軍二等監督	Johannes Hilpert （ヨハネス・ヒルペァト）	38
	退役	陸軍歩兵少尉	Hans Kropatschek （ハンス・クロパチェク）	40
	現役	海軍大尉	Herbert Kux （ヘァベァチ・クックス）	36
		海軍補助中尉	Ewald Lehmann （エヴァルト・レーマン）	42
	退役	陸軍歩兵少尉	Ottto Linke （オット・リンケ）	43
	現役	海軍中尉	Hans Lipinski （ハンス・リピンスキ）	30
	現役	海軍中尉	Hans von Martin （ハンス・フォン・マーティン）	33
	現役	海軍少佐	Harry Muendel （ハリー・ミュンデル）	41
	現役	陸軍砲兵大尉（墺洪国）	Rudolf Edler von Morawek（ﾙﾄﾞﾙﾌ･ｴﾄﾞﾗｰ･ﾌｫﾝ･ﾓｰﾗｳﾞｪｯｸ）	34
	予備役	陸軍歩兵少尉	Wilhelm Othmer （ヴィルヘルム・オトマー）	35
	現役	海軍中尉	Conrad Patzig （コンラート・パッツィヒ）	30
	現役	海軍歩兵中尉	Guenter Riedinger （ギュンター・リーディンガー）	36
	予備役	陸軍歩兵少尉	Walter Rollhausen （ヴァルター・ロルハウゼン）	29
	予備役	陸軍歩兵少尉	Heinrich Rosenberger （ハインリヒ・ローゼンベァガー）	38
	現役	海軍掌砲中尉	Otto Ruge （オット・ルーゲ）	43
	現役	海軍歩兵大尉	Otto Schaumburg （オット・シャウムブルク）	40
	現役	海軍歩兵中尉	Erich Schedler （エーリッヒ・シェドラー）	30
		海軍技術秘書官（少尉相当）	Reinhold Schober （ラインホルト・ショーバー）	37
	現役	海軍中主計	Heinrich Stern （ハインリヒ・シュテァン）	37
	現役	海軍歩兵中尉	Waldemar Tschentscher （ワルデマー・チェンチャー）	34
	予備役	海軍歩兵少尉	Fritz Zimmerman （フリッツ・ツィマーマン）	32
		巡査部長	Wilhelm Achnhausen （ヴィルヘルム・アヘンハウゼン）	44
	現役	巡査部長	Andreas Wohlleben （アンドレアス・ヴォールレーベン）	40
	国民兵役	巡査部長	Theodor Antoschowitz （テオドァ・アントショヴィッツ）	41
	現役	陸軍歩兵副曹長	Richerd Berger （リヒャート・ベァガー）	38

准		陸軍工兵見習士官	Fritz Bieber （フリッツ・ビーバー）	42
	後備役	海軍掌砲兵曹長	Wilhelm Dettmer （ヴィルヘルム・デットマー）	42
	予備役	巡査部長	Karl Dumproff （カール・ドゥンプロフ）	41
	予備役	海軍歩兵曹長	Heinrich Engel （ハインリヒ・エンゲル）	38
	予備役	海軍見習士官	Maximilian Esterer （マキシミリアン・エスタラー）	38
	現役	海軍副曹長	Otto Euler （オット・オイラー）	29
士	現役	陸軍騎兵見習士官	Waldemar Frowein （ヴァルデマー・フローヴァイン）	28
	後備役	海軍歩兵副曹長	Rudolf Heinrich （ルドルフ・ハインリヒ）	33
	後備役	海軍副曹長	Johannes Heise （ヨハネス・ハイゼ）	34
	予備役	陸軍歩兵見習士官	Georg Keiper （ゲオアク・カイパー）	40
		陸軍歩兵曹長	Ernst Keining （エァンスト・カイニング）	42
	現役	陸軍歩兵見習士官	Alfred Liessfeldt （アルフレト・リースフェルト）	25
		監獄監視長	Heinrich Meuller （ハインリヒ・ミュラー）	35
官	予備役	海軍見習主計	Alexander Nuernberger（アレクサンダー・ニュァンベァガー）	32
	後備役	巡査部長	Friedrich Patitz （フリードリヒ・パーティツ）	36
	現役	陸軍歩兵見習士官	Hermann Ssnder （ヘアマン・ザンダー）	33
		海軍見習士官	Ernst Scherer （エアンスト・シェーラー）	41
	現役	陸軍上等工長	Johann Schikora （ヨハン・シコラ）	35
	現役	巡査部長	Karl Staiger （カール・シュタイガー）	43
	予備役	海軍副曹長	Hugo Stoll （フーゴ・シュトル）	39
	現役	海軍曹長	Albert Strassburg （アルベルト・シュトラスブルク）	36
	予備役	陸軍歩兵見習士官	Friedrich Thilo （フリードリヒ・ティロ）	33
	後備役	海軍副曹長	Ernst Ulrich （エァンスト・ウルリヒ）	31
	現役	海軍歩兵副曹長	Georg Wassermann （ゲオァク・ヴァッサーマン）	38
		海軍歩兵曹長	Adolf Weber （アドルフ・ヴェーバー）	37
		海軍上等掌砲兵曹	Gustav Widdra （グスタフ・ヴィッドラ）	37
		海軍副曹長	Robert Wodarg （ロベァト・ヴォダアク）	37

注１：原表には日本語の読みはない、編者で記したので誤謬があるかもしれない。
２：原表は縦組であったが、横組に変え、年齢も漢数字であったが洋数字に変えた。
３：大正６年 10 月 10 の訂正も加えた。

阪俘虜収容所職員異動表

官氏名	職名	退職	就職
歩兵中佐　菅沼　来	所長	大正六年二月十九日	大正三年十一月十四日
歩兵大尉　上田　勲	所員	同	同校
騎兵中尉　後藤外馬	同	大正四年九月一日	同
歩兵中尉　丹羽哲助	同	大正六年二月十九日	大正四年九月一日　等
二等軍医　松井敏行	所附兼勤	大正四年七月三日	大正三年十一月十四日　官
一等軍医　秋田　哲	同	大正五年九月十二日	大正四年七月三日
同　篠崎宣善	同	大正六年二月十九日	大正五年九月十二日
二等主計　丸山贏彦	所附	大正四年八月十日	大正三年十一月十七日
同　高田忠治	同	大正五年十二月廿六日	大正四年八月九日
同　前田駒吉	同	大正六年二月十九日	大正五年十二月廿六日
歩兵曹長　千葉　工	書記	大正四年十二月廿七日	大正三年十一月十七日　下
砲兵曹長　中西良一	同	大正三年十二月一日	大正三年十一月二十日　士
歩兵軍曹　東栄太郎	同	大正三年十二月十五日	大正三年十一月十八日　判
同　浅井伊三郎	同	大正五年七月十四日	大正三年十二月五日　任
同　高田精一	同	大正五年十一月廿九日	大正四年十二月廿七日　文
同　宮下滝蔵	同	大正六年二月十九日	大正五年七月十四日　官
同　中村金太郎	同	大正五年十二月廿三日	大正五年十二月一日
砲兵軍曹　西田又兵衛	同	大正六年二月十九日	同
歩兵軍曹　井関泰蔵	同	大正四年十一月廿日	大正五年十二月二十日
一等計手　冨永畝吉	所附	同	大正三年十一月十六日
一等看護長　岩屋一郎	同	大正六年二月十九日	同
同　麓徳太郎	同	大正六年二月十九日	大正四年十一月廿日
陸軍通訳　柿原　貞	通訳	大正五年六月十九日	大正三年十一月十六日
同　飯島　猛	同	大正六年二月十九日	大正五年六月二十二日
雇員　横井忠壱	同	大正五年三月三日	大正四年二月五日
同　吉川速男	同	大正六年二月十九日	大正五年三月二十日
陸軍助教　鈴木秀四郎	御用係	大正五年九月十二日	大正三年十二月二十八日

附表第八

自大正三年十一月
至大正六年二月　俘虜郵便物表

種別	発 許可	発 禁発送	発 没取	発 計	受 許可	受 没取	受 計	合計	備考
内信書	四五九二	二	一九	四六一三	六三九八	三	六四〇一	八九四六一	
地端書	八三二六	二五	三	八三五四	一〇三九三	二八	一〇四二一	二七九	
郵便新聞雑誌	六一七		四七	六六四	一三六〇二	八七	一三六八九	二八〇	
小包	三〇五			三〇五	二一三一		三一三一	九二〇二〇	
物電報	一二〇			一二〇	八八		八八	一九七五四〇	
外信書	三五〇一二	二七	五三	二五〇九二	四八〇二一五	四四	四八〇六九	一〇五七	
国端書	四九六二〇	二二五	三八	四九八八三	三一〇六〇	一〇	三一〇七三	一九八五九七	
郵便新聞雑誌	五一四		一二〇	六三四	六七一四八	八八五	六八〇三三		
小包	一五一			一五一	一八五五八		一八五五八		
物電報	二〇四			二〇四	一三四		一三四		

附表第九

没取俘虜郵便物表

没取理由	発 信書	発 端書	発 新聞雑誌	受 信書	受 端書	受 新聞雑誌	受 電報	計	備考
我カ国ノ軍事調査又ハ時局研究ノ資料トナスヘキモノ	二	五				七七二		七七九	
我取扱ニ対シ不平ヲ述ヘ又我官憲ヲ誹謗スルモノ	一五	六		三	三	四〇		六七	
我同盟国ヲ誹謗スルモノ	二三	一〇		一三	一〇	五七		一一三	
俘虜ノ感情ヲ刺激スルモノ				四	三	三〇		三七	
国債応募ニ関スルモノ	一三	五		一二	八	七一		一〇九	
公事ニ関スルモノ、軍事又ハ商工業ノ通信ト認ムヘキモノ	五	三		三	五	三三	二	五一	
秘密通信、又ハ記号、暗号等ヲ以テ通読シ得サルモノ	一一	八	一	七	四			三一	
独英語以外ニシテ、検閲シ得サルモノ及違式ノモノ	三	四	一六六	五	五	一九		二〇二	
計	七二	四一	一六七	四七	三八	九七二	二	一三三九	

附表第一〇

自大正三年十一月
至大正六年二月　俘虜郵便為替表　大阪俘虜収容所

種別	振出 口数（証書枚数）	振出 金額	払渡 口数（証書枚数）	払渡 金額	備考
内国通常郵便為替	四三	一三一九	二四二	七五九五	
外国郵便為替	一四三八	三〇五八	二七六七	六二八二七	
内国価格表記	二三三	五〇八八	二二五六	二五四二七	
外国価格表記		四六〇	一七〇	二八九七	
内国電報為替		八八一	五	一九三	
銀行小切手		三九〇	三八	四〇五九	

附表第一一

自大正三年十一月
至大正六年二月　俘虜発送金品表

品目	支障ナキモノ 内国宛	支障ナキモノ 外国宛	支障アリト認メタルモノ 内国宛	支障アリト認メタルモノ 外国宛
現金	二三〇八八一	三一五五八二八一		
同弗	八〇六五六〇	二二七八二〇		
同馬克	八四六〇	一三		
同磅	一〇九	一四二		
同両		一四五		
軍用手票	九			
帽子	一三	八		
帽巻	二一	一七		
外人		二		
婦人服		五五		
チヨキ		四五		
襦袢下	五六	四		
袴	二四	三		
冬袴衣	一〇七	一九		
冬袴	一	一三		
夏下着衣	二	一四		
夏袴衣	一三	一一		
和服		一〇		
湯上リ袴		一		
乾肉	一三	一一		
ハム				

襟飾	ヤスリ	写真	写真帳	筆入	籠	雑誌	鞄	人形	葉巻煙草	書籍	紙入	ハンカチ	肩掛	臂章	敷布	靴下	首巻	白革手袋	毛布	靴下	設計図	ベッコト細工	銃	膝当	刻煙草	ゴム縮帯	壺	額縁	銅製置物	飴菓子	櫛	硝子瓶	菓子皿	石製湯器	絵書	端(漆)器箱	空鑵	画	萬年筆	煙草容器	油団	蒲機	写真用硝子	目鏡	小刀	理髪道具	楽器	コアコ	果子	ジャム	菓子	チス	鑵詰	洋酒
										一																																														
									五	一		三				一						一		一																																	
						六			〇	〇	一	〇	一	一	六	一		一	六	一		二		〇																																	

備考	縮布	手帳	摺具	花瓶	縮緬	絹（カ）節	銀細工品	金側時計	机掛	香水	カウス	胸当	補綴布	蝋燭	パイプ	火取	灰燼	毛蒲団	ラケット	リボン	帯手袋	図引具	ペン先帳	手絵具	銭入	草履	人形臺	按摩器	飾用綱	石鹸	蚊帳
														一四五五	四				六											五	二
	七	三	一一九	一	七反	四	二	一	一	一	一	一	一		二	二	二	一		二	二	一	二〇	三	一	六	六	一	三	一	七	二

自大正三年十一月
至大正六年　二月　俘虜ニ対スル寄贈金品表

品目	数量	評価				
		直接寄贈			間接寄贈	
		団体ヨリ	救恤協会ヨリ	個人ヨリ	個人ヨリ	団体ヨリ
現金	一六四	一三、六九〇、六四〇	五、三八八、五七〇			（注1）
手拭	一七		一六四、〇〇〇			
手袋	五三		二、〇〇〇			
足布	三		三、六〇〇			
首巻	二〇		三、〇〇〇			
手巾	八		二、〇〇〇			
枕	三		四、〇〇〇			
毛布	一		六、〇〇〇			
運動用蒲団	六		九、八八〇			
チョッキ			一二、〇〇〇			
室内用足袋	一五八		二九、二〇〇			
			七、五〇〇			
古洋服類	四二	九五、〇〇〇				
襦袢	二二二七	一〇八五、二五〇	二〇、〇〇〇			
袴下	一八二〇	一一六〇、二九〇	一八、〇〇〇			
靴下	二六六九	八二四、三四〇	一四四、〇〇〇			
パン	三五一、〇八〇匁	二一三、〇〇〇				
麦酒	三六〇合	六〇、〇〇〇				
		二、四〇〇				
洋酒	七二			四二、〇〇〇		
コーヒー	一一	六五、〇〇〇				
醤油	五〇	二〇、〇〇〇				
豚肉	二磅　二五個	五、〇〇〇	一一、〇〇〇			
乾酪	一一二磅　二五個	二一八、〇〇〇				
林檎	一籠			四五〇		二、五〇〇
胡桃	一三六、九三〇匁	四、〇八六、〇〇〇				一五、〇〇〇
大豆	一六二八〇〇匁	一九一、五〇〇				三、〇〇〇
菓子	二六四〇〇	一二、〇〇〇	二四、〇〇〇			
野菜鑵詰	八四個　三箱		一九、七五〇			
色紙	四六	四、〇〇〇				
洋銀	五把	内五〇〇				
歯磨粉	五〇四袋四八個					
樅木	二一		一〇、〇〇〇			
蝋燭	二四六六	一七、二〇〇				

紙巻煙草	一一八八五	三三、〇〇〇			
石鹸	五〇八	四、六〇〇	一一、二〇〇		
歯磨楊枝	二九把	三、〇〇〇	三、三〇〇		
トランプ	八	四、五〇〇			
テニスボール	九		三、四〇〇		
シュローダー	一		七、〇〇〇		
腸詰	一三個二三〇磅	一二三、〇〇〇			
巻肉	一〇三磅	三一、〇〇〇			
豚脂	一三四磅	六三、〇〇〇	七、四〇〇		
鮭	四〇磅	四、〇〇〇			
ハム	三一磅	八、〇〇〇			
角砂糖	一箱		一、〇〇〇		
乾青豆	三箱		一、五〇〇		
ジャム	一三三七〇	三四三九、五六〇			
ベーコン	一三個一四八磅	四二、〇〇〇	三、四〇〇		
チース	一一五磅	九二、三〇〇			
トリフェロール	二四	二四、〇〇〇			
大麦	九六〇〇匁	二五五、〇〇〇			
帽子	二六	四、〇〇〇			
柳行李	三	八五〇			
スープ材料	三〇	一二、〇〇〇			
製靴具	一組	八、五五〇			
板煙草	二〇		二、〇〇〇		
煙草	一、七三五		一四四、〇〇〇		
葉巻煙草	一〇、〇二一	二九四、〇〇〇	三一五、五〇〇		
洋食料品	四八	五一、〇〇〇			
骨牌	二一	二五、〇〇〇			
書類綴具	一	六、三七〇			
楽器	一一	一二、〇〇〇			
将基	三〇	三八、〇〇〇	一三、〇〇〇		
蚤取粉	五九鑵 二〇磅	三〇、一九〇			
調味料香料	九鑵	三〇、七四〇			
除蚊線香	一、五〇〇束	三四、五〇〇			
麻裏草履	四三五	四三、五〇〇			
雑貨	七七	一九、〇〇〇			
襟飾（カラカウス）					
新聞	九	六四〇			
書籍	三六六三	四二、三〇〇	五、〇〇〇		
運動用鉄塊	一	三二、六〇〇			
立太子礼記念郵便切手	一二一六	七、〇〇〇	二、八三五		

慰問袋	九七		六〇、〇〇〇		
パイプ	二		二、〇〇〇		
毛上靴	四二〇	二五二、〇〇〇	~~二五二、〇〇〇~~		

備考　評価の主書（傍線部）ハ内国人、黒書は外国人ノ寄贈トス（注2）

注1　五三二、八五
　　一八一、三五

注2　朱書は傍線で示した

附表　第一三

俘虜処罰表　其一

階級 ＼ 罰目	刑罰 禁錮	刑罰 懲役	懲罰 営倉 初犯	懲罰 営倉 再犯以上	懲罰 謹慎 初犯	懲罰 謹慎 再犯以上	説諭	計
将校 陸軍 尉官 准士官					三		一	四
准士官 海軍 尉官 准士官					七			七
下士卒 陸軍	一		七	一			七	一六
下士卒 海軍	四	二	六六	一三			一九	一〇四
下士卒 其他			五				二	七
合計	五	二	七八	一四	一〇		二九	一三八

備考　一、本表海軍尉官謹慎七ノ内、文官一ヲ含ム
　　二、本表刑罰期ハ禁錮二年乃至二年六月、懲役一月トス

附表第一三

俘虜処罰表　其二

刑別 ＼ 犯行	犯行々為摘要	将校	下士卒	計
刑	共謀脱柵逃走		五	五

罰						備考
炊事場ニテ食料品窃盗						一、本表ノ員数ハ再犯以上ノモノノ犯行ヲモ通算セリ
人員点呼ニ不参若クハ遅ルルモノ	三	二九	三二	一〇	計	
同僚俘虜ニ対シ暴行スルモノ		二一	二一			
不遜不敬不従順ナルモノ		一二	一二			
規定時間外ニ飲酒スルモノ		一一	一一			
点呼中許可ナク解散若クハ定位置ヲ離ルルモノ		八	八			
懲罰						
密ニ炭火若クハ区ヲ用ユルモノ		六	六			
所定外ニテ喫烟スルモノ	一	五	六			
秘密通信ヲ発セントスルモノ						
酩酊シテ争闘又ハ定則ヲ守ラサルモノ	四	一	五			
金銭ヲ賭シ博戯ヲナスモノ		五	五			
密ニ畳ヲ使用スルモノ		三	三			
逃走スルモノ		二	二			
密ニ靴ヲ販ルモノ	一					
室内ニテ靴ヲ穿ツモノ		一	一			
規定時間外ニ水浴スルモノ		一	一			
規定外ノ帽ヲ用ユルモノ		一	一			
命セラレタル勤務ヲ怠ルモノ				一	計	

附表第一四

給養品目数量表

品目	数量		一人一日当数量		摘要
白麺麭	三二、九四三	三五〇	〇九九六	メ	
黒麺麭	六、九七八	八一〇	〇二〇八	メ	
乾麺麭	五二五	三五〇	〇〇一五	メ	
牛肉	七、七三八 一、四九四	四九〇 七二〇	〇二三一 〇〇四四	メ	右側ハ生牛肉 左側ハ鑵詰肉
豚肉	五、五五二	七〇〇	〇一六五	メ	
生魚	二、三五六 三一二	九六〇 五五〇	〇一〇 六(カ) 〇〇〇九	メ	右側ハ生魚 左側ハ鑵詰肉
鶏卵	二、 三〇四	〇 〇	〇〇〇六八	メ	
馬苓薯	六四、三七九	一六〇	一九二〇	メ	
人参	八七〇	六八〇	〇〇二六	メ	

キャ別	四、四九一メ	○四○		メ	○一三四
玉葱	六七八メ	七七○		メ	○○二○
ウドン	七五六メ	八五○		メ	○○二二
米利堅粉	四九○メ	七九○		メ	○○一四
牛乳	二八メ	三四三		メ	○○八四
ラード	二、四○八メ	一五○		メ	○○七一
コーヒー	六七四メ	九六五		メ	○○二○
砂糖	七五九メ	八八○		メ	○○二二
茶	二四四メ	三二○			
辛子	一八メ	四五八			
キューメルン	一メ	二七五			
丁字	メ	三九○			
胡椒	二九メ	三八○			
パセリ	五メ	○○○			
肉桂	六メ	六三五			
桂ノ葉	メ	六○六			
黒種草	メ	八○○			
醤油	一石	七四○			
酢	一七石	二八七			
サラダ油	一石	一一八			
食塩	一二、八○六斤	○○○			
石炭	一一七、二四二斤	○○○			
松薪	一○七、八九三メ	○○○			

附表第一五　其一

大正四年　自五月　十日
至五月十六日　大阪俘虜収容所献立表

区分		十日	日一	日ヒ	日パ
朝	種類	コーヒ			
	品目	コーヒ			白パン
	数量	三			一〇〇
	金額	一二九			四八〇
昼	種類	牛		肉	付
	品目	馬苓薯		煮牛肉	
	数量	二〇〇		六〇	
	金額	三〇〇		九〇〇	
夕	種類			豚	肉
	品目			豚肉	
	数量			二〇	
	金額			三〇〇	
合計金額					、三四六四

	月	火	水	木	金	土
	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日
	コーヒー	コーヒー	コーヒー	コーヒー	コーヒー	コーヒー
パン	白パン	白パン	白パン	白パン	白パン	白パン
ン	黒パン	黒パン	黒パン	黒パン	黒パン	黒パン
黒パン						
五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二六五	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇
	豌豆	牛乳	ベーコン	キャベツ	人参	白豆
キャ別	馬芥薯	牛乳	馬芥薯	馬芥薯	馬芥薯	馬芥薯
五〇	一〇〇	五勺	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇
〇九〇	一五〇	一九〇	一五〇	二二五	二二五	一五〇
	馬	馬	豚	ウトン	煮	精
	馬鈴薯	馬芥薯	鶏卵	牛肉	馬芥薯	精米
	一五〇	一五〇	三ケ	一五	一五〇	四勺
	二二五	二二五	六〇〇	〇四二	二二五	〇五五
	三九四九、	二八七四、	二八四九、	二五二、	二八八四、	三五二九、

備考	事項	金額
	一、一週一人分賄料合計金	一、九〇七〇
	二、一日一人平均賄料金	、二七二四強
	三、外ニ庖厨諸品平均一日一人	、〇三二二弱

大正四年　自八月二十日
至八月二十六日　大阪俘虜収容所献立表

区分		二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日
朝	種類	コーヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	黒パン
	数量	五〇	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇
	金額	二五〇	五五〇	二五〇　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五
昼	種類	豚肉		牛乳			
	品目	馬苓薯　牛肉　剥豌豆		牛肉　精米　牛乳			
	数量	一三〇　六〇　四〇		六〇　八勺　五勺			
	金額	一九五　九〇〇　二〇〇		九〇〇　一二〇　一七五			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓肉汁			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　ベーコン			
	数量	一〇〇　三ケ		九〇　二〇			
	金額	一五〇　六六〇		一三五　四八〇			
合計金額		、二九九一		、二六七一			

区分		二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	牛肉		豚肉			
	品目	牛肉　精米　牛乳		馬苓薯　牛肉　剥豌豆			
	数量	六〇　八勺　五勺		一三〇　六〇　四〇			
	金額	九〇〇　一二〇　一七五		一九五　九〇〇　二〇〇			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		一日	二日	三日	四日	五日	六日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	牛肉		牛肉			
	品目	牛肉　精米　牛乳		馬苓薯　牛肉　剥豌豆			
	数量	六〇　八勺　五勺		一三〇　六〇　四〇			
	金額	九〇〇　一二〇　一七五		一九五　九〇〇　二〇〇			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	牛肉		牛肉			
	品目	牛肉　精米　牛乳		馬苓薯　牛肉　剥豌豆			
	数量	六〇　八勺　五勺		一三〇　六〇　四〇			
	金額	九〇〇　一二〇　一七五		一九五　九〇〇　二〇〇			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	牛肉		牛肉			
	品目	牛肉　精米　牛乳		馬苓薯　牛肉　剥豌豆			
	数量	六〇　八勺　五勺		一三〇　六〇　四〇			
	金額	九〇〇　一二〇　一七五		一九五　九〇〇　二〇〇			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	牛肉		豚肉			
	品目	牛肉　精米　牛乳		馬苓薯　牛肉　剥豌豆			
	数量	六〇　八勺　五勺		一三〇　六〇　四〇			
	金額	九〇〇　一二〇　一七五		一九五　九〇〇　二〇〇			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン	白パン　黒パン	白パン　黒パン	白パン	白パン　黒パン	白パン
	数量	一〇〇	五〇　五〇	五〇　五〇	一〇〇	五〇　五〇	一〇〇
	金額	五五〇	二七五　二五〇	二七五　二五〇	五五〇	二七五　二五〇	五五〇
昼	種類	豚肉		牛肉			
	品目	馬苓薯　牛肉　剥豌豆		牛肉　精米　牛乳			
	数量	一三〇　六〇　四〇		六〇　八勺　五勺			
	金額	一九五　九〇〇　二〇〇		九〇〇　一二〇　一七五			
夕	種類	馬苓　鶏卵		馬苓　鶏卵			
	品目	馬苓薯　鶏卵		馬苓薯　鶏卵			
	数量	一〇〇　三ケ		一〇〇　三ケ			
	金額	一五〇　六六〇		一五〇　六六〇			
合計金額		、二九九一		、二九九一			

区分		三十一日
朝	種類	コーヒ　ヒ　パン
	品目	白パン
	数量	一〇〇
	金額	五五〇
昼	種類	
	品目	
	数量	
	金額	
夕	種類	
	品目	
	数量	
	金額	
合計金額		

附表第一五　其三

大正五年　自二月一日
至二月七日　大阪俘虜収容所献立表

区分		一日	二日	三日
朝	種類	コーヒ	コーヒ	コーヒ
	品目	白パン	白パン	白パン
	数量	二	二	二
	金額	〇八六	〇八六	〇八六
昼	種類	法連草浸シ	牛乳精米粥	ラ馬苓薯ブ牛肉ス牛肉カ豚肉ウシ
	品目	馬苓薯牛肉法連草	牛乳精米	馬苓薯牛肉豚肉
	数量	一三〇 四〇 八〇	六勺 八勺	一二〇 三〇 三〇
	金額	一九五 六〇〇 一〇四	二一〇 一二五	一八〇 四五〇 三〇〇
夕	種類	馬合酢合ヘ	馬苓汁	麦精肉汁
	品目	馬苓薯鶏卵豚肉牛肉ベーコン	馬苓薯ベーコン	精米牛肉
	数量	二〇 二ケ 一五 二〇 一五	二〇 二〇	六勺 二〇
	金額	一八〇 六〇〇 二一五 三〇〇 四五〇	一八〇 六〇〇	〇七二 三〇〇
合計金額		、三五四〇	、二〇〇一	、二一八八

区分		四日	五日	六日
朝	種類	パン	ヒー	パン
	品目	乾パン	コーヒ	白パン
	数量	五〇	二	一〇〇
	金額	二五〇	〇八六	五五〇
昼	種類	カラシユ	グラツシエ	
	品目	乾馬苓薯	馬苓薯牛肉	
	数量	一六	一三〇 四〇	
	金額	一九二	一九五 六〇〇	
夕	種類	肉汁		
	品目	鑵肉	ラート鑵鮭	
	数量	三〇	二〇 四〇	
	金額	四五〇	三八〇 六〇〇	
合計金額			、二四一一	

備考	事項	金額
	一、一週一人分賄料合計金	一、八四八三
	二、一日一人平均賄料金	、二六四〇強
	三、外ニ庖厨諸品平均一日一人	、〇三二二弱

区分	四日水	五日木	六日金	七日土
	コーヒ 白パン 黒パン	コーヒ 白パン 黒パン	コーヒ 白パン 黒パン	コーヒ 白パン 黒パン
	二 一〇〇 五〇	二 一〇〇 五〇	二 一〇〇 五〇	二 一〇〇 五〇
	〇八六 五五〇 二五〇	〇八六 五五〇 二五〇	〇八六 五五〇 二五〇	〇八六 五五〇 二五〇
ユ	人参肉汁	ヘーコン豌豆	白豆肉汁	キャ別肉汁
	馬苓薯 人参 牛肉	馬苓薯 青豌豆 ベーコン	馬苓薯 十六豆 牛肉	馬苓薯 キャ別 豚肉
	一二〇 四〇	一二〇 四〇 三〇	一二〇 四〇	一二〇 一二〇 四〇
	一八〇 六〇〇	一八〇 二七〇 九〇〇	一八〇 六〇〇	一八〇 二一六 六〇〇
	煮魚	米肉汁	肉挽	林檎粥
	馬苓薯 生魚	精米 牛肉	馬苓薯 牛肉 豚肉	精米 林檎
	一〇〇 四〇	六勺 二〇	一二〇 三〇 二〇	六勺 一ヶ
	一五〇 四〇〇	〇九四 三〇〇	一八〇 四五〇 三〇〇	〇九四 三〇〇
	、二三四八	、二六三〇	、三〇一六	、三二七六

備考

事項

一、一週一人分賄料合計金

二、一日一人平均賄料金

三、外ニ庖厨諸品平均一日一人

金額

一、七九九九

、二九七一強

、〇三二二弱

附表第一五　其四

大正五年自十一月十五日至十一月二十一日　大阪俘虜収容所献立表

区分	朝 種類	朝 品目	朝 数量	朝 金額	昼 種類	昼 品目	昼 数量	昼 金額	夕 種類	夕 品目	夕 数量	夕 金額	合計金額
十五	コー	コーヒ	二	〇八六	クラ	馬苓薯	一五〇	二一〇	馬苓	馬苓薯	一〇〇	一二〇	、一八二一

備考	事項	日	月	火	水	木	金	土
		日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日
		ヒルパン	ヒルパン	ヒルパン	ヒルパン	ヒルパン	ヒルパン	コーヒー白パン黒パン
		白パン黒パン	白パン	白パン黒パン	白パン	白パン黒パン	白パン	コーヒー白パン黒パン
		一〇〇五〇	一〇〇	一〇〇五〇	一〇〇	一〇〇五〇	一〇〇	二〇五〇
		五五〇二五〇	五五〇	五五〇二五〇	五五〇	五五〇二五〇	五五〇	八六〇五五〇二五〇
	一、一週一人分賄料合計金	シツエ	豆豌ンコーベ	プツロスヒニケ	リンゼン	クラツエン	セッイラフトラリ	プツロスヒニケ
		牛肉	青豌豆馬苓薯豚肉	馬苓薯牛肉豚肉	リンセン豚肉牛肉馬苓薯	馬苓薯牛肉	馬苓薯牛肉	馬苓薯牛肉豚肉
		四〇	二〇八〇一〇五〇	一五〇一五	一五一〇五〇	一五〇五〇	一五〇五〇	一〇〇二〇
	二、一日一人平均賄料金	五六〇	一三〇〇九六二四〇二一〇	一八〇三九〇二一〇	二七七一四〇一三〇〇六〇	一八〇六五〇	一八〇六五〇	一二〇二六〇二八〇
		肉汁	馬苓薯牛肉汁	馬苓薯牛肉汁	馬苓薯牛肉汁	馬苓薯牛肉汁	精米馬苓薯豚肉汁	ウドンントウ牛肉汁
		牛肉	馬苓薯牛肉	馬苓薯牛肉	馬苓薯牛肉	馬苓薯牛肉	精米馬苓薯豚肉	ウドンントウ牛肉
		一〇	一〇〇二〇	一〇〇四〇	一〇〇三〇	一二〇一五	五勺三〇	三〇一〇
		一二〇	一二〇二五〇	一二〇五六〇	一二〇三九〇	一四四一九五	〇七五三九〇	〇八四一三〇
	一、二九五三 、一八五〇強		一六四二	二一六一	一七〇三	一九七〇	一八八一	一六七五

附表第一五　其五

俘虜将校献立表

		朝	昼	夕
七二	日	食麺麭　若干	牛尾スープ　一皿	肉パン細片　五〇匁
十	日	〃	豚肉細片　五〇匁	
月二	日	コーヒー　若干	胡瓜サラダ　一個	トマトサラダ　二個
二	日	〃	菓子　若干	
十	日	〃	果実スープ　一皿	肉卵　三個
二	月	〃	肉パン　五〇匁	■酒魚　二〇匁
十	日	〃	野菜キャ別　五分ノ一個	
三	火	〃		
日	水	〃		
二	木	〃	トマトスープ　一皿	生ハム　三片
十	日	〃	魚肉　一二〇匁	馬鈴薯揚　一〇〇匁
四	金	〃		
日	土	〃	果実砂糖煮　三箇	胡瓜サラダ　一個
二	日	〃	濃厚肉汁　一皿	
十	月	〃	英吉利式ビフテキ　五〇匁	肉サラダ　一〇〇匁
五	火	〃		
日	水	〃	胡瓜サラダ　一個	
二	木	〃	キャベツスープ　一皿	牛肉　五〇匁
十	金	〃	牛舌　五〇匁	
六	土	〃		
日	日	〃	赤蕪　二個	トマト　二個
二	月	〃	野菜スープ　一皿	シチウ　五〇匁
十	火	〃		

七日	仝		
金			
二十日	仝	プッチング	一五〇匁
八日		葡萄酒煮ノハム	三片
土		漬馬鈴薯	八〇匁

米	五〇匁
塩漬胡瓜	二分ノ一個
米実スープ	一皿
玉子焼	四個
馬鈴薯揚	八〇匁

附表第一六

貸与被服寝具員数表

品目	現品交付受保管転換覚	購買	借入	計	廃品処分	焼失	計	似島収容所へ引継
独逸製紺絨衣	一四六			一四六	五		五	一四一
仝 紺絨袴	五九二			五九三	三三	三	三六	五五七
仝 夏衣	八七一			八七一	一二八	一二	一四〇	七三一
仝 夏袴	七六〇			七六〇	一七六	一五	一九一	五六九
仝 外套	一			一				一
仝 冬襦袢	七〇九			七〇九	八	五	一三	六九六
仝 冬袴下	三一三			三一三	一四	一一	二五	二八八
仝 夏襦袢	五七一			五七一	四六	一〇	五六	五一五
仝 夏袴下	二九〇			二九〇	二九		二九	二六一
仝 半長靴	一八三			一八三		四	四	一七九
仝 短靴	一	一		二				二
仝 編上靴	三五			三五				三五
仝 襟布	二			二	二		二	〇
仝 蚊帳	六三三			六三三	四五		四五	五八八
仝 霜降絨衣	一五〇			一五〇	八		八	一四二
仝 軍病衣	七五			七五				七五
仝 軍病袴	七五			七五				七五
仝 敷布	二〇〇			二〇〇				二〇〇
仝 袷病衣	七五			七五				七五

附表第一七

枕服袴理員数及価格調査表

品目	員数	価格
帽	一	二五〇
衣	一三二	一二〇
袴	一七〇	二〇〇
外套	六	一〇〇
襦袢	三	二一〇
袴下	四	一九〇
病衣	二五	一九〇
前拭	七	一〇五
靴	二、〇二二	一、四四三
毛布	二一	四
枕	六〇	三
敷布	一〇〇	一二
藁蒲団	一五二	二三
蚊帳	二七四	二九
計金		一、五七九

全	袷病袴	七五				
全	縞包布	七五				
全	白包布	七五				
全	縞枕覆	七五				
全	白枕覆	七五				
冬	作業衣	四				
冬	作業袴	三				
茶褐冬衣			七六	七六	七五	七五
茶褐冬袴			一	一	一	一
夏	袴			二〇〇	二〇〇	二〇〇
帽			一一九	一一九	一一七	一一七
編上靴		一〇二	二	一〇四	一〇四	一〇四
毛布				一、二〇九	三、八〇〇	三、七六八
敷布				五六八	一、二〇九	一、一五六
枕				五九六	五六八	五二六
枕覆				六〇四	五九六	五四八
藁蒲団						五八九

附表第一八

俘虜足踠文数調査表			
文数	人員	百分率	計
十文	六	一、二	五〇〇
十文三分	一六	三、二	
十文七分	五〇	一〇、〇	
十一文	七五	一五、〇	
十一文三分	八九	一七、八	
十一文七分	一四二	二八、四	一〇〇、〇
十二文	五六	一一、二	
十二文三分	三六	七、二	
十二文七分	三〇	六、〇	

附表第一九

【本表は二段に分かれているが、便宜上一段にした】

備附物品員数表										大阪俘虜収容所
品目	受部									似島収容所へ引継
	保管転換受	借入	買入	計	返却	廃品処分	焼失及亡失	計		
一人用机		五四		五四	四二		一二	五四		
二人用机		四三		四三	三五		八	四三		
六人用机		三〇		三〇	二七		三	一八		
六尺腰掛		一八		一八	一五		三	一八		
椅子		一〇二		一〇二	八七		一五	一〇二		
成規類聚		四	一	一						
大書籍箱		二	二	四	二			二	一	
小書籍箱		一		一	一			一		
中筆筒		一〇		一〇	一〇			一〇		
小筆筒		一		一						
鉄製寝台		四五		四五	四五			四五		
硯箱		五		五	五			五		
朱硯箱		三		三						
物差		三		三	三			三		
算盤		五		五	五			五		
烏口		一		一	一			一		
コンパス		一		一	一			一		

| | | |

大薬鑵 一
小火鉢 二一八 一八二 一二
仝蓋 二一八 一八二 三
仝台 二八六 八六一 四 三九 四三
小火箸 一八〇 八〇
小薬鑵 六 五 一 六
火挟 六八 六八 四 一三 一七 五一
火取 二 八五 二 二 三二 五五
バケツ 一五〇 一五〇 四四 二一二 六六 八四
火消壺 七 七 一 一 六
炭取 二三五 二三五
灰篩 二 二 二 二 二 二
五徳 二 二 二 二 二 二
十能 二 二 二 二 二 二
仝十能 一 一 一 一
浴室小桶 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
痰吐壺 五〇 九〇 四 四六 五〇 九〇
鉄靴拭 五 四六 五一 五 四六
仝台 五〇 五〇 二二 二八 五〇 五〇
捕鼠器 一六〇 一六〇 一六〇 一六〇
汚物入鑵 一 一 一 一
鼠運搬器 三 三 三 三
塗板 三 三 二 一 三 三
診断用手洗鉢 一 一 一 一
消毒用手洗鉢 一 一 一 一
劇毒薬箱 一 一 一 一
薬茶碗 二〇 二〇 二〇 二〇
蠅捕器 五 五 五 五
防蠅器 一五 一五 一五 一五
消毒台 八 八 八 八
消毒用鉱力鑵 二〇 二〇 六 一四 二〇 二〇
調剤用水漉器 一 一 一 一
手洗鉢 三 三 三 三
門札 一 一 一 一
居室標札 一七〇 一七〇 一七〇 一七〇
姓名札 一 一 一 一
軽便消火器 四三 四三 二 二 四 三九
泥掬 一 一 一 一

スコップ 八 八 三 三 五
熊手 一〇 一〇 八 八 二
大工道具 一 一 一
櫛歯鋏 四 四 四 四 四
髪鋏 四 四 四 四 四
理髪刷毛 四 四 四 四 四
掛布 四 四 四 四 四
理髪用格納箱 一 一 一 一 一
国旗 一 一 一 一 一
印判 一 一 一 一 一
物積台 二 二 二 二 二
領置品入箱 一 一 一 一 一
面洗器 一七〇 一七〇 二一 二一 四三 一二七
四斗樽 一六 一六 一〇
担桶棒共 三 三 三
食器入戸棚 一 一 一
検食箱 一 一 一
二斗焚平釜蓋 一 一 一
クッキングストーブ 二 二 二
ストーブ用テンパン 八 八 八
フライ鍋 四 四 四
ソース鍋 四 四 一 一 一 一
パイ皿 一 一 一
料理用ナイフ 一三 一三 一〇 一〇 一〇 一〇
銅製スプーン 三 三 三
フォーク 四 四 四
蓋附バケツ 三六 三六 三六 三六 三六 三六
金杓子 六〇 六〇 二九 二九 二九 三一
仝 穴梭 一〇 一〇 八 八 八 二
金網杓子 四 四 四
ソース用スプーン 三 三 三
挽肉器 三 三 三
コーヒ挽器 二 二 二
油越 一 一 一
裏漉器 二 二 二
骨切鉈 二 二 二
調理台 二 二 二
棒鑢 一 一 一

| | | |

| | | |

附表第二〇

俘虜消耗品支給表

品目	員数	価格	合計金
書簡用紙	一九、三五一枚	七六	四二三
横封筒	一九、三五一■	五三	八四四
端書用紙	一八、四九七■	八〇	三六一
手簿	三、二一七冊	三〇四	四九〇
鉛筆	一、四六七本	二二	五六五
ペン尖	七、一八四ケ	三九	一六三
インキ 小瓶	七二七ケ	二五	七九五
インキ 大瓶	三	八四〇	九〇五
塵紙	一四〇五、二〇〇枚	六一	一六五
歯楊枝	九四一個	一八五	五八二
歯磨粉	二、七一二袋	七九一	一七四
化粧石鹸	一〇、二二〇ケ	一五七	二三五
ハンカチ	一、六一五ケ	二五二	一七〇
タオル	二、三二三ケ	一〇	八〇〇
カラー	五四ケ	九二	八八七
カタン糸	一、三〇八ケ	五	五六〇
針	二、六三九本	二四	一八五
絨屑	七メ二五〇	四三	五四八
木綿屑	二六メ一九六	二六	七二五
スコッチ	二メ一九六	一一	三二六
釦	四、一三〇個	六六一	七二一
靴下	六、〇〇〇組	七四一	七四〇
洗濯石鹸	六四〇メ〇〇〇	四五	四九七
靴油	二七メ八七〇	一三六	一二五
クリーム	四、八五九ケ	二	二四〇
靴刷	一四ケ	四	六四〇
洗濯刷	二九ケ	四、六九七	八六六
密針船	一	一	一
同糸巻	四	四	四
油差	一	一	一
螺子廻	一	一	一
スッパナ	一	一	一
編上靴木型	五	五	五
打鉋	四	四	四
鼠魚形鑢	一	一	一

自大正三年十一月
至大正六年二月　俘虜病類別患者表

病類	病名	新患 兵営	新患 病院	計	転■ 治癒 兵営	転■ 治癒 病院	転■ 死亡 兵営	転■ 死亡 病院	転■ 事故 兵営	転■ 事故 病院	転■ 後遺 兵営	転■ 後遺 病院	治療日数 兵営	治療日数 病院
伝染病及全身病	細菌性赤痢		一	一		一							二九	
	アメーバ赤痢		(一)	(一)		(一)							(二五二)	
	腸窒扶私	二		二	二								二六〇	
	麻刺里亜	四		四	三								一八	
	急性関節レウマチス	七		七	四	二							二〇七	
	慢性関節レウマチス	五	(一)	五 (四)	四 (一)	(一)							(二五八) (一七五)	
	肺結核	二		二									一四	
	瓦斯中毒	一		一	一								二	
	其ノ他ノ全身病	一	一	二		七				一		一	四	
	計	二二 (三)	二 (三)	二四 (六)	一二 (一)	(四)				一		一	四一六 (一七五)	
神経病	癲病	一		二		一							八	
系統	神経衰弱	八	一	九	四						三		三三七	
ヒステリー		一		一									三	
病	神経痛	五	一	六		四				一			一九	
	計	一五	二	一七	四	五				二	三	一	三六七	
呼吸器病	慢性鼻炎	一		二	一								一一九	
	其ノ他鼻疾患		一	一									二	
	急性気管支炎	二〇 (一)		二二 (一)	一五 (一)						四		三二七 (二七)	
	喘息	九		九	五	二							二六一	
	格魯布性肺炎	(一)		(一)	(一)								(三)	
	胸膜炎	一	一	二	二	二		二			四	一	七二四 (三〇)	
	計	三二 (一一)	三	三五 (一一)	二一 (一一)	七		二					一一三 (三四)	
循環器	心臓神経症	一		二		一					二		三	二〇〇
	痔核	八		八	四	一							一〇九	五四
淋巴腺疾患		一		一	一								五	

| 病 | 栄養 | | |

病	涙器病	計	耳病	外聴道病	中耳病	鼓膜病	鼓室病	計	外被病	寄生性匐行疹	湿疹	皮下蜂窩織炎	癤■	瘭疽爪床炎	鶏眼胼胝	良性腫瘍	其ノ他ノ外被病	計
	三	八		三		七	二四 (二)	三四 (二)		一	二	一八	四三	一七	二	三		八六
	一	二					一	一				(一)					(一)	(二)
	四	一〇		三		七	二五 (二)	二五 (二)		一	二	二八 (一)	四三	一七	二	三	(一)	八六 (二)
	一	六		三		七	一七 (一)	一七 (一)		一	一	一六	四三	一七	二	三		八三
	三	四					六 (一)	六 (一)										
						一		一										
											一	一					二	
							一	一				一					一	
	一五	八三		四一		四八	三八六 (三七)	四七五 (三七)		六	八八	二七四	一九八	二六五	六	三九		一一七六
	一四六	一九九					四四一 (四〇)	四四一 (四〇)				六〇 (八四)					(七三七)	六〇 (八二二)

病	運動器病	骨膜炎	関節炎	筋レウマチス	粘液嚢病	腱鞘病	計	外傷不慮	銃創砲創	靴傷	熱傷	眼損傷	挫傷裂傷	挫傷裂創	切創割創	刺創
		三		七	一	一	一二		三 (三)	一	一〇	一 (一)	三四	二〇	二二	七
			(一)	一			一 (一)		(二八)			(一)	一 (一)	(二)	(一)	(一)
		三	(一)	八	一	一	一三 (一)		三 (三二)	一	一〇	一 (二)	三五 (一)	二〇 (二)	二二 (二)	七 (一)
		一		六	一		八		三 (二)	一		一	三〇	一八	二二	六
		二	(一)	二			四 (一)		(二八)			(二)	三〇	一 (二)	(一)	(一)
													三 (一)			
																一
									(一)							
						一	一						二 (一)			
		一二		九九	四七	五	一六三		三八 (四六)	五	六九	六 (八)	四六六	一九〇	二〇〇	二〇〇
		九〇	(七四)	六七			一五七 (七四)		(四二五三)			(一五〇)	三八 (二〇三)	(一三二)		(三〇)

階級	自傷総計	骨	手部	三四	(三五〇)
			膝蓋骨		(一一九)
		折	下腿	一	二八五
			足部		(九七)
		脱臼	肩関節		(一二九)
			肘関節		三九
		挫捻	腕関節	七六	(一〇一二)
			指関節	三六	(一〇〇)
			上肢関節	七六	(三二)
			足関節	二五 四八	(二四九)
			下肢関節	二四	四八
		外傷后機能障碍		一六四 (八〇)	六〇一 (六八三六)
		其ノ他計		一五六八 (一八〇)	六五八五 (九四九八)
平均一日人員	総計				
新患 兵営	五一九 (一二六)			二 (一)	一四五 (一二)
新患 病院	三〇 (六二)			一 (一)	七 (四二)
計	五四九 (八八)			三 (四)	一五二 (五四)
治癒 兵営	四三三 (一一三)			三 (一)	一三四 (四)
治癒 病院				一 (一)	一二 (四六)
死亡 兵営					(一)
死亡 病院					
事故後遺 兵営					
事故後遺 病院					
治療日数 兵営	(六二四)			一六一	三六 (一〇一二)
治療日数 病院	七八 (六五八五 九四九八)			一六四 (八〇)	六〇一 (六八三六)

階級	総計		
平均一日人員	四八三		
将校	二九	二二	三
准士官	二四	一四	三
下士	五九	六四四	一三
兵卒	三一九	一四	六九
其ノ他	五二	三一	四
計			
治癒 兵営		五四五	六三七
治癒 病院		九二	
死亡 兵営			六三七
死亡 病院		四四六	五八五
事故後遺 兵営		一三九	
事故後遺 病院		六	一
治療日数 兵営		三	一四
治療日数 病院		一一	
		二〇	三七
		一七	
		六九三〇	三二九九九
		一六〇六〇九	

平均一日現在患者	二八、一五
病名 新患	九 (四)
其ノ他	四七七 (二)
治療日数	六三二 (三二)
	七三七六 (三〇八)
就業患者	
練兵休以上ニ係ル就業治療日数	四九一

人員毎千平均現在患者	五八、二八
新患	五〇
入室患者 治癒	三三七
日数	

附表第二二

俘虜戦傷患者数

氏名	階級	負傷証明書	傷病名
オットー シャンブルウヒ	陸軍大尉	交付セス	右肩胛部盲管銃創
フォン モーラウエック	墺国 大尉	〃	両下腿貫通銃創并左臀部腰部打撲
ギエンテル リーゲンゲル	陸軍中尉	〃	右肩、右肩貫通銃創
エーリッヒ シェドラー	海軍中尉	〃	右下腿貫通銃創
ヨーマリフ バイエンー	陸軍中尉	〃	左上腿榴弾創并左耳部榴弾創
ワルテマン チェンチャー	陸軍中尉	交付	右膝関節骨折銃創
ワルテル ワールハウゼン	海軍少尉	〃	大腿銃創
フヲツヽ チンメルマン	豫 陸軍少尉	交付セス	爆弾創後ノ機能障碍
ローベルート ウオダルツ	副曹長	交付	右下腿及足部骨折銃創
アルンスト ウルリット	副曹長	〃	左前膊■創
ヘルマン ゴル	海軍軍曹	〃	左臀部盲管銃創
ウィルヘルム ヒンナノー	豫 伍長	〃	右肩貫通銃創
テオドール ブステルニック	豫 伍長	〃	外傷後ノ神経痛
ヨセーフ チーフェンバクハー	豫 伍長	〃	右肩胛榴弾創
オットー カーレ	軍曹	〃	右足関節捻挫
ゲオルヒ	伍長	〃	右大腿刺創

一等症 二 三
等 差 二等症 六、三
三等症

備 本表中（ ）中ノ数字ハ滞患収容セシモノヲ示ス
考

人員 五
病名未定 治癒
日数 六九

左下腿榴弾創	交付セス	伍長	クナツプ
右上膊砲弾創	交付	工兵卒	アルベルト
頸部肩胛部銃創	〃	工兵卒	チェフレー
下腿銃創	〃	海兵	アウグスト
右上膊砲弾創	〃	水兵	イフソー
右背盲管破片創、兼左下肢骨折	〃	海軍上等焚火夫	フレツ
砲弾々子創兼陰嚢貫通銃創			ピアストウイスキー
下顎及右上肢銃創	〃	海軍上等兵	アドルフ
右眼砲弾創	〃	海軍砲兵	ビュルガー
右下腿砲弾破片創	〃	海兵	ニコラス
右手砲弾破片創	〃	海兵	ドーレン、ヘウヘル
大腿盲管骨折砲弾々子創	〃	水兵	エミール
右上膊中央砲弾創	〃	二等砲兵	ウキード
右足骨折	〃	補　歩兵卒	ウイリー
右肘関節切創	〃	豫　歩兵卒	カーデン
左前膊大腿下肢銃創	〃	豫　歩兵卒	ヨハン
右上膊脱臼後機能障碍	交付セス	二等砲兵	ミース
右大腿中央爆弾創兼骨折	交付	上等兵	アルノー
大腿中央貫通爆弾創	〃	二等砲兵	フラッハ
顔面砲弾創	〃	二等砲兵	ヤコブ
骨盤及右手骨折銃創兼頸額部割創	〃	歩兵卒	ヤマビ
神経痛（盲管銃創後）	〃	海軍兵卒	ウイルヘルム
大腿盲管砲弾子創	交付	二等砲兵	ハステット
左肩胛砲弾創	〃	兵卒	ハインリッヒ
			エフエルプ
			マツチースハインリッヒ
			ツエスト
			フランツ
			ナーギー
			ヘルマン
			ランゲ
			クルト
			ライスウェッツ
			フリッツ
			ミュルラー
			フリードリッヒ
			リヒター
			オットー
			フランツ
			コンラードエルンスト

右足背砲創	交付セス	二等焚火夫	エツセル
右臀部破片創	交付	工兵卒	エルンスト ワイスハール
左右上膊盲管砲弾々子創	〃	二等砲兵	パウル ラウ
膝関節部挫創	交付セス	一等砲兵	フリツヽ ラミーン
肩胛部銃創	交付	兵卒	パウル ザイデル
左右手複雑骨折	〃	後　上等兵	オイゲン ツエツテル
右上膊銃創	〃	兵卒	ウイルヘルム シュルツユ
砲弾創	〃	後　上等兵	ハンス アルプレヒト
臀部盲管兼前額擦過創	交付セス	二等砲兵	オットー クラインデッケル
骨盤貫通骨折銃創	〃	一等砲兵	アルフレット リヒラル
右口角切創	〃	志願兵	アントン ドロール
左中指挫創	〃	補充兵	オットー ドロー
左肩胛部貫通銃創	〃	補充兵	カール アヘレー
右臀部盲管銃創	〃	兵卒	ヒルヒト クスダーフ
後頸部毛管銃創	〃	兵卒	ウエーベン アウダスト
右肘貫通銃創	〃	兵卒	ワツス マトデマール
右腕榴弾創	〃	兵卒	フロワイン ルードルフ
右足附骨々折	〃	二等砲兵	ハインリッヒ ヂオルヒ
左肩胛貫通銃創	〃	砲兵伍長	マトケ ハインリッヒ
左下腿砲弾破片創	〃	海軍兵卒	ノルムス ウイルソー
榴弾創	〃	海軍兵卒	ミュリヒト ハインリッヒ

左上膊盲管銃創兼骨折	〃	海軍兵卒	ベルクマン エーリッヒ
左上膊盲管銃創	〃	海軍兵卒	クリスチアン ヘルマン
右大腿貫通銃創	〃	海軍兵卒	ペユルシンケー ヨセーフ
右上膊貫通銃創兼骨折	〃	海軍兵卒	ゴットリーベン ハンス
右肩胛部砲弾創	〃	海軍兵卒	ゼボルト オットー
右眼上部砲弾破片創	〃	海軍兵卒	ミュミュト カール
胸部貫通銃創	〃	海軍兵卒	アンセルメント オットー
右腰部切創	〃	海軍兵卒	ルスト クリスチャン
			アンストッチ

大阪俘虜収容所　医療器械備附員数表

種別	品目	品目	称呼	員数	品目	称呼	員数
治療器械	胃洗浄器	具	一	懐爐	箇	二
	刷毛容器	箇	一	手浴盤	〃	一
	尿道注射器	〃	二	足浴盤	〃	一
	繃帯嚢	具	一	担架	具	二
	治療箱	〃	一	鬱血療法ポンプ	〃	一
	感傳電機	〃	一	同吸角	〃	一〇
	灌水器	箇	二	膿盤	〃	三
	外科嚢	具	一	グリセリン浣腸器	〃	一
	雑用鋏	箇	一	ゴムカテーテル	具	一
	ガーゼ減菌糟	〃	一	ガーゼ鉗子	箇	一
	消毒ポンプ	具	一	消毒盤	〃	一
	尿器	箇	一	尿器	〃	三
	吸入器	具	一	手術台	〃	一
	皮下注射器	〃	一	氷嚢吊	〃	三
	洗眼盤	箇	一	鑷子	〃	二

	浣腸器	〃	一	洗球子	〃	二
検査器械	体重計	〃	一	体温計	〃	一
	顕微鏡	具	一	圧舌子	〃	一
	検眼鏡	〃	一	身体検査器械	具	一
調剤器械	漏斗	箇	一	抜栓子	箇	一
	秤吊下天秤	具	一	匙	〃	二
	秤上天秤	同	二	液量器	〃	二
	乳鉢	箇	一	金属鑵	〃	二
	膏薬板	〃	一	浸煎剤器	具	一
	箆	〃				

附表第二四

自大正三年十一月
至大正六年二月
薬物及治療用消耗品消費表

薬物

品目	数量	品目	数量
硼酸	一九、二一八、〇〇	硝酸銀加硝石	九、〇〇
石炭酸	五三四三、〇〇	プロテイン銀	二一、二四
サリチール酸	二五二、〇〇	硝蒼	八五三、五〇
イヒチオール	三九〇、五〇	塩酸キニーネ	九二、〇〇
澱粉	八八二、〇〇	コカイン	四八、三〇
アンチビリン	四〇、六〇	ゴム絆創膏	六一二
アンモニヤ水	七〇〇、〇〇	ピック硬膏	六
硝酸鏝	一、七、二五	グリセリン	一八一〇、〇〇
昇汞食塩	三七七六、二〇	撒曹	一二一五、〇〇
甘汞	一一四、〇〇	ヒマシ油	三七一四、〇〇
ヨードフォルム	五〇、〇〇	阿片	一二、三三
ヨードカリウム	四九三、九〇	■硫膏	八〇〇〇、〇〇
塩■	二五五二、〇〇	ドーブル散	一二一、五〇
カムフル液	一〇	塩モヒ錠	四二
クレゾール石鹸液	二三六〇〇、〇〇	健胃散	二五三、二、〇〇
硫酸	三六七〇、〇〇	サントニン錠	七三
重曹	一四六七、〇〇	酒精	一四六九〇、〇〇
クロールナトリウム	一三八、五〇	ヨード丁幾	二四二八、〇〇
硼酸軟膏	三二〇〇、〇〇	稀塩酸	一〇〇〇、〇〇
水銀軟膏	二二五〇、〇〇	タンニン酸	四一、〇〇

石樟軟膏　九〇〇、〇〇
単軟膏　九〇〇、〇〇
ワセリン　五六〇、〇〇
メントール酒　二九〇、〇〇
酸化亜鉛　一五二五、五〇
硫酸亜鉛　一九、〇九
亜鉛華軟膏　一〇〇〇、〇〇
オレーフ油　一五九〇、〇〇
アスピリン　一四五〇、〇〇
オブラート　八八
燐酸コディン　二三、九四
キナ皮　四五〇、〇〇
クレシン　一八〇〇、〇〇
チヤスターゼ　五六七、二〇
カスカラサクラダエキス　二六一、〇〇
莨エキス　九、二一
ウワウルシ薬　二八〇一、〇〇
フォルマリン　四五〇、〇〇
炭酸グアヤコール　四五〇、〇〇
カカオ脂　一八〇〇、〇〇
白檀油　一四三、七〇
ヂキタリス葉錠　六
含蔗ペプシネ　八七、〇〇
サリチール酸フユニール　一三、五〇
醋酸鉛　八八五、三、〇〇
白糖　二〇〇、〇〇
乳糖　七六、五〇
人工カルヽス泉塩　二九二一、五〇
薬用石鹸　三四、〇〇
芥子　七〇、〇〇
アンモニア菌香精　一〇三六、〇〇
硝酸カリウム　九、〇〇
滑石　一三五〇、〇〇
カマラ　一一五、〇〇
硼酸錠　一〇
吐根浸錠　一五
ドーブル散錠　五〇
重曹錠　二一
酒石酸　一〇〇、〇〇
塩化アドレナリン　二八、〇〇
タンニン酸アルブミン　二二一、〇二
明礬　五二一五、七〇
杏仁水　一八八〇、〇〇
コツバイバルサム　三七六、九〇
仮製硫酸カリウム　一三五〇、〇〇
精製樟脳　一九四、七三
膠嚢　一〇三二
ヘキサメチーレンテトラミン　九〇、五〇
昇汞　一四、〇〇
サリチール撒汞　一九、〇〇
吐根　一〇一、五〇
ゼネガ根　二〇三〇、〇〇
醋酸カリウム　二四、〇〇
ブロームカリウム　一六九九、八〇
エーテル　九〇〇、〇〇
淋菌ワクチン　五
溶製石炭酸　二二五六、〇〇
仮製石灰　五四〇〇六、〇〇
コレラ予防接種液　一三〇、〇〇
健胃錠　一二
固形石鹸液　九〇
昇汞錠　二〇〇
モヒ液　一五
ズルフォナール錠　二
ビシン錠　二〇
石灰（防疫用）　一三〇〇〇〇、〇〇
濾紙　五
羽箒　四
蛤貝　一五二〇
パラフィン紙　二九〇
縫合針　五
桐油紙　一五三
投薬瓶　一四一
薬包紙　一二一〇〇
フォルマリン絹糸　三
副木（呉氏）　四

甘汞錠　三
コカイン錠　五
塩規錠　八六
防疫用石炭酸　六三〇〇、〇〇
硫化カリウム　四〇、〇〇
仮製マグネンヤ　一四九、四〇
ナフタリン　一、〇〇
単舎利別　六〇一一、〇〇
スルフォナール　二二、七〇
チモール　九、五〇
龍胆丁幾　二七三五、〇〇
赤葡萄酒　六〇〇〇、〇〇
消毒酒精　一六三〇〇、〇〇
ノボカイン　二、〇〇
クロヽフォルム　四〇、五〇
痘苗　七五
石油ベンチン　一八五〇、〇〇
試験管　五
氷嚢　二五
木栓　二〇八

磨革　六
試験紙　四
試験管洗子　一
瓶札　四八〇
木綿　二八〇
懐灰　一八〇〇
皮膚洗刷毛　三
綿　三〇〇〇
巻軸帯　七七五
外用革　一六
鷲管大子　七一二、〇〇
脱脂綿沙　二三六〇〇
爪洗刷毛　一
点眼瓶　一五
安全針　九〇
三角巾　九一
昇汞綿沙　一一〇〇
ヨードフォルムガーゼ　二〇〇
薬袋　一一〇〇

附表第二五

俘虜	人員	階級別			
	体重	下士	兵卒	計及平均	
身長		人員	人員	人員	
六尺二寸以上		一		一	人平均体重
ニ		二一、四五〇		二一、四五〇	
六尺一寸以上		一	三	四	
対ス		一八、六〇〇	一九、七〇〇	一九、四二五	
六尺以上		三	二	五	
ル体		二二、二一七	一九、八五〇	二一、二一〇	
五尺九寸以上		三	一六	一九	
重比		二一、八八七	二〇、〇四一	二〇、三三二	
五尺八寸以上		三			
較表		一八、三三〇	三四	三七	
			一九、四四八	一九、三五八	

備考	平均及計	寸以上五尺一	寸以上五尺二	寸以上五尺三	寸以上五尺四	寸以上五尺五	寸以上五尺六	寸以上五尺七
一、本表ハ大正三年一一月二十一日第一回収容停虜下士以下ニ付調査ス 二、最高身長六尺二寸、最重体重二十五貫六百五十匁 最低身長五尺一寸八分、最低体重十四貫五百匁	五八				六	八	一九	一四
	一九、五七九				一九、三〇七	一八、五六八	一八、五六七	二〇、八一一
	三七二		二	一七	六五	九四	八一	五七
	一八、二六二		一七、一八〇	一七、一四四	一七、三六六	一七、八九二	一八、三九四	一八、六三〇
	四三〇	一	二	一七	七一	一〇二	一〇〇	七一
	一八、四三九	二四、八〇〇	一七、一八〇	一七、一四四	一六、九六七	一七、九四五	一八、四二七	一九、〇五五

【注】原表は縦に長くなりすぎるので、配置を変更した

附表第二六　　俘虜体重調査表

年別	月別	将校		准士官		下士				兵卒				国民軍		其ノ他		計及平均	
						現役		予備役		現役		予備役							
		人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重	人員	体重
3年	11月					30	19,856	6	19,468	191	18,122	14	18,757					234	18,354
	12					20	20,635	6	20,756	111	18,873	21	19,221	2	19,900	1	18,500	255	19,095
大正4年	1月			5	20,990	24	20,217	12	21,277	241	18,978	27	19,249	30	19,687	41	19,970	313	19,345
	2					23	20,371	10	21,969	217	19,402	29	19,347	35	19,287	38	20,229	350	19,619
	3					24	20,335	13	21,573	235	19,785	?	19,323	30	19,635	40	20,128	158	19,876
	4					25	20,235	13	21,681	241	19,378	24	19,215	34	19,396	40	20,269	339	19,607
	5					25	20,142	13	21,636	213	19,135	?	19,067	35	19,696	40	20,267	356	19,470
	6					25	19,895	13	21,342	225	18,919	26	18,869	35	19,129	41	20,096	365	19,234
	7					25	19,740	13	21,416	227	18,577	26	18,829	33	19,679	49	19,715	372	19,003
	8					24	19,761	13	21,417	233	18,595	26	18,468	33	19,729	49	19,595	378	19,053
	9					24	19,990	12	21,348	239	18,636	24	18,894	36	19,143	74	20,367	411	19,151
	10					24	19,921	12	21,684	241	18,591	26	18,967	36	19,755	71	20,162	410	19,197
	11					26	19,868	13	21,652	242	18,219	26	19,087	37	19,394	74	20,245	417	19,136
	12					25	19,816	13	21,606	219	18,378	28	19,450	37	19,649	72	19,796	415	18,983
	1月	29	20,204	24	19,951	26	20,040	13	21,745	?	18,768	28	19,290	40	20,166	82	20,546	481	19,533
	2	1	20,000			26	19,864	13	21,644	231	18,756	26	19,043	38	19,668	81	20,209	486	19,345
	3					25	19,594	13	21,557	242	18,898	26	18,824	36	19,757	80	20,410	424	19,323
	4					26	19,898	13	21,488	253	18,898	26	18,880	36	19,792	80	20,318	422	19,392
	5					26	19,925	12	21,758	241	18,738	24	18,706	36	19,592	80	20,233	466	19,254
	6					26	20,041	12	21,667	239	18,697	?	18,384	35	19,637	80	20,275	425	19,251
	7		19,930	24	19,646	26	19,881	13	21,396	244	18,559	28	18,497	39	20,029	83	20,167	481	19,219
	8					26	19,640	13	21,227	244	18,316	28	18,674	37	19,265	78	19,902	477	18,873
	9			1	22,400	26	19439	13	21,115	246	18,053	28	18,986	37	19,001	79	19,853	429	18,679
	10	29	19,519	23	20,570	30	18,962	16	20,590	245	18,135	33	18,674	41	19,584	83	20,163	528	18,902
	11	29	20,548	24	19,724	30	19,598	16	20,889	243	18,455	32	18,986	41	19,200	81	20,491	527	19,155
	12	31	19,730	17	19,630	21	19,690	16	21,056	265	18,499	31	18,889	39	19,584	76	20,100	504	19,111
6年	1	31	19,275	17	19,690	21	19,883	17	21,412	264	18,525	30	18,970	39	19,614	76	20,135	503	19,167
備考	1　表中体重は１人平均トス																		

【注、原表は洋数字と漢数字の両方を使っているため表化しにくいため、漢数字を洋数字に改め、形を変更した。Aは階級別、Bは人員体重】

附表第二七

俘虜体格一般比較表

年度	大正四年測定					大正五年測定				
階級別 ＼ 区別	人員	身長	胸囲	縮張ノ差	年齢	人員	身長	胸囲	縮張ノ差	年齢
将校	五	五、五五	三、二九	〇、二〇	三六	二九	五、七三	三、一七	〇、二四	三四
准士官						二三	五、六六	三、一六	〇、二五	三三
現役下士	二四	五、六七	三、一九	〇、二一	二七	二〇	五、六八	三、一四	〇、二四	二六
予後備下士	一一	五、八六	三、二〇	〇、二一	三二	一六	五、八六	三、一六	〇、二六	三一
現役卒	二二八	五、五九	三、〇八	〇、二一	二二	二七三	五、五九	三、一一	〇、二四	二一
豫後備卒	二七	五、五八	三、一〇	〇、二一	二八	三三	五、五九	三、一三	〇、二三	二八
国民軍下士卒	三八	五、六二	三、一五	〇、一七	二八	四一	五、六〇	三、二〇	〇、二一	三七
其ノ他										
計及平均	四二	五、六一	三、一三	〇、一九	三六	八五	五、六三	三、一五	〇、二二	三六
	三七五	五、六四	三、一六	〇、二〇	三〇	五二八	五、六七	三、一七	〇、二四	三一

備考

一、本表ハ角年十二月現在人員ニ対シ測定シタルモノニシテ、検査当日病其ノ他ノ事故不参者ヲ除ク

二、其ノ他ハ戦時勤務ニ服シタル紳商会社員及学校教員等ニシテ、青島乾酪後検挙セラレタル者ヲ総称ス

附表第二八

経費節別区分表

金拾八萬四千九百弐拾壱圓五拾八銭壱

費目	金額	内訳
人件費	六一〇	六九、四〇三
俸給諸給	九八〇	一六、八〇〇
傭給	一九〇	九七五
旅費	一〇〇	一、〇八五
俘虜俸給	三四〇	五〇、五四二
物件費	九七〇	一一五、五一七
馬匹費	六〇〇	三一九
被服費	六七〇	五、九九七
糧秣費	五一〇	九二、三七八
需品費	六五〇	一六、二六〇
郵便電信費	六九〇	三九三
雑費	一二〇	一、八八六
運搬費	一二〇	二五三
病傷費	六一〇	二八

附表第二九其一

俘虜給与ノ為ニ要スル経費調査表（糧食費）

月別	定額		実費		残額	
大正三年 十一月	一、二六五	〇六〇	一、二四七	二〇〇	一五	八六〇
十二月	三、三五四	八六〇	三、四一〇	〇三〇	「五五	一七〇」
大正四年 一月	二、七三八	六六〇	二、五〇六	九三〇	三三	七三〇
二月	三、五五九	〇〇〇	三、五二七	五二〇	三一	四八〇
三月	三、九七九	七三〇	三、八二九	一三〇	一五〇	六〇〇
四月	三、九七二	〇四〇	三、七五〇	九二〇	三二一	〇八〇
五月	四、一一二	四九〇	三、九七〇	六五〇	一四二	八四〇
六月	三、三一八	九七〇	三、一〇六	四四〇	二一二	五五〇
七月	三、三七二	〇九〇	二、九五一	一九〇	四二〇	〇九〇
八月	三、六四九	四四〇	三、〇三五	七六〇	六一五	六八〇
九月	三、四五五	一〇〇	三、〇四七	九九〇	四〇七	一一〇
十月	四、四五八	四〇〇	四、〇八〇	八〇〇	三七七	六〇〇
十一月	四、三〇七	五〇〇	三、六九六	三〇〇	六一一	二〇〇
十二月	四、四四五	八〇〇	三、九〇三	四八〇	五四二	三二〇
大正五年 一月	四、四二四	一〇〇	四、〇一三	八四〇	四一〇	二六〇
二月	四、一九三	三〇〇	三、七五九	六一〇	四三三	六九〇
三月	四、四九一	九〇〇	三、九七六	八一〇	五一五	〇九〇
四月	四、三五三	一〇〇	三、八五九	七一〇	四九三	三九〇
五月	四、五〇八	九〇〇	三、七八八	八四〇	七二〇	〇六〇
六月	四、三七〇	八〇〇	三、六〇〇	六二〇	七七〇	一八〇
七月	四、五一九	八〇〇	三、六五四	五二〇	八六五	二八〇
八月	四、五一九	八〇〇	三、六一一	三一〇	九〇八	五九〇
九月	四、三九〇	一三〇	三、二三三	八二〇	一、一五六	三一〇
十月	四、六五〇	〇〇〇	三、三四〇	六四〇	一、三〇九	三六〇
十一月	四、七一〇	〇〇〇	三、三八四	九〇〇	一、三二五	一〇〇
十二月	四、八六五	〇〇〇	三、八一二	七九〇	一、〇五二	二一〇
大正六年 一月	四、八五七	七〇〇	三、八六二	六九〇	九九五	〇一〇
計	一〇八、八四二	六三〇	九三、九六二	三四〇	一四、八七九	四八〇

俘虜給与ノ為ニ要スル経費調査表（被服補修及消耗品費費）

月割	定額	実費 被服費	実費 消耗品費	実費 計	残額
大正三年 十一月	三三四				三一四
	五〇〇				五〇〇
十二月	三四九	八九	三一〇	三〇九	三九
	四〇〇	四九〇	〇〇〇	四九〇	五一〇
大正四年 一月	三一〇	一〇七	七六	一八四	二五
	〇〇〇	八二〇	三六二	六五〇	三七〇
二月	三五七	一二四	一一三	二三八	一一八
	〇〇〇	五七〇	五四〇	一一〇	八九〇
三月	三五六	一七八	六〇	二三八	一一七
	〇〇〇	九三〇	〇五〇	九八〇	〇二〇
四月	三七〇	九一	一六七	二五九	一一一
	五〇〇	七〇〇	五三〇	二三〇	二七〇
五月	三七〇	一五三	一五八	三一一	五八
	五〇〇	九七〇	一五〇	一二〇	三八〇
六月	三七六	一八二	一一一	三〇三	七二
	〇〇〇	四七〇	一三〇	六〇〇	四〇〇
七月	三八五	二七	六五	九二	二九二
	五〇〇	〇七〇	五五〇	六二〇	八八〇
八月	三八五	六四	一四六	二一〇	一七四
	五〇〇	二二〇	七一〇	九三〇	五七〇
九月	三八四	九三	一一八	二四九	一三四
	五〇〇	二五〇	七四〇	九九〇	五一〇
十月	三九八	一一六	八五	二〇一	一九六
	五〇〇	〇七〇	七五〇	八二〇	六八〇
十一月	三九八	一二九	一〇九	二四九	一四九
	五〇〇	九二〇	三一〇	二三〇	二七〇
十二月	三九八	二六	二〇六	二五三	一六四
	〇〇〇	九七〇	四五〇	四〇〇	〇〇〇
大正五年 一月	三九六	九三	一八七	二八〇	一一五
	〇〇〇	五〇〇	〇〇〇	五〇〇	五〇〇
二月	四〇〇	一三三	一〇二	二三五	一六四
	〇〇〇	四五〇	一一一	五六〇	四四〇
三月	四〇〇	一六四	一七二	三三六	六三
	〇〇〇	一四〇	五九〇	七三〇	二七〇
四月	四〇〇	一一〇	六四	一七四	一二五
	五〇〇	二六〇	五三〇	七九〇	七一〇
五月	四〇一	二〇七	一〇六	三一三	八八
	〇〇〇	二三〇	二一〇	四四四	五六〇
六月	四〇一	八八	一九〇	二七八	一二三
	五〇〇	〇九〇	三八〇	四七〇	〇三〇
七月	四〇一	一九三	一四七	三四〇	六〇
	五〇〇	〇六〇	九二〇	九八〇	五二〇
八月	四〇一	一三九	一四六	二七六	一一五
	五〇〇	二八〇	九七〇	二五〇	二五〇
九月	四〇七	一七五	三〇〇	四三〇	七八
	〇〇〇	〇一〇	四一〇	九四〇	二七〇
十月	四〇六	八二	四〇五	八九〇	二三四
	〇〇〇	〇一〇	四一〇	九四〇	〇五〇
十一月	四二八	一一六	七九	四〇九	「八一
	〇〇〇	七五〇	四〇〇	一九六	〇七〇」
十二月	四二八	一七〇	一〇三	六六〇	〇七〇
大正六年 一月	四二七	四九〇	一〇三	二九〇	一五五
	五〇〇	一七〇	一〇三	二七三	七二〇
計	一、九三六二	三、四七五	五、三三五	六、八一〇	三、五五一
	五〇〇	四二〇	一三〇	五五〇	九五〇

附表第二九其三

俘虜給与ノ為ニ要スル経費調査表（煖室爐薪炭料）

月割	定額	実費	残額	計
大正三年十二月	八六	一七九	三九	三、三二四
仝四年　一月	六七〇	九二〇	七九〇	七五〇
二月	二一五	一六八	四五	二、三二三
三月	三五〇	〇六〇	二九〇	五一
十二月	二六六	二六四	一五〇	三一〇
仝五年　一月	五〇〇	三五〇	二	五六〇
二月	二一七	七七	〇一〇	四四〇
三月	九五〇	五一〇	「一一九	一
十二月	三二一	三三七	一五〇」	四四〇
仝六年　一月	七四〇	一〇〇	「五	三、三二三
二月	二八一	三二七	四三〇」	五一
三月	〇五〇	一七〇	三六	三一〇
十二月	一〇一	二四四	七三〇	五六〇
仝六年　一月	三三〇	三二〇	六六〇	二、三二三
二月	一八〇	七	「一五四	四四〇
三月	八一〇	六七〇	一九〇」	一
仝六年　一月	九一〇	三三五	三二六	四四〇
二月	九二〇	〇〇〇	一六〇	三一〇
三月	〇〇〇	七五〇	「六〇	五六〇
計	七五〇	四	九八〇」	二、三二三
		九二〇	三〇	五一
		九〇〇		三一〇
		五六〇		五六〇
		四四〇		四四〇

備考　一、実費欄ニハ其月ノ支払高ヲ掲記セリ依テ定額ニ対スル過不足ハ一期間内通算ヲ要ス
　　二、残額欄「」内ハ定額ニ対スル不足ヲ示ス

附表第三〇

俘虜収容換業務分担一覧表

大正六年二月十四日

業務	要領	担当者	助手
俘虜ノ輸送	将校准士官	人員検査護送衛兵ノ配置	主トシテ収容所出発時ヨリ乗車迄トス	上田大尉	宮下軍曹
	下士兵卒	途中患者ノ処置	乗車後ノ警戒等ニ関シテハ更ニ示ス	上田大尉	西田軍曹
	患者	同右		吉川通訳	
				篠崎軍医	麓看護長
				飯島通訳	
貨物梱包及輸送		書類其他物品ハナルヘク平素ノ分担業務ニ従ヒ整理セシム、梱包日課ヲ定メ又種類毎ニ色別ニ札ヲ作リ搭載、卸下集積開梱ニ便ナラシムルモノトス、梱包ハナルヘク俘虜ヲ使役ス	丹羽中尉	冨永　吉川
俘虜私有物品ノ輸送		梱数ノ調査差出期日場所ノ指定輸送ニ関シテハ前田主計ト協議請負ハシムルモノトス	前田主計	宮下　井関
			丹羽中尉	井関軍曹
			吉川通訳	
建物引継		師団経理部々員及大阪府警察部々員ト立会ノ上引継之カ為前田主計ハ後発ス	上田大尉	
			前田主計	

報告通報	俘虜ノ発着ヲ衛戍司令官陸軍大臣情報局運輸部ニ電報官報々告（陸軍報告規定ニヨル）	上田大尉　井関軍曹	
俘虜郵便	信書小包等配達停止輸送等ニ関シ	吉川通訳	
俘虜電報	堀江郵便局及廣島郵便局交渉	丹羽中尉　西田軍曹	
	俘虜電報ノ発受	飯島通訳	
電話機撤去	電話局ト交渉	前田主計　冨永計手	
借用物品返却	各隊ト交渉運搬ヲ請負ハシムル等	前田主計　冨永計手	
新収容所室ノ配置	広島衛戍司令官ノ指示ヲ受クルヲ要ス	丹羽中尉　冨永計手	
其ノ他収容準備	出発二日前先発スヘシ		
到着後荷物ノ整理	成ル可ク俘虜ヲ使役シテ実施ス	丹羽中尉　西田　井関冨永 前田主計　吉川　飯島	
備考	入院中ノ俘虜患者ノ荷物ハ収容所外ノ俘虜ノ荷物ニ準シ輸送ヲ担当スルモノトス		

附表第三一

俘虜収容換日課業務豫定表（大正六年二月一日）

第一日

一、梱包材料受入
二、俘虜ノ私費ヲ以テ運搬スル俘虜私有品ノ戸数ヲ報告セシム
三、商人門鑑其他各所門鑑引揚方（第八日午前八時表門ニ於テ）通知ス
四、大阪憲兵隊大阪府警察部ヘ出発時刻、行路、発車時刻等一般輸送計画ヲ通知ス
五、俘虜所有写真器械領置命令ヲ発ス（明日午前十時事務室ニ提出セシムルタメ梱包セシム）

第二日

一、甲号荷物（俘虜列車ニ搭載スルヲ要セサルモノ以下同シ）梱包
二、到着俘虜郵便物配達中止ヲ堀江郵便局ニ交渉ス（電報ハ此限ニアラス）
三、俘虜ノ発疹ヲ停止ス
四、午前十時俘虜写真器械ヲジサンセハ之ヲ受領シ領置品簿ニ受入レ且ツ一纏梱包ヲナス

第三日

一、甲号荷物梱包
二、俘虜ノ私費ヲ以テ運搬ヲ依托セントスル荷物ノ運送ヲ請負ハシム

第四日

一、甲号荷物梱包及大阪駅ヘ搬送（運送会社担任）
二、大阪市西消防署ヘ俘虜移転出発当日消防士引上ノ旨ヲ通牒ス

第五日

一、第四日ニ同シ
二、労役ノタメ通勤シアル俘虜ノ労役ヲ停止スル、此ノ労役賃金ハ明日収容所ニ持参ノ通知ヲ発ス
三、所員一名ハ大阪駅ニ至リ俘虜及輸送ニ関シ諸事打合セヲ為ス

四、各収容所へ移転通知

第六日

一、甲号荷物大阪駅搬送（運送会社担任）
二、俘虜護送衛兵（将校一下士一上等兵二、一・二等卒二〇）ヲ出発当日発列車時刻一時間前大阪駅ニ到着シアル如ク大阪衛戍副官ニ照会
三、乙号荷物（不良列車ト共ニ送ルヲ要スルモノ以下同シ）梱包
四、炊事場ノ諸器具梱包手荷物トナス
五、第八日（出発当日）午前　時　迄ニ俘虜患者運搬ノ為貨物電車一台ヲ九条停車場ニ準備スヘキコトヲ四ツ橋市電事務所ニ交渉ス
六、金櫃ヲ携帯要金櫃ニ内容現金其他ヲ移シ梱包ス（俘虜私金々庫共）
七、先発トシテ丹羽中尉及冨永計手ヲ出発セシム
八、俘虜ニ輸送中ノ心得ヲ分配ス
九、電話器取除ノ手続ヲナス

第七日

一、甲号荷物汽車搭載（運送会社担任）
二、乙号荷物梱包（事務室ノ書類梱包）
三、建物引継ニ関シ師団経理部ヘ府当事者ト共ニ明日出張セラレ度件通牒ス
四、出発当日ヨリ電灯休止ノ件ヲ電灯会社ヘ通知ス

第八日

一、甲号列車大阪駅発車
二、乙号荷物搬出汽車ニ搭載（運送会社担任）（発車時、一時間前ニ終ル）
三、俘虜ヲ引率シテ大阪駅ニ行軍。途中ノ護送衛兵ハ収容所衛兵ヲ以テ充ツ（但シ下士一兵卒一ヲ残ス）
四、入院俘虜ハ大阪衛戍病院ヨリ
五、俘虜及乙号荷物大阪駅発車
六、俘虜列車ノ発車ヲ大阪衛戍司令官ニ電話報告、陸軍大臣、俘虜情報局、第五師団長運輸部本部（同文電報）ヘ電報
七、収容所衛兵ヨリ残シタル下士一兵卒一ハ表門ヲ警戒シ引継ヲ終ル迄職務ス
八、尺用品返還
九、午前九時表門ニ於テ各種門鑑ヲ受領シ衛兵備付書類ト共ニ梱包ス
十、大阪俘虜収容所閉鎖報告ヲ陸軍省官房ニ提出ス（大阪衛戍司令官経由）
十一、護送衛兵受領心得分配
十二、電話機取除
十三、前田主計ヲ後発セシメ出発後ノ整理ヲナサシム

備考

一、大阪衛戍病院ニ入院中ノ俘虜患者ヲ同院ヨリ大阪駅ニ輸送スルハ大阪衛戍病院ニ於テ計画ス、但シ荷物ハ収容所ニ於テ運搬を担当ス
二、日課予定ヲ暦日ニ当テ嵌メタルモ前以テ準備シ得ルモノハ本予定ニ依ラス実施スルコトヲ得

附表第三二

車輛ノ配当区分慨ネ左ノ通

一、二等客車
- 一等　俘虜収容所附将校並衛兵司令
- 二等　俘虜将校

二、三等客車
- 二等　俘虜将校
- 三等　衛兵

三等客車（五十人乗）俘虜患者准士官以下

附表第三二

大正六年二月　俘虜収容換鉄道輸送計画表　陸軍運輸部本部

宇鉄第一号

輸送番号		1	2			備考
部隊		俘虜収容所ノ馬匹及荷物	俘虜収容所附将校下士以下	俘虜衛兵	俘虜	二、列車運転時刻ハ副表ノ通リトス 分ヨリ正子ニ至ル迄ノ午後ノ時刻ヲ示ス 一、時分ノ区画中介ヲ示ス数字ノ下方ニ横線ヲ附シタルモノハ午後十二時一
積載数量	将校		4	1	32	
	下士以下	1	10	23	512	
	馬	2				
	車両					
	荷物 個数	2，329	269			
	荷物 才数	11，820	1．614			
列車組織	一二等列車		ホ 2（ 1両ハ二三等）			
	三等列車		ホ 7（ 1両ハ五十人乗）			
	有蓋貨車	馬7 貨20	貨 3			
	無蓋貨車					
	緩急車		客 1			
	合計	27	13			
列車番(記)号		甲	乙			
出発	停車場	大阪				
	月日	二月十八日				
	時分	6．16	7．17			
到着	停車場	宇品				
	月日	二月十九日				
	時分	7．08	7．23			
摘要						

②俘虜の近状に関する件（大正４年１月６日）

○俘虜の近状に関する件報告　　憲警第５号
　大正４年１月６日　　憲兵司令官　南部辰丙　印
　陸軍大臣　岡市之助殿
　別紙の通大阪憲兵隊長より報告有之候に付及報告候也

　俘虜の近状に関する件
大阪俘虜収容所俘虜は、収容当時一人の所持金多きは200円、少なきは50円余の処、12月５日酒保開設以来、俘虜下士以下は頻繁に酒保に就き金銭を費消し、売上高多き日は約500円余に達し、（俘虜400余名に対し）酒類の売上高其６分以上を占むる状況なり。
而して大阪俘虜収容所の規定に依れは、下士以下に対しては１人前「ビール」１本を限り売却することに為り居り、他の酒類は一切販売せす、依て俘虜下士以下は将校の従卒なりと偽り、将校用として、規定以外の酒類を多量に購入する者往々あり。
同所派遣の憲兵は、収容所委員より此等取締の要求を受け、酒保より退去せしめたる者10数名あり、其都度収容所長に通告せり。
又叙上の状況にして一般に金銭浪費の結果、近頃に至り俘虜下士以下は所持金払底し、小遣銭に窮するに至りたる処より、出入常人に対し自己の所持物品を私かに売却せんとする傾向あり、現に12月25日俘虜海軍二等砲兵「エルンスト・クラインベック」は、同所炊事請負人中村新二郎雇人青木嘉藏に対し、靴１足を50銭にて売却したる事実あるを、憲兵上等兵発見し、同日其旨所員上田大尉に通告したる結果、「クラインベック」は12月29日「潜に自己所有の短靴を炊事商人に売却したるは収容所の規定に悖るものとす」の罰目に依り、収容所長より重営倉２日に処せられたり、歩兵第八聯隊営倉に於て執行せらるる筈。（了）

③大阪俘虜収容所に雇員増加の件（大正４年１月26日）

○大阪俘虜収容所に雇員増加の件
　欧発第308号　軍事課
　大阪衛戍司令官へ達案　以下欧発
　大阪俘虜収容所に雇員１名を増加、配属す
　副官より第四師団参謀長、大阪衛戍副官へ通牒案
　今度大阪俘虜収容所へ雇員１名（通訳代用）配属相成候処、右は俘虜患者大阪衛戍病院へ入院の為、増加せられたるものにして、在院俘虜患者多数なる期間配属せらるる義と承知相成度候也。
　理由
27日大阪到着の俘虜中、約30名の入院患者あり。衛戍病院は収容所と離隔しあるのみならす、入院患者稍々多数なるを以て、在来の収容所職員にては不足するに由り、入院患者多数成る期間増加の要を認めたるに由る。

④俘虜逃亡の件（大正４年９月４日）

○欧発第2131号
　電報　　９月６日午後５時45分発　午後６時45分着
　大臣宛　発信者第四師団長
　俘虜海軍大主計マックスアルテルト逃亡す、今取調中、委細文。

○欧発第2131号其１
　電報　　９月６日午後11時25分発　11時55分着
　大臣宛　福岡　　福岡県知事

大阪収容所俘虜アルテルト、只今門司にて発見、憲兵へ引渡したり、委細文。　　欧第２

○欧発第 2131 号其２
電報　　９月７日午前２時 20 分発、３時５分着
大臣宛　大阪第４師団長
逃亡俘虜、６日午後 11 時、福岡県門司にて逮捕の旨、同県知事より通知あり。
（付箋、「本件は予算に重大なる関係あるに拘らす、守備軍限りにて実施せんと企て　たるは穏当ならす、将来を注意すへきことに致度」

○欧第 2131 号其３　第四師団俘第 90 号
俘虜逃走に関する件報告
大正４年９月　日　　大阪衛戍司令官仁田原重行　㊞
陸軍大臣　岡市之助殿
大阪俘虜収容所収容中の俘虜一名逃走に関する件、左記及報告候也。
左記
１．等級氏名　　元膠洲海軍砲兵隊　俘虜独逸海軍大主計　マックス・アルテルト。
２．逃走の月日時　　大正４年９月４日午後８時より９時に至る間。
３．逃走の場所及手段　収容所東南隅板塀下部の鉄葉鈑を離脱し、柵の脚下の土を掘りて構外に這出逃走す。
４．平素又は逃走前後に於て参考となるへき事項。
１）逃走に関しては他の俘虜と何等協議したることなし
２）予て保管しありたる寄贈金残額 46 円は逃走当日之を「ルーゲ」中尉に渡し、又一般の為に臨機使用の目的を有する金 63 円余を、従来「アルテルト」か取扱来りたる金銭証書綴と共に、逃走２・３日前俘虜見習主計「ニュルンベルゲル」に引渡したれり。
３）今回取調の結果、予て逃走を企図し、５月 24 日及同月 28 日の両日に於て、収容所酒保商人田伏勝三郎より日本労働者風に扮すへき紺木綿法被、腹掛、股引、手甲、脚絆、蓑、笠等（該被服は俘虜より日本下等労働者の服装を本国に紹介する目的なりと称し）て、又同所出入商人亀岡卯七に単衣を調製せしめ（此の単衣は収容所長に於て認め許しありたり）、変装して逃走せんとし、時機を待ちありしことを知れり。而して逃走の目的は、第１独逸将校として自国に帰り、祖国の為尽したきこと、第２天津家族の許に行度こと、第３第２の目的を達せは本国に帰り、第１の目的を達したきこと、第４俘虜将校の待遇不良にして名誉を損せらるる為、之を脱せんとしたること（民家居住、自由外出の許可せられさるを主とす）等なりと称し居れり。
４）９月４日夜、降雨に乗し、仝夜８時より９時の間に於て法被、腹掛、股引を着し、全く労働者に変装し、其の上より茶褐色軍衣袴を著し、笠及雨傘を携へ、単衣類其の他を風呂敷包とし、前記の場所より構外に出て軍衣袴を河中に投し、収容所南側に沿ひ、本道上に出て南進約千米に於て木津川対岸に出てんとし、同所の民家を叩きたるも応せす。舟亦附近にあらさりしを以て、前進路を戻り、収容所門前を過き、北方約二千米の地点に於て遭遇せし人力車に乗し、大阪駅に到り、下関迄３等切符を自ら買ひ求め、午後 10 時 56 分大阪発列車に乗車せんとし待ち居りしも、其の服装の奇異なるを巡査に怪まれたる如き風ありしを以て、直ちに同構内便所にて法被を脱し、単衣と著替へ鳥打帽を冠り、再ひ待合所に到りしも、靴を穿てるを巡査３名に著目せられ、不安を感し、同所を出て人力車に乗し、阪神電車停留場にて下車し、車夫をして神戸迄切符を買はしめ、電車にて神戸に到り、直ちに人力車に乗し、神戸駅に到りしも、午后 10 時 56 分大阪発列車は神戸通過後なりしを以て、人力車夫に命し，駅前菊水旅館に入り、淡路の織物屋川島三郎と称し無事宿泊せり。
５）９月５日起床するや、下婢に命し、下駄、手提、行李、及神戸より下関迄の２等切符を買はしめ、午前７時 30 分神戸駅発汽車に乗し、仝日午後８時 24 分頃下関に下車、地理不明なるを以て衆人の赴く所に続行渡船し、対岸門司に到り、人力車夫の案内にて、某旅館に著き、宿泊簿の記載に当り、神戸同様擬称したりしも、平民かとの問ひに対し、意味を解する能はす、英国人かと問はれたるものと解し、否日本人なりと答へ家人の疑ふ所となりしか如し。依て食事を進められたるも之をなさす、直に寝に就き睡眠せしに、電話器の電鈴の響に醒され、交話せるを聞けは、川島三郎及年齢を警察に通知せることを

察し、直ちに同家を出てんとせしも、主人之を遮りしを以て、散歩旁芸者の所に行くと称し、荷物を置き、家人の止むるを振切り、人力車に乗り、目当なく走らしめ下車し、山を登り、夜２時頃門司全市外を展望し得る処に到りしも、下半身湿潤し、寒気を覚へしを以て再ひ下山し市内に入り、某飲食店に於て酌婦らしき者の呼込みたるに応し登楼し寝に就けり。

6）９月６日「アルテルト」は刑事巡査らしきもの３名門前を徘徊せるを認め、室を移すことを命し、食事をなし、日本の富裕者に扮し、釜山、仁川を経由し天津に到らんと決し、女将に命して、単衣ー羽織、単衣、下駄、パナマ帽子等を買はしめ、金20円を支払ひ、尚其の謝礼として英貨10磅を同女将に与へたり。

7）関釜連絡船に乗船の為、門司より汽船を以てするを危険とし、帆船を命し置き、前記女将に仁川迄の同行を求め、日没後２名は人力車にて家を出て、帆船所在の海岸に赴かんとしたるに、途中前夜逃げ出したる旅館前を通過し、再ひ家人に認められ車を急かせたりしも、已に遅く到着地点に下車すると同時に憲兵と刑事とに逮捕せられ、翌７日訊問を受け、同夜11時20分門司発護送せられて、８日午後５時20分大阪著、同８時45分大阪俘虜収容所に収容す。

5．処置

1）６日午前４時頃、収容所衛兵賄方は、日直士官上田大尉に対し、本日収容所に来る途中、車夫より聞き得たりとて、次の事を語れり。昨夜10時30分頃、西区薪（ママ）炭屋町藤永田造船場附近に於て「ハッピ」を纏ひたる西洋人人力車に乗り、大阪駅に到り、車夫に金２円を与へたり、或は俘虜逃亡したるにあらすや。

2）上田大尉は之を聞くや、午前６時、俘虜の日朝点呼を実施するに方り、特に注意したりしも、下士以下には異状なきを確認し、准士官の人員は２名の日直准士官の報告によりて異状なきを承知し、将校は其の将校たるの地位に鑑み彼等を信し（将校の人員報告は日夕点呼の際１回実施せしめつつあり）、此際特に調査することなく、異状なきものと認め、同大尉は所長自宅へ電話を以て、賄方より聞きたること及人員調査に於て異状なきことを報告したり。

3）６日午後３時30分頃、地方人俘虜「フォンコスロブスキー」、医務室に於て治療を受けつつ、俘虜大主計「アルテルト」の逃走したることを上田大尉は知れるやと潜に看護長に告けたるにより、取調に着手したるに、居室に配列したりし諸物品は悉く取片付けられ、遺留品に就き調査するに重要物品の如きは皆無にして、逃走したる形跡明瞭となり、直に師団司令部に急報し、憲兵隊及九条警察署に夫々通知手当方を依頼したり。

4）５日午後１時15分頃、俘虜「ハツス」中佐は俘虜日直将校補助「レーマン」中尉に「アルテルト」主計の収容所にあらさる旨を通知したるを以て、「レーマン」中尉は「アルテルト」居室を視察し、同20分頃事務室に来り、日直士官丹羽中尉不在なりしを以て柿原通訳へ日直士官へ報告し度きを以て、丹羽中尉事務室に帰来せは、直に通知せられ度旨を講ひ去れり。垣原通訳は只丹羽中尉に対し、俘虜日直将校届告し来りたりとのみ告けたり。

俘虜中尉「レーマン」は柿原通訳に講ひ置きたるも、更に通知せられさるを以て上番俘虜日直「ゲーデツケ」工兵中尉に申送りたり。

5）「ゲーデッケ」は日夕点呼の際、丹羽中尉に大主計「アルテルト」を除くの外、将校の人員に異状なしと報告したるも、同中尉及随行したる柿原通訳共に其の報告を将校人員異状なしと誤聞し、「アルテルト」主計の逃走に気付さりしものなり。

6）イ．俘虜将校准士官共に毎日、日朝夕両点呼に整列せしめ、人員を点呼することとせり。

ロ．一般俘虜所外運動を停止せり。

6．責任者の処分

1）酒保商人田伏勝三郎に対しては、契約の履行不確実なるものと認め、所長は将来出入りを差止めたり。

2）所長は所員以下に対し左の如く処分せり。

陸軍通訳　柿原　貞

大正４年９月５日、日直通訳勤務中前夜逃走したる「アルテルト」に関する俘虜日直将校の報告を軽率に聞き流したる結果、其の発覚を遅延したるに依り、譴責（大正４年９月11日処罰）。

陸軍歩兵大尉　上田　虩

大正４年９月４日、日直勤務中、同夜俘虜海軍大主計「アルテルト」か変装して脱柵逃走せるを知らす、翌５日朝俘虜逃走に関する兆候を知りたるに拘らす、従来の慣例上将校の人員検査を行はさりし

為、同月６日に至る迄、之を発見し得さりしは日直士官として監視不十分なるのみならす、且つ俘虜逃走の際変装に用ひたる法被類を、酒保に於て所員の許可なくして販売せられたるに拘らす、酒保委員主座として、又高級所員として監視不行届にして、之を察知せさりしにより軽謹慎10日に処す（大正４年９月11日処罰）。

俘虜独逸海軍大主計「アックス・アルテルト」

大正４年９月４日夜、日本労働者の服装に扮し、収容所を脱柵し逃走したるにより重謹慎30日に処す。

３）衛戍司令官は大阪俘虜収容所長陸軍歩兵中佐菅沼来を左の如く処分せり（９月15日）。

大正４年９月４日、其の収容所の俘虜海軍大主計「アルテルト」か変装して脱柵逃走せしに気付かす、然かも同月６日に至る迄之を発見し得す、又予て酒保商人より変装被服を購買、逃走の準備をなしありしに気付かさりしは、全く平素に於ける部下の監督並に俘虜監視上の注意不行届の致す処なりと認む、仍て軽謹慎５日に処す。

○131号其４　第四師団俘第94号　10月４日

俘虜逃走に関する責任者追加の件報告

大正４年10月１日　　第４師団長　仁田原重行　印

陸軍大臣　岡市之助殿

客月18日俘第90号を以て報告の大阪俘虜収容所収容中の「アルテルト」海軍大主計逃走に関し、責任者の処分左記追加及報告候也。

左記

１．騎兵第４聯隊長は当時俘虜収容所々員たりし、陸軍騎兵中尉後藤外馬を次の如く処分せり。

大阪俘虜収容所々員として在勤中、酒保委員の職に服し、酒保商人か認可外の商品を俘虜に販売したるに気付かさる為めに逃走に便宜を与ふるの結果を来したる科、軽謹慎３日（大正４年９月14日処罰）。

２．第４師団経理部長は当時俘虜収容所々員たりし、陸軍２等主計丸山康彦を左の如く処分せり。

大阪俘虜収容所在職中酒保委員として、販売品たる蓑笠等の納入検査に当り、其の特種品なるを以て、慎重の議を要することに気付かすして検査を了し、之れか為俘虜の逃走に便せしめたるは不注意とす、依て軽謹慎３日（大正４年９月30日処分）。

⑤俘虜間軋轢に関する件（大正４年12月２日）

○欧受第2642号　俘虜間軋轢に関する件　　憲兵司令部

副官より大阪俘虜収容所長へ照会案（欧発、衛戍司令官経由）。

本月上旬「アルサスローレン」出身１俘虜に対し、多数の俘虜暴行を加へし事実有之候趣の処、未た何等の報告無之。至急右顛末通牒相成度候也。

○欧受第2642号

憲警第270号

十数名の俘虜、１名の俘虜に暴行を加へたる件報告

大正４年12月11日　　憲兵司令官　橋本勝太郎　印

陸軍大臣　岡市之助殿

別紙の通大阪憲兵隊長より報告有之候に付及報告候也。

十数名の俘虜、１名の俘虜に暴行を加へたる件報告

12月２日午前９時35分大阪俘虜収容所に於て、アルサスロートリンゲン出身の１俘虜、純独逸人の為に暴行を受け微傷を負ひたり。状況左の如し。

１．加・被害者の氏名

大阪俘虜収容所俘虜

加害者　アドルフ・スタンジー　Adorf. stange

外15名（別紙の通）

被害者　アニセット・ベッカー　Aniset. begger　23年

2．暴行の原因

10月24日、俘虜情報局経由、東京駐剳仏国大使より、俘虜アドルフフンケラー宛、「1914年8月5日付仏国法律に由り、現今アルサスローレン在住の元仏国民にして、仏国に帰化せんとする者は許可せらるべきに依り志願なれば、其の手続きを履行すへし」云々の書翰と、該法律写とを送付し来れり。右の通牒に対し、フンクラーは帰化を志願せさりしか、他の俘虜前記アニセット・ベッカーが志願を申出たるに依り、俘虜収容所に於ては之か手続を為したるに、11月15日仏国大使館アンドレーより、更にベッカーに対し、フンクラーに宛て送り越したると同様の書類を送付し来りたるを以て、収容所に於ては之をベッカーに示し、ベッカーは11月18日帰化に関する一切の手続を了せり。

右ベッカーが帰化の手続を了したること、何時とも無く俘虜一般に知れたるに、純独　逸人俘虜はベッカーの行為を憤慨し、ベッカーに対し暴行を加へんとする気勢を示すに至れり。

3．暴行の状況

ベッカーは他の純独逸人俘虜が、自己に対し暴行を加へんとする状勢あるを察知し、右趣収容所附歩兵大尉上田虔に申出たるに、上田大尉は収容所長に報告し、結局ベッカーを保護する為収容所営倉内に離隔することにせり。

依てベッカーは、従来の自己の居室より新居室営倉内に所持品一切を運搬せし為、衛兵1名の監守にて小使1名の助力を受け、所持品運搬中第2回目に前掲の場所に於て他　の俘虜15、6名に包囲せられ（但し附近屋外には多数の俘虜群集しありたり）、麦酒壜、土、石又は蜜柑の皮等を投付けられ、或は唾を吐き懸けられ、或は手にて殴打せられた　るより辛ふして包囲を脱し、収容所事務室に至り急を報したり。当時事務室には収容所附歩兵中尉丹羽哲助執務しありしが、直に現場に駈付け、前記監守の衛兵と共に其の暴行を制止し、又衛兵司令は急を聴き、衛兵5名に着剣せしめ現場に到着したるに、此時俘虜は已に解散し居りたり。

ベッカーは前記の暴行に依り、右眼下方に約指示頭大の擦過傷を負ひたるも、受診するに至らす治癒せり。

4．爾後の処置

爾後収容所に於ては加害者を取調へたるも、各俘虜は何れも加害を否認し、自白する者無きより、収容所長は加害者判明する迄下士官以下一般に酒保に就くことを禁し、且本国への通信を差止むる等、協同制裁を加へたるに12月8日に至り加害者は前記の通り、スタンヂー外15名なる旨自白したり。

右に付収容所長は各加害者の処分に関し、衛戍司令官の指示を求めつつあり。

1　Bienz　ビーンツ
2　Adorf　Stonge　アドルフ　スタンゲー
3　Frang　Norstoman　フランツ　ノルストマン
4　Wilhelm　Olsihak　ウイルヘルム　オスザック
5　Petke　ペトケー
6　Heinrich　Stabel　ヘンリー　スターベル
7　Hermann　Stahlsihmidt　ヘルマン　ストールシェミード
8　Gustov　Kiezsling　ガスタブ　キースリング
9　Yosef　Schohs　ヨセフ　ヒヨース
10　Yosef　Patzecke　ヨセフ　パチェック
11　Zenker　ツェンケル
12　Zwingman　ツブングマン
13　Yosef　Knordt　ヨセフ　クノード
14　Hofer　ホーフェル
15　Habner　ハーブネル
16　Karl　Zoll　カール　トル

○欧第2641号其1

憲警第271号

10数名の俘虜、1名の俘虜に暴行を加へたる件続報

大正4年12月14日　　憲兵司令官　橋本勝太郎　印

陸銀大臣　岡　市之助殿

既報（12月11日　憲警第270号）、10数名の俘虜、1名に暴行を加へたる件に付、大阪憲兵隊長より別紙の通通報有之候間、及報告候也。

10数名の俘虜、１名の俘虜に暴行を加へたる件続報

12月11日、憲警第270号既報大阪俘虜収容所に於て、俘虜ベッカーに暴行を加へたる、 スタンゲー外15名は､12月10日大阪俘虜収容所長より､所内の秩序を紊したる科により、 各重営倉10日に処せられたり。(了)

○至急　欧第2642号其２

第四師団俘第119号

俘虜行為に関する報告

大正４年12月23日　　大阪衛戍副官　西谷幸吉　印

陸軍省副官和田亀治殿

去る12月２日、当大阪俘虜収容所に於て仏国帰化希望の俘虜に対し、他の俘虜之を察知　し、激昂の余り之を殴打せんとせし事件あり。調査の結果、左記の通に付、及報告候也。

左記

1．大正４年12月２日、俘虜ロートリンゲン産「アニセット・ベッカー」は、其の仏国帰　化希望者なるを察知せられしか為、他の俘虜より危害を加へラレントスルノ状あるを所　員に訴へ出しを以て、所員は直に之を隔離するに決し、衛兵１名、小使１名を附し、其　の室の荷物を取出さしめ、護衛して事務室に来らんとするの途中、他の俘虜之れを知り、25、６人群集し来り、瓦石空壜等を投し、或は手にて殴打せんとして「ベッカー」に逼　りしも、衛兵及所員の制止に依り沈静したり。而して俘虜「ベッカー」は、頬部に極めて軽微なる擦傷を負ひたり。

2．右の行為は、全く俘虜「ベッカー」に対する激昂にして、毫も収容所職員若は衛兵に　抗するの意にあらさるも、所内の秩序を紊乱したるを以て、深く彼等を懲戒するの要あるを認め、所長は暴行者の自白を要求せしも、直に自白せさるを以て、翌３日午後４時迄に自白せされは、酒保及郵便の発受を停止する旨、俘虜全般に申渡したり。然るに、仝時に至るも自白する者なきを以て、爾後酒保及郵便の発受を禁止して、彼等の自白を促したるに、12月７日午後４時に至り、左記16名の自首者を出したり。

3．自首者審問の結果、彼等の行為は、単に俘虜「ベッカー」に対する一時的敵愾心発作に依り、激昂の余り出てたる止り、特に予め共謀せるものにあらす。且つ彼等は其の行為の収容所の取締規則上不穏当なりしを自覚し、誠に相済むまさりしと大に後悔し、亦他に何等関係する所なきを以て、深く彼等の将来を戒め各重営倉10日に処分したり。

4．俘虜兵卒「アニセット・ベッカー」は、本年10月27日及11月18日の両回に亙り、俘虜情報局を経由して来りし、仏国大使の仏国帰化勧告に対し、仏国軍隊服役志願書及之に相当する宣誓書を呈出せし者なり。

5．其の後、俘虜は一般に静粛に規則を遵奉し、何等平常に異なる処なし。該当事件は全く一時の激昂心に基くものと認む。

左記

海軍一等砲兵	カール・ドル
同	ウイルヘルム・オルシャック
海軍二等砲兵	ヘルマン・スタールシュミット
同	アンドルフ・スタンゲ
同	ヨーゼフ・パスチエツク
同	ヨーゼフ・ヘース
同	アンドルアス・ソウンクマン
同	ゲオルヒ・ペトケ
同	グスターフ・キースリング
同	ハインリッヒ・スターベル
同	ヨーゼフ・クノート
同	ラインホルト・ツエンカー
海軍二等焚火兵	フランツ・ホルマトマン

海軍歩兵卒　　カスパル・ホーヴェル
海軍工兵卒　　アルツール・ハブナー
海軍一等砲兵　エミール・ビーインツ

○欧第2642号其3　大阪衛戍司令官経由
大俘発大189号
俘虜間軋轢に関する件回答
大正4年12月24日　　大阪俘収容所長　菅沼　來　印
陸軍省副官　和田亀治殿
本年12月21日欧発第1761号照会に基き、本月上旬、当収容所収容俘虜間の行為に関する顛末、左記の通及通牒候也。
左記
1．大正4年12月2日、当所俘虜ロートリンゲン産アニセット・ベッカーは、其仏国帰化希望者なるを察知せられしか為め、他の俘虜より危害を加へられんとするの状あるを、所員に訴出しを以て、直ちに之れを隔離するに決し、衛兵1名、小使1名を附して、其の室より荷物を取出さしめ、護衛して事務室に来らしめんとするの途中、他の俘虜之れを知り、約25、6名来りて激昂の余り、瓦石又はビール空壜等を投し、或は手にて殴打せんとしてベッカーに逼りしも、衛兵及所員の制止に依り沈静したり。而して俘虜ベッカーは、頬部に極めて軽微の擦傷を負へり。
2．右の行為は、全く俘虜ベッカーに対する激昂にして、毫も収容所職員若くは衛兵に抗するの意にあらさる如きも、所内の秩序を紊乱したるを以て、深く彼等を懲戒するの要ある為め、暴行者は自白すへく、翌3日午後4時迄に自白せされは、酒保及郵便の発受を停止する旨、俘虜全般に申渡したり。然るに、仝時に至るも自白する者なきを以て、爾後酒保及郵便の発受を禁止して、彼等の自白を促したるに、12月7日午後4時に至り、 左記16名の自首者を出したり。
3．審問の結果、彼等の行為は、単に俘虜ベッカーに対する敵愾心の発作に依り、激昂の余り出てたる止まり、特に予め共謀せるものにあらさるを知り、且つ彼等の其行為は収容所取締規則上不可なるを自覚したると、他に関係する所なきを以て、深く将来を戒め各重営倉10日に処分したり。
4．俘虜兵卒アニセット・ベッカーは、本年10月27日及11月18日の両回に亘り、俘虜情報局を経由して来りし、仏国大使の仏国帰化勧告に対し、仏国軍隊服役志願書及之に相当する宣誓書を呈出せし者なり。
左記
海軍上等砲兵　カール・ドル
同　　ウイルヘルム・オルシャック
同　　エミール・ビーインツ
海軍二等砲兵　ヘルマン・スタールシュミット
同　　アンドルフ・スタンゲ
同　　ヨーゼフ・パスチエツク
同　　アントルアス・ソウンクマン
同　　ゲオルヒ・ペトケ
同　　グスターフ・キースリング
同　　ハインリッヒ・スターベル
同　　ヨーゼフ・クノート
同　　ラインホルト・ツエンカー
海軍二等焚火兵　フランツ・ホルマトマン
海軍歩兵卒　　カスパル・ホーヴェル
海軍工兵卒　　アルツール・ハブナー
5．本件は12月14日、大阪衛戍司令官に報告、及大阪憲兵隊長に通報せしを以て、大臣へ特報せさりし。

⑥帰化希望者隔離の件（大正4年12月28日）

○欧受第25号　大阪衛戍司令官経由

大俘虜192号　　第4師団経由俘第1号　　大正5年1月4日

日本帝国帰化希望俘虜隔離の件報告

大正4年12月28日　　大阪俘虜収容所長　菅沼　來　印

陸軍大臣　岡市之助殿

大阪俘虜収容所俘虜第653号

独逸ブランデンブルグ州伯林市産　職業商館書記

国民軍　　リチアード、トロイケ

西暦1875年9月15日生

右俘虜は予て日本帝国帰化希望者にして、別紙願書を呈出し来り候に付、一応取調候処、左記の通にて、他の俘虜と軋轢を生するの虞有之、所内に於て隔離致候条、此段及報告候也。

左記

1　俘虜「リチヤード、トロイケ」は1900年10月28日、其本国より上海に来リテ以来約6ヶ月間、北京、天津、日本を旅行し、上海に戻り、爾来同地に於て「パウルベーゲンス」「マツクスフェヒナー」及「ウインクラー」諸会社に書記として従事し、今より7年前　青島に於て日本婦人井伊ソノナルモノと結婚し、1男1女を挙け、尚目下懐妊中なり。

2　「トロイケ」の父母は死没し、兄弟姉妹各1人あるも約10年間音信不通にして、亦財産としては青島に家屋を所有するのみ。

3　目下青島には妻子あり、自己の家屋を有するの外、3軒の家を監理し、其の家賃の1割は手数料として自己の収入に帰し、月収約115円を有すと云ふ。

4　「トロイケ」は其の妻の日本人たるの故を以て、青島に居住以来、独人間に疎せられ、尚俘虜間にも彼れか日本に意を寄せつつあるを奮概し、常に嫌忌せられあるの状態なり。

訳文

歎願書

大阪木津川俘虜収容所に俘虜として収容せられ居る、目下独逸臣民たるトロイケは、謹んて閣下に左の歎願を提出致候。

私は茲に独逸の国籍を棄てて日本臣民たらんことを希望致候。私は既に昨年12月の末、青島軍政署に一度此の歎願を提出せしも、今日に至るまで何等の御回答なきを以て、茲に再ひ之を提出するに至りたる次第に御座候。御熟考の上何卒私の希望を容れられんことを御願申上候。私は本年40歳に相成り、商店の雇員を務め居り、20年以来支那に居住し、其内15年間は独身青島に滞在し、目下日本人の業務に従事致居る者に有之。7年前日本の婦人を娶り3人の子供を有し居り候。愚妻は播磨家島の生れにて、私との結婚に由り、独逸国民と相成候。されと愚妻は独逸臣民たるよりは日本臣民たるを好むを以て、且私も此の戦争後は日本に留まる所存なるを以て、茲に帰化の歎願を提出するに至りたる次第に御座候。私は青島治徳通18番地に自宅を有し、愚妻は目下此処に滞在致居候。私は職務柄不適当なるか故に、日本国に敵対して軍務に従事することをなささりしのみならす、却て始終日本人に多大の利益を与へそ売ろう。之か為日独戦争の初め、私は青島の独逸人より日探の嫌疑を受けたる位に御座候。独逸人は私に対して斯の如き嫌疑を懐けるを以て、又私か日本人を妻とせるか故に、青島の独逸官憲並に其住民より甚しく虐められしのみならす、目下当所独逸人よりも激しく苦しめられ居るを以て、尚ほ私は今迄始終独立独行して毫も独逸人の御恩を蒙りたるにあらさるを以て、今回急に独逸人との関係を絶たんと決心するに至りたる次第に御座候。

前述の如く、私は20年異状も独逸国に居らさるか故に、若し青島に始終滞在せさりせは、私は夙に独逸の国籍を失ひたりしならんも、私は此帰化の歎願を提出するに当り、私か従前始終為し来りし如く、日本の法律を忠実に遵奉し以て忠節有用成る日本帝国臣民たらんと欲する者なることを、茲に明言致候。此事件に関しては何卒秘密に御相談被成下度御願申上候。何となれは、私は許可の御回答を希望するか故に、若し最後の決定を見るに先ち、私の希望の少しにても自国民より発覚せらるゝことあらんか、私は直に彼等の侮辱を蒙るへきを予期するか為に御座候。成る可く速に御回答の程願上候。

大正4年12月25日　　ト　ロ　イ　ケ

陸軍大臣閣下

二伸
私は未た十分に日本語の智識を有せす。又英語にて書きたれはとて、別に歎願の趣意に悖るものにもあらさるへしと信するか故に英語を認め申候。

⑦所在不明の俘虜発見報告（大正４年12月30日）

○欧受第17号
電報　　１月１日午後３時20分発　午後４時35分着
陸軍大臣宛　　大阪衛戍司令官発
四師一．大阪俘虜収容所へ収容中の俘虜兵卒「ストルプ」「ケルン」の２名、所在不明なるを、本日午後８時発見す。目下捜索中。
付箋　本日午後８時とあるか、本電報発信は午後３時20分なり。憲兵司令部報告と綜合するに、本日は誤りならんと思はる

○欧第17号其１
電報　　１月１日午後５時10分発　午後６時５分着
陸軍省宛　　大阪俘虜収容所発
本日朝点呼に際し俘虜兵卒、「ストルフ」「ケルン」の２名逃走せること発見す。目下捜索中。

○欧第17号其２
電報　　１月１日午後５時15分発　午後６時21分着
陸軍省宛　　大阪俘虜収容所
今朝報告の逃走者俘虜２名、只今収容所付近を徘徊中逮捕収容せり。

○欧第17号其３
電報　　１月２日午前10時40分発　午前11時15分着
陸軍大臣宛　　大阪衛戍司令官
四師二．四師一を以て報告せし俘虜ストルフ、ケルンの二名は、昨日後四時俘虜収容所　西方3000米突の道路にて取押へ、目下取調中。

○欧第17号其４
俘虜逃走に関する件報告
大正５年１月４日　　憲兵司令官　橋本勝太郎　印
陸軍大臣　岡市之助殿
別紙の通大阪憲兵隊長より報告有之候に付及報告候也。

俘虜逃走に関する件
海軍二等砲兵　マツトイブ・ストルフ
当24年
同　　ケルン
当24年

右大正４年12月31日午後８時30分頃より、仝５年１月１日午前８時頃迄の間に逃走したる旨、俘虜収容所より通知を受け、所在捜索中の処、１月１日午後４時頃、警察官に於て取押へらる。状況左の如し。
１．12月31日午後８時30分、日夕点呼の際、収容所附歩兵大尉上田虔、人員検査をなしたるに異状なく、１月１日は朝点呼を行はす。午前９時30分頃、俘虜日直将校に現在人員を報告せしめたるに、初めて２名の不足者あるを発見したるものなり。

2．地方警察官と連繋を保ち捜索中、２名は１月１日午後４時頃、大阪俘虜収容所西南方約1500米突木津川渡船場所付近を徘徊中、警察官に於て発見収容所に引渡したり。
3．両名の申立に依れは、両名は平素居室を異にするも、同郷且つ同隊出身なるを以て、12月23日頃より逃走せんと謀り（他に共謀者なし）、12月31日午後８時半頃（１名は午後10時半頃）収容所東側の木柵を越へ脱出したる旨申立つるも、信を措き難き点ありて、取調中なり。
4．逃走者の携帯品は両名とも紺絨製冬水平服に霜降絨の鳥打帽を着し、ズック製雑嚢に菓子、シャツ類を入れ携行し、現金は34円所持せし趣なるも、16円を費消し残金18円を所持し居たり。
5．逃走の目的に就き、両名は収容所附近の空気は不潔なるにより、新鮮の地に散歩する為め、及日本特に神戸地方を見物したき意思なりしと云ひ居れり。目下収容所仮営倉に入れ取調中なり。

○欧第17号其５　衛戍司令官経由

大俘発第一号
俘虜逃走の件報告
大正５年１月１日　　大阪俘虜収容所長　菅沼　來　印
陸軍大臣　岡　市之助殿
俘虜番号　第166号　　二等砲兵　ルードルフ・ケルン
同　　第227号　　同　　マツテール・ストルフ

右者大正５年１月１日午前８時30分、人員を調査せし際不在せることを発見し、其居室及附近を取調たるに、逃走したる形跡歴然たりしを以て、憲兵隊及警察署に急報し、之か捜索を依頼し、別に衛兵の人員を以て附近約2000米突以内を捜索せしめたるも発見せす。

其所持品并に着装を調査するに紺絨水兵衣袴を着用し、水兵帽を冠りたるものの如く、金銭の所持高に関しては30円以上を所持するを禁しあると、現役兵卒なるとの故を以て多くを所持せさるものと認めたり。而して逃走日時に就ては、昨12月31日午後８時、所員上田大尉日夕点呼を実施し、人員に異状なきことを確めたるを以て、昨夜８時より今朝８時迄の間にあるものの如し。右俘虜と同室及親交ある俘虜等に就き、此逃走につき関知せる者乃至共謀せる者あるへきの見込を以て、広く個人毎に取調たるも得る所なかりしか、午後３時頃収容所西方約3000米突の桜セメント会社付近に、怪しき外国人徘徊せるの報により、当所詰巡査及憲兵上等兵出張し現認したるに、果たして右俘虜なりしを以て逮捕し帰還せり。

右逃走俘虜の犯行及処分に就きては目下取調中なり。
右及報告候也。

○欧第17号其６

憲警第16号
俘虜逃走に関する件続報
大正５年１月11日　　憲兵司令官　橋本勝太郎　印
陸軍大臣　岡市之助殿
既報（１月４日憲警第１号）俘虜逃走に関する件に付、大阪憲兵隊長より別紙の通り続報有之間、及報告候也。
俘虜逃走の件
1．逃走の日時
俘虜の自白及其他の状況に依り、12月30日夜逃走したることを確め得たり。
収容所に於ては、毎日午前８時及午後８時の両回、人員検査を実施しつつあり。而して30日午後８時及翌31日午前８時には、日直将校歩兵中尉丹羽哲助人員を検査し、31日午後８時半には日直将校歩兵大尉上田虁人員を検査したるに、30日人員検査後、俘虜の逃走したるに全く気付かす、１月１日午前の人員検査に上田大尉は降雨の為、平素の如く室外にて人員を検査する能はさるより、俘虜日直下士に命し、班毎に人員検査を実施し、筆記報告せしめたるに始めて２名の不足を発見せるものなり。
2．逃走の場所
逃走俘虜は、最初収容所東方の板塀を乗越へ逃走したる如く申立てたるも、其の後の自白に依れは、収容所内酒保東南方竹垣を破り脱出し、其後収容所表門南方板塀下の地を堀りたるに、地中に板塀柱を支ふる

為横木を埋めありて通過し難きを以て、２名とも同所の板塀の上を越へ脱出したる旨申立て、現に該板塀には土砂付着し踰越したる痕跡あ　り。

３．脱出後の経路

12月30日夜脱出後、収容所の西南方約200米突木津川右岸に繋留しある、大阪市西区八幡屋町岡部役五郎所有の和船を窃取し、之に乗り２名にて漕き、先つ神戸に向ふ目的　にて、大阪築港外西南部を通過し、12月31日午前10時半頃兵庫県武庫軍深江沖約２里の処に至り、当時同所に於て遭難沈没船捜索中の、神戸市栄町通３丁目井口金太郎方古川寅吉以下３名に出会し、４、５間先に近接し、内１名の俘虜は紙幣の如きものを手にし、「上海」々々と呼ひたるも、古川以下は捜索従事中の為、之に取合はさりしに、更に同郡御影の海岸に向ひ漕き去れり。

俘虜等は午後２時半頃御影沖に到りたるに、此時兵庫県武庫郡今津村武庫宇之助外２名か出漁し終り帰村せんとする途中なるを認め、手真似にて曳船を求めたるに、武庫は之に応し曳船し、居村今津村方向に向ひたるに俘虜は今津沖約十町の点迄来りたる頃、曳船を謝りたるため、武庫は曳船を止め、自己の船のみ帰村の途に就きたり、此際武庫は俘虜より金弐拾銭を与へられたりと申立て居れり。

其後俘虜は２名にて漕き、12月31日午後４時半頃、兵庫県武庫郡鳴尾村字中津附近に至り、自己の乗用せし船を放棄して上陸し、附近一農家の積藁中に仮眠し、１月１日早朝、其附近及武庫川沿岸を徘徊したるに、到底逃走の目的を達する能はさるものと思ひ、逃走を断念し、武庫川左岸丸島に出て、金15円にて「大阪セメン」々々と唱ひ、 同村漁民杉本一太郎外５名を雇ひ、１隻の漁船に乗り、言語不通の為、手真似にて大阪築港内に入り、木津川右岸桜セメント会社西方に上陸し、収容所に帰還の目的にて１月１日午後４時、其附近なる木津川５番渡船場右岸南恩加島町堤防通行中、附近捜索中の警察官に発見取押へられ、収容所に引渡されたるものなり。

俘虜の経路に就て収容所長菅沼來は、所員及憲兵を伴ひ、１月日俘虜と同船、取調たるに、俘虜は夜中且地理不案内なる為、確実なる地点の記憶無く、捜査の結果如上の経　路判明したるものなり

４．連絡者の有無及爾後の処置

俘虜２名共謀の上逃走せしは、俘虜の自白其他に依り明白なるも、他に所内に共犯者無きや、目下俘虜収容所に於て取調中。

収容所以外に於ては連絡者と認むへき者を認めす。逃走俘虜に対しては収容所長に於て検察処分中なり。（了）

○欧第17号其７

第四師団俘虜第４号

俘虜逃走に関する件報告

大正５年１月12日　　大阪衛戍司令官　仁田原重行　印

陸軍大臣　岡市之助殿

大阪俘虜収容所収容中の俘虜２名逃走に関する件、左記及報告候也。

左記

１．等級氏名　二等砲兵　　ルードルフ・ケルン

　　二等砲兵　　マツテーン・ストルフ

２．逃走の日時、大正４年12月30日午後８時30分頃

３．逃走発見月日時　大正５年１月１日午前８時頃

４．逃走の場所及手段　収容所俘虜廠舎構内西北側にて、医務室東南空廠舎間の竹柵を潜り、表門西南方約40米板塀を越へ逃走、夫れより収容所南方約200米沖見橋下に繋きありし空船を窃取し、之に乗りて築港外の海上に漕き出て、附近に在りし漁船に曳かれ尼　崎沖を西航し、翌31日午前４時30分頃、窃取せる船を海岸に放棄し上陸今津の東中津）し、神戸に向ひ昼夜海岸に沿ふて（御影付近ならん）歩行したるに、目的を達せす。翌朝に至り遂に逃走を断念し、再ひ収容所に帰還せんと決心し、海浜（武庫川左岸丸尾）に出て、漁船を雇ひ、金15円を払ひて漕出て、収容所西方約3000米桜セメント会社附近の海岸に上陸して、収容所に向ひ帰還歩行中、１月１日午後３時30分頃警官及憲兵の為に逮捕せられたり、而して以上は１月４日に至り遂に自白したる事実なり。

５．12月31日朝夕両回の点呼に於て、逃走不在なるを発見し得さりしは、全く他俘虜の巧に其の不在を欺

瞞したるによるものと推定し、目下其の俘虜を捜査中なり。
6．逃走の俘虜に対しては、共謀及窃盗罪の見込を以て刑法処分に附せんとす。
7．責任者の処分、責任者にかんしては目下取調中。

○欧第17号其8
第四師団　俘第九号
俘虜逃走に関する責任者処罰の件報告
大正五年二月五日　　大阪衛戍司令官　仁田原重行　印
陸軍大臣　岡市之助殿
本年1月12日俘第4号を以て報告の俘虜逃走に関する責任者、左記の通処分候条及報告候也。
左記
陸軍歩兵大尉　　上田　虔
俘虜取締に関しては特に力を尽しつつありたるに拘らす、大正4年12月31日日直服務中、同夜人員点呼に於て逃走俘虜二名の不在を発見し得さりしは、猶注意の足らさる点あり、依て譴責す（処罰者収容所長）。
陸軍歩兵中尉　　丹羽　哲助
俘虜取締に関しては特に力を尽しつつありたるに拘らす、大正4年12月30日日直服務中、同夜2名の俘虜脱柵逃走せるあり、翌31日朝人員点呼に之を発見し得さりしは、猶注意の足らさる点あり、依て譴責す（処罰者収容所長。）
陸軍歩兵中佐　　菅原　來
俘虜取締に関しては屡々訓示する処ありしにも拘らす、大正4年12月30日夜、俘虜2名脱柵逃走するに当り、大正5年1月1日朝点呼迄之を発見するを得さりしは、平素部下の監督不充分なるによるものと認む、依て譴責す（処罰者衛戍司令官）。
陸軍歩兵大尉　　上田　虔
右大正4年12月31日、日直勤務中、同夜人員点呼に於て逃亡俘虜の不在を発見し得さりしは、其の勤務確実を缺くものと認む、仍て更に軽謹慎四日に処す（衛戍司令官加罰）。
陸軍歩兵中尉　　丹羽　哲助
右大正4年12月30日より日直服務中、翌31日朝人員点呼に於て逃亡俘虜の不在を発見し得さりしは、其の勤務確実を缺くものと認む、仍て更に軽謹慎四日に処す（衛戍司令官加罰）。

⑧独逸俘虜入獄理由に関する件（大正5年5月10日）

○政送第119号　欧受第625号
大正5年5月10日
外務次官　幣原喜重郎　印
陸軍次官　山田隆一殿
独逸俘虜入獄理由に関する件
今般在本邦米国大使より、客年7月5日大阪監獄に投せられたる俘虜Pospichi、Poesche、Liebmann 3名の罪跡は、単に俘虜収容所より逃走したるに止る次第なるや承知したき旨、独逸政府の依頼に依り、別紙写の通問合越候に付、右に対し如何回答し可然哉、何分の儀御回示相成度、此段及照会候也
＜別紙＞
1916年5月6日　　東京駐剳米国大使
石井外相宛
第四師団軍法会議か独乙人俘虜、フリドリヒ・ポスピヒ、ヘルマン・ポエシュケ、及ルードイック・リープマンの3名に対しなしたる宣告（ママ）、及仝人等か昨年7月5日大阪監獄へ移禁せられたる件に関し、在伯林米国大使を経て左記照会致し置く候条及移牒候也。
左記

此峻厳なる宣告は収容所より逃亡せしとの理由以外に他の理由をも含むや否や（了）

American Embassy.
No.517 Tokyo, May 6, 1916.

Your Excellency:

I have the honour to inform Your Excellency that the German Foreign Office, through the American Ambassador at Berlin, has requested information regarding the sentences imposed upon three German soldiers, Friedrich Pospich, Hermann Poeschke and Ludwig Liebmann, by the court martial of the Fourth Japanese Division. The soldiers in question were removed to the Osaka Prison on the 5th of July last and the German Foreign Office is desirous of knowing whether the sentences to justify their severity were imposed for reasons other than escape from the camp where the three soldiers were interned.

I avail myself of this occasion to renew to Your Excellency the assurances of my highest consideration.

(Signed) George W. Guthrie.

His Exllency
Baron Ishii,
H. I. J. M.' s Minister for Foreign Affairs,
&c., &c., &c.,

○欧受第625号
独逸俘虜入獄理由に関する件
○次官より外務次官へ回答案
在本邦米国大使より申越有之候趣を以て、本月10日附政送第119号を以て御照会の趣了承、右は同人等が共謀して大阪俘虜収容所を脱出したる行為に対し、俘虜処罰に関する法律を適用して、所定の刑期の範囲内に於て処断したるものに有之。又之を大阪監獄に移送したるは外国人に対する刑の執行は、其設備ある普通獄に於てするの事例あるか為に外ならす候に付、本件米国大使の照会に対しては、可然御回答相成候様致度事及回答候也。
＊（付箋）
「独逸俘虜ポスビッヒ、ベーシュケ及リープマン３名は、本国より到来せる絵はがきを見、望郷の念に駈られ、共謀の末、昨年６月18日夜、相携へて大阪俘虜収容所を脱出し、中立国の船舶に搭乗し、上海、馬尼剌、若は米国を経て帰国せんと欲し、神戸に奔る途中逮捕せられたるものにして、軍法会議は其の共謀逃走の所為に対し、俘虜処罰に関する法律第３条を適用し、ポスビッヒを禁固２年６月、ペーシュケ及リープマンを各禁固２年に処したり」

⑨俘虜受刑者仮出獄の件（大正５年６月12日）

○欧受1640号　６月19日　第５号
電報　６月19日午前10時25分発、55分着
陸軍大臣宛　大阪俘虜収容所
俘虜兵卒ポスピヒ、ポエルシュケ、リーブマンの３名、昨夜９時より今朝６時までの間に逃走す。柵を越へて出たる形跡あり。

○欧第1640号　其１　第７号
電報　６月19午前11時40分発　午後０時20分着
陸軍大臣宛　大阪衛戍司令官
四師一四、大阪俘虜収容所収容中の俘虜水兵３名、昨18日午後９時より本日午前６時までの間に逃亡せし

を発見し、目下捜索中。

○欧第1640号　其2　第6号
　電報　6月20日午前9時発　午前10時8分着
　陸軍大臣宛　　大阪衛戍司令官
四師15、昨19日四師14を以て報告したる逃亡の俘虜は、昨19日后10時40分、3名共、大阪築港附近にて逮捕せり、目下取調中。

　20日午前1時30分
　憲兵司令部より電話報告
俘虜3名（水兵）、18日午後9時頃より19日午前6時頃迄の間に逃走せしか、19日午後9時45分、大阪市三条通派出所にて逮捕し直に俘虜収容所に引渡したり

第二号
　電報　6月18日午後11時40発、20日午前0時15分着
　大臣宛　堀江　大阪俘虜収容所
逃走俘虜3名夜10時40分逮捕せり

○欧第1640号　其3
　第4師団俘第65号
　俘虜逃亡に関する報告
　大正4年6月23日　　大阪衛戍司令官　仁田原重行　印
　陸軍大臣　岡市之助殿
　大阪俘虜収容所収容中の俘虜3名逃亡に関する件、左記及報告候也。
　左記
1　俘虜番号等級氏名
　　第179号　　海軍二等砲兵　　ルードウッヒ・リーブマン
　　第188号　　同　　フリードリッヒ・ポスピッヒ
　　第563号　　海軍野砲兵二等卒　ヘルマン・ポエルシュケ
2　逃亡の月日時　大正4年6月18日午後9時30分頃
3　逃亡の場所及手段　収容所東北隅より脱柵す
4　平素又は逃亡前後に於て参考となるへき事項。
　1）3名は約3週間以前より逃亡を企図し、他俘虜にも之を覚られさる如く、極めて秘密に準備をなしたるものの如く、各自収容所炊事場より支給せし乾麺麭約5日分を雑嚢に入れ、若干の日用品を携帯し、所持金はリーブマンの63銭5厘あるのみにして、他は之を有せす。
　2）脱柵後は神戸に到り、海岸の船を略奪し汽船に漕き付て、下級船員となり、上海を経て独逸に赴かんと計画し、前記の場所より脱柵し、一旦大阪市街方向に走り、後田畑に出て所々徘徊。遂に収容所を隔る西方約1200米突堤防に繁茂せる叢中に潜伏し、19日夜に入り物色の認め難きに至り、該所を出発し尻無川に架する橋梁を過き、安治川に出て川口に向ひ、天保町を経て市内西区三条通三丁目巡査派出所前を通過の際引留めらる。
5　処置
　1）大正4年6月19日午前6時、人員点呼の際、前記3名整列せさりしを以て、其の居室及附近の俘虜に就き取調へたるに、逃亡したる形跡を認めたるも、念の為構内空廠舎内を捜索し、仝7時に至り已に構内に在らさるを確め、憲兵隊及警察署に急報し之か捜索を依頼し、一方俘虜に就き詳細取調中、午後10時40分頃、前記巡査派出所より逃亡俘虜と思はる外国人3名、午後9時45分引留めある報に接し、直ちに職員を派遣し、逃亡の俘虜たるを確め、九条警察署を経て、20日午前2時収容所に帰還す。
　2）前記3名は刑法処分に附する手続をなす。
　3）構内に2歩哨を増加し、一層警戒を厳にす。

4）構内に電灯を増加し、以て監視を容易にす。
5）一般俘虜の所外運動を当分の内停止す。
6）検査の回数を増加し、以て逃亡の準備等を予防す。
7）俘虜下士以下には、当分の間、酒保に於て酒類の販売を禁す。

6　責任者の処分
責任者に就ては目下取調中。

○欧第1640号　其4
第四師団俘第70号
俘虜逃亡に関する責任者処罰の件報告
大正4年7月6日　　大阪衛戍司令官　仁田原重行　印
陸軍大臣岡市之助殿
6月23日俘第65号を以て報告せし、大阪俘虜収容所俘虜逃亡に関する責任者調査、左記及報告候也。
左　記
1．大阪俘虜収容所長は6月23日、同収容所附陸軍歩兵大尉上田虔に対し、左の処分をなす。
大阪俘虜収容所日直服務中、俘虜の監視不充分なりし科に依り譴責。
2．本職は本月6日大阪俘虜収容所長陸軍歩兵中佐菅沼來に対し、左の処分をなす。
大正4年6月18日大阪俘虜収容所の俘虜3名逃亡に際し、之に気附さりしは、畢竟平素監督の到らさりしに依るものと認む、仍て譴責す。

○欧第1640号其5　　衛戍司令官経由
大俘発第99号　大正5年6月14日、俘第52号

俘虜受刑者仮出獄の件報告
大正5年6月12日　　大阪俘虜収容所長　菅沼　來　印
陸軍省御中
俘虜第563号　独逸海軍野砲兵2等卒
共謀逃走　　ヘルマン・ポエルシュケ
右者大正4年7月5日より大阪監獄に於て頭書の罪名に依り、禁錮刑服罪中の処、昨11日仮出獄を許可せられ、即日受領収容所へ帰還せしめ候条及報告候也。

⑩大阪俘虜収容所廠舎火災に関する件（大正5年3月28日）
○欧受第404号　　3月28日　　午前10時50分受
大阪俘虜収容所出火の件
憲兵司令部
大阪憲兵隊より、俘虜収容所構内北隅空室に火災起りたる報あり。其の外不明、取調中。詳細追而報告す。

○欧受第404号
大阪俘虜収容所火災に関する件
副官より大阪衛戍副官へ電報案
俘虜収容所火災の処、俘虜は現在建物にて収容し得るや、又は一部他へ収容換の要ありや、返。
欧発274

○欧第404号其1
電報　　3月28日　午前11時15分発、0時50分着
大臣宛　　大阪衛戍司令官
4師特俘1。本日午前9時、俘虜収容所東北隅の空バラックより失火。10時15分鎮火。14棟焼失。人馬異

状なし。原因附近工場煙突火の子に依るものの如し。

○欧第 404 号其 2　　3 月 28 日
　大阪俘虜収容所構内出火の件電話報告
憲兵司令部
大阪憲兵隊より、左の報告あり。
今 28 日午前 9 時、俘虜収容所東北より出火、全焼 11 棟、10 時 10 分鎮火。原因取調中。
俘虜は西南空地に避難。一般静粛、荷物運搬、消火に従事す。

○欧第 404 号其 3
　大阪俘虜収容所構内出火の件続報
憲兵司令部
大阪憲兵隊より、左の報告あり。
其後の調査によれは、全焼 14 棟（空室 9、将校室 4、准士官室 1）、半焼 1 棟（職員室）、半壊 1（准士官室）。
俘虜は避難。消防の際負傷すたる者 6 名。其外異常なし。原因尚取調中。
　28 日午前 9 時発火。

○欧第 404 号其 4
　電報　　3 月 29 日
　大臣宛　大阪俘虜収容所
大俘発号外、本日午前 9 時空廠舎より出火し、廠舎 15 棟を焼き、前 10 時 10 分鎮火す。原因は隣の煙突より吐き出したる火の子なるか如し。

○欧第 404 号其 5　　3 月 29 日
　憲兵司令部報告　　3 月 28 日午后　10 時 25 分電話
大阪俘虜収容所火災に関し、大阪憲兵隊長より左の報告あり。
　出火原因は構外東北 15 米突に在る、高さ 20 米突の煙突より起れる飛火の疑あるも、未だ正確ならす。出火場所は構内なるも、俘虜収容所使用以外の建物にして、大阪府管理に属す。俘虜収容所に於て検証。

○欧第 404 号其 6　　第 54 号
　電報　　3 月 29 日　午後 8 時 30 分発　　午後 9 時 25 分着
　副官宛　大阪衛戍副官
　欧発 274 回答　俘虜は現在建物にて収容し得る見込なり。

○大阪衛戍司令官経由　欧受第 404 号　其 7
　大俘発第 50 号　俘第 18 号
　大阪俘虜収容所廠舎火災に関する件報告
　大正 5 年 3 月 28 日　　大阪俘虜収容所長　菅沼　來　印
　陸軍大臣　岡市之助殿
　当収容所火災に関する件、左記の通り及報告候也。
　左記
1．出火の場所　大阪俘虜収容所構内東側空廠舎（大阪府より借用しあらさるもの）。
2．出火鎮火の月日時　大正 5 年 3 月 28 日午前 9 時頃出火、10 時 10 分鎮火す。
3．状況
　1）午前 9 時、構内第 3 歩哨（図上 B 点）は、構内東側空廠舎屋根（図上 A 点）より出火せるを発見し、直ちに之を衛兵所に急報す。
　2）衛兵司令は、直ちに所員に通知すると共に、現場を視察し、所員と共に警戒及防火に従事し、之と同時に所員は衛戍司令官其の他関係官衙に通報せり。

3）防火は、先つ俘虜消防隊及収容所派遣の消防手に依り始められ、次て大阪府西区消防署朝日橋分署及地方消防隊の赴援を受け、消防に努むると同時に、俘虜をして風下の廠舎破壊及飛火の予防並に物品の搬出に任せしめたり。

廠舎の屋根は薄柿板葺にして、最も燃焼し易く、且つ風向の関係上破壊及消防に尽力せしも、空廠舎（借用しあらさる分）９棟、俘虜将校准士官廠舎５棟を全焼し、職員廠舎１棟、俘虜浴室１棟を半焼し、尚外に飛火の為汽罐室の一部を燻すに至れり。

4）大阪衛戍司令官より赴援隊の増援憲兵隊、及警察署よりも臨時増員を受け、主として俘虜警戒、物品の監視に任せしめたり。

5）鎮火後、直ちに俘虜の人員を点検せしに、異状なし。又。火災中概して静粛にして、特に消防二十時せる俘虜は熱心に動作セシを認む。

6）当日火災前に派遣せる衛兵巡察及監視人の巡視の景況。

イ）衛兵司令西村中尉は、午前４時８分より仝41分に至る間、収容所周囲木柵内部に沿ふ全線。

ロ）副司令新田軍曹は、午前５時20分より仝48分に至る間、収容所周囲木柵外部に沿ふ全線。

ハ）伯井二等卒は、午前５時32分より仝55分に至る間、収容所周囲木柵内部に沿ふ全線。

以上、何れも巡察当時異状を認めす。

ニ）大阪府警察は、本部監視人柏原与四郎（常に当所構内に在り、借用しあらさる空廠舎の監視に任す）は、午前８時30分より同９時に亘る間に於て、出火せし廠舎及其の附近の空廠舎を巡視せるに、何等の異状を認めす。其の詰所に帰還するや否や出火あるを聞き、直ちに現場に駈け付けたるに、図上Ａ点の屋根炎焼しつつあるを目撃したり。

4．原因　当収容所東側約15米の図上Ｃ点に在る、岸本商店切板部出張所に属する水揚用機関（直立式ボイラ）煙突より噴出せる火焔の、風下なる廠舎の屋根に落下せしに因るものと認む。尚前項巡視者柏原与四郎の目撃したる状況に鑑みるも、収容所内部よりの出火にあらすして（該空廠舎は構内にあるも、俘虜構内運動場と区分する竹矢來と、収容所外囲木柵との中間に位置し、俘虜は勿論他の者の侵入を許さざる所なり）、全く前記飛火に基因するものと推定し得。

5．人馬死傷数　軽傷者消防手１名、大阪府警察部雇員１名、俘虜７名にして、何れも手の軽微なる擦過傷及足関節の捻挫にして、治癒日数約２、３日を要する程度に過きす。其の他人馬に異状なし。

6．罹災建物の名称、構造の種類並に坪数

大阪市西区南恩加島町俘虜収容所構内、廠舎浴室並に木柵、薄柿板葺堀立木造平屋。全焼894坪（廠舎14棟）、半焼32坪（廠舎）、10坪（浴室）、破壊著手建物約40坪、木柵　焼失120間、破壊50間。

7．損害見積価格

建造物約1700円　（内借用建造物約900円、借用しあらさる建造物約800円）。

8．被害物品及其の価格

大なる損害なき見込にして、詳細に関しては目下取調中。

9．延焼の理由

1）廠舎は薄柿板葺木造家屋なると、最初東北風にして、後東風に変し、為に火災四方に飛散し、前記の如く延焼せり。

2）廠舎の破壊につきては、側壁の板及戸障子等の除去は容易なりしも、支柱は深く地中に埋没しあるを以て廠舎を倒すこと困難なりし為め、延焼の防止に大なる不便を感したるも、俘虜廠舎の大部を残し、遂に鎮火するに至りしを幸とす。

10．処置

1）焼失せる廠舎の俘虜将校准士官は、爾後構内西方空廠舎（図上Ｄ点）を設備し、収容する準備をなし、之か完成迄は焼失せる他の下士卒俘虜廠舎に収容す。

2）焼失せる木柵跡には、直ちに竹矢來を作り、俘虜警戒の為衛兵を増加す。

11．復旧の要否　復旧を要せさる見込。

12．責任者の処分

以上の状況に依り、責任者として処分すへき者なきものと認め、処分せす。

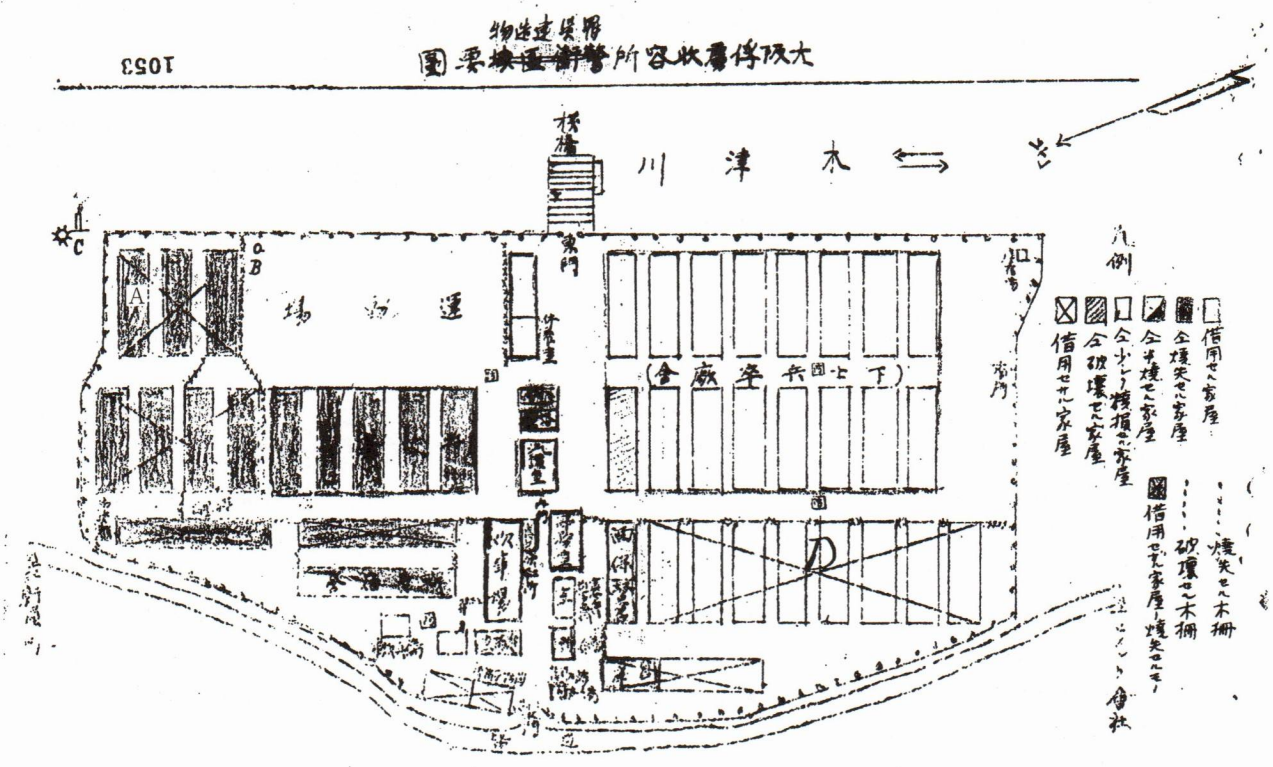

○欧第404号其8

憲警第111号

俘虜収容所火災の件報告

大正5年3月30日　　憲兵司令官　小池安之　印

陸軍大臣大島健一殿

別紙の通り大阪憲兵隊長より報告有之候に付、及報告候也。

俘虜収容所火災の件

3月28日午前9時頃、大阪市西区南恩加島町大阪俘虜収容所構内東北隅空室より発火、同10時10分鎮火し、大阪俘虜収容所に於て検証せり。状況左の如し。

1．出火の状況

出火当時、発見稍遅なりし為め、出火の箇所判明ならさる点あるも、当時現場付近に居りし者に就て調査するに左の如し。

収容所内出火の箇所（別紙要図のA）に近接したる場所には、（B，C）点に2名の歩哨あり。又俘虜十数名は、（D）運動場に於て「フートボール」を為し遊ひ居たり。（B）に在りたる歩哨は、木津川通航の運搬の船頭から、「火事々々」と叫ふを聴き、始めて（A）の方向に煙の上り居るを認め、同所哨舎の警鈴を押して急を衛兵に報したり。

又（D）運動場に遊ひ居たる俘虜准士官セイラの言に依れは、最初居室附近に居りし海軍中尉レイマンか（A）方向に煙の上るを認め、「火事」と叫ふより日本語を解する他の俘虜をして歩哨に火事なることを告けたるに、歩哨は茫然として何等為す所無きを以て、他の俘虜と（E）点に於て、竹矢来を破壊し現場に行きたるに、火は既に（A）附近一帯に延焼し居たりしと。

衛兵中第一着に駈付たる衛兵副司令新田歩兵軍曹の言に依れは、（B）歩哨より警鈴の急報を受け、控兵を率ひ（B）の方向に至りたるに、（A）方向に煙の上りたるを認め俘虜と共に（E）の竹矢来を破壊し、（F）附近に至りたるに、火は既に（A）附近一帯に延焼し居るを以て、容易に消火の見込無きものと認め、衛兵所に引還し、俘虜逃走の警戒をなしたり。

収容所構外には、東北方木津川右岸（G）に船渠あり。目下大阪市西区泉尾町岸本吉兵衛なる者、元義勇艦隊梅ケ香丸の解体作業に従事し居れるか、該船渠の浸水を排除する為め（H）に喞筒室を設備し、（I）

に該喞筒の汽罐室あり。該汽罐には中径約１尺尺長さ約20米突の煙突を有し、該煙突は収容所境界の板牆より約15米突を隔つ。又板牆より約10米突を隔てたる（Ｊ）に小なる煙突を有する鞴室あり。

右船渠内、汽罐室及鞴室には、当時人夫等夫々就業し居たるか、該人夫等の言を綜合するに、（Ａ）棟屋根の南側に煙の上るを認め、衛兵所に急報したるか、最初屋根より発火したるものなるや、室内より出火し屋根に燃出てたるものなるや、屋根の棟の為め　見へす。又判断し難きも、要するに瞬く間に燃へ拡かりたると。

２．出火の原因

未た判明ならさるも、最初に発見したりと称する人夫其他の言を綜合すれは、（Ａ）　棟の屋根南側より発火したるは事実と認むるに足るか如し。然れとも其発火は果して屋根より燃へ拡かりたるか、或は室内より屋根に燃移りたるものなるか判明ならす。若し屋根より燃始めたるものとせは、東北方（Ｉ）点煙突の火の粉ならんと疑はるるに依り、 火を焚きたる時間を取調へたるに、本28日は石炭欠乏の為め、午前６時30分より７時迄焚きたるのみにして、其後は焚かさらんと。試に石炭を取寄せ焚かしむるに排煙は風力の関係に依り、煙突を距る約20米突内外下方に降ることあり。而して該試験の当時は西風なりしも、出火当初は西北風なりしを以て、若し出火当時汽罐に火を焚きたるものとせは、該煙突の火の粉（Ａ）棟の屋根に燃移り発火の原因と為したる疑あり。依て尚ほ汽罐に焚火の時間に付取調中なり。

俘虜の行動には、或は放火を為したるにあらさるやを疑ひ取調へたるに、怪しむへき事実を認めす。

之を要するに、目下の処、収容所東北方前記排水汽罐室煙突の火の粉稍疑はしきを認むるのみ。

３．罹災建造物及損害見積額

全焼、板葺堀立木造平屋　14棟（894坪）／半焼　同右１棟（32坪）／半壊　同右１棟（40坪）

焼失板牆　120間／破壊同　50間／外に炊事場、汽罐室、厠、浴室小類焼

以上の損害見積総価格約1700円（内借入建物約900円、府庁の管理に属する建物の分約800円）

４．人畜死傷

俘虜７名何れも軽微なる手足の切創、又は挫創にして休業の程度に至らす。２・３日にて治癒の見込。消防手１名及常人１名何れも微傷を負ひたるにて死者なし。

５．其他

俘虜は一般に静粛にして熱心に消防及荷物の運搬に従事し、一次構外西南空地に避難せしめ、鎮火後残存の廠舎に収容して、午後２時頃に至り概ね整頓せり。

（了）

大阪俘虜収容所要図

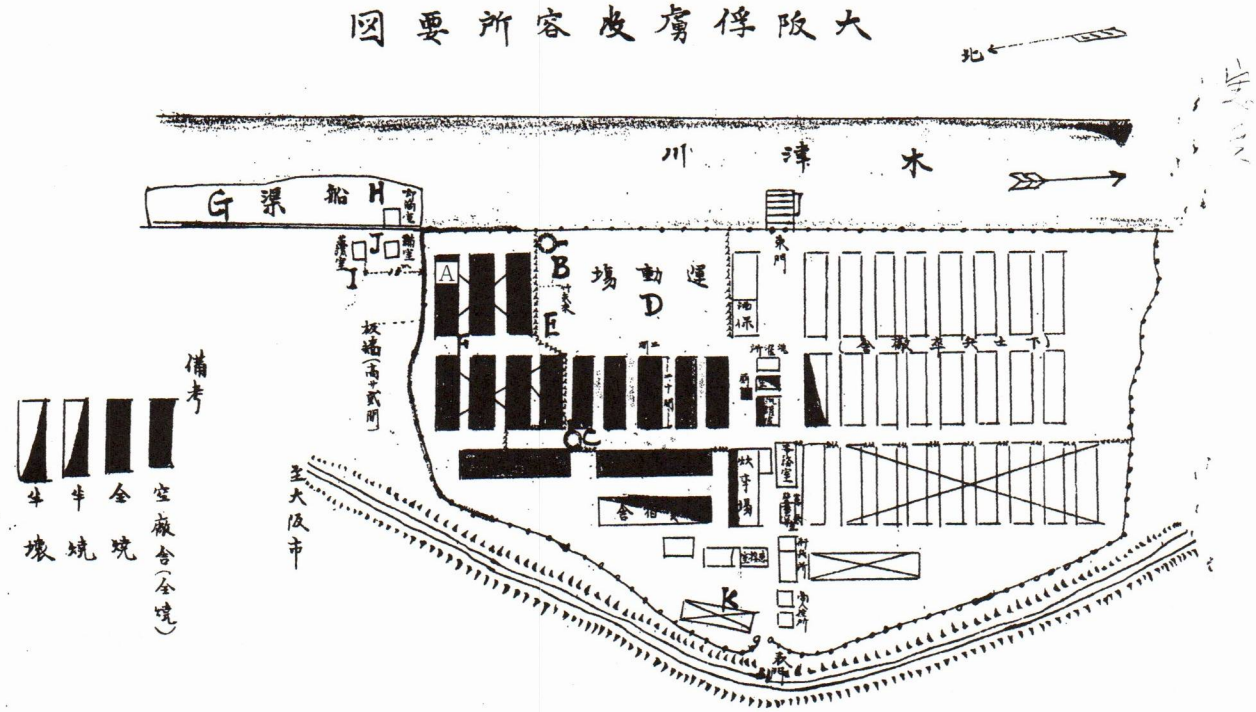

○欧第404号其9

第4師団報第19号

大阪俘虜収容所火災に関する件報告

大正5年3月30日　　第4師団長　仁田原重行　印

陸軍大臣　岡　市之助殿

大阪俘虜収容所火災に関する件左記及報告候也。

左記

1．出火の場所　大阪俘虜収容所構内東北側空廠舎（大阪府より借用しあらさるもの）図上A点。

2．出火及鎮火の月月日　大正5年3月28日午前9時頃出火し、同10時10分鎮火す。

3．状況

1．午前9時構内第3歩哨（図上B点）は、前記空廠舎屋根より出火せるを発見し、直に之れを衛兵所に急報す。

2．衛兵司令は直に所員に通知すると共に現場を視察し、所員と共に警戒及防火に従事し、之れと同時に所長は衛戍司令官に報告し、且つ其他関係官衙に通知せり。

3．戍司令官は右の報告に接するや、直に増加衛兵及び赴援隊並救護班を収容所に派遣し、警戒・救護及防火に従事せしむ。

4．防火は先つ俘虜消防隊及収容所派遣の消防手に依り、次て地方消防隊の赴援を受け消防に努むると共に、俘虜をして風下の廠舎破壊及飛火の予防並物品の搬出に任せしめたり。

5．軍隊よりの赴援隊、憲兵及警察の臨時増員は、主として俘虜の警戒及物品の監視運搬に任せしめたり。

6．鎮火後直に俘虜人員を点呼せしに異状なし。而して火災中俘虜は一般に静粛にして熱心に物品の搬出並消防に従事せり。

7．当日火災前に派遣せる衛兵巡察及監視人（府より差遣のもの）巡視の景況。

1　景況

イ）衛兵司令西村中尉は、午前4時8分より、同41分に至る間、収容所周囲木柵内部に沿ふ全線を巡察。

ロ）副司令新田軍曹は、午前5時20分より同48分に至る間、収容所周囲木柵外部に沿ふ全線を巡察。

ハ）斥候伯井二等卒は、午前5時32分より同55分に至る間、収容所周囲木柵内部に沿ふ全線を巡視。

以上、孰れも巡察当時異状を認めす。

ニ）大阪府警察本部監視人柏原与四郎（常に当収容所構内に在り、借用しあらさる空廠舎の監視に任す）は、午前8時30分より同9時に至る間に於て、出火せし廠舎及其附近の空廠舎を巡視せるに、何等異状を認めす。其詰所に帰還するや否や出火あるを聞き、直に現場に駈け付けたるに、図上A点の屋根炎焼しつつあるを目撃せり。

4．原因　当収容所東側約15米の図上C点に在る、岸本商店切板部出張所に属する水揚用機関（直立式ボイラ）煙突より噴出せる火炎の、風下なる廠舎屋根に落下せしに因るものと認む。尚前項巡視者柏原の目撃したる状況に鑑みるも。収容所内部より出火にあらすして（該空廠舎は構内にあるも、俘虜構内運動場と区分の竹矢来と収容所外囲木柵との中間に位置し、俘虜は勿論他の者の侵入をも許ささる所なり）、全く前記飛火に因るものと推定せらる。

5．人員負傷数

俘虜7名、手に軽微なる擦過傷を受け、治療日数約2・3日の見込。地方側に在りては大阪警察部雇員1名、消防手1名、手に軽微なる擦過傷、及び足関節の捻挫を受け、孰　れも治療2・3日の見込なり。

其他人馬共異状なし。

6．罹災建物の名称、構造の種、数並坪数

損害区分	建物の名称	構造	数量	坪数	摘要
全焼	俘虜宿舎	柿葺木造平家	14棟	896坪	内9棟は借用しあらさるもの
全焼	馬繋場	同	1棟	3坪	陸軍に於て築造したるもの
全焼	厠	同	同	2坪	
半焼	職員宿舎	同	同	64坪	
半焼	炊事場	鉄板葺木造平家	同	48坪	1小部の焼破に止る

半焼	汽鑵室	同	同	54坪	同
半焼	浴室	同	同	20坪	
破壊	配食場	柿葺木造平家	同	75坪	陸軍に於て築造したるもの
破壊	木柵		180間		外囲木柵の1部焼失
半壊	俘虜宿舎	柿葺木造平家	1棟	64坪	

7．損害見積価格

建造物約900円（借用しある建物）

他に借用しあらさる建造物約800円。

8．被害物品及其価格

大なる損害なき見込にして、詳細は目下取調中なり。

9．延焼の理由

1．廠舎は柿葺木造平家にして乾燥し、諸処反起を生しありしと、最初東北風にして後東風に変せしとに依り、火焔四方に飛散し延焼せり。

2．廠舎の破壊に就ては、側壁の板及戸障子等の除去は容易なりしも、支柱は深く地中に埋没しあるを以て、廠舎を倒すこと困難にして延焼の防止に大なる不便を感せり。

3．防火の水力は水源地より遠かりあるを以て、水道防火栓（構内に5個あり）の噴騰力頗る微弱ならし為、防火に多大の不便を感したるも、幸に構内中央に位せる炊事場蒸気汽罐室及浴室の屋根は何れも鉄板葺なりしと、東南部に接続して運動場の空地ありし為、火勢を衰退せしめ延焼を防止し得たり。

10．処置

1．焼失せる廠舎の俘虜将校准士官は、爾後構内西方空廠舎（図上D点）を府より借用し、之れに設備を為し収容の見込なり。而して目下は他の下士卒俘虜廠舎に収容す。

2．焼失若くは破壊せる周囲木柵は応急竹矢来を設備し、内外の警戒を倍蓰し、又衛戍衛兵を臨時増加せり。

3．応急設備には、経費約2500円を要する見込なり。

11．復旧の要否

焼失したる建造物の復旧に関しては、速に大阪府と交渉を為すへきも、之れか復旧費は殆んと要せさる見込なり。

12．以上の如き情況なるを以て、責任者として処分すへきものなし。

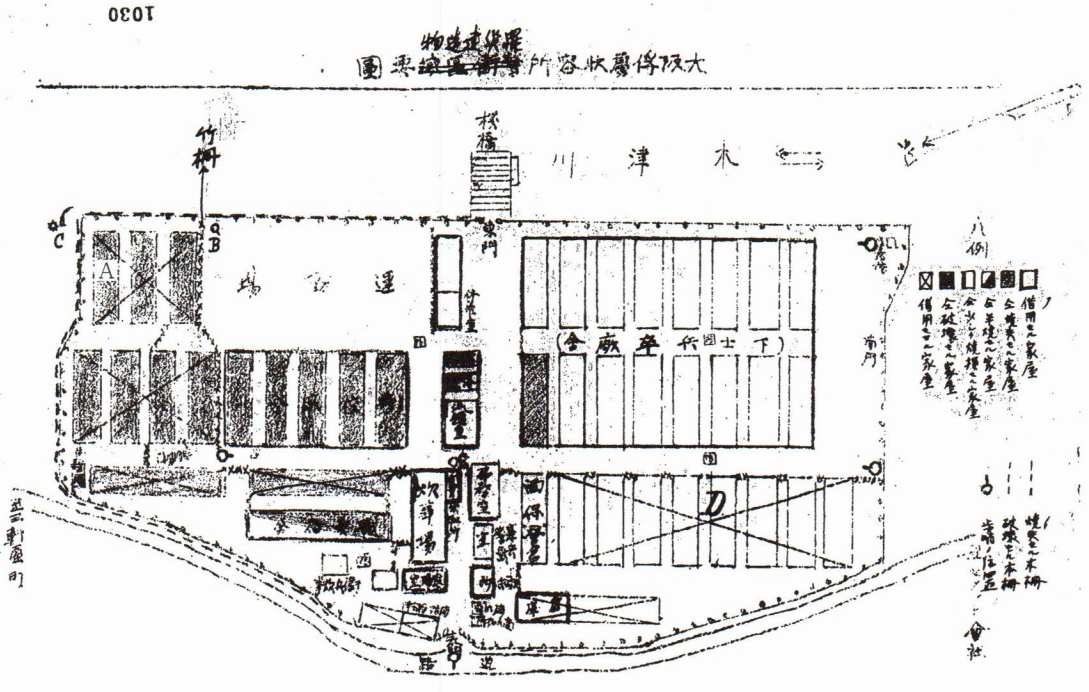

○欧第404号其10　衛戍司令官経由

大俘経101号

大阪俘虜収容所廠舎火災に関する件追

大正5年4月4日　　大阪俘虜収容所長　菅沼　來　印

陸軍大臣　大島健一殿

本年3月28日、大俘発第50号、当収容所火災に関する件報告中、第8項被害物品及其価格は、在庫品は無損害なるも、供用品に於て別紙調書の通り損害相受候条、及追報候也。

大正5年3月28日出火被害物品調書

大阪俘虜収容所

1金1093円89銭

内訳

品目	員数	単価	小計
被服品　毛布	69個	5.082	350.658
仝　敷布	68個	0.730	49.640
仝　枕	44個	0.256	11.264
仝　枕覆	49個	0.175	8.575
仝　藁蒲団	18個	2.363	42.534
被服費計			462.671

以上新調に要する分（被服定額表に依り計上す）

品目	員数	単価	小計
陣営具及普通物品			
6人用机	3個	4.500	13.500
仝　2人用机	10個	4.500	45.000
仝　1人用机	21個	4.500	94.500
仝　6尺腰掛	4個	1.000	45.000
仝　椅　子	22個	1.700	37.000
仝　鉄靴拭	26個	0.650	16.900
仝　小火鉢	12個	0.650	7.800
仝　仝　台	38個	1.000	38.000
仝　小火鉢蓋	11個	0.200	22.000
仝　茶　瓶	50個	0.190	9.500
仝　痰壺　蓋共	47個	0.220	10.340
仝　紙屑入	12個	0.200	2.400
仝　面洗器	72個	0.180	12.960
仝　バケツ	43個	0.500	21.500
仝　小火箸	43個	0.050	2.150
仝　火　取	12個	1.500	18.000
仝　炭　取	26個	0.200	5.200
仝　消火器	8個	8.000	64.000
仝　火　挟	10個	0.060	0.600
仝　飯　皿	58個	0.120	6.960
仝　菜　皿	65個	0.080	5.200
仝　湯　呑	65個	0.100	6.500
仝　フォーク	76個	0.050	3.800
仝　食　匙	59個	0.050	2.950

仝	残飯残肴入缶	20個	0.300	6.000
仝	消毒用鉄力缶	4個	0.300	1.200
仝	スコップ	3個	0.700	2.100
仝	熊　手	8個	0.800	6.400
仝	簀	1個	0.300	0.300
仝	捕鼠器	5個	0.100	0.500
仝	診断用手洗鉢	1個	0.500	0.500
仝	風呂敷	1個	0.300	0.300
仝	鳶口（5尺柄）	4個	0.800	3.200
仝	スツパナー	1個	0.200	0.200
仝	肉切包丁	3個	0.450	1.350
仝	アルミ製金杓子	7個	0.260	1.820
仝	4斗樽	6個	0.400	2.400
仝	炉　掻	1個	0.650	0.650
仝	薪　割	1個	1.000	1.000
仝	水　桶	3個	0.650	1.950
仝	缶　切	1個	0.140	0.140

以上新調に要する分（新調価格を計上す）

品目		員数	単価	小計
陣営具及普通物品				
	鉄製寝台	7個	8.000	56.000
仝	小火鉢	25個	0.350	8.750
仝	炭　取	14個	0.100	1.400
仝	塗　板	1個	0.200	0.200
仝	消火器	1個	4.500	4.500
仝	呼　鈴	1式	25.000	25.000

以上修理に要する分

需品費計　557.220

医療機械				
	患者輸送車	1輌	50.000	50.000
仝	体温計	1個	1.500	1.500
仝	外科嚢（押へ金）	2個	0.200	0.400
仝	仝　（縫合針入函）	1個	1.000	1.000
仝	■　子	2個	0.400	0.800
薬物	硼酸坐薬	100個	1.500（100個）	1.500
仝	酒石酸	100瓦	0.300（1瓦）	0.300
仝	吐　根	100瓦	0.500（〃）	0.500
仝	規邦皮	100瓦	0.500（〃）	0.500
仝	カスカラサクラダ			
	流動エキス	200瓦	1.000（〃）	2.000
仝	消耗品　懐炉灰	200個	0.020（10個）	0.400

以上新調に要する分（新調価格計上す）

品目		員数	単価	小計
医療機械	体重計	1個	15.000	15.000
仝	身体検査機会内容			

（検眼函）	1個	0.100	0.100

以上修理に要する分
病傷費計　74.000

○欧第404号其11
第4師団俘第25号
大阪俘虜収容所火災に関する追加の件報告
大正5年4月10日　大阪衛戍司令官　仁田原重行　印

陸軍大臣大島健一殿
客月30日報第19号　を以て大阪俘虜収容所火災に関する件報告中、第8項在庫品には損害なきも、供用品に於ける被害物品及価格、別紙の通に付、追加及報告候也。

大正5年3月28日出火被害物品調書

大阪俘虜収容所

1金1093円89銭
内訳

品目	員数	単価	小計
被服品　毛布	69個	5.082	350.658
仝　敷布	68個	0.730	49.640
仝　枕	44個	0.256	11.264
仝　枕覆	49個	0.175	8.575
仝　藁蒲団	18個	2.363	42.534
被服費計		462.671	

以上新調に要する分（被服定額表に依り計上す）

品目	員数	単価	小計
陣営具及普通物品			
6人用机	3個	4.500	13.500
仝　2人用机	10個	4.500	45.000
仝　1人用机	21個	4.500	94.500
仝　6尺腰掛	4個	1.000	4.000
仝　椅　子	22個	1.700	37.400
仝　鉄靴拭	26個	0.650	16.900
仝　小火鉢	12個	0.650	7.800
仝　仝　台	38個	1.000	38.000
仝　小火鉢蓋	11個	0.200	22.000
仝　茶　瓶	50個	0.190	9.500
仝　痰壺　蓋共	47個	0.220	10.340
仝　紙屑入	12個	0.200	2.400
仝　面洗器	72個	0.180	12.960
仝　バケツ	43個	0.500	21.500
仝　小火箸	43個	0.050	2.150
仝　火　取	12個	1.500	18.000
仝　炭　取	26個	0.200	5.200
仝　消火器	8個	8.000	64.000
仝　火　挟	10個	0.060	0.600
仝　飯　皿	58個	0.120	6.960

仝	菜　皿	65 個	0.080	5.200
仝	湯　呑	65 個	0.100	6.500
仝	フォーク	76 個	0.050	3.800
仝	食　匙	59 個	0.050	2.950
仝	残飯残肴入缶	20 個	0.300	6.000
仝	消毒用鉄力缶	4 個	0.300	1.200
仝	スコップ	3 個	0.700	2.100
仝	熊　手	8 個	0.800	6.400
仝	簀	1 個	0.300	0.300
仝	捕鼠器	5 個	0.100	0.500
仝	診断用手洗鉢	1 個	0.500	0.500
仝	風呂敷	1 個	0.300	0.300
仝	鳶口（5尺柄）	4 個	0.800	3.200
仝	スツパナー	1 個	0.200	0.200
仝	肉切包丁	3 個	0.450	1.350
仝	アルミ製金杓子	7 個	0.260	1.820
仝	4斗樽	6 個	0.400	2.400
仝	炉　掻	1 個	0.650	0.650
仝	薪　割	1 個	1.000	1.000
仝	水　桶	3 個	0.650	1.950
仝	缶　切	1 個	0.140	0.140

以上新調に要する分（新調価格を計上す）

品目		員数	単価	小計
陣営具及普通物品				
	鉄製寝台	7 個	8.000	56.000
仝	小火鉢	25 個	0.350	8.750
仝	炭　取	14 個	0.100	1.400
仝	塗　板	1 個	0.200	0.200
仝	消火器	1 個	4.500	4.500
仝	呼　鈴	1 式	25.000	25.000

以上修理に要する分

需品費計　557.220

医療機械				
	患者輸送車	1 輛	50.000	50.000
仝	体温計	1 個	1.500	1.500
仝	外科嚢（押へ金）	2 個	0.200	0.400
仝	仝（縫合針入函）	1 個	1.000	1.000
仝	■　子	2 個	0.400	0.800
薬物	硼酸坐薬	100 個	1.500（100 個）	1.500
仝	酒石酸	100 瓦	0.300（1 瓦）	0.300
仝	吐　根	100 瓦	0.500（〃）	0.500
仝	規邦皮	100 瓦	0.500（〃）	0.500
仝	カスカラサクラダ			
	流動エキス	200 瓦	1.000（〃）	2.000
仝	消耗品　懐炉灰	200 個	0.020（10 個）	0.400

以上新調に要する分（新調価格計上す）

品目	員数	単価	小計
医療機械　体重計	1個	5.000	15.000
仝　　身体検査機会内容（検眼函）	1個	0.100	0.100
以上修理に要する分			
病傷費計			74.000

⑪大阪俘虜収容所炊事場の1部模様替並麺麭焼炉新設工事の件（大正5年9月25日）

○欧受第1294号
大阪俘虜収容所炊事場の1部模様替並麺麭焼炉新設工事の件
指令案
伺の通
＜付箋＞「本経費530円也、右臨時軍事費を以て別途増額す、本施設を行ふときは市井よより購入するに比し、俘虜1人に付1日7厘2毛の食費を減額することを得、之を1ヶ月俘虜の総員に積算すれは108円の減額を得。故に5ヶ月にて工事費530円は取り返し得る見込なり」
○4経営第345号　　欧受第1294号
大阪俘虜収容所炊事場の一部模様替、並麺麭焼炉新設工事実施の件伺
大正5年9月25日　　第四師団経理部長　伊藤彭平　印
陸軍大臣大島健一殿
大阪俘虜収容所に於て日常所用の糧食用麺麭は、従来市井より購入の上給与致居候処、俘虜中には嘗て製麺業に従事し、斯業に経験を有するものも有之、旁々該収容所内に焼麺麭炉を設置し、俘虜の手を以て自製せしむれは、経済上及衛生上共に有利と被存候間、別紙設計要領書に依り、炊事場一部模様替、及麺麭焼炉新設致度、製麺材料及価格比較表相添へ相伺候也。

⑫大阪俘虜収容所麺麭焼竈用材料処分の件（大正6年3月20日）

○欧受第380号　第四師団経理部
大阪俘虜収容所麺麭焼竈用材料処分の件
指令案
伺の通

○四経営第81号　欧受第380号
大阪俘虜収容所麺麭焼竈用材料処分の件伺
大正6年3月20日　　第四師団経理部長　伊藤彭平　印
陸軍大臣　大島健一殿
本月2日4経営第56号を以て報告致置候麺麭焼竈用材料は、似島俘虜収容所に建付するに、232円25銭の運搬費を要し、反て運搬費を以て該地に於て調弁し得らるる事と相成候に付、当部修繕材料として処分方認可相成度候也
＜付箋＞「炊事場模様替、麺麭焼室（木造）　75.400
同　　発酵室　（同）　35.100
麺麭焼家増築（木造平家）　72.000
麺麭焼炉（煉瓦造鉄製煙突其他付）　352.900
535.000
右は先に認可せし金額なり

⑬独逸俘虜墓地に関する件（大正12年3月13日）

○欧第647号　　外務省

独逸俘虜墓地に関する件

副官より第1、第3、第4、第5、第10、第11、第15及第18師団参謀長へ通牒

「本年1月15日西方第5号」回答、首題の件は夫々各地の写真等取揃へ、外務省に対し、先方へ移送方別紙写甲号の通依頼致置候処、今般独逸軍人墓地管理協会より、在独日置大使並帝国外務省を経て、乙号の通表謝越候条、及通牒候也。

別紙甲号は、大12．7．2、欧発第176号

乙号は、独乙軍人墓地管理協会来翰訳文とす。

別紙甲号

独逸戦没者墓地に関する件

次官より外務次官へ回答

客年11月6日、欧2普通合第2253合照会、首題の件は左記の通に候条、可然措置相成度候也。

追て、独国々民教会に於て雑誌発行の節は、参考として一部贈与を得度希望に付、此儀　先方へ通告方取計相成度申添候。

左記

1．墓地所在地名等　　別表の通

2．墓地の写真　　別冊の通

3．墓地の現状

墓地は帝国各地陸軍墓地の一部に在りて、帝国軍人墓地と同様に清浄手入等を行ひ、又祭祀日には花卉等を供へ、帝国戦病没軍人に対する同様の敬意を払ひつつあり。

在青島墓地は、同地独逸人協会代表者「オツト・リツトハウゼン」氏に於て、諸事取計ひあるを以て、同人に就き問合され度。

別紙乙号

1923年10月9日

独逸軍人墓地管理協会　会長　幹事　署名

在伯林　日本大使宛

拝啓

昨年8月18日附を以て協会より御依頼致置候、日本に於て死亡したる独逸俘虜墳墓の件に関し、本年8月31日附貴大使館第198号書翰並墳墓写真帖、本年9月25日弊国外務省を経て正に受領致候。協会の依頼を快諾せられたること、並に遠隔の地に埋葬せる同胞墓地の情況を明にせむか為、協会の採りたる仁愛的措置に関し、真意を酌量被下たる懇篤なる貴翰に対し、会員一同の喜悦感謝は不堪処なるのみならす、送附せられたる写真は、昨年協会の書信中の期待を貴国に於て完全に充足せられあることを明示致居候。

協会は、貴国陸軍省の御希望に副ひ、右写真を従来発行せる協会雑誌に掲載の上、雑誌御送付申上度次第に候へ共、弊国経済的逼迫は遺憾至極なから、8月号を以て糖分中止の已むなきに至り、又何時再刊の運と相成申可き哉、今日尚不明に御座候。協会は本機関の廃棄を痛恨すると共に、貴国政府か我国民に対し報道せられたる事実に就ては、雑誌に代ふるに日刊紙上掲載に努む可く候。

貴大使の労に対し深甚なる謝意を表し、併せて貴国政府の懇情に対し謝辞を呈し候。

無駄骨を避ける為、茲に附記して、協会の依頼に依り、領事アーシエンチンゲル氏か吾人当初の希望を達成し、常に効果を挙けられたることを紹介致置候。

此機会に於て日本国民及政府に対し、過般際会せられたる重大なる不幸に対し、協会の深厚なる同情を披瀝御見舞申上候。

敬具

○欧受第647号
欧2普通合第2253号
大正11年11月6日
外務次官　上原正直　印
陸軍次官　白川儀則殿
独逸戦没者墓地に関する件
本件に関し、独逸戦時墓地保管協会より、在独日置大使宛別紙写の通り申出有之候趣を以て、今般同大使より転送有之候に付、委細右にて御了承の上何分の儀御回示相成度、訳文相添へ此段及照会候也。

独逸戦歿者墓地保管協会書翰　写訳文
登記組合　独逸国戦歿者墓地保管国民協会
伯林「ヴェー」10「マテイキルヘ」街17番地
1922年8月18日
在伯林「ケエーニヒスプラッツ」4番地
日本帝国大使閣下
拝啓、陳者吾人の衷心より念慮しつつある左記の事件に関し、閣下の御援助を願度、茲に得貴意申候。
1914年青島に於ける戦役中、右戦争終了後、日本俘虜収容所に於て負傷又は疾病の為めに死亡したる独逸人数多有之候。
若し閣下に於て右戦歿者及病死等の墓地所在地、右墓地の現状及墓地の写真を入手し得へきや否や、将又如何なる条件の下に入手可能なりやに関し、日本国政府に御問確めの上、当方に御通報を得は幸甚に有之候。
「ヴェルサイユ」条約に依れは、該条約締結諸国は其の領土上に在る敵国陸海軍軍人以外の被抑留者の墓地を、低調に扱ひ且保存するの義務を負担致居候。
吾人は日本国政府か右義務を完全に履行せられたるに信頼し、極東に於ける独逸人の墓地に関し、直接の御報道及出来得へくんは写真に基き雑誌上に報告致度候。
吾協会は独逸国政府より、戦時墓地に関し協力を認可せられたる唯一の私設機関に有之候。
不幸にして閣下か吾協会の懇願を容るるの地位に在らせられさるに於ては、何れの官署に右懇願を為すへきや、簡単に御回報相成候はゞ幸甚に存候。　敬具
協会会長の命に依り
副書記長　ルービク
(注：ドイツ語書翰は省略した)

○欧受第647号　外務省
独逸俘虜の墓地に関する件

副官より第1、第3、第4、第5、第10、第11、第12、第15及第18師団参謀へ照会。　(欧発)
首題の件に関し、今般在伯林独逸国戦歿者墓地保護国民協会より外務省を経て申出の次第有之候に就いては、戦役中貴師団管下に収容しありし、同国俘虜中死亡埋葬せし者有之候はゝ、左記諸件調査の上回報相煩度候也。
追て、右は該協会にて雑誌に掲載し同国民に報告するものなる由に付、成し得る限り写真送付方取計相成度希望に候条申添候。　567
左記
1．墓地所在地名及埋葬者階級氏名
2．墓地の現状保管等

○欧第647号其11
第4師団経営第127号
独逸俘虜の墓地に関する件回答
大正12年3月13日　第4師団参謀長　多門二郎　印

陸軍省副官　　松木直亮殿

３月３日付欧発第 74 号を以て首題の件照会相成候処、客年 12 月欧発第 567 号照会書未着に付、至急該書類送附相成度候也。

再送（違筆）

○欧第 647 号其 13

第四師団経営第 168 号

独逸俘虜の墓地に関する件回答

大正 12 年３月 30 日　　第４師団参謀長　多門二郎　印

陸軍省副官　　松木直亮殿

客年 12 月 21 日欧発第 567 号照会に係る首題の件、左記の通に有之候条、承知相成度候也。

追て、墓地に対する写真２葉別封及送付候。

左記

１．墓地所在地

大阪市東区真田山陸軍埋葬地

２．埋葬者階級氏名

埋葬月日	原籍地	階級	名	年齢
大正４年９月８日	バーデン、ギュルス、ハンゼン、	海軍軍曹	ヘルマン・ヤコブ・ゴル	29 年
大正６年３月１日	ヘーグスハウヘン、ブレーメン	仝２等焚火兵（砲兵科）	リードリヒ・クラフト	35 年

２．墓地の現場保管等

陸軍埋葬地の番人をして之を監視せしめ、毎年１回同墓地に埋葬しある日本軍人戦死者　　の吊魂祭に於て、日本軍人同様献花をなし、尚大阪府立清水谷高等女学校生徒一同より　毎年 12 月に於て捧花の上吊意を表しつゝあり。

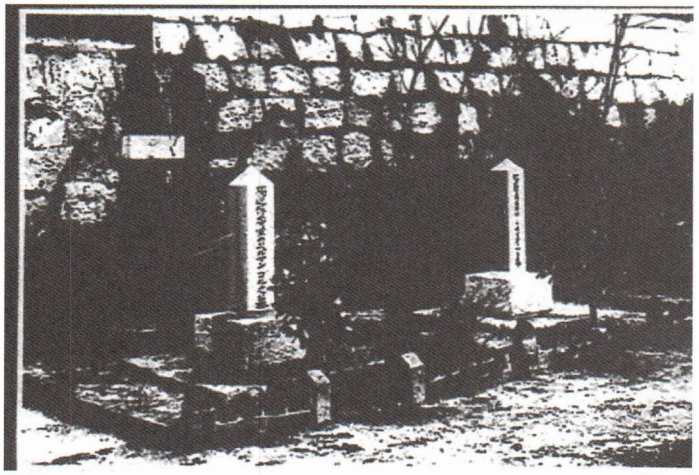

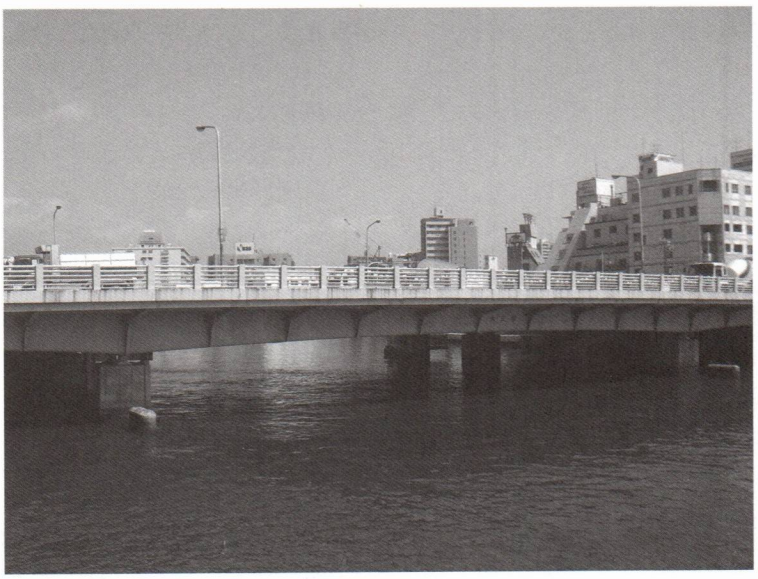

●大正橋
区名の由来となった橋。橋の欄干を五線譜に見立てて、ベートーヴェン作曲の交響曲第９番の「歓びの歌」がデザインされています。

サムナー・ウェルズによるドイツ兵収容所調査報告書

高　橋　輝　和

1916年1月にドイツ陸軍省が受け取った丸亀俘虜収容所からの匿名告発書を一つの大きな契機としてドイツ帝国政府はアメリカ政府に在日ドイツ兵俘虜収容所の実情調査を要請した（高橋輝和「丸亀俘虜収容所からの匿名告発書」岡山大学文学部紀要38、2002)。そこでアメリカ国務省の指示を受けた在日アメリカ大使館はその書記官、サムナー・ウェルズに対して1916年の3月に、この時点で開設されていた全11個所のドイツ兵俘虜収容所を視察して調査するように指示した。その結果として120ページもの報告書が作成されたことは既にCharles Burdick/Ursula　Moess-ner: The German Prisoners-of-War in Japan, 1914-1920 (Lanham/New York/Lon-don 1984) 61ページ、C. バーディック／U. メースナー／林　啓介『板東ドイツ人捕虜物語』（海鳴社1982）72ページで言及されていて、若干の内容も紹介されてはいるが、報告書の原文や訳文が正確に示されたことはこれまでなかった。

ここに初めて掲載するウェルズの調査報告書の和訳は、ベルリーンの連邦文書館に保管されている第一次世界大戦中の在日ドイツ兵に関する外務省文書（文書番号：R901-84614、84615、84616）の中に収められているドイツ語訳に基づく。そこには英語原文も保存されているが、敢えてドイツ語訳から和訳するのは、よく推敲されたドイツ語の下訳も残っていて、英語原文の誤りが訂正されていることから分かる通り、ドイツ側がウェルズの報告書をいかに慎重に取り扱い、そしてどのように事態を理解したかを知るためである。

ただしワシントンの公文書館に残されている報告書が120ページあると言われているのに対して、ベルリーンの公文書館にあるのが英語原文で64ページ、ドイツ語訳で62ページに過ぎないのは、報告書の一部が省略されていて、添付資料の多くもドイツ側には送られなかったためと思われる。

この調査報告書には1916年11月1日付けの在独アメリカ大使館の口上書（Note　Verbale）が添えられていて、報告書の入手を待ち望んでいたドイツ帝国政府がやっと11月3日に受領していることが分かる。収容所の調査自体は3月に行われているにもかかわらず、ドイツへの報告書の提出が大幅に遅れた理由の一つにCharles Burdick/Ursula Moessnerは「ワシントン（の国務省）は、ウェルズの報告書をドイツに送る前に、収容所に関する若干の苦情が改善されることを期待していた」と述べている（前掲の原書70ページ)。

口　上　書　　第13981号

1916年9月29日付けの口上書、第13124号、並びに在東京アメリカ大使館員による在日俘虜収容所の視察調査報告書に関わる先の書簡に関して、アメリカ大使館は、本国政府の指示の下で、帝国外務省に対し問題の報告書の写しを同封してお送り申し上げます。この報告書は、在東京大使館の三等書記官、サムナー・ウェルズによって作成されたものであり、次の収容所に関係します：青野原（あおのがはら）、福岡、久留米、丸亀、松山、名古屋、大阪、習志野、大分、静岡、徳島。

さらに当大使館は、ワシントンの国務省より受けた情報によれば、在東京大使館が、日本帝国当局の管理により、特に久留米収容所において見いだされた若干の状態が改善されるまで最高の努力をなすよう指示されていることを帝国外務省に対してお伝え申し上げます。同大使館はさらに、十分な理由のあると思われる俘虜達の個人的な苦情を全て日本帝国政府に対して調査の要請と共に回送するよう指示されています。そして最後に、在東京大使館は、再査すべき状態の収容所をもう一度視察し、調査結果をその後、報告するよう指示されています。

当大使館は、同封の報告書が、ワシントンの国務省の明確な許可のある場合を別にして、公表を目的とするものではないことを謹んで付言し、かつ帝国外務省がこの点に関して必要な処置をお取り下さるよう要望いたします。

1916年11月1日、ベルリーン

帝国外務省御中

以下では、ウェルズによる全収容所の調査報告を収容所のabc順に並べてあるが、実際に調査が行われた順番と日時は次の通りである。

1．徳島収容所：３月２日、10：00 － 13：30
2．青野原収容所：３月３日、12：00 － 16：30
3．丸亀収容所：３月５日、12：00 － 14：45
4．松山収容所：３月６日、８：00 － 13：30
5．大分収容所：３月７日、10：00 － 13：00
6．久留米収容所：３月８日、８：00 － 14：45
7．福岡収容所：３月８日、16：00 － 20：30
8．大阪収容所：３月 11 日、８：30 － 13：30
9．名古屋収容所：３月 12 日、８：30 － 11：00
10．静岡収容所：３月 12 日、16：00 － 19：30
11．習志野収容所：３月 15 日、10：00 － 13：30

９．大阪収容所

３月 11 日、朝８時半に私は大阪俘虜収容所を訪問し、入り口で所長、衛戍司令官代理、所長のスタッフに待ち受けられました。

収容所は町外れの工場地区内の低い位置にあります。俘虜達が居住している建物は、火災によって家を失った人々の宿泊所として使うために、市の管理部が少し前に設置した木造小屋です。施設は添付の地図〔脚注：添付なし〕から十分明らかですが、収容所全体は 10 フィート〔脚注：全ての度量衡表示はイギリスの度量衡を示す〕の高さの木塀で囲まれていて、その塀から俘虜達が外を見ることはできません。

合計して 509 名の俘虜が大阪にいますが、その内 33 名は将校です。俘虜になった後にドイツ政府により主計に昇進させられた一人の俘虜は収容所管理部から将校として扱われてはいますが、彼の給与と兵卒達の給与の差額は 10 銭に過ぎません。兵卒、下士官、将校達が収容されている家屋は全て同様です。どの建物も 10 室に仕切られており、唯一の差異は、これらの部屋の各々に将校１名か比較的高級の下士官２名、あるいは下士官３名か兵卒４名が居住していることです。部屋は非常に小さく、非常に低くて、戸や窓の代わりに普通の日本の障子あるいは紙を張った襖が付いています。将校達の部屋の正面に小さな場所がありますが、それは約 15 フィートの幅で建物に沿って延びていて、花が植えられています。そこで将校達は他の俘虜達から離れて散歩をすることができます。ついでながら将校達は僅かの特権しか持っていません。彼らは複数の一般浴場で、他の俘虜達よりも先に入浴するに過ぎません。テニスコートやサッカー場の設置費用を自己負担しようと思っても、屋外で競技をする場がありません。収容地を離れる許可は、兵卒達と一緒に時折近くにある野原へ出かけるために与えられるだけです。彼らは自分達の従卒を有していて、特定の物を市内から注文して取り寄せたり、食料を自分で買うことができます。ついでに申しますと、彼らの生活条件は兵員達のそれと全く同一です。

兵卒達の宿舎は過密状態です。人々はベッド、ござ、毛布を６枚ずつ持っていて、冬の３か月間は炭も供給されます。12 月以前と２月以後は、彼らの申し立てによると炭を自費で購入しなければなりません。複数の調理場と提供される食事は抜群です。運動用に比較的小さな場所を俘虜達は自由に使えますが、それは最近収容所に付け加えられた所でして、兵員達に競技の場を十分提供しています。競技をしないか、できない人々のためには 2･300 ヤードの散歩道があります。屋外での運動用に使える場所は 509 名には十分ではなく、事実、所長もこの設備が完全に不十分であることを認めました。

収容所内の健康状態は良好でした。発生した病気は大部分が戦争中に被った負傷の結果に帰せられました。回復の見込みのないまま身体障害者になった 12 名の俘虜は他の俘虜達と全く同じように扱われています。彼らは永久に兵役不適格となりましたので、俘虜状態から解放されるよう、大使館に異議の申し立てを行って欲しいと私に頼みました。俘虜の大多数の様子は良好で、服装も良好でした。日本政府は、ここに約 300 名いる予備役兵の数名に別の衣服を支給しました。

私は、ここに収容されている将校達の中では最古参の海軍少佐、ハスと暫くの間話し合いました。彼は私のために苦情リストを書き上げましたので、私はそれを持ち帰りました。特に彼は、数名の同僚の逃亡後、いかなる幇助も行っていないのに、全ての俘虜に科せられた制限について苦情を述べました。それらの制限は非常に重くて、暫くの間施行されていました。さらに私は一人の将校と話をしましたが、彼はある同僚が私にあてた手紙を私の目の前で読み上げました。その同僚は、収容所からの逃亡を企図するつもりはないという約束を日本の当局に与えることを拒否しており、所長は彼にこの理由から手紙の発受を禁止していました。その手紙の中で、エステラーという名前のこの将校は、大使館が彼の妻と連絡を取って欲しいと頼みました。彼女は現在病気で、６人の子供と上海のレガニング街 42 番地に住んでいるとのことです。そして彼女に彼の沈黙の理由を説明して欲しいと依頼しました。私がこの手紙を受け取るのは所長にとって非常に好ましくないことでした。彼の言うように、郵便物の差し止めは、彼がその将校に対して持っている権力手段

だと言うからです。この状況を前にして私はその手紙を持ち帰りませんでしたが、内容は先に言及した事実のみでした。

次の話し合いを最古参の下士官と行いましたところ、彼から、人々が極めて些細な動機で日本の将校や衛兵達から殴打されたことがあり、現在でも殴打されると聞かされました。しかし所長は私に、そのような場合は人々を鼓舞したに過ぎないと告げました。その俘虜はさらに、手紙の検閲に１か月以上も要すること、俘虜達にあてて身内から送られて来た食料品入りの小包は、その中身が通訳達によって取り除かれた状態で手渡されなければ、受け取れないという事実を挙げました。その下士官も海軍少佐のハスも、彼らの苦情が処罰を招くかも知れないと明らかに心配していました。それ故に私は、そうはならないという保証を収容所長から私に与えてもらいました。

数名の俘虜から苦情の文書を受け取りましたが、その中で彼らは戦争俘虜として扱われてはならないと説明していました。

予備役兵の一人で俘虜のヴァルターは、16歳であるにもかかわらず、戦争俘虜として扱われていると苦情を述べました。大分俘虜収容所で私は既にこの俘虜の父親に会い、彼も同じことを私に説明していました。

一人の俘虜が私を呼び止めて、自分はドイツ人ではなくて、ロシア人なので、解放を求めていると私に伝えました。彼は既に以前に監禁故に苦情を訴えましたが、無駄だったとのことです。私は彼に、大阪にはロシア領事館が、東京にはロシア大使館があることと、彼はその苦情をこれらの機関の一つに出すべきであって、アメリカ大使館はドイツとオーストリアの俘虜達の利益のみを代表するので、私に出すべきではないと指示しました。もしも収容所管理部が彼の苦情をロシアの全権使節に回送する気がないならば、アメリカ大使館としてはいかんともし難いと。収容所長の申し立てによると、この案件は既に調査され、非常に疑わしいと判定されました。

さらに私は俘虜のリースフェルトに会いました。彼は、既に大使館に伝えられていた通り、重い耳疾にかかっています。その俘虜が私に説明したところでは、彼の聴力は幾分回復しているものの、永続的な治癒は専門医の所に、なるべくなら大阪の堀氏博士の所に行くことのできる場合にのみ可能であると収容所医自身が彼に注意したとのことです。それ故に彼は再度、護衛つきでこの専門医を訪れる許可を彼のために働きかけてくれるよう大使館に努力して欲しいと頼みました。その俘虜は教養のある男性で、彼の態度は格別に丁寧でした。私が所長から聞いた通り、彼は一度たりとも責めを負うようなことはしていません。それ故に私は、その俘虜の以前の請願が却下された真の理由について大使館は間違った報告を受けているのではないかと考え始めています。

大阪収容所内の大きな障害は体の運動に適した場所が不足していることです。衛兵達による兵卒達への虐待に関する不平も、私には事実上の理由づけを欠いているようには思えません。収容所内の雰囲気全体は暗くて、憂鬱なものです。しかし幾つかの他の収容所にないものが、つまり何らかの種類の仕事に携わる機会がここの俘虜達には提供されます。しばしば劇の上演もなされます。

私は午後１時半に大阪収容所を後にしました。

既述の苦情文書を添付いたします。

1916年３月10日、大阪

１．郵便物。発送郵便物と到着郵便物は発送、あるいは手渡されるまで、しばしば２週間も放置されています。この理由は通訳が一人しかいないことにあります。逃亡企画に対する刑罰として２度郵便物の発受禁止令が（少なくとも２・３週間にわたって）出されました。我々は、全員完全に無実でしたので、この禁止令を非常に不当とみなしました。これは将校達には関係しません。彼らは全員が同様に処罰された訳ではありません。

郵便禁止令によって人々に結局は、いかなる逃亡企画も行わないという約束を強制するつもりでした。

２．将校や兵員達が非常に厳しいと感じたのは、10時に消灯しなければならず、彼らは何時間も暗がりの中で目を覚ましたまま横たわっていなければならないことです。

３．屋外での滞在用としては収容所外の一つの場所しか自由に使えません。将校達は、この全く不都合な場所における著しく健康に悪い空気の中で休息などできはしないと考えています。戦争俘虜のようではなく犯罪者のように、この場所に連れて行かれます。屋外に留まる機会は１年前の方が限りなく良かったと認めざるを得ません。空と板切れ以外のものを少しは見ることができるよう、大多数の他の収容所と同様に、高

い塀をもう少し低くして欲しいという願望には応えてもらえませんでした。

4．兵員達は殴打で処罰されました。ドイツ兵達の性に合わない扱いです。多分日本兵達には悪意はなかったのでしょう。

5．この収容所では、貴方が恐らく気づいたと思われる通り、他の全ての収容所よりも事情は悪いものです。ロシアの収容所にいる将校達は、現在ここに収容されているフォン・モラヴェク大尉が証言できるように、遥かに良い扱いを受けています。

6．1月末にここの収容所でシベリアの俘虜収容所でなされる赤十字の慈善事業のために2000円の金額が集められました。一切の願いにもかかわらず、この金額を上述の目的のために神戸の銀行を通して振替で送る許可は得られませんでした。

7．二度と戦えない完全身体障害者達（ロルハウゼン少尉やチョイシャー大尉のように片目あるいは片足のない人々）が解放されることはあり得ないのでしょうか。

8．さらにシェールという名前の俘虜にも言及しておきたいと思います。彼は重い癲癇性の発作にかかっていて、一度も日本兵と戦ったことはありません。

病院にいる俘虜達も訪問して下さるようお願いしたいと思います。

9．最後に私は認めざるを得ませんが、我々は食べて、飲んで、眠ることはできます。肉体的には我々の大多数は正常ですが、しかし我々の神経は害されていて、我々は絶望的な気分です（我々の大多数は1年以上も前から外部のものを見ていませんし、緑も全然見たことがありません）。

毎日収容所に留まっている日本の将校達は、我々の生活を和らげるために、最善を尽くしてくれています。この書き付けを書いたのは俘虜全員の利益のためであって、例えば私一人がこの収容所内の事情について好ましくない判断をしているかのような印象を引き起こすためではないことを明白に申し述べておきたいと思います。

海軍少佐、ハス

1916年3月10日、大阪

私は謹んで、私が不当に戦争俘虜として収容されていると繰り返し陳情したこと、並びに私が種々の肉体的な障害故に1914年8月の予備役検査に基づき兵役を完全に免除されていると船医のヴァイジーアー博士が言明したことを指摘させていただきたく存じます。

国際法によれば兵役不適格者の抑留は禁止されています。このような国際法違反の罪を犯した国家は損害賠償を義務づけられています。

頓首再拝

署名：エーミル・ヘフト

1916年3月30日、東京

大阪収容所

大阪俘虜収容所内の事情に関する私の報告に関連して、1916年3月29日付けのジャパン・アドヴァタイザー紙の次の記事を添付いたします。その中では、1916年3月28日に収容所内で突然発生した原因不明の火災の際に13棟の収容所バラックが破壊し、6名の俘虜が軽傷を負ったと報道されています。

ジャパン・アドヴァタイザー、東京

1916年3月29日、水曜日

大阪の火災でドイツ人6名負傷

485名の俘虜が収容されているバラック炎上

485名の戦争俘虜が収容されている大阪のバラックで昨日の朝9時頃に突然発生した火災で6名のドイツ人戦争俘虜が軽傷を負った。

10時頃には鎮火できたが、それまでに13棟の建物が全焼した。第4師団の第37連隊から100名の兵士が救援に駆けつけて俘虜達を引き取り、間もなく隣接する場所に収容した。100名の警官が兵士達と共同で俘虜達を監視していた。混乱に乗じて逃亡が企図され得ることを案じていたためである。他の市警官達も俘虜達の監視に協力した。

出火原因については未だ不明であり、調査が開始された。

新聞記事集成

赤羽三郎・神尾栄一・山口謙一・堀田暁生・満谷健作

ここに掲載した新聞記事は、大正３年11月から大正６年２月まで、すなわち俘虜収容所が大阪にあった期間において、大阪で発行された新聞の中から関係記事を抜粋し、翻刻したものである。その検索にあたっては『大阪朝日新聞』を赤羽・神尾が、『大阪毎日新聞』を山口が、『大阪時事新報』を堀田が担当した。また、全体の見直しを堀田が行い、記事の翻刻は満谷が担当した。

記事翻刻にあたっては、適宜句読点を配した。不鮮明な文字で、読解不能なものについては■で示した。漢字はなるべく元の雰囲気を伝えるように配慮したため、旧漢字（正字）を使用したところもある。なお、記事には読みかなが付してあったが、読者の便宜のため、若干の読みかなを残した。その場合は現代仮名遣いとした。

なお、記事の中には、現在から見れば、人権上問題のある表現もあるが、当時の意識をあらわすものとしてそのままにしている。この点了解を願う次第である。（記事の全体目次は後掲参照のこと）

大正３年11月３日
大阪朝日新聞
俘虜に日本語／―日課を定めて教授す―

久留米俘虜収容所にては、俘虜に対する諸般の取扱細則を制定し、一日より実施せり。之によれば官吏の面会は毎週水曜日、会話時間三十分、書信は毎週月水金とし、検閲の上証印を押捺す。之なきものは出入商人を通じて私かに出すものなる故、之を発送せしめざることに郵便局と打合せあり。酒保は飲食物、日用雑貨の二つに区分しあり。又左の如く日課を定めたり。（久留米電報）

月曜午前八時より十時半迄教練、午後三時より四時迄日本語教授、火曜午前八時より十時半迄体操、午後被服の修理、水曜午前八時半より十時半迄教練、午後二時より四時迄郊外運動、四時より入浴。木曜八時より十時半迄教練、午後三時より四時迄学科、金曜八時より十時半迄体操、午後被服修理、土曜午前八時半より九時迄掃除、十時より十一時半迄検査、日曜は娯楽日として自由に休養せしむる由。

大正３年11月３日
大阪朝日新聞
●青島陥落と大阪の祝賀

青島陥落後の祝賀方法につき大阪府市当局、商業会議所等にて協議の末、盛大なる祝賀会を挙行する事に決したり。先ず陥落の公報発表と同時に市の四箇所にて戦捷煙火を打揚げ、戸毎に昼は国旗、夜は軒灯を掲げ、市電は聯合軍の国旗にて装飾したる電車を走らせる筈なるが如し。快報が午後二時迄に到着すれば即夜、午後二時後なればその翌夜、堂島浜通二丁目の高等女学校跡の広場にプラットフォームを建て、式場に充て、松明と瓦斯ランプを灯し列ね、同所にて知事、市長、商業会議所会頭その他の祝辞朗読ありて、神尾司令官、加藤司令長官に祝電を発し、来会者一同天皇陛下萬歳、陸海軍萬歳を三唱して、場内の十箇所に据えたる菰樽の鏡を抜き、串挿しの下物にて祝杯を挙げたる後、同所より提灯行列を繰出して市中を練り、大阪城前にて更に天皇陛下、陸海軍萬歳を唱へ、花々しく散会する予定なりと。

大正３年11月３日
大阪毎日新聞
●大阪市の戦勝祝賀会

大阪市にては、府並びに商業会議所聯合の下に、青島陥落の陸海軍公報到着を待ちて、戦勝記念祝賀会を挙行する事に決定せるが、挙式は陥落公報午後二時迄に到着せば即夜、同時刻以降は其翌夜となし、会場は北区堂島浜通二丁目旧高等女学校跡広場（十日後ならば中之島公園内）を以て、これに充つべく、参集市民一同へは酒肴の饗応あり。天皇陛下並に陸海軍萬歳を三唱して閉会する順序なるが、右終つて市民の提灯行列あり。道筋は堂島川を東に中之島公園を経て北浜通を堺筋に出で、本町を東に、大阪城前に参集、再び天皇陛下萬歳を三唱の上、解散の予定なり。又、当夜は挙式の時刻式場外数ヶ所に戦勝煙火を打上ぐる筈。

大正３年11月７日
大阪朝日新聞　第四号外
青島陥落詳報（東京電話）

陸軍省公報、青島攻囲軍は十月三十一日の砲撃開始に先ち、囲十月二十九日夕を以て其の攻囲線を四

方、四房山、東呉家村、田家村、辛家庄の線に進め、之を堅固に占領す。攻城砲兵は此の陣地掩護の下にありて、十月三十一日一斉に砲撃を開始すると共に、我が歩兵工兵は攻撃作業に依り前進を準備し、十一月一日夜、第一攻撃陣地を四方南方約一千米突の三六、五高地より西呉家村砲台を経て、浮山所に亙る線に掘開し、更に前進を準備し、越えて十一月四日第二攻撃陣地はポンプ街より西呉家村西端尤家庄東端を経て、浮山所西方約三百米突の線に掘開せり。此の間敵の猛烈なる重砲火の集中射撃を受けたるも、工事に任ずる歩工兵は毫も屈撓する事なく其の作業を敢行し、又攻城重砲及び野砲兵の一部は其の陣地を近く敵前近距離に移し竊に工兵と共同して掩護射撃を行ひ、此の間歩工兵は益敵に圧迫して、六日夜、遂に第三攻撃陣地を概して敵堡塁の直前にある鉄条網に接して、六日夜半に至り山田少将の指揮する第二中央隊は、中央堡塁第一外壕の破壊に着手し、間で前後一線の鉄条網を破壊して突撃道を開設し、其の歩兵二中隊工兵一分隊より成る突撃隊を以て、午前一時四十分同堡塁の咽喉部に至る迄確実に之を占領し、捕虜約二百名を得たり。この奏功を端緒とし堀内少将の指揮する左翼隊は、午前五時十分小湛山北堡塁を、又山田少将の令下にある第二中央隊は、午前五時三十五分台東鎮台堡塁を占領し、其の一部はイルチス山及びビスマーク山砲台に向ひ前進し、仲家窪付近に於て敵の重砲二門を鹵獲せり。之と聯繋して浄法寺少将の率ゆる右翼隊及び英国旅団少将バーナーヂストン率ゆる第一中央隊の正面に於ても挙つて前進し、午前七時に至り、確実にモルトケ、ビスマーク及びイルチス山諸砲台を占領し、敵は午前七時より同七時三十分に亙り同時に天文台上及び海岸砲台に白旗を掲げ、午前九時二十分軍使を以て我に開城を申込めり。依つて午後四時モルトケバラツクに於て開城規約を締結中なり。六日以後に於ける我軍の損害は戦死約三十六名、負傷約百八十二名にして、内将校の職官氏名左の如し。

戦死　歩兵第四十八聯隊小隊長中尉中村弟助▲負傷　歩兵第四十八聯隊小隊長少尉山地秀男、歩兵第四十六聯隊小隊長少尉山下芳一▲英国軍　コリヤ大尉、同ピーター大尉。

大正３年11月７日
大阪毎日新聞　号外
●敵堡塁奪取　捕虜三百名＝大快報近きにあり
陸軍省公表（十一月七日）
青島攻圍軍は山田少将の指揮する中央隊の内、歩兵二中隊、工兵一分隊より成る突撃隊を以て、七日午前一時四十分、海泊河左岸、敵の本防禦線中の中央堡塁（尤家庄西側堡塁）を奪略し、捕虜三百名を得たり。
尚、各方面とも攻撃実施中なるを以て続いて快報に接すべく予期せらる。（東京電話）

大正３年11月７日
大阪毎日新聞　号外
青島陥落
青島要塞は終に陥落したる旨、只今確報に接せり。

大正３年11月７日
大阪毎日新聞　号外
青島陥落軍歌
―「道は六百八十里」の譜―
（一）難攻不落と独軍の
かねて誇りし青島も
正義の砲火に砕かれて
今や日本の手に帰しぬ
（二）刃も冴ゆる霜月の
七日の朝の海風に
我が日の旗は山東の
膠州湾を掩ひたり
（三）二十年來忍びたる
遼東還附の血涙も
今日おし拭ふ心地よさ
天高うして気は清めり
（四）祝へや祝へ此の勝を
友邦英の国民も
共に祝へやこの勝を
萬歳、萬歳、萬々歳

●大阪市主催提灯行列　今夜大々的に挙行の筈。賛同者は提灯携帯、午後六時までに堂島女学校跡に参集すべしと。

大正３年11月８日夕刊（７日発行）
大阪時事新報
●青島降伏戦報
八月廿三日対独宣戦の詔書を煥発せられてより八旬に達せざるに、早くも白旗を山東の敵塁に認むるに至る。我出征陸海軍の忠実勇武、真に世界を驚嘆せしむるに値す。
祝へ国民！記せよ大正三年十一月七日！！
●降伏の第一報〔濟南府特電七日発　禁転載〕
今朝九時四十分敵砲台は降伏せり。
●突撃隊の成功
第一著の敵堡塁占領／十一月七日陸軍省公表
青島攻圍軍は山田少将の指揮する中央隊の内、歩

兵二中隊、工兵一分隊よりなる突撃隊を以て、七日午前一時四十分海泊河左岸、敵の本防禦線中の中央堡塁（尤家庄西側堡塁）を奪略し、俘虜二百名を獲たり。

尚ほ、各方面共、攻撃実施中なるを以て、続いて快報に接すべく予期せらる（東京電話）

●光景転た壮烈／旭旗高く敵塁に翻る／［七日午前浮山にて　小西特派員発電　　禁転載］

前報の如く、敵は六日夜台西鎮砲台を自爆したるが、七日未明より我が猛烈なる突撃に、敵の主要砲台は遂に支ふる能はず、白旗を掲げて我に降伏し、我軍は直に之を占領せり。国旗は朝風に翩翻として、我将士の勝閧各所に起り、光景壮烈、青島の天地為めに震撼せり。

大正３年11月８日夕刊（７日発行）

大阪時事新報

●敵砲台の白旗

本防禦線続々降伏／十一月七日陸軍省公表

中央堡塁の奪略に引続き左翼隊は、今七日午前五時十分小湛山北堡塁を、又中央隊は午前五時三十五分台東鎮堡塁を占領せり。中央堡塁西方仲家窪砲台も亦、其重砲二門と共に我有に帰せり。

七日午前七時我第一線の一部はイルチス、ビスマーク、モルトケ各砲台を占領せり。敵は午前七時頃天文台上に、午前七時半頃海岸砲台に白旗を掲ぐ。（東京電話）

●敵自滅を急ぐ

青島市街大火災起る［戦地浮山にて六日午後　小西特派員発電　禁転載］

敵の堡塁は我砲撃の為め、蜂の巣の如くなれど、尚も頑強に抵抗し、爰に昨夜半、敵の諸砲台は昼よりも明るく重砲声夜を徹したるが、同夜大西鎮砲台爆発し、今朝又市街に火災起れり。之れ敵自らの所為らしく彼等は自滅を急ぐもの丶如し。

●天文台上白旗飜る［旅順特電、七日発　禁転載］

今朝未明小湛山イルチス、モルトケ砲台を占領し、海岸砲台を拘束せり。天文台には白旗を掲げ居れり。

●敵飛行機飛び去る［濟南府特電七日発　禁転載］

六日午前一時四十分我軍は、中央堡塁を占領せり。敵飛行機は再び飛び去れり。敵は大西鎮砲台を爆発せり。

大正３年11月８日

大阪朝日新聞

青島が陥ちた／沸返る大阪市中

青島陥落の声が号外の鈴の音に連れ街から街へ響き亙つて、市中の活気は湧き返るやうに起こつた。陥落祝賀の準備は夙くに整うてゐる。軒といふ軒には日章旗晴れやかに飜つて、日の丸提灯も景気が好



全市提燈に埋まる。（昨夜の本社前）（写真）

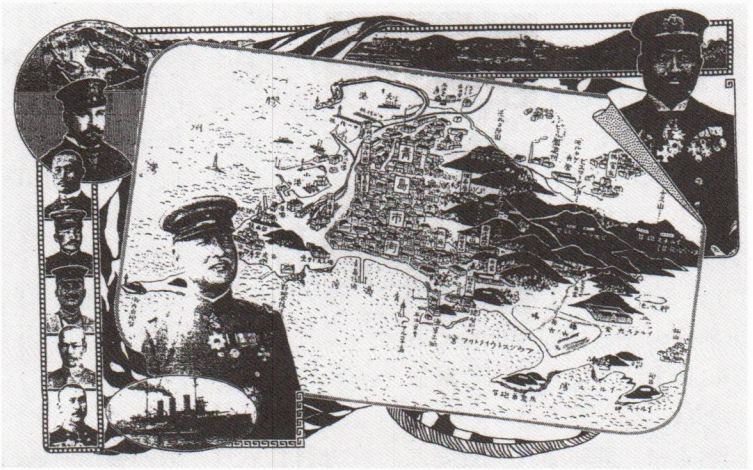

●●●青島概念図　　大阪朝日新聞

い、当夜挙行の市祝賀会報知として、煙火が一声ドンと響き亘る。次第に活気が競り上つて来る。先づ盛場の千日前から新世界小屋、道頓堀の各座とも開場を卅分早めて、打出してから祝杯を挙げるといきり出せば、中座で興行中の支那劇では座長の劉藝舟は元山東省の生れとあつて、青島陥落の幕間演説を試みてヤンヤの人気を博し、市内到る処沸き返る騒ぎであつた。午後六時から、府、市、商業会議所聯合に係る青島陥落祝賀会が催された引切りなしに市の大空で響き亙る煙火がさらでも活気立てる。市民を弥が上にも唆り立てる。数台の花電車が楽隊を囃し立てゝ走つて行く。電燈が街中に点いて四辺ほの暗う成る時分には早や何処からともなく群集が会場の堂島めがけて押し寄せて来る。会場は電燈と瓦斯と明々と燃え上がる篝火とで真昼のやうに輝いてゐる。刻々と押し寄せて来る、数萬の人でさしもの広場も紅提燈の海と化した。大迫師団長も村松副官を随へて出席した。場の中央、日、英、仏、露、白聯合軍の各国旗で飾り立てた壇上に大久保知事代理、新妻警察部長、池上市長、土居商業会議所会頭と順次に祝賀文の朗読が済むと、市長の音頭取りで群集の応呼する天皇陛下萬歳の声が破れるばかり堂島川に響き亙つて、提燈行列が繰り出された。楽隊を先頭に紅提燈が見る限り暗の中に真赤に続いてゐる。市電の車掌、運転手、職工、在郷軍人、各有志其の外市内各学校の生徒連、是れに弥次連を加へて総勢幾万の群集が堂島川北岸から田蓑橋を渡つて本社前に萬歳の声を浴びせながら中之島公園から北浜に出て、堺筋本町筋から大手門前に整列、萬歳萬歳に大阪城を揺がして、師団長官庁邸を訪ひ、引つ返して心斎橋筋から千日前、新世界と夜の更けるまで祝賀の声を大阪市中に振り撒いた。

大正３年11月８日
大阪毎日新聞
青島全部占領

青島敵要塞の運命の帰する所は、何人も之を予知したり。されど、独軍の勇敢善戦と防禦工事の完全とは、之を抜くに多少の時日を要すべく、多大の犠牲を払はざるべからざるを想へり。殊に去三十一日我軍の総攻撃を開始して以来、其効果は頗る大なるものありしと雖も、一週間を経過したる六日迄は、我軍海泊河の右岸に迫りたるを公表せられたるのみ、吾輩をして我攻圍軍前途の多難に同情を寄する深大なるものあらしむるに過ぎず。両三日間に最後の大目的を遂行し得べしとは、殆ど之を想ひ、之を信ずる能はざらしめき。然るに、陸軍省は七日朝に至りて我中央隊の一小突撃部隊が海泊河左岸なる敵の防禦線中の中央堡塁（尤家庄西側堡塁）を奪略し、捕虜二百名を獲たる事及び続いて快報に接すべき事を発表し、直に中央堡塁の奪略に引続き、左翼隊は今七日午前五時十分小湛山北堡塁を、又、中央隊は午前五時卅五分台東鎮東堡塁を占領せり。中央堡塁西方仲家窪砲台も亦、其重砲二門と共に我有に帰せり。

七日午前七時我第一線の一部はイルチス、ビスマーク、モルトケ砲台を占領せり。敵は、午前七時頃天文台に、午前七時半頃海岸堡塁に白旗を掲ぐ。の報を公にして我輩を驚かし、同時に吾輩は十時半を以て我軍青島全部を占領したるの報に接して驚喜一段唯唖然たるのみなりき。何ぞ其急激にして意外なるの甚だしき。此最後の交戦において我が陸海軍が幾何の死傷者を出したるや。又敵軍の内情及び其戦闘振の如何なりしかは、更に詳報を得るにあらざれば、之を知るを得ずと雖も、此くの如く急遽に至難の大目的を達するを得たる所以のもの、允文允武至仁叡聖なる我が大元帥陛下の御稜威に依ると共に、我が勇武なる陸海軍の善戦奮闘の力に帰せずんばあらず。吾輩は此に満腔の熱誠を以て我が大元帥陛下に対し奉り、我が大日本帝国に対し、我が陸海軍、特に出征の部隊に対し、萬歳を三唱して、之を祝賀せざるを得ざるなり。

顧れば、八月廿三日を以て日独の国交断絶し、我が帝国が、日英同盟の義を重んじて蹶起するや、出征海陸軍の労苦や実に多大なるものあり。気候の冷熱と戦ひ、険悪なる風濤を冒し、猛雨に暴露し、洪水に浸り、深泥裡を強行し、不眠不休の活動を以て餓渇に堪へ、而して敵の銃砲、天雷、地雷、水雷、剣戟、鉄条網等あらゆる危険と闘ふ、其勇壮、惨烈、悲凄の状、■に筆舌の能く悉す所にあらざるなり。然も其行動の敏速、鬼神の如く、実に左の如き経過を以て進めり。

八月廿七日　海軍膠州湾封鎖を宣言す。
九月　二日　陸軍の一部龍口に上陸す
九月　十日　陸軍の一部平度に進む
九月十二日　陸軍即墨占領
九月十三日　陸軍膠州占領
九月十八日　他の部隊労山湾に上陸
九月十九日　石屋占領
九月十九日　柳樹台占領
九月廿三日　海軍の任務（陸軍の輸送、揚陸の援護、揚陸地敵兵駆逐、掃海等）一段落を告ぐ
九月廿三日　英軍労山湾上陸
九月廿六日　敵の第一前進地を攻撃す
九月廿七日　李村河口より李村南方高地を経、巫山

東北金家嶺附近に亘る線を占領し、敵を青島外方二里の線に左迫す。（此前後海軍も亦大活動をなし、掃海、砲撃、飛行偵察、爆弾投下を続行せり。）

九月廿八日　労山湾占領
十月　六日　山東鉄道濟南以西全部占領
十月　十日　海軍、イルチス山砲台を砲撃して沈黙せしむ
十月十二日　聖旨を伝達し、非交戦者救助を諭す
十月十三日　軍使会見
十月十四日　海軍灰泉角砲台を破壊す
十月十五日　非交戦者受領
十月十七日　高千穂沈没
十月廿六日　第二戦隊敵諸砲台破壊
十月三十日　敵の衛生部員を送還す
十月卅一日　総攻撃開始、各方面に大被害を与ふ
十一月一日　引続き陸海より砲撃し、損害を加へつゝ、歩工兵攻撃作業に移り漸次敵に逼迫す
十一月二日　左翼隊浮山所西南高地の敵を駆逐す
十一月四日　右翼隊海岸堡塁と喞筒街との中間交通路を爆破し、同街の小堡塁を占領す
十一月五日　飛行機より建築物其他の保全に関する警告文を配布し、又、敵の防禦線上に爆弾を投下す
十一月七日　海泊河左岸、敵の本防禦線中の中央堡塁奪略より全部占領に至る

宣戦の詔書布告せられてより、七十六日、陸軍の龍口上陸より六十七日、総攻撃開始より僅々八日にして、此に至る。吾輩重ねて其神速に驚き、我が陸海軍の功労に感謝すると共に、友軍たる同盟国の陸海軍に対しても亦、同様の謝意を表し、其功績を讃するものなり。之を欧州における戦局の一進一退容易に進捗せざるに比すれば、其事情の幾分異なるものありとするも、其差実に霄壌といふべきなり。曩に露軍に勝ちたる日本軍は、今や独軍を征する此くの如し。日本軍の武勇と善戦とは世界に冠絶すといふも過言にあらざるべし。

青島全部の占領に伴うて、緩急諸種の処理すべき問題あるべく、世界の耳目亦、一時こゝに集るべしと雖も、今之を論評するの閑を有せず。又、事情の未だ明瞭ならざるものあるを以て、他日を待つて之を為すべきも、唯此に逸すべからざるは、此青島占領が日支関係の上に多大の良効果を与ふべきと共に、欧州の戦争に対しても聯合軍側の士気を鼓舞し、独墺土軍の意気をして銷沈せしむるの好影響を及ぼすべきと是なり。乃ち、吾輩は此に三たび祝意を致すと共に、我が政府が今後対支外交、及び対列国外交において我が陸海軍の収めたる効果を助長し、且鞏固にして善美なる完璧となすを誤らざらんことを切望す。

大正３年11月８日
大阪毎日新聞
●青島陥落
▲第一報　陸軍省公表（十一月七日）
青島攻圍軍は山田少将の指揮する中央隊の内、歩兵二中隊、工兵一分隊より成る突撃隊を以て、七日午前一時四十分海泊河左岸、敵の本防禦線中の中央堡塁（尤家庄西側堡塁）を奪略し、捕虜二百名を獲たり。
尚、各方面共攻撃実施中なるを以て続いて快報に接すべく予期される。
▲第二報　陸軍省公表（十一月七日）
中央堡塁の奪略に引続き、左翼隊は今七日午前五時十分小湛山北堡塁を、又、中央隊は午前五時三十五分台東鎮東堡塁を占領せり。
中央堡塁西方仲家窪砲台も亦、重砲二門と共に我有に帰せり。
▲第三報　陸軍省公表（十一月七日）
七日午前七時、我第一線の一部はイルチス・ビスマーク・モルトケ砲台を占領せり。敵は、午前七時頃天文台に、午前七時半頃海岸堡塁に白旗を揚ぐ。
▲第四報　旅順特電（十一月七日）
青島攻圍軍は七日未明、小湛山・イルチス・モルトケの各砲台を占領し、海岸砲台は降服せり。次で天文台上に白旗飜へるを見る。
▲第五報　大連特電（十一月七日）
青島攻圍軍は、七日未明、小湛山・イルチス等の砲台を確実に占領せし旨、無線電信を以て神尾軍司令官より加藤第二艦隊司令長官に通告あり。海軍にては、尚、引続き海面より敵砲台に砲撃を加へつゝありしが、間もなくイルチス・モルトケの各砲台には旭日旗の飜へるを認め、又、天文台には白旗を掲げたり。
▲第六報　海軍々令部公表（十一月七日）
膠州湾方面における戦況左の如し。
一、第二戦隊は五日、六日の両日南方及び東方より青島要塞を掃射して、敵に尠からざる損害を与へたり。
二、敵の台西鎮砲台は五日全部自爆したるもの、如し。
第七報　佐世保特電（十一月七日）
敵の各砲台、堡塁は七日午前九時三十分を以て、全部降服したる旨、加藤第二艦隊司令長官より佐世保鎮守府へ公電達せり。

▲第八報　其筋着電（十一月七日）

我青島攻圍軍は、七日午前十時、敵砲台、堡塁全部を占領せり。

大正３年11月８日号外

大阪毎日新聞

●歓声充満　市内の大賑わい

青島陥落の大快報に接し、萬歳の声は市内至る所に交換され、全市は瞬く間に形容一変、国旗や紅提灯や幔幕で町々家々思ひ思ひに装飾され、往来の人も威勢よく遽に活気立つた景気好さは坐ろに旅順陥落の当年を偲ばしめた。淀屋橋筋から平野町通り、心斎橋筋など、船場方面はお祭りのやうに賑ひ、辻々の電柱、窓飾りは愚か貸家の戸に迄、青島陥落の号外がベタベタ貼られる。子供達は、本社から配附した紅摺の祝旗を打振つて、町々に小国民の旗行列が始まる。道頓堀から千日前一帯は空一面に五彩の雲が揺曳いて、桜の春と紅葉の秋が一度に来たやう。また天王寺方面は之また道頓堀、千日前に劣らぬ景気で、夜に入りては提灯行列のお流れでますます雑踏し、各飲食店など何れも大繁昌の態であつた。又、天満及び福島にかけての北方面は之また非常な景気で活気に各商家に漲り渡つた。西方面も盛る所人出多く、京町堀、立売堀北通り一円は四辻に大国旗を交叉し、又、九條新道方面では陥落祝いに屋台を曳出さうと騒いでゐる。川口居留地では英、米人等は悉く門前に彼我の国旗を飜して祝意を表し、わけて英国人の喜びに輝いていゐるに反し、独逸商館は勝手口までも閉ぢて館内寂寞を極めて居た。殊に戦争の影響を痛切に味はつてゐる各遊廓では陥落の号外に「ソラ待つてました」と云はんばかりに五花街、北、新町、堀江、松嶋いづれも事務所から騒ぎ立てゝ、景気をつけ昼を夜の別世界が今日ばかりは真昼の軒に国旗が飜り各遊廓は黄金が降つたやうな喜びで青島陥落を迎へた。

▲大提灯行列

此日当市にては、午後祝賀合図の煙火を四ヶ所にて各数十発打上げ、午後六時より北区堂島浜通り舊高等女学跡跡大広場に於て、府市並に商業会議所聯合の戦勝記念祝賀会を挙行したり。会場内数十ヶ所には松明焔々と燃えて勇ましく、定刻にはさしもの大広場も国旗又は提灯を手にせる人々にて立錐の余地なく、忽ち数万の群衆を以て埋めらる。斯て木間瀬知事代理、池上市長、土居商業会議所会頭の祝辞朗読あり。式終つて参集者は一斉に天皇陛下並に陸海軍萬歳を三唱し、酒肴の饗を受けて、提灯行列に入り、知事代理、池上市長並に土居会頭は聯合軍国旗をもつて装飾されたる自動車に搭乗、先駆となり大灯籠を押し立て歩調を取つて進み出づるや、市内有志、府市名誉職員、市内各在郷軍人会、南農人町、和泉町、其の他の各町団体、北濱取引所及び諸会社団体を始め、各方面より繰出したる群衆打続き、先駆の楽隊が奏づる行進の曲勇ましく、会場を東に中之島公園、淀屋橋を経て北浜通を堺筋に出て、本町筋を東へと繰出し、道筋に待合はせ居たる群衆を合して、大阪城前の大広場へと着せる頃は、群衆無慮十萬にも上り、無比の壮観を呈したり。斯くて群衆一同は此処に整列して、知事代理発声にて天皇陛下萬歳を、池上市長発声にて陸海軍萬歳を三唱して無事解散を告げたるが、当夜祝賀会にては式後加藤第二艦隊司令長官、神尾攻圍軍司令官並に英軍総司令官バーナチストンの三氏に向け祝電を発したり。又市電鉄部にては花電車二台に楽隊を乗せて、市内各線を運転したり。

大正３年11月９日

大阪毎日新聞

●本社売捌大提灯行列

本社市内売捌各店聯合大提灯行列は、その数實に五百余名。昨夜八時中之島公園に集合し、音楽隊を先頭にして花やかなる揃ひの服装勇ましく、萬歳声裡青島攻略歌を撒布しつゝ、市内各所を練り歩きけるが、至る所、歓呼雷の如く、非常の盛況なりき。

大正３年11月９日

大阪時事新報

●青島降伏大祝賀会／灯と旗と萬歳の熱叫に埋まる。

萬歳々々。陸海軍萬歳の熱叫に渇するを茲に十星霜、鳴を静めて待ちに待ちたる一大快報、突如として伝はるに及んで、百三十萬市民が歓喜の声は勃然として全市を動かし、七日午後六時堂島女学校跡の広場に於て、大祝賀会は開かれたり。会場中央には方三間、高さ二十余尺の櫓を組んで式壇とし、周囲に日英仏露白の大国旗十数旒を靡びかせたるが、薄暮の頃より手に手に紅提灯を振翳して繰込み練込み来る者、幾萬人なるを知らず。さしもに広大なる会場も忽ち人と火と旗に埋めらるゝに到れり。斯くて定刻、府市官公吏、名誉職、商業会議所員、大迫中将等式壇に昇りて整列。用意全く調ひ号砲を合図に池上市長開会を宣するや、萬歳々々の声、潮の如く起れる裡に新妻警察部長ツト前面に進み出で、壮重なる態度にて大久保知事の祝辞を代読す。

盟邦の義、東洋の安、已むを得ずして剣を抜いて起ち、炎天八月、皇師遠く海を濟りて、独国を青島に征するや萬邦の目、国民の心、此の一角に集

り、一喜一憂茲に数閲月山海の天嶮を死守するに、兇悍の敵を以てし抗戦甚だ力むと雖、旭旗の輝く所、皇軍の向ふ所、古来曾て當るなし。況んや天意の正義に與みするをや。六師連捷彼の兇を破り、今日この捷報を聞く。国民の欣喜何者か之に如かんや。茲に謹んで我皇の萬歳を祝し、国運の無疆を慶し、外遠征同胞の労を感謝し、内各々自ら奮ひ益々国運の発展に当らん事を期すべし。吉音天来踴躍言ふ所を知らず。一端を披て祝意を表す。

大正三年十一月七日。

大阪府知事　大久保利武

続いて池上市長の祝辞朗読あり。

大正三年八月二十三日、東洋の平和を保持すべく対独宣戦の大詔煥発せらるゝや、我海陸の貔貅乍ちにして青島の敵塞を圧す。攻囲未だ幾何ならざるに山川観を改め堅塞盡く摧け、遂に陥落の快報に接するを得たり。実に此一挙は克く東洋の禍根を絶ち、我帝国の威武を四海に宣揚するに足る。豈に祝せざるべけんや。茲に市民相会して大捷祝賀の式典を挙げ、恭しく大元帥陛下の萬歳を視し奉り、併せて我忠勇なる海陸軍将卒諸氏の勤労を感謝す。

大正三年十一月七日

大阪市長　池上四郎

其態度悠揚迫らず、然も朗々たる音吐は能く群集に徹して、要所々々に到つて喝采雷の如く起る。

最後に土居商業会議所会頭

本日茲に青島陥落の一大快報に接す。寔に忭舞欣躍の至りに堪へず。曩に宣戦の大詔煥発せられて以来、海には艨艟、陸には貔貅、各々勇を鼓し、武を振ひ、風餐、露宿、硝煙、弾雨を冒して、砲撃奮闘を続け、遂に能く天険の堅塁を陥落せしめたり。是素より大元帥陛下の御稜威に頼ると雖も、抑亦陸海軍勇士の熱血の功に由らずんばあらず。其の偉勲は必ずや永く汗青に垂れて千古に照耀すべし。今や全欧は戦正に闌にして、勝敗の数未だ決せざるに我軍業に既に戦捷を報じ、我皇の聖徳中外に光被し武威異域に輝く。嗚呼壮なりと謂ふべし。臣等此の聖世に遭遇して、此の盛事に瞻仰す。何の慶幸か之に若かん燕舞雀躍為す所を知らず。茲に恭しく祝詞を陳へ顧みて徹誼を敷く。誠恐誠惶頓首再拝。

大正三年十一月七日

大阪商業会議所会頭　土居通夫

右の祝辞を朗読し終るや、池上市長の発声にて天皇陛下萬歳、陸海軍萬歳を三唱す。壇上の諸氏シルクハツトを振つて萬歳を浴びせ懸くれば、今や熱狂の極に達せる満場数萬の会衆は腕も折れよと提灯小旗を振り、咽喉も裂けよと、萬歳々々を絶叫し、唯見る火の山怒り、火の海狂ふかとばかり、斯くて六時十分無事閉会、重ねて起る歓呼の裡に会衆は雪崩の如く場外に押出され、茲に一大祝賀会は直に一大提灯行列と一変して、堂島浜通りにとは繰出されたり。

大正３年11月９日

大阪時事新報

▲火の海、人の波／提灯行列と全市民の熱狂

祝賀会の閉会が宣せられると、直に池上市長が先導に立ち、新妻警察部長、土居商業会議所会頭、木間瀬内務部長これに続き、それより宮本地方、横山学務、脇本農商務の各課長、井上商業会議所書記長、平山市秘書等の官公吏が列を作ると、素破ぞ提灯行列の始まりとあつて「祝青島陥落」「聯合軍萬歳」など筆太に墨痕淋漓と記した大屋根よりも高いかと思はれる大行灯を、如も五台ばかりを、何れも十余名の人夫の肩に依つて擔ぎ上げると、出発の号砲が轟然と響く。萬歳の声が空を圧して、天地も砕けよと轟き渡る。勇ましい奏楽に連れて大提灯が進むと、会場付近を埋めた紅提灯が高く低く躍り上り跳ね上つてこれに従ふ。「八幡会」と白抜きにした揃ひの提灯を振り翳した千余名の島之内八幡筋の道具屋組合の団体を始めとし、「メリヤス」「タオル」の組合員、正服を著け市の徽章を染め抜いた小提灯を手にせる市電現業員の大団体。それに吉岡経営課主任の引率した、意匠を凝らした「みのお電車」の一隊、「日紡」に「木津川セメント」の大連中、道化た扮装した「丸キパン」の広告たつぷりの一組など、送迎に眼の廻るやう。次から次へと繰り出す中には、独兵の首級を洋剣に刺し通して高々と差し上げた軍服姿の髯男があれば、国旗の衣服を着込み鬘を被つて顔に白粉まで塗つた大男もある。赤穂義士の夜討に姿を扮し、「本懐遂げた萬々歳！」と踊り狂ふのがあれば、獅子舞に扮立つて「日本軍はこの通り獅子奮迅の勢ぢや」と、謎の如なことを饒舌つて威張り散らす愛嬌者も現はれる。恰も土曜日といふので少年少女の両親兄姉にせがんで繰出したらしいのが頗る多く、父親、母親を頭に姉も行けば、妹も出る。兄も加はれば、弟も交るといつた風の一家総出の団欒的のもある。殊に目立つたのは記録破りの女連の多数参加したことで、ハイカラ髷は素より蝶々、島田、高髷、さては丸髷なんどの手合が「私等だつて戦捷国の婦人だわ」といつた顔附したのが流石に面羞いかして、手

にした提灯は地に垂れさせてゐたやうだ。号外配達を真似て腰に鈴を吊し、チリンチリンと鳴らすのがあり、小太鼓を手にドンドコ囃すもあり、風琴を手に鳴らし立つるもあつて、これ等の鳴物が熾に行進を助けてゐた。斯うして萬歳！萬歳！を歓呼しつゝ雪崩を打つて押し進む。提灯行列の大集団は会場なる堂島女学校跡の浜通を東へ、渡辺橋の北詰に差しかゝると、街角に巍然と建つた問題のやかましいシーメンス商会を横目に睨んで「はゝん、この目出度いのに祝旗を掲げてゐないと思つたら成程独逸だ。こんな奴にはウンと萬歳を浴びせてやれ」と態々立ち止まり、声を嗄らして萬歳を連呼する一隊がある。大江橋上の美観は絵にも筆にも及ぶものでない。橋の上に紅提灯の山を作つて其のくれなゐの火の山が河流に映る。河岸の辺や遠くの橋々に黒山を築く見物人の口々からは思はず美しい美しいの声が出る。大江橋を南へ渉ると淀屋橋を南する予定の通路を行くのもあれば、公園に入り難波橋を渡る団体もあつて、更に北浜で併合すると、南方へ堺筋を、東警察署の角を折れて本町を東方へ、ずんずん坂を押し登つて、旅団司令部前から砲兵隊の衛舎について廻ると歩いてゐるのが面倒かして、ワッショイワッショイ掛声の駆足を以て、大手門へ押寄す。此処には予め手配りとあつて衛兵歩哨を始め、憲兵、警察官等多数が警戒に任じてゐるが萬歳を絶叫する大集団は制止の声の耳になんど入らうやうなく大手橋際より歩哨、憲兵を押しまくり、閧をあげてずんずん門前に迫り、衛兵を捕へて「目出度いのだから入城を許して呉れ」と強ひて騒ぎ立てる。「城内は空つぽだ、此処は行在所になるので目下準備中だから入門は許されぬ」と憲兵が呼ばはると「なーんだ。師団司令部はお不在か・・・然し行在所なら結構だ」と先頭に立つた洋服姿は回顧つて威儀を正し「諸君！行在所に対し謹んで陛下の萬歳を三唱すべし」と号令すると言下に起る「天皇陛下萬歳！」の声は天地を震撼せん許り。為に大阪城も動くかと思はれた。刻一刻と押し寄する群衆は、広漠たる大手の広場も、人と灯を以て埋められ、城濠に映じた火光に華城の櫓が雲を突いて浮き出で壮観を極めた。行列の先発既に城頭に到着したにも関らず、後部隊は尚堂島の会場を離れず、婉蜒たる火の海人の波は物凄まじきものであつたが、此行列をもどかしがつて北浜取引所、大阪薬学校等の大団体を始め、数多の小行列は思ひ思ひに市内各所を廻つて、夜更くるまで萬歳を叫び続けてゐた。

▲一銭も負けぬ価や勝軍／青島陥落で俄かに出来た国旗の店が大繁盛の愛国婦人会大慈善市

さても帝国座に於ける愛国婦人会の恤兵慰問の為めの大慈善市は、正午の開場を待ち兼ねて潮の押寄せるが如く、美人軍の総攻撃が始まつたかと思はれるやうな光景を呈しつゝ場内は忽ちギツシリ一杯に詰まつて了つた。其数実に千四百五名と注せられたのである。恰も青島陥落といふ此のお芽出度い日に出会したといふことが、未来永劫に記念すべきものとなつたので、婦人達の元気は一通りでない。大久保支部長を始め、幹事の婦人の方々は「サア勝軍のお土産を買つて下さい」と優しい声を張上げてゐる。臨時の売店として俄に国旗の店が出る。「陥落祝賀用の国旗は如何です」とは、奥様達も中々素早いことをなさる。さすがに軍国の子供達である、お母さん姉さんに迫つて一本は買はねば承知しないから、国旗屋が一番に繁盛してゐる。他の店では之に敗けてはならぬとあつて、誰やらの機転で「一銭も負けぬ価や勝ちいくさ」と書いて張出した。買つて貰ふのではない、売つてやるのだといふ勢ひである。それが旨く当つたか何うか知らぬが、何の店も羽が生える暇さへないうちに飛んで行くといふ勢ひで、直に支店は閉鎖、残りの売品は悉く閑院総裁宮殿下の台覧品を売つてゐる本店に移されて了ふ。やがて二時とならば、余興が始まる。余興の間に一時間ばかりの休憩があつて、「此間に品物お買ひ下さい」と張出される。場内は美しい令嬢、華やかな夫人達で眼も覚めるやう。全く青島陥落と同様空前絶後の盛会を極めて、歓喜の声に送られて閉会を告げたのは夜の九時頃、外へ出るとまた歓喜の声に迎へられた。

▲本社の祝賀自動車／市中に夕刊撒布

本社にては青島陥落の祝意を表する為、夕刊発行と同時に、数台の自動車を社旗と紅提灯を以て装飾を施し、社員これに乗り込み、青島降伏戦報を詳記せる夕刊を満載して、本社を中心として、天神社裏前、天満橋、北浜、堺筋、日本橋、新世界、天王寺公園、千日前、南地、新町、松島、九条、本田、及び祝賀会場たる堂島女学校跡地等、市内繁華の場所を往来して、通行の人々及び進行中の電車内に向ひ、此の目出度き夕刊を撒布したり。



大正３年11月10日夕刊（９日発行）
大阪時事新報
●俘虜収容所決定
近く青島より送致さるべき独逸俘虜五六千名は、左記十一収容所に収容さるゝことに確定せるが、内徳島を除く各地は既に収容整頓せりと（東京電話九日）
久留米、福岡、鹿児島、熊本、松山、徳島、丸亀、姫路、大阪、京都、名古屋

大正３年11月10日
大阪時事新報
●開城規約と指定委員
青島に於ける敵軍は全部我要求を容れて、茲に開城規約の成立を見るに至りしが、其中重要なる項目は、
一、総督以下戦闘員及び非戦闘員の処分
二、受領す可き我武器建物財産の処分
にして右実施の為め日独間に於て指定せらる可き委員は、左の如くなりと（東京電話八日）
一、兵器、弾薬、官用諸材料、官金、官舎、官有諸物件、馬匹、艦船艇及び其内部の諸物件（醜物を除く）に関する委員
一、堡塁、砲台及び陸上にある兵器、弾薬等に関する委員
一、艦船艇に関する委員
一、給養諸物件に関する委員
一、危険物受授に関する委員
一、武装を解除したる陸海下士卒並に義勇兵（受降）に関する委員
一、陸海軍負傷者及び俘虜給養（衛生）に関する委員
一、普通人民の処置、市の行政事務及び会計並に之に関する書類（行政）の引継に関する委員
●捕虜の総数約五千名
青島開城の結果ワルデック総督以下戦闘員全部捕虜として、我国に収容する筈なるが、其数は戦闘の際、俘虜としたるものと合せ約五千人に上れりと（東京電話八日）

大正３年11月11日
大阪朝日新聞
●俘虜二千三百名護送／ワルデツクも其の中
総攻撃にて獲たる俘虜は十二日午前労山湾出発の御用船にて二千三百名を第一回俘虜として内地に護送することゝなりたるが、ワルデツク総督其中にあり。一行着の上は三四箇所に分置の筈なるが、収容所は恐らく建物の関係上、福岡若くは東京の何れかに決定すべしと。尚、右の俘虜は階級に応じ、我が将校下士卒同様の俸給を支給し、食料費其の他を自弁せしむる由にて、ワルデック総督は福岡に収容さるる事となれり。（東京電話）
▲大阪八百名　青島陥落に就き大阪には俘虜将校三十名、下士以下八百名を収容することに決定したるが、収容所は西区尻無川なる大阪府隔離所を之に宛て、北佛照寺は多分使用せざるべしと。右に付、俘虜監督のため近日第四師団下の将校中より俘虜収容所長以下を夫々任命せらるべしと。（東京電話）
▲福岡八百名　青島の俘虜を福岡にも収容するに就き、市当局は候補地として博多旧柳町青楼跡家屋物産陳列場、武徳会、演武場の三所を選定せり。柳町には兵卒八百名収容さる可く、屋舎修理中にて他二所は将校収容の予定なり。（福岡電報）
（写真「福岡県物産陳列場」２略）
▲徳島千名　当市俘虜収容所は将校二十名、下士卒千名の予定にして、県庁、市役所、聯隊（れんたい）より準備委員を出し、寺町の寺院を全部借上げ、之れに下士卒を、又寺町影山邸に将校を収容する事に決したるが、設備費の事にて交渉遅れ実施命令は未だ来らざるも、準備は既に調ひたり。（徳島電報）
▲名古屋五百名　青島の俘虜准士官以上三十名、下士以下五百名は名古屋に収容さるゝ事に決定したる旨、十日第三師団司令部に電報ありたるが、収容所は東西別院建中寺外二箇所の中にて選定する筈なるが、多分東西別院を充てらるゝ事となるべし。（名古屋電報）
（写真「東本願寺別院」「西本願寺別院」 略）
▲丸亀三百名　青島俘虜准士官以上五名は、丸亀市船頭町の元赤十字看護婦養成所跡に、下士卒三百名は仲多度郡六郷村字鹽屋本願寺別院に収容する事に確定したる旨、十日午後其筋より各所有者に通知あり。収容準備は既に完備せり。（丸亀電報）

大正３年11月11日
大阪毎日新聞
●連夜の提灯行列／楽隊屋の大繁昌
青島陥落の祝賀行列は其後引続き各地において連日連夜催されつゝあるが、大阪市内にては七日の市主催大提灯行列に引続き、毎夜各町各団体の催しあり。祝捷熱は日一日昂進の有様にて、只の提灯行列だけでは満足ならずと、八日以後は思ひ思ひの趣向を凝らせる花屋台を曳出し、或は軍艦や重砲に擬したる大作り物を牽き廻るあり。仮装行列、時代行列も少なからず。一組にて男女を交へ数千名に達するものあり。十日夜の如きは各専門学校生徒を始め数百組の団体市内を練り、新町芸妓の一団百数十名、

十数輛の自動車に山盛りとなり、ヘビーをかけて市内を突貫し、金切声で萬歳を絶叫する体たらく凄じなんといふ許りなく、何れの団体も本社を訪れて祝意を表せり。行列には必ず音楽隊を率ゐる事とて、市内楽隊屋は引張蛸の有様なりと。

大正３年11月12日夕刊（11日発行）
大阪時事新報
■俘虜八百卅名来阪
青島より内地へ送らるべき俘虜中、大阪にも収容さるゝものゝある事は既報の如くなるが、十一日陸軍省より第四師団長宛に達したる通報に拠れば、大阪の収容所には将校三十名、下士以下八百名に決定し、将校は北区佛照寺を、下士以下は木津隔離病舎を充て、何れも第四師団の監督下に置かるべきを以て其準備に着手すべしと。俘虜は本月末日迄に到着する筈。

大正３年11月12日
大阪朝日新聞
●確定せる収容所
陸軍大臣は十一日告示第十六号を以て、左の如く俘虜収容所設置の旨公示せり。（東京電話）
福岡、熊本、松山、丸亀、姫路、大阪、名古屋、東京
▲熊本千名　熊本の俘虜収容所は市外本妙寺の各寺院と決したるが、将校は物産館集議所に収容すべく、人員は将校以下約千名なり。来着二三日中ならん。（熊本電話）
▲姫路三百名　姫路にては将校四十名、下士以下三百名を姫路別院本徳寺、景福寺及び飾摩郡亀山別院本徳寺に分宿する事に内定したるが、其筋にては予てより調査せる事とて何時にても収容し得る迄に準備しあり。
（写真「東京俘虜収容所長　歩兵中佐　西郷寅太郎侯」「大阪俘虜収容所長　歩兵中佐　菅沼　來氏」）



▲松山四百名　松山に収容の俘虜は准士官以上十四名、下士卒四百名にて収容所は未定なるが、多分大林寺外二三の寺院なるべし。（松山電報）
▲外に佛照寺（大阪）　大阪にては西区尻無川の大阪府隔離所へ俘虜下士以下八百人を収容するは、昨報の如くなるが、外に将校三十名を北区天満岩井町の佛照寺に夫れぞれ収容することに略ぼ取極めたり。

大正３年11月12日
大阪毎日新聞
●大阪の収容俘虜
青島の俘虜将校三十名、下士以下八百名を大阪に収容すべき旨、十一日陸軍省より第四師団司令部に通知ありたるが、収容所は将校三十名は北区壷屋町の仏照寺に、下士以下は木津川尻鼠島のペスト隔離病舎と内定したり。隔離病舎は多少修繕を要するを以て、来る二十四五日頃収容することとなるべしと。尚、収容所は南海電車天下茶屋駅の木津直通道路より約十町の西方にして木津川河畔にあり。対岸に千本松の名勝を控へ風光明媚にして、昨今釣魚の場所として人出多き所なり。

大正３年11月12日
大阪毎日新聞
●俘虜収容所
十日陸軍省告示を以て左記各地に俘虜収容所を設置する旨公布せり。（東京電話）
福岡▲熊本▲松山▲丸亀▲姫路▲大阪▲名古屋▲東京
●俘虜収容所長
歩兵第一聯隊附陸軍歩兵中佐侯爵　西郷寅太郎
東京俘虜収容所長被仰付
歩兵第三十三聯隊附陸軍歩兵中佐　林田　一郎
名古屋俘虜収容所長被仰付
歩兵第二十四聯隊附陸軍歩兵中佐　久山又三郎
福岡俘虜収容所長被仰付
歩兵第二十二聯隊附陸軍歩兵中佐　前川　謙吉
松山俘虜収容所長被仰付
歩兵第十二聯隊附陸軍歩兵中佐　石井彌四郎
丸亀俘虜収容所長被仰付
歩兵第十聯隊附陸軍歩兵中佐　野口猪雄治
姫路俘虜収容所長被仰付
歩兵第三十七聯隊附陸軍歩兵中佐　菅沼　來
大阪俘虜収容所長被仰付
歩兵第十三聯隊附陸軍歩兵中佐　松木　直亮
熊本俘虜収容所長被仰付

大正３年11月13日
大阪朝日新聞
●各地の俘虜割当／―傷病兵は青島で養生―
青島の俘虜は曩に発表されたる各収容所に左の如

く割当てらるる由。

久留米五百名、福岡一千名、熊本一千名、松山、大阪各五百名、東京、名古屋、姫路、丸亀、善通寺各三百名乃至四百名。

尚、青島籠城兵士は予想外に少数なれども、七日の戦闘に於て捕虜となりたる二千三百名の外、傷病兵も尠なからず。現に青島敵病院内にある傷病兵も又、四五百名を下らずと云ふ。是等の傷病兵は当分其の儘、青島病院に置き、独逸の軍医以下衛生隊をして加療せしめたる後、我邦に輸送する手筈なりと。（東京電話）

▲東京は白金旧火薬庫　東京に収容の俘虜は第一師団司令部にて取扱ふ事となれり。右につき宮地副官曰く、場所は芝白金旧火薬庫を修繕して之に充つることに内定して居る。此の火薬庫は広大な建物で、場所は白金の最高地を占め、構内静閑にして幽邃山あり谷あり、衛生上から見ても適当の収容所であらうと思ふ、云々。（東京電話）

▲大阪は隔離所へ　第四師団司令部にては十二日歩兵大尉上田虔、騎兵中尉後藤外馬、二等主計丸山嬴彦、二等軍医松井敏行の四氏に大阪俘虜収容所員を同計手、看護長各一名を収容所附きを夫れぞれ命せしが、一方陸軍省よりは俘虜将校十名、及下士以下四百五十名を送達すべき旨通知ありしといふ。然れば此は第一回輸送の分にして残余の将校二十名と下士以下三百五十名は第二回に送り来るやも図られざれど、当師団にては先づ第一回の分のみと仮定し、予定より約半数に減じたるを以て、収容所は佛照寺を取消し、大阪府の隔離所のみに取極め、十三日より同所の修繕、畳替へ等一般の設備準備に着手すべく、右に付、機動演習地より、既記収容所長菅沼歩兵中佐は上田歩兵大尉と共に十二日帰阪して、村松高級副官等と打合す所ありしが、大阪衛戍司令官は目下幕僚をして俘虜収容所服務規則を作製せしめつゝありと云ふ。

大正３年 11 月 13 日
東京朝日新聞

▲佛照寺は取消し／大阪の俘虜減員

第十四師団司令部にては、十二日上田、田中両歩兵大尉以下数名夫々収容所附を命ぜられたるが、一方、陸軍省よりは、俘虜将校十名及び、下士以下四百五十名を送るべき旨、通知ありたり。●は第一回輸送の分にて、残余の将校二十名、下士以下三百五十名は、第二回に送り来たるやも知れざれど、同師団にては、第一回の分のみと仮定し、予定よりも凡そ半数に減じたるを以て、収容所は佛照寺を取消し、大阪府の隔離所のみに取極め、十三日より同所の畳替など一般の設備に着手したり（大阪電話）

大正３年 11 月 13 日
大阪毎日新聞

●昨夜の提灯行列／各町大競争の態

青島陥落以来市内には、毎夜のごとく此処彼処に熾なる提灯行列の催しあり。市民の祝捷熱は日一日と加はり行く有様なるが、昨夜も亦、京町堀、御霊筋、浄正橋通、阿波座上三丁目、薩摩堀東の町、新町二、三、四、立売堀南通五丁目の各町、および天神橋西三丁目等の有志をはじめ、製薬、三平其の他、会社の主催にかゝる数百名より数千名に及ぶ大団体の提灯行列催され、中には数台の屋台車を曳出したるもあれば楽隊の響、鉦、太鼓、笛の音など賑々しく囃立て、何れも本社前に来りて萬歳を連呼し、盛況を極めたるが、造物に変装に各町各会社とも思ひ思ひ競争的に趣向を凝し、中にはアット云はせるばかり奇抜なるものも見受けたり。

▲十四日の大行列

大阪市立工業学校を初め市内の主なる各種学校及小学校生徒等は、臨幸歓迎青島陥落祝賀の大行列隊を編成し、十四日午後旗行列をなして、市内を練り歩き、夜は提灯行列をなして、一同大本営前に集合、萬歳を三唱すべしと。

大正３年 11 月 13 日
大阪毎日新聞

●俘虜収容割当と来着期／十四日第一回到着

青島の俘虜は十二日より豊富丸外二隻に分乗、順次労山港を発し、内地に輸送さるべく是等俘虜は各収容所に左の如く割当てらるゝ由。

▲久留米　五百名▲福岡　一千名▲熊本　一千名▲松山、大阪　各五百名▲東京、名古屋、姫路、丸亀、善通寺　各三百名乃至四百名。

猶、現に青島の病院内にある傷病兵四五百名は当分其儘青島病院に置き、独逸の軍医以下衛生隊をして加療せしめたる後、我国に輸送する筈なりと。（東京電話）

▲十四日門司着の独逸俘虜は豊富丸外二船に分乗。総数二千三百名にしてその中、大尉以上上佐官上長官廿五名、中尉少尉二十五名、卒八百名は福岡、準士官以下五百名は久留米に、準士官以下数百名、並に将校従卒卅名は熊本に収容することに決せり（下関来電）▲名古屋に於ける俘虜収容所は東本願寺名古屋別院と決定し、収容人員、将校以下三百十名にて、来る二十五六日頃来着すべく。収容室は三十七八年戦役の際、露国俘虜を収容したる同構内各郡講会所を以て之れに充て、各自自炊せしむる筈

なるが、収容所職員左の如し（名古屋来電）
所長林田中佐、所員張中尉、中村中尉、富澤軍医、金谷主計他、下士四名、衛兵若干名。
▲独逸捕虜準士官以上八名、下士以下三百名は、十六日未明汽舩福寿丸にて多度津へ上陸し、塩屋別院に収容さるゝ旨、其筋より通知ありたり。（高松来電）

大正３年11月14日夕刊（13日発行）
大阪時事新報
●俘虜著は十五日
俘虜を載せたる御用船は予定より一日遅れて十五日着港の筈なるが、是等の全部が消毒を終るには約廿四時間を要すべく、発送地別に纏めて消毒し、之れを終はる毎に目的地に送る由なれば、十五日午後に着するものは自然翌日に延ばさるべく、現在の計画にては第一日午前四百名を福岡に、午後四百乃至五百名を久留米に向はしめ、第二日午後は七百名乃至八百名を熊本に送る事となり居れり。右に関する要務を帯びて中川衛生局長は門司を通過して福岡に向へり。（門司電報十三日発）

大正３年11月14日
大阪朝日新聞
●俘虜は十五日門司着
第一次俘虜将校四十二名、下士卒千七百名は十二日沙子口より運送船印度丸、薩摩丸、福壽丸の三隻に分乗、十五日朝門司入港の予定なるが、到着の上は福岡県港務部広島消毒所に於て、着衣及携帯品の消毒を施行し、然る後、鉄道桟橋より上陸せしむべし。其の輸送順序は第一福岡収容の四百余名を、同日午後三時三十分門司発列車にて、第二久留米収容の四百余名を、十六日午前七時半門司発車にて、又第三熊本収容の九百余名は同午後七時門司発車にて、送致せらるゝ筈なり。（門司電話）
（写真「福岡俘虜収容所長　歩兵中佐　久山又三郎氏」）

大正３年11月14日
大阪朝日新聞
●俘虜収容所の其後
▼大阪収容事務開始　大阪俘虜収容所（大阪府隔離所）の設備完了するまで収容事務所は、十四日より歩兵第八聯隊第二大隊空兵舎の一室に仮設して事務を開始すべく、所長菅沼歩兵中佐等は十三日隔離所を視察せしが、独逸語の通訳官には後備砲兵少尉柿原貞氏に任命せられたり。
▼姫路は将校を減員　姫路俘虜収容所に収容する俘虜将校は当初四十名の予定なりしが、其筋より十名に減じたる旨申来たりたるより、亀山別院を廃し姫路市阪田町妙行寺、又は其他の寺院を宛つる事となるべく、目下詮議中なり。尚姫路別院本徳寺及び景福寺に下士卒三百名を収容することは既報の如し。因に姫路収容所員に任命されし飯田少尉、及び当衛戍病院より選ばれし吉澤二等軍医は共に独逸語に堪能なりと（姫路発）

大正３年11月15日
大阪時事新報
●天津と青島陥落
大信丸天津帰客の談に曰く、七日青島陥落の報各租界に達するや、独逸人は落胆して自棄酒を呷り、其結果乱酔して三発の短銃を放てるを聞きしより、英仏租界にては萬一彼等に暴れ込まれてはと、義勇兵を募り、要所々々を警戒したり。日本租界は此報を得ると共に祝杯を挙げ、同地の邦字新聞社主催の提灯行列は居留民の七分を占め、其数二千名を算せるが、大和公園を出で、駐屯軍を最初に日本租界を練廻りて同公園に引返し、解散せり。駐屯軍各隊にては篝火を焚き、煙花を打揚げて、是に応へ英兵は夜は出でざるも、仏兵は夜間も外出し得るより此提灯行列に加はる者多く、嬉々として邦人に握手を求め居たる者も多かりき。尚、同船出帆当日なる十日午後は、青島陥落を機会に公会堂にて盛大なる官民合同の祝賀会を開きたり。又、北京は官吏に対する俸給満足に支給されざる為め、購買力乏く市況不景気なりと。（門司電報十四日発）

●全部俘虜収容期
青島に於ける俘虜は去る十二日より輸送を開始し居れるが、総督たりしワルデック大佐は愈々十四日労山港出発の欧羅巴丸にて出発したり。船中に在りては何れも帯剣するを許さるゝは既報の如くなるが、其門司に到着するは十六日なるべし。而して到着の上は福岡赤十字支部に収容さるべし。尚ほ、東京に護送さるゝ俘虜は十九日或は二十日新橋着の予定にして、到着の上は目下陸軍材料庫となれる芝白金町旧火薬庫内に収容の筈にて、今や着々準備中なるが、我が監督官は彼等に親切丁寧の取扱ひを為し、且つ、日本語の教授を為す筈なりと。因に青島に於ける俘虜の輸送は来る廿日を最後として、当日出発の分は全部大阪に収容する筈なり。（東京電話十四日）

大正３年11月16日
大阪朝日新聞

●ワ総督は十七日着／一便遅れて薩摩丸で

十五日門司に入港すべき俘虜輸送船は、印度丸、福壽丸の外、薩摩丸をも数へられ、印度、福壽の両汽船は別項の如く入港せしが、薩摩丸は降将ワルデツク総督乗船の為、一便遅れて十四日午後六時砂子口を解纜、十六日の夜六連に到着し、十七日朝門司入港の筈なるが、総督は部下と別船にて鉄道桟橋に上陸、直に福岡俘虜収容所長の手に引渡され、福岡へ護送の事となれり。（門司電報）

●青島開城の降兵来る

＝満載して門司へ＝参謀と同乗して脱出＝剱光彼等を威圧す＝

青島開城の降将卒、十五日午前九時門司に到着せり。其の数、将校六十九名、下士卒千三百八十一名にして、印度丸、福壽丸の二隻に分乗せり。其中印度丸が搭載し居れるは将校五十七名、下士卒千百七十七名にして、福壽丸には、将校十一名、下士卒二百四名なり。後続分を合して差し当り左の如く配分せらる。

久留米　将校十七、下士四百三十、熊本　将校三十五、下士卒四百名、福岡　将校十六名、下士卒五百五十一名、丸亀　下士卒三百名。

軈て団平船に分乗せしめ、門司駅に送り、小憩の後、順次臨時汽車にて発送せり。

▲汽車に乗る　門司発第一列車は午後零時半なり。久留米より派遣の歩兵第四十八，同第五十六両聯隊の下士卒七十名は足並正しくプラットフォームに繰込み、やがて俘虜と相対し指揮官の命令一下するや、立打の構へにて小銃に実弾を込めたり。この音ガチャガチャと響く、この刹那の光景頗る異様なりき。俘虜は上陸後海岸小舎に休憩せしめしが、その間にシーメンス・シツケルド会社員の手に依つて、所持の金員を日本貨幣に替へたれば、列車に乗込むや、将校中には葉巻煙草を買ふものあり。内々麥酒を買はんとて大喝さるゝものあり。昼餐の弁当には将校には二十銭のサンドイツチ、下士卒には十銭の麺包を給したが、忽ち之を平らげたり。かくて時移りて列車は出発したり。

▲第一線の俘虜　今回護送されたる俘虜は青島第一線にて猛烈なる我砲火を浴びせたるものなれども、負傷者は僅に二名あるのみにて、他は健康体なり。此は何れも開戦前敵の本陣地なるイルチス及び中央砲塁、台東鎮砲台、海岸砲塁等に進出し来りしを我軍の手に生擒したるものにて、其第一は海軍大隊にて、これに属する将校十四名、准士官十四名、下士卒四百六十名あり。其の第二は海軍砲兵隊にて、将校十名、准士官十三名、下士卒五百六十八名なり。また其の第三は海軍中隊にて、将校三名、准士官一名、下士卒百四十三名。以上将校二十九名、准士官二十八名、下士卒千百七十七名なるが、此中の最高級将校は海軍大隊附海軍少佐クレスト・アンドレースなり。

▲飛行将校　中尉の中に我攻囲軍の頭上にルンブラー式飛行機を飛ばせ、爆弾を投下し、我軍を悩ましたる飛行中尉フリード・リツヒなるものもあり。彼は曰く、我等の先輩は青島の将に陥らんとするや、総督ワルデツクの命を含み、参謀将校と共に総ての秘密書類を携帯し、ルンブラーに搭乗して、見事に中立地帯に脱れ、飛行機の日本軍の為に鹵獲されるべきを免れたりと、語り居れるが、彼は熊本俘虜収容所に送られたり。またアンドレース少佐は福岡に送られたり。

▲我妻は神戸に　また俘虜の一兵卒中には神戸に在留して十八年間、日本人と親しみ其の妻も日本婦人にて、今年三歳になる混血男子あり。妻は現在妊娠中とて神戸中山手通に住めるが、彼の一兵卒は能く日本語を解せるより独軍にても調法がられ、又俘虜となりて我が軍に収容されて後も、日独語の通訳代りに持て囃され、彼方からも此方からも引張り凧の如くなり居れり。

▲其の後の輸送　次に午後三時二十分発車にては、印度丸より上陸のものを福岡に輸送し、又午後七時には印度丸及び福壽丸より上陸の分を熊本に向け輸送せしが、日暮後は我が衛兵の剣光が車内に輝きて、一入に俘虜を威圧し一入に厳めしく見えたり。福壽丸はその乗員の半を上陸せしめたる上、丸亀に収容する俘虜、准士官以上十一名、下士卒三百十名を載せて同夕抜錨して多度津に向へり。（門司電話）

▲福岡収容所に入る　青島俘虜士官十六名、下士卒五百五十一名、予報の如く十五日午後七時四十一分博多駅に到着。収容所長久山中佐以下委員に引率され、士官は博軌電車にて博多海岸を経て監獄出張所前に下車し、直ちに物産陳列所に入り、下士卒は多数の衛兵に護衛され徒歩隊列を作り、旧柳町に入りたり。警察にては臨時百余名の巡査をして警戒の任に当たらしめたり。（福岡電報）

大正３年 11 月 16 日

大阪毎日新聞

●青島の俘虜着す

既電の如く、十五日午前九時、下関入港の印度丸は十一月七日青島陥落と共に俘虜となりたる海兵大隊将校十四名、准士官十四名、下士卒四百四十四名、海軍砲兵隊将校十二名、准士官十三名、卒五百八十八名、海軍中隊将校三名、准士官一名、下士卒百四十三名、合計千二百十五名を積載し来り、

又福寿丸は同日午後一時俘虜将校十一名、下士卒二百四名を載せ入港せり。是等の俘虜中、将校十七名、卒四百三十名は零時五十分発久留米に、将校十六名、卒五百五十一名は午後三時廿分発福岡に、将校三十五名、卒四百名は午後七時発熊本に向けて護送し、残余は福寿丸にて同日午後六時出帆、多度津に上陸、松山に収容する筈。俘虜中最高級は海兵大隊附少佐プレースド、アンドレース（四十五歳）にして久留米に収容せらる。又、勇敢なる飛行家としてルンプラー式に搭乗し、我軍を悩ましたる陸軍中尉ワリードリッヒユーレルスヴォーウツキも亦、此内にあり。同人は熊本に送られたるが、ワルデツク少将以下六百九十名は十三日鹿島丸乗船、十六日午後門司着。少将及び、幹部連は福岡に収容し、他は高濱に送らるゝ予定のよしなるが、上記の外、十一月十日我開城委員の手に受取りたる俘虜千四五百名ありといふ。

▲日本兵は強し

彼等はおべッかか何か知らざれどいづれも日本兵の機敏と勇敢を称揚しゐたるが、併し、突撃を受けたる際は銃丸既に竭き、奈何ともする能はず。自分の荷物さへ取出す暇もなかりしかば、止むなく白旗を掲げたるも、此の相手がモシ英国兵ならんには、尚ほ、赤手戦ふを辞せずと敦圍けり。

▲英兵を囂罵す

彼等はなほ口々に日本と独逸とは戦ふべき理由なくして戦へるものなれば、我等は俘虜となるも少しも遺憾なし。と語り、英国に対する反感は非常なるものにて、護送さるゝ途中俘虜の身ながら英国兵を見るや喊声を揚げて冷罵を浴せ掛け、我監督将校を手古摺せたれど船中にては、よく規律を守り、一将校の如きは日本軍は何故我等俘虜に対し、警護の兵を附するや、我等は刀折れ、矢尽きて降服せるものなれば、心中愧づべき所なく、且つ日本に対し最早や何等の反感を持せずと云ひたりと。

▲独逸は全勝すべし。

俘虜の一将校は、仏国は一箇月後には全部独逸が占領すべく、英国へは既に独逸兵三萬ポーツマウスに上陸したれば、二箇月後には是亦、我有に帰すべし。又、来春早々より露国を攻始むる筈なれば、我等の敵は半年ならずして征服されるべし。独逸兵の英国上陸後の模様如何と真顔になつて記者に問ふ。記者は、未だ上陸せざる旨を答ふれば、日本は英国と同盟せるの故をもつて、上陸のことを秘密にして居るならん。と澄ましたものなり。

▲寧彼等は得意也

俘虜中に十七歳と十五歳の可憐なる兄弟あり。又トーマストーレンと称する一兵卒は神戸に十七年間在住し、日本人を妻とし、二人の子供あり。十日ほど前にも一子を挙げたる筈なりとて、俘虜となりたるを大喜びの体に見受けたり。

▲艦が遊んで居る

俘虜兵卒の百鬼夜行的服装なるに引替へ、流石に将校連は身の廻りも小綺麗にて、印度丸の門司に入港するや、双眼鏡を翳して、熱心に附近の警備艦厳島及び水雷艇五十八号、五十九号の二隻を眺め、日本は南洋に多くの軍艦を派出し居れりといふに、尚恁那処に軍艦を遊ばしてある。などゝ驚き居れリ。斯て運輸部門司出張所長益田大尉、輸送指揮官山口中尉の指揮に依り高級将校アンドレス少佐が号令し、久留米行、福岡行と順次上陸、互に再会を期して、固き握手を交換し、気楽さうに笑ひ興じつゝ出発せり。（下関来電）

大正３年11月16日

大阪時事新報

●俘虜千七百余名到著／一行中に異彩を放つた飛行中尉

総攻撃の俘虜一千七百十九名は印度、福壽の二船にて来れり。船中に於ける彼等は能く命令を恪守せり。彼等の中には非常に多額の金を持てる者あり。又、一文の金も持たぬ者あり。又、或る者は煙草を多く持ち居れるも、人が困つて居るのを見ても決して人に分たず、如何にも自己本意なり。俘虜の多くは海軍兵にて、各収容所に送らるべし。俘虜の専任将校は久留米は少佐、熊本、福岡、丸亀は大尉を以て任ぜり。而して久留米行き将校四十七名、下士卒四百三十名、福岡は将校十六名、下士卒五百五十一名、熊本、将校三十五名、下士卒四百名なり。彼等は共に午後収容地に送られたり。別に福壽丸にて将校、下士卒三百二十名丸亀に送らる。兵卒の中にトウマストーレンとて長く神戸にありて邦語を能くする者ありしが、神戸の妻には既に音信して、他に語るべき何物をも持たずとて何事をも語るを好まず。唯目立ちしは飛行家フリードリヒミューレス、キフウキなる一飛行中尉が飛行服を着けしものなりき。（門司電報）

大正３年11月19日

大阪時事新報

●俘虜各地に輸送さる

ワルデツク総督以下俘虜五百九十二名を乗せたる御用船薩摩丸は、十七日午前九時三十分門司に入港せり。ワ総督以下将校十一名、下士卒二百四十五名は直に門司上陸。午後零時五十分発列車にて、福岡に。又、将校十名、下士卒十名は午後一時五十分発

列車にて熊本に輸送し、残余の三百十六名（内将校十名）は同船にて高浜に送られたり。同船は前夜六連に着せしも、検疫の都合上、同島に仮泊し、今朝未明検疫を受け、門司に入港したるものなり。総督は海軍大佐の制服を著し巻莨を燻らしつゝ其肥満せる体躯を陸上に運びたるが、何等沈衰の色なく、平日と異なる処なきのみならず、微笑を湛へ、快く訪問せし記者に対して、握手を交換して、福岡に向ひたり。（十七日門司電話）

大正３年11月20日
大阪朝日新聞
●大阪へは明日着／―四百七十名築港へ―
俘虜将校以下四百七十名は、愈々台東丸にて二十一日払暁大阪築港着の予定に就き、第四師団経理部は西区恩加島町に出張所を設けて、収容所の修繕工事を督し居れるが、二十日午前中に完了し、直に大阪俘虜収容所を開始すべしと。而して俘虜一行が二十一日未明着港せば、将校は成るべく小蒸気にて木津川を遡りて収容所裏手の桟橋より上陸せしめ、下士以下四百五十名は午前八時頃より築港桟橋に上陸。夫れより徒歩引率して境川電車停留所より右折して櫨橋を渡り満福寺の横を過ぎ三軒家下の町及び木津川セメント会社前を経て収容所に達する予定なりと。

大正３年11月21日
大阪朝日新聞
●本日着する俘虜／―午前十時築港へ―
今二十一日午前築港入港の大東丸にて来る俘虜は将校二十二名、下士以下四百四十五名と決定せるが、大東丸は二十日午前九時高浜を出帆したるに就き、同夜神戸入港、二十一日午前検疫を受けたる後、築港入港の予定なるを以て時間は午前十時頃なるべく、それより税関にて携帯品の検査をするや未定なるが、不要の節には本船にて直に内港より運河を遡行すべきも、若し要する時には一先ず桟橋に上陸せしめたる上、小蒸気船にて運河により収容所の南十丁の処に上陸、それより徒歩にて到るべしと。

大正３年11月21日
大阪毎日新聞
●俘虜の大阪着は本日／総員四百六十七名
西区恩加島町なる大阪俘虜収容所に収容せらるべき俘虜将校以下合計四百六十七名は、今二十一日朝台東丸にて大阪築港に到着、艀船に乗りかえて恩加島町に上陸収容さるべし。右につき大阪俘虜収容所長菅沼中佐は曰く、当収容所に収容する俘虜は、四百六十七名の内、将校廿二名、下士卒四百四十五名にして、将校には八畳の間二室を与へ、一室は居室に他の一室は寝所に充て、又下士卒は八畳一室に三名宛とせり。尚、俘虜を乗せたる台東丸は多分九時過ぎ入港すべく、全部小蒸気にて直接収容所に運ぶべし。尚、俘虜の取扱は寛大の処置を執る考へなるも、規律は飽迄も厳守させる方針なり。又食事は原料を給して自炊せしむる規定なるも、到着後一週間位は請負賄を為てやらねばなるまじ云々。因に俘虜の居室は出来得るだけ新しき畳を用ひ、寝具は総て軍用毛布を以て之に充てつゝあり。

大正３年11月21日
大阪時事新報
●俘虜の大阪著は廿一日／収容所の内部と収容後の日課
ワ総督も来た、丸亀や松山へもだいぶん来てゐる。我が大阪へも愈々廿一日朝、将校廿名、下士以下四百五十名の独逸捕虜が来ることになつてゐる。それについて築港の東南木津川救護所、即ち大阪の俘虜収容所では頃日来諸種の準備を急いでゐた。同所は全部平屋建の幾棟かに判れ、その中の十五棟だけを今度の俘虜収容所に充てゝある。建物はどちらかと云へばあまり美しくはないのみか、折箱板で張つた屋根の処々はこれまで雨漏でもしてゐたのではあるまいか。新しい板を使つて修繕されてある。それのみか今まで空屋になつてゐただけに、此処彼処破損の個所を繕うため廿日の午前なども大工の鎚の音が盛んに聞えてゐた。だけど室内はさすがに清掃されて、畳なんかも清々しいのを敷いてある。平屋一棟には七畳の室（押入附）、が十室づつ長屋風になつてゐて、この一室に下士以下三人宛を収容するのだといふから決して狭いことはない。将校には一人一室を与ふる外に別にまた食堂と寝室を兼たりの室を与へ、而して将校二人に一人づゝの従卒を付随せしめる。棟と棟との間は先づ一間強で可なり建詰んで見える。菅沼所長の談によると、俘虜が廿一日朝、築港に着くとそこから護衛兵附き添ひ、歩行で収容所へ送り込む。食事は向ふ一週間ぐらゐは請負人の手でつくらしめ、爾後は食物原料を支給して自炊せしめる筈だといふ。俘虜の来た当座は、健康診断とか室内整理のために多少どさくさするだらうが、その後は読書せしめるとか、または時折は附近へ散歩に連れて往てやるとかだんだんと秩序的にし、新聞雑誌の類なんかも差し閊へないと見た物はどしどし読ましめる。俘虜に面会を欲するものは外国人ならば陸軍大臣の許可、日本人ならば衛戍司令官の許可が要るさうだ。収容所は西区南恩加島町で木津川を

後にし、築港を前に控へ海に近い。俘虜のことだから日々練兵を行る訳ではないが、近所に運動用の広場のないのは不自由だとの話だつた。煙草は室内で喫はしめる外、他に設備がないといふから火の用心などに大いに用心をせなければなるまいし、何にしても収容所員の手数は一通りではないらしい。

大正３年 11 月 22 日夕刊（21 日発行）
大阪時事新報
●最後の一人までの顔／＝大阪に来たのは海軍砲兵隊＝／＝俘虜見物で築港は人の黒山＝

大阪に収容すべき俘虜四百六十七名は、輸送指揮官歩兵第六十七聯隊附武田少尉指揮の下に御用船大東丸にて、二十一日午前八時三十分大阪築港に入港。桜セメント会社北手埋立地に上陸して、直ちに木津救護所に入れり。寒い寒い潮風が遠慮会釈もあら浪のといつた調子で飄々と鼻柱を吹き立てる。それにも拘らず築港桟橋には夜のひき明け頃から「最後の一人まで」のお顔を拝見して後の世の語り草にせんとも何とも云はずに犇々と詰めかけ、時ならぬ関の声さへつくつて見えたが、所長菅沼中佐は一人の船に近づくをも厳禁し、且つ最初税関官吏は俘虜一同を桟橋に上がらしめ、携帯品の検査を行ふべき予定であつたのをそれさへ変更して船中で済まし、大東丸は其儘第十三号浮標に繋留し、そこから艀六隻に分乗。桜セメント会社北手の新埋立地に上陸させる事となつたので、物見高い萬余の大阪人は桟橋上に鼻を明かされた形。記者は大阪市港湾課のランチに菅沼所長と同乗するを得て、大東丸左舷に近づくと、甲板上にずらりと俘虜の顔が並び、其の視線を一斉に此方へ向ける。海軍々人ばかりであらう、将校は黒服に白線の帽と鼠色服に金線の帽の二色。下士以下は水兵服の何れも素晴らしい元気で、籠城窶れなんか毫も見えない。それも日本の地を踏むに方つて、殊更に然く装うてゐるものとすると、何だか笑顔までが淋しい。而も彼等は恥を知る。写真班がレンズを向けると、頸を縮めて如何にも迷惑さうな眼が更に淋しい。柿原少尉の通訳で所長と其の隊長ミンデル少佐との間に談話が交換される。少佐は年の頃四十前後、顎髯を美しく刈り込んだ堂々たる偉丈夫である。総員四百六十七名の内将校が二十二名、下士以下が四百四十五名。全部海軍砲兵大隊と呼んで、砲台を守備してゐた者ばかりである。「昨夜は随分荒れましたらう。船に暈つたものはありませんでしたか。」と犒うと「いやソンナ事はありません。御覧の如く海上生活には馴れきつてゐる者のみですから」と哄笑する。本船から第一番に艀に乗り移つたのは長大肥満の兵曹長、続いて飛び下りた一人は其の機みにポケットからウヰスキーの壜が躍り出し、其のこぼれた雫を惜しさうに撫でる。ズツク製の日本でなら昔の鎧櫃大のものに何も彼もを詰め込んで、其の上に毛布をつけた重量二十貫に近きものを担つた男もある。中には又年齢僅かに十八歳ばかりと見ゆるのが、其のズツク袋の重みに背後のめりにあへいで歩くのもある。一騒ぎしたあとで艀船は予定地に到着し、埋立地に整列し左向け左で救護所へ徒歩で行く。其の一人に就いて問ふた。「一行中に曾て日本に居た者はありませんか」「ありません」「独逸人ばかりですか、墺国兵は？」「墺国兵は居りません。それ以上を問うては宣けません。お気の毒様」「ミンデル少佐は何んな人柄ですか」「知りません」「君自身の名は？」「ハイそれも知りません。お気の毒様」———青島から一行を護衛して来た武田少尉以下十六名の日本兵士中慰問袋を携げてゐたのが、傍から「真個に話しては宣けない事になつてゐるのです」と云つた。俘虜達は斯くの如くにして初めて日本の大阪の地を踏み、正午を過ぐる頃、木津救護所の人となつた。此の光景を眺めた前記桟橋の人は、云ひ合せたやうに築港埋立地を横さまに駆出した勢ひは、蓋し総攻撃の其の日を偲ばせるもの欤。

大正３年 11 月 22 日夕刊
大阪時事新報
■大阪到著の俘虜　大東丸より艀舟に移らんとする所



大正３年 11 月 22 日
大阪朝日新聞
俘虜が来た
船から上陸
左端に起つた兵士は下を出している。
木津川収容所へ
手んでに大きな荷物を擔いで

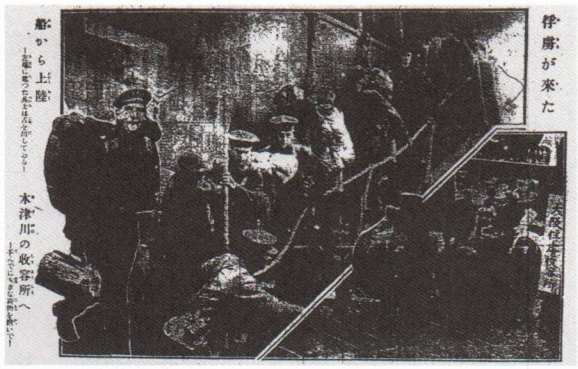

大正３年 11 月 22 日
大阪朝日新聞
●俘虜収容所雑聞

俘虜大阪収容所の編成は所長菅沼歩兵中佐、上田歩兵大尉、後藤騎兵中尉、松井二等軍医、丸山二等主計及び通訳柿原砲兵少尉と下士同相等官四名にして、当日村松高級副官は収容状況を視察せしが、師団よりは取締の為、衛兵として歩兵を、又大阪憲兵隊よりは憲兵を派遣せり。又所長菅沼歩兵中佐は二十一日午後俘虜一同に対して一応の訓示を与へたるが、収容所の整頓を待つて大迫師団長は大阪衛戍司令官として軍医部長、経理部長、参謀長、法官部長及び幕僚を随へて巡視する由。

大正３年 11 月 22 日
大阪朝日新聞
●築港の俘虜見物／＝二十一日朝大東丸で来る＝

予定の如く俘虜を搭載したる大東丸は、二十一日午前七時、築港関門内へ入港した。税関官吏出張、旅具萬般の検査をしたが、其数量少く、別に上陸せしむる必要なければとて、予定を変更して桟橋の上陸を見合せ、達磨船を用意して全員を移乗せしめた上、木津川尻に曳き行き、同所より上陸させ、収容所長菅沼中佐以下附添の上、十町を徒歩して大阪府救護所に入れたり。将校も下士卒も悉く海軍軍人で、紫紺の服に淡鼠の外套をつけ中々のハイカラなり。下士以下は毛布や粗布製の大きな袋に雑品を詰め込み、大変な荷物を背負ひこんだ。此日市中より俘虜見物に朝早くより築港へ押掛ける者雲霞の如く桟橋上へ山の如くたかつたが、予定を変更して上陸せぬと聞いたので、今度は皆が木津川尻へ雪崩れよせる。其の数幾萬人と云ふを知らず。俘虜の最上級は海軍少佐で、一同は存外平気なものなり。勇敢なる兵士と云うてやると莞爾と笑つてワラウナワラウナなど繰返す。

▲同収容所は西区恩加島の木津川右岸にあつて、三面黒板塀を繞らし、他の一面は木津川に沿んでゐる一帯の砂地で、八千三百二十五坪の平地である。建物は総てバラック式で、建坪が三千四十三坪に余るが、今度はその内三分の一を使用するとの事で、将校に五棟、下士以下に十五棟と云ふ割当である。一棟の中には七畳の間十室あり。将校は居室と寝室が別々で、各人に二室を占領する。各室とも畳が布いてあるが、将校の居室だけは其上に新調の七島筵を覆ひ、寝台もある、押入もある。下士以下には藁布団と毛布をあてがう。厠まで西洋式に改造して珍客を待ちうけたが、収容所の内外には大小二百三十個の雪燈を点じた収容所では、毎日一回宛ライスカレーの様な雑炊を喰わせて、追々と米飯に馴れさせる様に取扱ふ予定なりと。

収容されし俘虜は、少佐ニユンベル以下将校二十二名、准士官十七名、下士五十二名以下総員四百四十五名なり。

大正３年 11 月 22 日
大阪朝日新聞
●夢の様です／＝俘虜の大阪高医独逸語教師

十八日宇品に着した青島俘虜の内、東京浅草の東本願寺別院に収容せられる俘虜将校十一名、下士以下三百三名の一行を乗せた軍用列車は、二十一日午後三時十四分に大阪を通過して品川に向つた。一行中にドクトル・ユーベルシャールといふ総督の通訳を務めて居つた名物が居る。

▲懐かしい大阪駅

丁度記者はこのユーベルシャール博士とは懇意な間柄なので、梅田に一行を迎へ、監督将校の許可を得て、僅少の停車時間中に同氏と言葉を交へた。懐かしい「大阪」の声を聞くなりヂッと窓外を眺めて居た氏は、僕の顔を見るなり「オヽ」と声を挙げて、その六尺近い体躯を擡げた。見れば今まで見つけた背広服とは打つて変り、身には薄鼠色の軍服を着け、紫紺色の軍帽を被つた天晴れの軍人になつて居る。博士は本年二十九歳、独逸ライプチッヒ大学史学科を卒業したが、卒業論文にも日本憲法史を書いたといふ。其頃からの日本通で卒業後直に大阪高等医学校に聘せられ、最早三年有余、同校生に独逸語を教授し、浜寺に仮寓して居つた。

▲生徒に好しく

氏は流暢な日本語で語る。「実に夢の様です。貴君に会はうとは思ひませんでしたよ」と微笑みながら「何しろ私の方は僅に四千位で日本の大軍に向ふのですから、到底ダメですよ」と流石に残念さうにいひながら、「学校の生徒が一人も見えませぬね」と群がる群集を見廻しながら自分の教へて居た生徒の事がやはり気になるらしく問ふ。「そりゃ今日は

土曜だし、誰だつて貴君がこの汽車で通る事は知りませぬよ」といふと「先生方や生徒諸君にくれぐれもよろしく伝へて下さい。「私はどうしても、も一度あの浜寺へ行つて日本ボートを漕いだり、泳いだりして見たいです・・・」ここまで語つて尚も何か曰はうとして居た時に、汽車は動ぎ出した。失礼します。サヨナラ、御機嫌よう」と如何にも名残惜しさうに窓から首を出しながら別れを惜しんだ（一記者）

●俘虜の妻出迎ふ

二十一日午後二時二十四分神戸発東京行きの俘虜中に神戸旧居留地ウインクラー商会の元事務員ワグチル中尉あり。神戸には日本人の妻あり。妻は乳呑児を抱きながら神戸駅に出迎へて、ホンの暫時の間話し合ひて名残を惜しみたりと。

大正３年 11 月 22 日
新埋立地に上陸せる俘虜一行（毎日新聞）



大正３年 11 月 22 日
大阪毎日新聞

●大阪へ来た俘虜一行／その態度や頗る呑気

大阪俘虜収容所に収容さるゝ俘虜将校廿二名、下士卒四百四十五名を乗せた台東丸は、既報の如く廿一日午前九時大阪に入港した。収容所からは収容所長菅沼中佐が柿原通訳其他将校下士卒十数名を随へ、ランチで台東丸さして俘虜受取にと出掛ける。大阪税関から同船に出張した税関吏の検査が済むと、俘虜一行中の御大将ミュンデル少佐以下二十一名の将校は、特別の待遇とあつて、市役所から差向けた小蒸気船三崎丸に、四百四十五名の下士卒は富島組の艀船四隻に分乗、艀は小蒸気船浪華津丸が曳いて築港内港から恩加島町の収容所に向かふ。今回大阪に収容される俘虜は全部海軍兵で、何れも紺地の水兵服を着用に及んでゐる。一同は艀船の中で棒立になつて、髯々の熟柿面を寒い北風に叩かれながら四辺の景色を珍しげに眺めて居る間に、船は桜セメント北側新埋立地の掘割に着く。此処で俘虜一行は山のやうな荷物を埋立地の砂地に陸揚げする。我が陛下の御仁慈によつて特に佩剣を許された将校連は、外套の裾からその意義の深い佩剣をチラつかせて、足場の悪い埋立地を東奔西走して頻りと号令をかけ、各自の荷物と共に四百四十五名の俘虜を二列に並ばせる。大きな黒の私物袋や、トランクなどの中に日本製の柳行李三個が際立つて眼だつ。之等大勢の俘虜の中に一人若い水兵が、一挺のバイオリンを後生大事と抱へている。聞けば青島籠城軍中唯一のバイオリストであるとの事だ。将校中に日本語に上達した士官が一人ゐて「大阪却々よろしい所です」などゝ、お世辞を云つてゐる。此処で俘虜一行を輸送して来た武田少尉から引継を終り、独逸将校の号令で俘虜一同は持参のお荷物を肩に新埋立地の堤防を四列になつてゾロゾロ収容場に向ふ。通路の堤防両側は黒山の見物人で非常な雑踏。天野九條署長は騎馬で署員数十名を指揮し、一行の通路を取締る。俘虜先生は見物人中の娘を見ると密と指して何だかコソコソ云つて笑つてゐる。見物人は「独逸の俘虜は呑気やなあ」と感心する。斯くて一行は十一時四十分収容所に着した。一行は棟の低い平屋建てのお粗末な日本家屋の前に立たせられて、一同妙な眼つきでキョロキョロする。軈て既報の如く将校は一人に八畳二間、下士卒は八畳一間に三人宛の割合で収容され、此処で一同青島以来の靴を脱いで珍しさうに畳の上に上ると、早や私物袋や鞄を開いて電信やら手紙を書き初める者あり。斯て三時頃ヤッと昼食を済ましたが、収容所では当分のうち朝はパンと紅茶、昼はライスカレーを多量与へて、尚ビフかフライを一皿と珈琲とを給し、三時前後に紅茶と果物を、夜はパンと一二の副食物を添へて遣ることになつて居るさうである。尚、収容所では今回は外部から物品などを密売させない様に、警察とも打合せの上厳重に取締るとのことである。

大正３年 11 月 22 日
大阪時事新報

■木津川の俘虜収容所



大正３年11月23日
大阪毎日新聞
●最初の一夜／恩加島町の俘虜収容所
二十一日大阪はズンと西の盡処の恩加島町の収容所に収容された例の俘虜達は最初の一夜にどんな夢を結んだかと、二十二日の早朝訪問してみる。到着の夜は流石に舩の疲労で宵のうちから毛布に包まつて、畳の上へ転つた連中が多く、中には印象深い此日の光景を日記に書きつけて居たものもあれば、眠られぬまゝ女の写真を取出し、毛布の中から、ソッと髯面を出して見てゐるものもあつたといふ。真夜中になつて裏の木津川からピューピュー吹き込んで来る冷たい風に、持参の天幕を部屋の中に張廻すなどの一と騒ぎもあつたとかで「この建物では此冬籠が思ひ遣られる。コリヤ。何とかせねばなるまい」と菅沼所長は云ひつゝ語る。ミュンデル少佐はまだ四十歳前後の快活な人で、他の将校はクックス大尉の外、大尉が五人、中尉が十二人、少尉が四人ゐる。中尉の中にはフォンマルチンと云つて歴然とした家柄の人も居る。今日は朝から身体検査を行つて居るが、却々よい体格で病人などは唯の一人も居ない。中には、六尺以上の長大漢も居れば、二十八貫からの肥大漢もある。何しろ天井が低いので迂闊するとポカンとやるので弱つて居るよ、十日間も風呂に入らないさうだから、今日は風呂に入れてやる筈だが、却々清潔好きと見えて今朝も各自に冷水摩擦を行つて居た。云々。

大正３年11月24日
大阪毎日新聞
俘虜見物大賑／木津川尻の人出
きのふの大祭日は好天気とて、市内も郊外も可成の人出で賑つたが、青島からの珍客を見物せんとて、木津川尻くんだりまでわざわざ出かけた連中も尠からず、恩加島町の俘虜収容所付近は相変らずの群集、折柄の小春日和に三々五々連立つて狭い庭内をお百度踏んで居るのや、長い足を投出して日向ぼつこをやつて居る俘虜達を、見物人は高い堤防の上から見て、何がなしにヤンヤと云つて居るのを警官が頻に追ひ払う。中には黒板塀の隙間から覗き込んで怒鳴られ、田圃の中に転げ込んだ手合いもある。其後の模様はどんなものかと、俘虜係上田大尉に訊いて見ると、俘虜はこのお粗末な収容所の日本家屋を日本軍隊の兵舎だと合点し、勇敢なる日本兵の営舎に居るのは大いに光栄とする所だと頗る恐悦の態であるげな。一昨日風呂を沸かして入浴させたが、五百人近くの俘虜が入りかはり立ちかはり独逸流に湯を汲み出しては三助が遣りきれないとあつて、通訳官が日本風呂の入浴法を説明したなどは骨の折れた次第で、食事なども上品なものを避けて薯をシコタマ提供して彼等の胃袋を満足させる方針を執つて居る。又俘虜連がお待兼ねの酒保は今明日あたり許可になるが、俘虜連の懐中には墨西哥弗と支那紙幣で日本の金に換へて、百円位持つて居るのも尠からずあるそうな。電信郵便の発送も許したが、行先は支那方面が大部を占めて居た。俘虜中の最年少者は十九歳の水兵で、中には青島の高等学校教授を勤めて居た東洋学者もあるが、一同よく規律を守るには感心して居るとのことである。

大正３年11月24日
大阪時事新報
●大阪の俘虜連は何うしてゐる／其内に市内見物に出る
西区恩加島町の俘虜収容所には廿一日一行到着以来、歩兵第八聯隊から風紀衛兵を派して風紀を取締り、又三十名宛の警官と数名の憲兵とが交代で柵の内外を警戒し、別に消防隊の派遣を求むる事となつて居るが、目下俘虜の賄ひは地方商人の請負で、将校は、一日六十銭、下士卒は、三十銭の洋食を給與して居る。将来は俘虜の内から炊事当番を選抜して、軍隊的にやらせる筈である。二十一日夜の如きは長途旅行の疲労の為か、一同よく眠つた様子で、食事も満足の体であるし、何かにつけて至極従順に監督者の命を守つて居る。朝は一同半身露はして、冷水摩擦を試むる外、庭園の散歩は怠らず、起床は六時、就寝は八時で、其の間、何等の拘束を加へず、成るべく自由に遊ばして居るが、そんな始末で一同、之と云つてする事もないので、各自故郷の親や妻子に書信を出す事を、唯一の楽みとして居るらしい。中には神戸や横浜に六年以上も滞在して居た者もあつて、其等は巧に日本語を操る為に、非常に便利である。現在は凡て畳の上に起臥せしめて居るが、近日椅子や腰掛けを与へ、尚ほ、日本兵の引率で大阪市内の名所を見物せしめ、将校には特に自由散歩を許可し、詮議次第で日本並に俸給を支給する事になるかも知れぬ。一行中最年少者は十九歳、最年長者は三十五六で、予備後備が混つて居るから、比較的軍紀は緩やかな様だが、それでも各自、独逸軍人の面目を毀つくるやうな事はなく、中々自重して居るとの事である。

大正３年11月26日
大阪時事新報
●博士の俘虜＝今年廿九歳の日本通＝
青島開戦と同時に其まで独逸語の教師として、教

鞭を執つてゐた大阪高等医学校を黙つて辞表をも出さずに馴染深い学校や生徒を棄てゝ、青島守備軍に加はつたヨハネス、ユーベル、シャールは今度俘虜となって、日本へ来た。薄鼠色の軍服を著け、紫紺色の軍帽を戴いた姿は、医学校にゐた時よりは、其風采が余程変つて見えた。両三日前東京へ送られて行く途中、神戸を過ぎ、大阪に来て、述懐めいたことをいろいろ云つてゐたが、此人は青島ではワ総督の通訳をやつてゐたのだつた。今年廿九歳の博士で独逸ライプチッヒ大学史学科を卒業したのだが、其卒業論文にも日本の事を書いたのだといふ。高医に居つた頃には学芸会や何かの折にはよく独逸の詩集などを朗読してゐた。

大正３年 11 月 28 日
大阪朝日新聞

●俘虜は何うしてゐる＝大阪収容所の五百人＝



平常は宛で閑古鳥の鳴いて居る木津川尻の救護所に「大阪俘虜収容所」といふ新しい看板が懸り、各地へお裾分けの俘虜四百八十六名を頂戴してから早やもう一週間になる。あの青島のモルトケ兵営とこの灰色の収容所と、昨日に変る今日の侘びしさ。敗軍の将士が何うして其日を暮らして居やう？電車からざツと一里もある彼處の木津川堤を俘虜見物がチラリホラリと見える。

■元気で温順しい

係員の方では諸般の設備に目を廻はして居るが俘虜先生の方はニュンベル少佐以下頗る平気で納まり返つている。朝は六時に起き、六時半に點検、七時に飯を食ひ、九時に志望者は診察を受け、十二時に午飯として日本式の雑炊を戴く。それから夕方までに交代して入浴、六時に夕飯を食つて九時消灯寝る、といふのが彼等一日の日課で、其他には自分勝手にする事の外、全く何んにも命ぜられる事はない。青島籠城の当時には士気大に沮喪して居たと聞いたがサテ聞くと見るとは大違ひ、この収容所では一同士気大に振ひ頗る以て元気である。惜しい哉この士気この元気が籠城当時にあつたならばと思はれる。兎にも角にも何の顔見てもビール肥太りに肥太つた林檎色の艶の可いのがニコニコして記者を見ると「今日はよいお天気でありますな」と鮮やかな日本語、斯麼調子で係員にでも頗る愛嬌を振撒いて、さうして従順で且非常に規則正しい。

●盛んに食ふ

豈夫給与の食糧が足らないといふ訳でもあるまいが、一體どれも之も実に驚くばかり盛んに食ふ。さうして盛んに煙草を喫む。その飲食物は総て二三日前から所内に開始された酒保から買ふので大したものはないが煙草などは一兵卒でもロシア巻きやエム・シー・シーを買ふ。日本の敷島やバットはまだ開店以来一個も売れないといふ始末。斯うして食つたり飲んだりの外に彼等は又盛に戸外散歩を遣る。宛で朝から晩まで散歩してゐるのかと思はれる程、間がな隙がな広くもない建物と建物の間の空地を悠々として歩き廻る。読書は規律の正しいのと一緒に十年前の濱寺の俘虜とは雲泥の差である。まだ来てから僅かに一週間位にしかならないが是非何とかしてこの機会に日本語を習ひたいと希望し居る者が尠くない。

●この風流水兵

まだ全部の携帯品を調べて居ないさうだから、娯楽品など何麼ものを持て来てるか判らないが、トランプは一番多く持つて居るらしい。処が三四日前の晩の事、係員が不図耳を澄ませると此人里離れた処で思ひも懸けないヴァイオリンの音が聞える。係員は不思議の耳を峙ててソツと音する方へ行つて見ると唯ある宿舎の雨戸を開けて、折柄の皎々たる月光を半身に浴びながら一人の水兵が頻に弾奏して居た。何等の詩趣、何等の風流兵士だらう。係員も彼の興を醒させてはと思つて又ソツと引返した。名も聞かないがそれからも時折弾奏して居るさうである。一体に唄ふ事は相当に唄ふが其麼に見苦しい程大声で浮れ廻る様な事はない。無邪気な元気な中にも感心に彼等は独逸の面目といふ事を忘れない。

●なかなか金持ちだ。

青島で開城前に軍資金を分配したなどと噂しられるだけに皆んな中々金を持つて居るらしい。現に二十四, 五の両日だけでも、約二千円日本金に両替をしたさうだ。それに二十五日には例のシーメンスシュツケルト商会の東京支店から現金五千円を送つて来た。理由は内百円は在留独逸人の義捐金で、全部兵卒に分けて遣つて呉れ、将校には百円宛貨しやつて呉れ、其余は彼等の小遣いに使つて呉れ、萬一其他に金が要るなら何時でもいつて越して呉れよといふのである。だから懐中は実に温かい、恐らく之で妻子に接する事が出来たら彼等も一生俘虜で居たいといふかも知れない。茲に一同の羨望の的になつて居るのは予備水兵ボーデー（三十年）といふ男で、このボ水兵の妻君は神戸の何処に居て、近々その恋し女房に面会を許して貰ふ筈になつて居るのださうでボ水兵、昨今無上にはしゃいで居る。

大正３年11月28日
大阪朝日新聞
▲大阪の俘虜　海軍二等砲兵オツトー・キエスラツクは肺炎に罹り二十七日大阪衛戍病院に入院せしが収容所にては俘虜の無聊を慰せん薦め運動場に築港埋立地（桜セメント會社の東方）借用の件は二十七日大阪市の築港港湾部に交渉したるよし。承諾を得ば今後一遍に二回位同場にて自由に運動せしむべきが、彼等はフートボールの遊技抔大に喜ぶよし。尚大迫大阪衛戍司令官の収容所視察は数日間延期したれど、中川軍監部長は中島軍監を従へて既に衛生状態を視察したりと云ふ。

大正３年11月29日
大阪時事新報
●俘虜の懐を＝覘ふ悪商人＝
大阪へ俘虜が来てからもう一週間になる。其内衛兵付添へで市内見物に出すさうだが、それについて彼等俘虜の所持してゐる金は当地へ到着後為替で送金して来た者は兎に角、然でない限りは、概ね外国の貨幣を持つてゐる。外国の貨幣では市中見物に出てかて何一つ買へないといふので、一両日前木津川収容所で日本の金に交換をしてやつた。彼等の所有して居つたのは支那紙幣や墨西哥銀貨などが多く、将校なんかは一人で三百円ばかりも両替をして貰つたのがあつて全部の交換高が三四千円に上つたさうだ。所がさて俘虜の財布に日本の金銭が入ると、充分外部の警戒を厳にせなければならぬ。といふのは下らぬ飲食商人は不埒にも収容所の外へビール其他の品を持つて行つて塀越に密売し、高い値に其の筋の眼を盗んで買込まうとする。それ許か使賃を貰つて俘虜の密書を投函してやつたり、甚だしきに至つては夜中売春婦を伴つて行く者などがないとも限らぬ。以上の如きことは現に其前例ないことはないのであるから、収容所員は勿論のこと斯る外部よりする横着商人を取締る為、九條警察署からは昼夜交代に数名の巡査を派遣してゐる。また、萬一出火でもして大事になつてはといふので消防組もちゃんと出張らしてある。廿一日からこちらへまだ日も浅い所以でもあらうが俘虜は割合に規律正しくやつて居るさうだ。けれども降伏条件にさへ得手勝手な熱を吹いた彼等だものだんだんと日を経つに従つて、或は気儘な注文を提出するかも知れない。

大正３年12月４日夕刊（３日発行）
大阪時事新報
●俘虜外出の許可
当地俘虜収容所にては三四両日に亘り俘虜の第一回外出を許すことゝなり、三日午前八時より正午迄、将校全部、午後より同四時迄、下士以下の半数、明四日午前八時より正午迄、残余の下士卒に対し、何れも外出を許可したるが、区域は同収容所より桜セメント会社に至る間を自由に運動せしむるなりと。

大正３年12月４日
大阪朝日新聞
●大阪の俘虜自由散歩を許さる
大阪恩加島の俘虜収容所にては、三日午前八時より上田大尉引率の下に準士官以上二十三名の自由散歩を許し、桜セメント付近の埋立地に赴かしめ、午後一時よりは下士以下百七名の戸外運動を許可し、後藤中尉監督の下に尻無川堤防を下りたり。何れも抑留以来始めての外出なれば、大喜びにて海面を舐むる冬の風の寒さにもめげず其処らを跳ね廻つて遊んだものなり。運動好きの国民性を発揮してフートボールをやる。舶来の鬼ゴツ子をやる。背飛びをやる。丸で幼稚園の生徒の如く無邪気に遊び、途中国歌を高唱して午後四時帰所したり。
●妻を呼びたし
俘虜は一様に賛美歌の合唱をせん事を希ひたれば、来る二十五日の降臨祭には祈祷と共に合唱を許す筈なり。彼等が発信する手紙は一日六百通に余り。係官は検閲に忙殺され居れり。例の妻を慕ふ事と呑気な点に於いては何処も同じ俘虜気質を発揮して、将校連は妻を青島より呼びよせ、民家に同棲せん事を嘆願して止まざるより、調査の上、或は許可するやも知れずとの事なり。

大正３年12月４日
大阪毎日新聞
●俘虜外出の初日／大喜びで遊ぶ
市内西区南恩加島町の収容所に収容されてゐる俘虜達は、三日午前と午後の二回に別れて第一回の外出を許された。
●袋の中の検分
午前は外出を希望する将校ばかり十一名を、上田大尉が監督して、収容所から二十町もある桜セメント付近の広場までブラブラと出かける。其間に収容所では、後藤中尉其他の係員が俘虜の所持品を厳重に調べ、済んだものは外出を許すこととし、午前中百三十余人の所持品を取調べたが、大きな袋の中から種々様々なものが現はれた。中には一人で靴を五足も所持して居るものもあれば、靴下ばかり二三十足から蔵ひ込んで居たのもある。中には係官が拡げて見やうとすると俘虜君モジモジしてくすぐつたいやうな貌をするので、此奴迂散と拡げて見ると八千

代、照葉、萬龍、濱勇などの絵葉書なので係官も思わずクスクス、聞けば之等の日本美人の絵葉書は青島で買求めたもので、何れも極彩色を施したものばかり。

●遊戯に有頂天

此日の外出は運動が目的なので、殊更市内の方面を避けたので、何一つ買物するではなく、俘虜将校連が戻ると、今度は午後一時から後藤中尉が下士卒百七名を勢揃ひさせて出かけると、三間もあらうという青竹を持つた俘虜四人が先頭になつて、長い堤防をゾロゾロ桜セメント東北の広場に着くと、すぐ上着を脱いで襯衣一枚になり小児のやうに駈け廻るもあれば、水兵帽を抛り出しクルクルの大坊主頭を振り立てゝボールを投げるもあり、三組、四組に別れてさまざまの遊戯を為し、嬉々として無邪気に三時間以上も高飛びなどをして、午後四時半頃収容所に引揚げたが、一同大満足の態であつた。今四日も午前中残りの俘虜を外出せしむる筈である。

大正３年12月５日

大阪時事新報

●俘虜君の御機嫌／初めて外出が叶つて大喜び／小学読本で日本語のお稽古

木津川尻の収容所に俘虜が来てから十三日目の三日に、初めて外出が叶ふた。外出と云つても公然許可されたのではなくて、運動かたがた門の外へ出して貰つたと云ふのみに過ぎなかつた。それも四百八十六名全部ではなくて、午前中は将校下士を合せて廿四名、午後は兵卒ばかり百七名であつた。将校は桜セメント工場の辺りまで上田大尉が附添て散歩したきりだが、兵士等はセメント会社前の埋立地の広場で種々の遊技を遣つた。収容所から此の海岸までは約二十町もあるだらう。彼等は後藤中尉の引率の下に、五名の日本の下士と上等兵と夫から三十五名の九條署の警官に物々しく護衛されて四列縦隊となつて出掛けた。道々、口々に大阪の街は何方か、早く見物に行きたい、と云つて困らせ居つたが、遥に見ゆる新世界の通天閣を指して「アレがルナパークと云ふ歓楽場」だと教へてやると、「有難う、有難う」と云ふ。彼等は日本の事情に通ずるには先づ日本語を知らねばならぬと、俘虜将校の意見で一人も残らず小学読本の一年生から五年生までの分を総て買ひ込んだ。そして夫をランゲイサイツに依つて、頻りと独学してゐるさうで、会話の方はも、お早う、有難う、お掛けなさい位の処は、既に遣れるやうになつてゐるのだ。広場へ着くと態々青島から御持参あつたのでフートボールを初めた。遊技具は之だけしかないので、仕舞ひには人間を球に使つて抛り上げてはお次へ廻すといふ珍遊技を遣り出した。日本にはない種々な軍隊的遊技も行つてゐたが、果は遊び草臥れて、唱歌一点張になる。彼等は余程好きだと見えて、収容所内でも歌ばかり唱つてゐる。楽器を買つて呉れと云ふ。或兵士の如きはマンドリンを購つて呉れと云つて、百円余りの金を投げ出した。すると之が動機となつて来る廿五日のクリスマスには大いにお祝ひを遣らう。そして新調のマンドリンで讃美歌を唱はうといふ事に協議が纏まつたので、今から手別けして歌の譜を書いてゐる。何か趣向があると見えて種んな物を請求する。彼等は斯の如く無邪気であるが、殊に外出を許された此日の喜びと云つたら無かつたさうな。是からも出して呉れろと云つて手を合して頼む。それが六尺二寸の大男であるから可愛しい。収容所では若し外出が正式に許可されたら、第一に大阪城を見せて遣ると云つてゐるが、陸軍省では外出は暫く待と云つてゐるらしい。将校仲間は早くも民家居住を申出でた者があるが、是等は青島に居る妻子を寄び呼せたいからであること無論である。然し之もまた陸軍省から待てと云はれてゐる。彼等が初めての外出から帰つたのは四時半で、其夕の御馳走は麺麭に一皿のコロツケが附いてゐた。彼等兵卒の食事は、朝は、麺麭に塩か砂糖をつけて食ひ、昼は大根、玉葱、豌豆に豚を入れて煮たもの、若しくは日本のお米を入れた雑炊で、夕は西洋料理がつく。此外には一時から五時まで、酒保を開くと、彼等は林檎やらハムやらを帽子の中に押込んで、持ち廻つては喜んでゐる。其の無邪気な態は之が青島籠城の勇士であつたとは、何うしても思はれぬさうである。



大正３年12月22日夕刊（21日発行）

大阪時事新報

●俘虜の降誕祭

大阪から徳島に転送の俘虜は県会議事堂に収容してあるが、来る廿五日は、彼等俘虜にも大切なクリスマス当日だから、収容所でも此の祭典執行を許し、何等干渉をなさない方針で最上級将校ジュムレ

ル大尉は部下一同に六七十銭程度の品物を贈る筈である。而してサンタクロースを作る色紙や雪洞等の買入準備に忙しく、ユルドニス主計が此の任に当つてゐる。尚、横浜アルボール救恤会から石鹸、食物、漆器具、洋酒、菓子、林檎、胡桃等を、又、神戸掖済会からは古雑誌、古新聞、チョッキ、クリスマスツリー等を寄贈して来たので、夫々彼等に手渡しをした。俘虜は大阪から転送して来てからまだ二三日しかならないが、諸々から彼等に郵送して来る私信が約一日に四五十通以上も有るが、此上、尚増加するかも知れないとの事だ。而して発信する分は二百通以上もあるので、之が検閲に犬塚通訳は忙殺の姿、廿日は日曜日であつたので、収容所へ見物に集ふ人が朝から晩まで打続いた。昨今、収容所附近で小店を開業するものがだいぶん増加して来た。

大正３年12月28日
大阪時事新報
●俘虜の服代を横領／秋津洋服店員の悪事
東区高麗橋筋五丁目洋服商松本秋津方の店員は、廿五日木津川尻なる独逸俘虜収容所より、将校の被服代金五百九十五円を受け取りての帰途、木津川橋附近より件の大金を横領して、何処ともなく逃走せしにぞ。目下其筋に訴へ出で大捜査中なり。

大正４年１月２日
大阪毎日新聞
▲俘虜の元旦／木津川尻の収容所
初春の日影薄く、春風そゞろに木津川尻の俘虜収容所の庭内におとづれぬ。此日数多の俘虜達は記念すべき新年を如何に迎へしか。所員は曰く「収容所の元日は実に閑散したもので、俘虜達は極めて平和な新年を迎へたわけです。彼等は聖誕祭の際は却々賑しく興じましたが、新年は彼等の風習として別に平素と変つたことはありません。収容所からは何も御馳走はしませんし、元日だからと申して特に休養せよとも申渡しません。それは平常に於て毎日遊んで居るのですからね。また新年の手紙などもあまり書いては居ませんやうです」云々。

大正４年１月19日
大阪朝日新聞
●検挙独人収容
独逸人中軍務に従事したる者は悉く俘虜として収容したるが、中に軍服を脱して非戦闘員に仮装し、以然在留せしを、此の程に至り我が官憲のために看破され俘虜となりし者、元青島民政署長ギユンテルを始め、約百名の多数に上れり。而して是等は青島の各病院に於て戦傷疾病の為、送還不能なりし俘虜約百名と共に十九日青島発の宮島丸に搭乗せしむる筈なれば、二十三日頃宇品に着する予定なり。内、若干の病兵を宇品に留め、他は全部大阪に収容の手筈なり。（俘虜情報局員談）

大正４年１月20日
大阪朝日新聞
●青島の大騒動
＝我が兵市街を囲む＝独逸人検索されて縮み上る＝
青島在住の独逸人は現に三百九十名あり。其の中
▲戦争に参加せる予後備軍人少からず混り居るとは久しき噂なりしが、十二日夜突如として其の検索行はれたり。軍司令部は前夜十二時に至るまで密議を凝らし、部署を定め、十三日未明三時に至り、折柄の暴風雨を冒し憲兵は固より、銃剣附けたる歩兵を辻々に配置し、更に騎兵を繰出して出入りを監視し、天明と共に重なる独逸商館の捜索を始めたり。是まで官有財産を私有として隠匿せる等にて所々の家宅捜索を行ひ、已に押収したる建築物も少からず。独逸人一同戦々兢々の折柄、恰も戒厳令布きたらん如き有様を以て捜索を行ひたるより、何れも一縮みに縮み上がりたり。此日捜索を行ひたるに重なるものは、元の民政長官リユンテルの邸宅を初め、青島第一の大雑貨店哈唎洋行、亮寶公司（アメリカン汽船）瑞記洋行、禮和洋行、並に独逸御用チンタオ新聞、福昌印書局等二十戸にて、皆一流の紳士紳商なるが、従来少しも手を附けざりし大商館のみにて、捜索の結果如何なるものを得たるや、固より不明なるも、馬車を各所に廻はし、独逸軍用行李其他をドシドシ軍司令部に運びたるより見れば、定めて重要記録証拠物件等多かりしならん。殊に在住独逸人の大半は来る二十二日上海発のコレア号にて帰国せんとし、夫々準備中の事なれば、証拠物件の蒐集には却て便宜を得たるべく。斯くて明くる十四日は早朝より尚五六十名の独逸人を軍司令部に召喚し、憲兵歩兵をして厳重に見張りせしめ、一人々々呼び出して軍籍関係其他の訊問をなしつゝあり。固より軍服を脱ぎて知らぬ顔をなし居たるもの少からざる事なれば、夫れ等に対しては片端より「戦闘に参加したる汝に対し俘虜として収容することを通告す」と、厳粛に申聞け、逃走の虞なきものは護衛の下に一応帰宅を許したり。又汽車船に対しては、厳重に独墺人の貨物を取扱ふことを禁じ、夫れ等俘虜の自宅は固より市の出入口には厳重に見張りを設けて逃走を防ぎ居れり。斯くて十四日より始めたる人別訊問は十五日午後まで継続したるが、俘虜の宣告を与へたるもの、中帰宅を許したるものには、家財を片附け

妻子と別れを惜しませし後、モルトケ兵営に護送せり。其の数百四十四名、殊に露国名誉領事クロボトチケは今尚露国の領事面をなし大威張りに威張りゐたるも露国は独逸と国交断絶と共に同人を免職しあり。今回吾軍は特に露国政府の依頼により官有財産を引取り保管し、同人は情状の重きものとして、憲兵隊に拘致せり。十四日より十五日にかけ独逸人の家庭には至る所悲劇を演じ、妻子親子の別れは固より婦人子供が人目構はず泣きながら憲兵隊に駆けつけ、又は門に出でゝ荷造りをなすなど惨憺たる状なり。当局は俘虜の調査に忙殺され居るが、調査の進むに従い、更に新しき俘虜あるやも知れず。俘虜中の某なるもの曩頃妻に死なれ、家には十六歳を頭に六人の子あり。吾身今俘虜として送らるれば六人の子は今日より飢凍えて死ぬ外なし。何卒格別の御詮議を以て護送を許し給はれと、嘆願しつゝあり。是等は或は何かの恩典に浴すならんと＝青島帰客談（門司電話）

▲大阪へ百六十名　昨紙の如く、十九日宮島丸にて青島出発の新俘虜（今回検挙せられて俘虜となりたる者及傷病平癒の俘虜）中約百六十名は来る廿五日頃着阪、大阪俘虜収容所に収容の筈に付、同所にては準備中なり。

大正４年１月20日
大阪朝日新聞

●俘虜に関する御親電／＝日本では申分なき待遇＝「伊太利羅馬の新聞の所報に拠れば、我天皇陛下より羅馬法王に宛て、俘虜待遇に関する御親電を発せられたり。云々。」との趣、前日のルーター電報に見えたるが、右に就き我社の洩れ承はる所によれば、最初羅馬法王が欧州戦乱の長引くに伴ひ各交戦国に於ける俘虜益多くなり、其の待遇上に就いても種々の噂を生ずるに至りたれば、此の際双方戦闘に堪へざる俘虜だけにても交換をなすを穏当なりと認め、各交戦国の元首に宛てゝ、右の趣旨に基きたる俘虜交換の義を勧告せる電報を発したり。該電報は数日前我宮中にも達したるやにて、畏き辺にても其の意を諒とせられしが、現在日本の兵にして俘虜として敵国にある者一人もなく、従つて交換の必要を認めざるにより、ルーター所報の如く単に日本に於ける敵国俘虜が申分なき待遇を受け居る旨、御返電あらせられたる次第ならんと。（東京電話）

大正４年１月24日
大阪朝日新聞

●青島の検挙続行さる／＝第一第二の国民兵に及ぶ＝

百四十四人の俘虜を得て、十五日一段落を告げたる青島の独逸軍人捜索は、其後尚続行されつゝあり。第一国民兵は勿論、第二国民兵に至るまで全部引上げ、厳重に捜索をなす筈なれば、今後尚若干の俘虜あるべし。又独逸人の商店は殆ど全部遠からず戸を閉すの外なかるべし。二十二日青島発の寧静丸にて、先づ是等の俘虜は内地に送る事となりしが、家財整理其の他特別の理由あるものは、一たび帰宅を許し、兵士付添ながらも心残りなく要事を済まさせたり。前日来、後に残りし妻子の別れを惜しみて、モルトケ兵営に赴くもの多く、何れもバスケットなどを携へたるが、妻も子も啜り泣きしつゝ道を行くさま哀れなり。（門司電話）

▲二回に送る　青島の新俘虜は総て二百二十名にて二十二日青島より帰来せし湯浅一等主計正の談によれば、残留独逸人は総数七百十三名なりしが、内其の三分の一強に当る二百二十名は化の皮を被りたる軍人なりしこと判明したれば、従来傷病俘虜として取扱へるもの、中、全快したるもの六十余名と右新俘虜とは二隻の便船を以て内地に護送さるゝ筈なるが、其の第一回は二十五日門司に寄港すべく、第二回の船便は未定なりと。（門司電話）

▲新俘虜送らる　新俘虜と治療中の俘虜百七十名は園田中尉監督の下に、二十二日朝寧静丸にて日本へ護送されたり。（青島特電二十二日発）

▲廿七日大阪着　寧静丸の新俘虜百六十八名（内将校八名）は二十七日払暁大阪築港に到着の予定に付き、大阪俘虜収容所にては前例に倣ひ、築港より小舟にて木津川の運河に廻し、収容所に収容すべし。またその中、傷病患者将校三名、下士以下二十七名は築港より上陸、電車にて大阪衛戍病院に収容の筈なり。右に付同病院にては、衛兵及び通訳を附するとのことなり。

大正４年１月27日
大阪朝日新聞

●大阪へ来る俘虜／―収容所と衛戍病院へ―

寧静丸に搭乗せる青島の新俘虜海軍中佐ハス以下百五十九名（内将校九名、下士卒百五十名）は二十七日正午頃大阪築港に到着することゝなれり。右人員の内、戦傷病者将校三名、下士卒四十一名は築港より上陸、電車にて天満橋南詰停留場に下車、夫れより徒歩。徒歩に堪へざるものは患者輸送車若しくは担架にて島町の大阪衛戍病院に送り、五番室と六番室に収療し、食事は同院炊事場にて調理するものを給し、師団司令部よりは警戒のため衛兵を附すべく、又ハス中佐以下健康俘虜百十五名は築港より小舟に移乗し、木津川の運河を経て大阪俘虜収容

所に入れる計画なりと。

大正４年１月 28 日夕刊（27 日発行）
大阪時事新報
●大阪に来た新俘虜／［傷兵は電車で衛戍病院へ］
大阪に収容さるべき俘虜の新手百五十九名を青島から積んで来た寧静丸は、廿七日の午前九時築港に入つて来た。静に桟橋南側の中央に横付になつて、受取の為に出張した収容所長菅沼中佐以下が並ぶと、軈て船中からマント姿の青年士官がツカツカと下りて来て「私が輸送指揮官園田中尉であります。新検挙八十六名、傷病兵四十四名、全快者廿九名、合計百五十九名であります」と報告して、中佐以下を船室に導いて行く。俘虜連は上下の甲板に黒山になつて、桟橋の光景を物珍しげにキョロキョロと見廻してゐたが、新検挙にかゝる者は皆有合せの軍服を無理矢理に着せた事とて、裄丈の合はぬの、釦の掛らぬの、張切つて縫目の綻びたの、中には結局手が通らぬでか、肩から羽織つてゐるのもあつたが、軍服が当らないのでオーバに鳥打帽といふ純然たる商人姿の者も五六人眼を惹いた。暫くすると傷病兵のみは電車で衛戍病院へ送られるといふので、其内でも最も重病者と思はれる中年の士官が松葉杖に縋り、前と後から日本兵と同僚とに扶けられつゝ危なかしい足取で、タラップを辿つて来たを先頭に、腕を首から吊つたのやら、帽子の下から繃帯を見せたのやら、四十四名孰れも自分の持物の入つた鞄や頭陀袋を首にかけ、杖を頼りにヨチヨチと桟橋に下りて来た。この悲惨な顔がズツと二列に並ぶと、青島からの世話役木村二等軍医が名簿片手に一人々々名を呼び立てる。其度に「應」「應」といふ、元気の無い返事が聞える。上甲板で園田中尉に会つて、検挙当時の模様や船中での彼等の動静など聴いた後、「あれが日本語のやれる先生です。」と教へられたのは、薄鼠の帽子に黒い外套を着たヅングリ丈の高い男、リースヘルトといふ特務曹長で横浜の二百廿番に一年居たといふ。どんな所へ入れられるのかと、非常に心配してゐるらしく「収容所は何方です。何んな建物です。」と熱心に尋ねたが、避病院と判つたら・・・・と思ふと哀れになつた。其内に傷病兵一同が特に桟橋差廻しの二台の電車に分乗して、発車を始めると、船内の者は皆、左舷に集まつて帽子を振り手を振り「ウラア」「ウラア」と叫んで別れを惜む、電車からも之に應える。何とはなしに憐らしくて思はず涙ぐまれた。軈て二隻の艀が今度は右舷の方へ廻されると残つた士卒は其一隻に鮨詰となり、あとの一隻には荷物を積んで、美しう朝日に輝いてキラキラと金波躍る海の上を、木津川の収容所へと水上署の汽艇に曳かれて行つた。



■俘虜到著
（上図）傷病俘虜を船上より見送るウラーの声。（下図）両脚に負傷せる俘虜。電車にて衛戍病院に向ふ。

大正４年１月 28 日
大阪朝日新聞
化けの皮を剥がされた青島俘虜
―二十七日築港に着いた―
（上図）傷病俘虜、電車にて衛戍病院に向ふ
（下図）寧静丸船上の健康俘虜傷病俘虜に別れを告ぐ

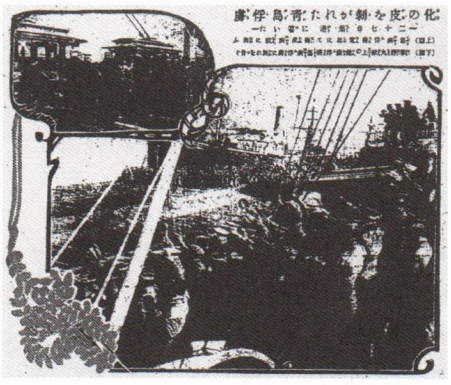

大正４年１月 28 日
大阪朝日新聞
●築港に着た新俘虜／＝白旗を樹てた中佐＝／＝電車と船との別れ＝
新に青島より送致の俘虜を載せた寧静丸は、予定の時刻よりも少し早く、二十七日朝の九時、大阪築

港に入港して大桟橋の南側に繋船した。木津川俘虜収容所長菅沼中佐以下は、百十五名の健康俘虜を、大阪衛戍病院の篠崎軍医以下は、四十四名の傷病俘虜を受取のため、同船に来て、青島から護送の園田歩兵中尉と夫々授受の手続を済ました。化けて居た俘虜だといふので、夥(おびただ)しい見物人が桟橋の上へ押しかけて来て、思ひ思ひに評し合つて居る。

▲港内の景色を

俘虜の服装は体裁を整へるため、皆平服を脱がして軍服を着せて見たが、例のビール樽のやうな便腹をしたでかい先生が多く、折角軍服を着せても釦が掛らなかつたり、脇の下が綻びたりして、却つて見苦しくなるので、其麼(そんな)のは矢張身に合つた平服を着せた。荷物は何れも可成沢山持つて居た。けれど雑袋一つといふやうな惨めなのもあつた。

▲一行中の上官

一行中の上官ハンス中佐は、陥落の際、ビスマーク砲台上に白旗を樹てゝおいて、直ぐに総督府の横にある自宅に帰つて平服に着かへ、日本軍が疾風の如き勢ひで市内に突入して来るのを、垣の中からゆつくり見て居たさうだ。左頬に刀痕のある温厚らしい男である。

▲アレも偉者(えらもの)

十一時将校三名と兵卒四十一名の傷病者は、桟橋に乗り入れた二輌の電車に分乗して島町の衛戍病院に行つた。電車が動き出すと、まだ船の上に居る健康者は左舷に並んで帽子を振り、手を振り、声をかけて別れを告げた。将校には随分な重傷者が居た。それが日本の兵に抱れて船から下りて、電車に乗るのを見て、見物人のなかには、アレも祖国のために戦つた偉者(えらもの)だと、頻に憐れみの声を放つて居たのがあつた。十一時四十分健康者の内、将校はランチ、他は艀船に載せられて木津川収容所に行つた。

大正４年１月29日
大阪時事新報

●傷病俘虜衛兵

青島検挙の新俘虜、並に負傷俘虜を乗せたる寧静丸は、既報の如く二十七日午前十一時当築港着。直ちに上陸したるが、内戦傷俘虜将校三名、下士卒四十一名を大阪衛戍病院の病室第五第六番に収容して治療することゝなりたるも、軽快者あるを以て、師団長は警戒の為め、俄に衛兵所を衛戍病院に設置して不時に備へ、一般の取締を牧田院長に命令せり。之に関し、某将校は曰く少数の負傷俘虜にまで衛兵を要するは誠に厄介だが、文明国の俘虜に似合はず、不謹慎極まることが屢次(しばしば)あるのみならず、差入パンの中に手紙を入れて秘密通信を為し、或は喧嘩口論を為し、逃走等の警戒には、是非衛兵を附する必要がある。兎に角、自分等の不謹慎より、自然自由の範囲を狭めて行くなぞは随分馬鹿な話だ。云々。

大正４年２月１日
大阪時事新報

●贅沢を極める俘虜＝俸給を頂戴して腹皷を撃つ＝

大阪俘虜収容所外全国十二ヶ所に収容したワルデック大佐以下の俘虜は、風土こそ異なれ、故国の軍隊に居ると同様の俸給又は被服料までも、下附されて、此冬を気楽に送(せうぜう)つて居るのは、日露戦役に於ける俘虜と、天地霄壌の差である。尤も、当時は俘虜の総数に於ても七萬千八百と云ふ多数であつたが、今回はずつと少く、約一割位に当たつて居るので、手数が非常に省ける。そして、露国の俘虜には海陸軍の将官も居たが、将官としての一日分の食費が六十銭、被服料が冬服で卅円、夏服が十二円、夫れに被服修繕料と消耗費二十五円、下士以下は一日の食費三十銭、冬の被服が八円、夏が三円と定められて、其他には何も支給されなかつたが、今回は日露戦後の海牙(へーグ)会議の結果、支給食費の外に、俸給を支給することになつたのは不幸中の幸で、今回の青島の独逸兵俘虜は、食費被服並に其日々々の小使銭などに不自由する様なことはない。即ち、将校以上は一日の食費が七十銭の上に、其等級に依り日本の将校相当の俸給を支給してある。又、准士官が一日の食費四十銭と俸給並に被服料十五円、其外消耗費が五円。又、下士に対しては一日食費三十銭の外に被服料八円、消耗費一円、又、兵士に至つては、一日の食費と被服料は、下士と同額であるが、消耗費は五十銭と定めて支給してあるので、列国の軍隊生活と少しも異ることはない。但し、酒保で御国名物の麦酒と自由に外出の出来ないのが苦痛で、其外に於ては餓えも凍もせぬ。特に俘虜の分際として官等相当の俸給まで下されて居るのである。東京浅草本願寺の収容俘虜の各将校連などは、附近の西洋料理店と特約して一日一円、又は、１ヶ月何円と定めて支出し、弁当を食ふ抔の贅沢も出来る。又、下士以下に至つては共同自炊に腹皷を鳴して、今日此頃の寒さも故国よりは却つて暖かだと、呑気さうに生活して居る。此の費用は平和克復に於て、独逸政府より弁償すべきものか否かは、今日の處では不明であるが、日露役では平和後俘虜の交換も行はれ、又、費用も弁償することになつたのであるが、今回も同様のことではあらうと思ふ。

大正４年２月13日夕刊（12日発行）
大阪時事新報
●俘虜現況調査

俘虜取扱現況に付、当局の談に曰く、俘虜取締に関し、或は寛大に失するやに伝ふる者あれども、之を欧州各交戦国の俘虜に比較すれば、渠(かれ)の収容せる俘虜は実に数十萬の多きに達するのみならず、現に数百萬の軍を戦線に立て交戦中なるを以て、捕虜の如きは一々其注意届き兼る状態にして、露国の如きは、現に八萬の捕虜を西比利亜(シベリア)に送りつゝあり。然るに我邦の捕虜は其数、甚だ少し。且つ、国運を賭して交戦中なりと云ふ事情にも非ざれば、欧州諸国にて捕虜を虐待するを見習ふに及ばざる可く、捕虜取扱条例に基き、適当の処置を執りつゝある次第なり。唯各収容所に依り、多少手加減を異にし取扱ふ者なきやの惧れあるを以て、去月軍務局及情報局員を特派して、各収容所を視察せしめ、其報告に依り取扱を統一する為、近く訓令を発する筈なり。

大正４年２月18日
大阪毎日新聞
●俘虜の電話使用厳禁

逓信省にては、今回或筋よりの注意により、各地収容の俘虜に対し、当分の内一切電話の使用を厳禁することに決定し、俘虜の請求は勿論他よりの余儀なき請求あるも之を拒絶することとし、各地逓信官署に宛て夫々通牒を発したり。（東京電話）

大正４年２月25日
大阪朝日新聞
●脱走俘虜捕はる。／―神戸水上署の手にて―

二十四日午後三時頃、神戸水上署の巡査が同港碇泊の太平洋汽船モンゴリア号を点検しての帰るさ、後方より同じく陸地に向け三人の外人を乗せたる艀舟に出遭ひたれば直に船を近寄せ臨検したるに、墺国人アレッシ（二十二年）同ヤーン（二十四年）同クツプスキー（二十年）と云ふ姫路収容の俘虜にて、二十三日午後九時頃収容所監視の眼を盗み、大胆不敵にも逃亡を企て、徒歩にて神戸に来り。二十四日午後一時頃港内停泊のモンゴリア号に乗込まんとせしが、乗船切符を有せざるため乗船を拒まれ、止むなく陸地をさして帰らんとする所なりしかば、直ちに水上署の手に捕はれたり。アレッシ、ヤーンの二人は懐中無一文にて、唯クップスキーのみ僅かに一円五十銭を所持し居たり。水上署にては姫路俘虜収容所に通知し、二十五日姫路収容所へ引渡す筈なり。

大正４年３月20日
大阪朝日新聞
●独商俘虜収容

曩(さきに)に俘虜の宣告を与へられたる在青島独逸豪商六名は、宣告の当日より直にイルチス兵営内臨時収容所に収容されたるが、此の程店務終了したるを以て、十九日青島発内地に護送し大阪に収容すべしと。（東京電話）

大正４年３月20日
大阪朝日新聞
●俘虜大阪行

守備軍病院にありし俘虜中一名を残し、他の十一名は病気全治したるより、十九日発薩摩丸にて大阪に護送されたり。（青島特電十九日付）

大正４年３月20日
大阪時事新報
●青島新俘虜／＝一流の豪商ばかり＝

青島軍政署にては過般の大検挙後も残留独人の行動に関し、着々調査の歩を進めつゝありしが、最近に至り同地第一流の豪商中、戦争当時敵対行為ありしもの六名あるを発見し、直に俘虜として軍政署に引致したるが、該六名は最後の俘虜として直ちに内地に護送、大阪俘虜収容所に収容することとなるべし。

大正４年３月22日
大阪朝日新聞
●豪商の俘虜／―大阪に収容さるべき―

我が軍隊にては、青島に残留せし独逸大商人、及び同有力者を捜索の結果、軍事上に直接関係せる証拠十分なりとし、元独逸陸軍中尉、露名誉領事クロハチエツク外、十八名を俘虜として我軍に収容せしが、十九日午前十時、青島より薩摩丸に乗せられ、大阪収容所へ護送の途中、二十一日正午門司に寄港し、宇品を経て大阪に向へり。大阪築港着は二十三日夜か、二十四日朝の予定なり。俘虜中青島にて有名なる豪商は、麦桿真田其他の大貿易商にして、東洋汽船会社代理店ザイテルベラ支配人ザイテル（三十八年）、貿易商シユーワコツフ支配人シユーワフ（三十五年）、麦桿真田貿易商にて、神戸横浜に支店を有するミンクラー支配人クツト（三十五年）、漢堡(ハンブルグ)アメリカン支配人ニコライ（三十九年）外、ミウル（二十八年）クリツトリトーケなり。（門司電話）

大正４年３月22日
大阪毎日新聞

▲俘虜中の名誉領事

二十一日門司港入港のハルピン丸にて、青島独逸俘虜将校クロパチツク以下、下士卒十八名来着。全部大阪に収容せらゝ由なるが、青島に於ける俘虜はこれにて殆ど全部を輸送し、余す所は民政長官と重傷者下士バオルクツトの二名を残せるのみ。輸送指揮官齋藤大佐は語りて曰く「俘虜将校クロパチツクは青島に於て露国の名誉領事を勤め、北清事変の際は福島将軍の部下に属し奮戦し、日露戦役の際はステツセルと共に籠城し、後逃れて天津に於て特別任務に服し、今遂に日本に捕虜となる。本職にあらずして三度戦ひに臨み、俘虜となれるは同情に堪へず。」（下関来電）

大正４年３月23日

大阪時事新報

●新俘虜門司に到著／＝将校は露国の名誉領事＝

青島より廿一日当地入港の薩摩丸は、鈴木少尉以下の引率せる独逸俘虜将校一名、下士卒十七名を押送し来りたるが、陸軍省参謀本部の齋藤大佐、大竹、渡辺の二中佐も同じく薩摩丸にて便乗し来れり。齋藤大佐は俘虜に就き語りて曰く、這回押送し来りし俘虜将校は、彼の露国の名誉領事たりしクロツパチクにて、彼れは伯林附近の人。父は独逸人、母は露国人の間に生れし混血児にして、彼は船内に於て這次欧州の大戦乱により、父母の国が砲火を交ゆるの已むなきに至りたりとて、感慨無量の如くなりき。彼は過ぎし北清事変当時の聯合軍には、我福島将軍の部下に属し、日露戦前はステツセル将軍の麾下にありて、旅順に居たるが、戦争開始と共に天津方面に活動し、其後露国の名誉領事として、青島にあり。将校となりて戦闘に参加せし事発覚し、俘虜とされたるものにて、下士卒中には負傷者九名、病者二名あり。卒のパールクと云へるは横浜と、神戸に十年も居住したる事ある商人にして、巧に日本語を操り居たり。目下彼地に尚残り居れるは、民政長官キンテルと重傷者一名に過ぎず。云々。（門司電話）

大正４年３月24日

大阪時事新報

●大阪に収容の俘虜来る／名誉領事以下総計十八名

大阪に収容すべき俘虜、陸軍中尉にして、且つ露国名誉領事たるクロバチエツク（二十八）以下十八名は、廿三日早朝神戸入港の薩摩丸にて来着せり。輸送指揮官は陸軍少尉鈴木薫蔵氏の指揮の下に、二等軍医山谷久太郎氏以下軍曹柴田喜蔵、卒五名にて警護し来りたり。同船は午後四時出帆、大阪に向ひ、俘虜は直に大阪収容所に引渡すべき予定なれど、神戸揚げの荷物七百五十噸あれば、到底予定の時間には出発すべくもあらず。多分、同夜は大阪築港内に一泊し、廿四日早朝、上陸するに至るべきか。病者、負傷者は十一名にして、内担架を要するもの四名、服薬を要するもの三四名あり。何れも大阪着の上は衛戍病院に収容すべき予定なり。彼等は日本に輸送されるゝを悦び、瀬戸内海通過の際の如き、歓喜の余り、負傷せる者までも甲板に出でて、春雨に洗はるゝ絵の如き雫の嶋々を打ち眺めつゝ、快闊に戯れたるが、一行中のクロバチエツクは十七年間少尉を勤続し、今回の戦争に中尉となりしものにて、三月許り重き病症に罹り、遂に不具者となりたるが、自分の母及び妻の露国人たる関係より、青島に於る露国名誉領事となり、今回の戦争に加はりたるものにして、妻は依然青島に住居せりと。日本は風光明媚なるも雨多く、空気濕潤なれば痼疾の僂麻窒斯には宜しかるまじと、一方ならず心配し居れり。

大正４年４月２日

大阪毎日新聞

●俘虜は何している／運動に日を暮す

福岡からの来電によると、各地に収容の独逸俘虜を入替へ、職業別にして働かすとの事に。遠近黄い菜の花がボツボツ咲き出してゐる木津川尻の収容所を訪うて様子を見る。目下の収容数は四百二十人ほどで、職業別は室内装飾師、裁縫師、建築家、ビール醸造、大工、織物職、パン焼など其他千差万別だが、中には高等学校長カイベル博士、独亜銀行副頭取パウル、オフエルマン、例のニコライといふ富豪なども居るが、最も振つて居るのは若手俳優が一人居ることで、時折妙な声色などをつかつて笑はせて居る。寝て起きて食つて運動して、其日を送つて居るが、本国からはよく金を送つて来るので、いづれもノンキで向ふの堤の上を通る若い女などを見ては「コンニチワ」などゝ云つてゐる。此間ハインリツヒ、スターベル（三十）といふのが川尻の桜セメント沖合で、鉄屑二千四百貫許り積んだ南区難波蔵前町浅野政市所有の和船が、ロツプを切断して困つて居るのを見て、服を脱いで海中に飛び込み、蠣殻で足に負傷したのも構はず、ロップを取つてやつたといふので所員を感心さしてゐた。

大正４年５月19日

大阪朝日新聞

●送られて来た独逸探偵長

大阪収容所へ護送さるゝ青島の俘虜が又三名、十八日正午台北丸にて寄港、午後四時宇品に向つた。其の中のアントシユミツツと云ふ四十ばかりの壮漢

は、独逸探偵長として重視せられ能く其の技倆を発揮し、青島にあること既に十七年、専ら其の職に努め、日本及び支那語に熟達し、且、日支の事情に詳しく支那の兇漢悪徒の仲間に於て其の面を利かし居たり。又写真術にも上達し居り、日独戦前に青島の要塞や各部を悉く撮影して居たので、之を取調べる為に、今迄青島に残されていたのである。(門司電話)

大正４年５月20日夕刊（19日発行）
大阪時事新報
●収容俘虜の使用

陸軍省にては予て、尻無川口隔離所に収容中の独墺俘虜にして、工業に経験あり、其技能優秀なる者の業態及経歴等を取調たる結果、工業者中試みに俘虜を使用せんと欲する向には特別詮議すべき旨、此程大阪市に通牒し来りたるが、工業家にして、俘虜使用希望者は使用員数、業務期間、支出給料の最高限度、通訳を付する事、逃走等に対する取締及収容所よりの往復中の監視方法を記して、市商工課宛にて申出づべしと。

大正４年５月20日
大阪朝日新聞
●独逸俘虜の売物／―市役所が世話役―

大阪に送られた青島の独逸及び墺国俘虜四百四十名は今に木津川尻の収容所に遊んでゐるが、其の内には専門学校や大学を卒業したのが三十一人も居るし、職工徒弟学校を出たのが百五十一人もゐる。従前から執つてゐた職業を調べてみると、千態萬様で、麦酒の醸造に経験ある者、飛行機の機関工、同製作、電気工、陶器師、金銀細工師、染料製造家、化学工業の技師、自動車製造家、腸詰製造に経験のあるもの、鞣皮師等、約二十種に渡り、何れも技術優秀とのこと故、何なにかしてこれを使へば、日本の事業界に相当の効果を挙げることが出来やうと、今回大阪市役所は関係の向々へ使用の希望の有無を問合せの手紙を出した。

大正４年５月20日
大阪毎日新聞
●捕虜が傭へる事になる／技術者が却々多い

欧州戦争は何時になつたら鳧がつくのか判らず、本邦各地に居る独墺の俘虜もほとほと無聊に苦しみ、毎日大欠伸でゐるので、陸軍省でも唯遊ばして置くのもどうかとあつて、先頃各地の俘虜収容所に就き、先づ工業の事に技術の優れたものを調査の結果、左記職業別の割にて、合計四百四十名といふ多数の腕利を得たから、民間に於て傭入の希望者があらば、何時でも就職の便宜を図ることになり、当市役所へも通知して来た。俘虜使用を希望の向は左の事項を知つた上、其使用人員、業務期間、支出給料額等を市商工課に申出ると、同課は紹介の労を執るといふ事である。

一、俘虜には一定の給料を与ふること
一、使用者に通訳を附すべきこと
一、逃亡等に対する取締、及収容所よりの往復中の監視は、使用者に於て相当の方法を講ずること

▲俘虜の職業別及び人員数左の如くである
麦酒製造業二十四人、帽子製造業三人、飛行機関工一人、指物師百一人、鞣皮業十人、染色業十二人、腸詰製造業四十人、革工二十一人、電気工八十五人、自動車製造業三十二人、麺麭製造業六十三人、製陶業五人、金銀細工七人、葡萄酒、飛行機、発條各一人、製針業二人、乾酪製造業二十人、染料製造業四人、化学工業七人、合計四百四十人、内専門学校及大学卒業者卅一人、職工徒弟学校卒業者百五十一人、学歴なき者二百五十八人なりと

大正４年６月１日
大阪朝日新聞
●在阪の俘虜は何うして居る？／＝新しい夏服を貰つた＝

大阪木津川尻の俘虜収容所ではハス海軍中佐以下四百四十五名も収容されてゐるが、其の内、病気や負傷で入院してゐるのは極く少数で、多くは早朝から構内をブラ付いて居り、雨でも降ると全く以てあの大きな健康な身体を持ち倦んでゐるやうである。所で例の俘虜使用の一件から職業の調査をやると、博士が一人居る事が分かつた。名はカイベルといつて四十台の男で、青島の独清高等学校長をしてゐた鉱山博士だが、俘虜の中では一番の人物であるさうだ。此博士の勉強するのは別として俘虜は一体に皆読書を好んで、諸方から寄贈の書籍や収容所特許の新聞紙に読み耽つてゐる。それがため伊太利の宣戦を布告した事もチャンと知つてゐて、聊か意気銷沈の気味合である。読んでゐるものは宗教に関するものが多く、中には日本語を研究してゐるものもある。俘虜の下士には今度夏服を支給したが、宇品の陸軍被服支廠で作つたもので地は雲斉で茶褐色だから一見日本の兵隊と余り変つてゐない。此の間、収容所で市内の各工業家に使用方を交渉した後、何ういふ返事が来るか待つてゐるが、一向に雇傭の申込がないので、目下頻りに頭を悩ましてゐる。これは取締の面倒なのにも依るのであらう。俘虜は概して指先の働きが鈍く、特に手工をして来たもの、或はピア

ノを弾く者などの外は、指の屈伸など甚だ不器用を極めたもので、日本人の指を見ては不思議な顔をしてゐる。右俘虜の中には独逸本国から米公使の手を通じ、青島戦役の功に依り進級した者が数名あるさうで、大阪の収容所は全国で一番広く、取締にも便利だというので、一説に名古屋のを廃して大阪に移送合併するかも知れないといふやうな説も出てゐるが、まだ決まつたのではない。決まらぬと云へば夏期に入つたので、衛生上からも俘虜に遊泳もさせたいが適当な場所がないので、是もまだ決定しないといふ。

大正４年６月19日
大阪毎日新聞
●大阪の俘虜逃亡／三名共謀して
市内西区恩加島町大阪俘虜収容所に収容中なる独逸俘虜のうちテールフキ、リープマ、ホノンユーピンの三名は、十八日午後十一時より翌十九日午前六時までの間において、収容所を脱出し、何れにか逃亡したるより、同収容所にては各方面に手当して捜査中なるが、右三名の服装はテールフキは鼠色の羅紗服を、又他の二人は白の海軍服の上衣に黒のヅボンを着し居れリと。

大正４年６月20日
大阪朝日新聞
●俘虜の逃亡／―昨夜捉まる―
大阪俘虜収容所に収容中なる独逸の俘虜三人は十八日午後十一時より十九日午前六時迄の間に逃亡したるより、目下大阪憲兵隊、各警察署にて厳探中、昨夜十時四十分三人共、築港三條通りにて捕はれたり。姓名左の如し。
陸軍砲兵ルマンホエル（二十一年）　▲海軍水兵プリーガリッチ（二十年）　▲同リープマン（二十一年）

大正４年６月25日
大阪朝日新聞
●逃亡俘虜堀川に収監さる
＝軍法会議で訊問の後＝
去る十八日夜木津川の大阪俘虜収容所を脱柵逃走し、翌夜築港三條通りにて捕へられたる三名の俘虜
▲独逸普魯西（プロイセン）王国ブランデンブルヒ州スパンダヴ元海軍砲兵大隊第二中隊独逸海軍二等砲兵フリードリッヒ・ポスピツヒ（二十二年）
▲同普魯東普魯西（プロイセンヒガシプロイセン）州タン子ンブルヒ元第三海兵大隊野砲中隊独逸海軍野砲兵二等卒ヘルマン・ポエルシュケ（二十一年）
▲同巴威（バイエルン）王国シュワーベン区アウグスブルヒ元海軍砲兵隊第二中隊独逸海軍二等砲兵ルードリッヒ・リープマン（二十一年）
の逃亡せし目的は本国へ帰るため共謀したるものなるが、日本語は知らず、方角は分らず、所持金は三人合して僅か一円より持たず、昼間は樹木の下や畑中に潜伏して麺麭（パン）を食ひ、夜に入るとノコノコ這ひ出し、迂路（うろ）つき居たるを、遂に巡査に引捕へられしなりと。右に就き此の三名は二十四日午前収容所より憲兵を附して、第四師管軍法会議へ護送、独逸語通の山口理事が一応訊問をなしたる後、収禁を命じたるが、我陸軍には元来外国人及び一般婦人を拘禁すべき施設なきより、未決中大阪衛戍監獄より大阪監獄堀川分監へ収禁を嘱託することゝなり、人力車に看守を同乗護衛せしめて収監せり。何れ宣告の暁は地方監獄に於て服刑の筈なりと。尚、菅沼所長は四百余名の俘虜に対して逃亡等の心得違なき様説諭したる処、彼等は斯かる犯則者を出したるは独逸俘虜一同の面目を汚したるものなりとて、流石慚愧に堪へざるもの丶如かりき。因に東参謀長は檜垣副官を従へ収容所視察の結果、取締の衛兵及巡査を増員することゝせり。

大正４年６月26日
大阪朝日新聞
●堀川分監の俘虜
―ベッドも無く麺麭（パン）と洋食一皿切り―
堀川分監に収監中の逃亡俘虜三名は二十五日午前七時過ぎ、平服にて護送馬車に乗せられ第四管軍法会議へ護送さる。係りは山口陸軍理事にて、大阪陸軍地方幼年学校助教鈴木秀四郎氏通訳をなし、一名宛法廷に引出し、審問を始めたるが、彼等の教育程度は案外に低きものの如しと。かくて被告人控所に於て携帯の麺麭（パン）を食ひ、午後再開、審問を終りて堀川未決監に帰れり。尚、獄中の彼等は極めて静粛にして、監房の如きは普通日本人と同様ベッドの設けなどなく、只麺麭（パン）と極く粗末なる洋食一皿位を当てがはれ居れり、尤も言語風俗等異れる外国人のことなれば看守は特に注意を払いつゝありて、監獄医鈴木医師、通訳の労を採り居れりと。

大正４年７月４日
大阪朝日新聞
●収容所の検査
大阪俘虜収容所にては、三日午前九時より所員総掛りにて、予て四百余名の俘虜に支給しある各種の物件に付、細密検査を行へり。

大正４年７月６日夕刊（５日発行）
大阪時事新報
●俘虜重刑／脱走した三人
客月十八日当市木津川の俘虜収容所を脱走し、翌十九日の夜、捕へられたる海軍二等砲兵フリードリツヒ、ポスピイ、同二等野砲兵ヘルマン、ホヘルシユケ、同二等砲兵ルウド、ウイヒリープマンの三名は其後、第四師団軍法会議に於て取調中なりしが、合議の結果、五日午前、軍法会議に於て、フリードリツヒ、ポスピイは禁錮二年六箇月、ヘルマン、ホヘルシユケ及びルウド、ウイヒリープマンは各禁錮二年の判決を受け、直ちに地方監獄に収監することゝなれり。

大正４年７月８日
大阪朝日新聞
●俘虜また来阪
今回、大阪俘虜収容所に収容を命ぜられ、天草丸にて四日青島を発したる十三名の俘虜は、八日正午より午後二時までの間に大阪築港に着する由。築港よりは小船にて木津川へ廻送し、収容所に入れる予定なり。

大正４年７月９日夕刊（８日発行）
大阪時事新報
●俘虜一行来阪
九日神戸入港の天草丸にて青島の水道及び電燈の復舊工事に使役しつゝあり、独逸俘虜海軍技師ゾーバー外十二名は、陸軍歩兵少尉菅乙彦氏引率神戸に著し、正午大阪に向ふ。（神戸電話）

大正４年８月15日
大阪時事新報
●俘虜の運動場
青島の俘虜を収容する木津川のバラックは空地に乏く、運動場狭隘にして、衛生上宜しからざるより、廠舎十棟を取除き、運動場を拡張する筈。

大正４年９月８日夕刊（７日発行）
大阪時事新報
●大阪から遁（にげ）た俘虜捕はる
大阪収容の将校俘虜海軍主計マルケルト（四十二）の逃走、行方不明の旨、門司の憲兵分遣所其他に電報ありて、注意中、昨六日夜八時半頃将に朝鮮に向け、渡航せんとする危機一髪の刹那、上原憲兵特務の手に捕へられ、本日二宮憲兵分隊長の取調べを受け拘留中なるが、今夜来る可き受領員に引渡さるゝ筈なり。（門司電話）

大正４年９月９日
大阪朝日新聞
●日本人に化けて逃げた俘虜
土方に化けて逃げた大阪の俘虜アルテルトは大阪の憲兵隊より派遣の斎藤上等兵に連れられて、七日夜十一時四十分下関発、上り列車に乗つた。此の写真は、門司の飲食店宮永しをに拵（こしら）へてもらつた日本服である。（門司通信）
（写真　アルテルト肖像）



大正４年９月９日
大阪時事新報
●逃亡せる俘虜　道中の苦心／日本人に化け損ふ
大阪俘虜収容所に収容の海軍一等主計マルケルト（四十二）が逃亡を企て門司にて捕はれたる事、夕刊所報の如し。彼は去四日の土曜日午後外出の許可を受け、紺絣の単衣に白の兵児帯、桐の日和下駄といふ服装にて、阪神電車にて神戸に到り、菊水旅館に一泊。翌五日午後七時卅二分の列車にて門司に来り、兵庫県淡路島鳥浦村織物商樺島三郎と偽称して、港町山田旅館に投じたるも、外人と看破されて飛出し、一日迂路つきたる揚句、同日は入舟町飲食店宮永ひさ方に一泊し、七日朝、門司停車場にて仁川行の切符を求め居る処を、憲兵隊の上原特務に捕はれたるものなるが、汽車中にて一度土方に姿を変へ、更に門司にて、又著（き）かへ、山田旅館にて看破されたる後、一旦附近の山に籠らんとせしも、藪蚊に攻められて果さず。態々飲食店にて泊りたるなど、其苦心一方ならざるものあり。「食物などには不平なけれど収容所が湿地にて、不快なる上、待遇不自由千萬なれば、逃亡して、天津にある妻子を連れ、機を見て本国に帰らんとしたるなり」と述べたるが、懐中には内外貨取交ぜ三百円を所持しゐたり。（門司電報）

大正４年９月10日
大阪朝日新聞

●大阪で死んだ俘虜の葬式

七日大阪衛戍病院で死亡した独逸俘虜青島第三海軍大隊歩兵軍曹ヘルマン・ゴル（三十年）の死体は在阪俘虜一同の願出により、八日午後牧田衛戍病院長の執刀で解剖をした結果、腰部盲管銃創で入院治療中、盲腸炎から腹膜炎を起して死亡したものと判明した。その葬式は、九日午後二時過ぎから同衛戍病院で執行され、福音教会牧師青木律彦氏、収容所の上田大尉、柿原通訳、喪主準士官アント・シヨウキツチ及びエンゲル曹長以下二十名の俘虜と外に俘虜患者数名が集つて祈祷式を挙げ、午後三時同病院から在阪軍隊用の黒塗柩車に寝棺を乗せ、俘虜六名が之を引いて出棺したが、途中は師団から檜垣副官、憲兵、衛兵各数名が警戒、取締をなし真田山の陸軍墓地に着いて、清国俘虜の墓碑の南、大楓の樹下に埋棺の祈祷をして、日本政府からの花環と共に丁重に埋葬され荘厳なる式を終つた。（写真は真田山陸軍墓地の埋棺式）



大正４年９月19日

大阪時事新報

●新俘虜大阪へ

曩（さき）に青島軍政署に於て検挙されたる独人四十二名の中、保釈及取調中の者を除き、新俘虜二十八名は大阪俘虜収容所に収容さるべく、三木中尉外、下士卒十三名に護衛され、十八日門司に来着、午後四時神戸に向へり。一行中の徳華銀行支配人ヒリツリードミルツル（四十一）は特別待遇を受け居たり。（門司電報）

大正４年11月４日夕刊（３日発行）

大阪毎日新聞

●俘虜の舐るバタ／一ヶ月に三千円

日本に収容せる独逸俘虜は、目下久留米の千百人を最多数として、習志野、静岡、名古屋、大阪、青野ケ原、松山、丸亀、徳島、大分、福島の十一ケ所に総数四千六百八十七人を収容し居れるが、これ等俘虜の日常生活にどうしても欠かすことの出来ぬはパンとバタにして、バタの一ヶ月の使用量は実に五千斤余に上れるが、バタの市価は欧洲戦乱の影響を受けて著しく騰貴せる為め、昨今一斤に就き普通品六十銭台を呼ぶに至り、俘虜が舐る一ヶ月の金額は三千円余に上る訳なりと云ふ。

大正４年11月14日夕刊（13日発行）

大阪朝日新聞

●独俘虜にも特赦

十日御即位の大典を挙げさせらるゝに当り、公布せられたる懲罰免除及び減刑に関する件は、目下収容中なる独墺俘虜にも均しく其の恩典に浴すべき筈なるが、収容所開設以来懲罰を受けたる者は、総数二百十七名、刑罰二十七名にして、十月現在の者は懲罰三十名、刑罰二名なりと。（東京電話）

大正４年11月14日

大阪毎日新聞

●恩赦と俘虜

恩赦令に依る懲罰免除及び減刑の恩典は、独墺両国俘虜も之に均霑（きんでん）する筈なるが、俘虜収容所開設以来懲罰を受けたるものは総数二百十七名、刑罰を受けたるものは二十七名なりと。（東京電話）

大正４年11月26日夕刊（25日発行）

大阪毎日新聞

●大阪の俘虜は頗る暢気／附近に家族の居らぬが原因

福岡の俘虜将校脱走事件以来、各地の俘虜収容所にては、頓（とみ）に其警戒を厳重にし居れるが、大阪は何うなつてゐるかといふに、収容所には目下ハツツ中佐を最高級者として五百四名の独墺俘虜あり。収容数では福岡に亜ぐ多数なるも、大阪に収容されてゐる連中は不思議なほど何れも極楽蜻蛉揃ひにて、敵国に俘虜になつてゐるという観念などは丸で頭から無いらしく、暢気至極に其日を送り、余り暢気過ぎて過般数名の違反者を出すに至り、大阪監獄の厄介になりたるが、是等数名の違反者は仲間からも鼻摘みとして冷遇を受け居りしものにて、彼等が監獄行となりし以来、他の者は却つて品行が好くない風紀の整頓を見たりと、されば当収容所付二十余名の監督者は無論油断はなし居らざるも、他の収容所に比して非常に監督が容易なりといへり。昨今俘虜一同の日課は読書と遊戯にて、フットボールに最も熱中し居り、ハツツ中佐の如きも仏蘭西の書籍を夥しく取寄せて専心研究に耽り、倦めば下士卒と一つになつて遊戯をやり上下を通じて平和を第一とし居れり。大阪収容所の斯く平穏なるは近くに俘虜の家族

の住居する者更になく、面会通信等彼等を刺戟する機会無きが最大原因なるべし、と所員は語れり。

大正４年11月26日
大阪朝日新聞
●俘虜の写真と人相

俘虜収容所は目下、習志野、静岡、名古屋、大阪、青野、松山、丸亀、徳島、福岡、大分、久留米の十一箇所ありて、収容俘虜総数は四千六百八十余名あるが、今回福岡収容所の如き失態を再びせざる為、俘虜将校は全部写真を撮り、又各自の人相書きをも作り置くことになりしといふ。

大正４年12月４日夕刊（３日発行）
大阪朝日新聞
●クリスマスと俘虜

大阪木津川尻の収容所にある俘虜は、二十五日のクリスマスも追々迫るにつき、日頃徒然（とぜん）に苦しめることゝて色々面白き意匠を凝らし、当夜を大いに娯しむべく、これが準備品の購入方を収容所長に願い出たり。尚ほ、俘虜一同に対し此の一日より一室毎に火鉢一箇を与へたれば、非常に喜び、此の小さきストーブを四方より囲みて、暖を取り、時々は独逸宣教師エミール・シルレル氏の説教を聞き居れりと。

大正４年12月４日夕刊（３日発行）
大阪毎日新聞
●俘虜青島還送

大阪に収容中の青島俘虜元独亜銀行青島支店長外二名に就ては、爾来青島軍政署に於て取調中なりしが、今回実地に検証するの必要起り、青島軍政署より俘虜収容所に向け一名護送すべき旨、通知ありたるを以て、大阪俘虜収容所にては三日朝、独亜銀行支店長一名に憲兵及び護衛兵二名を附し、神戸に護送し、陸軍運輸部神戸出張所に一時収容の上、午前十一時半御用船寧静丸にて青島に送致したり。

大正４年12月13日
大阪朝日新聞
●大阪の俘虜十六名重営倉に投ぜらる

木津川尻の大阪俘虜収容所の俘虜も永らくの収禁に気を腐らし居る矢さき、一方欧州の戦乱は何時になつてもやみさうにもなし。平和の曙光なぞはまづ当分望みのないものとして、自棄半分に暴行を企て十六名が重営倉になげこまれたる椿事あり。原因は俘虜の中にても、例のアルサス出身のベッカーと呼ぶ兵卒ありて、其出身国籍の関係から兎角独逸生まれの朋輩に憎まれ、殊に敵愾心の極端に亢奮せる昨今の事とて、さる十日も些細の事より喧嘩を始め、俺（おの）れ生意気なりとて独逸生れの連中がよつてたかつてベッカーを袋叩きになし、蹴るやらはねとばすやらの大騒動を起したるより係官は大に驚き、現場にかけつけ、衛兵と共に猛り狂ふ俘虜をば漸くの事に取鎮めたるが、ベッカーは数箇所の擦過傷を負ひ、容易ならぬ暴行なれば即刻所長菅沼中尉は加害者の取調に着手し、十一日付をもつて十六名の加害者を収容所内の重営倉に拘禁したり。因に陸軍懲罰令によれば重営倉に拘禁せられたるものは、握飯に食塩少々、水一杯を三食ごとに与へらるゝのみにて、寝具の供給無し、俘虜の拘禁もまたこれに準ずる筈なり。

大正４年12月20日夕刊（19日発行）
大阪朝日新聞
●俘虜仲間からアルサス人を／＝復讐されぬやうに隔離する＝

西区東恩加島町の大阪俘虜収容所で、此の間独逸の俘虜達がアルサス出身の俘虜ベッカーを袋叩きにして騒動を持ち上げ、下手人十六人が重営倉に処せられたことは既報の通りであるが、処罰された十六人は十日間の処罰も十九日満罰となつたので、二十日午前一同は再び元の所へ返して貰つた。ところが重営倉を喰つた腹癒せに多数の独逸本国人等が加勢して、ベッカーに又も不穏の行為があつてはならぬと、ベッカーのみは一人だけ別に隔離して保護してやることにしてゐる。

大正４年12月21日
大阪毎日新聞
●クリスマスと恋郷病（ホームシック）／大阪収容所の俘虜

大阪に収容されてから二度目のクリスマスを迎へる木津川尻の俘虜収容所では、ファイヤーマン中佐以下四百九十余名の独逸俘虜が、コゝ二三日に迫つた降誕祭前夜（クリスマスイブ）の来るのを待兼ねつゝ、昨今係官の許可を得て、その準備に忙しい。昨冬のクリスマスの際は総人員三百四五十名であつたが、其後化の皮を剝かれて護送された仲間が百五十四名も殖えたので、今度のクリスマスは頭数から云つても賑やかな筈だが、実はいづれもグンニャリしてゐる。ソレは何時になつたら故国の土を踏む事が出来るのかトンと見当がつかないので、思ひ出の深いクリスマスを迎へると、彼等は唯もう恋郷病（ホームシック）が昂ぶるばかりであるからだといふ。ソレでもせめてもの慰めに所内の庭に祭壇を設（しつら）え、幾つかのクリスマス樹（ツリー）をたてゝ、ソレに色々の旗やら人形、果物、細工物などを吊し、当日は一同祭壇前に整列して無邪気に賛美歌を

唱へ、互に祝福を祷つて式を済ますのだが、家族其他から贈つて来た降誕祭贈物（クリスマスプレゼント）の荷物は数日前から毎日のやうに収容所に配達され、ソレを係官から受取り、いろいろ並べ立てゝは小兒のように恐悦（きょうえつ）がつて居る。兎に角他の収容所のソレに比べて、大阪の俘虜ほど能く規律を守つて温和しいのはない。コレは当収容所の取締が比較的行届いて居るからであるとの事だ。

大正４年12月26日
大阪朝日新聞
●俘虜のクリスマス
木津川尻の俘虜収容所にては、昨日午後五時二十分よりハス海軍中佐以下五百人が構内運動場に整列し、二間ばかりのクリスマスツリーを樹て蝋燭、色紙美しく飾りたて林檎、蜜柑の果物を山の如くもりあげ、賛美歌、祈祷型の如く，二十分間にして式を了りたり。上海方面は勿論、本国より発送し来る荷物はヒツキリなしに送り届けらるゝため、書記山下曹長の繁忙いはん方なく、午前八時より午後九時迄休みなく検閲配布に従事し居れりと。

大正５年１月２日
大阪朝日新聞
●俘虜逃走＝大阪木津川の
木津川尻の大阪俘虜収容所にある捕虜海軍二等砲兵ルート・ウイヒケルン（二十年）、同ナットリ・ルストルブ（二十四年）は三十一日夜より元旦までの間に逃走し、行方知れず。収容所にては非常警戒をなし厳探中なり。

大正５年１月３日
大阪毎日新聞
●大晦日の俘虜逃走／元日の午後になつて桜セメント埋立地で捕わる
市内西区木津川尻大阪俘虜収容所に収容中の俘虜海軍二等砲兵ルート、ウィヒケルン（二十四）、同マットイズ　ストルフ（二十四）の両名は、三十一日夜窈（ひそか）に脱走を企て、板塀を乗越えて所外に脱出し、最初彼等が上陸したる桜セメント附近に向ひ、諸所を彷徨（うろつ）き五番灯台北側の所に赴きたるも、行手は海と川のみにて、船一艘も見えざるより目的を達せず。一方収容所にては、翌日午後に至り此事を発見し、捜索せるに、屠畜場の下手にありし空船が無くなり居るにぞ、必定これによりて住吉方面に向ひたるならんと、警察部に手当を乞ひ、午後三時憲兵警官等非常線を張りて捜し求むる折から、四時半桜セメント会社より九條署に向つて二俘虜が、今同社付近の堤防を歩み居れりとの通知あり、同署の刑事等早速同所に向ひて有無を云はせず引捕へ、憲兵隊に引渡したり。

大正５年１月８日夕刊（７日発行）
大阪朝日新聞
●俘虜共謀脱走を企つ／収容所内外の大警戒
七日午前零時半頃、木津川尻大阪俘虜収容所の俘虜数名、柵を乗り越え逃亡せんとする模様ありしを以て衛兵は大いに驚き取り押へんとせし所、彼等は直に走つて自己の宿所に逃げ帰りたり。此処に於て衛兵一同は憲兵警察官と協力し、斥候巡察を出す事数十回、所の内外を警戒して一睡もせず夜を明かしたり。尚、旧臘（きゅうろう）二十八日には一名の俘虜泥酔して乱暴を働き、二十日間の重営倉処分を受けたる事あり。厄介千萬にて所員も閉口し居れり。

大正５年１月１３日
大阪毎日新聞
●逃亡俘虜の取調
過日逃亡を企て翌日収容所に帰還せる独逸俘虜フリードリヒ・ケルン及びマチュース・ストルフの両名には、他に共謀者ある見込にて目下厳重に取調べ中なるが、右両名に就いては収容所の取調大体終了したるを以て、十二日憲兵上等兵護送の下に、手錠を嵌め徒歩にて、師団軍法会議に送られ、理事小幡通徳氏の係りにて、先ずストルフより尋問を開始されたり。取調は尚続行する筈にて、夜は大阪監獄の未決檻に収容され、日々軍法会議に呼出さるべしと。

大正５年２月４日夕刊（３日発行）
大阪朝日新聞
●大阪へ新俘虜
福井丸にて青島を発したる新来の俘虜八名は、築港若しくは梅田に五日到着の予定なる旨、陸軍省より大阪俘虜収容所に電報ありたるにより、同所にては収容準備をなして、その来着を待てり。

大正５年２月５日夕刊（４日発行）
大阪朝日新聞
●青島独逸商人の俘虜／＝八名大阪へ来る＝
青島独亜銀行支配人ルツトミルラン（四十二年）、同行員オツエルマン（四十三年）及びザウエルラント、テークテーファー、セツター、フーボーワルター、ブラント、ラインハルトの八名の新俘虜は姫路歩兵第十聯隊河合中尉の指揮せる七名の護衛の下に、四日午前十時四十七分三宮発列車にて神戸発、大阪木津川収容所に入れり。河合中尉の談に、在来の独逸

俘虜は戦闘員、非戦闘員を問わず、一体に傲慢の態度を例とせるが、今回の八名は何れも至極温順なりと。

大正５年２月11日（夕刊）
大阪毎日新聞
●俘虜の父と対面／息子は神戸に在留
神戸市明石町三十五番地独逸人クダフトフは、妻女同伴にて、九日午後三時二十分神戸より来阪し、西区恩加島町なる大阪俘虜収容所に赴き、「私の父レーレツケルと云ふが当所に俘虜となりて収容され居る筈なれば、是非面会を許可されたし」と願ひ出でたるより、同所にては丹波中尉、柿原通訳の両氏立会の上、応接室においてレーレッケルに面会を許したるに、父子は此処において約三十分間程面晤し、感慨無量の態にて四時頃退出、帰神したり。

大正５年２月28日夕刊（27日発行）
大阪朝日新聞
●墺探来る／＝大阪俘虜収容所＝
▼曩に横浜にて逮捕されし墺国貴族の出なる墺多利現役陸軍砲兵大尉フォン・モラーウエック（三十四年）は、二十七日午前私服姿のまゝ、横須賀鎮守府より河野海軍大尉外二名付き添ひの上、大阪駅に着し、直に大阪俘虜収容所に収容されたり。モラーウエックは露墺戦線に四回従軍して最後に捕虜となれるも、脱走帰還せりと自称し、軍事に関する日本の機密を探り、二月十三日支那天津に赴き、重大なる使命を果たさんとして横浜に入り込みし所を、神奈川県警察本部の手にて取押さへしものにて、俘虜収容所にては日曜にも不拘、所長出勤し厳密なる取調べを開始したり。彼を間諜として軍法会議に附するか、或は俘虜として収容するかは、審問の結果決定すべく、目下師団司令部の命により厳重取調中なり。

大正５年３月２日
大阪毎日新聞
●俘虜を視察／英大使館員各地の収容所を巡る
東京英国大使館附三等書記官ウエルス氏は、今回大使館の命を受けて独逸俘虜収容所を視察すべく、秋山通訳外二三の通訳を随へて、廿九日夜東京出発。一日朝神戸に着し、徳島に赴きたるが、其日程は、二日徳島、三日青野原、高松、四日丸亀、五日松山、六日大分、七日久留米、八日福岡、九日大阪にして、視察後直に東上し報告をなすべしと。

大正５年３月11日夕刊（10日発行）
大阪毎日新聞
●俘虜の気侭に驚く／本日大阪収容所を視察した米国書記官
独逸政府の依頼により、去月二十九日以来四国九州における独逸俘虜収容所を視察調査中なりし、東京駐在米国大使館三等書記官ウエルス氏の一行は、九日夕刻来阪。大阪ホテルに一泊し、今十日午前八時半第四師団司令部の自動車にて、西谷副官同乗、随員ワレンタイン氏と共に、西区恩加島町の大阪俘虜収容所に赴き、菅沼収容所長上田大尉等の案内にて隈なく視察し、収容俘虜の状況を調査したるが、ウエルス氏は菅沼所長より収容後本日に至る迄の模様其他を聴取し、尚数名の俘虜将卒等と対談し、正午同収容所を辞し、上田大尉に送られて梅田駅に着。同駅に待合せ居たる秋山通訳と共に午後一時三十七分発の上り列車にて名古屋に向へり。右に付き秋山通訳は語る、「名古屋から静岡に廻つて帰京する予定ですが、走馬灯のように忙しい調査旅行で、書記官は食事を認め兼ねる時もあつた位です。久留米などでも出発の時間が迫つた間際に、一二の俘虜が追縋るやうにして対談を求めたので、一汽車遅れたやうでした。　ワルデック総督にも無論面会しましたが、一切お話しする自由を有しません。概して気侭勝手に過て居るのは書記官もどうやら認めて居られる様で収容所としての取扱は寧ろ寛大に過ぐる位です」云々。

大正５年３月20日
大阪朝日新聞
●俘虜収容所観察
俘虜視察の為十日夜来、名古屋ホテルに投宿せる米国大使館書記官ウエールス氏一行は、十一日午前八時三十分師団差廻しの自動車にて収容所に赴き、九時より各所を巡視せり。先づ所長より俘虜の健康状態、患者数、起居の概要、設備等に関して一々説明を聴き、夫より俘虜の将校室を見舞ひ、ゲッシンゲル中佐と談話を交へ、酒保、事務室、炊事場を見、下士兵卒室に至りて若干の下士兵卒に就き、不満又は希望の事項を聴き取り、最後に営倉に至りし。折柄拘禁中のヴェワルツ伍長の罪状を聴き、十時四十分退出せり。俘虜の取扱待遇、其の他設備等に関しては非常なる満足の意を表し、今日迄視察の結果によれば、日本は俘虜に対して非常に好意を儘し居ることを確認せざるを得ずと語り、俘虜将校以下の不満又は希望のある所を言はしめたるに何れも言ふことなしと言ひ、唯、予備役の下士にて支那にて相当の位置にありし者の中に二、三不平を併べし者ありしかと、其等は何れも郵便物発送の回数を増加して呉れとか、新聞を多く読ませて呉れぬと云ふが如き

取るに足らぬことなりしが、一々所長は之に説明をなしたるも説明を聴く迄もなしとて、意にも止めざりし模様なり。又所長より多くの書類を提供し、参考の為持ち帰られたしと申し出でたるに、書記官はそれに及ばずとて受けず。唯、所長が俘虜優遇の一例として示せる来週中の食事献立表のみ持ち行きたり。尚、一行は収容所退出後、離宮を拝観し、十二時四十七分名古屋発上り列車にて静岡に向へり。(名古屋)

大正5年3月29日夕刊（28日発行）
大阪朝日新聞
大阪俘虜収容所の出火／＝十五棟を焼失＝俘虜七名負傷す＝原因は火の粉＝
■二十八日午前八時三十五分、西区木津川尻の南恩加島町なる独逸俘虜収容所内西北隅にある空舎より発火し、熾に燃え上がりたり。斯くと急報に接し、九條署より非番総出、西署亦数十名の応援隊を出し、陸軍よりは先づ歩兵第三十七聯隊、野砲兵第四聯隊の各一部隊、及び師団司令部よりは檜垣副官、憲兵隊は境野隊長以下殆ど全部現場に駆つけ、協力、消防に奮闘し、軈て警察本部よりの蒸気喞筒も到りて、漸く十時五分鎮火したり。
■焼失せるは西門より左手に建て連なれる空舎九棟、将校室四棟、準士官廠舎一棟、職員室一棟、総計十五棟（一棟六十坪）にして、他の三十五棟は幸ひに、類焼を免れたり。
■現収容の俘虜の総員は五百十名なるが、内約十名は衛戍病院に入院中なれば、五百名と見るべきが、消防運搬等に奔走し消火に尽くしたるため、七名の軽傷者を出せし外に、消防手一名、収容所傭員一名軽傷を負ひたり。
■同収容所は大阪府の所属建物にして、総敷地坪数八千三百二十五坪の外廓に、高さ十尺の木柵を周らし、構内の建造物は木造切妻形建物、現在俘虜の収容室に充てゐたるもの五十棟、此建坪三千坪なり。府の隔離所として建築の際の総工費は、十萬四千余円にて、大正三年十一月第四師団よりの交渉に依り、陸軍に貸したるものなるが、保険等を附し居らずとて、発火と共に収容俘虜の全員は、係官命令の下に、構内の広場に整列避難したれば、さしたる混雑なかりき。
■原因は収容所の西隣にある岸本工場の煙筒の火の粉ならんといふ。

大正5年3月29日
大阪毎日新聞
●大阪俘虜収容所の出火／十三棟全焼＝二棟半焼／戦場の如き警戒振り＝一名も脱走者を出さず
市内西区南恩加島町大阪俘虜収容所にて、目下独逸俘虜将校下士以下五百十名を収容し、第四師団より各係官出張厳重に監督し居れるが、廿八日午前九時といふに同収容所内東北隅に当る木造平屋建ての空家より出火し、見る見る同建物一棟を焼払ひたる上、収容所に延焼し、遂に所内の建物十三棟(一棟六十坪総七百八十坪)を全焼、二棟を半焼して同十時三十五分に至り、漸く鎮火せり。
軍隊の出動
右焼失家屋中の六棟は、将校収容所なりしも、残りの全焼七棟、半焼二棟は全部空家なりしは不幸中の幸いといふべく、尚下士以下の収容家屋の外、所内の炊事場、浴場、事務所その他の建築も亦延焼を免れたり。又出火の報と共に第四師団長以下東参謀長、西谷高級副官、経理部員十数名を始め、第三十七聯隊より兵士百名、砲兵第四聯隊より同五十名、大阪憲兵隊全部の外、警察本部よりは中村監督官以下各課長、所轄九條署よりは西村署長以下警官百七十名、水上署より三十名、及び西署よりも約百名の警察消防隊等、時を移さず続々と駆付け、消防に尽力せり。
厳重なる警戒
出火と同時に、万一俘虜中に逃亡者を出してはとの懸念より、出張せる兵士全部に号令して、直に木津川岸より遠巻に同収容所を七重八重と包囲警戒せしめ、一方市内各警察署に通報して全市に警戒線を張らしめたる等、殆ど戦地におけるが如き物々しき警戒振に、隙を見ては逃走を企てかねまじき俘虜等も之に気を呑まれたりと見え、下士以下数百名の俘虜は何れも消防隊に加勢して、焼出されたる将校を保護すると共に、真黒になりて消防に尽力しゐたり。
逃亡者は皆無
又収容俘虜将校等は、スハ火事と見るより周章狼狽しながらも、各自に手荷物を取纏め、素早く所内西側の空地に避難したれば、一名の負傷者をも出さず、荷物所持品等も全部焼失を免れたり。斯くて鎮火後俘虜所長は各係官と収容俘虜を営庭に整列させ、厳重なる点呼を行ひたるが、幸いに一名の逃亡者をも出さゞりき。尚今回焼出されたる俘虜将校等は本日中全部所内西側の空家に収容されるべし。
出火原因と損害
出火の原因については係官警察署において目下厳重取調中なるが、多分前記空家内にて、当日未明何者か煙草の吸殻を捨てたるより、発火せるものならんとの事なるも、或いは俘虜中に放火などせるものなきやとの疑いもありて厳重取調中。又同収容所は大阪府の所属建物にして総敷地坪数八千三百二十五

坪の外廓に高さ一丈の木柵を繞らし、構内の建物は木造切妻形にて、現在俘虜収容室に充てたる五十棟建坪三千坪の外、数棟の付属建物あり。総建坪二千四百六十二坪余、之が総工費十萬五千円を要したるが、今回焼失十三棟、半焼二棟の損害は、何分粗末なる木造家屋ばかりなれば、僅々五千円位に止まる見込みなりと。

大正５年３月29日夕刊（28日発行）
大阪時事新報
俘虜収容所の火災／一時間半に十五棟を焼失す／多数の歩哨抜剣して大警戒

廿八日午前九時木津川尻なる大阪俘虜収容所内東北隅の将校室より突然出火し、建物卅九棟の内、六十坪宛のもの十五棟を焼きて、同十時半鎮火したり。

発火の当時、俘虜は全部朝食を終へたる処にて、収容所内に在りたれば、早速ホースを持ち出して消防に取り掛かりたるが、同所は水の手、宜しきも消防の設備不完全なるに、搗てゝ加へて建物は屋根に瓦を用ゐざる純木造のバラツク式の事とて、恰も鉋屑に点火したるが如く、熾んに燃え上がり、手の付けやう無く、漸く泉尾町の喞筒を持ち来れりて懸命に消防する中、軈て九條署よりも西村署長以下全員百卅五名、及び消防隊全部、又西署よりは消防隊全部に署員百名宙を飛んで駆け付け、尚ほ軍隊側にても急を聞いて歩兵第卅七聯隊より第四中隊全部百数十名、砲兵第四聯隊より、大川中尉以下四十余名現場に急行し、一方、水上署よりは署長以下消防船常磐丸に乗組みて急行し、警察本部よりも各課長総出となりて協力消防に尽くしたれど、遂に十五棟を烏有に帰せしめたり。何分、俘虜収容所の事とて敵国兵逃亡の虞あり、出火と同時に歩哨を増員し、一様に銃剣を付け、一間毎に佇立して物々しく警戒し、騎馬憲兵も亦、厳重に見張りをなしたれば、俘虜も脱走を企つるに至らず。何れも消防隊に力を添へて名々所持品の搬出に儘力したれば、所持品の大半は焼失を免れ、附近の田の中に積んで、山の如き奇観を呈したり。発火の原因は猶判明せず。当時将校室に俘虜将校の居合せたるや否やも明かならざる上に、煙突の飛火なりとの説もあり。又、一方には予て逃亡の計画を有しゐたる俘虜放火の疑ひ無きにしもあらざる如く、其筋に於ては極力取調中なるが、損害は比較的僅少なるもの丶如く、鎮火後の後始末には俘虜もマメマメしく立廻りて、儘力し居りたり。


◆混雑を極むる俘虜収容所◆

大正５年４月11日
大阪毎日新聞
新俘虜収容

十日午後三時、神戸入港の商船台北丸にて、青島俘虜一名新に護送され来りたるが、右は独逸人にしてカブラーと云ひ、憲兵一名附添ひ、大阪俘虜収容所に収容すべく、同日午後五時神戸出帆大阪に向ひ、同夜直に恩加島なる同収容所に引渡収容せり。

大正５年７月13日夕刊（12日発行）
大阪毎日新聞
●俘虜に義眼を賜ふ／皇后陛下の御仁慈

大阪衛戍病院に入院中の独逸俘虜海軍砲兵第三中隊二等砲兵ヱミール、ウヰードは、大正三年十一月七日夜青島大東鎮堡塁に於て戦闘中、手榴弾の為に負傷し、同地陥落後俘虜となり大阪に送られ衛戍病院にて治療中の所、遂に左眼を失したるより、今回皇后陛下の思召により、同人に義眼を下賜されたる旨、十二日宮内省より通牒ありたり。而して右義眼は追つて陸軍省より牧田院長に交附し、院長より伝達する筈なるが、独逸俘虜に恩賜の御沙汰ありたるは、今回をもつて嚆矢とすと。

大正５年７月29日夕刊（28日発行）
大阪朝日新聞
●十三萬千六百余／＝大阪の俘虜収容所へ＝／＝本国から送つて来た金額＝

大阪俘虜収容所にゐる俘虜の数は大正三年十一月二十一日に始めて来た四百四十五名から追々に殖えて、現在人員は総計五百十二名となつてゐるが、是等の俘虜宛に毎月送つて来る金額や通信は、どれ程あるかと調べて見ると、大体次の様になつてゐる。本国の家族や知友から送つて来た金額は、収容所始まつてから本年六月末まで、十三萬千六百二十八円九十九銭。中にも元青島独亜銀行頭取リットミュルラーなどは、流石金持だけに、毎月五六百円の送金は欠けた事がなく、さうかといつて又貧乏な俘虜になると、全く送金をうけないとふうみじめな連中もある。この累計を一人に平均すれば、二百七十四円六十六銭となる。又収容所始まつて以来、本年五月迄の統計によれば、俘虜の費消額は十五萬千五百六十七円七十銭。此内収容所内の酒保で消費する金額は、平均一人一箇月二十円内外ださうで、酒保の売上高を種類別にすると、五月分の計算で、飲食費五千五百五十三円六十一銭、雑貨千二百六円二銭、理髪百二十四円五十一銭、計六百八十四円十四銭とある。又五月中に酒保以外で消費した総額は三千二百十三円五十六銭で、是等は主として軍服費、洗濯賃、雑貨、土産物として、床の置物などに費ふのである。この酒保以外の費消高を最初からの累計にすると、五月末までに一萬九十九円となる。次に本国の団体などからの寄贈金としては、一箇月に兵卒一人一円、下士一円五十銭、准士官二円宛あり。之は毎月シーメンス会社から陸軍省俘虜情報局を経て送達されるので、此の締高全部で、毎月約四百円、将校は此の分配に與らない代りに、大尉ならば日本の大尉の割合、中尉ならば中尉とそれぞれ給俸を貰つてゐるのである。

更に郵便物は六月の分だけで、内地各地の俘虜より封書百七十七、端書九百四十七、新聞及び雑誌二百八十三、小包七十三、外国より来る分では封書三千百五通、端書二千三百六十三、新聞雑誌三千八百七十八、小包七百四十八あつた。

小包の中味はシャツ、タバコ、菓子、珈琲、缶詰、鉛筆、手帳など大抵きまり切つた日用品で、中には可愛い人の心のこもつた靴下なども交つてゐる。総て郵便物は厳重な検閲の上、手渡されるので、甘つたるい手紙の文句なども一々むつかしい係官の前に暴け出されるわけである。小包などでも手渡しせずに領収書を俘虜に示すだけで蔵つておくのもあり。この分だけでも大きい梱包百四十九個の外、細かい物は殆ど無数で、所でも仕末に困つてゐるさうだ。

大正５年８月 11 日夕刊（10 日発行）
大阪朝日新聞

●義眼を賜わる／大阪衛戍病院にて

十日午前十一時半、大阪陸軍衛戍病院にては、青島戦にて右眼を失せし原隊膠州湾海軍砲兵隊第三中隊二等砲兵エシイル・ウキード（二十二年）に恩賜の義眼を牧田院長の手より交付し、同人は直に下の如き感謝状を奉呈したり。

下名は一九一四年十一月青島戦にて爆弾のため、右眼を傷け手術によつて、この眼球を除去せらるゝに至れり。然るに日本皇后陛下は下名に義眼を御下賜相成りたる御慈悲は永久に下名の感謝にたへざる所なり。

砲術手　エミール・ウキード
大島陸軍大臣閣下

大正５年８月 21 日
大阪朝日新聞

●独逸俘虜を利用せよ／大阪のやうな土地で殊に肝要

人間には仕事のないほど苦痛なものはない。大阪俘虜収容所が創まつてからもう二年程にもなるが、欧州の戦争はいつ歇むかも知れないので、近頃、木津川の収容所にゐる俘虜は日々の単純な仕事に飽いて、随分無聊に苦んでゐる。鶏や鷲鳥も飼ひかけたが、飼ふより喰つた方が好い。楽器も飽いた。大きい図体でドタンバタンの独逸相撲も下らない、といふわけで近頃では、彼等の全部の熱望するところは、ロハでも好いから何か仕事をしたいといふ事に、期せずして一致してゐる。之れを観破したわけでもあるまいが、目下大阪俘虜収容所の附近に建築中の大阪製鐵株式会社では製鉄業に技術のある俘虜でもあれば傭ひたいとあつて、本月、師団長に俘虜に面会の許可を得、早川技師長がお向ひの収容所へ出掛けて、俘虜に会つて見ると、案外製鉄業に経験ある俘虜が多いので、試みに収容所側でも被傭希望の者を調べて見たところ、彼等は甘露に浴した心持で、我先に志望するので、果ては製鉄などの特種の技術あるものは他の連中から非常なる嫉視をうける始末に、収容所の平和上之も困つたものだと、右の俘虜使用の話は一時沙汰止みになつたが、所が此処に注意すべき事は、最近陸軍省から全国各収容所を視察に廻つた田中大尉の談によれば、大阪は商工業の中心地であるから、収容俘虜の内、種々の技術に長じてゐるものは会社、商会などで使用するのも好いだろう。又、之に就き木津川の収容所の位置があまりに偏僻で不便だといふわけなら、使傭俘虜は特に傭先で寝泊りさせ、請願巡査の二三人も附け、逃亡等の責任は厳しく傭主に於て負ふやうにすれば好かろうという事で、頗る開けた当局の意思も之で十分窺

ひ知られるわけで、俘虜使傭希望の実業家は使用の方法や監督の方法さへ附くなら、遠慮なく当局へ願ひ出るが好い。全部青島にゐただけ種々の技術を持つてゐるものが多く、統計によれば総数五百余名中、指物師の百余名、電気工の六十余名から染料業、製革業等、時節柄頗る注目すべき方面に経験あるものもあり。洋酒其他食料品の製造業、雑貨商人などから、最も奇抜なのは飛行機製造業なんどといふ男もゐるので、俘虜使傭の事は今後頗る興味ある問題である。

大正５年９月 13 日
大阪朝日新聞
●俘虜へ義足下賜／▼大阪では二人

大阪俘虜収容所には、今一本足で運動場を飛廻つてゐるのが二人ある。膠州湾海軍砲兵隊第三中隊の副曹長ローベルト・ウオータルツ（三十年）で大正三年十一月七日の青島戦で右足に貫通銃創を受けたもの、又他の一人は海軍砲兵大隊第七中隊後備上等兵ヘールマン・ランゲ（三十九年）で、是れも同じ五日の戦ひに我砲弾破片の為め、左足を負傷し、何れも切断せられたものであるが、此度、此両名に対し、皇后陛下より義足の御下賜ある趣を、当局者より伝聞して来たので、両人は非常に喜んで居る。現品は不日東京から着次第、御下賜の御沙汰ある筈。

大正５年９月 16 日夕刊（15 日発行）
大阪毎日新聞
●俘虜萬葉集を学ぶ／之は難解しいと頭を掻きつつ研究に耽る

腕のある俘虜を夫々民間の工業方面に使つたら如何かといふ当局の意見が発表されてから、「染料技師がないか」と一時大阪の俘虜収容所ではこの染料技師を物色したが、染料の調合が出来る者はゐるが、自分で色を作り出せる者は居ないので、この計画も失敗に帰して以来、俘虜五百人は相変わらずクリケットやヴォレーボールで至極呑気な日を送つてゐる。尤も中には又熱心に勉強してゐる手合もあつて、英語や仏蘭西語やら日本語支那語などを研究し、ポーランドの一部なるリツタホ辺りの特殊語学まで各々独語の自修書によつて研究の手を拡げてゐる。而も青島の独清高等学校教授だつた予備少尉オートマアの如き、大正三年十一月大阪に収容されると直ぐに、日本語の研究を始め、先づ小学読本を全部買込んで片仮名から覚え込み、次に支那語の素養のある処から漢字林で漢字を呑込み、昨年の夏にはもう自分の言はうとする事を日本語で話せる様になつた。ソレ以来益々努力して日本語の書籍やら『毎日新聞』を熱心に読み耽り、昨今は又何処からか萬葉集を手に入れて『コレ一番むつかしくある！』と頻りに頭を捻つて、日夜萬葉と字林の首ツ引に暮らしてゐる。何にしても二箇年足らずで萬葉まで漕ぎつけた根気と努力に所員も感心してゐるが、一体に俘虜の勉強は彼のみでなく在米の独逸人から送られる各種の書籍だけでは読み足らずに、東京駿河台のガイゼルギルベルトなんどへ註文するので、日本に俘虜到着以来、同店の書籍は殆ど出払つた勢ひだと云う。

大正５年９月 20 日
大阪毎日新聞
●俘虜収容所長会議

俘虜収容所長会議は十九日午前十時より陸軍省に開会、白川俘虜情報局長及び西郷習志野所長を始め名古屋、大阪、松山、徳島、丸亀、青野原、大分、福岡、静岡、久留米各所長出席。陸軍大臣の訓示あり、奈良事務局長は各所長の報告を聴取し、種々打合をなして、正午散会せり。（東京電話）

大正５年９月 22 日
大阪朝日新聞
●日本に居る俘虜の特徴を／＝講話体に印刷して将校に配る＝

近頃名古屋の俘虜収容所長は同所に収容して居る独逸軍人の日常生活中特に独逸国民性として見るべき諸点を、講話体に編んで印刷に附し、日本全国の将校に配布したが、其の内容は何故か秘密に附せられ、一般には公表せぬやうにしてあるといふ。

真逆に目下敵対関係に在る独逸人の特徴のことだから、縦しやそれが美点であつて日本人の採つて以て、他山の石とするに足るものであるにしても、敵国人の真似をするのは余りに、腑甲斐ないからとの理由でもあるまいが、

此の独逸軍人の特性なるものは、敢て名古屋収容所丈け現はれた現象でなく、福岡、大阪等何れの収容所に於ても均しく見られるところで、亦軍人として特に然るものでなく、普通独逸の国民性として見るべきものである。

手近い例では、収容所に設備してある電燈は多く終夜燈で、夜つぴて点けつ放しにしておいても別に料金に影響はないが、俘虜の方で就寝の時は吃度ヒシヒシとスウヰッチを捻つて真黒にしてから寝て終ふ。所長の方で説明しても、電燈は国の宝だ、徒らに用のないのに点けておくのは勿体ないと、反対に一本参らせられる程だ。恰度、独逸から引き揚げて帰朝した留学生の話に、伯林の下宿屋で水道の水を

ザアザアと使つたのを主婦に見とがめられ、貴君は此の水道水栓の直径は幾許あり、其所から噴き出す水量は一分間に幾許か知つてゐますかと詰問され、其留学生大いに面食つたといふやうなもので、独逸の国民性としては節倹の美風を持つてゐることが解る。

殊に面白いのは俘虜連の中での、燐寸（マッチ）の擦空を大きな箱の中へ山のやうに貯へて居るのがあり、何にするのかと訊ねると、此の尖端に再び燐をつけたら又使へるではないかと云ふ。又収容所長などの白紙八つ切りにした位の紙片に、一俘虜の姓名を記（か）き、此の男を呼んで来いと、他の俘虜に命ずると、其の俘虜は早速ポケットからナイフを取り出し、其の姓名の記してある所だけを切り抜き、殆ど大部分の余白は其の儘、所長の前へ置いてから始めて呼びに行くと云つたやうな調子である。

某所長は変に思つて、十数人の俘虜について試みて見たが、何れも云ひ合はしたやうに同一のことをしたので，成程と大に感服した話もある。其の他、俘虜の方で腹具合が悪いから何か薬を呉れといふ時など、此れでも呑めと手近にあるものを遣ると、此れは何といふ薬で効用は如何だと一々説明を求め、自分の腑に落ちなければ決して口にせぬ。

又二等卒位の俘虜に溝などを掘らせる仕事を命じた時などでも、先づ鉛筆で是だけの長さと深さと幅のある溝を掘るには幾許（いくら）々々の土を掘り出さなければならぬ。左様するには労力と時間は如何程要するかと、一々綿密な設計を立てゝからでなくては仕事にかゝらぬ。

振るつて居るのはチョッとした包み物を括（くく）るにも、国旗の三色を意味して色わけをした三通りの紐で括（くく）るなど、何処までも独逸式を発揮してゐるそうだ。

大正５年10月５日夕刊（４日発行）
大阪朝日新聞
●在邦独逸人の奸計／慰問品と称して軍需品を

近頃日本にある独逸人が靴、シャツ、靴下、タオル等を多量に仕入れ、支那方面に輸出し居る事実あり。右は東洋及露国シベリアに捕虜となり居る自国の兵士に慰問の為め、供給するものなりといひおれども、軍需品として供給せらるゝやの疑ひあり。殊に実際捕虜に寄贈するものとせば、日本政府を始め露国官憲の承認を得べき筈なるに其事実なく、尚ほ、彼等は赤十字、某国領事、独逸救済会などの名義にて、購入又は輸送しつゝある模様なれば、大阪府警察部にては府下全般の運送店、海運業及び各製造工場等の実況及外国商社と商取引を為す者等により、至急厳密内査を遂ぐることゝなれり。尤（もっと）も靴購入に対しては、既に動かすべからざる事実あることを発見せりといふ。

大正５年10月18日
大阪朝日新聞
●俘虜来阪せん／＝福岡収容所が撤廃されて＝

福岡俘虜収容所は二十日限り撤廃するに決し、俘虜三百十九名は、十八日大分収容所に六十九名、十九日、大阪に三十七名、姫路に七十四名、二十日、名古屋に七十名、東京に六十九名を分送することとなれり。尚、輸送列車は普通列車に特に俘虜のみの客車を連結し、衛兵として将校一名、下士以下七名附添ひ同車する筈。但し、俘虜中須崎裏町に収容せるワルデック以下将校は何れも移送せず。同収容所は元赤十字社支部の跡にて、外観見苦しからざる洋館なれば、他に移転の必要を認めざる由。尚、柳町収容所撤廃と同時に収容所の事務は須崎裏町収容所に移す筈なり。（福岡電話）

大正５年10月18日
大阪毎日新聞
●俘虜転送日割

大演習につき陛下行幸あらせらるゝを以て、既記の如く福岡市旧柳町に収容せる独逸俘虜下士卒全部三百十九名は、大分へ（十八日午前九時博多発）六十九名、青野及大阪へ（十九日午後七時発）百十一名、習志野へ（二十日午後二時廿分発）六十九名、名古屋へ（二十日午前五時発）百七十名の割合にて移送することゝなりたり。（福岡来電）

大正５年10月20日夕刊（19日発行）
大阪朝日新聞
●福岡俘虜移送

陸軍にては今秋福岡県にて大演習挙行に付き、同地に収容の独逸俘虜監督上、以後将校准士官を除き、兵卒全部を習志野、名古屋、大阪、青野ヶ原、大分の五箇所へ各六七十名づゝ、転送収容する事となり、習志野の者は二十二日午前七時十分東京着の筈なり。（東京電話）

大正５年10月21日
大阪朝日新聞
●囚はれた兄弟の哀別／＝福岡から大阪に来た俘虜＝

大演習のため福岡の俘虜は各地収容所へ分配移送のことになつて、其の内の下士七名、卒三十名は二十日午後五時十七分大阪駅着の列車で、河村中尉

と六名の下士卒に護られて、大阪に来て収容所に這入つた。引率して来た上田中尉は「皆大阪に来るのを喜んでゐます。あの中にスペルといふ兵がゐますが、二年許り神戸の製鋼所にゐたとかで、神戸を通る時、汽車の中からアレだアレだと指さして懐かしさうにしてゐました。其の弟のスペルリングといふのと一緒に義勇兵になつて、俘虜になつてからも矢張り一緒にゐて、非常に睦まじくしてゐましたが、今度の移送でスペルリングの方が習志野に送られることになつたので、別れ別れになるのが何より辛いといつて、手を取り合つて嘆いてゐました。」

大正５年 11 月 15 日夕刊（14 日発行）
大阪時事新報
●俘虜自殺を図る
十四日午後九時三十分木津川俘虜収容所に収容の俘虜、海軍一等砲兵エミール（二十五）は厭世の為め小刀を以て咽喉部を掻き切り、自殺を図りたるも、果さず。直ちに衛戍病院に収容せしが、左手にも切傷あり。多少精神に異常の気味ありと。

大正５年 11 月 15 日夕刊欄外（14 日発行）
大阪朝日新聞
●俘虜自殺す／悲観して精神に異常
木津川尻大阪俘虜収容所に収容中なる独逸海軍一等砲兵エミール（二十二年）は、近来頻りに悲観し居たるが、厭世の結果精神に異常を起こせしものと見え、十三日午後九時半頃収容所便所内にて洋刀を以て、頸部と左腕を刺し、自殺を謀り苦悶中、係官発見し、直に応急手当の上、衛戍病院に送り、目下治療中なるが生命には別状なし。

大正５年 11 月 15 日
大阪朝日新聞
●自殺を企てし捕虜
夕刊所報、自殺を図りたる俘虜エミール・メビュース（二十二年）は第一回収容の現役海軍一等砲兵なるが、本人は柔順なる性質にて、胃病のため永く衛戍病院に治療を受け、三週間程以前に退院したるも、終始悲観し居たりと。十三日午後八時より九時迄の間に同所便所内にて紙切用小刀を以て、咽喉と左手を刺し、自殺を図りたるに、二回とも動脈を外れて死切れず、自己の部屋に帰りしを他の俘虜が発見、係官に急報せしものなりと。

大正５年 12 月８日
大阪朝日新聞
●大阪俘虜収容所を視察／米大使館書記官／長文句の不平状
日本に於ける独逸俘虜の生活状態視察の目的を以て、米国大使館三等書記官ヅンマー・ウエルフ氏を俘虜収容所所在の各地に特派し、同氏はその第一着手として、六日午前九時大阪俘虜収容所に来り、菅沼収容所長、西谷師団副官等と共に詳細なる視察をなせるが、俘虜連は不平を訴ふるものあり、哀訴嘆願するものあり。常に不遜の言を常習とせる十数名の俘虜は連名して長文の陳情書を提出したりと云ふが、其の内容は素より知るに由なけれ共、青島陥落後、日を経て護送せられたる或る者が幸い口にせる「我等は国際法規上俘虜として収容せらるべきものにあらず」と云ふ事。或は本国との通信の回数を増加せしめる事等、日常の些末に至るまで事々しく書き連ねたるものにて、素より一点の価値にも値せざる不平の連続なるも、感情上面白からざる節、頗る多し。

菅沼所長の談に依れば、俘虜も滞在日数二箇年を越え、ホームシックに襲はるゝもの多く、最近神経的症状を呈する者間々あるは、其の原因大部分妻恋し、子恋しが因なりとはさもあるべきか。

因にヅンマー・ウエルフ氏は視察後、直ちに西下の途に就き、六日午前十一時四十四分の列車にて久留米収容所に向ひたるが、遠からず米国大使の令妹自ら各収容所を廻りて慰問をなす筈にて、俘虜連は今から首を長くして待ち居れりと。

大正５年 12 月 15 日
大阪朝日新聞
●独俘虜の大ニコニコ／＝講和説とクリスマスとで＝
講和風の不意打ちに面喰つたのは株屋と成金だが、其の反対に雀躍して大喜びなのは、大阪俘虜収容所内約五百名の独逸の俘虜で、本紙の記事をぽつぽつ拾い読みする事の出来る者には沢山な俘虜が周囲から寄つて集つて話を聞き、ニコニコと顔の相恰を崩して早や有頂天になつてゐる。尤も所員は講和の提唱が何うなる斯うなるなど云つて聞かした日には、空騒ぎも起こる訳だから一切言はないことにしてゐるが、兎に角俘虜の喜びは大したものである。其処へ持つて来て、来たる二十五日のクリスマスも近づき夕方からのお祝ひも収容所から許可されたので一層悦に入つてゐるが、昨今収容所へは俘虜宛の小荷物が隔日に百六十個も来るので検閲係は全く弱り切つて居る。是等の小荷物は多くクリスマス用の菓子、果物、煙草、衣類等が重で、送つて来た地方は上海、青島、天津、独本国、済南、鎮南浦、北京、南京、漢口等各地方に亙つてゐるとか。因に同所で

は従来、市中から買入れてゐた食パンを所内で製造する事を許されたので、目下竈を築造中だが、愈々自給する事になるのは来年一月からであらうといふ。

大正5年12月22日
大阪朝日新聞
●独逸俘虜の素人芝居／＝芸題はお国もの、喜劇＝

最近まで一向世間には知られてゐなつかたが、大阪俘虜収容所の暢気な俘虜先生、此春頃から所長の許可を得て、退屈まぎれに素人芝居を演つて騒いでゐるさうだ。芝居の衣装などは最近俘虜兵が大阪へ来た時分から誰が持つて来たか、五十点ほどチャンと調つてゐて、他に鬘や附髯などもあり、いづれも一切収容所で保管されてゐたが、今春漸つと所長からもお許しが出たので，早速所内の講堂に舞台を設へ、仲間中の役者の有志を募つて見ると立役、女形、端役をこき交ぜて忽ち十二三人の座員が出来、発頭人の俘虜将校ベーリングが先づは舞台監督といふ形で、時々監督に強請つては月四五回の芝居を演ずるといふ。芸題は主として独逸の喜劇物で、所長などは一度も寄り附かないのを幸ひ、時には随分淫卑な劇を出して頗る大受け。見物の俘虜には一人に付き、木戸銭三十銭宛を必ず徴発するがいつも大入り満員の形で、百三四十人の見物は欠かさない。一座には役者の外に道具方、衣装方から管弦合奏団のやうなものまであり、役者にも中々隅にはおけない上手がゐる。上つた観劇料は皆、是等の連中に夫々分配する。開演時間は大抵夕方から始め、午後九時以後は断然閉場する事にしてあり、見物も椅子席に行儀よく居列んで静かに観劇し、殆ど煙草も喫はないさうである。俘虜先生毎年クリスマスが楽しみで、前晩から一目も眠らないといふから此のクリスマスにも定めし、又一興行打つべく、舞台監督ベーリング以下内々趣向や本読みに忙しい事だらう。

大正5年12月25日夕刊（24日発行）〈参考〉
大阪朝日新聞
●風呂場で大音楽会／平和風から大浮かれ＝相撲と体操と芝居＝大阪朝日愛読の二俘虜／丸亀収容所の独俘虜クリスマスの余興

唯一の歓楽期たる降誕祭が愈来た。極東萬里の敵国に捕はれの身となつてゐる独逸俘虜には、是に過る歓楽は無い。殊に我が敬愛するカイゼル殿から生温い平和風を送られたので、丸亀俘虜収容所の俘虜連中の噪げた浮れやうは又格別だ。同所では今二十四日から二十六日の夜まで三日間を打ッ通して能ふ限りの自由歓楽を為さしめる筈で、目下決定して居るのは昼間は相撲＝＝これは拳闘と柔道とを折衷したやうなもの＝＝とお次が体操。二十六日の夜は音楽堂代用の入浴場でお得意の大音楽会を開く筈である。この音楽は毎週定日に練習合奏を許してあるので、目下同所内にはピアノ二台、セロ一箇、オルガン二台、ヴァイオリン十余挺、マンドリン数箇、横笛二本など、云ふ所で、先づ管弦団を形作つて居る。此他に歌劇や独唱や合唱なども孰れ許可を願ひ出て来る筈だが、彼等の幹事連はイソイソと数日来是等のプログラムやら装飾やらに多忙を極めて居る。夫から当日聖壇を飾るべき例の聖樅樹六本は先日東京の基督教会より仙台市近郊から切出した樅の木を寄贈して来た。クリスマスにはお添物の贈答品は何故か本年は非常に増加して、去る二十日頃からは毎日平均百三四十箇宛の小包郵便物が丸亀郵便局より集配人の後押し付きで箱車三四台で送り込まれるので此頃の収容事務所内は恰で税関倉庫の如な光景である。

係り士官は霜風寒い夜の九時頃までも、是等の検閲と整理に忙殺されて居る。発送者の最も多いのは、上海が一番で、独逸本国からも随分送つて来るが何分長途の為めに包装も中味も毀れたり、減つたりして、菓子等は三分の一しか本人の手に渡らないと云ふ始末であるが、食料欽乏など、伝へられるけれど、腸詰だの洋酒類だのチョコレートだのと食料品も随分豊富に送つて来る。俘虜中のチッテルとグラスマンとの両名は大阪朝日新聞を購読して居るので，講和提議の号外が来ると、忽ち独文に翻訳して大型の洋紙に大書して掲示したものだから、暫くは拍手喝采の大騒ぎだつたそうだ。邦新聞は此の朝日が二部読まれて居るだけである。チッテルは支那に、グラスマンは神戸に何れも永年在住してゐたので、チッテルは会話よりも，読書力が頗る発達してゐて，論説などまで眼を通して居ると云ふ。矢張り支那で漢文に馴染んで居た故だらう。（丸亀電報）

大正5年12月26日
大阪朝日新聞
●伯林の当夜を偲んで／大阪俘虜収容所クリスマスの歓楽

身は戦の虜れとなりて遠く異国に母国の戦況を偲ふ俘虜にも、聖誕節の御恵みはある。大阪に収容されてゐる五百余の俘虜達は如何にしてこのクリスマスを祝したであらうか。二十四日の夜から二十五、二十六日と斯の三日間は実際彼等に取つて形容の出来ぬほど嬉しいものである。二十四日は暮頃から収容所内の広い一室、中央には柊の青々した一本の木が立てられた。俘虜達は思ひ思ひに心許りの飾りを

其樹につけた。リボン、カード、人形・・・其他を。日の暮れるのを楽しみに俘虜達は其の心ばかりに飾られた樹を中心にして跪坐き、暫時の黙祷を始めた。是れが終つた頃、将校の一人は立ち上がつて崇厳に、但し何処かに淋しい口調を帯びて聖書の一節が朗読された。其れで祭りは終つたのである。

祭りは寂しいものであつたけれども、俘虜に取つてはこの上なく華やかなものであつたろう母国伯林に於ける其の夜を偲ばしむるに十分なものであつた。一俘虜は語る「母国に於ける当夜は、其れは其れは賑やかなもので、一年中の賑かさはクリスマス・イーブに集るのである。二十五日の第二日祭、二十六日の第三日祭も先づ同様だ。

酒は禁じられてあるが其の日丈けは麦酒が許された。酒保は例になく、御馳走で、例になく繁昌で、有福な俘虜達は財嚢の底を叩いて、贅沢な果物、菓子に思ひを遣つた。入床時間も延ばされて芝居も興行された。涙多い彼等の生活には悲劇は禁物とあつて、喜劇が歓迎される。入場料を出し得ない俘虜はトランプに、雑談に、運動に、其日を過したのである。

大正５年 12 月 27 日
大阪朝日新聞
●俘虜の危険物隠匿／＝木津川収容所の臨時呼集＝／漸く小銃弾を発見す

木津川俘虜収容所に於ける五百余名の俘虜中、頗る不穏なる或物を密かに隠せる由を此の程に至り、陸軍当局者の探知する処となり、由々しき大事なりとして、極めて秘密裡に探査せしも、何等要領を得ざるより、遂に二十五日菅沼収容所長以下所員全部出動して、二隊に別れ、尚二十名の衛兵を要所々々に配置し、準備成るや俄然五百余名の俘虜に対して不時呼集を行ひたり。かゝることは一般軍隊に於ては必ずしも珍らしからぬ事なれど、俘虜収容所に於ては、初めてとて、俘虜一同呼集喇叭の音に驚かされ、命のまゝ渋々屋外に出でゝ整列したり。此の時、菅沼所長は所員の一隊をして、ハス海軍中佐以下俘虜全部の綿密なる身体検査を行ふと同時に、他の一隊は先づ彼等の居室に入り、隅から隅まで仔細に捜索して、悉く所持品を取出し、厳重に取調べ、漸くにして二種の小銃弾若干を発見し、更に屋根裏に這ひ上りて、探索したる処、此には恰も海岸に面せる箇所に穴を開け、精巧なる独逸式双眼鏡一個取つけあるを発見せり。然るに肝腎の捜索目的は遂に何ものをも発見するを得ざりしより、取敢ず小銃弾の隠匿者に就き、某々に目を着け、厳重取調べたるも、自分の処為にあらずと弁じ、又双眼鏡に就いても誰れ一人として実を吐く者無く、多分海を見物するためにせるものならんなどゝ、太平楽を並べ居れるより、小銃弾は正式に没収すると共に、双眼鏡は仮没収を行ひて、尚取調中なるが、前記の如く其の筋にては目的物を得ざりしより、厳重警戒中なり。

大正６年１月 14 日夕刊（13 日発行）
大阪時事新報
●独逸俘虜曹長の屠牛振り／＝玄能を揮つて牝牡の牛二頭を＝大阪市屠畜場十三日朝の異彩

独逸俘虜の日本各地に収容されてゐる中で、特殊の技能を有する者は之を内地各会社工場から相当手続きを以て聘することが出来るやうになつてゐるが、これは其処まで進んだ話の下に行はれた訳ではないけれど、大阪収容所の俘虜海軍副曹長フトルが屠牛の術の妙を得てゐるといふので、十三日午前九時二十分之を試験すべく、大阪市屠場に於て牝牡各一頭の牛を提供する事になつた。フトルは日本語と相通じた肥満の一壮漢だ。部下の兵卒オルシユツケ、リンケー、カツブラの三名を率ゐてニコニコ顔でやつて来た。所長菅沼中佐を初めとし、経理部の浅井主計正、市役所の松尾吏員、府の吉富技師などが立会つたが、日本の屠場係員も、常の血痕斑々たる衣服を、今日ばかりは敵国人に笑はれては可けないとあつて、雪白のそれに着替へ、ずらりと居並んでフトルの妙技如何と片唾を呑むもの少時。やがて用意整ふや九条署の検印を捺された牝牛が例の歩み遅々として索かれ、屠場に繋がれるとフトルの面上先づサツと血の色を刷くよと見る間もあらせず、発矢と打ち下されたる玄能一撃、悲鳴一声、牛は脆くも絶命した。ソレと云ふので三名の兵卒は前後左右から踊り蒐つて之を処置したが、続いて更に牡牛一頭も手際最も鮮やかに屠られた。之に要した時間は三十分間で必ずしも早かつたとは云へないが、血液其他の整理が科学的に清潔に遂行さたのには、流石にと敬服せしめられずには居られなかつた。屠場員曰く「フトルは独逸本国に在つて専門に屠牛に従事して居た者ださうですが、概して、日本のそれと異るところは無かつたけれど老練の點は兎も角、清潔に行はれたといふ一事は、採つて以て大に参考とすべきでありませう。本人は退屈凌ぎ位に思つて居るかも知れませんが、斯うした試みは誠に結構と申さなければなりません」云々。

大正６年１月 30 日
大阪朝日新聞
●俘虜傷病者送還

独逸俘虜傷病者送還の事は既に決定したるが、右は帰国後再び戦争に従事する事能はざる者に限り、

総数下士卒十七名にして、将校は一名も無く、其の過半は大阪に収容のものなり。送還期日は横浜、神戸、門司三箇所に於て、米国領事の手に引渡し、便船のあり次第米国を経て送還する事に、陸軍省より各収容所長に宛て、既に命令を発し、其の旨米国大使へも通告する所ありたるが、大使より未だ回答に接せざるを以て今尚決定せず。独逸としては、或は傷病者の範囲を拡張し成るべく多数の送還を欲する等の希望もあらんかなれども、送還すべき傷病者の認定は勿論我国の自由なれば、斯る要求に応ずるの限りにあらず。送還者は再び戦争に従事せざる宣誓を為さしむる以外別に条件と謂ふべきものなし。云々と某当局は語れり。（東京電話）

大正６年１月30日
大阪朝日新聞
●俘虜の移転準備
廿九日正午過ぎ、木津川大阪俘虜収容所の俘虜六名は、荷車三両に大阪衛戍病院入院患者（俘虜）の荷物を満載し、海軍砲兵軍曹長カール・ウィルドナー（卅四年）附添ひて、衛兵と巡査各三名の護衛にて、前記時刻病院に到着せり。右は収容所が預り居たる物件にして、二月似島へ移転に付其準備なり。患者は荷物の到着を視て何れも満面喜色を帯び居たりと。

大正６年１月31日
大阪時事新報
●俘虜送還／負傷者十七名
陸軍省にては、曩に独逸政府より米国大使を経て申込み来りたる負傷俘虜の送還に付、其条件手続等審議中なりしことは、既報の如くなるが、此程漸く両国政府間の協定成立したるを以て、独逸側の申出を待ち、近く適当なる便船あり次第、米国経由送還せらるべく、目下収容せられ居る青島戦俘虜約四千七百名中、今回送還せらるべき負傷俘虜は、下士卒十七名に過ぎずして、其大半は大阪俘虜収容所のものなり。尚ほ、今回の負傷俘虜送還の趣旨は、英独間等に於ける俘虜交換と同じく、人道上よりせるものにて、条件中には反対給付等の事なしと。（東京電話）

大正６年２月３日夕刊（２日発行）
大阪朝日新聞
●在阪俘虜移転期確定
西区南恩加島町大阪俘虜収容所の独、墺俘虜全部、即ち独逸海軍砲兵隊長現役海軍中佐グスターフ・ハッス（四十三年）以下五百四十八名（内入院患者十九名中転送に堪へられざる者と大阪監獄に服役中の三名を残して）を、愈二月十九日を以て広島県下似島陸軍検疫所へ移転到着せしむることに、二日確定せり。仍て宇品町の陸軍運輸部本部にては輸送計画を立て、近日収容所へ送附し来る筈なるが、多分十九日午前収容所出発、梅田駅より軍用列車にて輸送すること、なるべく、尤も菅沼所長以下上田大尉、丹羽中尉、主計、軍医、通訳、下士等職員全部附属移転し、収容所の建物は第四師団経理部より大阪府庁へ返還する筈なりと。

大正６年２月３日夕刊（２日発行）
大阪時事新報
●俘虜が移転すると／収容所は隔離所に早替り
広島へ移転することになつた木津川の俘虜収容所は、陸軍の準備の都合で、未だ実行されないが、広島の方では着々設備は整へつゝあるから、遅くとも本月の末頃には、移転することになるであらう。元々今の収容所は府の隔離所であつたのを、俘虜を収容する頃、丁度明いて居たので、府の方から貸したものである。処が昨年の夏から此方へ虎列拉やペストの為め、隔離人員の数が非常に増加し、昨年の秋頃には鼠島だけでは収容し切れなくなつて非常に迷惑したのである。其の結果、陸軍省の方へ取戻方を交渉し、陸軍省の方でも些か面食つたのであるが、若し府で入用の節は何時にても返すと云ふ約束であつたから、已むなく広島へ移転することになつたので、府は今の処では差したる支障を感じないが、萬一ペスト患者が一人でも出るとすると、忽ち大弱りに弱らねばならぬし、又、今年の夏には昨年よりも虎列拉が猖獗を極めはしないかとの心配もあるので、俘虜が移転すると同時に、直其の儘隔離所に充てるさうである。

大正６年２月３日
大阪朝日新聞
●俘虜引受準備
目下大阪に収容中なる独逸俘虜約五百名は、愈々広島県宇品沖似島検疫所構内へ移転すること、なり、過般来、内部の設備改修中の処、既に竣成したれば、数日中に来島すべく、是が輸送に関し、師団及憲兵分隊警察部等は、二日午前中師団司令部に於て準備する所ありたり。（広島発）

大正６年２月６日
大阪毎日新聞
●モウ俘虜どのもご存知である／米独国交断絶の一條＝大阪俘虜収容所俘虜連の緊張／日本文字の読る

ハス中佐

一刻も早く講和の福音が到来するのを、一道の曙光を望むが如くに渇仰してゐた独逸俘虜連の頭には、今回の米独国交断絶が如何に響いたであらうか。ソレとも一向ご存知がないのかと、木津川（南恩加島町）の収容所を物色してみる。

ところが国交断絶などいう重大事件は勿論官憲でコレを俘虜連の耳に入れる事は厳禁してあるのだが、コヽに一人、元青島司令部のハス中佐といふ俘虜将校は生国のドイツ語は別として、日本語支那語に通じてゐるが、このハス中佐は四日の午後六時頃、同収容所に配達された本紙の夕刊（所長検閲）をつくづく見つめながら拾い読みしてゐたが、俄に顔色を変へて独語で「米国がやつたぞツ！」と呟いたが、ソレでも努めて平気を装つてゐた。けれどもソレから彼等の仲間は忽ち険しい眼をして緊張した面持ちになつたかと思ふと、また沈鬱な溜息などを洩らす。ソレで昂まつてくる感情は抑へ難かつたと見えたて、夕食の時など酒保でビールやサイダーをウンと買ひ求め、如何にもいらいらした気分でホークやナイフの音をカチカチ響かせながら、俘虜中の最高武官たる件のハス中佐が、とうとう日本語とドイツ語をチャンポンにして一同に新聞を読み聞かせる。読む者も、聴く者も痙攣に掛かつたように頬の肉をピリピリさせるかと思ふと、彼等は低い声ながら強い調子で独逸国歌を合唱し始め、所謂独逸魂の太い所を示せたが、ソレでも監督官の機嫌を見るに敏なる彼等は、不穏の挙動を敢てして自縄自縛の憂き目を見るやうな愚を学ばず、表面は平静と見せかけるなど、当夜はいろいろの表情を面上に漂わしてゐたといふ事であるが、而も「ブリーフ」「ゲルド」といふ詞を数遍繰返したのを所員が聞いたさうであるが、コレは本国からの手紙と金が何うなるかを心配して呟いたのだらうといふ。コレ迄俘虜の郵便物はすべて瑞西のゼネヴァ府に設けられてある萬国俘虜救護協会を経て米国に渡り、米大使の手に依つて我国に送附されたものであるが、今後は右の救護会から直接に送つて来るであらうといふが、大阪俘虜収容所丈にでも月々七八千円の金が流れ込んで居たのが、モシ今後来渋ることにでもなると、ドンナ騒動を持ち上げるかも知れぬとて、収容所では厳重に警戒をして居る。

大正６年２月７日
大阪毎日新聞
●ハス中佐　五百余名の俘虜の上長官／終生の恨事が二つある

四日本紙の米独国交断絶の記事を読んで、大阪俘虜収容所の俘虜連を緊張さした、俘虜中の最高武官たるハス中佐の事は既に記したが、コノ男の一挙一動は他の俘虜五百余名に対し、常に多大な影響を与へてゐるさうで、彼等を起こそうと寝かさうと殆どお手の内にあるのださうである。ハス君も流石敵ながら独虜の上長官だけあつて、礼儀の正しいこと、節制を重んずるの点は、実に買つてやる値があるさうだ。彼はコヽに収容されてからは、天津に残してある最愛の妻子に出すべき手紙を書くのを、重な仕事のやうにして居る。尤も収容所の方では、一同の手紙はレターペーパー一枚に二十行以内と厳重な規則が設けられてあるので、思ひの有りッ丈けを長々しく認める訳にも行かず、短い文を幾つも並べ、所謂簡にして意味深長な甘い文句を捻り出すことに苦心してゐる。トコロが一ヶ月に五回差出といふ制限に満足が出来ず、菅沼所長に対して少なくも一週に二回の通信は許して戴きたいと申し出でたことが屡々ある。茲に面白いのはこのハス君が終生の恨事として、食卓に就いた時や娯楽場などで部下に語る話が二つある事だ。ソレは大正三年十一月七日払暁、ワルデック総督の命を受け、モルトケ砲台の一角に日本軍に対して、自分が白旗を掲揚した事、攻め寄せた日本の兵士に一生の名誉として居た胸間のステルンクロイツ勲章を分捕られた事ださうである。

大正６年２月８日
大阪毎日新聞
●転送さるヽ大阪俘虜／八名は近日解放

大阪収容の独逸俘虜は、来る十八日正午頃梅田発汽車にて、広島県下似の島に転送すべく、俘虜の荷物は十一日より荷造りをなし、十四日より発送し、入院患者は一旦収容所に引渡し、健康俘虜と共に輸送し、堀川監獄服役中の俘虜四名は、満刑まで同監獄に服役せしめ、満期後転送すべき旨、七日陸軍省より通達ありたり。又戦傷のため解放すべき八名の俘虜は、既に宣誓を了し解放することヽなりたるも、其当日米独の国交断絶となりたるを以て、当分解放を延期することとなれり。なほ俘虜中の四名は去る五日トランプを弄し居る事発覚し、何れも処罰せる旨同収容所より第四師団に報告せりと。

大正６年２月18日
大阪朝日新聞
●今日を限りに　＝大阪を去る独逸の俘虜＝
荘重なる告別の式／＝三千個の手荷物＝／大阪市に感謝

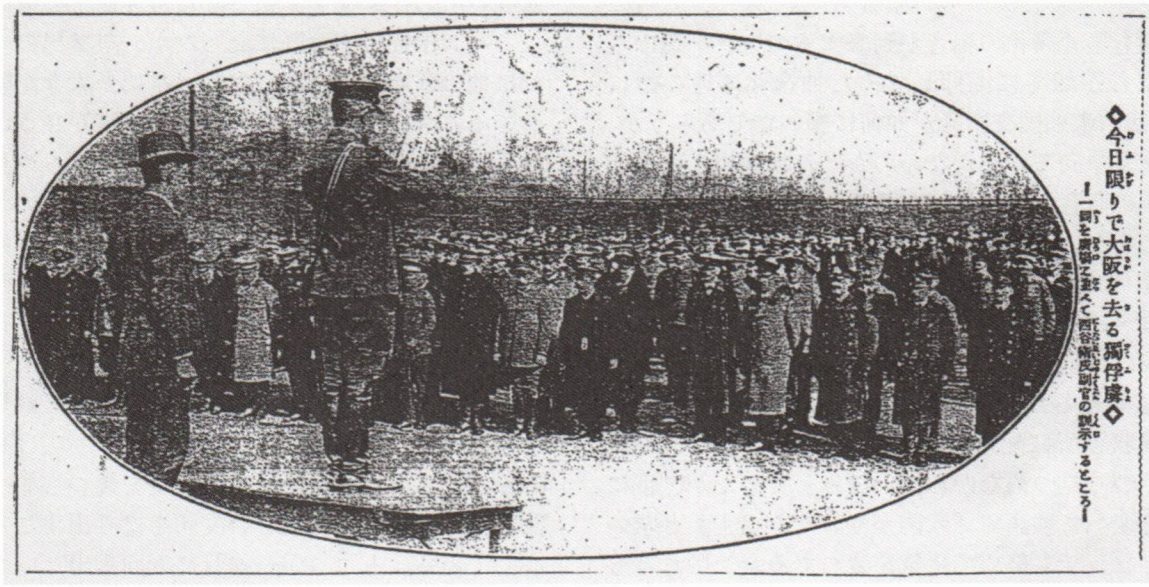
◇今日限りで大阪を去る獨俘虜◇
―一同を廣場に並べて西谷衛戍副官の訓示するところ―

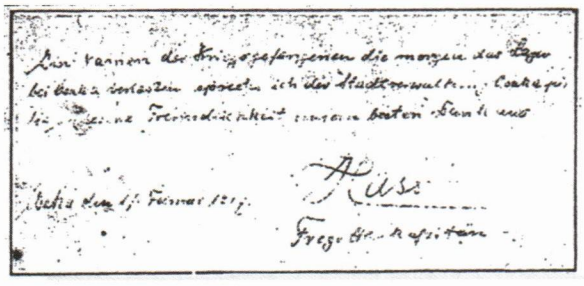

明日大阪の宿舎を立去るに就き、予は俘虜一同を代表し、我々に示されたる厚き友誼に対して、大阪市の役所に深く感謝の意を表す
二月十七日　ハツス海軍中佐

今日を限りに、二年三箇月といふ長い間、住み馴れた大阪木津川尻の俘虜収容所を見捨てゝ、広島県似島に送らるといふ十七日午前、現在俘虜五百五十名中の大将ハツス海軍中佐は、ペンを取つて菅沼収容所長に、大阪市に対しての感謝の辞を書いたものを出した。（写真参照）何をいつても変化に乏しい生活をしてゐる彼等に取つては、居を移すといふだけでも非常な幸福で、殊に似島は美しい小島と聞いて、天国へでも送られるやうに喜んでゐる。午前九時には、宇都宮衛戍司令官の代理として西谷師団副官が来所、一同を運動場に集めて、将校を前に八列に列べ、菅沼所長立会の上、告別式を行つた。「愈々（いよいよ）十八日を以て、此の収容所を閉ぢ似島に送らる。似島に於ても能く軍律を守り、平和克復の日を待つやうに」といふ様な意味を厳かに伝へると、ハツス中佐は列を離れて前に出で、「一同を代表して、今日まで御厄介をかけた御礼を申述べます」と謹厳な口調で述べる。可成粗末な仮家建の中を色々に飾り立てゝ、金殿玉楼にも比べてゐたそれも悉く取り外され、彼等が唯一の慰安場となつてゐた劇場（といつては大層だが、ともかくも手細工で面白く飾られた娯楽場）も床板まで剥されて、狼藉を極めてゐる中に、露営にも似た最後の一夜を過ごしたのだが、とにかく手荷物だけでも二千個以上で、また其の外に彼等の有料で送られる手荷物が、千個以上あるというのだから、荷送りだけでも並大抵のことでない。

妻ノロジーだといはれているハツス中佐は、天津にゐる妻女に情緒綿々たる手紙を送る外、滅多に手紙は出さぬが、五百余名の者が出す手紙、国の友人その他から来る手紙の数だけでも大したもので、今日までに発着総数三十万通を算した。それを一々検閲する手数は並大抵のことではなかつたらしい。彼の未来の独逸陸軍大臣だといはれてゐる青島独亜銀行頭取リツトミルラー（四十年）も、一兵卒として俘虜になり収容されてゐるが、少なくも一箇月に五六百円の金は取り寄せて使ふ。何でも一同が今日までに費消した金だけでも、二十数万円を算するといふ。一同は五十名の憲兵、衛兵巡査等に護衛されて、十八日午前九時に収容所を出で、徒歩で築港埋立地の広場から、三軒屋下之町を経て境川停留所に出で、九條、川口、中之島を通つて、梅田駅に着。歩兵第八聯隊の川口少尉以下二十四名に護られて、午後一時十七分梅田駅を発車する。収容所に於ける彼等の生活状態を参考に資するため、十七日参謀本部の写真班が来て色々撮影した。

大正６年２月19日夕刊（18日発行）

大阪毎日新聞

●独逸俘虜の引越し／十八日午後梅田発軍用列車で／広島県似島へ出発

青島陥落後、久しく当地木津川尻の俘虜収容所に

収容されて居た独逸俘虜全部五百余名は、既報の如く十八日午後一時十七分梅田発臨時軍用列車で広島県似島へ移送された。此日大阪俘虜収容所では、菅沼所長指揮の下に早朝から出発準備にかゝつたが、何を云ふにも二箇年以上も居住して居たこととて、前日荷造りして発送した約三千個からの荷物の他に、尚携帯品山の如く、ソレを各自に引擔ぎ、或はブラ下げて所内の広場に集まる。此所で将校下士三十名を一隊とし、以下四百五十余名の卒を三隊に分ち、騎馬の憲兵を先駆に、午前九時収容所をゾロゾロ繰出した。見れば上田大尉が先頭に立つて引率する俘虜将校団中に、金糸雀（かなりや）の鳥籠を大事さうにブラ下げて行くのがある。これはマルチンという海軍中尉で、小鳥に非常なる興味を持ち、収容所で十数羽の小鳥を飼育して居たとのことだ。此一団は流石将校俘虜のこととて、待遇も特別扱ひで、手荷物は卒に分配し、いづれもステッキを携へたが、以下三隊の卒連は肩に背に両手に鞄、行李、毛布から薬缶、バケツに至る世帯道具までブラ下げて、剣つき銃の衛兵に護衛されながら四町余に亘る長蛇の陣を成して続く。宛として百鬼昼行の図である。木津川尻の堤防を離れる時は、流石に感慨無量の体で収容所の建物を振返つた。軈（やが）て此の長い俘虜の行列が道幅の狭い三軒家の下の町にかゝると両側は見物人で埋まる。久しく外出しなかつた俘虜連中は、ワイワイ囃されながらも、却つてそれが珍しく、悠然と巻煙草を燻らして、眼ばかりキョロキョロさせて居たが、若い娘の貌を発見する毎に声を放ちて妙な笑ひを漏らす者もあつた。午前十時新櫨橋から九條通に出で、賑やかな茨住吉前から川口居留地にかゝると、見物人の数はいよいよ加はる。商館の露台から聯合国側の英米婦人連や、支那人の群が、ダラシのない此俘虜の一行を意味ありげに苦笑して見物して居る中を通つて、中之島を一直線に渡辺橋から梅田駅に着いたのが午前十一時過ぎ。約二時間以上の徒歩に可成りヘトヘトになつた連中は、西成線のプラットホームに落つくと、直ぐ食パンを取出して噛ぢり初めた。斯くて軍用列車の用意が出来ると、将校下士連は二等ボギー車二両に、其他は八両の三等ボギー車に搭乗。此時第四師団からは、東参謀長、西谷高級副官等が見送りにやつて来た。斯くて午後一時十七分、菅沼所長、上田大尉以下護衛三十名乗込み、列車は無事似島さして出発した。因に衛戍病院に入院中の俘虜中歩行困難の重傷者は居残り、後より移送する筈である。



荷物を提げて移送さるる俘虜

大正６年２月 19 日夕刊（18 日発行）
大阪時事新報
●住み馴れた大阪を後に／＝荒涼たる木津川の収容所から＝風光絵の如き似島新収容所へ／
独逸俘虜四百六十三名の宿替

木津川尻の大阪収容所に居た独逸俘虜は既記の如く、愈々十八日瀬戸内海の一孤島似島なる新収容所に移されて行つた。

青島戦が済んだのはツイ此の間のやうに思ふが、早モウ二年三箇月になる。一行は総大将ハツス海軍中佐以下四百六十三名、敵国ながらサテ今日まで住み馴れた土地、荒涼たる埋立地も、朽ちかけた荒家建も、遖に別れに臨んでは懐しくあつたらう。何しろビールをお茶同様に飲む独逸人だけに、彼等が此の二年間余に飲んだビールの数は随分夥しいもので、慰み半分に構内の一隅へ其の空瓶で小山を築いてゐたが、前九時此の空瓶山にも最後の別れを告げ、所長菅沼中佐、上田大尉等に引率され、銃剣閃かした衛兵三十名及び警官廿五名の護衛の下に。三軒家、九條、川口、中の島を経て、二里に余る町並みをゾロゾロと徒歩で、午前十一時過、梅田駅に到着した。此内収容所にゐた病兵二十七名と衛戍病院から俥で出て来た三十名とは、九条から特に二台の電車に分乗して、梅田で一行に合したが、ステツキ小脇に悠々とプラットを闊歩するあり、蜜柑やパンを齧ぢりながら、談笑するあり、何れも頗（すこぶ）る元気で、其間にも頻繁に発着する汽車の上等車室に目敏くも若い美しい女の客を見付け出しては、目惹き、袖引き、指さして、喜び合ふさま、其の心根さもこそと、憐れに見られた。軈（やが）て外套に素晴（せんとう）らしい襟皮を付け、威風堂々たるハツス中佐を先登に、将校は二等車二台へ、兵卒どもは三等車七台へドヤドヤと乗り込む。後へ手荷物の貨車三両、輸送指揮官上田大尉等は、其中

間の一等室に構へ、汽笛一声、午後一時十七分枯芦と泥水の大阪収容所を後に、風光絵の如しと聞く、似島の新収容所に向つて出発した。

俘虜の転送＝梅田停車場前にて＝

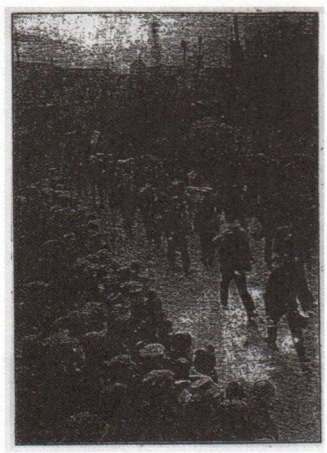

大正６年２月19日

●大阪の俘虜出発

大阪朝日新聞

十八日午前九時、大阪俘虜収容所の俘虜五百十四名（内露人一名あり）は、騎馬、徒歩の憲兵、警察官、衛兵等数十名の警護にて、上田大尉、篠崎軍医等附添ひて、収容所を発し、梅田駅に着。又一方大阪衛戍病院に入院中の十七名は、同駅まで車送され、合せて五百三十一名は、菅沼所長の輸送指揮官引率の下に、午後一時十七分梅田発車、似島に向へり。同駅までは境野大阪憲兵隊長、西谷高級副官、野村糧抹支廠長以下見送りたり。尚当局者の言に拠れば、大阪に残留を命ぜられたるは、宣誓済の不具者十一名と、重患者二名、及び在監者四名合計十七名にして、在監者の外は皆大阪衛戍病院に収容しありと。

大正６年２月19日夕刊

大阪朝日新聞

●アデイウ！（左様なら・・・）

＝大阪から似島へ移る俘虜＝

広島県似島に送られるため、大阪木津川の俘虜五百三十一名は、十八日午前九時十五分収容所を出て、憲兵、衛兵、巡査に警護され乍ら徒歩で（内十七名の病兵は衛戍病院から）十一時梅田駅に着、別仕立ての汽車に乗せられ、午後一時十七分発車、広島に向かつた。薬罐、鳥籠、頭陀袋、楽器とさまざまな携帯品を提げたり、負うたり、丸で百鬼昼行といふ有様で、随分滑稽な図であつたあが、久しぶりに市中を通つたことゝて、何れも珍らしがつてゐた、が沿道の見物も亦、喜んで騒いでゐた。

―写真は一行が渡邊橋南詰めを通過するところ―

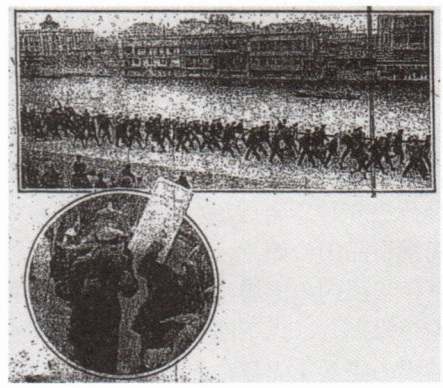

大正６年２月20日夕刊（19日発刊）

大阪朝日新聞

●大阪より好い／＝瀬戸内の景色賞める＝／独俘虜の似島入

十八日午後一時十七分梅田を発したる、独逸俘虜下士卒五百十二名、将校三十二名は、途中何等の異状なく、十九日午前六時四十七分広島駅に着したるが、広島駅にては松本、花田両師団副官、杉山憲兵分隊長以下数十名、其他多数の警官出張警戒怠りなく、此処にては俘虜患者十七名を衛戍病院に送りたる外、其他は一切下車せしめず、機関車を附替へて同七時広島駅発、直に宇品に向ひ、同七時十五分宇品着。上田大尉指揮の下に四隻の宇品運輸部の輸送船に乗じ、第二宮島丸に曳かれて八時出発似島に向へり。

俘虜一同は、規律頗る厳重にして、指揮官の命令には善く服従し、「日露戦争にて名高き宇品は此処か此処か」と口々に語り合ひ「此の絵のやうな好い景色の中に生活するのは、大阪よりも余程愉快だ」などゝ言ひて、景色を喜ぶもの多かりき。

併し、さて似島に行つて見れば、頗る厳重にして、板塀高く、仰いで空を望むより外なき有様なれば、案外の思ひをするならん。尤も収容所の整理附き次第、時々広島市中見物もさせ、又似島では彼等思ひ思ひに弊害なき限り、遊戯なども許すとの事なり。（広島電話）

大正６年２月20日夕刊（19日発行）

大阪時事新報

似島に著た／＝独逸俘虜

大阪の独逸俘虜将校クスタハツツ中佐以下三十一名、並に下士卒五百十三名は菅沼所長以下所員に引率せられ、軍用列車にて瀬戸内海の軍事上重要なる海峡を夜間に通過し、彼等に地理を弁別せしめざるやうに為し、十九日午前七時三十三分宇品駅着。直ちに運輸本部軍用桟橋より三艘の団平船に分乗せしめ、所謂瀬戸内海の孤島似島へ送られたり。同島は

戸数二百、人口七百。漁農業を以て生活を為し、安芸郡海田市警察の所轄なりしが、広島県にては俘虜取締上不便に付き、所轄を宇品署に変更し、広島郵便局は臨時出張所を設け、通信事務を敏活ならしめ居れり。（広島電話）

大正６年３月３日
大阪朝日新聞
独逸俘虜の葬儀（三月二日）

夕刊所報の如く元膠州湾砲兵大隊二等兵フリードリッヒ・クラフトは大阪衛戍病院にて病没し、普及福音教会青木牧師の立会にて、真田山の陸軍墓地へ埋葬されたり。（写真説明）

大正６年３月３日　独逸俘虜の葬儀（三月二日）

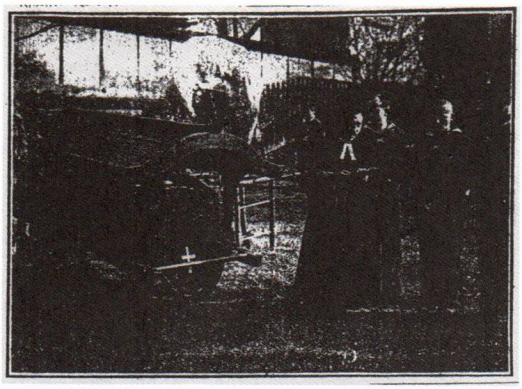

大阪朝日新聞

大正６年３月３日夕刊（２日発行）
大阪朝日新聞
●敵国の土と／消えた鏻れな独俘虜の葬儀

膠州湾砲兵大隊二等兵フリードリッヒ・クラフト（三十五年）は大正三年十一月六日青島占領前後から、慢性腸炎を患ひ、青島の衛戍病院から更に俘虜として、大阪衛戍病院に移され、爾来今日に至る迄、二年有半、一弛一張の症状であつたが、一日午後遂に死亡し、二日午後二時から真田山陸軍墓地に葬式を挙行した。

当人はブレーメン生れの機関夫で、郷里には老母がある許りで、未だ無妻だが性来無頓着な質で上海辺を長らく徘徊して、身体には東洋流の文身を施し、死際にも遺言もなし。懺悔式も不用だと云つたそうな。

葬式には普及福音教会の青木牧師及び独逸人宣教師エミール・シルレル氏立会ひ、目下衛戍病院入院中の傷病兵十人がオルガン奏楽の中に賛美歌の合唱をなし、告別式を済ましてから午後二時半同裏門を出棺、歩兵第八聯隊から廻された十名の兵卒に柩を引かれて俘虜傷病兵、衛戍病院職員其他の会葬者に前後を擁せられつゝ、真田山に向ひ、祈祷と賛美歌との物々しい光景の中に埋棺式を終へた。

大正６年３月３日夕刊（２日発行）
大阪毎日新聞
俘虜の病死／陸軍墓地へ埋葬

大阪衛戍病院に収容治療中なりし、独逸俘虜元青島砲兵大隊附二等砲兵フリードリッヒ　クラフト（三十五）は、持病の慢性腸炎が重症となり、一日午後死亡せるより、同衛戍病院にては、二日午後陸軍墓地に於て手厚き葬儀を行ひ、俘虜十名、青木牧師、独逸宣教師シルレル等参列せり。

昭和６年５月７日朝刊（大阪版）
大阪毎日新聞
独兵の墓前に咲いた人情の花／阿部師団長とドイツ領事が陸軍墓地の奇遇

幾多の戦功を包んで永劫に安らかな眠にある大阪東区宰相山の第四師団真田山陸軍墓地、そこに一万三百廿一基の墓碑に伍して銀杏の木陰にさびしく立つ二つの墓標、それは欧州大戦の青島役に俘虜となつてそのまゝ日本の土と化した二人のドイツ兵の墓であるが、五日この墓前で国境を超越したうるわしい人の情の花が咲いた。同日午前城東練兵場の招魂祭を終わつて、午後零時半ごろ阿部第四師団長が各幕僚を従え、同墓地に参拝し、婦人団体古友会員およびその令嬢達六十余名や三七会員らと共に、中央部の「第四師団戦病没者の墓」と記した墓標前でしめやかに神仏両式で回向してゐるとき、通訳を伴つた五十歳位のドイツ人が大きな花輪を持つて礼拝に来たので、阿部師団長が流暢なドイツ語で来意を問うたところ、右は大ビル八階のドイツ領事館領事ハンス・ワルネル・ローデ氏で「私の国の二人がこちらに厄介になつております。そのお礼かたがた礼拝に参りました」とのことで、師団長はじめ一同深く感じて、右二人のドイツ兵の墓にも打つれて参拝したが、師団長として外人俘虜の墓前に礼拝したのはこれが最初のことでもあり、領事も非常に喜んで引取つた。師団では最近右墓標の「俘虜」の文字をその名誉のために削ることに決定してゐる。

俘虜に関する新聞報道（大阪朝日新聞、大阪毎日新聞、大阪時事新報）

年　月　日	見　出　し	掲　載　紙
大正３年１１月３日	俘虜に日本語（久留米）	大阪朝日新聞
大正３年１１月３日	青島陥落と大阪の祝賀	大阪朝日新聞
大正３年１１月３日	大阪市の戦勝祝賀会	大阪毎日新聞
大正３年１１月７日（号外）	青島陥落詳報	大阪朝日新聞
大正３年１１月７日（号外）	敵堡塁奪取　捕虜三百名／大快報近きにあり	大阪毎日新聞
大正３年１１月７日（号外）	青島陥落	大阪毎日新聞
大正３年１１月７日（号外）	青島陥落軍歌	大阪毎日新聞
大正３年１１月８日夕刊	青島降伏戦報	大阪時事新報
大正３年１１月８日夕刊	敵砲台の白旗／敵自滅を急ぐ	大阪時事新報
大正３年１１月８日	青島が陥ちた―沸返る大阪市中	大阪朝日新聞
大正３年１１月８日	（青島概念図）	大阪朝日新聞
大正３年１１月８日	青島全部占領	大阪毎日新聞
大正３年１１月８日	青島陥落	大阪毎日新聞
大正３年１１月８日（号外）	歓声充満／市内の大賑わい	大阪毎日新聞
大正３年１１月９日	本社売捌所大提灯行列	大阪毎日新聞
大正３年１１月９日	青島降伏大祝賀会　灯と旗と万歳の熱叫に埋まる	大阪時事新報
大正３年１１月９日	火の海、人の海　提灯行列と全市民の熱狂	大阪時事新報
大正３年１１月１０日夕刊	俘虜収容所決定	大阪時事新報
大正３年１１月１０日	開城規約と指定委員	大阪時事新報
大正３年１１月１１日	俘虜二千三百名護送＝ワルデックも其の中＝	大阪朝日新聞
大正３年１１月１１日	連夜の提灯行列／楽隊屋の大繁昌	大阪毎日新聞
大正３年１１月１２日夕刊	俘虜八百三十名来阪	大阪時事新報
大正３年１１月１２日	確定せる収容所	大阪朝日新聞
大正３年１１月１２日	大阪の俘虜収容所	大阪毎日新聞
大正３年１１月１２日	俘虜収容所	大阪毎日新聞
大正３年１１月１３日	各地の俘虜割当―負傷兵は青島で養生―	大阪朝日新聞
大正３年１１月１３日	佛生寺は取消し／大阪の俘虜減員	東京朝日新聞
大正３年１１月１３日	昨夜の提灯行列／各町大競争の態	大阪毎日新聞
大正３年１１月１３日	俘虜収容割当と来着期	大阪毎日新聞
大正３年１１月１４日夕刊	俘虜着は十五日	大阪時事新報
大正３年１１月１４日	俘虜は十五日門司着	大阪朝日新聞
大正３年１１月１４日	俘虜収容所の其の後	大阪朝日新聞
大正３年１１月１５日	天津と青島陥落／全部俘虜収容期	大阪時事新報
大正３年１１月１６日	ワ総督は十七日着＝一便遅れて薩摩丸で＝ 青島解除の降兵来る	大阪朝日新聞
大正３年１１月１６日	青島の俘虜着す	大阪毎日新聞
大正３年１１月１６日	俘虜千七百余名到着　一行に異彩を放った飛行中尉	大阪時事新報
大正３年１１月１９日	俘虜各地に輸送さる	大阪時事新報
大正３年１１月２０日	大阪へは明日着―四百七十名築港へ―	大阪朝日新聞
大正３年１１月２１日	本日着する俘虜―午前十時築港へ―	大阪朝日新聞
大正３年１１月２１日	俘虜の大阪着は本日　総員四百六十七名	大阪毎日新聞
大正３年１１月２１日	俘虜の大阪着は廿一日　収容所の内部と収容後の日課	大阪時事新報
大正３年１１月２２日夕刊	最後の一人までの顔＝大阪に来たのは	

	海軍砲兵隊＝俘虜見物で築港は人の山	大阪時事新報
大正３年１１月２２日夕刊	大阪到着の俘虜（写真）	大阪時事新報
大正３年１１月２２日	俘虜が来た（写真）	大阪朝日新聞
大正３年１１月２２日	俘虜収容所雑聞	大阪朝日新聞
大正３年１１月２２日	築港の俘虜見物＝二十一日朝台東丸で来る＝	大阪朝日新聞
大正３年１１月２２日	夢の様です＝俘虜の大阪高医独逸語教師＝	大阪朝日新聞
大正３年１１月２２日	新埋立地に上陸せる俘虜一行（写真）	大阪毎日新聞
大正３年１１月２２日	大阪へ来た俘虜一行／其の態度たるや頗る呑気	大阪毎日新聞
大正３年１１月２２日	木津川の俘虜収容所（写真）	大阪時事新報
大正３年１１月２３日	最初の一夜／恩加島町の俘虜収容所	大阪毎日新聞
大正３年１１月２３日	俘虜見物大賑ひ　木津川尻の人出	大阪毎日新聞
大正３年１１月２４日	大阪の俘虜は何うしてゐる／其内に市内見物に出る	大阪時事新報
大正３年１１月２６日	博士の俘虜　今年廿九歳の日本通	大阪時事新報
大正３年１１月２８日	俘虜は何うしてゐる	大阪朝日新聞
大正３年１１月２８日	大阪の俘虜	大阪朝日新聞
大正３年１１月２９日	俘虜の懐を＝覗ふ悪徳商人＝	大阪時事新報
大正２年１２月２日	俘虜外出の初日　大喜びで遊ぶ	大阪毎日新聞
大正３年１２月４日	大阪の俘虜自由散歩を許さる	大阪朝日新聞
大正３年１２月４日	俘虜外出の初日／大喜びで遊ぶ	大阪毎日新聞
大正３年１２月５日	俘虜君の御機嫌／初めて外出が叶って大喜び	
	小学読本で日本語のお稽古	大阪時事新報
大正３年１２月２２日夕刊	俘虜の降誕祭	大阪時事新報
大正３年１２月２８日	俘虜の服代を横領　秋津洋服店員の悪事	大阪時事新報
大正４年１月２日	俘虜の元旦　木津川尻の収容所	大阪毎日新聞
大正４年１月１９日	検挙独人収容	大阪朝日新聞
大正４年１月２０日	青島の大騒動＝我が兵市街を囲む＝	
	独逸人検索されて縮め上る＝	大阪朝日新聞
大正４年１月２０日	俘虜に関する御親電＝日本では申分なき待遇＝	大阪朝日新聞
大正４年１月２４日	青島の検挙続行さる＝第一第二の国民兵に及ぶ＝	大阪朝日新聞
大正４年１月２７日	大阪へ来る俘虜―収容所と衛戍病院へ―	大阪朝日新聞
大正４年１月２８日夕刊	大阪に来た新俘虜（傷兵は電車で衛戍病院へ）	大阪時事新報
大正４年１月２８日	化の皮を剥がれた青島俘虜	大阪朝日新聞
大正４年１月２８日	築港に着いた新俘虜＝白旗を立てた中佐＝	
	電車と船との別れ	大阪朝日新聞
大正４年１月２９日	傷病俘虜衛兵	大阪時事新報
大正４年２月１日	贅沢を極める俘虜	大阪時事新報
大正４年２月１３日夕刊	俘虜現況調査	大阪時事新報
大正４年２月１８日	俘虜の電話使用厳禁	大阪毎日新聞
大正４年２月２５日	脱走俘虜捕はる―神戸水上署の手にて	大阪朝日新聞
大正４年３月２０日	独商俘虜収容	大阪朝日新聞
大正４年３月２０日	俘虜大阪行	大阪朝日新聞
大正４年３月２０日	青島新俘虜＝一流の豪商ばかり＝	大阪時事新報
大正４年３月２２日	豪商の俘虜―大阪に収容さるべき―	大阪朝日新聞
大正４年３月２２日	俘虜中の名誉領事	大阪毎日新聞
大正４年３月２３日	新俘虜門司に到着＝将校は露国の名誉領事＝	大阪時事新報
大正４年３月２４日	大阪に収容の俘虜来る　名誉領事以下総計十八名	大阪時事新報
大正４年４月２日	俘虜は何してゐる　運動に日を暮す	大阪毎日新聞
大正４年５月１９日	送られて来た独逸探偵長	大阪朝日新聞

大正４年５月２０日夕刊	収容俘虜の使用	大阪時事新報
大正４年５月２０日	独逸俘虜の売物―市役所が世話役―	大阪朝日新聞
大正４年５月２０日	捕虜が傭へる事になる　技術者が却々多い	大阪毎日新聞
大正４年６月１日	在阪の俘虜は何うして居る＝新しい夏服を貰った＝	大阪朝日新聞
大正４年６月１９日	大阪の俘虜逃亡／三名共謀して	大阪毎日新聞
大正４年６月２０日	俘虜の逃亡―昨夜捉まる―	大阪朝日新聞
大正４年６月２５日	逃亡俘虜堀川に収監さる＝軍法会議で訊問の後	大阪朝日新聞
大正４年６月２６日	堀川分監の俘虜―ベッドも無く麺麭と洋食一皿切り―	大阪朝日新聞
大正４年７月４日	収容所の検査	大阪朝日新聞
大正４年７月６日夕刊	俘虜重刑　脱走した三人	大阪時事新報
大正４年７月８日	俘虜また来阪	大阪朝日新聞
大正４年７月９日夕刊	俘虜一行来阪	大阪時事新報
大正４年８月１５日	虜の運動場	大阪時事新報
大正４年９月８日夕刊	大阪から遁た俘虜捕はる	大阪時事新報
大正４年９月９日	日本人に化けて逃げた俘虜（写真）	大阪朝日新聞
大正４年９月９日	逃亡せる俘虜道中の苦心／日本人に化け損なう	大阪時事新報
大正４年９月１０日	大阪で死んだ俘虜の葬式	大阪朝日新聞
大正４年９月１９日	新俘虜大阪へ	大阪時事新報
大正４年１１月４日夕刊	俘虜の舐めるバタ／一カ月に三千円	大阪毎日新聞
大正４年１１月１４日夕刊	独俘虜にも特赦	大阪朝日新聞
大正４年１１月１４日	恩赦と俘虜	大阪毎日新聞
大正４年１１月２６日夕刊	大阪の俘虜は頗る暢気／付近に家族の居らぬが原因	大阪毎日新聞
大正４年１１月２６日	俘虜の写真と人相	大阪朝日新聞
大正４年１２月４日夕刊	クリスマスと俘虜	大阪朝日新聞
大正４年１２月４日夕刊	俘虜青島還送	大阪毎日新聞
大正４年１２月１３日	大阪の俘虜十六名重営倉に投ぜらる	大阪朝日新聞
大正４年１２月２０日夕刊	俘虜仲間からアルサス人を＝復讐されぬやふに隔離する	大阪朝日新聞
大正４年１２月２１日	クリスマスと恋郷病　大阪収容所の俘虜	大阪毎日新聞
大正４年１２月２６日	俘虜のクリスマス	大阪朝日新聞
大正５年１月２日	俘虜脱走＝大阪木津川の	大阪朝日新聞
大正５年１月３日	大晦日の俘虜　元日の午後になって桜セメント埋立地で捕はる	大阪毎日新聞
大正５年１月８日夕刊	俘虜共謀脱走を企つ／収容所内外の大警戒	大阪朝日新聞
大正５年１月１３日	逃亡俘虜の取調べ	大阪毎日新聞
大正５年２月４日夕刊	大阪へ新俘虜	大阪朝日新聞
大正５年２月５日夕刊	青島独逸商人の俘虜＝八名大阪へ来る＝	大阪朝日新聞
大正５年２月１１日夕刊	俘虜の父と対面　息子は神戸に在留	大阪毎日新聞
大正５年２月２８日	塊探来る＝大阪俘虜収容所＝	大阪朝日新聞
大正５年３月２日	俘虜を視察／英大使館員各地の収容所を巡る	大阪毎日新聞
大正５年３月１１日夕刊	俘虜の気侭に驚く／本日大阪収容所を視察した米国書記官	大阪毎日新聞
大正５年３月２０日	俘虜収容所観察	大阪朝日新聞
大正５年３月２９日夕刊	大阪俘虜収容所の出火＝十五棟を焼失＝ 俘虜七名負傷す＝原因は火の粉＝	大阪朝日新聞
大正５年３月２９日夕刊	大阪俘虜収容所の出火　十三棟全焼＝二棟半焼／ 戦場の如き警戒振り＝一名の脱走者も出さず	大阪毎日新聞
大正５年３月２９日夕刊	俘虜収容所の火災／一時間半に十五棟を焼失す／ 多数の歩哨抜剣して大警戒	大阪時事新報
大正５年３月２９日夕刊	混雑を極むる俘虜収容所（写真）	大阪時事新報
大正５年４月１１日	新俘虜収容	大阪毎日新聞

大正５年７月１３日夕刊	俘虜に義眼を賜ふ　皇后陛下の御仁慈	大阪毎日新聞
大正５年７月２９日夕刊	十三萬千六百余円＝大阪の俘虜収容所へ＝本国から送って来た金額＝	大阪朝日新聞
大正５年８月１１日夕刊	義眼を賜はる　大阪衛戍病院にて	大阪朝日新聞
大正５年８月２１日	独逸俘虜を利用せよ大阪のやうな土地で殊に肝要	大阪朝日新聞
大正５年９月１３日	俘虜へ義足下賜▼大阪では二人	大阪朝日新聞
大正５年９月１６日夕刊	俘虜万葉集を学ぶ これは難解しいと頭を掻きつゝ研究に耽る	大阪毎日新聞
大正５年９月２０日	俘虜収容所長会議	大阪毎日新聞
大正５年９月２２日	日本に居る俘虜の特徴を＝講話体に印刷して将校に配る＝	大阪朝日新聞
大正５年１０月５日夕刊	在邦独逸人の奸計▼慰問品と称して軍需品を	大阪朝日新聞
大正５年１０月１８日	俘虜来阪せん＝福岡収容所が撤廃されて＝	大阪朝日新聞
大正５年１０月１８日	俘虜転送日割	大阪毎日新聞
大正５年１０月２０日夕刊	福岡俘虜移送	大阪朝日新聞
大正５年１０月２１日	囚はれた兄弟の哀別＝福岡から大阪に来た俘虜＝	大阪朝日新聞
大正５年１１月１５日夕刊	俘虜自殺を図る	大阪時事新報
大正５年１１月１５日夕刊欄外	俘虜自殺す▼悲観して精神に異常	大阪朝日新聞
大正５年１１月１５日	自殺を企てし俘虜	大阪朝日新聞
大正５年１２月８日	大阪俘虜収容所を視察 米大使館書記官／長文句の不平状	大阪朝日新聞
大正５年１２月１５日	独俘虜の大ニコニコ＝講和説とクリスマスとで＝	大阪朝日新聞
大正５年１２月２２日	独逸俘虜の素人芝居＝藝題はお国ものの喜劇＝	大阪朝日新聞
大正５年１２月２５日夕刊	風呂場で大音楽会（丸亀）	大阪朝日新聞
大正５年１２月２６日	伯林の当夜を偲んで／ 大阪俘虜収容所クリスマスの歓楽	大阪朝日新聞
大正５年１２月２７日	俘虜の危険物隠匿―木津川収容所の臨時呼集―／漸く小銃弾を発見す／	大阪朝日新聞
大正６年１月１４日夕刊	独逸俘虜曹長の屠牛振り＝玄能を揮つて牝牡の牛二頭を＝ 大阪市屠畜場十三日朝の異彩	大阪時事新報
大正６年１月３０日	俘虜傷病者送還	大阪朝日新聞
大正６年１月３０日	俘虜の移転準備	大阪朝日新聞
大正６年１月３１日	俘虜を送還　負傷者十七名	大阪時事新報
大正６年２月３日夕刊	在阪俘虜移転期確定	大阪朝日新聞
大正６年２月３日夕刊	俘虜が移転すると／収容所に早替り	大阪時事新報
大正６年２月３日	俘虜引受準備	大阪朝日新聞
大正６年２月６日	モウ俘虜どのもご存知である 米独国交断絶の一条＝大阪俘虜収容所俘虜連の緊張 日本文字の読めるハス中佐	大阪毎日新聞
大正６年２月７日	ハス中佐　五百余名の俘虜の上長官 終生の恨事が二つある	大阪毎日新聞
大正６年２月８日	転送される大阪俘虜／八名は近日解放	大阪毎日新聞
大正６年２月１８日	今日を限りに＝大阪を去る／ 独逸の俘虜＝荘重なる告別の式― 三千箇の手荷物＝大阪市に感謝＝	大阪朝日新聞
大正６年２月１８日	今日を限りで大阪を去る独俘虜／ 一同を広場に並べて西谷衛戍副官の訓示するところ―	大阪朝日新聞
大正６年２月１９日夕刊	独逸俘虜の引越　十八日午後梅田発軍用列車で	大阪毎日新聞

	広島県似島へ出発	
大正６年２月１９日夕刊	住馴れた大阪を後に＝荒涼たる木津川の収容所から＝風光絵の如き似島新収容所へ	大阪時事新報
大正６年２月１９日夕刊	俘虜の転送＝梅田停車場前にて＝（写真）	大阪時事新報
大正６年２月１９日	大阪の俘虜出発	大阪朝日新聞
大正６年２月１９日夕刊	アデイウ（左様なら・・・）	大阪朝日新聞
大正６年２月２０日夕刊	大阪より好い＝瀬戸内海の景色を褒める＝◇独俘虜の似島入	大阪朝日新聞
大正６年２月２０日夕刊	似島に着いた＝独逸俘虜	大阪時事新報
大正６年３月３日夕刊	敵国の土と／消えた憐れな独俘虜の葬儀	大阪朝日新聞
大正６年３月３日夕刊	俘虜の病死／陸軍墓地へ埋葬	大阪毎日新聞
大正６年３月３日	独逸俘虜の葬儀（三月二日）（写真）	大阪朝日新聞
昭和６年５月７日	独兵の墓前に咲いた人情の花　阿部師団長とドイツ領事が　陸軍墓地の奇遇	大阪毎日新聞

軍 事 郵 便

翻訳 桂 木 忍

俘虜収容所にいた俘虜たちにとって何よりの楽しみは郵便であった。彼らが受発信した手紙や葉書には彼らの思いが込められている。郵便収集家の大西二郎氏のコレクションからドイツ兵俘虜の郵便の一部を紹介する。

ドイツ捕虜の手紙　1

1月1日の手紙、ありがとう。とてもうれしかったです。君と家族が元気で、君がまた自分の家に戻ることができたことをうれしく思います。私たちの家族も元気だということです。今年には平和が戻ることを祈っています。どうもそのような様子ですし、そうなれば願ってもないことです。新聞を読むことができるおかげで国での成功の様子は伝わっています。ハンス　？？？　についてはいまだに何も聞いていません。Tierkin からの返事待ちです。私ももう信じてはいませんが、できることはすべてやってみるものです。おばあちゃんの遺産分与はもらいました。あの年老いた女性が大勢の親戚の一人一人に心配りをしたことは感無量です。ハンスと子どもたちと君自身に心からの挨拶を送ります。

君の忠実なる兄弟、ユリウス・ツァーン

発信者　ユリウス・ツァーン
宛　先　エリ・クライヤー様
エルザス　シュトラースブルク
ヴィンプリング通り

俘虜特別郵便とドイツ行の表示あり
発信印は大阪堀江局
大正5年3月3日
大阪局
1916年（大正5年）3月3日の印もあり

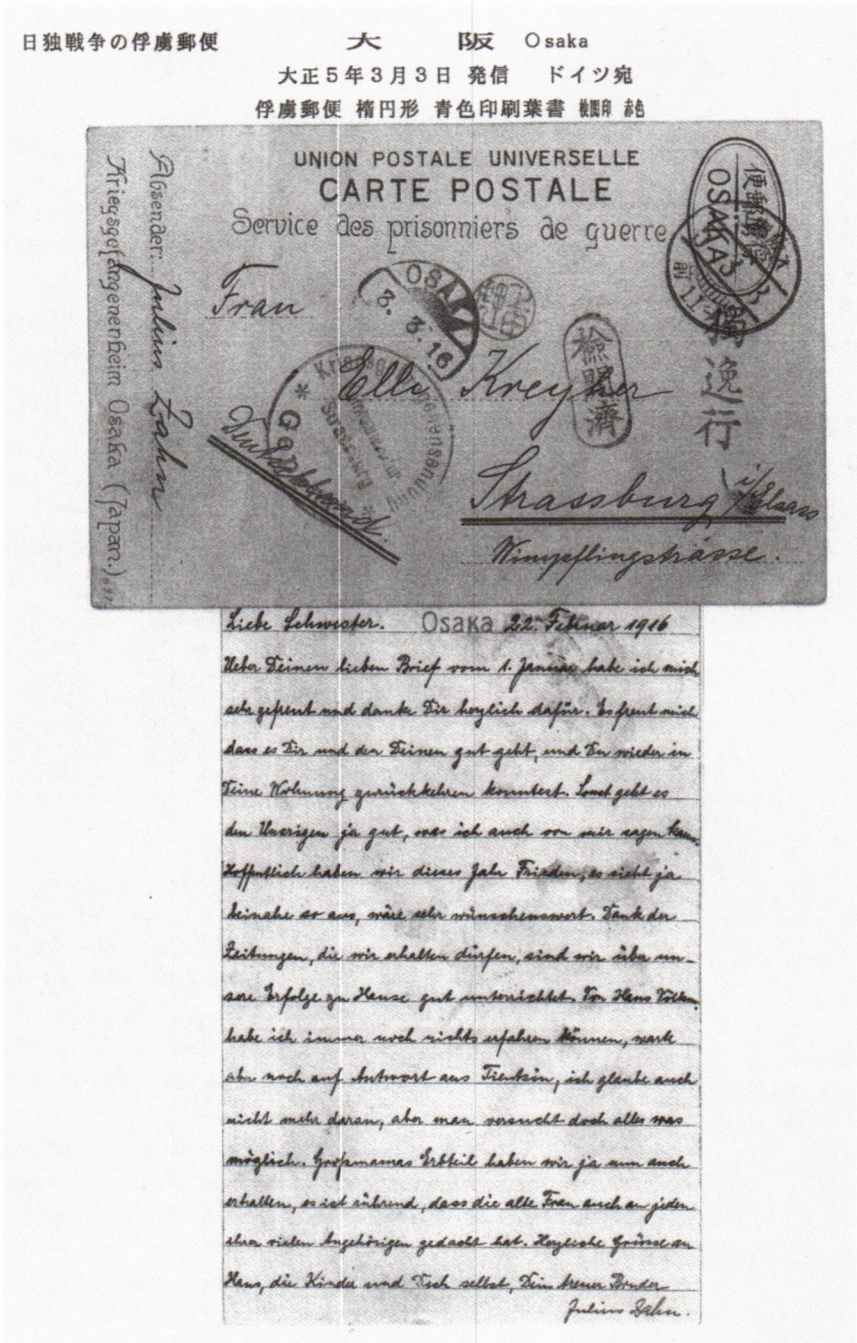

大西 二郎 氏　提供

ドイツ捕虜の手紙　2

親愛なるゲアトルト、

誕生日の手紙、どうもありがとう。私のことを思ってくれていること、そして私たちの息子たちの楽しい話をたくさん書いてくれたことをうれしく思っています。？？？とフリッツちゃんが君のところで無事に落ち着いたことをとても喜んでいます。そして彼らに会える日を待ち焦がれています。私の？？？には今の生活に慣れることは難しいことはわかっています。あの子は感受性が強いですからね。でも、君たちが私の子どもが快適に過ごせるように、できるだけのことはしてくれていることはわかっています。他には方法がないのですから。健康でいられること喜ばなくてはならないんですから。うれしいことに？？？？？？は役立っています。私たちは残念ながら困難な時代を生きなければなりません。？？？？はすでに十分償いをしています。早く再会できることを祈っています。パパ、ママ、私の２人の？？？？？そして君に１０００の挨拶を送ります。

？？？？？　　？？？？？

ギュンター

発信者　ギュンター・リーディンガー
宛　先　ゲアトルト・ナドビュル嬢
ブレスラウ
フュルステン通り　８９

俘虜特別郵便とドイツ行の表示あり
発信印は大阪堀江局
大正５年５月20日
大阪局
1916年（大正５年）５月20日の印もあり

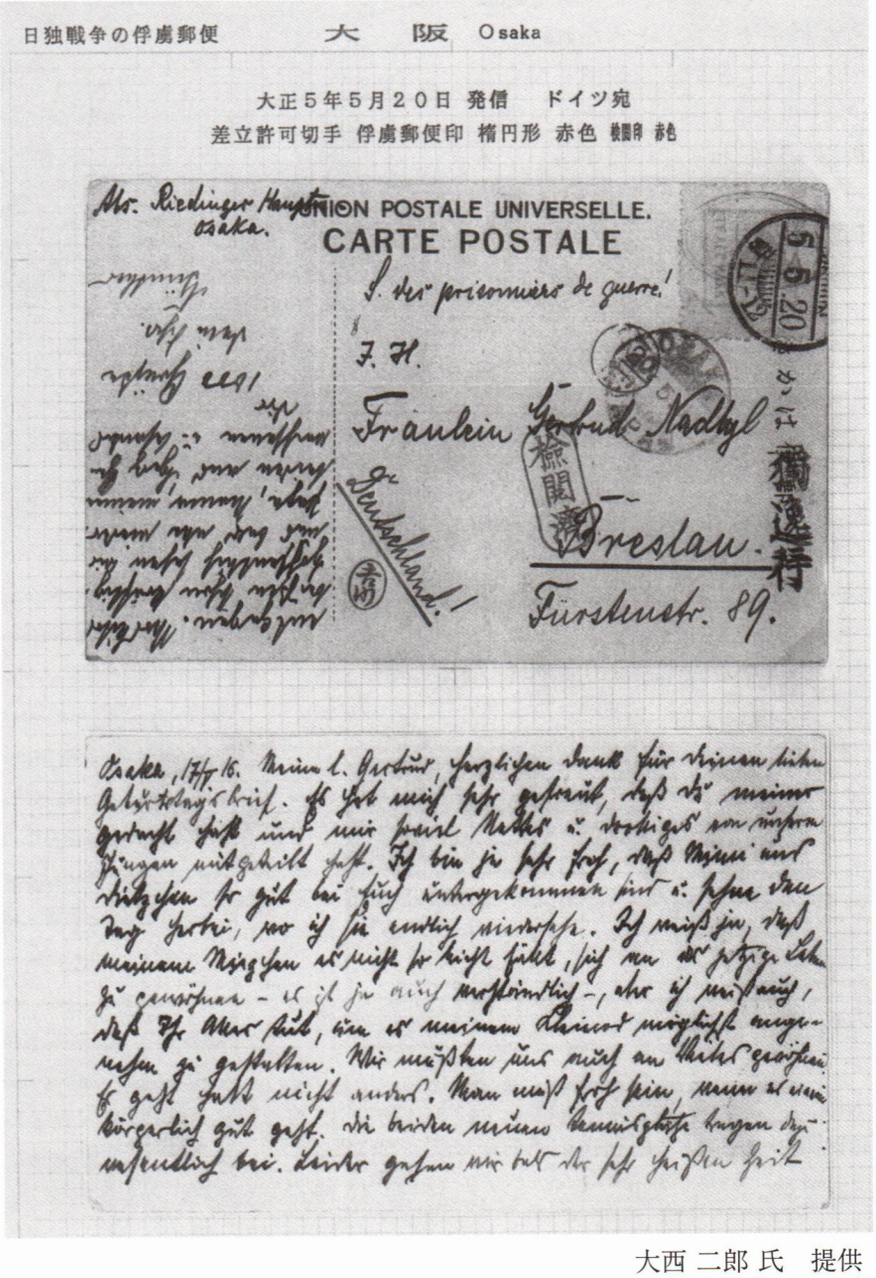

大西 二郎 氏　提供

ドイツ捕虜の手紙　3
発信者　カール・ボイヤー
宛　先　ルドルフ・ボイヤー様
ザールブリッケン /
ラインラント
ドイチュヘアン通り 9/

俘虜特別郵便とドイツ行の表示あり
発信印は大阪堀江局　大正４年６月９日
大阪局　1915 年（大正４年）６月９日の印もあり

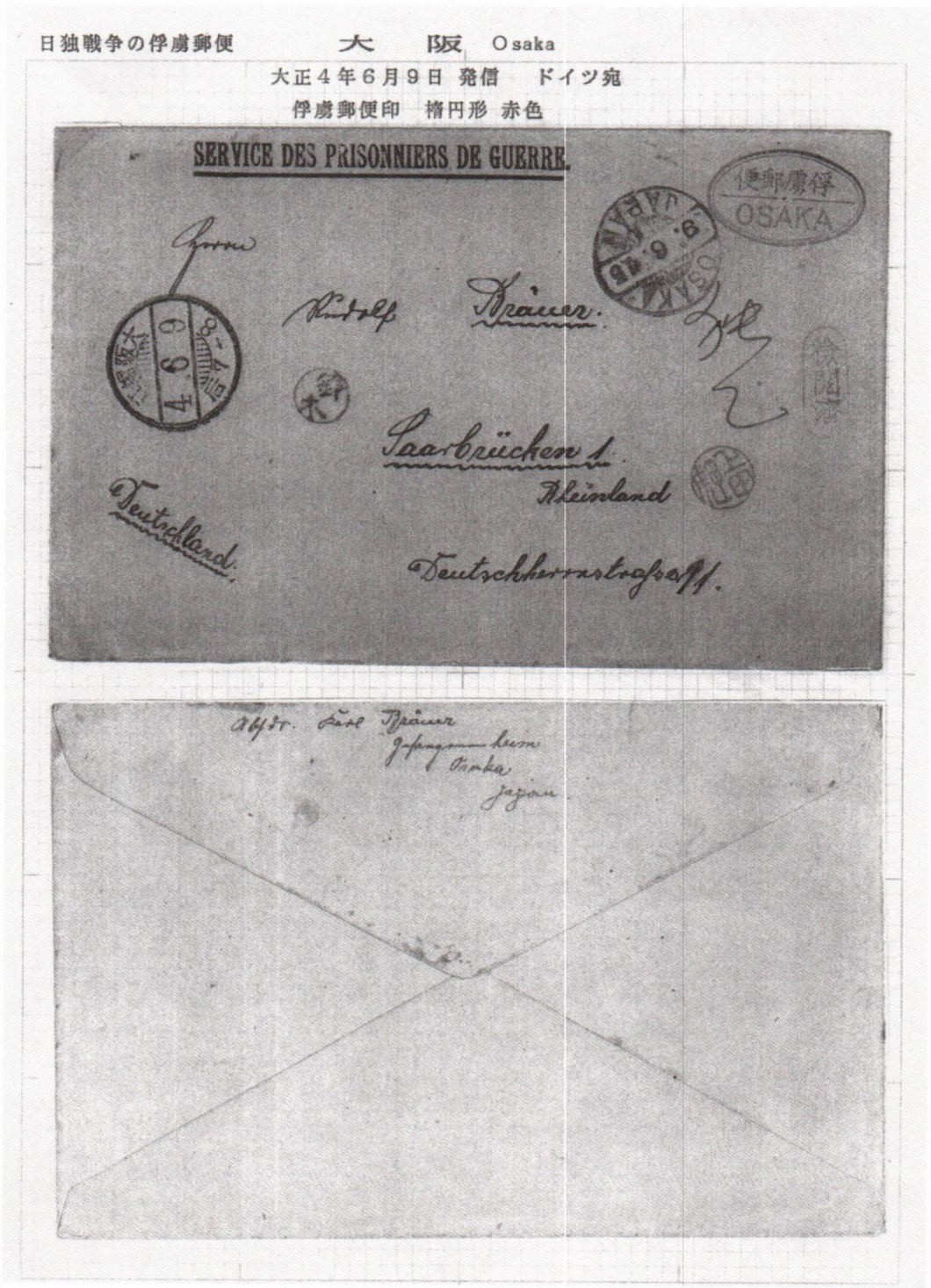

大西 二郎 氏　提供

ドイツ捕虜の手紙　4
発信者　Hグレフスミュール（大阪民間俘虜）
宛　先　上海　青島支援基金

俘虜特別郵便の表示あり
発信印は大阪堀江局　大正4年7月17日
着信印は上海1915年（大正4年）7月23日

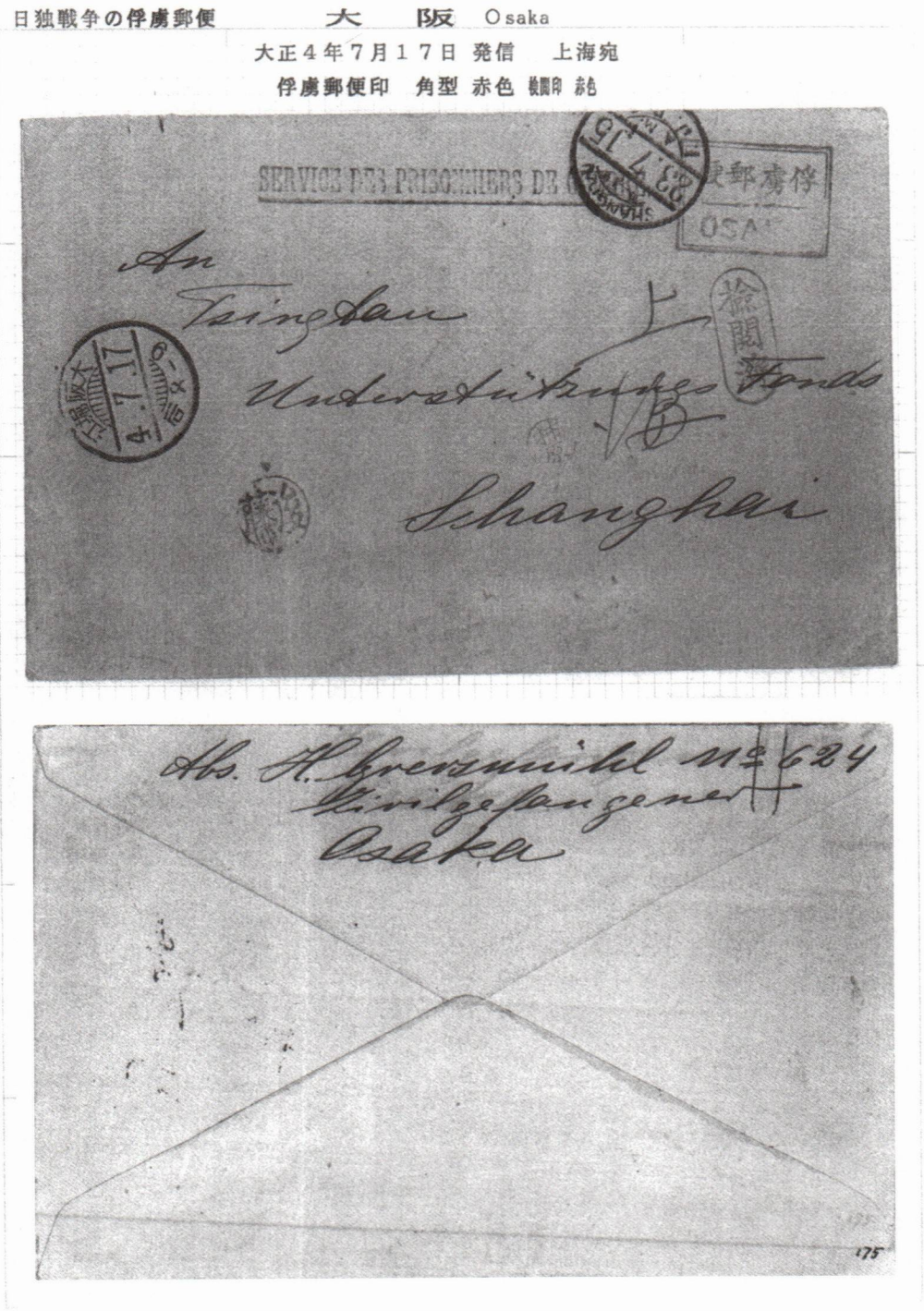

大西 二郎 氏　提供

ドイツ捕虜の手紙　5
発信者　不明
宛　先　上海　青島支援基金

俘虜特別郵便の表示あり
発信印は大阪堀江局　大正６年２月３日
着信印は上海局　1917年（大正６年）２月７日

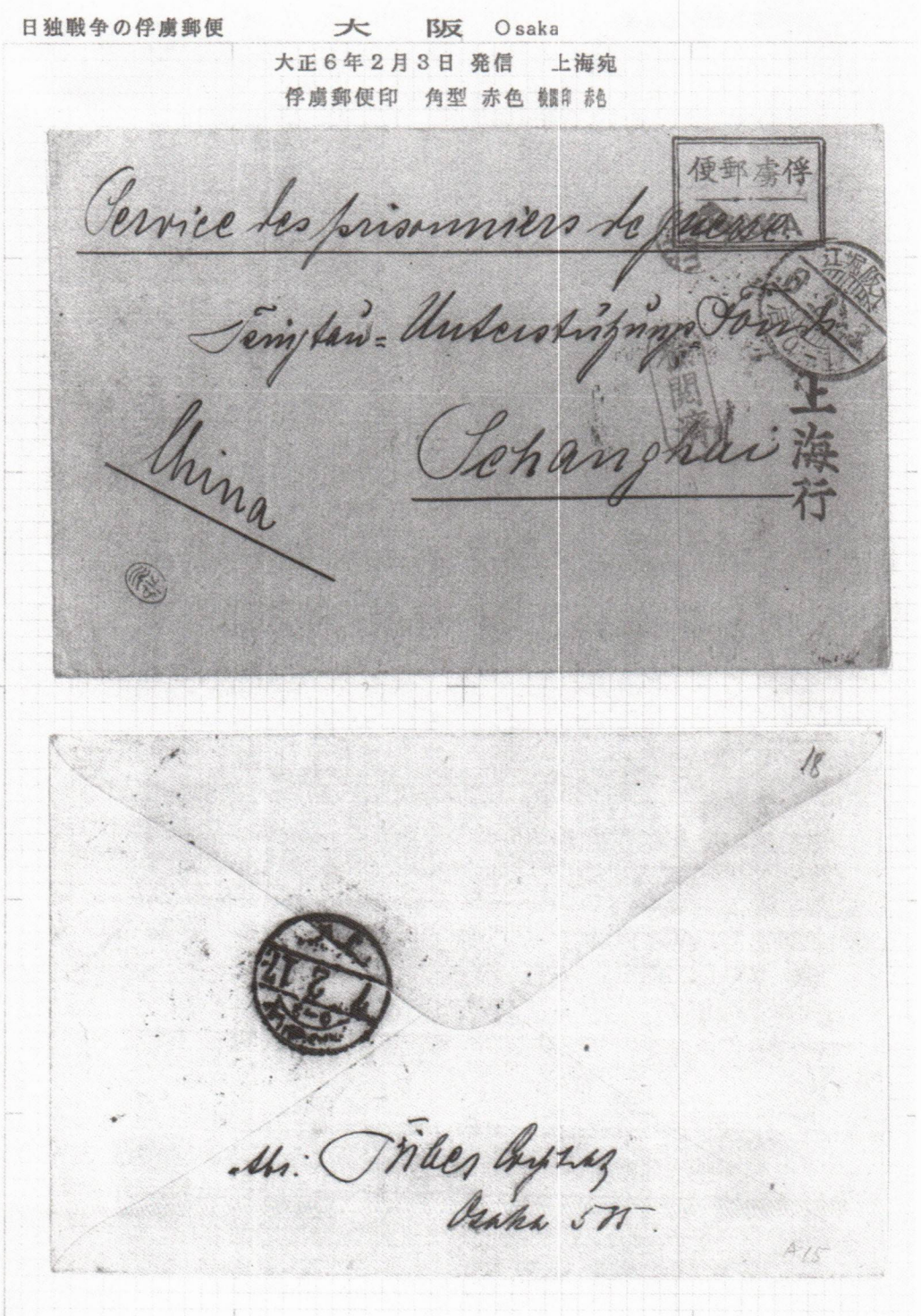

大西 二郎 氏　提供

ドイツ捕虜の書留
発信者　不明
受取人　ハインツ・ボルフ　神戸
表示金額　10円70銭

俘虜特別郵便の表示あり
発信印は大阪堀江局　大正4年6月29日

日独戦争の俘虜郵便　大阪　大阪堀江　大正4年6月29日　発信　神戸宛



大西 二郎 氏　提供

似島俘虜収容所―その概要と特色

瀬　戸　武　彦

似島（にのしま）俘虜収容所は、広島港から南西に約２キロ、広島湾に浮かぶ似島にあった（写真１参照）。周囲16キロほどの小さな島で、１キロ南には有名な江田島がある。似島には今日、広島港からフェリーに乗船して20分ほどで、似島港もしくは似島学園港の桟橋に着く。標高278メートルの安芸小富士（あきのこふじ）と呼ばれる、富士山に似た山を持つこともあって、平地面積はごく僅かしかない。島の西側の家下（やじた）地区には古くから島民が住んでいたが、東側の似島学園港側には平地は僅かしかない。つまり社会福祉法人の似島学園、似島臨海少年自然の家（写真２参照）と平和養老館、そして似島小中学校のある三ヶ所である。第一次大戦時にドイツ兵俘虜収容所があったのは、現在似島臨海少年自然の家と平和養老館になっている場所である（図版１参照）。



（写真１）



（写真２）

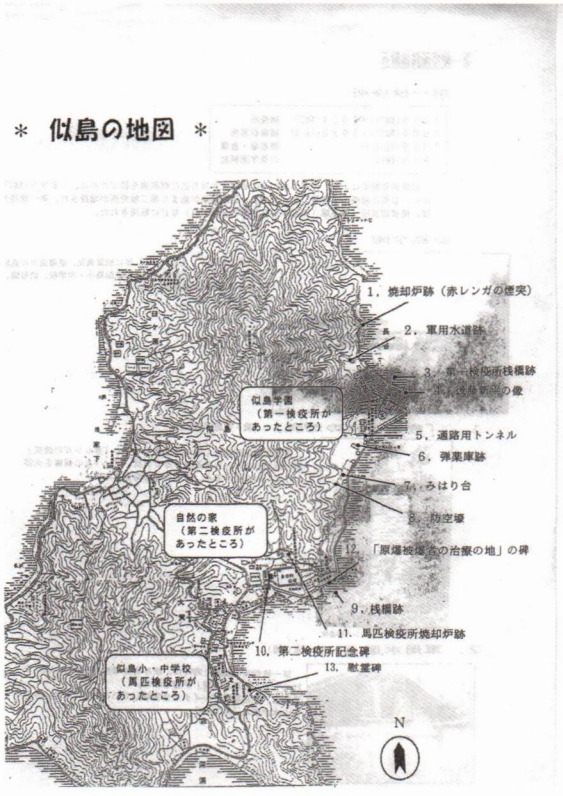

（図版１）

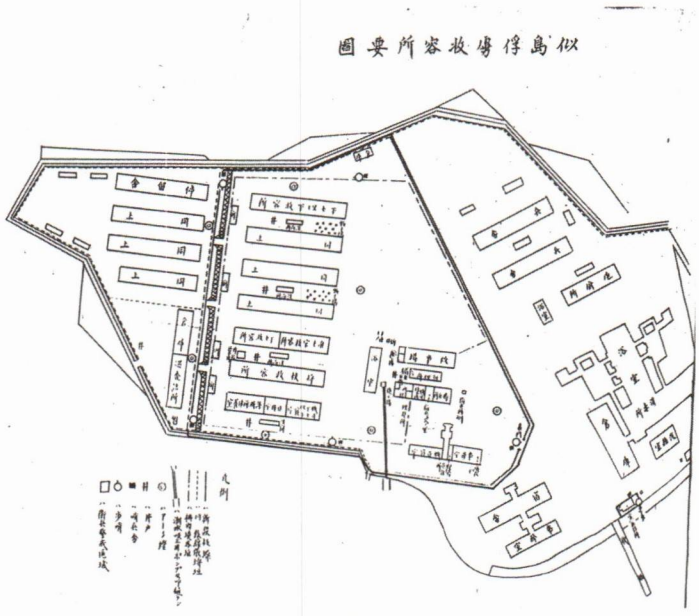

（図版２）

収容所の所長には、大阪俘虜収容所長の菅沼來中佐（後に大佐）が引き続いて所長として就任し、大正９年（1920年）４月１日の閉鎖までその任にあった。収容所の敷地の総面積は約16,000㎡（約4850坪）だった。100メートル競走が直線で取れる校庭を持つごく平均的な小学校の敷地、それが約2000坪と言われていることから、小学校の敷地二つ半ほどの面積に当たる。敷地には２面のテニスコートと運動場が設けられ、また４棟の兵卒用バラック、准士官・下士官用１棟、将校用１棟、診療所１棟があり、その他管理棟、厨房、パン工場、酒保、浴場、洗面所の建物の総面積は約3500㎡（約1060坪）だった（「似島俘虜収容所要図」（図版２参照）及び収容所北の斜面から写した写真３参照）。

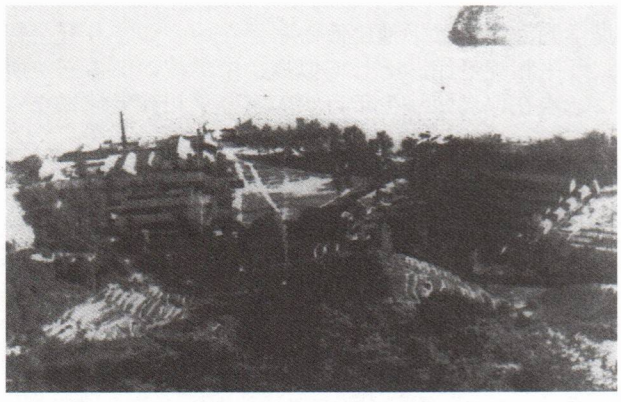

（写真３）宮崎佳都夫氏所蔵

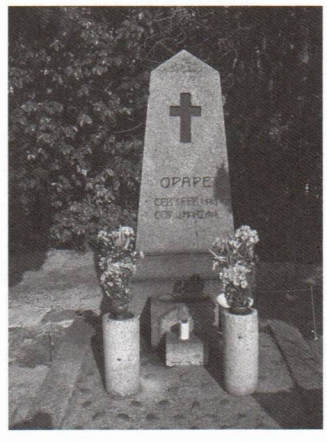

（写真４）
旧比治山陸軍墓地内のオットー・パーペの墓碑

似島俘虜収容所の開設に際しては当初、大阪俘虜収容所と松山俘虜収容所の二箇所の俘虜を収容する案もあったが、最終的には大阪俘虜収容所の俘虜のみの収容になった（図版３参照）。550名の収容俘虜の内160名が、文献によっては非戦闘員とも記されている。つまり、国民軍所属だった。後に触れるカール・ユーハイムなどがこれに該当する。なお先任将校、つまり階級が一番上位で、かつ早くその地位に就任した将校は、青島防御の主要三部隊の一つである海軍膠州砲兵隊長のグスタフ・ハス（Gustav Hass）海軍中佐であった。

似島に収容所が設置されることになった遠因は、日清戦争時代に発する。中国大陸や朝鮮半島からの帰還兵が持ち込む病原菌を防ぐために、明治28年（1895年）６月に、広島湾内の似島に臨時陸軍検疫所が設置された。最終的には検疫所の名称になったこの消毒所の設置に尽力したのは、臨時陸軍検疫部事務官長の後藤新平（1857－1929）であった。後藤新平は後に台湾民生長官、満鉄総裁、東京市長になった。「大風呂敷」の異名でも知られた後藤は医師でもあり、その生涯の前半を検疫行政に尽力した人物だった。今日、旧第一消毒所跡の似島学園の構内には、後藤新平の銅像が建てられている。

この似島に、日露戦争時代に陸軍第二消毒所が設置された。日露戦争は、日清戦争とは比較にならないほどの傷病兵が出現した。またロシア兵俘虜も約８万人と大量に出て、第一消毒所は俘虜収容所に当てられた。大陸から引き揚げてきた兵士は、新たに設置された第二消毒所で消毒を受けて、それから宇品港に上陸したのである。やがては大陸から引き揚げた軍馬も消毒された。特に傷を負った馬、菌に冒された馬は第二消毒所の近くで焼却された。馬匹（ばひつ）検疫所と呼ばれる施設の消却炉跡の一部が移設されて今日も遺されている。似島検疫所は、日清戦争、日露戦争、北清事変、第一次大戦、シベリア出兵、山東出兵、満州事変から日中戦争、太平洋戦争と、実は近代日本の全ての戦争にかかわった場所であった。それは軍都広島を擁する広島湾にあったことが大きく関係していると考えられる。
第一消毒所は日露戦争時代にはロシア兵俘虜の収容所とされた。約９ヶ月間、最大時には2391名のロシア人捕虜が収容された。第一消毒所と第二消毒所の違いはあるが、極めてよく似た敷地と施設規模から、かなりすし詰め状態での収容ではなかったかと思われる。ドイツ兵俘虜の収容に際して、当初大阪、松山の俘虜を合わせた約1000名収容の案があった。それが立ち消えになったのは、すし詰め状態になることを避けたためかもしれない。

似島収容所が設置されたのは大正６年（1917年）２月19日、大阪俘虜収容所の閉鎖に伴い、550名の俘

虜を移しての開設である。この550名という数は、似島俘虜収容所における最大収容数であるが、下記(1)で掲げるように、必ずしも似島収容所で生活を送った俘虜の数ではない。書類上の数といえる。

大阪から似島へ移送された時の状況は、「大阪俘虜収容所記事」に詳述されている。その大要を以下に記す。

「大正六年二月十八日午前九時、収容所と衛戍病院を徒歩、及び人力車（負傷兵）で出発し、十一時に大阪駅到着、午後十二時十分乗車、午後一時十七分発車、翌日十九日午前七時二十三分宇品に到着した。なお、途中の広島駅で広島衛戍病院に引き渡される者が下車した。平船三隻を汽船で曳航して午前九時似島に着いた。」

また、大正６年２月17日付けで、山中呉鎮守府参謀長から大角海軍副官宛てに以下の文書が発信された。原文のまま引用する。

「似島ニ獨国俘虜収容ニ関シ第五師団ニ於イテ執ルヘキ処置左記ノ通リ申出候ニ付之ニ同意シ尚海上ニ於ケル警戒ヲ厳重ナラシムル様希望致置候

一　船艇ノ行動ヲ目視セシメサル為海上ヲ板塀ニテ囲ムコト
二　構外散歩ヲ許サルコト
三　衛兵ハ将校以下十三名一週間交代ニテ駐勤ス
四　俘虜ノ通信ハ一週間一回ニシテ将校一名之ヲ検閲ス
五　必要ニ際シ時ニ携帯品ノ検査ヲ行フ

右ノ外第五師団以外ニ於テハ憲兵二名ヲ常置シ巡査十七名駐在シ海面ハ宇品水上警察署之ヲ担任ス
尚来ル十九日俘虜似島到着ニ付同日午前八時ヨリ九時半迄似島附近ニ現出セサル様軍港附近ニ在ル船艇ニ先導セラレタシ」

俘虜の収容は陸軍の管轄であるが、似島収容所の場合は島にあったことや、すぐ目の前に海軍兵学校のあった江田島もあることから、海軍も関わったことがこの文書からも明らかである。しかも収容所の敷地の海側に面した個所を板塀で囲う事が、海軍からの要請であったことも窺われる。

(1)似島俘虜収容所の収容俘虜数

ところで似島収容所には何名の俘虜が収容されたのであろうか。最新の文献である『我ら皆兄弟とならん―日本におけるドイツ人捕虜 1914－1920』には、548名の数字が挙がっている。筆者はこの数字を追跡調査してみたが、同じ数字には辿りつかなかった。筆者の推論を以下に示してみる。なお、『鳴門市ドイツ館館報』第15号に、田村一郎ドイツ館長による「大阪俘虜収容所記念碑落成」の文章が掲載されている。その中で田村一郎氏は、「550名ほどが、２年３ヶ月ほどを大阪で過ごした」と記している。この550名という数字は以下に記すように、筆者の追跡数と同じと言える。

以下のA)、B）の各1）の事項、すなわち「大阪収容所俘虜数」及び「大阪他収容所俘虜数」と「俘虜番号」については、拙稿「青島（チンタオ）をめぐるドイツと日本(5)－独軍俘虜概要(2)」、もしくは「チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会」ホームページの「俘虜名簿」を参照頂きたい。

A）
1）大阪収容所俘虜数（戦争終結直後に移送された数）：俘虜番号 3832 ～ 4117 = 286名
2）大阪収容所から静岡収容所へ移送された俘虜２名:アウグスト（Jacob August）及びブロベッカー（Huber Brobecker）
3）大阪収容所から丸亀収容所へ移送された俘虜１名：ツィンマーマン（Max Zimmermann）
4）286名－３名＝283名

B）
1）大阪他収容所俘虜数（大正４年以降に日本へ移送された数）：俘虜番号 4465 ～ 4715 = 251名

2）大阪で死亡した俘虜１名：ゴル（Hermann Goll）
3）青島から上海へ逃亡した俘虜１名：ブーザム（Karl Busam）
4）青島及びその周辺で死亡した俘虜：６名
5）ヤップ島で宣誓解放された俘虜：９名
6）大阪収容所から丸亀収容所へ移送された俘虜１名：トロイケ（Richard Treuke）
7）久留米、青野原、板東の各収容所に収容された俘虜３名：シュトレンペル（Walter Strempel）、ヴェークナー（Ferdinad Wegner）、ギュンター（Otto Günther）
8）251 名－ 21 名＝ 230 名

C）
1）283 名＋ 230 名＝ 513 名
2）福岡収容所から大阪収容所へ移送された俘虜：37 名
3）513 名＋ 37 名＝ 550 名（大阪収容所の最終俘虜数にして、似島収容所の当初の俘虜数）

但しここで注意を要する事は、収容所の管轄俘虜数と実際に収容所にいた俘虜数は必ずしも合致しないということである。下記⑵の 1）のクラフトは、大正６年（1917 年）３月１日に大阪衛戍病院で死亡している。この時点ではすでに大阪収容所は閉鎖され、クラフトは似島収容所管轄の俘虜となっているが、似島へ移送するには無理だったものと思われる。10 日後には大阪衛戍病院で死亡しているからである。

なお「大阪俘虜収容所記事」には、似島への移送時に広島駅で下車して、広島衛戍病院へ送られた者がいたことが記されている。何名いたのかは必ずしも明瞭ではないが、大阪から全員が無事に似島収容所に着いたわけではないことだけは明らかである。

⑵似島収容所管轄下で死亡した俘虜
⑴クラフト（Diederich Kraft）：大正６年（1917 年）３月１日、大阪衛戍病院で死亡。
⑵パーペ（Otto Pape）：大正７年（1918 年）３月 18 日死亡。
⑶ロックザー（Alexander Rockser）：大正７年（1918 年）７月 31 日死亡。
⑷グララート（Hans Grallert）：大正７年（1918 年）８月 12 日死亡。
⑸ツェフラー（Albert Zeffler）：大正８年（1919 年）３月 27 日死亡。
⑹シュルマン（Fritz Schürmann）：大正８年（1919 年）４月６日死亡。
⑺ポッター（Karl Potter）：大正８年（1919 年）７月３日死亡。
⑻ブリルマイアー（Joseph Brilmayer）：大正９年（1920 年）１月 16 日死亡。
⑼ハルプリッター（Robert Halbritter）：大正９年（1920 年）１月 21 日死亡。

日独戦争は一ヶ月半で終わったが、欧州では戦争は一向に終結せず、１年経っても、２年経っても終わる気配がない。そこで各地に分散されていた収容所を整理・統合することになり、やがて収容所としては、習志野、名古屋、青野原、似島、板東、久留米の６箇所となった。この似島俘虜収容所が他の収容所と異なる最も大きな点は、唯一島の中に設けられた収容所だったことである。それが原因なのかは即断できないが、似島俘虜収容所については、その実態が余り分かっていない。整理統合後の習志野、名古屋、青野原、似島、板東、久留米の６収容所の中で、似島俘虜収容所は最も情報量が少ないといえる。先に触れたように、周辺部には海軍の要衝地が多かったことから、板塀で海への視界が遮られていたことは、収容所内の規律、統制も厳しかったことを物語っているのではないだろうか。

整理・統合後の収容所では、やがて各種の展覧会や音楽会、スポーツ大会が開かれた。似島での各種行事等について、宮崎佳都夫氏の『似島の口伝と史実』を参考に以下触れてみる。

講習会
収容俘虜の 73 パーセントが何らかの講習会に参加した。46 名の講師陣により、47 のコースが設けられ、各コースには平均 30 ～ 50 名の受講者があったと言われる。その種類は、ドイツ語、日本語、英語、フラン

ス語、スペイン語、ロシア語、中国語、数学、機械工学、建設工学、電気学、経済学、法学、歴史、タイプライター等である。

演劇活動

大阪俘虜収容所時代から始まり、夏季には野外公演を６回、収容所内に施設ができると一気に活発化して、16人の台本作家が出現し、上演作品は20本以上に達した。チェーホフの『熊』やルートヴィヒ・トーマの『一等車』などが上演された。トーマの作品は各地収容所で上演されている。バイエルン方言を用いた戯曲だったが、当時は人気があったものと思われる。

新聞の発行

大阪俘虜収容所時代の大正５年（1916年）６月から発行されたものを引き継いで、日刊紙「似島収容所新聞」（Zeitung des Lagers Ninoshima）が発行されたが、残念ながら今日その全容は分かっていない。ただ、「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」（図版３）の記すところによれば、当初は主として日本の新聞記事をドイツ語に訳したものが多かったようである。後に収容所内の出来事を記す記事も掲載された。

俘虜技術工芸品展覧会

大正８年（1919年）３月４日から13日まで、広島県物産陳列館で上記展覧会が開催された。「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録」には、俘虜たちがどのようなものを出品したかが掲載されている。９日間で16万3447人の広島市民が訪れた。出品内容は、写真、油絵、水彩画、ペン画、額縁、チェス盤、軍艦や漁船の模型、似島収容所の模型、火鉢、靴、編み物、蒸気機関車や蒸気船の模型、蹄鉄、大砲、文鎮、昆虫の標本、鳥篭、鉱物・岩石の標本、スリッパ、幾何学のノート、家の設計図、マッチ棒によるヴァイオリン・チェロ、各種革製品、各種編み物、薬品の調合剤、鉄筋コンクリート構造物、晴雨自動計測器など（図版３参照）。



（図版３）ディルク・ファン・デア・ラーン氏提供

音楽活動

大正８年（1919年）５月18日には、似島収容所俘虜による音楽会が開催された。しかしその内容については、ほとんど分かっていない。

スポーツ活動

収容所内で日常的に、サッカーやテニス等の各種スポーツが行われていたが、ここでは特に注目に値する

サッカーの対外試合について触れてみる。

大正８年(1919年)１月26日、開校まもない広島高等師範学校の運動場で、似島の俘虜と広島高等師範学校、県師範学校、付属中、一中とのサッカー交歓試合が行われた。二試合おこなった結果は、５－０、６－０で、俘虜チームの圧勝であった。

サッカーチームは大阪収容所時代に結成されたものと思われる。きれいなユニホームを着たイレブンの写真が今日遺されているが、イレブンの足元中央に置かれたサッカーボールには、「D.Mannschaft Osaka 1916」(大阪チーム、1916年)と記されている(写真５参照)。蔦が絡んだ背景の建物は大阪収容所の建物を推測させる。



(写真５) 田中清司氏所蔵



(写真６) 山田足穂氏所蔵

平成18年(2006年)１月22日㈰、フジテレビ系ネットで特別番組「歴史発掘スペシャル　ドイツからの贈りもの―奇跡の絆の物語」が全国ネットで放映され、番組の中で似島サッカーチームが大きく取り上げられた。なお拙著『青島(チンタオ)から来た兵士たち』で、師範学校等の生徒たちと試合をした俘虜イレブンを、似島(大阪)第１チームと考えた。しかし、その後手許の資料を調べたところ、昭和59年(1984年)11月11日付けの『毎日グラフ』に「第２フットボールチーム」の写真があることに気がついた。その写真のイレブンの顔ぶれ、及び「チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会」の掲示板に掲載された山本雅人氏所蔵の写真から、対戦したのは似島(大阪)イレブンの第２チームであったことがほぼ確定された。第２チームのイレブンが勢ぞろいしている面々と、試合後の記念写真(写真６参照)に写る俘虜の顔ぶれがほぼ完全に一致しているからである。

俘虜による労役

労役は各収容所で行われていたが、『欧米人捕虜と赤十字活動　パラヴィチーニ博士の復権』(大川四郎編訳)205－６頁には、「似島収容所での捕虜らの主たる不満は、いわゆる「ロウエキ(労役)」に在ります。(中略)毎日交代する労働分遣隊を組んだ捕虜らは、日当４銭で土砂を手押し車に乗せ、広島市内各地に運んでいきます。他の収容所では「ロウエキ」は通常きつい苦力労働ではなく、捕虜らからは、むしろ恰好の気分転換として歓迎さえされています」、と記されている。

似島俘虜収容所研究家の宮崎佳都夫氏によれば、島の収容所の近くにはかつて製針工場があって、そこでの労役もあったとのことである。解放間際には広島市内の各種製造所で、労役というよりは日本人技術者への指導が行われたことは、後述するヴォルシュケの項でも明らかである。

遠足

安芸の小富士という絶好の景勝地があったが、俘虜のハイキング等は行われなかった。その理由は既に触れたように、海軍の要衝地が近くあったからと考えられる。しかし解放間じかになった大正８年(1919年)11月(日は不詳)に、宮島の厳島神社への遠足が行われた。

似島俘虜収容所については、今後地元の新聞に報道された記事などを調査することが必要であろう。俘虜

の内から、特色あると思われる20名の俘虜を採り上げてこの稿を締めくくりたい。

1）Ehrhardt（エーアハルト），John Theodor（1894-1950）：海軍膠州砲兵隊第2中隊・2等砲兵。1981年当時ハンブルクに在住していた写真家藤井寛氏は、エーアハルトの妻エリーゼ（Eliese）から、エーアハルトの遺品である「写真帖」を見せられ、その貴重な写真を「新発掘　70年前の俘虜収容所」の記事の中で発表した（『毎日グラフ、1984年11月11日号』）。以下はその記事からの情報である。写真はごく一部が似島の写真であるが、他の30枚の写真は大阪俘虜収容所で写されたものである。ヴァイオリンを手にするエーアハルトを始め37名が写っているものがある。他には、本国から届いたクリスマス・プレンゼントの受領、日本人理髪師による散髪、ドイツ風の雪だるま、大阪及び似島での芝居風景、収容所内の売店、似島のポンプ場風景等33枚である。写真には、大阪収容所で結成されたサッカーの「第2チーム」イレブン11名が写っている写真（裏面には、「郵便はがき」の文字がある）もある。なお、この中には、後述するヴァルツァー（Walzer）の遺品中の写真と同じ写真が8枚見られる。「『写真帖』と私」と題された藤井寛氏の文章によれば、エリーゼはドイツから収容所にいるエーアハルトに手紙を書き送り、1916年7月22日にエーアハルトに宛てて送った、エリーゼと料理学校での女友達と並んで撮ったスナップ写真の葉書が遺されている。1924年に二人は結婚し、一男五女に恵まれた。エーアハルトはハンブルクで運送業を営んでいたが、1950年12月8日に交通事故で死亡した。ブレーメン出身。

2）Hass（ハス），Gustav（1872－1932）：海軍膠州砲兵隊長・海軍中佐。日独戦争では海正面堡塁指揮官を務めた。青島時代はキリスト小路に住んでいた。1916年4月24日付で海軍大佐の辞令が下りたが、日本側はその辞令を承認しなかった。1917年1月31日、上海滞在中のクルーゼン（Dr.Georg Crusen；1867－1932）元青島高等判事に宛てて大阪収容所から手紙を出した。その内容は収容所での給与に関する事であった。将校は日本の将校と同額の給与、つまり少尉は40円、中尉は54円75銭を受けているが、少なくとも75円は必要というのがハスの見解であった。その内訳としては、食事代に35円、下士卒手当てに3円、肌着5円、暖房及び入浴設備代3円、靴修繕費5円、衣服10円、医療衛生費3円、新聞書籍費6円。ただ比較のために挙げると、東京の兵器廠に務める役人は1日10時間勤務で月額40円から44円である、との報告をしている【Bauer，Wolfgang:Tsingtau 1914 bis 1931，50頁】。大戦終結してドイツに帰国後、『青島攻防戦における海正面堡塁の活動』の報告書を提出した。ヴィルヘルムスハーフェン出身。

3）Heise（ハイゼ），Johannes（1882－1969）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・副曹長。金属製建具等組み立て職人だった。1902年、12年の予定で海軍に応召した。1913年、休暇で郷里に戻った折、一年後には結婚を約束した後の妻とは結局7年離れ離れとなった。ハイゼの数多くの遺品は、娘のエルゼ・ハイゼ（Else Heise）によってヴュルツブルクのシーボルト博物館に寄贈された。大戦終結して帰国後、ハイゼは直ちに結婚し、また郡役所に勤務したが、従軍期間が長いことから、倍の勤務と換算され、ほどなく年金生活に入った。ハイゼは収容中、日本語も中国語も習得しようとは全く考えなかったが、苗字ハイゼを漢字で当てた指輪の印を持ち帰った。それはハイゼ（Heise）の音に近い「Hai-zi」から当てた「海子」で、海軍兵士にちょうどぴったりだと考えたものと思われる。娘のエルゼの記憶では、似島の俘虜達は時に口にするものがろくになかったことがあったが、それでもハイゼは決して日本人の悪口を言うことはなかった、とのことである。1954年ハンブルクで、かつての青島戦士の集まり「チンタオ戦友会」が開催されたが、ハイゼもそれに出席した。エルゼはやがて父の足跡を辿るべく、青島を旅行した【メッテンライター『極東で俘虜となる』82－83頁】。カッセル近郊のノイキルヒェン（Neukichen）出身。

4）Ivanoff（イワノフ），Valentin D.（1891－?）：国民軍・卒。1916年5月4日、ウラジスラフ・コフラー（Wladislaw Koffler）という名のオーストリア人将校と称して青島に流れてきたが、実際はロシア軍所属の脱走兵だった。ロシア語以外はほとんど解さなかった【『日独戦争ノ際俘虜情報局設置並独國俘虜関係雑纂』より】。青島から大阪に送られ、さらに似島に移されてから、日本駐在ロシア領事に引き渡された。『俘虜名簿』で唯一「釈放」と記載されている人物。ロシアのオムスク（Omsk）出身。

5）Juchheim（ユーハイム），Karl（1889－1945）：国民軍・卒。1908年職業学校を卒業して菓子職人になると、その年青島で菓子店と喫茶店を営むドイツ人に招かれて赴任した。バウムクーヘンを得意とし、ここで菓子職マイスターの資格を得て、青島のビスマルク街（日本による占領・統治時代は万年町）で菓子店を営んだ。1914年7月28日（日独国交断絶して、日本がドイツに宣戦布告した8月23日の約一ヶ

月前)、ニッケル（Nickel）副曹長を証人の一人としてエリーゼ（Elise Ahrendorf, 1892－1971）と結婚した。青島陥落時はニッケル夫人が二人の幼子を連れてユーハイム家に身を寄せていた。そこへ日本軍兵士三人が家に入り込んできた。しかし危害を加えることはなく、ニッケル夫人の二歳の子供に、角のある色とりどりの可愛らしい小さなお菓子を差し出した。エリーゼは機雷を連想して、毒かと思って立ちはだかると、兵士は自ら食べてみせた。兵士が去ったあとで口にするととても甘くておいしいお菓子で、それは「金平糖」であったという。カール・ユーハイムは非戦闘員だったとも考えられる。つまり、青島ドイツ軍の主要三部隊のいずれにも所属していなかった。最終的には国民軍所属として、戦争が終結して10ヶ月ほど経った1915年（大正４年）９月に召喚状が出されて、９月20日に大阪俘虜収容所に収容された。その１ヶ月半後の11月４日に息子カール・フランツが青島で生まれ、妻エリーゼと息子は、大戦終結してユーハイムが解放されるまで青島で暮らした。1919年（大正８年）３月４日、広島県物産陳列館で開催された「似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會」では、オトマーやヴォルシュケの励ましを受けてバウムクーヘンを製作・販売した（図版４参照）。大戦終結後して解放後は「明治屋」の菓子職人として月給300円の高給で迎えられ、やがて横浜でドイツ菓子店を開いた。俘虜時代は日給換算で30銭ほど、月給では９円程度支給されたユーハイムが、解放されるや月給300円の高給取りなった。月給300円がどれほどの金額だったか、一、二の例を挙げると、明治40年に夏目漱石が破格の待遇で、朝日新聞社の専属作家として迎えられた時の月給が200円だった。また当時の海軍大佐の月給は190円ほどだった。明治末とは物価はそれほど変動していなかったと考えられる。やがてユーハイムは独立して横浜山下町に菓子店「ユーハイム」を開業した。関東大震災で店は倒壊し、1923年神戸三宮に移って再出発した。一時健康を害してドイツに帰国したが再び来日し、第二次大戦中も日本に留まった。青島で生まれた一人息子のカール・フランツは、第二次大戦に応召して1945年５月６日ウィーンで戦死した。1945年６月５日の神戸空襲で店は瓦解し、ユーハイムは失意の内に８月14日六甲ホテルで死去した。戦後店は再建され、妻エリーゼの奮闘によって発展し、現在もドイツ菓子の店として広く知られている【頴田島『カール･ユーハイム物語』等より】。ポンメルンのリューゲン（Rügen）郡ガルツ（Garz）出身。

6）**Kraft**（クラフト）, **Diederich**（?－1917）：海軍膠州砲兵隊･２等焚火兵。1917年３月１日大阪衛戍病院で死亡、真田山陸軍墓地に埋葬された。当時35歳だった。墓碑には「俘虜」の二文字が刻まれていた。1931年（昭和６年）５月５日、城東練兵場での招魂祭を終えた阿部第四師団長が真田山陸軍墓地に墓参すると、そこで大阪駐在のドイツ領事ハンス・ワルネル・ローデがドイツ兵の墓参に来たのと出会い、両者共にドイツ兵の墓に参拝した。第四師団長が外国人俘虜の墓前に礼拝したのはこれが最初であり、ローデ領事も非常に喜び、一方第四師団では「俘虜」の文字を、その名誉のために削ることに決定したと報じられている【『大阪毎日新聞』昭和６年５月７日付】。ヘヒトハウゼン出身。（4545：大阪→〔似島〕）

7）**Kropatschek**（クロパチェク）, **Hans W.**（1878－1935）：海軍東アジア分遣隊参謀本部・陸軍少尉。応召前は青島ロシア副領事館の副領事だった。帝国議会議員ヘルマン・クロパチェク（Hermann Kropatschek）の息子として、ブランデンブルクに生まれた。学校生活を終えると軍隊に入り、1899年少尉になった。1900年から1901年にかけて起こった義和団事件の際には、派遣軍の一員となった。1904年ドイツ参謀本部附きとなったが、1905年青島で商売に従事することになり、傍らロシア副領事館の副領事を務めた。1914年８月３日に総督府から動員令が発せられると、副領事の職を放棄して青島独軍に参加した【Charles B.Burdick：The Japanese Siege of Tsingtau、53頁】。10月７日の晩、ベルリン福音教会の教区監督フォスカンプ（C.J.vosskamp;1859－）の家を訪問していた時、山東省の省都済南が日本軍によって占領されたとの知らせが届いた。山東鉄道並びにその沿線は既に日本軍の支配下にあったことから、その情報は伝書鳩によるものと居合わせたクロパチェクは推測した。兄が神学者だったことでフォスカンプとは親しかった【Voskamp：Aus dem belagerten Tsingtau、45－46頁】。青島時代はビスマルク街に住んでいた。妻マルガレーテ（Margarete）は、娘（12歳以上）と息子（12歳以下）の三人で大戦終結まで青島に留まった。大戦終結して解放後は、1922年まで日本に滞在した。その後郷里に戻り、1935年９月23日イルフェルト（Ilfeld）に没した。ブランデンブルク出身。

8）**Kutt**（クット）, **Paul**（?－1947）：国民軍・上等兵。日独戦争前はヴィンクラー商会（Winkler & Co.G.m.b.H.）の支配人だった。青島時代はハンブルク街（日本による占領・統治時代は深山町）に住んでいた。1915年３月19日、他の５名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の２ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可され

た【『欧受大日記』大正十一年一月より。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。似島時代、リースフェルト（Liessfeldt）とトスパン（Tospann）が共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳したが、時にクットも参加した。複雑な文章の時はオトマー（Othmer）予備少尉が手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。宣誓解放された。解放後は青島に戻ったが、1947年青島で没してドイツ人墓地に埋葬された。シュトラースブルク出身。

9）**Lange**（ランゲ），**Hermann**（1877－1950）：第3海兵大隊第4中隊・後備上等歩兵。錠前工だった。1897年10月16日軍隊に入り、1902年ごろに青島に赴き機関組立工になった。日独戦争の戦闘で左大腿部銃創及び骨折、右大腿部中央砲弾破片盲貫銃創により、日本移送当初は大阪陸軍病院に入院した。大阪収容所は1917年2月19日に閉鎖されたが、同年3月8日時点でも大阪衛戍病院に入院していた。似島への移送時点では義肢を付けていた。1919年1月21日、流行性感冒のため広島衛戍病院に入院し、1月26日に同病院で解放された【『戦役俘虜ニ関スル書類』中の附表第六号の「俘虜患者解放者一覧表」より】。なお、妻と息子は1915年ごろにドイツに帰国した。テューリンゲンのミュールハウゼン（Mühlhausen）出身。

10）**Morawek**（モーラヴェク），**Rudolf Edler v.**（1882－?）：オーストリア野砲兵第17連隊・陸軍砲兵大尉（卿）。シベリアの収容所から脱走して、中国、アメリカを経由して本国に帰ったが、やがて満州の哈爾濱市内を流れる松花江の鉄橋爆破の任務に就いた。資金10万円が上海のオーストリア領事館に預けられ、横浜港に入ったところで逮捕された。1915年2月23日に行われた第2回目の尋問調書が、防衛研究所図書館に残されている。アルテルト（3年）、エステラー（3年）、シャウムブルク（2年半）の4人で大阪と似島の両収容所から二度にわたって脱走を企て、似島では、大正7年（1918年）8月、事前に用意した4個の竹筏を組み合わせて逃亡、巡査に発見され、似島集落で衛兵に逮捕された。4人は2年半から3年の刑を受け、広島の吉島刑務所に収監された。日独講和が結ばれ、俘虜多くが祖国へ帰還した大正9年（1920年）1月22日に、恩赦で釈放された。ハンガリーのセケリ（Szekely）出身。

11）**Othmer**（オトマー），**Prof.Dr. Heinrich Friedrich Wilhelm**（1882－1934）：第3海兵大隊予備榴弾砲兵隊・予備陸軍少尉。応召前は徳華高等専門学校教授（中国語学者）だった。1892年から1900まで ノルデン（Norden）のギムナージウムに通い、グライスヴァルト及びベルリンで学んだ。1904年学位取得、1907年末北京に赴いた。1908年5月18日歩兵第78連隊予備少尉、1909年青島の徳華専門学校上級教師。青島時代はホーエンローエ小路（日本による占領・統治時代は治徳通）に住んでいた。1911年看護婦をしていたエリーザベト・ブリ（Elisabeth Buri，1874－1920）と結婚し、ゲルハルト（Gerhard，1912－1996）とヴィルヘルム（Wilhelm，1914－1986）の二人の息子をもうけた。1914年8月、第3海兵大隊予備少尉、大阪収容所に俘虜第一陣として収容されるや、多くの俘虜がまだ途方に暮れている最中、ただちに中国語の研究を続行した。このことは多くの俘虜達に刺激を与え、やがて次々に講習会が開催されるようになり、大阪収容所はさながら「学校収容所」になった、と収容所で一緒だったベルゲマン（Bergemann）海軍中尉は書き記している【《Du verstehst unsere Herzen gut》63頁】。オトマーは講習会で教えるだけではなく、自らも学習の手本を示すべく日本語の勉強に打ちこんだ。小学校の国語読本から初めて、平仮名・片仮名を覚え、中国語の素養を生かして『漢字林』から漢字を習得し、『万葉集』にまで及んだ。大阪収容所、やがて移った似島収容所は、青島を中心とした中国での商売を営んでいた俘虜が多かったが、そうした商人達は折に触れオトマーの部屋に種々の相談に訪れた。似島時代のユーハイムもその一人で、広島県物産陳列館での俘虜作品展示即売会にバウムクーヘンを出品するよう勧められ、かつ励まされた。オトマー自身は講演、研究及び勉学以外では、似島でもっぱら野菜作りに励んだ。似島時代、リースフェルト（Liessfeldt）とトスパン（Tospann）が共同で、朝日新聞及び毎日新聞の記事をドイツ語に訳した。時にクット（Kutt）も参加したが、複雑な文章の時はオトマーが手助けした【クライン『日本に強制収容されたドイツ人俘虜』177頁】。妻エリーザベト（Elisabeth）は息子二人（いずれも12歳以下）と三人大戦終結まで青島で暮らした。なお、青島に残ったオトマー夫人を始め総督府の高級官吏及び知識階級者の夫人達の動静は、中国学者にして宣教師リヒャルト・ヴィルヘルムの妻ザロメの日記で僅かながら窺い知ることが出来る【これに関しては、新田義之『リヒャルト・ヴィルヘルム伝』の第12章「世界大戦と青島」を参照】。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希

望者として日本国内で解放された【『俘虜ニ関スル書類』より】。解放されて1920年初頭、青島に戻ってみると妻のエリーザベトは救いがたい病にあり、1920年8月6日に死去した。1920年から1933年まで、上海の同済大学教授となった。なお1922年、エリーザベトの妹マリア（Maria Buri；1892－1971）と再婚して、息子カルステン（Carsten；1923－?）と娘グードルン（Gudrun；1926－?）をもうけた。1933年10月、オトマーは重い病いに罹ってドイツに帰国した。1914年1月7日、ゲッティンゲンで没した。ウトゥヴェルデン（Uthwerden）出身【『俘虜名簿』ではハノーファー】。

12) **Pape**（パーペ），**Otto**（1885－1918）：所属部隊不明・後備2等機関兵曹。応召前は山東鉄道機関士だった。1918年3月18日似島で死亡し、広島市比治山の旧陸軍墓地に埋葬され、その墓碑は今日なお遺されている（写真4参照）。ブラウンシュヴァイク（Braunschweig）出身。

13) **Patitz**（パーティツ），**Friedrich**（?－?）：国民軍・伍長。応召前は青島の台東鎮警察署警部だった。日独戦争中は、元巡査の兵士や中国人スパイに日本軍の偵察をさせた。その際、情報の信憑性を確保するため、常に二人を1日ないしは2日違いでほぼ同じルートを探らせた。二人が出会って相談し、偽の報告をしないようなルートを考えた。二人の情報がほぼ合致すると、報酬として一人につき1ドルを与えた。時にはプリュショー中尉による空からの偵察も、その際の参考にされた。妻オルガ（Olga）は息子（12歳以下）と大戦終結して俘虜の解放が行われるまで青島に留まった。1960年頃、「チンタオ戦友会」に出席した。ザクセン・ムルデ河畔のトレプセン（Trebsen）出身。

14) **Precht**（プレヒト），**Karl**（1893－1985）：海軍膠州砲兵隊第1中隊・2等砲兵。パン職人。息子のヴィリー・プレヒト（Willi Precht）氏によれば、プレヒトはパン職人の家庭に生まれた。ヴュッルツブルクのフランクフルト街にあったパン屋テレーゼで徒弟修業した。その後フランクフルト、ケルン、ヴィースバーデン、ハノーファーで職人として働いた。1913年10月ククスハーフェンで海軍兵士として訓練を受けて、1914年1月青島に赴いた。プレヒトが収容所から祖国ドイツに送った手紙が今日いくつか遺されている。プレヒト氏は父親の遺品から、1918年末に似島収容所から姉妹に宛てた手紙を発見したが、その内容は以下である。「僕はその後も変わりありません。今はサッカー、ファウストバル、テニスで時間をつぶしています。以前はさらに畑仕事もしていましたが、それは戦略的理由から再び禁じられています。…僕たちも直に故郷へ戻れるでしょう。というのもたった今平和条約が締結されたことを知ったからです」。大戦終結して帰国後、プレヒトはパン職人から方向転換して、煉瓦職人になった。第二次大戦中はニュルンベルクで煉瓦職として働いたが、1945年3月16日の大空襲で家が完全に破壊された。プレヒトの海軍時代の思い出の品は、時には道具箱として、また時にはジャガイモ入れの箱として、空襲でも焼けずに残った海軍箱だけであるという。日本に対する熱い思いを終生抱き、息子によれば、ヴュルツブルクで日本人旅行客を見かけると、おぼつかない日本語で話しかけたという。もし飛行機恐怖症でなかったならば、必ずや日本にまた一度でかけたであろうとも息子のヴィリー氏は語っている。「日本人は世界で一番清潔好きだ。なにしろ毎日風呂に入る」との言葉を家族はよく耳にしたとも語っている。1972年、ヴュルツブルクでの最後の「チンタオ戦友会」には、友人にして同じく戦友のヴィリッヒ（Willig）と出席した【メッテンライター『極東で俘虜となる』84－86頁】。下部フランケン出身。

15) **Pröfener**（プレーフェナー），**Johannes**（?－?）：第3海兵大隊第4中隊・後備2等歩兵。応召前は上海工部局交響楽団員だった。1906年11月7日、前記楽団に加入した【「1912年版上海工部局年次報告書」より】。1914年12月15日、上海総領事有吉明から外務大臣加藤高明宛に、上海租界の代表から、指揮者ミリエスとその楽団員であるエンゲル、ガーライス及びプレーフェナーは非戦闘員なので解放せよとの申し入れがあった旨の公信が出されたが、軍籍があることから不許可になった。ハンブルク出身。

16) **Schwaff**（シュヴァフ），**August**（?－?）：国民軍・伍長。応召前はシュヴァルツコップ（F.Schwarzkopf & Co.）商会の支配人をしていた。青島時代はホーエンツォレルン街（日本による占領・統治時代は姫路町）319番地に住んでいた。1915年3月19日、他の5名の青島大商人とともに青島から大阪に送還された。送還される前の2ヶ月間ほど、日本の青島軍政署ないしは神尾司令官から、用務整理のために青島残留を許可された【『欧受大日記』大正十一年一月。青島の大商人10名は、当初国民軍へ編入されたが、青島で築き上げたドイツの貿易・商権保持のため、マイアー＝ヴァルデック総督の指示で国民軍のリストから削除されたのであった】。なお同年4月20日、シュヴァフは陸軍省宛に釈放の請願書と損害賠償請求書を提出した。釈放の理由としては、戦役中軍務に服さず、開戦と同時に免除されたこと、国民軍、警察または消防隊等の勤務に従事しなかったことなど5項目を挙げた。損害賠償としては、シュヴァル

ツコップ商会において、自身が俘虜となることで生じた損害、及び現に生じつつある損害として数十万ドルに達するとしていること。また、自身が冷湿にして風が吹き抜ける木造営舎に起居することで、健康上の障害を来たしたことを日本政府の責任としている。妻リリー（Lili）と子供（12歳以下）の二人は、大戦終結して俘虜の解放が行われるまで上海で暮らした。ハンブルク出身。

17）**Thilo**（ティーロ），**Friedrich**（?－?）：第３海兵大隊第６中隊・予備副曹長。応召前は総督府山林局長代理だった。８月末からの豪雨で破壊された道路を、部下とともに中国人労働者を使って修復に努め、日本軍が租借地境界に進軍する前に復旧させた【『青島戦史』76頁】。妻エルナ（Erna）は大戦終結まで上海で暮らした。なお、1914年12月17日付けで、広島衛戍病院から青島ビスマルク街の歯科医ブーヒンガー夫妻に宛てたハガキ（俘虜郵便）が知られている。シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州レンツブルク郡のノルトルフ（Nortorf）出身。

18）**Walzer**（ヴァルツァー），**Viktor**（1872－1956）：所属部隊不明・後備伍長。応召前は為替仲介業を営んでいた。ヴァルツァーは長らく歴史の中に埋没していた人物だった。しかし2002年（平成14年）に、インターネットの研究組織「チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会」を通じて、調査を依頼された東京在住の篠田和絵氏の祖父であることが判明し、やがて篠田和絵氏はドイツに赴いて、祖父の墓前に詣でる事ができたという、実に感動的な出来事があった。『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第２号に篠田和絵氏ご自身による「メッテンドルフに眠る祖父ヴィクトール。ヴァルツァーへ」の文章が寄稿されている。ヴァルツァーはダルムシュタットの大手化学薬品取扱商社メルク（Merck）に勤務していた。27歳のとき、ロンドンに渡り、その後青島に赴き為替仲介の仕事に就いた。青島では長崎出身の日本女性ウメさんと家庭を持って娘二人をもうけ、市内中心のフリードリヒ街（日本による占領・統治時代は静岡町、ユーハイムの店があった通り）に住んだ。しかし第一次大戦が勃発して、日独の戦争が始まると、ヴァルツァーとウメさんは離れ離れに引き裂かれた。戦争が終結して似島俘虜収容所から解放されたヴァルツァーは、なぜか長崎に住むウメさんと接触をしないままドイツ本国に帰国した。帰国後は姪夫婦の近くに住んだ。1938年、ヴァルツァーと姪夫婦一家はグラーツに引っ越したが、1945年グラーツから追放されると、ヴァルツァーは郷里のメッテンドルフ（Mettendorf）に戻った。1956年頃、メッテンドルフ近郊の村ヴァックスヴァイラー（Waxweiler）で没したが、メッテンドルフのヴァルツァー家の墓地に埋葬された。ヴァルツァーの遺品中には、大阪収容所時代のアルバムがあり、それには本人の写真二枚があり、篠田和絵さんの手元にも全く同じ写真があるとのことである。大阪収容所から差し出された手紙、ヴァルツァーが似島収容所に収容されていることを伝える手紙が遺品として遺されている。習志野市教育委員会の星昌幸氏及びドイツの俘虜研究者ハンス＝ヨアヒム・シュミット氏の調査と熱意があった。特にシュミット氏の探索によって上記ドイツの縁者が判明した。大戦終結して解放後、ヴァルツァーは何故か単身ドイツに帰国し、二人の子供をもうけたウメとはその後関わりを持たなくなったと思われる。しかしドイツに戻ったヴァルツァーは結婚することなく、子供をもうけることもなかった。参照：星昌幸「ワルチェルさんのこと」（所載：『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第１号、青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究会）】。ラインラントのメッテンドルフ（Mettendoruf）出身。

19）**Wassermann**（ヴァッサーマン），**Georg**（?－?）：国民軍・副曹長。大戦終結後は、特別事情を有する青島居住希望者として日本国内で解放された。シュミット氏のホームページの「ゲストブック」には、2005年３月20日付けでPákozdi氏が以下の書き込みをしている。「私の義母イルゼ・コッホ（Ilse Kosch；旧姓Wassermann）は、1915年２月４日に青島のファーバー（Faber）病院で出生。義母の父親は青島のドイツ館のオーナーだったのでしょうか？ゲオルク・ヴァッサーマン（Georg Wassermann）は1880年生れですか？情報お願いします」。これに対しては５月23日付けで、マトゥツァトゥ（Matzat）教授が「ゲストブック」に大要以下の文章を寄せている。「Pákozdi氏に次の情報をお伝えします。1910年から1913年の青島住所録に名前が記載されています。1911年では、ヴァッサーマンはティルピッツ街のプショル醸造所レストランの業務主任、1912年にそのレストランのオーナーになり、ヘレーネ（Helene）と結婚、娘エディト（Edith）が1913年に生れたものと思われます。1913年に彼はレストランを売却して、フリードリヒ街の「チンタオ・クラブ」の支配人になりました。この建物は現存します。戦争中、妻と二人の娘は1920年初頭まで青島に留まりました」。ベルリン出身。

20）**Wolschke**（ヴォルシュケ），**Friedrich Hermann**（1893－1963）：海軍膠州砲兵隊第２中隊・２等砲兵。応召前は屠畜職マイスターだった。1891年７月31日、兄、弟、妹四人の７人兄弟の次男として生れた。

似島時代、屠畜職人だったケルン（Kern）、シュトル（Stoll）の三人で、当時の広島市広瀬町上水入町のハム製造会社酒井商会でハム製造の技術指導をした。三人の写真が『広島中国新聞』（大正８年12月25日付け）に掲載されている。広島県物産陳列館での俘虜作品展示即売会にバウムクーヘンを出品するようユーハイムを励まし、自身はソーセージを出品した（図版５参照）。大戦終結後は、銀座に新規開店した明治屋経営の「カフェー・ユーロップ」のソーセージ製造主任になった。後に軽井沢に自分の店「ヘルマン」を創業した。1932年、アメリカからベーブルース等を含むプロ野球チームが来日した折り、甲子園球場で日本初のホットドッグを販売したといわれる。第二次大戦中は同盟国の人間でありながら営業活動を停止され、長野県野尻湖畔でいわば幽閉生活を送った。今日、息子のヘルマン・ヴォルシュケ氏が神奈川県厚木で「ヘルマン」を営業している。東京・狛江の泉龍寺に墓があり、墓碑には「遥かなる祖国ドイツを誇り、第二の故郷日本を愛したヘルマン・ヴォルシュケここに眠る」と記されている。ブランデンブルクのラウノ（Rauno）出身。

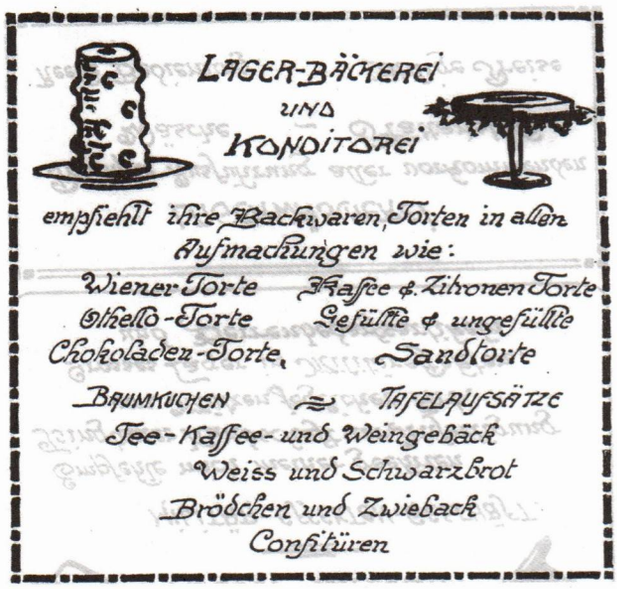

（図版４）



（図版５）

参考文献
1）『獨逸及塊洪国　俘虜名簿』、日本帝国俘虜情報局、大正６年６月改訂（外務省外交資料館所蔵）。
2）《Führer durch die Ausstellung des kriegsgefangenenlagers Ninoshima》（似島獨逸俘虜技術工藝品展覧會目録）,Frühjahr 1919.
3）『俘虜収容所業務報告綴』大正六年　陸軍省　大正三年十一月十四日起「大阪俘虜収容所記事」（防衛研究所図書館所蔵）。
4）『陸軍省　歐受大日記』（防衛研究所図書館所蔵）
5）《Heimats-Adressen der Kriegsgefangenen des Lagers Ninoshima》、【ハンス＝ヨアヒム・シュミット氏提供；1919年８月から1919年末までに作成されたと思われる】。
6）『青島戦史』―獨逸海軍本部編纂1914年乃至1918年海戦史、海軍省教育局、東京・双文社印刷、昭和10年12月25日。
7）頴田島一二郎『カール・ユーハイム物語 ―菓子は神さま』、新泉社、1973年。
8）『ドイツ俘虜の郵便』―日本にあった収容所の生活、吉田景保訳注、日本風景社、昭和57年５月20日。
9）「新発掘・知られざる70年前の俘虜収容所」、『毎日グラフ』1984年11月11日。
10）《Du verstehst unsere Herzen gut》-Fritz Rumpf（1888－1949）im Spannungsfeld der deutsch-japanischen Kulturbeziehungen.Japanisch-Deutsches Zentrum Berlin,1989.
11）『バウムクーヘンに咲く花 ―ユーハイム70年の発展と軌跡』、株式会社ユーハイム、平成３年10月１日。
12）Mettenleiter,Andreas:Gefangen in Fernost.Sechs Jahre im Leben des Würzburger Kaufmann Wilhelm Köberlein,Echter Verlag,2001

13）宮崎佳都夫（執筆者）『似島の口伝と史実(1)島の成り立ちと歩み』、似島連合町内会・郷土史編纂委員会、平成10年12月。
14）ハンス＝ヨアヒム・シュミット（Hans-Joachim Schmidt）氏のホームページ（www.tsingtau.info）
15）「チンタオ・ドイツ兵俘虜研究会」、（http://homepage3.nifty.com/akagaki/）平成15年4月9日発足。
16）『ふるさと似島』（平和学習参考資料）、ふるさと似島編集委員会、2003年7月。
17）瀬戸武彦「青島（チンタオ）をめぐるドイツと日本(5)－独軍俘虜概要(2)」、『高知大学学術研究報告』第52巻、人文科学編、平成15年12月25日。
18）『「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究』第2号、「青島戦ドイツ兵俘虜収容所」研究会、2004年10月15日。
19）『我ら皆兄弟とならん』―日本におけるドイツ人捕虜1914－1920、ドイツ東洋文化研究協会（OAG）、2005年10月26日。
20）『ドイツからの贈りもの～国境を越えた奇跡の物語』、新広島テレビ、平成18年1月22日放映。
21）大川四郎編訳『欧米人捕虜と赤十字活動　パラヴィチーニ博士の復権』、論創社、2006年1月10日。
22）田村一郎「「大阪俘虜収容所」記念碑落成」、『鳴門市ドイツ館館報』第15号、平成18年3月25日。
23）榎本泰子『上海オーケストラ物語　西洋人音楽家たちの夢』、春秋社、2006年7月20日。



●昭和山
区の中心部に位置する標高33ｍの人工の山。何十種類の植物が生い茂り、頂上からは千歳橋や港大橋、金剛・葛城・二上の山々を見ることもできます。

国立国会図書館所蔵

「大正三四年戦役俘虜写真帖」

陸軍省俘虜情報局　大正７年（1918 年）発行

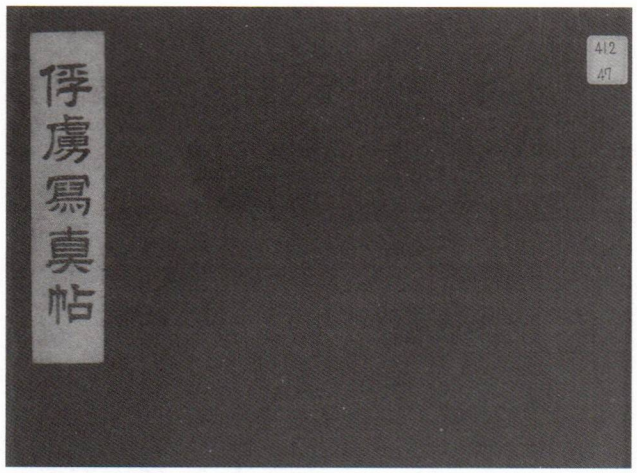

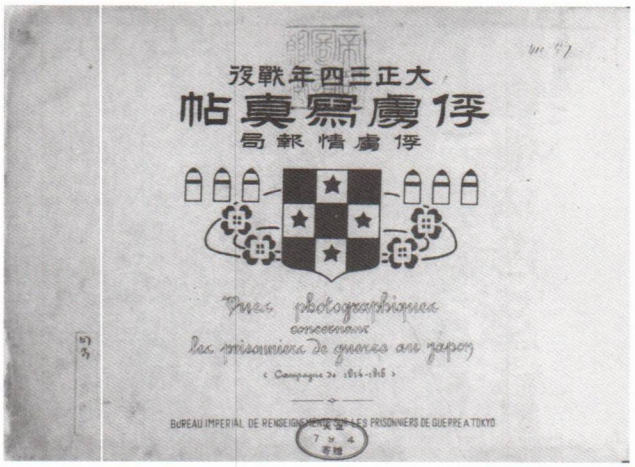



大阪俘虜収容所　全景

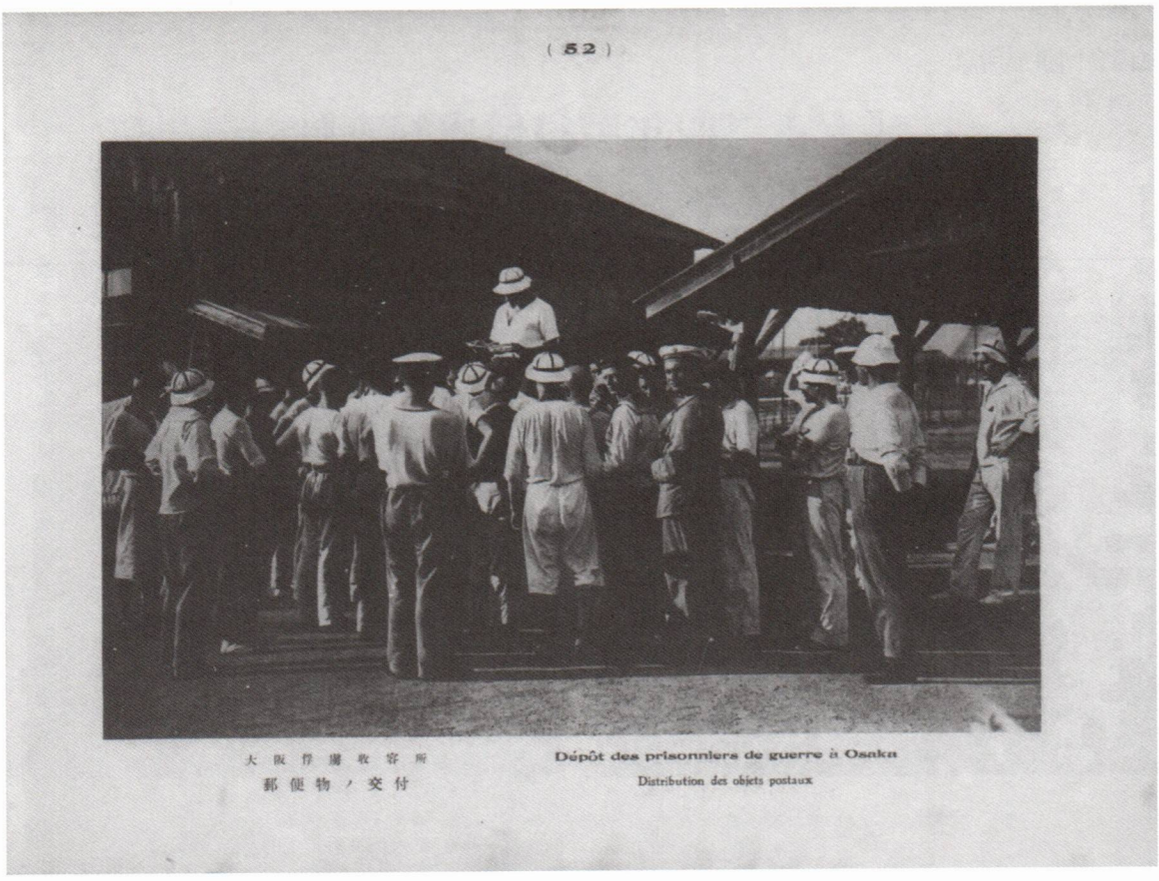
(52)
大阪俘虜收容所
郵便物ノ交付
Dépôt des prisonniers de guerre à Osaka
Distribution des objets postaux

郵便物の交付


(53)
大阪俘虜收容所
訓示
Dépôt des prisonniers de guerre à Osaka
Instruction aux prisonniers

訓　　示

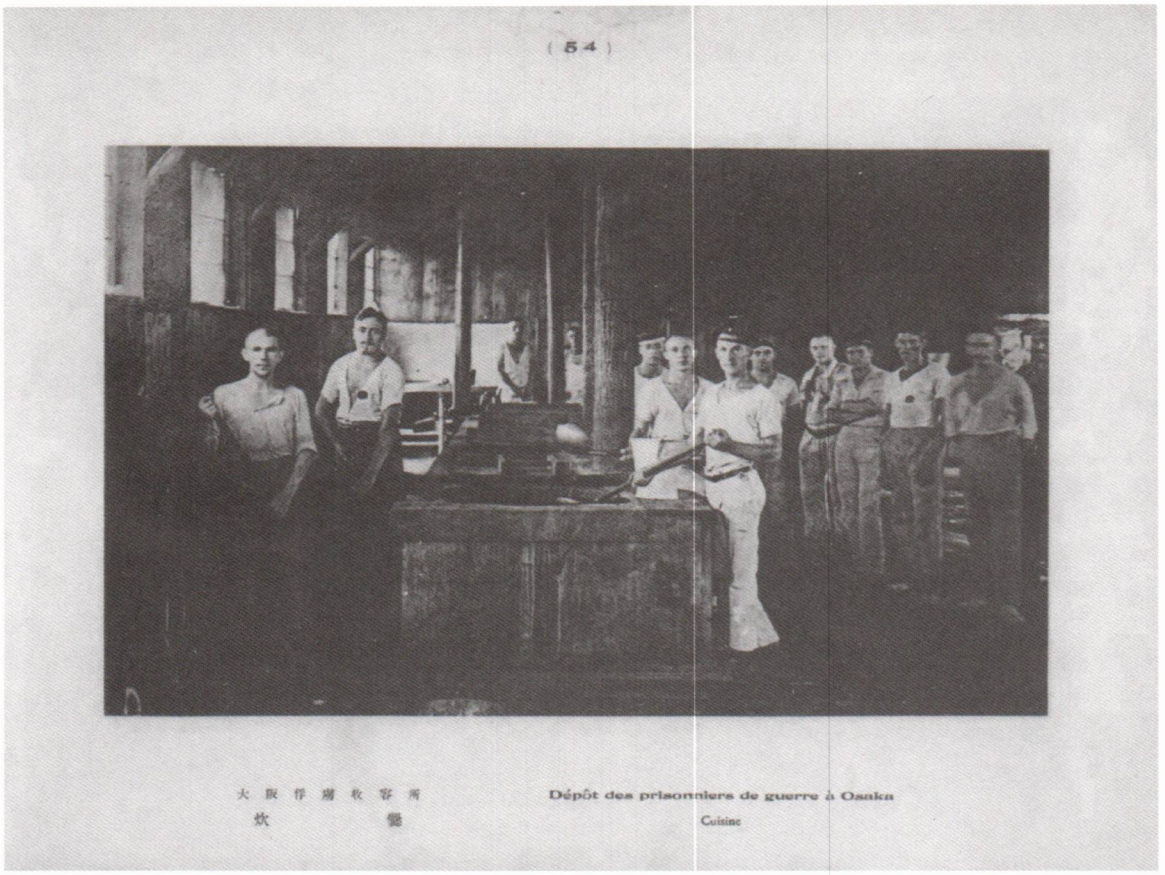
(54)
大阪俘虜收容所
炊爨
Dépôt des prisonniers de guerre à Osaka
Cuisine

炊　爨


(55)
大阪俘虜收容所
娯樂（其一）
Dépôt des prisonniers de guerre à Osaka
Orchestre

娯　楽（その一）音　楽　団

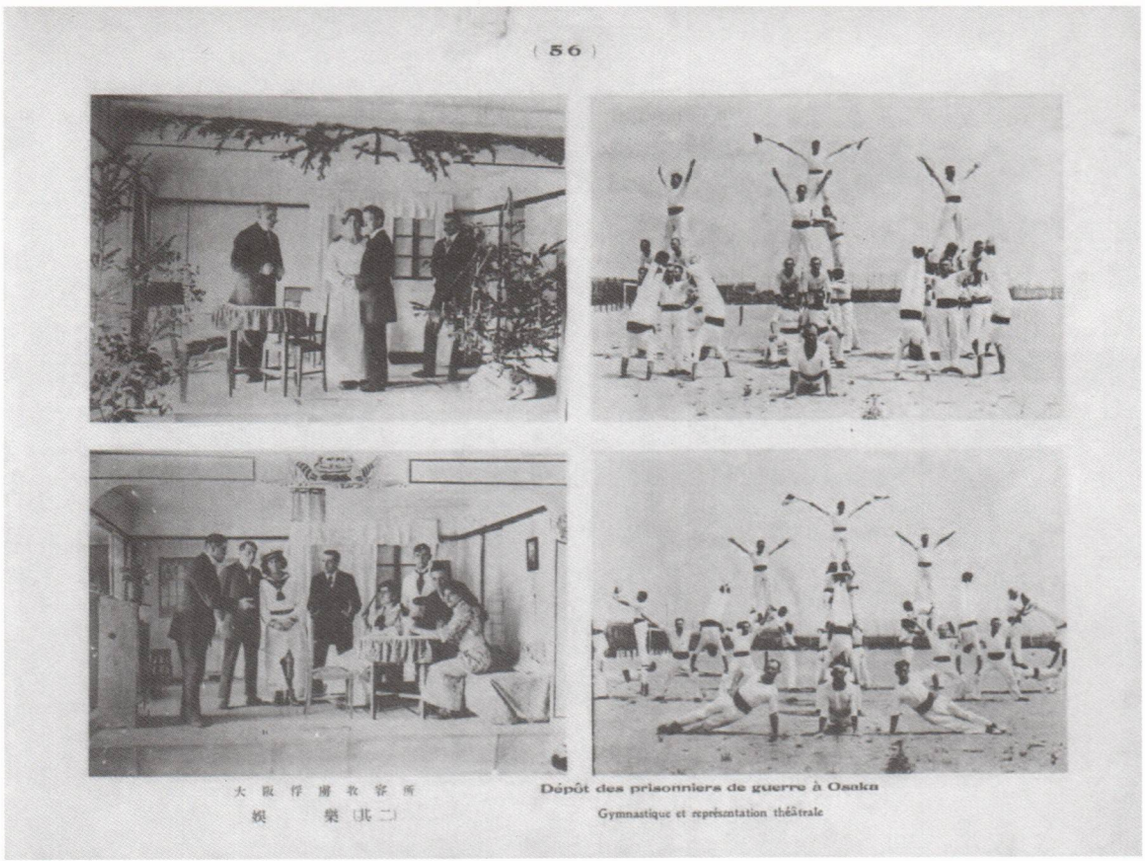

娯　楽（その二）

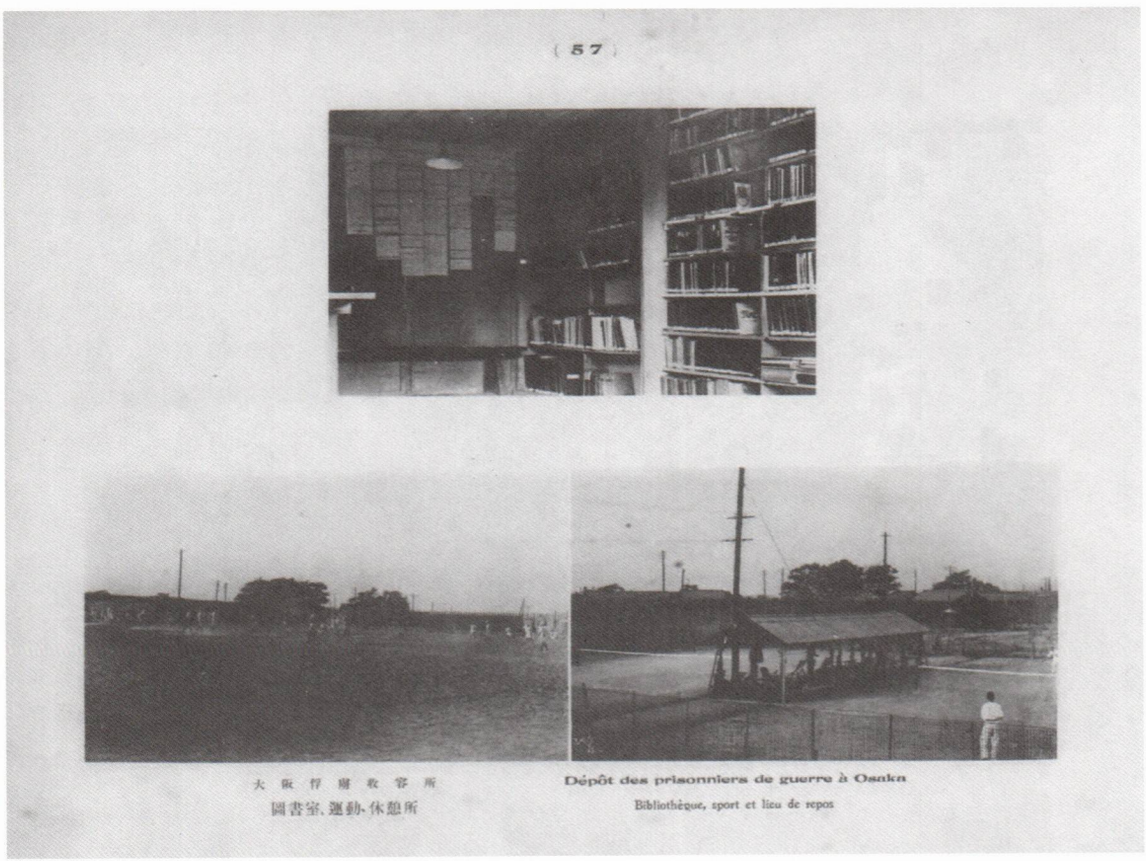

図書室・運動・休憩所

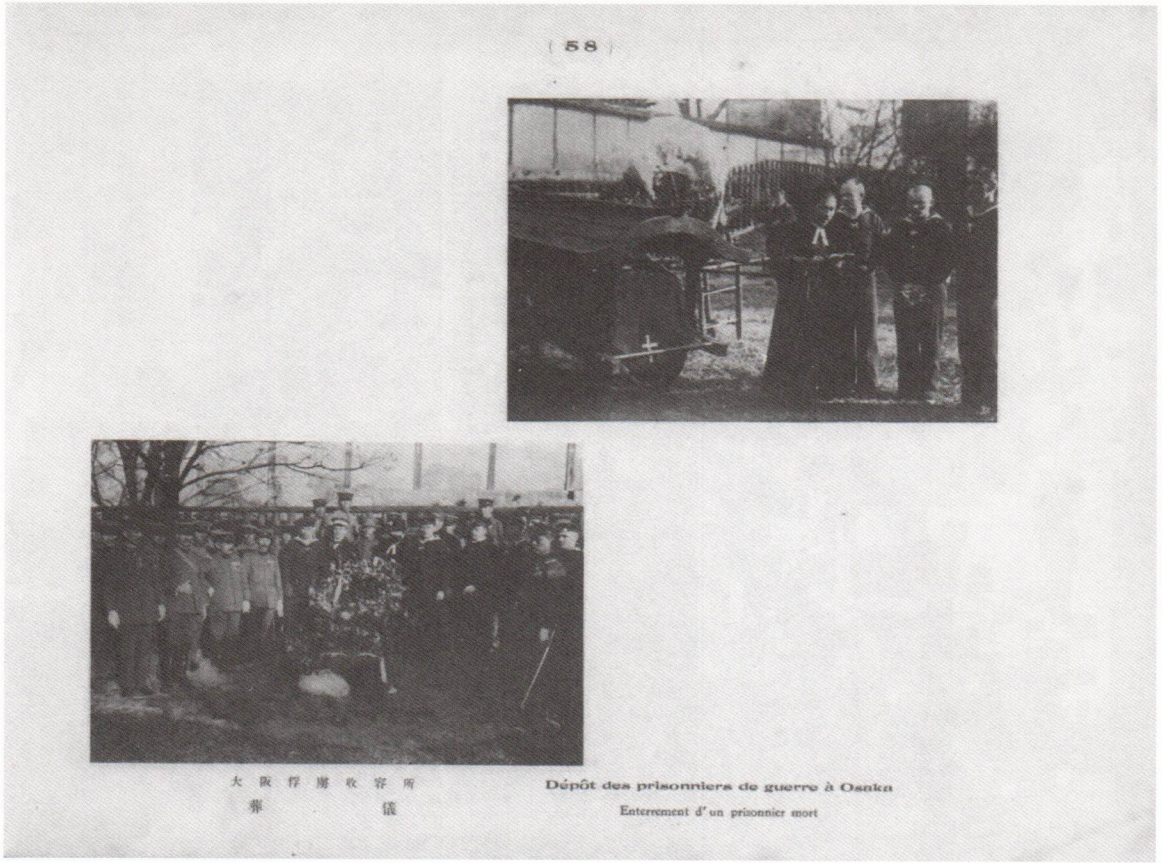

左・ゴルの葬儀、右・クラフトの葬儀



恩賜の義眼

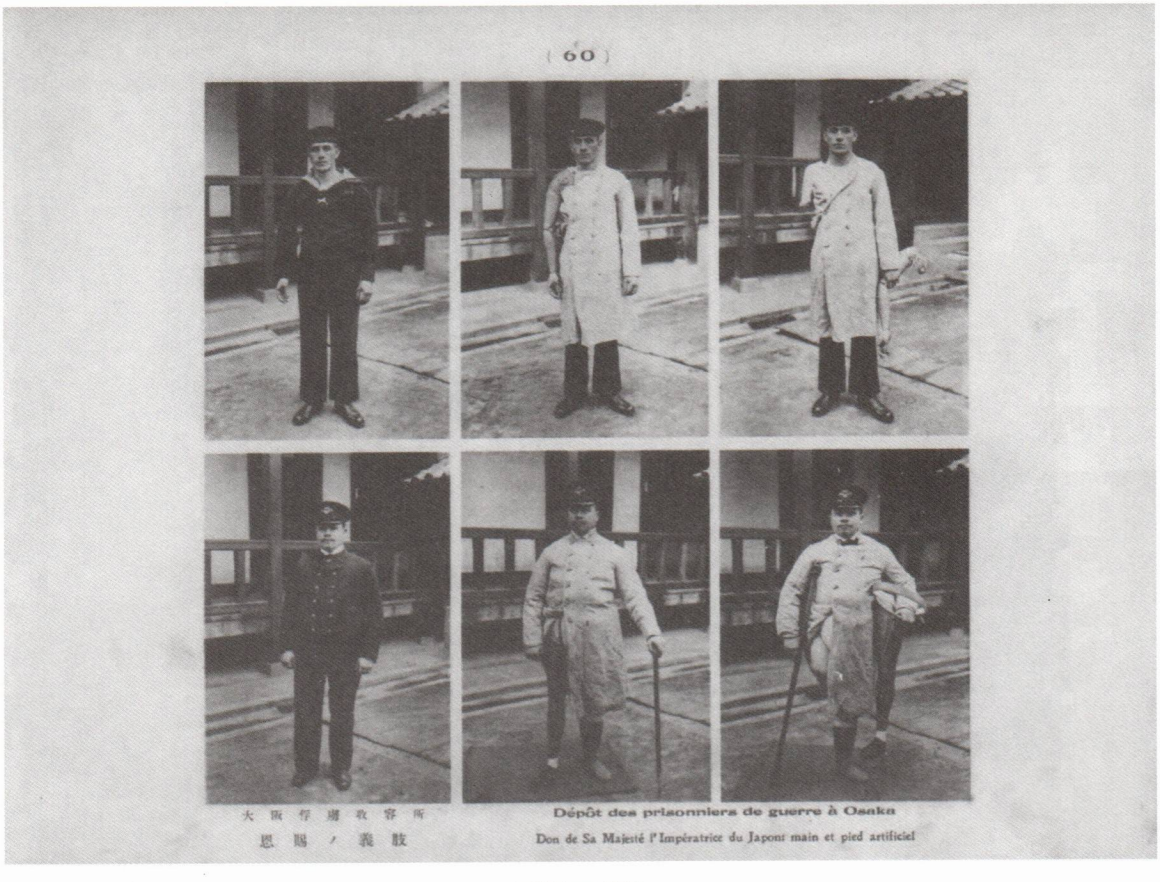

恩賜の義肢



散歩（大阪衛戍病院）

第３部

大正区と俘虜収容所

俘虜収容所があったことの掘り起こしと、それによりドイツとの交流が始まり、各種の催しが大正区で行われたことを掲載した。

「大正区における記録」は、俘虜収容所があった当時のことを古老が述べたもの。

「大正区とドイツの友好のあゆみ」は、俘虜収容所のモニュメント設置の動きと、それとともに始まったドイツとの交流のあらましを述べたもの。

「大正区第九合唱団演奏会でのドイツからのメッセージ」は第１回演奏会で披露されたドイツからのメッセージ。

「ドイツ兵の俘虜収容所がもたらしたもの」は、第１回第九演奏後の訪独紀行文やドイツにおける新聞報道及びドイツからの友好の手紙を掲載したもの。

「モニュメント設置から第九合唱に至るまでの新聞報道」は、平成18年以降の大正ドイツ友好事業の新聞報道。

「大正ドイツ友好事業活動報告」は、大正区役所の広報を中心にまとめた記録。

大正区と俘虜収容所

編　集　部

1、　大正区内に残る記録

・故山北与三郎氏の大正郵便局広報誌投稿記事「新今昔物語(1)」

「今は昔、木津川べりに隔離所があった。もともとは伝染病患者を収容するところであったらしいが、当時はドイツの捕虜が住んでいた。かなりゆるやかであったとみえて、鉛筆型の箱には見張りの歩兵が立っていたし、その前の大阪製鐵側には駐在所もあったけれど、大きな骨付きの牛肉が運び込まれていたし、高い塀の中ではフットボールに興じている姿が見えた。大人たちが血を飲んでるといったのはおそらくワインだろう。

私たちが天満宮の境内で遊んでいると、パンを運んできた人が弁当を作っていて、指をくわえて見ているとその端をくれた。今の食パンより色が黒くて随分固かった。

ゴミ捨て場へ遊びに行くと、美しい色刷りのオペラか何かの本があったり、香水の空き瓶などを拾って帰ると叔母たちが水を入れて着物にふりかけていた。又、後年私が中学に上がるようになって解ったのだが、祖母の使っていた刻み煙草入れの罐はリッチモンドのそれであった。

青島あたりの現地召集兵だったらしいが、捕虜の中には器用な人もいて、私の隣家にはボール紙とビール箱で作った１メートル以上もあるようなモデルシップがあって、造船所の技術者でないとできないような精巧なものであった。

いつの日か火事があって燃えさかるバラックの屋根の上で何人かの捕虜が消火につとめていたのが印象に残る。その後どこへ行ったのか、あとには五位鷺がオイオイと鳴いていた。

・満谷喜助翁の談話（平成 19 年・満 99 歳）

私ら子どもの時分に外国人の兵隊さんがぞろぞろ歩いて三軒家下之町から櫨町のほうへ歩いていった。寒い時分で当時としては珍しい黒い長いコートを着ていたのを覚えている。（大正６年－ 1917 年－２月 18 日の収容所退去のことであろう）

2、　大正区とドイツの友好のあゆみ（西村大正区長談）

大正区の歴史再発見の勉強会は平成 16 年に私が大正区長として赴任してきた６月から始まりました。大正区に対しては全く知識が無く、大正区史やその他公の刊行物に目を通した上で、その間に聞いた区民の方々のお話に興味を覚え、松田さん、大谷さん、赤羽さん、藤野さん、森さん、曽我さんなどの方々と「大正の歴史を語る会」を数回にわたり開催し、次第に公にされていない歴史があることが判り、平成 17 年６月から７月にかけて全６回にわたり、区民の方々 70 人よる座談会の開催とその報告書「大正区の歴史を語る」（全 132 ページ）を同年 11 月に発行しました。その中にはこれまでどこにも示されていなかった歴史的事実も多く、特に、それ以前の少人数の勉強会でも話が出ていたドイツ兵の捕虜収容所の話には非常に興味を持ちました。

そこで、平成 17 年 11 月に「大正ドイツ友好の会」を設立。中道さん、池田さん、浅野さん、川本さんと私が発起人になり、総会で会長に中道さんが選出されました。その時の「設立趣旨」では「第１次世界大戦の結果、全国に 12 箇所置かれたドイツ軍捕虜収容所の１つが当区南恩加島にあり、760 名もの兵たちが生活していたことが（大正区の歴史を語る会の中で）話題になりました。今は写真や書物でしか確認できなくなったこの施設の場所を明示し、その事実を顕彰することで先人たちの歩みを知るとともに、これからの国際交流の一助とするため当会の発足を図るものです。」としています。

そして、当面の活動として、顕彰碑の作成と平尾亥開公園内への同碑設置、平成 18 年２月（大

正６年２月18日が収容所の閉鎖日）に記念式典を開催（記念コンサート、記念写真展含む）、その際に大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事の招請を行うことになりました。

それからが大変で、顕彰碑の文面づくり、予算の確保、寄付金のお願い、鳴門市ドイツ館からの資料借り出し（碑や写真展のための写真や資料など）、現地でのコーラスは平尾小学校の生涯学習コーラスグループ「ハッピーマザーズ」にお願いしました。しかし最大の難関はドイツ総領事館とのコンタクトでした。初めから日本語文とともにドイツ語文を掲載したいと思っていたし、ドイツ総領事の出席がかなえばと思っていただけに、直接、梅田にあるドイツ総領事館へ出向きました。そうしたところ領事館の親切な対応のおかげで式典当日にティート総領事代行の出席とドイツ語文の翻訳をしていただけることになりました。しかも、総領事館の方からは適切なサジェッションを幾たびもいただいたし、大正区の現地も見ていただきました。本当にありがたく思っております。

式典当日は好天に恵まれ、中道会長をはじめ、ティート総領事代行、ドイツ館の田村館長など300人もの方々の出席のもとで、ドイツ民謡「故郷をはなるる歌」のコーラスが流れ、史跡碑の除幕を行い無事式典を終了することができました。史跡碑は高さ180センチ、幅125センチでステンレス製。ティート総領事代行からは「不幸な戦争とその後の交流の歴史および90年の歳月を経た今回の事業の意義」を高く評価していただきました。また、田村館長からは日本最初の「第九」演奏がされた時の指揮者であるヘルマン・ハンゼンが大阪俘虜収容所にいたことなどが紹介されました。その後場所を移して、アゼリア大正でチェロの高田さん、クラリネットの新實さんの演奏や、区内中学生の吹奏楽演奏などのドイツ友好記念コンサートと「大正ドイツ友好記念写真展」と銘うった「大阪俘虜収容所写真展」を開催し、総領事代行もご見学いただきました。写真展はその後、区役所１階でも展示し、区民に見ていただきました。このような活動で収容所の歴史的事実はマスコミでも大きく取り上げられるなどして区民の広く知るところとなりました。

史跡碑設置後、このような歴史を活かしたまちづくりを進めるために、「第九」の日本上演最初の指揮者が大阪収容所に居たことや大正区の玄関口である大正橋の欄干に第九の旋律が刻まれ、ピアノ鍵盤をアレンジした歩道などがあることから、大正区における「第九」演奏が意義深いものであり、大正ドイツ友好の観点からも大正区民による「第九」演奏を行うこととしました。始めるにあたっては式典当日のコーラスの指揮者であった大正中央中学の多田先生や音楽活動に経験のある西本ひろみさんの指導を仰ぎました。

呼びかけを始めると当初の危惧がウソのように多くの区民の参加を得ることができ、平成19年６月９日に大正区第九合唱団が200名の団員の参加のもとで発足しました。しかし、ほとんどが「第九」未経験者であり、ドイツ語の発音や高低差のある音符に苦労の連続でありました。これを根気良く指導していただいたのが西本さんや熊本さん、野上さん、西田さんなどの講師陣と西浦さんをはじめとするピアニストの方々でした。途中加入や、やめられた方もありましたが、最終的に200名の方々が発表会に参加することができたのも毎週金曜日の練習に参加した団員の努力とともに、講師の方々の熱心なご指導の賜物でした。発表会近くの練習日には指揮者の高谷さんの出席もいただけるようになり、一段と熱が入るようになりました。区の広報誌１月号に入場チケットの発売を告知したところ、即日完売になり、区民の関心の高さにビックリしました。そして迎えたのが２月18日です。この日は既述のように収容所の閉鎖記念日です。90年を経たことになり、歴史の変化の速さと縁を感じました。

会場は区役所横の市立千島体育館で、２部構成で行いました。まず１部は田村ドイツ館館長の「第九事始」と題した記念講演会と大阪俘虜収容所を世に出すのに功績のあったジャーナリストの藤井さんの「捕虜親族からのメッセージ紹介」、２部はエウフォニカ管弦楽団による「ハンガリー舞曲集」演奏に続く「交響曲第九番」第３楽章、第４楽章演奏でした。応援の方も入れて240人の合唱団員は男女とも白と黒の服に身を包み大声量で歌うことができ、直後スタンディングオベーションが出るほどで、1000人以上の場内は興奮に包まれました。そして全員で「ふるさと」を合唱して終えることができました。指揮は高谷さん、ソリストは熊本さん、野上さん、西垣さん、福嶋さんでした。

当日の来賓としてはドイツ連邦共和国総領事夫人マリオン・アメルンクさん、関市長など多数を数えました。司会はNHK大阪放送局の今城さんでした。

この発表会に当たっては年度途中でもマスコミにも幾度となく取り上げられました。
発表会後、団員と図った結果、第九の練習を始めるまで、区民の混声合唱団活動を行うことになり、3月23日「大正区民合唱団フロイデ」を結成しました。9月には大阪ドームでの合唱や合唱団発表会を開催し、10月から第2回大正区第九合唱団定期演奏会に向けての練習を開始し、平成20年2月11日に、定期演奏会を開催することができました。合唱団員数200名、観客は1100人で大盛況でした。

この間、大正ドイツ友好事業としてはドイツ文化センターの協力の下で、「ドイツセミナー」をコミュニティセンターで7月から9月まで開催しました。講師は桂木忍さんで、ドイツの歴史や音楽、ドイツ人の生活ぶりなどを中心に、ドイツ各地の案内やドイツ食の試食などを行う楽しい催しでした。平成20年度も開催の予定です。

3、 第１回大正区第九合唱団演奏会でのドイツからのメッセージ

① 西村東一大正区長からの要請状

2006年９月１日

大正区役所

大正ドイツ友好親善「大正区第九合唱団」へのご協力について（お願い）

日本第２の都市「大阪」は1400年の歴史とともに、産業も非常に盛んな都市です。この大阪の湾岸工業地帯の一角に私が運営する大正区があります。

1914年、大正区に第１次世界大戦の結果、大阪俘虜収容所が設置され、貴国の方々が収容されていました。その方々は、先進国民として誇り高く行動されていました。そしてその後の日本文化に大きな影響を与えました。

私はその事実を後世の方々に知っていただくため、本年２月に「史跡碑」を建立しました。さらに、今、ベートーベンの「第九交響曲」を合唱するべく練習を重ねています。2007年２月18日の閉所記念日に区民の方々と総勢250名の合唱発表会を開催し、今後の日本とドイツの友好親善に役立てたいと考えています。つきましてはその会場にてご子孫の方々からのメッセージを披露できれば区民の励みとなると考えますので、メッセージを是非いただきたいと考えております。

なお、このメッセージを託しました藤井　寛さんは大阪の出身で、大阪俘虜収容所の資料収集とその公表に大変尽力され、本年の写真展などはほとんど藤井さんの収集されたものでした。

もし、メッセージを頂くことが可能ならば、藤井　寛さんにお渡しいただければ幸いであると考えています。

大正区長　西村東一

Bezirksamt Taisho-ku
2-7-95, Chishima
Taisho-ku Osaka Japan

Osaka, den. 1. Sep 2006

Anfrage auf Unterstüzung des Deutsch-Japanischen
Freundschaftskonzerts in Taisho-ku

Als Japans zweitgrößte Stadt hat Osaka eine 1400jährige Geschichte. Die Stadt ist sehr bekannt für ihre Industrie. Ich stehe dem Stadtbezirk Taisho-ku vor, der sich im Industriegebiet der Osaka-Bucht befindet. Im Jahr 1914, am Anfang des ersten Weltkrieges wurde in diesem Bezirk ein Gefangenenlager errichtet, um die Soldaten ihres Landes aufzunehmen. Sie haben sich als Angehörige eines zivilisierten Landes würdevoll benommen und haben die kulturelle Entwicklung des damaligen Japans stark beeinflusst.

Im Februar dieses Jahres habe ich ein Denkmal errichtet, um unsere Nachkommenschaft über diese historischen Tatsachen in Kenntnis zu setzen.

Am 18. Februar ist der gedenktag an dem das Lager geschlossen wurde. An diesem Tag möchten wir nächstes Jahr, gemeinsam mit den Bewohnern von Taisho-ku ein Konzert mit Chor veranstalten, in dem 250 Leute mitsingen. Derzeit üben wir die neunte Sinfonie von Beethoven ein. Dadurch möchten wir zur Erhaltung der Freundschaftlichen Beziehung der beiden Länder beitragen.

Bei dieser Gelegenheit wollen wir wichtige Botshaften bekanntgeben, die wir von Ihnen, der Nachkommenschaft der damaligen Gefangenen erhalten können. Ich beauftrage Herrn Hiroshi Fujii, der aus Osaka stammt und sich um die Materialsammlung des Gefangenenlagers redlich bemüht hat, diese Botschaften hier in Deutschland zu sammeln. Die diesjährige Photoausstellung wurde letztendlich durch seine Unterstüzung verwirklicht.

Ich würde mich freuen, wenn Sie ihre Boschaften an Herrn Fujii übergeben könnten.

Mit freundlichen Grüßen
Toukazu Nishimura
Stadtbezirksvorsteher von Taisho-ku

② ドイツからのメッセージ（藤井寛さんより当日披露）

(1)フリードリヒ・シュアマンの親族より

親愛なる区長様
10月26日に藤井寛さんがオーバーハウゼン・ホルテン市を訪問され、区長様のご挨拶と来年に開催される友好親善コンサートへの協力要請のお願いをもたらされました。

ベートーベンの素晴らしい音楽とともに両国の友好関係を深めようという大正区の皆さんのご努力に、私達は喜びと感謝の念でいっぱいです。

私達はかつて第一次世界大戦で捕虜になり、広島の収容所で重病になり当地で亡くなったホルテン出身のフリードリヒ・シュアマンの年老いた甥と姪です。

叔父の遺体は当地で火葬されたのち、遺灰として同年故郷に移送され、家族の墓地に恭しく埋葬されました。私達の両親は此のことを、故人にとって慈悲深く、人間的な行いであったと感じたものです。

私達は此の文面をもって、大正区の皆さんのコンサートが成功し、人々の心の中に大きなエコーとなって響き渡りますよう願ってやみません。

フリードリヒ・シュアマン
マルガレーテ・シュアマン
エルゼ・シュアマン

郷土史研究家として、同じくコンサートの成功を願います。

カール・ランゲ

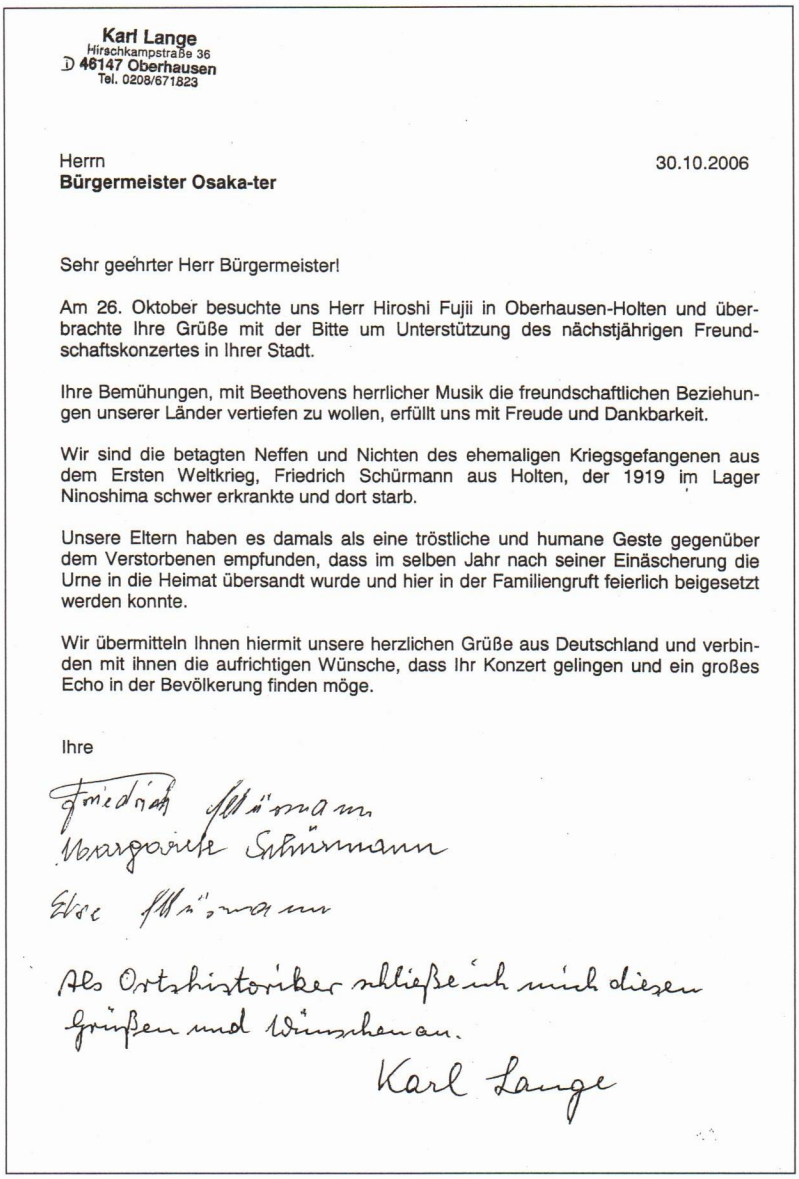

Karl Lange
Hirschkampstraße 36
D 46147 Oberhausen
Tel. 0208/671823

Herrn
Bürgermeister Osaka-ter

30.10.2006

Sehr geehrter Herr Bürgermeister!

Am 26. Oktober besuchte uns Herr Hiroshi Fujii in Oberhausen-Holten und überbrachte Ihre Grüße mit der Bitte um Unterstützung des nächstjährigen Freundschaftskonzertes in Ihrer Stadt.

Ihre Bemühungen, mit Beethovens herrlicher Musik die freundschaftlichen Beziehungen unserer Länder vertiefen zu wollen, erfüllt uns mit Freude und Dankbarkeit.

Wir sind die betagten Neffen und Nichten des ehemaligen Kriegsgefangenen aus dem Ersten Weltkrieg, Friedrich Schürmann aus Holten, der 1919 im Lager Ninoshima schwer erkrankte und dort starb.

Unsere Eltern haben es damals als eine tröstliche und humane Geste gegenüber dem Verstorbenen empfunden, dass im selben Jahr nach seiner Einäscherung die Urne in die Heimat übersandt wurde und hier in der Familiengruft feierlich beigesetzt werden konnte.

Wir übermitteln Ihnen hiermit unsere herzlichen Grüße aus Deutschland und verbinden mit ihnen die aufrichtigen Wünsche, dass Ihr Konzert gelingen und ein großes Echo in der Bevölkerung finden möge.

Ihre

Friedrich Schürmann
Margarete Schürmann
Else Schürmann

Als Ortshistoriker schließe ich mich diesen Grüßen und Wünschen an.

Karl Lange

(2)ワルター・イエーキッシュさんより

大正区長ならびに区民の皆さんへ

ドイツ捕虜収容所（1914 － 1920）の研究を続けているワルター・イエーキッシュと申します。
今回の企画・第九コンサートがあらゆる面で成功するよう願っています。
ワルター・イエーキッシュ 署名

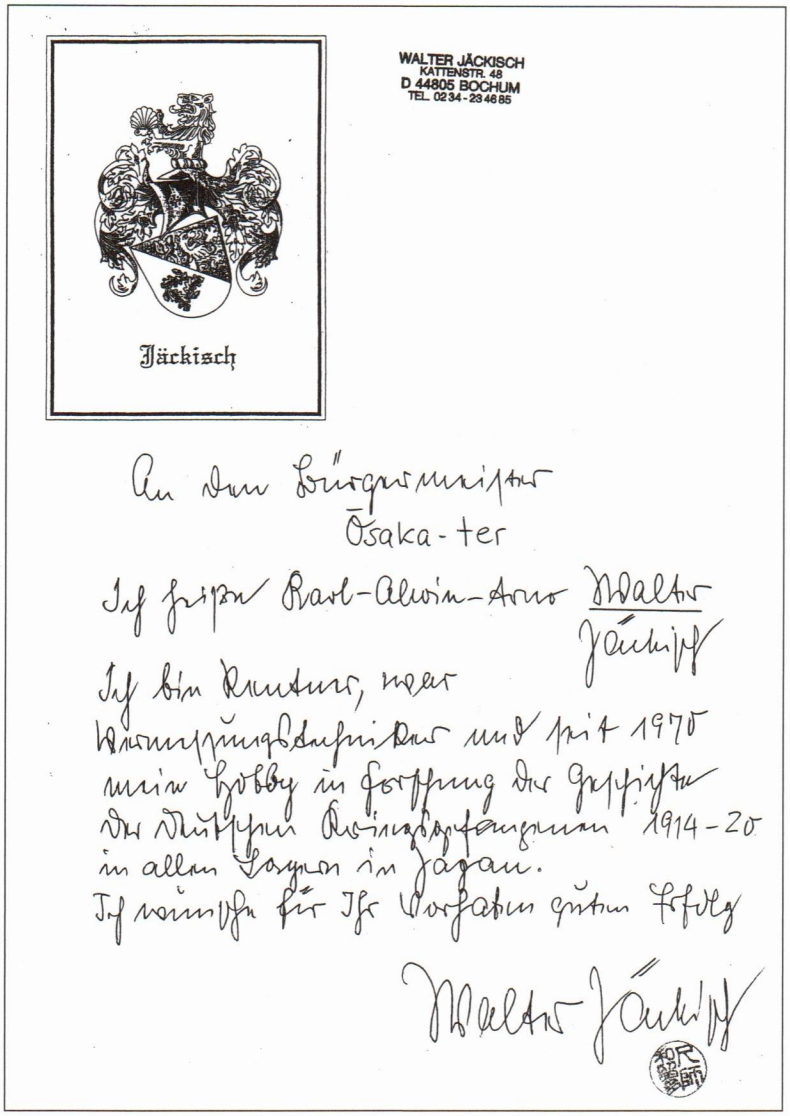

4、　ドイツ兵の俘虜収容所がもたらしたもの～ドイツに届いた友好の輪～

松　田　邦　雄

今、大阪市大正区はドイツ文化の花盛り！

大正区とドイツのつながりのきっかけは３年前、たまたま毎日新聞（1984年６月）のドイツ在住の写真家藤井寛氏の日独交流への寄与の記事と、『毎日グラフ』に載った「新発掘、知られざる70年前の俘虜収容所脱走もあった！　あるドイツ兵の大阪似島アルバム」（1984年11月）を目にしたことです。グラフには、多数のドイツ人俘虜の生々とした写真と収容所生活が記載されていました。このグラフを見た時は、今まで聞いた事の無い話、それが我が大正区にと、驚きと感動の連続でした。90年前の第１次大戦の話ですから、歴史に造詣の深い西村東一区長に相談すると、「町おこしになるかもしれない、プロジェクトを組んでみましょう」と約束。鳴門市ドイツ館の田村一郎館長も沢山の写真や資料を提供して下さいました。西村区長の抜群の実行力により、「大正区の歴史を語る会」結成と出版、海の時空館での「懐かしい大正区の風景展」を開催。大阪俘虜収容所跡地近くでの史跡碑設置には、ドイツ総領事代行も参加してくれました。「大正ドイツ友好の会」結成、ドイツ俘虜写真展、田村ドイツ館館長のあいさつやその後の堀田大阪市史編纂所長のドイツ俘虜の講演会、西村区長を座長とする大阪俘虜研究会の発足、西村区長の歴史講演会、大正歴史ガイド養成６ヶ月講習と認定証の授与、さらにはベートーヴェン「第九」日本初演の指揮者ハンゼンが大阪俘虜収容所にいたという縁での大正「第九」合唱団の結成と、ドイツ俘虜が広島似島へ移動した２月18日を選び、大阪市長、ドイツ総領事夫人を迎えて第九合唱団発表会も行われました。大正区では、ドイツ文化センターの御協力を得てドイツ文化を探るセミナーも６回開かれました。

そんななか、ドイツの藤井氏からドイツ俘虜の故郷、歴史、交流に来てみませんかとの誘いがあり、西村大正区長のメッセージを携え出発しました。

フランクフルトから車で約４時間、ホルテンの町に捕虜だったシューアマン氏の生家を訪ねました。事前に約束していたカールランゲ氏とお会いでき、新たな事実もわかりました。日本で生活していた捕虜が祖国に手紙を出すことがしばしばあったらしく、その時の様子を知る親族のノースホーゲル氏を探し当て紹介してくださいました。ノースホーゲル氏は、父親がシューアマン氏と幼い時から仲良しだったことや、よく遊んだ子どもの頃の話、日本で捕虜になった当時の手紙のことなどを、まるで昨日の出来事のように語ってくれました。「手紙には『サッカーや遊びで捕虜らしくない生活ぶり』だったと書いてあり、戦争で負けた俘虜としての身分にしてはそぐわない日本での生活ぶりを、子どもである自分に伝えてくれました。在りし日の日本での生活は悲しいものでなかったという内容に、父は生き残り、シューアマン氏ははるか遠い日本で23年の短い生涯を閉じた（大阪俘虜収容所から移った似島でスペイン風邪のため死亡）ことの無念さからも少しは救われたであろうとうかがえました。」と、父親から聞いた話を懐かしそうに語ってくれました。

「日本での俘虜収容所での扱いが今日のドイツとの関係に信頼関係だけでなく、90年過ぎた今も、史跡碑建立など、ドイツ人を想う友好事業を行いたたえてくださることに感激し、日本の大正区が歴史的な事実を受け入れていることをドイツの歴史に残しておきたいと思います。」カールランゲ氏の言葉を聞きながら、涙の出る思いでした。異国で亡くなった若いドイツ人の魂が両国で生き続けているようで、寂しく逝った異国での死が決して忘れられていないことを、シューアマン氏の墓前で報告し、私は冥福を深く祈りました。

シューアマン氏の生家は、現在ペンションになっており、そこで２泊している時、ドイツの新聞“新ルールライン新報”に西村大正区長の友好メッセージが掲載されたことを知り、日本の大正区に史跡碑が建立されたこと、ドイツ人俘虜は日本に多くの文化をもたらし、サッカーもその一つであること、そして今日でも日本の人々はドイツ人捕虜に敬意の気持ちを忘れていないことなどが報じられていました。大正区についての新聞記事を見ながら胸が熱くなりました。

その後、リューネブルク（徳島県鳴門市の交流都市・リューネブルク居住の市民が鳴門市にあった収容所にいたことから）に行き、リューネブルク市長に西村区長の友好メッセージを託し、ゲバル会長が1450年代の不朽の名作建築物が建ち並ぶリューネブルクの街を案内してくださいました。町の美しさは素晴らしく花もいっぱい咲き、建物と自然の調和がバランスよく感激しました。町案内だけでなく、友好の証のメッセージをくださり大正区にお土産をもって帰れるような心境になり、思わず頬がゆるみました。

この時期の６月からドイツ全国一斉に、「ドイツ俘虜物語・バルトの楽園」が封切られていました。一人





の日本の軍人が、陸軍省から捕虜の扱いが生ぬるいと批判され、悩みながらも人間としての誇りを失わないよう尽力する姿や夫を支える妻を凛々しく描いた映画は、戦争も民族も超え、未来を見据えながら互いに何が交流できるのか考える松江所長の姿がドイツ人にどんな風に映るのか、反響が大きいことを聞き、憎しみを持たない人間性を構築する難しさと大切さを思い、人類は一つ、平和ほどありがたいことはないとつくづく思いました。まるで私がドイツを訪れたタイミングに合わせて封切りをしてくれたようで、映画を通じて日本とドイツの親善交流を自然に行えました。

藤井寛氏、カールランゲ氏やフォルカゲバル氏が事前に関係者を探してくださり、感謝でいっぱいでしたが、日本とかかわりのあるドイツ在住の方や、多くのドイツ人と交流がでいきたことも意義深く、心温まるおもてなしに感激することしばしば、大切な思い出ができ人生の財産となりました。おまけに家庭料理までもご馳走になり、ドイツの食生活だけでなく、ドイツ人の気質を肌で感じ、知識で知っていたドイツ人とはまた違う一面も発見し、人間の面白さに出会うこともできました。

南恩加島にあった俘虜収容所の史実の公表から始まった大正とドイツの友好事業によせる区長等の熱意を感じながら、大正ドイツ友好の会会員として、今後もこの事業がさまざまな形で継続し、その際は、ドイツで経験したことや感じたことを発揮できればと思っています。好奇心いっぱいの歴史をよみがえらせる短い旅ではありましたが、日本文化とドイツ文化を語り合える時間が持て、言葉は通じなくても表情で会話が出来、関係者の方々の笑顔あふれる歓迎が非常に嬉しく楽しかったです。

ゲーテの館、ベートーヴェンやショパン他、有名作曲家の生家や演奏した場所も訪ね、その後ハンブルグ、

ベルリンを回り、文化芸術の豊かな国だということを改めて思うとともに、日本祭りもあり、花火も華やかな国ドイツに壮大なロマンを感じる旅となりました。

お世話になりましたドイツの方々はもちろんのこと、史実の公表でドイツ訪問のきっかけとなり、日独交流を撮り続ける藤井カメラマンがドイツ関係者への橋渡しをしてくださり、地域から国際交流を生み出す入り口に立てたことを幸せに思います。心からお礼申しあげます。

（『青島戦ドイツ兵俘虜収容所研究』第５号より転載。一部訂正。）



（リューネブルクの街）

訪独に伴うドイツからの友好の手紙

(1)

大正区長殿

拝啓

本日藤井寛氏と視察員の松田邦雄氏がご夫人と妹さんをつれて訪問され、我々は大変うれしく思っています。今回のご訪問のきっかけは、ホルテン地区出身の元戦争捕虜のフリッツ・シュアマンが第一次世界大戦中の１９１４年から１９年まで大阪、似島の捕虜収容所に抑留され、似島でなくなったことを思い出すためということでした。彼の遺骨は貴国の寛大な処置により、当地に埋葬されたとはいうものの、大正区民の市民の皆様に伝統を重んじる気持ちが深く根ざしており、何十年もの時を越え、当時の兵士たちのことを回顧してくださることがなければ、フリッツ・シュアマンは彼の故郷の地ではとうに忘れ去られてしまっていたことでしょう。
大正区の皆様が、来年も晴れやかなコンサートを通じて、この事実を風化させないというだけでなく、同時に両国の人間の相互理解にも貢献しようとしていることを知り、我々はますます感謝の念を強くしております。

敬　具

２００７年5月２９日、オーバーハウゼン

カール・ランゲ
ケーテ・ランゲ

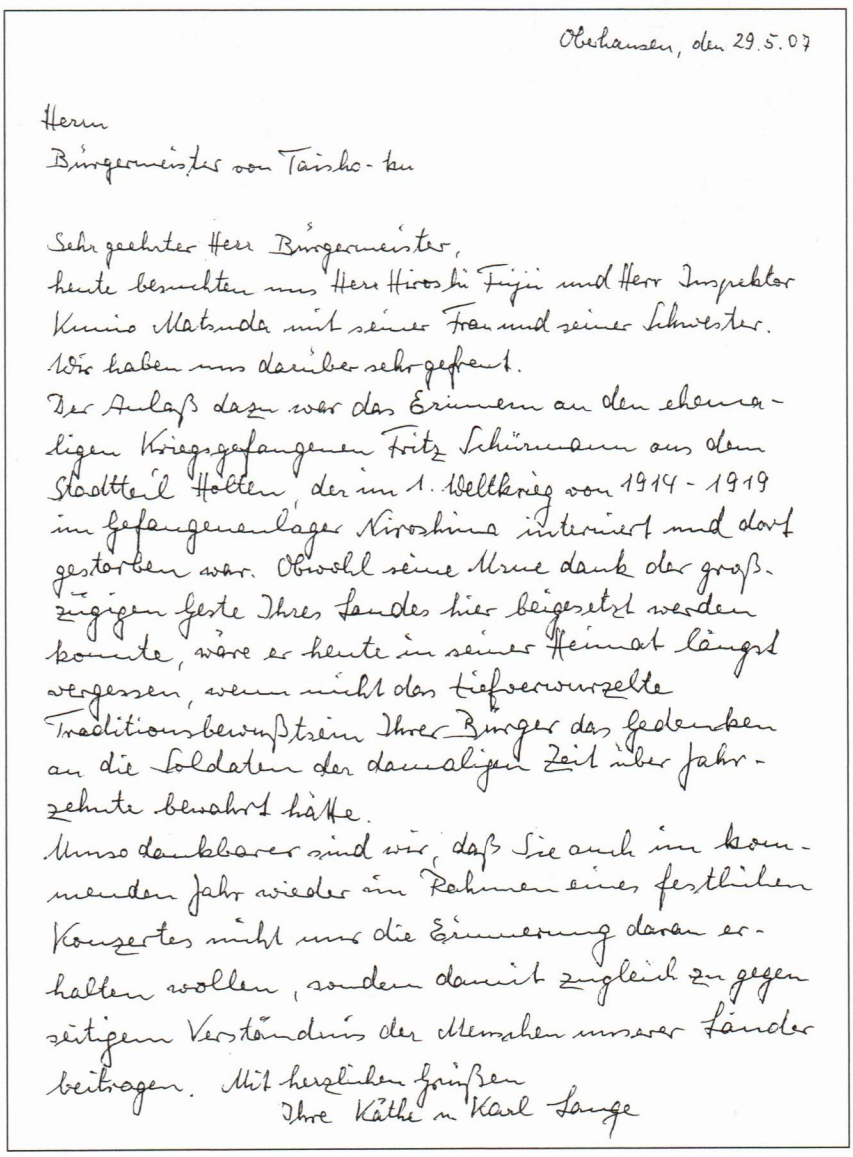

Oberhausen, den 29.5.07

Herrn
Bürgermeister von Taisho-ku

Sehr geehrter Herr Bürgermeister,
heute besuchten uns Herr Hiroshi Fujii und Herr Inspektor Kunio Matsuda mit seiner Frau und seiner Schwester. Wir haben uns darüber sehr gefreut.
Der Anlaß dazu war das Erinnern an den ehemaligen Kriegsgefangenen Fritz Schürmann aus dem Stadtteil Holten, der im 1. Weltkrieg von 1914 - 1919 im Gefangenenlager Kiroshima interniert und dort gestorben war. Obwohl seine Urne dank der großzügigen Geste Ihres Landes hier beigesetzt werden konnte, wäre er heute in seiner Heimat längst vergessen, wenn nicht das tiefverwurzelte Traditionsbewußtsein Ihrer Bürger das Gedenken an die Soldaten der damaligen Zeit über Jahrzehnte bewahrt hätte.
Umso dankbarer sind wir, daß Sie auch im kommenden Jahr wieder im Rahmen eines festlichen Konzertes nicht uns die Erinnerung daran erhalten wollen, sondern damit zugleich zu gegenseitigem Verständnis der Menschen unserer Länder beitragen. Mit herzlichen Grüßen
Ihre Käthe u. Karl Lange

(2)

大正区長殿

拝啓

本日、藤井氏と松田氏およびお連れの皆様をリューネブルクにお迎えし、お知り合いになることができました。
リューネブルク独日協会はすでに日本に多くの友人がおりますが、このようにして大阪にも友を得ることができました。歴史が大阪とわれわれドイツ人を導いてくれたのであり、われわれはこの繋がりをさらに深めて行きたいと考えております。

敬　具

２００７年5月３１日

リューネブルク独日協会
フォルカー・ゲバル

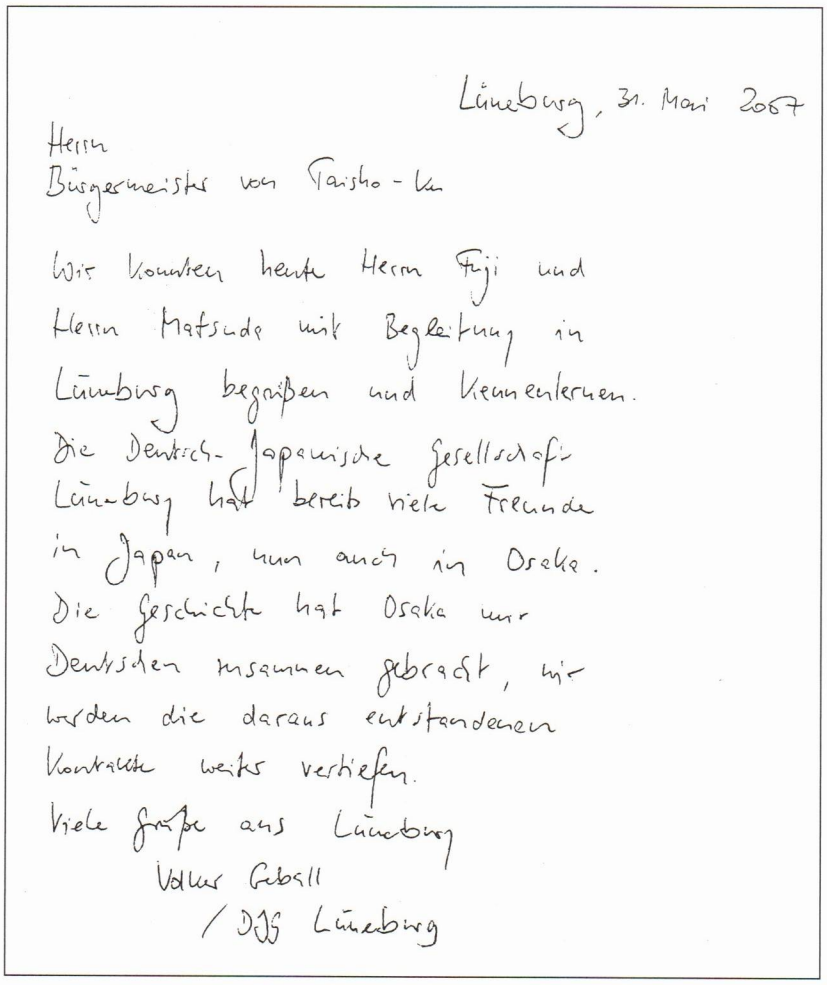

Lüneburg, 31. Mai 2007

Herrn
Bürgermeister von Taisho-ku

Wir konnten heute Herrn Fuji und
Herrn Matsuda mit Begleitung in
Lüneburg begrüßen und kennenlernen.
Die Deutsch-Japanische Gesellschaft
Lüneburg hat bereits viele Freunde
in Japan, nun auch in Osaka.
Die Geschichte hat Osaka nur
Deutschen zusammen gebracht, wir
werden die daraus entstandenen
Kontakte weiter vertiefen.
Viele Grüße aus Lüneburg

Volker Gebell
/ DJG Lüneburg

5、　ある長いものがたり（ドイツＮＲ紙の記事）

どうやって郷土研究家のカール・ランゲ氏が日本のテレビに出演し、新しく日本に友をつくり、日本で捕虜生活を送ったドイツ人について知るにいたったのか？

簡単にいえば、第一次世界大戦において広島に収容され、スペイン風邪にかかって没したホルテン出身の男性が８５年以上を経た今、独日友好に寄与している、といえばいいだろうか。しかし、この本当にあった話は、数多くの偶然のたまものであり、大変な年月をさかのぼる物語である。順を追って話さなければならないだろう。

２００５年９月、郷土研究家カール・ランゲ氏（８２）に、かってなかったような類の問い合わせがきた。ホルテンにシュアマンという家族が住んでいるか、というものであった。ここまではまだ普通だった。その理由が普通ではなかったのだ。ベルリンに住む日本学を専攻しているある女性がプロジェクトの依頼を受け、第一次世界大戦中に、日本で捕虜生活を送ったドイツ人について調査しているというのである。ランゲ氏は郷土料理レストラン「アルト・ホルテン」を営むヴィルヘルム・シュアマンとその兄弟を探し当てた。彼らの「フリッツおじさん」は、１８９３年２月１日にホルテンでフリードリッヒ･シュアマンとして洗礼を受け、建築技師として海軍に従軍し、１９１４年、日本軍の捕虜となり、（大阪を経て）広島近郊の似島に収容され、１９１９年スペイン風邪の犠牲となる。彼の遺体は火葬され、遺骨は故郷に送られ１９１９年８月に埋葬されたという。

それでこの話は終わってもよさそうなのだが、実はこの話は２００５年１１月に本格的に始まるのだった。「あのベルリンのもと日本学の女子大生が１０人編成の日本軍を連れてやってきたんだよ」とランゲ氏は回想する。そして、日本からのカメラチームは半日をかけ、フリッツ・シュアマンの半生をめぐる調査の結果を記録始めたのだ。水曜日の午後で役場は閉まっており、ランゲ氏は女性グループの会合に行っていた牧師を呼び出し、最後にはフリッツ・シュアマンが埋葬されている墓地、そして親戚が営むレストランで記録は締めくくられた。このワクワクするような記録は、２００６年のはじめに日本のテレビで放映されたという。（新広島テレビ制作のドイツ捕虜たちと広島高師の学生たちとのサッカーの試合、試合に参加した捕虜たちのその後等を追ったドキュメンタリー番組）

藤井寛氏のホルテンからの電話

これで終わりそうだが、この話はまだ終わらないのだ。２００６年９月、ランゲ氏に藤井寛という人物が電話をかけてきた。ハンブルクと大阪（横浜）に在住するこのジャーナリストは第一次世界大戦中、日本に捕虜収容されていたドイツ人について取材しており、日本のテレビでランゲ氏のことを知ったのだという。しかも今ちょうどシュアマン家のレストランにいるというのだ。

藤井氏からランゲ氏はドイツ人捕虜の日本での収容生活について、たくさんの話を聞いた。ドイツ人捕虜は日本に多くのドイツ文化をもたらした、と敬意を表された。「劇団を作り、オーケストラを結成したんだそうです。サッカーだってドイツ人が日本人に教えたと藤井さんは言っていたよ」とランゲ氏。

西村東一氏の大正区からの文書

今日でも、日本の人々はドイツ人捕虜に敬意の気持ちを忘れていない。２月１８日には藤井氏の故郷である大阪に、当時の収容所閉所を記念する式典が催され、大正区長の西村東一氏によってその記念碑が建てられた。そして、これらを記念してベートーベンの交響曲第９番が演奏されるにあたり、シュアマン氏とランゲ氏は、西村氏から文書でもって協力を要請されるという栄誉を得た。
彼らは、日本から叔父の遺骨が故郷に送られてきたことへの感謝を伝えた。コーラスでバスを歌ったという藤井氏は、式典には１０００人もの聴衆が集まった、とランゲ氏に書き送った。

日本で収容生活を送ったドイツ人についても、戦後も日本に残ったドイツ人についても、あるいは日本の人々のドイツ人捕虜への敬意や独日友好についても、まだ語られるべきことはある。そして物語はまだ終わっていない。　５月２８日に藤井寛が再び友人を連れてホルテンにやってきたのだ。ランゲ氏はもちろん彼らを歓待する。

カール・ランゲ氏は藤井寛が日本から送ってきた絵葉書や手紙、ファックスを大切にしている。

（　）内は編集部注

NRZ　OBERHAUSEN　Samstag, 12. Mai 2007
NOB_5

Eine Lange-Geschichte

HISTORIE. Wie der Sterkrader Heimatforscher Karl Lange ins japanische Fernsehen, zu einem neuen japanischen Freund und zu Erkenntnissen über deutsche Kriegsgefangene in Japan kam.

MICHAEL NICOLAS

Zusammengefasst könnte man es so sagen: Ein Holtener, der im ersten Weltkrieg in Hiroshima an Spanischer Grippe starb, sollte mehr als 85 Jahre später eine neue deutsch-japanische Freundschaft stiften. Aber diese wahre Geschichte steckt so voller Zufälle und ist zum Teil buchstäblich so weit hergeholt, dass man sie der Reihe nach erzählen muss.

Eine solche Anfrage erreicht nämlich auch den Sterkrader Heimatforscher Karl Lange nicht jeden Tag: Im September 2005 fragte die Dinslakener Stadtarchivarin ihn nach der Holtener Familie Schürmann. Soweit noch nichts Außergewöhnliches. Ungewöhnlich wurde es erst, als sie den Grund dafür nannte: Eine studierte Japanologin aus Berlin forschte im Auftrag eines Projektes über Deutsche, die während des ersten Weltkrieges in japanische Gefangenschaft geraten waren.

Fündig wurde der 82-jährige Lange während seiner Recherchen bei Wilhelm Schürmann in der Traditionsgaststätte „Alt-Holten" und bei dessen Bruder in Voerde. Deren „Onkel Fritz", am 1. Februar 1893 in Holten auf den Namen Friedrich Schürmann getauft, war als Bautechniker im Militärdienst bei der Marine-Artillerie in Kiautschou stationiert gewesen. 1914 geriet er in japanische Gefangenschaft und wurde auf der Insel Ninoshima bei Hiroshima in einem Lager untergebracht. 1919 wurde er Opfer einer Epidemie der Spanischen Grippe. Der deutsche Gefangene wurde eingeäschert, seine Urne in die Heimat geschickt und im August 1919 auf dem Friedhof an der Mattlerstraße feierlich beigesetzt, fand Karl Lange heraus und gab die Daten an die Japanologin nach Berlin weiter.

Hiroshi Fujii ruft aus Holten an

Damit könnte diese Geschichte zu Ende sein, doch im November 2005 ging's erst richtig los. Da rückte sie nämlich an, die Japanologin, „mit einer Truppe von zehn Mann", sagt Lange. Ein komplettes Kamerateam aus Japan filmte mit dem Sterkrader Historiker einen ganzen Nachmittag lang die Recherchen zum Schicksal des Fritz Schürmann. Mit allem drum und dran, mehreren Einstellungen, an den deutschen Originalschauplätzen: An der Wasserstraße in Holten und auf dem Gemeindeamt mit Blick ins Kirchenbuch. Lange weiß es noch genau: „Es war Mittwochnachmittag, das Gemeindeamt geschlossen und ich musste den Pfarrer aus einem Treffen bei der Frauenhilfe holen." Dann ging's zum Friedhof und schließlich in den Gasthof der Schürmanns. Der Film, der aus diesem aufregenden Drehtag entstand, wurde Anfang 2006 im japanischen Fernsehen gezeigt.

Wieder war so ein Punkt erreicht, wo diese Geschichte ein Ende hätte haben können. Hatte sie aber keineswegs. Im September 2006 hatte Karl Lange nämlich eines Tages einen Herrn Hiroshi Fujii am Telefonhörer. Der in Hamburg und Osaka lebende Journalist beschäftigte sich mit deutschen Kriegsgefangenen im ersten Weltkrieg, hatte den japanischen Film mit Karl Lange gesehen – und saß gerade in der Schürmannschen Gaststätte in Holten. Da setzte sich Lange gleich dazu.

Von Fujii erfuhr der hiesige Historiker viel über das Leben der deutschen Gefangenen in Japan. Die hätten viel von ihrer Kultur nach Japan gebracht, berichtete der Japaner respektvoll. „Sie gründeten Theatergruppen und Orchester", berichtet Lange. Und, so habe ihm Fujii versichert, sie hätten den Japanern das Fußballspielen beigebracht.

Toshikazu Nishimura schreibt aus Taisho-ku

Noch heute erweisen die Japaner ihren damaligen Gefangenen Respekt. Am 18. Februar wird in Fudjiis Heimatstadt Osaka ein Gedenktag zur Schließung des Lagers gefeiert. Der Vorsteher des Stadtbezirks Taisho-ku, Toshikazu Nishimura, hat 2006 ein Denkmal errichten lassen. Und für die Feier in diesem Jahr, ein Konzert, bei dem die 9. Sinfonie von Beethoven gegeben wurde, bat Nishimura die Schürmanns und Lange schriftlich um Unterstützung. Ehrensache: Sie formulierten ihren Dank für die Übersendung der Urne ihres Onkels durch die Japaner. 1000 Gäste kamen zu der Feier, wie Hiroshi Fujii, der übrigens im Chor als Bass mitsang, an Lange Ende Februar schrieb.

Viel gäbe es da noch zu erzählen, über die Deutschen in japanischer Kriegsgefangenschaft, über die Deutschen, die nach dem Krieg dablieben, über Respekt und deutsch-japanische Freundschaft. Die Geschichte ist noch nicht zu Ende: Am 28. Mai kommt Hiroshi Fujii mit Freunden wieder nach Holten – und Karl Lange wird natürlich da sein.

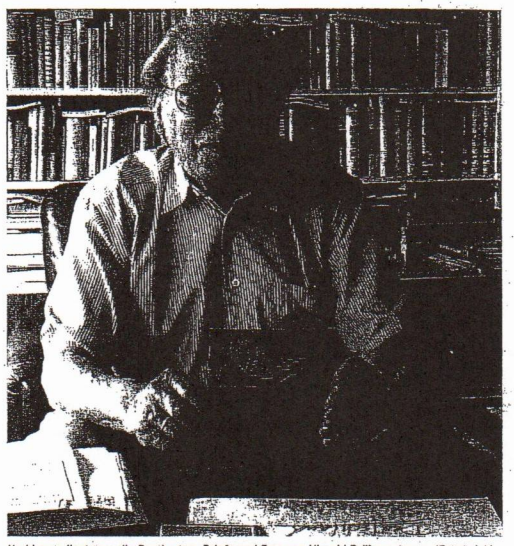

Karl Lange liest gern die Postkarten, Briefe und Faxe von Hiroshi Fujii aus Japan. (Foto: nick)

NR 新聞：2007 年 5 月 12 日付

6、　モニュメント設置から第九合唱に至るまでの新聞報道

① 朝日新聞　　平成18年（2006年）2月9日

捕虜収容所跡 日独友好の碑

第1次世界大戦中、日本の敵国・ドイツ兵の捕虜収容所「大阪俘虜収容所」があった大正区が、両国の友好を深めようと、収容所の跡地そばに「大正ドイツ友好史跡碑」を建てる。収容所の当時の様子を伝える写真約30点を紹介する展覧会も20～28日、区役所で開く。

大正区が建立へ

06.2.9 朝日(朝刊)

収容所は1914年11月から17年2月まで、同区南恩加島にあった。ドイツの租借地だった中国・青島周辺で日本軍と戦い、捕虜になったドイツ兵約760人は木造平屋の建物30棟に収容され、朝晩の点呼以外は演劇や音楽、サッカーなどを楽しむ生活を送っていたという。

同区は04年、郷土の歴史を見直し町づくりに生かすため、かつての姿を知る住民約70人に呼びかけ「大正区の歴史を語る会」を発足。座談会を計6回開き、思い出や体験を語り合ってもらった。その中で、収容所の存在を後世に伝えるべきだとの提案があった。

史跡碑（高さ180㌢、幅125㌢）には、「大正ドイツ友好の会」（会員約40人）を中心に、ドイツとの交流を進めていくという。

板（縦80㌢、横90㌢）をはめ込む。除幕式は18日午後1時から、同区平尾1丁目の平尾公園で開かれる。

西村東一区長は「大阪の一地域から国際交流の輪が広がることを期待している」と話す。

今後、新しく発足した「大正ドイツ友好の会」（会員約40人）を中心に、ドイツとの交流を進めていくという。

「後世に伝えるべき」住民提案

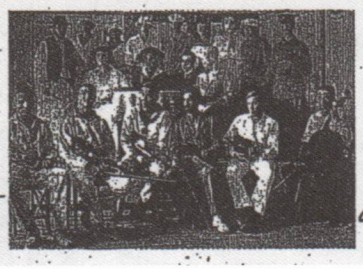

「大阪俘虜収容所」に収容されていたドイツ兵たち＝いずれも徳島県鳴門市の鳴門市ドイツ館提供



ドイツ兵捕虜を収容した「大阪俘虜収容所」

「会」発足 20日から写真展開催

② 大阪日日新聞　　平成18年（2006年）2月20日

関係者らの手によって除幕された史跡碑

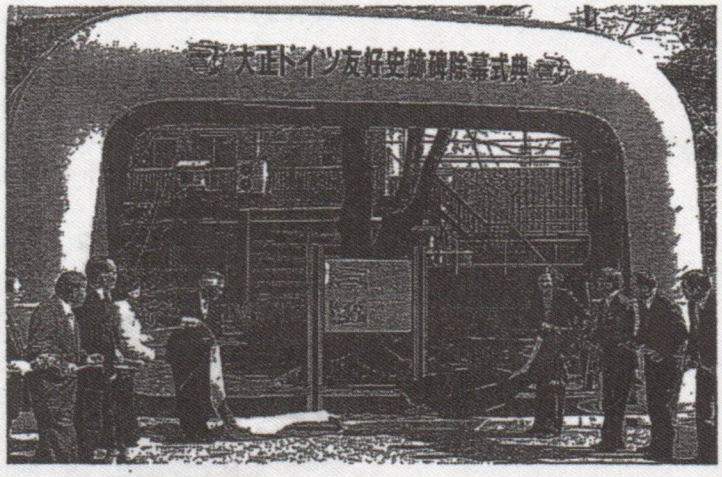

友好の輪 広げたい

大正、ドイツ 史跡碑の完成祝う

06.2.20 大阪日日

●大正区

第一次世界大戦中、ドイツ兵の捕虜を収容した「大阪俘虜（ふりょ）収容所」の跡地に面した大正区平尾一丁目の平尾玄関公園で十八日、収容所の歴史や当時の様子を伝える史跡碑の除幕式が行われた。

史跡碑は、高さ百八十㌢、幅百二十五㌢。ステンレス製の板をはめ込み、日本語とドイツ語の両方で碑文が書かれている。昨年十一月に発足した「大正ドイツ友好の会」（中道良明代表、約四十人）が設置を計画した。

式では、代表の中道さんが「設置を機に、ドイツとの友好の輪を広げていきたい」とあいさつ。西村東一区長も「収容所の存在を後世に語り継ぐとともに、大阪におけるドイツ文化の発展を願う」と述べた。

また、地元・平尾小生涯学習グループは、ドイツ民謡「故郷をはなるる歌」のコーラスを披露。エルケ・ティート大阪神戸ドイツ連邦共和国総領事代行や鳴門市ドイツ館の田村一郎館長ら関係者のほか、集まった約三百人の地域住民らが史跡碑の完成を祝った。

（玉邑哲也記者）

甦る「大阪俘虜収容所」

新たな友好 築くきっかけに

いまから九十年前、大阪・大正区に、第一次世界大戦で敗れた七百六十人ものドイツ兵捕虜がいた。ドイツ兵の捕虜収容所といえば、日本で初めてベートーベンの「第九」が演奏された徳島県鳴門市の「板東俘虜収容所」が有名だが、「大阪俘虜収容所」でも人道的な運営がなされてきたことが一昨年、同区が始めた歴史の町づくり事業「大正区の歴史を語る会」の古老の話を発端に明らかになってきた。長い眠りから覚めた〝町の記憶〟が、同区に新たな鼓動を与えている。（服部素子）

大阪俘虜収容所は、大正三年（一九一四）十一月から六年二月まで同区南恩加島にあった。第一次世界大戦の勃発により、日英同盟に基づき連合国の一翼として参戦した日本は、ドイツ軍が極東基地としていた中国・青島を攻撃、約四千七百人のドイツ将兵を捕虜とする。

彼らは東京、名古屋、福岡など全国十二カ所に設けられた捕虜収容所に送られることになり、内七百六十人が「大阪俘虜収容所」にやってきた。この中には、後に神戸でドイツ菓子「ユーハイム」の創業者となるカール・ユーハイムもいた。

当時の公式記録である「大阪俘虜収容所記事呈出の件通牒」（鳴門市ドイツ館所蔵）によると、施設は純日本式木造平屋建て畳敷きで二十棟。一棟を十室に分け、将校は一人一室、下仕卒は二―四人一室が与えられ、便所は洋式に改造。日々の生活は、捕虜の人道的扱いを決めたハーグ条約の精神に従い、朝夕二回の点呼以外、労働は特になく、娯楽として読書、演劇、音楽、サッカー、器械体操などが行われていたことが、残された写真から浮かぶ。

「演劇の写真には女装をした捕虜の姿もあります。意外だったのは、捕虜にもかかわらず将校や仕官待遇の百十三人に対し、俸給として合計月千九百八十四円八十銭が支給されていたことです」と、通達の読み解きに腐心した西村東一区長は驚きを隠さない。

加えて、大阪俘虜収容所の最大の特徴が、ドイツ兵たちが自炊した食事の質の高さだった。献立表を見ると、兵士クラスで朝はコーヒーと白パン、黒パン。昼はシャガイモと肉（牛肉、豚肉またはベーコン）と野菜、夜はシャガイモと牛肉など。将校では、昼はスープやサラダ、デザートの菓子もついた。捕虜たちが同収容所を出るとき、平均四㌔の体重増加があったという。大正五年三月に全国の収容所を調査した在日アメリカ大使館のサムナー・ウエルズも、その報告書の中で「複数の調理場と提供される食事は抜群」と絶賛している。

一方、ドイツ軍捕虜収容所研究家としても知られる鳴門市ドイツ館の田村一郎館長によると、板東捕虜収容所で日本初演となる「第九」の指揮をしたヘルマン・ハンゼンが、日本への第一歩を大阪俘虜収容所に記したこと、約一カ月後、二百六人の兵士とともに徳島俘虜収容所へ移り、その後、板東に入所したことがわかっているという。歴史に「たら」「れば」は禁物だが、「もし、ヘルマン・ハンゼンが大阪に残っていたら」と想像してしまう。

大正六年、ドイツ兵捕虜たちは、十二の収容所を六つにまとめるという日本軍の方針により、広島の似島（現・広島市中区）に移動、大阪俘虜収容所の幕は閉じる。

去る二月十八日、同区の平尾亥開公園で「大正ドイツ友好史跡碑」の除幕式が行われたが、くしくもこの日は、彼らが大阪から似島に立った日でもある。

また、板東俘虜収容所を舞台にした映画「バルトの楽園」（出目昌信監督、松平健主演＝東映）がこの六月公開される。

本年度は「日本におけるドイツ年」。西村区長は「九十年近く区民の心から忘れ去られていた町の歴史がいま甦ったことに、強い縁を感じます。この事実を多くの人に知っていただき、新たなドイツとの友好や他の収容所のあった町とのネットワークを進めたい」と話す。映画には大阪は登場しないが、「強い後押しを感じます」とも。甦った〝町の記憶〟を核にした町起こし構想が広がる。

06.3.10 サンケイ(朝)



大阪俘虜収容所のオーケストラ（鳴門市ドイツ館所蔵）。大正区の平尾亥開公園に設置された「大正ドイツ友好史跡碑」にも、この写真が刻まれている

大正区民210人が「第九合唱団」

第一次世界大戦のドイツ兵「大阪俘虜収容所」所在地

06.6.14 毎日朝

第一次世界大戦中にドイツ軍捕虜収容所が設置されていた大阪市大正区で、今月、区民210人がベートーベンの第九交響曲を歌う第九合唱団を結成した。当時、収容所内でコンサートや演劇などが行われていたといわれ、収容所の閉所日と同じ来年2月18日、千島体育館で発表会をする。サッカー・ワールドカップやドイツ軍捕虜収容所を題材にした映画「バルトの楽園」などで、ドイツに注目が集まる中、団員らは先人の交流に思いをはせながら練習に励んでいる。【山根真紀】

1914年に始まった第一次大戦でドイツ人など約4700人が捕虜になり、日本国内12カ所に収容所が設置された。大正区に同年開設し206人を収容した「大阪俘虜収容所」では、捕虜のドイツ人が娯楽として演劇、コンサート、サッカーなどを楽しんでいたと伝えられ、写真も残っている。

区と区民有志が昨年6～7月に開催した「大正区の歴史を語る会」で、区内に収容所があったことが広く知られるようになり、同11月、約40人が「大正ドイツ友好の会」を結成。今年2月には「大阪俘虜収容所」の跡地近くの平尾玄関公園に記念碑を建てた。



9日の発足式で初練習に臨む合唱団員＝泉洋さん提供

「歴史を語る会」から「友好の会」が生まれ

来年2月18日に発表会

さらに、ベートーベンの「第九」が国内で初めて演奏された鳴門市の「板東俘虜収容所」で初演奏を指揮したドイツ人が、大阪俘虜収容所に1カ月収容されていたことから、区が「第九」の合唱団結成を提案した。当初は100人程度を想定していたが、19～81歳の男女210人が応募。今月9日に発足式を行った。

合唱団は、毎週金曜夜に練習を重ねる。団員は男性を中心に引き続き募集している。

団員でもある西村東一区長は「工業のイメージが強い大正区で新しい文化を育てていきたい」と話している。

聴衆1000人「ブラボー」



歓喜の歌を熱唱する団員たち

大正区に設けられていたドイツ人捕虜収容所が縁で誕生

「大正区第九合唱団」デビュー公

…九管弦楽団とともに…

発足9カ月感動の舞台

07-2-23 大阪日日

大正区　「大正区第九合唱団」のデビュー公演が十八日、同区千島二丁目の千島体育館で開かれ、団員約二百五十人が声を高らかに響かせ、会場は「ブラボー」の歓声に包まれた。

同合唱団は大正区にドイツ人捕虜収容所が存在したことが縁で、友好発展を目的に昨年六月に発足。

団員たちは約千人の聴衆を前に、ベートーベンの「交響曲第九番」第四楽章を熱唱。タクトが下りた瞬間、観客は総立ちで喝采（かっさい）を送った。

バスの赤羽三郎さん（七三）は「これだけの感動が得られて苦労したかいがあった」とうっすら涙。アルトの泊三幸さん（六五）は「来場者との一体感は、震えが来るほどうれしかった」と満足した表情を見せていた。

九カ月間、団員の指導に当たり、ソロパートを歌い上げたソプラノの熊本佳永さんは「デビューとしては花丸のでき。フィナーレの瞬間はほっとした」と胸をなでおろしていた。

この日は同収容所閉鎖九十周年の記念日。ドイツ総領事夫人のマリオン・アメルンクさんは「区民の皆さんが遠い昔の話を大事にして、こうしたイベントを開いたことに一ドイツ人として非常に感銘を受けた」と話していた。

（清水貴嗣）

7、　大正ドイツ友好事業　活動報告

■大阪俘虜収容所碑の設置（平成18年2月）

第1次世界大戦中「大阪俘虜収容所」が大正区に置かれていたとの史実に基づき、地域とドイツとの友好の絆を深め、これからの国際交流の一助とするため、2月18日に約300名の方が平尾亥開公園に集まり《大正ドイツ友好記念史跡碑》除幕式典が開催されました。

当日は、エルケ・ティート　大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事代行及び田村一郎　鳴門市ドイツ館長からスピーチをいただきました。続いて、平尾小学校生涯学習グループ（指揮:多田泉さん）によるコーラス（ドイツ民謡「故郷をはなるる歌」）が公園に響き、式典に彩りをそえました。

また、当時の捕虜生活風景の写真展と記念コンサートがアゼリア大正で開催されました。



史跡碑に見入る関係者



「故郷をはなるる歌」の合唱

■大正区「第九」合唱団発足式（平成18年6月）

平成18年6月9日、大正区コミュニティセンターホールで、大正区「第九」合唱団発足式が行われました。

「サッカーW杯ドイツ大会開幕日と合唱団設立の発足式が重なり大きな喜び」と「大正ドイツ友好の会」中道会長からの挨拶を皮切りに、西村大正区長は「歴史を語る会からドイツ友好の会が生まれ、合唱団が誕生。歴史を知り音楽を広め、ドイツ友好への道をこの合唱団を拠点に、ドイツが大正区の代名詞になり、身近に感じられる国になれるといいですね」と、熱い思いを込めました。

映画「バルトの楽園」プロモーションビデオ上映もあり、短い時間の中からも、当時の様子を彷彿させる場面に、参加者全員が見入っていました。

合唱団員に登録された200名を越す方々や、区選出の府・市会議員や音楽総合プロデュース・指導講師の方々、地域でご協力くださった皆さんが出席し、にぎやかな発足式となりました。



■大正区第九合唱団デビュー公演（平成19年2月）

大正区第九合唱団デビュー公演を開催しました

大正・ドイツ友好記念事業として、昨年6月9日に誕生した大正区第九合唱団のデビュー公演（大正区第九合唱団発表会実行委員会、大正区役所主催）が07年2月18日、千島体育館で行われました。


←日種さん





開会にあたり、主催者を代表して大正区第九合唱団発表会実行委員会の中道委員長のあいさつと、ドイツ連邦共和国総領事夫人のマリオンさんからご挨拶と総領事の祝辞の代読がありました。

続いて、鳴門市ドイツ館の田村館長から「第九事始」と題して記念講演をいただき、また、大阪俘虜収容所の史実を公表し、この事業のきっかけをつくっていただいた藤井カメラマンによる遺族からのメッセージ代読と活動の報告がありました。


←西村大正区長


←中道実行委員長


←西風団長


←關大阪市長


→田村館長


→マリオンさん


→藤井カメラマン

また、公演には、関市長が最初から最後まで出席され、この日集まった大勢の方は、当時の様子やドイツとの友好にそれぞれが思いをはせているようでした。

エウフォニカ管弦楽団の演奏で、240名の団員による、ベートーヴェン作曲「交響曲第九番」第3楽章・4楽章の合唱が高らかに響いた千島体育館。優しい慈しみのようなものがみなぎり、深い喜びが約1300名もの観客をうならせ、協調性のある区民の技はとてもすばらしいものでした。第九のテーマを見事にすくいあげ、練習で挫折しそうになった人も、

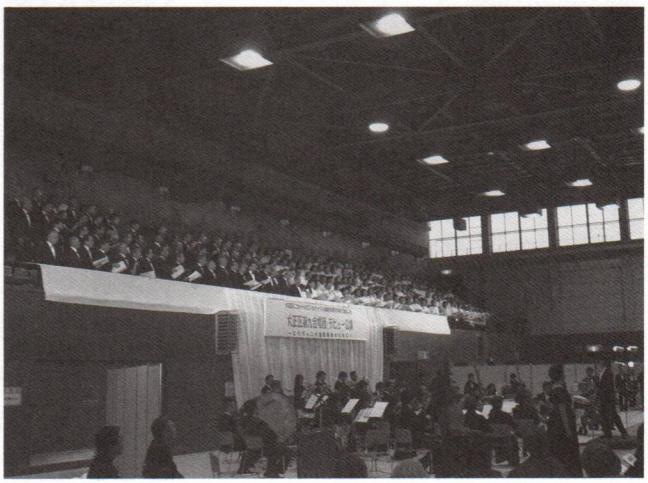
大正区第九デビュー公演　　平成19年2月18日

声が出なくて苦しみを味わった人も「歓喜の歌」の本当の喜びを体中で感じられたように見え、舞台と観客が一体になった瞬間、芸術が与える感動の大きさを証明したかのようでした。

オーケストラをバックに舞台で歌える機会は、人生の中でそうあるものでなく、熱心な講師陣にも恵まれ、一人ひとりが努力をし、ドイツ語で歌えたことを、そして区民に目に見えない宝物を授け、感動を与えたことを団員は誇りに思い、今後も合唱団継続の努力をしてほしいと思います。

たった９カ月の、しかし、とてつもなく熱心だった練習の賜物が花開いた瞬間、この事業のもたらす意味と成功を同時に感じながら、この日初めてクラッシク音楽に接した多くの区民の方々も、音楽の良さを認識し、それがきっかけとなり音楽に親しむ機会を増やしてほしいと思います。

■第２回大正区第九合唱団公演（平成 20 年２月）

大正ドイツ友好記念事業として一昨年発足した「大正区第九合唱団」が、昨年２月のデビュー公演に続き第２回公演が、２月 11 日（祝）千島体育館で 1100 人の観客が集い、開催されました。

ドイツ総領事館関係者からの祝辞や関係者のあいさつの後、エウフォニカ管弦楽団の演奏で、約 200 名の団員による、混声合唱のための唱歌メドレー“ふるさとの四季”で始まり、その後、“交響曲第九番（合唱付）OP125”が披露されました。昨年は第３・４楽章だけだったのが、今年は全楽章を演奏、そして第４楽章を見事に歌い上げ、一年間の練習の成果が大勢の観客をうならせ、その声量と歌唱力に協調性のある区民の技を見る思いでした。

昨年のデビュー公演を聴き、新しく団員になり参加した方は、譜読みの努力から始まり「難しいドイツ語で歌えるのかしら?」と尻込みしていたのが嘘のように、経験者はもっと上手になろうと練習を続け、やっと迎えた晴舞台。合唱団発足当時は予想もしなかった力強い歌声に、まさに「継続は力なり」という言葉が当てはまるように思えました。その姿を見ていると日々努力の結晶が白と黒で統一した服装にも輝き、団員の表情は皆一様に充実感があふれていました。

“苦悩から歓喜へ”第九のテーマを時には優しく、時には力強く歌い上げ、深い慈しみのようなものがこみ上げた時、舞台と観客が一つになり、クライマックスを迎え、その歌声はドイツ友好の輪となり、遠い異国の地に届いたことと思われます。今後は定期演奏会として定着し、区民の歌う第九が声高らかに流れドイツ友交のこだまとなり親交し、そして音楽が彩るまち『夢のせて　ちょっと目を引く　大正区』になってほしいと思います。

オーケストラの演奏で舞台に立つことはめったになく、その緊張感の中で新しい発見も見つかり、何が大切で何が不足しているのか、初めて気づくことも多くあるはずです。それを次に活かして、いいものをつくりだしていく喜びが感動を呼び起こす。

団員がますます増え、来年もまた素晴らしいハーモニーで「第３回大正区第九合唱団定期公演」を実現させ、観客を魅了してほしいと思います。区民の力で区民のために・・・



第２回大正区第九合唱団公演　　平成 20 年２月 11 日



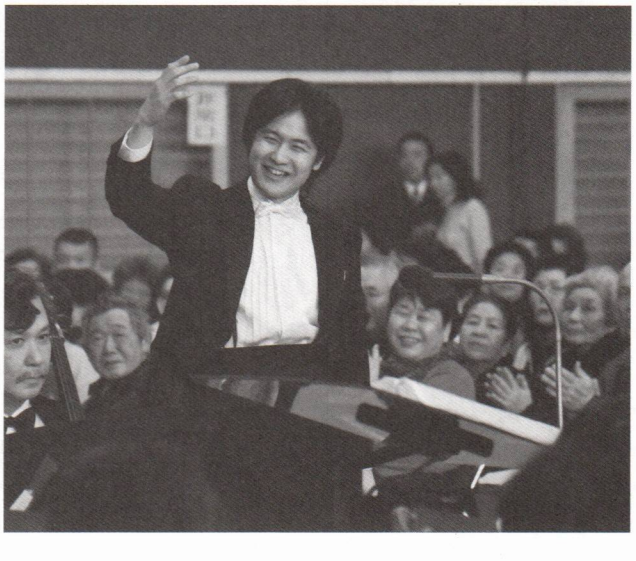





■**ドイツセミナー**（平成19年7月～9月）

7月から毎月2回、ドイツ文化センターの桂木忍さんを講師に3ヶ月にわたり開催したドイツセミナーが終了しました。

大正区では、第1次世界大戦のドイツ兵捕虜収容所の縁から、収容所の隣地に史跡碑の設置や「第九」合唱などに取り組んできましたが、平成19年度の取り組みとして「ドイツセミナー」を始めました。募集にあたっては「難しいドイツ語の勉強会なんて」という声も聞こえてきましたが、実際はドイツ居住歴もある知的で清楚な桂木講師の工夫あるやわらかい内容で進められ「ドイツまるごと案内」といった雰囲気のセミナーになりました。ドイツの歴史や音楽にまつわる秘話、ドイツ人の性格や暮らしぶりを教えていただくなど、毎回アンケートをとりながら作成した資料を基にスライドもうまく活用したセミナーでした。

このセミナーの特色は、ワグナーやベートーベンの音楽を聴くことや、毎回500円の負担でパンやクッキー、ソーセージから漬物までをワインやビールを片手にドイツの食に親しむ機会があることでした。これらの準備も桂木講師の手配で、申し訳なく思いながら、隔週の土曜日が楽しみでした。9月末の番外編ではドイツ料理店でセミナー会員向けのメニューも入った料理を堪能したり、11月末にはドイツ文化センターのある梅田のスカイビル前の「ドイツクリスマスマーケット」の体験ツアーまで行いました。平成20年度もさらにパワーアップした「ドイツセミナー」を開催する予定です。

＜開催した内容＞

第1回　ノイシュヴァンシュタイン城とその周辺
第2回　ロマンチック街道とその周辺
第3回　ライン川とその周辺①
第4回　ライン川とその周辺②
第5回　ハンザ都市とその周辺①
第6回　ハンザ都市とその周辺②



詳しくは大正区役所のホームページ「わがまちトピックス」を御覧下さい。

＜大正区役所　区民企画担当（市民活動推進）広報担当＞

★各ドイツセミナーの講義の内容についても次のURLからご覧になれます。（全6回）

第1回目：（ノイシュヴァンシュタイン城とその周辺）
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info900310772132058.html

第3回目：（ライン川とその周辺（1））
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info900310794114057.html

第4回目：（ライン川とその周辺（2））
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info90031079411525.html

第5回目：（ハンザ都市とその周辺（1））
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info9003107941261.html

第6回目：（ハンザ都市とその周辺（2））
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info9003107941261.html

受講者インタビュー：
http://www.city.osaka.jp/oshirase/taisho/html/info900310794144946.html

編　集　後　記

大正時代に、現大正区にドイツ兵の捕虜収容所（当時は俘虜収容所と言われていた）があったことが再発見され、平成18年2月に記念のモニュメントが建てられてから、収容所のことをもっと明らかにし、それを区民に伝えたいということで、大阪俘虜収容所研究会が発足し、その成果として本書を発行することになりました。発足が平成19年5月ですから、1年たらずで刊行するのはいささか時間が短かかったかもしれません。　しかし、ほかの収容所のあった場所では着々と研究が進んでいる現状ですので、大阪俘虜収容所も何かの形を残して置きたいというのが、俘虜収容所研究会の一致した意見でした。まずは「収容所記事」の翻刻作業と、当時の新聞記事の検索（大阪朝日―赤羽三郎・神尾栄一、大阪毎日―山口謙一、大阪時事新報―堀田）にとりかかりました。その作業が進み始めたころ、岡山大学の高橋輝和先生から電話があり、大阪の俘虜収容所について調べているのであれば、平成20年10月に岡山大学で開く予定のシンポジュームに参加するようにという要請でした。この電話は、大きな意味を持つことになりました。これを契機として高知大学の瀬戸武彦先生とも連絡がつきました。そして両先生の貴重な報告を本書に収録させていただくことが出来ました。両先生には厚く感謝申し上げます。

また、1984年（昭和59）、最初に大阪俘虜収容所が写っている「エアハルト・アルバム」を紹介された藤井寛氏からは、そのアルバムの発見の経過と、それ以後日本各地の俘虜収容所を調査研究されているお話を伺いました。本書には、大阪俘虜収容所に関わる分について特別寄稿という形で、その成果の一端を披露していただきました。取材を通じて得られた豊富な知識の一部に過ぎないとのことです。

新聞記事については、マイクロでの検索だったので大変でした。見落としがあるかもわかりません。新聞記事を翻刻する作業が大変で、研究会の満谷健作氏が1人で全部を担当されました。敬意を表したいと思います。新聞の記事中には貴重な写真があり、当時の印刷技術で鮮明でないのが残念です。また新聞社にも当時のものは残っていないようです。新聞記事の掲載には、朝日新聞社・毎日新聞社から了解を得ました。

防衛研究所所蔵史料の翻刻も苦労がありました。これについては、原本の綴じ込みが強くて真ん中が読めないのに加えて、当時のガリ版印刷だったので不鮮明なところが多く、その解読にあたっては、高木博文氏の協力を得ています。感謝の意を表したいと思います。

また、瀬戸先生を通じて、篠田和絵氏から「ヴァルツァー・アルバム」の写真を利用させていただくことが出来たのは幸運でした。「エアハルト・アルバム」とともに、俘虜収容所の記録として大事にしたいと念じています。また篠田和絵様には御礼を申し上げます。

最後になりますが、本書に載せている資料はごく一部にすぎません。防衛研究所図書館はもちろんですが、外務省外交史料館の資料についてはほとんど見る時間がありませんでした。いろいろな課題は積み残していますが、本書がこれからの研究の第1歩となることを期待しています。　（文責　堀田暁生）

執筆者紹介（五十音順）

瀬戸　武彦　1945年（昭和20）旧満州の新京（現長春）に生まれる。
東北大学大学院修士課程修了。
高知大学人文学部教授。ドイツ文学、日独文化交流史。
編著書：『青島から来た兵士たち―第一次世界大戦とドイツ兵俘虜の実像』（同学社、2006年）
訳書：『ディ・バラッケ』第3巻・第3巻、鳴門市ドイツ館、2005年・2007年
『世界の民話31―カリブ海』、ぎょうせい、1985年
論文：「青島をめぐるドイツと日本」、(1)～(5)、高知大学学術研究報告・人文科学編、1995年、1999年～2001年、2003年

高橋　輝和　1944年（昭和19）香川県生まれ
関西大学大学院修士課程ドイツ語文学専攻終了
現在：岡山大学大学院社会文化科学研究科教授、博士（文学）
専門：ドイツ・ゲルマン言語文化論
著書：『ゴート語入門』（クロノス、初版1982年、改訂増版1999年）、
『古高独語詩「ゲオルクの歌」の研究』、岡山大学文学部、1990年　『古期ドイツ語文法』大学書林、1994年
『シーボルトと宇田川榕菴-江戸蘭学交遊記』、平凡社、2002年　『古期ドイツ語作品集成』、渓水社、2003年

藤井　　寛　1948年（昭和23）大阪府に生まれる。
東京写真専門学校（現東京ビジュアルアーツ）卒業、獨協大学外国語学部ドイツ語学科中退。
1975年、旧西ドイツに渡航。ハンブルグ市で、Euro-Japan-Fotoagentur　設立（Hansa-Photo-Pressに改称）。
日独交流センター（Schloss-Mitsuko　Todendort/Teterow　in　Germany　理事役員兼務
著作：写真集『アマゾン　インディオの奇祭　ボイ　ブンバ』　アミューズメントプレスジャパン、2004年
『和良（日本・ラトビア語）学習辞典』（編纂委員）、第1巻・第2巻、2006年

堀田　暁生　1945年（昭和20）大阪府生まれ
関西学院大学大学院博士課程日本史学専攻単位取得、退学
大阪市史編纂所長
編著書：『大阪川口居留地の研究』思文閣、1995年
『大阪府の歴史』山川出版、1996年
『大阪市の歴史』創元社、1999年

協力者一覧（敬称略　順不同）

㈱朝日新聞社、毎日新聞社、産経新聞社、大阪日日新聞、大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館、防衛省防衛研究所図書館、国立国会図書館、鳴門市ドイツ館、大阪市史編纂所、ドイツ文化センター館長ペトラマトゥシェ、桂木　忍、大正郵便局、(故)山北与三郎、満谷喜助、篠田和絵、高木博文、田村一郎、藤井寛、フリードリヒ・シュアマン、マルガレーテ・シュアマン、エルゼ・シュアマン、カール・ランゲ、ケーテ・ランゲ、ワルター・イエーキッシュ、フォルカー・ゲバル、日種貞子、小阪清行、瀬戸武彦、高橋輝和、大西二郎、大阪製鉄㈱、大林道路㈱

大阪俘虜収容所研究会

西村東一（座長）、堀田暁生、松田邦雄、赤羽三郎、有田義雄、(故)大谷重治、小川隆正、神尾栄一、野間知君、藤野良明、満谷健作、山口謙一、西本正人

大阪俘虜収容所の研究

—大正区にあった第一次大戦下のドイツ兵収容所—

平成20年3月発行

編　集　　大阪俘虜収容所研究会
　　大正ドイツ友好の会

発　行　　大正区役所

印　刷　　株式会社栄光堂印刷所

赤羽三郎 1933.6.1
58.6.1生



大阪俘虜収容所の研究

—大正区にあった第一次大戦下のドイツ兵収容所—